昭和十四年版

羣書類從

第貳拾貳輯

東京
續群書類從完成會

群書類從第貳拾貳輯目次

武家部

群書類從第貳拾貳輯目次終

群書類從卷第四百

撿挍保己一集

武家部一

御成敗式條（一作目）　貞永元年八月日（一作十日）

於先々成敗者。不論理非不及改沙汰。至自今以後者。可守此狀也。

一可修理神社專祭祀事。

右神者依人之敬增威。人者依神之德添運。然則恒例之祭祀不致陵夷。如在之禮奠莫令怠慢。因玆於關東御分國々幷庄園者。地頭神主等各存其趣。可致精誠也。兼又至有封社者。〔イ无〕任代々符。小破之時且加修理。若及大破令言上子細者。隨其左右可有其沙汰矣。

一可修造寺塔勤行佛事等事。

右寺社雖異。崇敬是同。仍修造之功。恒例之勤。宜准先條莫招後勘。但恣貪寺用於不勤其役之輩者。早可令〔之イ〕改易彼職矣（一作也）。

一諸國守護人奉行事。

右右大將家御時所〔之イ〕被定置者〔イ无〕。大番催促謀叛殺害人（付夜討。强盜。山賊。海賊。）等事也。而至近年分補代官於郡鄕。充課公事於庄保。非國司而妨國務。非地頭〔之イ〕而貪地利。所行之〔イ无〕企甚以無道也。抑雖爲重代御家人。無當時之所帶者不能驅催。兼又所下〔之イ〕司庄官以下。假其名〔者イ〕於御家人。對捍國司領家下知云々。如然之輩。可勤守護（一有所字）役之由縱雖望申。一切不可加催。早任右大將家御時例。大番催促（催促二字一作役一字）幷謀叛殺害之外。可令停

止守護之沙汰。若背此式條目〔一作〕相交自餘〔之イ〕事者。或依國司領家之〔イ无〕訴訟。或就〔依イ〕地頭土民之愁欝。非法之至爲顯然者。被改所帶之職〔イ无〕。可補穩便之輩也。又至代官〔者イ〕可定一人也。

一同守護人不申事由沒收罪科〔之イ〕跡事。

右重犯之輩出來之時者。須申子細隨〔過イ〕其左右之處。不決實否不糺輕重。恣稱罪科〔イ无〕之跡私令沒收之條。理不盡之沙汰。甚自由之姧謀也。早注進其旨〔矣イ〕。宜令〔一无〕蒙裁斷〔許イ〕。猶以違犯者。可被處罪科焉。次犯科人田畠在家幷妻子資財〔之イ〕事。於重科之輩者。雖召渡守護所〔之イ〕。至田宅妻子雜具等〔雜イ〕者。不及付渡。兼又同類事。縱雖載白狀。無財物者。更非沙汰之限。

一諸國地頭令抑留年貢所當事。

右抑留年貢之由有本所之訴訟者。即遂結解可請勘定。犯用之條若無所遁者。任員數可〔于イ〕辨償之。但於爲少分者早速可致沙汰。至過分者三箇年中可辨濟也。猶背此旨令難澁者。可被改易所職也。

一國司領家成敗不及關東御口入事。

右國衙。庄園。神社。佛寺。爲本所之進止於沙汰出〔出イ〕來者。今更不〔イ无〕及御口入。若雖有申旨。聊〔一作致〕不能敍用焉。次不帶本所擧狀致越訴事。諸國庄園幷神社佛寺領。以本所擧狀可經訴訟之處。不帶其狀〔イ无〕者既背道理歟。自今以後不及成敗矣。

一右大將家以後代々將軍幷二位殿御時所充給所領等依本主訴訟被改補否事。

右或募勳功之賞。或依官仕之勞拜領之事。非無由緒。而稱先祖之本領。於蒙御裁許者。一人縱雖開喜悅之眉。傍輩定難成安堵之思歟。濫訴之輩可被停止。但當時給人有罪科之時。本主守其次企訴訟事。不能禁制歟。次代々御成敗畢。後擬申亂事。依無其理被弃置之

一狼藉時不知子細出向庭輩事。

右兼日於同意與力之輩者。不及子細。至其輕重者。兼難定式條。尤可依時宜歟。若爲聞實否。不知子細出向其庭者。不可及罪科矣。

一帶問狀御教書致狼藉事。

右就訴狀被下問狀者定例也。而以問狀致狼藉事。奸濫之企難遁罪科。所申爲顯然之僻事者。給問狀事一切可被停止矣。

起請。

御評定間理非決斷事。

右愚暗之身依了見之不及。若旨趣相違事。更非心之所曲。其外或爲人之方人。乍知道理之旨。稱申無理（一作道）之由。又爲非據事。號有證跡。爲不顯人之短。乍知子細付善惡不申之者。事與意（一作意與事）相違。後日之紕繆出來歟。凡御評定之間於理非者。不可有親疎。不可有好惡。只道理之所推。心中之存知不憚傍輩。不恐權門。可出詞也。御成敗事切之條々。縱雖不違道理。一同之憲法也。設（一作課）雖被行非據。一同之越度也。自今以後相向訴人幷其緣者。自身者雖存道理。傍輩之中以其人之說。致聊違亂之由。有其聞者。已非一味之義。殆貽諸人之嘲者歟。兼又依無道理。評定之庭被弃置之輩。越訴之時。評定衆之中被書與一行者。自餘之計皆無道之由。獨似被存之歟者（一作者歟）。條々子細如此。若雖爲一事。存曲折令違犯者。

梵天帝釋四大天王。惣日本國中六十餘州大小神祇。別（一作殊）伊豆筥根兩所權現。三嶋大明神。八幡大菩薩。天滿大自在天神。部類眷屬。神罰冥罰。各可罷蒙（一有者字）也。仍起請（一有狀字）如件。

貞永元年七月（一有十字）日。

沙彌淨圓

齋藤左兵衛尉長定

佐藤 相模大掾藤原業時
大田 玄蕃允 三善康連
後藤 左衛門少尉藤原朝臣基綱
二階堂民部大夫行盛 沙彌 行然
矢野對馬前司 散位三善朝臣倫重
町野 加賀守三善朝臣康俊
二階堂隱岐守行村 沙彌 行西
中條 前出羽守藤原朝臣家長
三浦 前駿河守平朝臣義村
大外記 攝津守中原朝臣師員
北條 武藏守平朝臣泰時
同 相模守平朝臣時房

御成敗式條

本云

應永三年仲秋　日書寫。

大永本跋

制節則不愛私。謹度則不踰矩。蓋君子常也。昔貞永武將。以平氏泰時爲良佐也。誠進賢賢哉。於是九重安鼎四夷解辮。刷朝之羽儀。保天之性命。遂本律令以定式目總五十一ヶ條。是豈非理國之紀綱耶。至矣盡矣。記之者姓名。其說多端不遑毛擧。然而四位外史清原教隆最爲長焉。既登明經科。剩得儒術譽。誰敢差肩。余因以此書始鏤于板。庶幾上下專祭祀之禮。左右抱勸懲之志。至尋偏傍推點畫。頗施於新學而已。

大永甲申冬十有二月良辰

正五位上行左大史兼筭博士小槻宿禰伊治

輩。歷歲月之後企訴訟之條。存知之旨罪科甚不輕。自今以後不顧代々御成敗。猥致面々之訴訟〔一作濫訴〕者。須以不實之子細被書載所帶之〔イ无〕證文。

一雖帶御下文〔無其沙汰イ〕不令知行經年序所領事。

右當知行之後。過二十箇年者。任〔可イ〕右大將家之例。不論〔之イ〕理非不能改替。而申知行之由〔也イ〕掠給御下文之輩。雖帶彼狀不及敍用矣。

一謀叛人事。

右式條〔一作曰〕之趣〔著イ〕。兼日難定歟。且任先例。且依時儀可被行之。

一殺害刃傷罪科事。付父子咎相互被懸否事。

右或依當座之諍論。或依遊宴之醉狂。不慮之外若犯殺害者。其身被行死罪。幷被處流刑〔一作罪〕。雖被沒〔雖イ〕收所帶〔敵イ〕。其父其子不相交者。互不可懸之。次刃傷科事。同可准之。次或子或孫於〔著イ〕殺害父祖之敵。父祖縱雖不相知。可被處其罪科〔イ无〕。爲散父祖之憤忽遂宿意之〔イ无〕故也。次其子〔イ无〕若欲奪人之所職〔イ无〕。若爲取人之財寶。雖企殺害。其父不知之由在狀分明者。不可處緣坐。

一依夫罪科妻女所領被沒收否事。

右於謀叛殺害幷山賊海賊夜討強盜等重科者。可懸夫咎也。但依當座之口論。若及刃傷殺害者。不可懸之。

一惡口咎事。

右鬪殺之基起自惡口。其重者被處流罪。其輕者可被召籠也〔也イ〕。問注之時吐惡口。則可被付論所於敵人。又論所事無其理者。可被沒收他所領。若無所帶者〔如此イ〕。可處流罪也。

一毆人咎事。

右被打擲之輩〔イ无〕。爲雪其恥定露害心歟。毆人之科甚以不輕。仍於侍者可被沒收所領。無所領〔一作帶〕者。可被處流罪。至于郎從以下者。可令召禁其身也。

一代官罪過（一作科）懸主人否〔之イ〕事。

右代官之輩〔イ无〕。有被害以下重科之時。件主人召進其身者。主人不可懸科。但爲扶代官無咎之由主人陳申之處。實犯露顯者。主人難遁其罪科〔イ之〕。仍可被沒收所領。至被代官者。可被召禁也。又代官或抑留本所之年貢。或違背先例之奉法者。雖爲代官之所行。主人可懸其過（一作告）也。加之代官若依本所之訴訟。若就訴人之解狀。自關東被召之。自六波羅被催之時。不遂參決。猶〔之イ〕令張行者。同〔無イ〕又可被召主人之所帶。但隨事體可有輕重也。

一謀書罪科事。付以論人所帶證文稱謀書事。

右於侍者。可被沒收所領〔イ无〕。若無所帶者。可被處遠流也〔於イ〕。至凡下輩者。可被捺火印於其面也。執筆者。又與同罪。次以敵（一作論）人所帶之證文。爲謀書之由多以稱之〔令イ〕。披見之處。若爲謀書者。尤任先條可有其科。又無文書之訛謬（一作紕繆）者。仰謀略之輩。可被付神社佛寺之修理。但至無力之輩者〔之イ〕。可被追放其身也。

一承久兵亂時沒收〔之イ〕地事。

右致京方合戰之由。依聞食及。被沒收所帶之輩。無其過之旨證據分明者。充給其替於當給人者。可〔イ无〕返給本主也。是則於當〔イ无〕給人者〔イ无〕。有勳功奉公之故也。次關東御恩輩之中。交京方合戰之事。罪科殊重。仍卽被誅其身。被沒收所帶畢。而依自然之運遁來之族。近年聞食及者。縱已達期之上。尤就寬宥之儀。割〔イ无〕分所領內。可被沒收五分一。但御家人之外爲下司庄官之輩。交京方之咎（一作科）。縱雖露顯。今更不能改沙汰之由。去年被議定畢者。不及異議〔矣イ〕。次以同沒收之地。稱本領主訴申事。當知行之人〔之イ〕。依有其過。沒〔イ无〕收之。充給勳功之輩畢。而彼時·知行者。非分之領主也。任相傳之道理〔之イ〕。可返給之由訴申之類。多有〔之イ〕其聞。既就彼時·知行。普被沒收畢。何閣當時·

領主可尋往代之由緒哉。自今以後可令停止濫望矣。

一同時合戰罪過（一作科）父子各別事。

右父者雖交京方。其子候關東。子者雖交京方。其父候關東之輩。賞罰已異。罪科何混。又西國住人等雖爲父。雖爲子。一人參京方者。住國之父子不可遁其咎。（一作過）雖不同道。依令同意也。（一作心）但行程境遙。音信難通。共不知子細者。互難被處罪科歟。

一讓與所領於女子後。依有不和儀其親悔返（一作還）否事。

右男女之號雖異。父母之恩惟同。爰法家之倫雖有申旨。女子則憑不悔返（一作還）之文。不可憚不孝之罪業。父母亦察及敵對之論。不可讓所領於女子歟。親子義絕之起也。既教令違犯之基也。女子若有向背之儀者。父母宜任進退之意。依之女子者爲全讓狀竭志孝之節。父母者爲施撫育均慈愛之思者歟。（一作也）

一不論親疎被眷養輩違背本主子孫事。

右憑人之輩。被親愛者如子息。不然者又如郎從歟。爰彼輩令致忠勤之時。本主感歎其志之餘。或渡充文。或與讓狀之處。稱和與之物對論本主子孫之條。結搆之趣甚不可然。求媚之時者。且存子息之儀。且致郎從之禮。向背之後者。或假他人之號。或成敵對之思。忽忘先人之恩顧。違背本主之子孫者。於得讓之所領者可被付本主之子孫矣。

一得讓狀後其子先于父母令死去跡事。

右其子雖令見存。至令悔返（一作還）者。有何妨哉。況子孫死去之後者。只可任父祖之意也。

一妻妾得夫讓被離別後領知彼所領否事。

右其妻依有重科被弃捐者。縱雖有往日之契狀。難知行前夫之所領。若又彼妻有功無過。賞新弃舊者。所讓之所領不能悔還矣。

一父母所領配分時雖非義絶不讓與成人子息事。

右其親以成人之子（一有息字）令吹擧之間。勵勤厚之思積勞功之處。或就繼母之讒言或依庶子之鍾愛。其子雖不被義絶忽漏彼處分侘傺之條非據之至也。仍割今所立之嫡子分。以五分一可充給無足之兄也。但雖爲少分於計充者。不論嫡庶宜依證跡。抑雖爲嫡子無指奉公又於不孝之輩者。非沙汰之限矣。

一女人養子事。

右如法意者雖不許之。右大將家御時以來至于當世。無其子之女人等讓與所領於養子事。不易之法不可勝計。加之都鄙之例先蹤惟多。評議之處尤足信用歟。

一讓得夫所領後家令改嫁事。

右爲後家之輩。讓得夫所領者。須抛他事訪亡夫之後世之處。背式條（一作目）事非無其咎歟。而忽忘貞心令改嫁者。以所讓得之領地可充給亡夫之子息。若又無子息者。可有別御計矣。

一關東御家人以月卿雲客爲聟君依讓所領公事足減少事。

右於所領者。讓彼女子雖令各別。至公事者。隨其分限可被省充也。親父存日。縱成優恕之儀雖不充課。逝去後者。尤可令催勤。若募權威不勤仕者。永可被辭退件所領歟。凡雖爲關東祗候之女房。敢勿泥（一作聊）殿中平均之公事。此上猶於令難澁者。不可知行所領矣。

一讓所領於子息給安堵御下文之後悔還其（一有所字）領讓與他子息事。

右可任父母之意之由。具以載先條畢。仍就先判之讓雖給安堵御下文。其親悔還之。於讓與他子息者。任後判之讓可有御成敗矣。

一未處分跡事。

右且隨奉公之淺深、且糺器量之堪否、各任時宜可被分充矣。

一搆虚言致讒訴事。

右和面巧言、掠君損人之屬、文籍所載其罪甚重。爲世爲人不可不誡。爲望所領企讒訴者、以讒者之所領可充給他人。無所帶者可處遠流。又爲塞官途搆讒言者、永不可召仕彼讒人。

一闕本奉行人付別人企訴訟事。

右闕本奉行人、更付別人内々企訴訟之間、參差之沙汰不慮而出來歟。仍於訴人者、暫可被抑裁許。至執申人者、可有御禁制。奉行人若令緩怠空經廿箇日者、於庭中可申之。

一遂問註輩不相待御成敗執進權門書狀事。

右預裁許之者悅強緣之力、被弃置輩者愁權門之威。爰得理之方人者、頻稱扶持之芳恩、無理之方人者、竊猜憲法之裁斷、黷政道・職而斯由。自今以後慥可停止也。或付奉行人、或於庭中可令申也。(一作之又 一作之矣)

一依無道理不蒙御裁許之輩爲奉行人偏頗之由訴申事。

右依無其理不關裁許之輩、爲奉行人偏頗之由搆申之條、太以濫吹也。自今以後搆(一有不出字)不實企濫訴者、可被收公所領三分一。無所帶者可被追却。若又奉行人有其誤者、永不可被召仕矣。

一隱置盜賊惡黨於所領内事。

右件輩雖有風聞、依不露顯不能其科。(一作斷罪)不加誡而住國(一作國)人等差申之處、召上之時者、其國無爲也。在國之時者、其國猥藉也云々。仍於緣邊之凶賊者、付證跡可召禁。又地頭等至隱置賊徒者、可爲同罪也。先就嫌疑之趣召置地頭於鎌倉、彼國不落居之間者、不可給身

暇。（一有矣字）次被停止守護所使入部所々事。同惡黨等出來之時者。不日可召渡守護所也。若於拘惜者。且令入部守護使。且可被改補地頭代也。若又不〔イ无〕改代官者被沒收地頭職。可被入守護使矣。

一　强竊二盜罪科事。（付放火人〔之イ〕事。）

右既有斷罪之先例。何及猶豫之新儀哉〔乎イ〕。次放火人事准據盜賊。宜令禁遏矣〔イ无〕。

一　密懷他人妻罪科〔之イ〕事。

右不論强奸和奸。懷抱人妻之輩。被召所領半分。可被罷〔止イ〕出仕。無所帶者。可處遠流也。女所領同可被召之。無所領〔帶イ〕者。又可被配流之〔イ无〕也。次於道路辻（一作辻）捕女事。於御家人者。百箇日之間可（一有被字）止出仕。至郎從以下者。任右大將家御時之例。可剃除片方之鬢髮也。但於法師罪科者。當于其時可被斟酌。

一　雖給度々召文不參上科〔之イ〕事。

右就訴狀遣召文事及三箇度〔箇イ〕。不參決〔上イ〕者。訴人有理者。直可被裁許。訴人無理者。又〔イ无〕可〔直イ〕給〔充イ〕他人也。但至所從馬牛幷雜物等〔具イ〕者。任員數被糺返之上。可被付寺〔神社佛寺之〕社修理也。

一　改舊境致相論事。

右或越往昔之境。構新儀案妨之。或掠近年之例。捧古文書論之。雖不預裁許。無指損〔イ无〕之故。猛惡之輩動企謀訴。成敗之處非無其煩。自今以後遣實撿使糺明本跡。爲非據之訴訟者。相計越境成論之分限。割分訴人領地之內。可被付論人之方也。

一　關東御家人申京都望補傍官所領上司事。

右右大將家御時一向被停止畢。而近年以降企自由之望。非啻背禁制。定令覃喧嘩歟。自今以後於致濫望之輩者。可被召所領一所也。

一　惣地頭押妨所領內名主職事。

右給惣領〔地頭イ〕之人稱所領內。掠領各別村〔之イ〕事。所行

之企。雖遁罪科。爰給別御下文。雖爲名主職。惣地頭若伺尪弱之隙。有限沙汰之外。巧非法致濫妨者。可給別納御下文於名主也。名主又寄事於左右。不顧先例輩。（一無輩字）違背地頭者。可被改名主職也。

一官爵所望輩申請關東御一行事。

右被召成功之時。被注申所望人者。既是公平也。仍非沙汰之限。爲昇進申擧狀事。不論貴賤。一向可停止之。但申受領撿非違使之輩。於爲理運者。雖非御擧狀。只有御免之由可被仰下歟。兼又新叙之輩。巡年廻來浴朝恩者。不在制限。（不在一作非）

一鎌倉中僧徒恣諍官位事。

右依綱位亂臈次之故。猥求自由之昇進。彌添僧綱之員數。雖爲宿老有智之高僧。被越少年無才之後輩。即是且傾衣鉢之資。且乖經教之儀者也。自今以後不蒙免許昇進之輩者。爲寺社供僧者。可被停止（一作廢）彼職也。雖爲御歸依之僧。同以可被停止之。此外禪侶者。偏仰顧盼之人。宜有諷諫之誡。

一奴婢雜人事。

右任右大將家御時之例。無其沙汰過十箇年者。不論理非不及改沙汰。次奴婢所生之男女事。如法意者。雖有子細。任同御時之例。男者付父。女者可付母也。

一百姓逃散時稱逃毀令損亡事。

右諸國住民逃脫之時。其領主等稱逃毀。抑留妻子。奪取資財。所行之企甚背仁政。若被召決之處。有年貢所當未濟者。可致其償。不然者。早可被糺返損物。但於去留者。宜任民意也。

一稱當知行掠給他人所領貪取所出物事。

右構無實掠領事。式條（一作口）所推難脫罪科。仍於押領物者。早可令糺返。至所領者。可被沒收也。無所領者。可被處遠流。次以當知行所

領無指次。申給安堵御下文事。若以其次始致私曲歟。自今以後可被停止矣。（也イ）

一 傍輩罪科（一作過）未斷以前競望彼所帶事。

右積勞功之輩。企所望者常習也。而有所犯之由令風聞之時。罪狀未定之處。爲望件所領。欲申沈其人之條。所爲之旨敢非正義。就彼申狀有其沙汰者。虎口之讒言蜂起不可絕歟。假使（タトヒ）雖爲理運之訴訟。不被叙用兼日之競望。但被闕所後者非制限歟。（望下一有焉字　但以下十字無）

一 罪科（一作過）之由披露時不被糺決改替所職事。

右無糺決之儀有御成敗者不論（謂イ）犯否定貽鬱憤歟。（積イ）者早究淵底可被禁斷焉。（之イ）

一 所領得替時前司新司沙汰事。

右於所當年貢者。可爲新司之成敗。至私物雜具幷所從馬牛等者。新司不及抑留。況令與耻辱於前司者。可被行（一作處）別過怠也。但依重科被沒收者。非沙汰之限矣。（イセ）

一 以不知行所領文書寄附他人事。（付以名主職不觸本所寄進權門事。）

右自今以後於寄附之輩者。可被追却其身也。（之イ）至請取之人者。可被付寺社修理。次以名主職不令知本所寄附權門事自然在之。如然之族者。召名主職可被付他人。（一作地頭）無地頭之所者。（イ无）可被付本所也。（之イ）（矣イ）

一 賣買所領事。

右以相傳之私領。要用之時令沽却者定法也。而或募勳功。或依勤勞。預別御恩之輩。恣令賣買之條。所行之旨非無其科。自今以後慥可被停止也。若又背制符令沽却者。（イヒ）云賣人云買人。共以可被處罪科矣。

一 兩方證文理非顯然時擬遂對決事。

右彼此證文理非懸隔之時。（著イ）雖不遂對決。直可有御成敗歟。（矣イ）

享祿本跋
此書廼万代不易之法也。故加清家點。以重鋟諸梓矣。盖爲夫愚蒙輩易讀也。苟易讀則通理速。通理速則犯法者稍少。豈非師道少補乎。抑鄕有先生村有夫子。而時習之學日新。予寧爲之哉。博雅君子庶幾諒察焉。

享祿己丑秋八月　日

從四位下行左大史兼算博士小槻宿禰伊治印

右御成敗式目以應永四年所寫本書寫以大永享祿兩刊本幷大乘院宮尊圓法親王眞翰摹寫本挍合畢
以內閣文庫所藏御成敗式目注本文挍合畢　御橋悳言

御成敗式目追加

一 貞應嘉祿以後盜賊跡所領事。去年八月五日評定。

右縱雖搦取其身。於所領者不及沒收。早可被返付本所。但籠置惡黨雖觸子細。至拘惜者爲懲猥藉。尤可被改補地頭也。

一 畿內近國幷西國堺相論事。去閏九月一日評定。

右共以爲公領者。尤可爲國司之成敗。於庄園者。爲領家之沙汰。經奏聞可蒙 聖斷。而地頭等任自由相論之條。慥可被停止矣。

一 依藝能被召仕輩所領事。

右或讓渡他人。或非器量之輩相傳之條。無其謂之由議定先畢。仍付器量可令相傳也。

一 盜賊贓物事。去年四月廿日評定。

右已依贓物之多少。被定罪科之輕重畢。假令錢貨百文。若二百文已下之輕罪者。以壹倍令辨償之。可令安堵其身。三百文以上之重科者。

縱雖行一身之科。更莫及三族之罪者。於親類妻子幷所從等者。如元可令居住本宅也。次同宿所家主懸罪科否事。不知其意者。不及家主罪科之由。度々經其沙汰畢。

一所預置召人令逃失罪科事。去年七月廿日評定。

右預謀叛人之處。其召人於令逃去者。依爲重事可被召所領也。其以下者。不可處重科。隨輕重可被行過怠。所謂寺社修理等是也。但逃脫之後爲令尋求。三箇月者。可被延引也。若三ヶ月內不尋出者。隨事躰可有其沙汰歟。

一以田地領所爲雙六賭事。

右博戲之科。禁制惟重。而近年非啻背制符。剩以田地爲賭之由間有其聞。自今以後可被停止。若猶令違犯者。早被處重科可令沒收其賭矣。

一諸人相論事。

右證文顯然之時者。不及子細。若證文不分明者。可被叙用證人申狀也。又證文顯然之時者。證人申狀不能叙用歟。又證文與證人共以不分明者。可及起請文歟。證文證人顯然之時者。不及起請文也。

一新補幷本地頭不叙用御下知事。嘉禎四九九齋藤兵入奉行。

右新補地頭者。云本司跡。云新補率法。不可混領兩樣之由被下知之處。不叙用其狀猶令違犯者。改易其所可被充行勳功未給之輩也。

仁治元十一廿三評。被召所領者。就之所々訴訟無盡期歟。仍可被召籌屋用途也。但隨其所之多少可被召之。假令五十町所者可被召錢五十貫文也。但地頭得分也。寄事於左右不可成土民之煩。

次本地頭之輩。或背先例。或違父祖例之由訴訟之時。不從御下知者。召其所可充行官仕忠勞之輩幷所知之替也。次御祈勤仕人之跡事。有如先條之子細者。召其所。可充行御祈勤仕之仁也。但已上三ヶ條。就此式目所々訴訟

定多出來歟。委細糺明可有御成敗歟。

一御家人任官事。嘉禎四九廿七評。

右依御要被召成功之時。進納功物遂所望者。公益之其一也。而近代爲語付功人可減納之由京都奉行人内々相議之間。伺如然之便宜。火急御要之時催促一切不合期。是則不忠之至也。縱雖爲神事佛事用途。以非不日之究濟爲扶弱之計。更不可有減納之儀。况亦本數已就建久以往之本法被減定畢。非被省過分之煩哉。次自元不及成功官職之外不可有御推擧之儀。加之至所望之輩者。都以不可及御沙汰者。各可存此旨。

一御家人後家任亡夫讓給安堵御下文事。暦仁元十二十六

此條平均之例（一作法）也。爰於令改嫁之輩者。可充給他人之旨被定置已來。爲免其難。或少年或無病之族。寄事於所勞讓與子息親類申給安堵御下文之後及改嫁云々。甚以濫吹也。於自今以後者。不臨重病危急者。不可被許其讓矣。

一諸堂供僧等或臨病患附屬非器之弟子或立名代之後落墮世間猶貪其利潤事。暦仁元十二七兵庫頭奉行。

右云彼云是。共以佛意歟。縱雖爲師讓不可被許非器之輩。縱雖爲器量之仁。不可被用濫僧之讓。於自今以後者。固守此炳誡撰法器拔群之人讓之。專戒行敢不可違越。

一改嫁事。延應元九卅佐竹別當入道後家沙汰之時被定云々。

右或致所領之成敗。或令家中雜事。於令現形者。尤可有其誡。此外至内々之密儀者。縱雖有風聞之說。非沙汰之限。次尼還俗改嫁事。雖有其沙汰。又不及記之由評定畢。

一以御恩所領入負物質券事。[illegible]四廿評。

右沙汰出來之時。過半分已上致辨者。差日數

令二辨償一。可レ被レ糺二返彼券契一也。不レ足二半分一者。可レ充二給所領於他人一也。

一御評定時可二退座一分限事。延應二四廿五評　式目抄引之作二文曆二六廿二一
右衞門大尉清原季氏左衞門尉藤原行泰圖書允藤原淸時一。

祖父母　父母　養父母　子
養子　孫　兄弟　姉妹
聟　姉聟妹聟孫聟同レ之。　舅　相舅　伯叔父
甥　從父兄弟從母弟。　小舅　夫妻訴訟之時可レ退之。
烏帽子子追加

一敵二對于祖父母幷父母一致二相論一輩事。延應二五十四信州落合後家尼與二子息一相論之間被レ定之畢。
右告言之罪不レ輕之處。近日間有二此事一。敎令違犯之罪科是重。自今以後可レ停二止之一。若猶及二敵對一者。慥任二本條一可レ被レ行二重科一也。

一關東御家人以二雲客已上一爲レ聟讓二所領於女子一事。延應二五廿五評。式目抄引之廿五作二十四一。
右於二公事一者隨二其分限一可レ被レ省二充之由先日雖レ被レ定置一。自今以後至二于相二具雲客已上一之女子一者。不レ可レ讓二與所領一也。

一凡下輩不レ可レ買二領賣一地事。同日評。
右以二私領一令二沽却一事。爲二定法一之由先度雖レ被二書載一。自今以後縱雖レ爲二私領一。於二賣渡抄作買一凡下輩幷借上等一者。任二近例一可レ被レ收二公彼所領一也。又雖レ爲二侍已上一。非二御家人一者。不レ及二知行一矣。
又以二山僧一爲二地頭代官一事可二停止一之由被レ載二事書一畢。

一諸人訴訟對決時進二懸物狀一事。仁治二八廿八。
右甲乙之輩訴訟之時。遂二對問一之處。或未レ預二裁許一之族。爲レ散二欝憤一。稱二懸物一捧二押書一。或所レ申爲二非據一者。以二論人之所領一可レ充二給敵人一之由相互載二其狀一之間。各住二貪欲之心一。彌好二喧嘩之論一歟。自今以後進二懸物狀一之時。於レ致二濫訴一者。早以二所レ載懸物之所領一。可レ充二給他人一之旨。可レ令二書載一也。

一不レ蒙二御免許一令二遁世一後猶知二行所領一事。仁治二十

一十七。

右或及老耄。或依病患。以所領所職讓與子孫。給身暇令遁世者。普通之法也。而未及老年。無指病惱。不蒙御免。無左右令出家。猶知行所領事。甚自由之所行也。自今以後如此之輩。處于不忠之科可被召所領也。但兼日以子孫幷養子爲代官。於致奉公者。不及子細歟。爲遁世俄稱養子。至令吹擧者。不能叙用。兼又乍浴關東之御恩。居住京都幷他所不致宦仕者。同以不可領知其所。抑本自祗候京都之輩。預關東之御恩者。非沙汰之限。

一鎌倉中諸堂別當職事。仁治三二（一作三 一作十二）五。

右於寺務職者。以德闕功積之人可被撰補之處。不謂器量不顧若臈。忝稱有師範之讓管領一寺。非啻招當時之嘲。甚不可叶佛意。於自今以後者一向停止。讓補之儀宜依時議矣。

一式部丞幷諸司助事。仁治四二廿五。

先度准叙負尉功。以百貫文可被申任之由雖有其沙汰。自今以後不有其儀。且於侍之所望者。一向可被停止之。

一御恩事。同廿九日評。寬元元。（後廿六日改元）

先度如被定置。不定闕所之以前。差其所於望申之輩等事者。不能御沙汰。但定闕所之後者非制之限。

一自嘉祿元年至仁治三年御成敗事。正嘉二十二（十一作）廿評。（太田民部大夫奉行。）

右於自今以後者。准三代將軍幷二位家御成敗。不及改沙汰焉。

一離別妻妾知行前夫所領事。文永四十二廿六。

右有功無過之妻妾雖被離別。前夫不能悔返所讓所領之由被載式目畢。而離別之後嫁于他夫猶知行彼所領之條爲不義歟。自今以後於嫁他夫者。早可被召上所讓得所領也。次非御家人之輩。女子幷傀儡子。白拍子。及凡卑

女等誘取夫所領令知行者。同可被召之。但爲後家行貞節者。非制之限矣。

一自寛元元年至康元元年御成敗事。文永八八十許。

右於自今以後者。准三代將軍幷二位家御成敗不及改沙汰矣。

一依當知行仁罪科被召所領事。文永十一六一。

右一期知行之輩。依罪科被召所領之間。未來之領主雖無其誤。永侘傺之條爲不便歟。若繼母兄弟幷他人等爲一期之領主有罪科被召彼所領之時者。可充給向後之領主。但祖父母父母之後子孫可知行之所者。雖爲一期知行之仁罪科。可被收公也。

一他人和與領事。同日。讓状ニ。養子ノ字ヲ載ツレバ悔返ン。堅固外人ニハ和與ヲユルサレズ。法意ニ同歟。

右關子孫讓他人之條。結搆之趣非無奸略。不謂御恩私領。向後可被召彼和與地也。一作狀。但一作又爲二字兄弟叔姪之近親者。非禁制之限。又雖爲傍官幷遠類之子息。年來爲猶子令收養者。不及子細矣。

一安堵御下文事。弘安七十廿九評。

右不可准御成敗。訴訟出來之時者。就理非可被裁許焉。

一關東御領知行後家幷女子事。

右後家女子令在京之條。不可然之間。停止。若於背制法者。可被收公所領也。

一自康元元年至弘安七年御成敗事。正應三九廿九。

右於自今以後者不及改沙汰歟。

定。

起請文失條々。

一鼻血出事。

一書起請文後病事。但除本病者。

一鵄烏屎一作糞懸事。

一爲鼠被喰衣裳事。
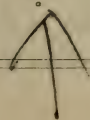
一自身中ニ令ニ下血一事。但除下用ニ楊枝一時。并月水女及痔病者上。
一重輕服事。
一父子罪科出來事。
一飲食時咽事。但以ニ打レ背程一可レ定レ失者。
一乘用馬斃事。
右書ニ起請文一之間。七箇日中無ニ其失一者。今延ニ今延二字一作ニ猶一字一七箇日ニ可レ令レ參ニ籠社頭一。若二七箇日猶無レ失者。就ニ惣道之一之字无理一。可レ有ニ御成敗一之狀。依レ仰所レ定如レ件。

文暦二年閏六月廿八一作日一

右衞門大志淸原季氏
左衞門少尉藤原行泰
圖書少允藤原淸時

一用水山野草木事。
法意ニハ。山林藪澤公私共ニ利ストテ自領他領ヲイハズ。先例アリテ用水ヲモヒク。草木ノ樵蘇ヲモスル也。武家モ此儀ナリ。但地頭ノ立野在林ニハ寄付カズ。
一預物事。
強盜ニ取ル、幷ニ燒亡ノ物法意ニハ返サズ。竊盜取ル、物ハ。實否ヲ知ザル間。預人辨レ之。武家モ此義歟。
一闌遺闌畜事。
法意ニ。闌遺之物ハ。門外ニ懸テ主ニ還ス。無主。五箇日ノ內ニ官司ニ送ル。不レ送ハ已失ノ罪アリ。又闌畜ハ界內ニ仰セテ主ヲ訪ヘ。若主經ニ一季ヲ一無。傳馬ニ充ヨ。求得タル人不レ可ニ自專一也。
一勾ニ引人一事。
カドヒテ奴婢トセバ遠流。家人トセバ徒三年。爲ニ妻妾子孫ト一者。徒二年半ト法意ニ見タリ。

御消息一通。

雜務御成敗之間。同躰なる事をも。つよきは申とおし。よはきはうづもるゝやうに候を。隨分

精好せられ候へども。おのづから人にしたがうて。輕重などの出來候はざらんために。かねて式目をつくられ候。其狀一通まいらせ候。かやうの事は。宗と法令の文に付てぞ沙汰あるべきにて候に。ゐ中には其道をうかゞい知たるもの千人万人の中に一人だにもありがたく候。まさしくおかしつれば怨しづむ。盜人夜打躰の事をだにもたくみ企て身をそんする輩おほくのみこそ候へ。まして子細をしらぬものの沙汰しをきて候はむ事を時にのぞみて法令ニひき入て勘候はむは。完穴をほりたる山ニ入てしらずしておちいらんがごとくに候はん歟。このゆへにや候けん。大將殿御時。法令をもとめて御成敗など候はず。代々將軍の御時も又其儀なく候へば。いまも彼例をまねばれ候也。所詮從者主ニ忠をいたし。子は親ニ孝あり。妻は夫にしたがはゞ。人の心のまがれるをばすて。直をば賞て。自土民安堵のはかりごとにや候とてかやうに沙汰候を。京邊ニは。定て物もしらぬゑびすどもの書あつめたることとて。わらはるゝ方も候はんずらん。はゞかり覺え候へども。兼てさだめられ候はでは。人にしたがふことのいできぬべく候故ニ。かく沙汰候也。關東の御家人守護所地頭ニハ。あまねくひろうして。此心をえさせられ候べく候也。且書うつして。守護所へ面々くばりて。其國中の地頭御家人どもニ仰ふくめられ候べく候。これにもれたる事候はゞ。追くはうべきにて候也。あなかしく。

貞永元
八月八日　武藏守泰時判

六波羅陸奥守重時
駿河守殿于ㇾ時駿河守號ニ極樂寺入道一

舊藏中有ニ搨本一册一。都廿二條。自ニ第一一至ニ第八一。自ニ第十一至ニ第十二一。自ニ第十五一至ニ第十七。第廿。第廿四。第廿七一。凡十七條與ニ此本一符合。但第七條前低書追評定曰四

字。第八條中仁治云々七十七字分在二最後一。爲二第廿二條起請文一以下不レ載。而此本所レ無四條附二于左一。

一海路往反船之事。

右或漂倒。或遭二難風一。自然被レ吹二寄處々地頭等號二寄舟一。無二左右一押領之由有二其聞一。所行之企甚以無道也。縱雖レ爲二先例一。何以二非據一可レ備二證跡一哉。自今以後停二止押領一。彼損物已下慥船主可レ被二糺返一也。若猶遁二事左右一不レ被レ拘二制法一者。可レ被レ註二進交名之狀一。依レ仰執達如レ件。

寬喜三年六月六日　武藏守在判

相摸守在判

駿河守殿

掃部助殿

一廿箇年以後訴訟事。

右如二式目一者。當知行之後過二廿年一者。任二右大將家之例一。不レ論二理非一不レ能二改替一。而或稱二謀書一押領由訴レ之。或掠二給御下文一知行。自今以後雖レ有二文證紕繆一。守二式目之趣一。過二廿箇年一者。不レ顧二理非一。就二知行之年紀一可レ有二御成敗一。

嘉禎四年九月九日評定。

一勝定壽院僧坊連々有二鬪亂一度々及二殺害一事。

右武士之郎從。猶以不レ可レ及。如レ此狼藉。況於二僧徒類一乎。是而(シカシナガラ)召二仕武勇不調之輩一。專不レ加二禁遏一故也。加之三昧僧等偏事二酒宴一。疎二其節一之由有二風聞一。非二啻破戒行一。剩背二尋常之法一。自今以後僧徒。法師。童子。力者法師。橫二雄劒一差二腰刀一。一向可二停止一之。若背二制符一及二刃傷殺害一者。宜レ處二過怠一。主人固存二此旨一。不レ可二違犯一之由可レ令レ觸二供僧等一也。仍執達如レ件。

仁治三年三月三日　前武藏守

大御堂執行御房

若宮別當御房

大夫法橋御房

寺々面々被レ仰下一畢。

一嘉禎三年八月十七日評定云。或構謀書被押領之由訴之。或掠給御下文知行之條。不可依此式目之旨。縱申叢雖其數在。不論理非之詞。已相叶此儀歟。自今以後雖有文書之謬誤過廿ケ年者。守式目之趣。不顧理非。就知行之年紀可有御成敗云々。

越後國吉田鰹毛淵沙汰之時被加之。八ケ條目之追加。

一本跋云。此書爲救亂離之餘弊。一旦定人心之覇術也。今依台命加朱墨點之次。詠一首和歌以寫感情云。

むかしこそみてしのはるれ世の爲に定て置し露の言のは

耕雲山人明魏拜書

右式目追加以屋代弘賢藏世尊寺行尹卿眞蹟本書寫以明魏法師題跋本及一本校合畢

又一本

廿一
一以所領入質券令賣買事。文永四十二十六廿三イ評。

右御家人等以所領或入質券。或令賣買之條。爲佗傺之基歟。自今以後不論御恩私領。一向停止沽却并入流之儀。可令辨償本物。但非御家人之輩事。被載延應之制間。不及子細歟。

廿二
一以所領和與他人事。

右閣子孫讓他人之條。結構之趣甚非正義。不論御恩私領。向後可被召和與地。但以一族并傍輩子息年來令收養者。非制限焉。已上二箇條。爲御沙汰煩之間。被棄破畢。文永七五九臨時評。

三十
一國領地頭等可濟年貢事。元亨二正十七。

右臨西收之期者。致急速之沙汰。翌年二月可令皆濟。縱又雖京進不可過六月。若抑留之由雜掌訴申者。遂結解可辨償之旨下奉書。不叙用者。託使者可催促之。卽及參勤請勘定者。可遣其返之由可成下知狀。結解難澁之輩者。任申請員數可成敗。猶對捍者。重以使者尋問實否。未濟之條無所遁者。可改所職。於

催促幷究濟期日者。且依其地遠近。且就未進多少。隨事之體可斟酌也。次前國司時未濟分事。自今以後可辨于先司矣。次同所領請所事。前々蒙下知預御口入地之外者可顛倒。但康元元年以前者。雖爲私和談不可有相違。弘安七年以後者。縱帶裁許狀。宜任國司之意焉。

一訴論人禁忌事。同日。

右就御使催促企參上之輩。稱禁忌自由歸國之條。甚不可然。於向後者。奉行人則令披露事由。可隨彼左右。無其儀令下國者。不及遣召符。以難澁之篇可被裁許也。次當參輩事。奉行人遣使者之後。號禁忌不承許否。經日數者。可處違背之條同前也。

格云。觀時革制。爲政之要樞。論代立規。濟民之本務。是以明王馭俗術非一塗。哲后理邦豈拘膠柱。貞永御成敗式目蓋此義也。而彼式目者。別立法制不當律令云々。然案之。是雖破律令。皆爲律令之條流。式目者亦雖非[illegible]意。終皈法意淵奧。仍就五十一之篇目。悉引律令格式之正文。或因循而加補益。或相反而成文理。但庸淺之性旁迷比附。銓品之趣定多訛謬歟。雖爲桑門之質。猶携李曹之文。嘲哂之基兼以慚愧。時也正和元年初夏上旬。粗終抄寫。聊加愚點而已。

淸大外記敎隆眞人。于時三河前司。

越前法橋圓全。

矢野對馬前司倫重。于時外記大夫。

太田民部大夫康連。于時玄蕃允。

佐藤民部大夫業時。于時相摸大掾。

齋藤兵衞入道。俗名長定。

已上六人。武州禪門御時兼日下給條々之。私宅注所綴之文章。後日各持參其草。用捨治定之後。被部類五十一箇條云々。被作之時代者貞永元年八月也。後堀川院御諱茂仁御宇。公家

者執柄攝政左大臣教實。洞院殿。大理右衞〔兵字歟〕門督
藤原基氏。前別當右衞門督藤原實有。
武家者。
征夷大將軍入道大納言賴經公。于レ時鎌倉頭。
執權者。
修理大夫平時房。于レ時相摸守。
入道前武藏守平泰時。于レ時當任。
六波羅奉行。
入道陸奥守平重時。于レ時駿河守。
入道越後守平時盛。于レ時掃部助。

式目抄所引追加

一西國御家人中。於二所領知行之輩一者。隨二守護所催一可レ勤二仕京都大番一之處。致二自由對捍一空涉二日月一之族有二其聞一。於二自今以後一者。就二守護人一注申。爲レ償二其過怠一。隨二彼分限一可レ令レ召二付淸水寺橋修理一給上之狀。依レ仰執達如レ件。

文曆二年正月廿六日　武藏守判
相摸守判

一京都大番事。被レ定二月充一之處。替番衆遲々之間。前衆勤越之條尤不便也。一月令二遲參一之輩者。二箇月可二勤入一也。守二此率法一可レ令二精好一給上之狀。依レ仰執達如レ件。

文曆二年七月廿三日　武藏守判
相摸守判
駿河守殿
掃部助殿

一京都大番衆事。遁レ有レ限之。寄二事於左右一懈怠之輩者。假令一箇月令二遲參一者。爲二其過怠一可レ被レ充二未作籌用途錢十貫文一。其以下日數者以レ之可レ被二仰充一之狀。依レ仰執達如レ件。

仁治三年十一月廿八日　前武藏守判
相摸守殿

一夜討。强盜。山賊。海賊。殺害罪科事。於二御家人一

者。召進其身於六波羅。可令注進所領。至非御家人凡下輩者。隨所犯輕重可有罪科淺深也。兩人相議可令計沙汰之。

一就犯人在所可斟酌事。於本所一圓之地者。可召渡犯人之由可相觸彼所。若不叙用者。可注申事由云々。

弘長新制云。可仰諸國守護地頭等令禁斷海陸盜賊山賊海賊夜討强盜類事。諸國守護地頭等可致其沙汰之子細被載式目訖。而[無]沙汰之由依有其聞。如此惡黨等不可見隱聞隱之旨。雖被召起請文於御家人等。猶以不斷絶云々。早仰國々守護。所々地頭。殊可被加懲肅。此上猶惡黨蜂起之由於有其聞所々者。云守護云地頭。可被改補其職矣。守護人者。三箇條之[外]不可致過分之沙汰。

[若以下三行式目正文當衍]

若背此式目相交自餘事者或國司領家之訴訟或就地頭土民之愁欝非法之至爲顯然者被改所帶之職可補穩便之輩也又至代官可定一人也

結解難澁之輩者。任申請員數可成敗。猶對捍者。重以使者尋問實否。未濟之條無所遁者。可改所職。

[但以下二行式目正文當衍]

但於少分者早速可致沙汰至過分者三箇年中可辨濟也猶背此旨令難澁者可被改所職也。

一所領年貢事。遠國者翌年七月以前令究濟可遂結解。近國者同三月中可遂結解。雖無未進。期日以前不遂其節者。別納之地者可落政所。於例郷者可令改易所帶也。弘安七年。

一元亨二年正月十二日右臨西收之期者。致急速之沙汰。翌年二月可令皆濟。縱又雖未進不可過六月。若抑留之由雜掌訴申者。遂結解可辨償之旨。可被下奉書云々。於催促并究濟期日者。且依其地遠近。且就未進多少。隨事躰可斟酌也云々。

一鎭西爲宗神領事。甲乙人等稱沽却質券之

地。猥管領之由有其聞。尋明子細。如舊爲被返付所差遣明石民部大夫行宗。長田左衛門尉教經。兵庫助三郎政行也。大友兵庫頭頼泰法師。越前守盛宗。太宰少貳經資法師可爲合奉行。或帶讓元前後之下知。或雖經知行年序。爲沽却質券之地之成條。無異儀者可沙汰付之云々。

一出羽國平泉寺内毛越圓隆寺。鳥羽院御願六口。供僧田卅六町。供別六町柏崎在之。而地頭四方田三郎左衛門尉景綱父子。四十餘年令押領之處。供僧近年訴申之刻。被改押領被附供僧畢。奉行雜賀彌次郎。

一熊野御領備前小嶋庄。田畠越境。地頭加治太郎左衛門尉押領之。四十餘年之處。以圓隆寺御下知。爲傍例訴申刻。被改押領被付社家畢。奉行兵庫六郎。

一三嶋社領伊豆國糠田郷。富士左衛門入道行阿。北條入道殿御時掠給御下文。及九十餘年之處。西大夫盛継訴申子細之刻。被止行阿之押領。當時盛継預御下知畢。奉行三嶋左衛門尉。

一伊勢國道前三郡政所者。雖經七十年。依申狀子細。蒙御成敗畢。

一下總國萱田神役御厨者。雖送數百歳。依爲神領預御成敗畢。

一田河左衛門尉隆村。與爲胤相論伊勢國麻生浦事。爲周防兵衛大夫泰忠之奉行。弘安八年二月廿八日如爲胤所給御下知者。隆村帶貞永。嘉禎。正應。仁治。建長。正嘉。關東六波羅御下知等。知行經年序之間。如式目者。雖難被改替。以非據領掌。寄事於年紀押領之條。輙難被許容之間。所被停止隆村領地也云々。

一駿河國方上御厨内沽却地條々事。如同年九月十八日御下知者。買領之後。知行經年序之由雖申之。社領者不可拘年紀之旨被定置

云。

畢。然ニ於ニ彼田地ー者。如レ元可レ爲ニ社家進止ー云云。

一遠江國鎌田御厨内十八町四大畠一町八反二大半事。神領之事者不レ拘ニ年紀ー。於ニ非器輩傳領ー者可レ被ニ停止ー云々。

一謀叛之輩爲ニ宗親類兄弟ー者。不レ及ニ子細ー可レ被ニ召取ー。其外京都雜掌。國々之代官所從等事者。雖レ不レ及ニ御沙汰ー。委尋明隨ニ注申ー。追可レ有ニ御計ー之由。自ニ關東ー所レ被ニ仰下ー也。可レ令レ存ニ此旨ー。而稱ニ謀叛ー被ニ召輩。無ニ左右ー及ニ追捕狼藉ー之由有ニ其聞ー。事實者甚不レ可レ然。所詮其煩可レ注ニ申子細ー之狀如レ件。

寳治元年六月廿一日　相摸守判

河内國守護代

一叛逆輩緣者并所從等事。爲ニ甲乙人等ー寄ニ事於左右ー成レ煩之條。甚不レ可レ然。早不レ可レ有ニ其儀ー之旨。可レ被レ加ニ下知ー。於ニ不ニ承引ー人々ー者。可レ被ニ注申ー之狀。依レ仰執達如レ件。

寳治元年七月九日　左近將監判

相摸守判

相摸左近大夫將監殿

一殺害人事。

右雖レ爲ニ延慶沙汰ー至ニ于重犯輩ー者申給之。可レ行ニ所當罪科ー之由御下知先畢。早任ニ彼狀ー可レ被ニ申沙汰ー也。仍執達如レ件。

仁治二年六月十日　前武藏守判

相摸守殿

越後守殿

一殺害及傷打擲事。

被レ載ニ式目之上者。不レ及ニ子細ー。至ニ凡下之輩ー殺害者被レ處ニ斬罪ー。及傷者被レ遣ニ伊豆大嶋ー。打擲者禁獄可レ爲ニ六十日ー歟。

一殺害附及傷事。

右如ニ式目ー者。依ニ口論ー犯ニ殺害ー者。其父其子不

可懸咎云々。而如風聞者。寄事於左右。至于親所從等。稱殺害被官令處罪科云々。所行之企甚濫吹也。然者於及傷殺害人者。可召禁其身許也。至父母妻子所從等者。不可懸咎。如本可令安堵也。

一武藏新羽鄕地頭大見肥後三郎二郎定村遺領事。

定村嫡子又次郎賴村。與後家平氏賴村繼母相論之時。賴村申云。定村之中陰追出籠僧。打留念佛之條。逆罪也云々。平氏可被處惡口罪科之由依令訴申。被付論所於氏女畢云々。正應三奉行嶋田民部大夫行兼。頭人遠江入道道西。俗名時章。

一懸所從咎於主人否事。

加賀國坎保地頭庄田四郎次郎行方。與岩本太郎家淸相論盜人新五郎男事。仁治二年三月廿五日評定云。懸所從之盜犯於主人之條。背物儀歟。非沙汰限。奉行對馬左衞門尉。

一他人和與領事。文永九十二十一評。

以御恩之地和與他人之條。兩方同心之趣非無不審。所詮被尋究其由緖之時。或爲報累年之芳心。或爲謝當時之懇志。兼日契約之條。無其隱者。不及子細。若親昵之儀無所據者。可被召和與地也。且存此趣可申沙汰之由。可相觸五方引付頭人之旨。可被仰城介歟。

一和與他人物可悔返否事。

於相憑人之輩者。不可對論本主子孫之由被載式目畢。此外和與他人之物。任法意不可悔返歟。是又就證文可有斟酌歟。

一讓與兄弟叔姪所領事。正應三十一九。

稱和與之地。本主不悔返由雖有其沙汰。自今以後宜任本主之意歟。

一主從對論事。

右去年冬比有御沙汰歟。於自今以後者。不論是非。不可有御成敗歟。寬治二七廿九評。

一强盗殺害人事。

於二張本一者。被レ行二斷罪一。至二餘黨一者。付二鎭西御家人在京之輩并守護人一。可レ下二遣鎭西一也。兼又盗犯人中。假令錢百文。若二百文程罪事。如レ此之小過者。以二一倍一可レ致二其辨一也。於二重科之輩一者。雖レ召二取其身一。致下于不二同意一緣者親類上者。不レ可レ及二煩費一者。依レ仰執達如レ件。

寬喜三年四月廿一日　武藏守判

相摸守判

駿河守殿

掃部助殿

一犯人斷罪事。

右爲二夜討强盗之張本一所犯無二遁方一者。可レ被レ行二斬罪一也。是則爲レ相二鎭傍向後一也。其外至二枝葉之輩一者。可レ召二進關東一。可レ被レ流二遣夷嶋一也。以前條條存二此旨一可レ令レ致二沙汰一之狀。依レ仰執達如レ件。

文曆二年三月廿三日　武藏守判

相摸守判

駿河守殿

掃部助殿

一盗賊贓物事。嘉禎三年四月廿日評。

右已依二贓物之多少一。被レ定二罪科之輕重一畢。假令錢百文若二百文已下之輕罪者。以二一倍一令レ辨二償之一。可レ令レ安二堵其身一。三百文已上之重科者。縱雖レ行二一身之科一。更莫レ及二三族之罪一者。於二親類妻子并所從等一。如レ元可レ令レ居二住本宅一也。次同宿所家主懸二罪科一否事。不レ知二其意一者。不レ及二家主罪科一之由度々經二其沙汰一畢。

一貞應嘉祿以後盗賊跡所領事。

右縱雖レ搦二取其身一。於二所領一者不レ及二沒收一。早可レ被レ返二付本所一云々。嘉禎三八五評。

一竊盗事。

右三百以下者。任二御式目一。以二一倍一致二其辨一可レ令二安堵一。三百以上五百文以下者。可レ爲二罪科二

貫文也。但於贓物者。可返與被盜主。六百文以上重科者。可爲一身之咎。不及親類妻子所從等之咎。背此儀致過分之沙汰者。頗非撫民之法。須改所職。但雖爲少犯。及兩度者。可准一身之咎焉。

一竊盜事。

或配流或禁獄。爲御家人之煩條同前。仍於初度者。可捺火印於其身面。及三箇度者。可被誅歟。至侍者雖爲一箇度。可被處遠流歟。

一夜討强盜山賊海賊等事。

彼輩可被斷罪之旨被定置歟。大略被處流刑之間。或於配所致惡行。或歸本國犯重科。依之預人等。重者被分召所領。輕者被行過怠。匪啻惡黨等倍增。剩御家人侘傺歟。至無遁之輩者。可處輕罪之旨。可被仰下歟。但於御家人者。經評議可有斟酌歟。

一放火事。

可准强盜之由被仰下歟。（[illegible]）

正應四年三月十六日右同所被載式目也。但名主百姓等中密懷人妻事。風聞之時者。不糺明實否無左右罪科之條。甚不可然。若訴人出來者。召決兩方尋明證據。無所遁者。名主輩者過料十貫文。百姓者五貫文可充行之。女罪科同前。

一所帶幷境相論事。嘉禎元年七月二日。

非據者。可被召所領。無所領者。被處罪科之旨。兩方召取請文之後。可糺明之由被定。且被仰六波羅了。

一郎等任官事。

延應以前拜任之輩。非沙汰之限。其後任官之族不止其號者。可被處主人於罪科。自今以後可有禁制者也。

一關東祗候輩不叶朝用拜任其職事。

右向後可〻止歟。

一婢雜人年記之事。
式目明鏡之上者。不及子細候。件男子相論事。
於先夫同家之子息者。不謂年限。男者付父女
者被付母之條。勿論之次第候。恐々謹言。

正嘉元年三月廿四日　行定判
重佐判
實成判

一懷姙之後離別之男子之事。
可付父。

一男女子息事。
十歲之內者。可被付母。十歲以後者。任被定
置之旨。就年記可令成敗給也云々。

寬元元年十二月廿二日　武藏守判
相摸守殿

一婢相論事。
右無其沙汰。過十箇年者。不論理非不及沙
汰之旨。被載式目了。而所領知行之間。召仕百
姓子息所從之後。稱過十箇年。永令進退服仕
或令他行之時。號所從相懸煩云々。事實者
無其謂。付田地召使百姓子息所從等事。縱雖
歷年序。宜任彼輩意矣。

一延應二年五月十四日評。
右以私領令沽却事。爲定法之由先度雖被
書載。自今以後。縱雖爲私領。於賣渡凡下之輩
并借上等者。任近例可被收公彼所領也。又
雖爲侍以上。非御家人者不及知行矣。

一質劵賣買地事。
右以所領或入流質劵。或令賣買之條。御家人
等侘傺之基也。於向後者可被停止。至以前沽
却之分者。本主可令領掌。但或成給御下文又
下知之狀。或知行過廿箇年者。不論公私領今
更不可有相違。若背制符有致濫妨之輩者。
可被處罪科。決非御家人凡下之輩。質劵得地
事。雖過年記賣主可令知行。

正安二年七月五日　〔陸奥守判〕
相摸守判
上總前司殿

一諸人相論事。
證文顯然之時者。不レ及二子細一。若證文不分明者。
有レ可レ被レ叙二用證人申狀一也。

一評定之時可二退座一事。
右祖父母。父母。子。孫。兄弟。舅。相舅。伯叔父。甥。
小舅。從父兄弟。夫。

一評定時可二退座一分限事。
祖父母。養父母。子。孫。養子孫。兄弟。姉妹聟。姉妹
孫聟。同舅。相舅。伯叔父。甥。姪夫。從父兄弟。小舅。

一對決難澁事。
不レ依二御沙汰延否一。兩度難澁之時。第三箇度目
不レ及レ出二廻文一。以二一方一可レ有二沙汰一之由。被二治定一
之後。貞治以來堅守二其法一申沙汰畢。但以二一方
沙汰一論人參候之時。雖レ不レ遂二對決一。訴人申二所

爲一之後。依レ召被レ尋二問不審篇目一事間有レ例。

右四十七條清原宣賢朝臣式目抄中錄出畢　源弘賢

群書類從卷第四百一

武家部二

建武式目條々

鎌倉如元可爲柳營歟。可爲他所否事。

古漢家本朝上古之儀。遷移多之。不遑羅縷。迄(訖イ)于季世依有煩擾。移徙不容易乎。就中鎌倉郡者。文治右幕(營イ)下始構武館。承久義時朝臣幷呑天下。於武家尤可謂吉士哉。爰祿多權重。極驕恣欲。積惡不改。果令滅亡畢。縱雖爲他所。不改近代覆車之轍者。傾危可有何疑乎。夫周秦共宅崤函也。秦二世而滅。周闡八百之祚。隋唐同居長安也。隋二代而亡。唐興三百之業矣。然者居所之興廢可依政道之善惡。是人凶非宅凶之謂也。但諸人若欲遷移者。可隨衆人之情歟。

政道事。

右量時設制。和漢之間可被用何法乎。先遂武家全盛之跡。尤可被施善政哉。然者宿老評定衆。公人等濟々焉。於訪故實者。可有何不足哉。古典曰。德是嘉政也。政在安民云々。早休萬人愁之儀。速可有御沙汰乎。其最要粗註左。

一可被行儉約事。

近日號婆佐羅專好過差。綾羅錦繡。精好銀劍。風流服飾。無不驚目。頗可謂物狂歟。富者彌誇之。貧者恥不及。俗之凋弊無甚於此。尤可有嚴制乎。

一可被制群飲佚遊事。
如格條者。嚴制殊重。剰耽好女之色。及博奕之業。此外又或號茶寄合。或稱連歌會。及莫太賭。其費難勝計者乎。

一可被鎮狼藉事。
晝打入。夜强盜。所々之屠殺。辻々之引剝。叫喚更無斷絶。尤可有警固之御沙汰乎。

一可被止私宅點定事。
勵尫弱之微力。構□造之私宅。忽被點定。又被壞取之間。無所隱身。則令浮浪。終失活計。尤不便之次第也。

一京中空地可被返本主事。
如當時者。京中過半爲空地。早被返本主。可被許造作哉。如巷說者。今度山上臨幸扈從之人。不論上下。不謂虛實。大畧被沒收云々。如律條者。謀反逆叛之人協同與駈卒罪名不同歟。尤被尋究。可差異哉。凡承久沒收之地有其數歟。今又悉被召放者。公家被官之仁。彌可牢籠乎。

一可被興行無盡錢土倉事。
或被充召莫太之課役。或不被制打入之間。已令斷絶乎。貴賤急用忽令闕如。貧乏活計彌失治術。忽有興行之儀者。可爲諸人安堵之基乎。

一諸國守護人殊可被擇政務器用事。
如當時者。募軍忠被補守護職歟。可被行恩賞者。可充給庄園乎。守護職者上古之吏務也。國中之治否依此職。尤被補器用者。可叶撫民之義乎。

一可被止權貴并女性禪律僧口入事。

一可被誡公人緩怠并可有精撰事。
此兩條。爲代々制法更非新議矣。

一固可被止賄賂事。
此條又雖不始于今。殊可有嚴密之御沙汰。假

令雖爲百文之分限〔一作際〕。爲賄賂者。永不可〔被イ〕召仕其人。爲過分之儀者。可被失生涯乎。

一殿中付内外可被返諸方進物事。

上之所好下必隨之。尤可被行淸廉之化。次唐物已下珍奇。殊不可有賞翫之儀者也。

一可被撰近習者事。

不知其君見其臣。不知其人見其友云々。然者。君之善惡者必依臣下即顯者也。尤可被選其器用哉。又結黨類互成毀譽。鬪亂之基何事如之。漢家本朝此儀多之。或衣裳或能藝已下以好翫爲禮。各心底悉相叶者歟。於違犯之輩者。不可召仕近邊。尤可有遠慮乎。

一可專禮節事。

理國之要無過好〔於イ〕禮。君可有君禮。臣可有臣禮。凡上下各守分際。言行必可專禮義乎。

一有廉義名譽者殊可被優賞事。

是進善人退惡人之道也。尤可有褒貶〔之イ〕御沙汰乎。

一可被聞召〔食イ〕貧弱輩訴訟事。

堯舜之政以之爲最。如尙書者。凡人所輕賤人所重云々。殊可被懸御意也。御憐愍須有。貧家之輩被聞食入彼等愁訴事。爲御沙汰專一乎。

一寺社訴訟依事可有用捨事。

或振威猛。或號興隆。又耀奇瑞。又稱御祈。如此之類。尤可被盡御沙汰也。

一可被定御沙汰式日時刻事。

諸人之愁莫過緩怠。又寄事於早速。不究淵底者不可然。云彼云此。所詮無人愁之樣。可有御沙汰也。

以前十七箇條。大概如斯。是圓雖受李曹之餘胤。已爲草野之庸愚。忝蒙政道治之諮詢。所撫和漢古今之訓謨也。方今諸國干戈未止。尤可踏蹟歟。古人曰。居安猶思危。今居危。盍思

レ危哉。可レ恐者斯時也。可レ愼者近日也。遠延喜天暦兩聖之德化。近以二義時泰時父子之行狀一爲二近代之師一。殊被レ施二萬人歸仰之政道一者。可レ爲二四海安全之基一乎。仍粗言上如レ件。

建武三年十一月七日　　眞惠

是圓

人衆。

前民部卿。　是圓。俗名道昭。

眞惠。　玄惠法印。

大宰小貳。　明石民部大夫。

大田七郎左衛門尉。　布施彥三郎入道。

以上八人。

昔永祿十二年閏五月中旬之頃於二播州一英賀爲一樵齋道祐塗鴉訖。

從四位下行河內前司入道正虎髣髴齋道二判

右建武式目一卷以畠山牛庵藏本書寫以一本挍合畢
以建武式目注本文挍合畢　御橋悳言

建武以來追加

一諸國守護人事。（建武五後七廿九御沙汰。奉行諏方大進房圓忠。）

右被補守護之本意。爲治國安民也。爲人有德者任之。爲國無益者可改之處。或募勳功之賞。或稱譜第之職。押妨寺社本所領。管領所々地頭職。預置軍士。充行家人之條。甚不可然。固守貞永式目。大犯三箇條之外。不可相綺爰近年。不叙用引付等之奉書。不及請文。徒渉旬月。多累催促。愁欝之輩不可勝計。政道之違亂職而由斯。仍就違背之科條。須有改定之沙汰矣。

一寺社幷本所及武家輩所領等事。

事書一通遣之。早守彼狀。當國分來月十日以前。嚴密可遵行。將又土貢以下令先納者。悉可糺返之。若猶遲怠者。任被定置之旨。可處罪科之狀如件。

建武五年後七月廿九日　御判

播磨國守護　諸國同前

近國十日以前。中國廿日以前。遠國來月中。

一諸國守護幷武家御家人等望補吏務職知行本所領事。（曆應二五十九。）

右云右大將家御時。云貞永式目。一向被停止訖。而近年背禁制。致自由之競望歟。縱雖替面。自今以後於有其聞之輩者。可處罪科也。

一寺社幷本所領以下押領輩事。（曆應三四十五御沙汰。）

近年武家被官人甲乙之輩。令違背下知御教書。剩對于守護使幷使節等。及合戰狼藉之由有其聞。緈超常篇。然者別而可有嚴密之沙汰。奉行人令隨身文書。直令披露者。可被裁判罪名之旨。可觸御五方引付焉。

一雖給御下文。不知行下地輩事。（曆應四三〔十イ〕十〔三イ〕仁政內談。）

不可爲仁政沙汰歟之由前々內談訖。可爲引付行事之間。向後不可有其沙汰也。

一違背御下知御教書并奉書等不渡下地輩事。康永二四十一御沙汰。

或被裁許或被成奉書之後雖申子細。依無其理不被許容之輩。尙以押領下地成煩云々。於如然之族者。可被處于違背咎之上。付惣別。永不可被聞食訴訟也。

一武家被官輩令知行本所領事。康永二四廿九。

背度々嚴制。或號請所。或稱成約諾。致自由押領之由有其聞。向後堅可停止之。且來六月中可避渡于本所。若尙令違犯者。任式目可處罪科也矣。

庭中篇目。

一本所寺社領事。

方々施行停滯。頭人并奉行緩怠。也空經廿ヶ日者。任本條宜經直訴。嚴密導運〔二字恐遵一字〕行之可申左右之由。差日限可仰本引付方。但有限日數已前諸方雜掌亦猥及濫訴者。暫可被閣彼訴訟也。

一恩賞遲引事。

忠節拔群之輩。勳功賞遲引之族。理訴沈淪云々。宜諸訴可被仰奉行人。子細同前。

一諸國守護人非法事。

有面々欝陶者。同可申之也。

一諸國守護人以下使節緩怠事。康永三七四御沙汰。

或可沙汰付下地之旨被仰下。或可催上論人之由觸遣之處。遵行遲引之條。甚以不可然。向後於難澁使者者。須被收公所帶矣。

一故戰防戰事。貞和二二五。齋藤四郎兵衞入道玄秀奉行。

縱雖有確論之宿意。可仰　上意之處。任雅意及鬪殺之條。罪科不輕。所詮於故戰者雖有理運。不可有御免者也。至防戰者。若有道理者。可被免許者哉。於無理之輩者。可被行故戰之同罪歟。

一苅田狼藉事。

為撿斷方沙汰可有糺明之所犯令露顯者。可被召放所領三分一歟。

一諸國新關幷津料事。

成諸人往來上下之煩之條。太以不可然。早本新共可被停廢之歟。

一諸人借書事。

無理之輩。誘取他人之借書。令譴責負人之條。非無其煩。早為政所方沙汰。可被加炳誡歟。

一山賊海賊事。

尋究出入之在所。若領主有同心之儀者。令改替地頭職可被入守護使歟。

一文書紛失輩訴訟事。貞和二閏九廿七評定。

可為內談方所務之由先日雖有其沙汰。於建武三年已前分者。無事書之間。委細之旨趣無據糺明歟。任先例尋問當知行之實否。於有證人等者。須成賜紛失安堵御下文。至同年已來分者。守舊規於事書在所恩賞方。安堵方。問注所。可有其沙汰焉。次不知行地事於內談方。且相尋當時之領主。糺明證跡可是非子細同前。

一方內談。武州方。奉行人。同。門眞左衛門入道寂意。

一國司領家年貢對捍地事。貞和二十二廿三沙汰。

就貞永式目有其沙汰。地頭以下領主。不應裁許之日。雖改補所職。本所乃貢失墜之條。背理致歟。仍自今以後及下知違背之期者。收公彼職補新司之時。可分付前司未濟五分一相應之地於本所也。次後年年貢事無同時之裁斷者。相論亦不可休之間。勘合每年分限。彼是共限永代。分付下地於本所之後。一向止地頭之所役。相互可全知行。但於今年以前分者。近年擾亂諸人窮困之間。以寬宥之儀。至所職者不能改補。前後年貢可避渡下地於本所之。子細同前焉。若背此法於割分之地領主等致違亂者。任先例可被收公彼所領矣。次依他罪科被召所領事。未進相積之由雜掌經訴訟之刻。

地頭等不慮被沒收件所領者。新給人治定之時。可分付下地之。子細相同初段焉。次得替地事。縱雖不充賜替有他所領者。本知行之年貢可致沙汰之段勿論。何況充給其替者。不及猶豫儀宜令弁償也矣。次一旦領主事。或稱裁許未定之地。或號料所幷預地。領主等依申子細。動施行猶豫之間。涉年月之後。本所年貢亦失墜云々。太不可然。向後云未進云現在分。可糺課當知行之仁也焉。次非分押領輩事。載其名字難成施行歟。領主治定之程。先仰專使令撿納有限年貢可勸渡本所雜掌矣。次武家領之佛神用幷領家職預所等年貢事。不可違本所乃貢。仍子細同前焉。

一苅田狼藉事。貞和、、——。

爲撿斷方沙汰。堅可被嚴制。所犯治定者。可被召所領五分一焉。

同與力輩事。

子細同前矣。

諸國狼藉條々。貞和二十二十三沙汰。

一故戰防戰事。

縱雖有確論之宿意。經上訴宜仰裁斷之處。任邪意及鬪殺之條。難遁其科。所詮於故戰者。雖懷本訴之道理。不可遁濫吹之罪責。何況於無理之仁哉。自今以後堅可令停止之。若猶違犯者。准本條悉召上所領。可處遠流焉。次與力人事可召上所領。無所帶者。可處遠流也。子細同前。至防戰者。爲非領主者。可爲故戰同罪。若爲理運之仁者。隨事躰可有其沙汰矣。

一亂入他人所領致非分押領輩事。

不帶補任裁判公驗。不待使節之遵行。無左右致亂入狼藉之條。造意之企。太以無道也。不可不誡。向後堅可停止。此儀若有違犯之族者。云本人云與力人。可收公所領三分一。無所

帶者。可處流刑也。縱雖不遣奉書未及喧嘩。先馳向其場追出彼輩。沙汰付本知行後。可注進子細之旨。可仰守護人焉。次使者遵行地事。本領新恩不可差別。嚴密可致其沙汰之旨趣同前矣。

一苅田狼藉事。

任先例爲撿斷之沙汰。加嚴制可注進子細。所犯治定者。可被分召所領五分一也。無所帶者。可處流刑焉。次與力人事。子細同前矣。

一號一揆衆。致濫妨事。

近年或押領他人之所領。對專使妨遵行。或爲散私宿意。率黨類及合戰云々。造意之企難遁重科。所詮就守護并使者注進。須處罪科。但隨事躰可有輕重焉。次使節難澁咎事。可被分召所領五分一也矣。

一山賊海賊事。

糺明出入之在所。有領主同意之儀者。於其所者。永可令改補地頭職。至本所寺社領者。靜謐之程可被補地頭哉否。可經奏聞焉。

同守護人非法條々。

一大犯三箇條 付苅田狼藉。使節遵行。 外相綺所務以下成地頭御家人煩事。

號公役對捍。稱凶徒與同。無左右令管領同所領與恥辱及牢籠事。得論人當知行人語下知遵行難澁事。或分取訴論人所領。或押領國中闕所。搆表裏沙汰事。

一成緣者之契約致無理方人事。

一號請所假名字於他人令知行本所寺社領事。

一稱國司領家年貢譴納號佛神用催促放入使者於所々追捕民屋事。

一號兵粮并借用責取土民財產事。

一誘取他人借書令呵責負人事。

一以自身所課令分配一國之地頭御家人事。

一構新關號津料取山手河手成旅人煩事。
以前條々非法張行之由。近年普風聞。雖爲一事有違犯之儀者。忽可改易守護職。若正員不存知爲代官結構之條。蹤跡分明者。則可召上彼所領。無所帶者。可處遠流之刑矣。

儉約條々。

一臨時課役事。
先例有限公事之外一向可停止之。次月充以下所役々宜使補年貢也。縱殊公役之時雖被充課役役之。不可懸士民。宜爲地頭之沙汰也。

一修理替物事。
止一年兩度之儀。年始一箇度可改之。但於破損在所者。隨事躰可有其沙汰。

一雜掌經營事。
酒肴假令不可過十結。過差儀且衝重以下書圖彫物。一向可停止之。

一正月祝亭引出物事。
止重物甲冑。大刀刀。絹布。太刀刀。金銀類。唐物類。可用銀劔以下輕物。

一衣裳事。
守公家新制。堅不可隨他之從。

一出仕武具事。
太刀刀事。准據先例不可有結構之儀。次鞍事。專麁品不可交金銀之類。

一同僮僕事。
不可過中間五人。舍人二人。將又召具力者事。一向可停止之。

一諸國往反要路警固事。貞和。
且任先例。且隨事躰。海陸共以差定警固。可止旅人之煩。若有狼藉之風聞者。地頭可處罪科之旨。嚴密可仰守護人。

一六齋付二季彼岸。殺生禁斷事。
守先例。堅可從停止之由可仰諸國。

一新關事。
近年御免分。且可有其沙汰。其外自由之新關

者。嚴密可停廢之由可被仰下歟。

一寺社本所領事。觀應二六十三御沙汰。

諸國地頭御家人以下輩。押領所々之條。濫惡之至。不可不誡。所詮嚴密可停止其妨。若不叙用者。可被收公所領半分。押領已後得分物。同可返進之。無所帶者。可處遠流焉。次武家輩所領事。子細同前。次使節事。守御教書日限。沙汰付下地。可執進請取狀。令遲怠者。於守護人者改補其職。至御家人者可被分召所領三分一矣。

一寺社本所領事。觀應三七廿四御沙汰。

依諸國擾亂。寺社之荒廢。本所之牢籠。近年倍增。而適靜謐之國々。武士濫吹未休云々。仍課守護人。依國遠近。差日限可施行。於不承引輩者。可分召所領三分一。無所帶者。可處流刑。若遵行之後立歸致違亂者。不經上裁相催國中地頭御家人。不日馳向在所。加治罰如元沙汰。居雜掌於下地。可注申子細。將又守護人有緩怠之儀者。可改易其職。次近江。美濃。尾張三箇國。本所領半分事。爲兵粮料所。當年一作。可預置軍勢之由相觸守護人等訖。於半分者。宜分渡本所。若預人寄事於左右。不去渡者。一圓可返付本所。

一寺社本所領事。觀應三八廿一御沙汰。

違背先日事書。不應使節遵行。空令馳過當年西收之由多以訴之。造意之企叵遁其咎。於如然之族者。可處所當罪科之上。縱雖立忠功。永可止恩賞。且諸方訴訟不可有其沙汰。次軍勢發向所々八箇國近江。美濃。伊勢。志摩。尾張。伊賀。和泉。河內。本所領事。爲兵粮料所。當年一作可令均分之由先度被定下之處。或除先納分稱半濟。或押遵行欲皆納云々。太不可然。所詮兩方員數承諸者。乃貢之相應分不及子細。不然者。爲止混亂之妨。仰雜掌召出下地折中之注文。頭人可令撰取

一方。若於㆓彼地㆒亦致㆓非分煩㆒者。守護人加㆓嚴禁㆒可㆑注㆓進子細㆒矣。次先納分事。遂散用宜㆑令㆓便補㆒。兵粮方內。縱預人雖㆑及㆓數輩㆒。守㆓施行之日限㆒。以㆓中分內㆒可㆑令㆓割分㆒也。替面改名可㆑費㆓本所半分㆒之。子細同前焉。次寺社一圓所領等事。且爲㆑祈㆓國家之安全㆒。且爲㆑全㆓面々之運祚㆒。軍士等尤可㆑令㆓禁愼㆒哉。混㆓本所領㆒曾不㆑可㆑致㆓違亂㆒。但戰場兩國河內。伊勢。兵粮事。兩陣相互及㆓闕如㆒者。隨㆓時儀㆒可㆑致㆓少分支配㆒。寄㆓事於左右㆒更不㆑可㆑及㆓佛神用之闕怠㆒。此上條々。若違犯者。罪名相㆓同先段㆒矣。次重施行事。面々群訴不㆑可㆑有㆓盡期㆒。無㆓殊子細㆒者。每度難㆑成㆓御敎書㆒。先召㆓出守護專使等代并當參論人兩奉行人㆒加㆓問答㆒。尋㆓究遵行難澁之旨趣㆒之後。尙可㆓施行㆒哉否。可㆑有㆓其沙汰㆒矣。

等持院殿御判

一恩賞合給地事。觀應三九十八評。右筆飯尾大和守賴國。

不㆑謂㆓軍忠厚薄㆒。不㆑擇㆓給人貴賤㆒。任㆑例可㆑被㆑賞。先日御下文焉。

一合戰咎事。

帶㆓御下文㆒施行輩。尤可㆑相㆓待使節遵行㆒之處。恣亂㆓入所々㆒之間。本主依㆓支申㆒多及㆓合戰㆒之由有㆓其聞㆒。甚不㆑可㆑然。自今以後者。不㆑論㆓理非㆒。至㆓故戰之輩㆒者。悉可㆑收㆓公所帶㆒。亦於㆓防戰之仁㆒者。可㆑被㆑分㆓召所領半分㆒。但非㆓領主㆒者可㆑准㆓故戰㆒也矣。

一不㆑應㆓御敎書㆒輩事。

背㆘被㆓仰下㆒之旨㆖之由使節令㆓注進㆒者。准㆓御定違背咎㆒可㆑被㆑召㆓所帶三分一㆒。次對㆓使節㆒致㆓合戰㆒輩事。可㆑准㆓故戰㆒矣。

一寺社人給相論事。文和元十十五。

寺社寄進之地雖㆑准㆓人給㆒。於㆓先日寄附㆒者。一圓之條不㆑可㆑有㆓相違㆒之間。可㆑充㆓給其替於後日給人㆒。至㆓人給以後寄附之地㆒者。先日給人與㆓後日寺社㆒可㆓均分㆒之。

一寺社本所領事。文和元十一十五御沙汰。
嚴密可遵行之子細。去七月以來載兩度事書之上。就面々訴雖被成御敎書。寄事於世上物忩。云守護云使節尙緩怠之間。多以不事行云々。難遁其咎。但無勘錄者。定有未盡之後訴歟。所詮且取調先日散狀。召出守護代幷論人等。尋究遵行難澁之旨趣。陳謝無謂者。准先例可勘申罪名。亦有殊會釋者。隨事躰加糺決。宜經評儀之由可仰五方之引付。次施行事。於初度者。雖爲向後可爲御敎書。至重催促者。遣奉書可經次第沙汰之條同前。
一諸人競望地事。
可依訴訟之遲速。
一兩國御家人等事。
可守仁治以來證跡。
一寺社寺所領可被返付條々事。文和四八廿二三イ御評定。山城國分事。

右於濫妨國々者。可爲半濟。但於所務者。可爲本所進止矣。至靜謐國者。悉急速可被打渡之。
一於恩賞相論者可守先御下文者也。
一本領安堵事。縱雖爲錦小路被官幷宮方。於御方有軍忠者。可被返付者也。
寺社本所領條々。延文二九十御沙汰。
一帶御下文輩事。
觀應以來追年擾亂之間。任勇士之懇望不及糺次。補任之條不慮之儀也。因茲寺社荒廢。本所衰微。縡已至極云々。尤有其恐。可返付面々所々者。先均分下地可返付一方於雜掌也。本知行之條勿論。但或賞戰場之大功。或依戰士之要須。以別儀充行之分不幾歟。於如此之至相殘分者。追可有其沙汰。次寺社一圓之地幷禁裏仙洞勅役料所除本家。領家。諸門跡兼帶地。等事。猥轉變之條冥慮難測。敢不可准先段任舊例先返

進之。追可充給其替。次要害地事。下地相分。年貢支配兩樣之多少兼日難定。隨在所之用否。宜為臨時裁斷。次士卒等掠給地事。假名字於他人稱闕所之間。任申請被充行之分。不可混別儀之間。返付本所後追可有替之沙汰。

一向後補任事。

云永領分云一旦知行。須停止之。若有掠給地之輩者。不充行替而可返付本所也。

一預地同料所已下事。

自元非始終之儀。何有預儀哉。仍同前。

一非分亂妨輩事。

今年七月已後連々施行之處。多未事行云々。云論人云守護。可處嚴科之旨。其沙汰先畢。今更不可相違。

一半濟地事。

或不蒙御免。守護人及自由之中分。或充給半濟。給主等致過分知行之條。不可違非分亂妨。仍子細同前。

以前條々於違犯輩者。處所當之罪科。須止恩賞之後訴也。

禁制條々。貞治六十二。

一年始諸人引出物一向可停止事。

一所々雜掌可為儉約事。

一精好大口。織物小袖不可着。金具鞍不可用事。

一中間以下輩。金銀梅花皮等腰刀可停止事。

一同輩直垂之絹裏。絹腰幷烏帽子懸不可用事。

貞治六年十二月廿九日

諸山入院禁制條々。貞治七二十三沙汰。

一諸山長老招請可停止之。法券證明可為白槌事。

一入院之時。禮儀物白槌以下銀劍一腰。小袖一重。杉原一束。外武家御禮幷奉行人引出物。一向可停止之。諸山以下後日禮之時。子細同

前。

一住院年紀不レ滿ニ一囘一者。不レ可レ爲ニ東堂列一。或三年或五年。宜レ任レ緣事。

一入院已前號ニ兩班評定一。諸耆舊招請止入院以後大衆巡請。一向可ニ停止一之。若於達法長老一者。公請會合時。諸長老不レ可ニ列座一事。

一兩班侍者。暖寮固停止之。若犯ニ禁法一者。於ニ其身一追ニ出寺家一。於ニ諸方叢林一不レ可レ行ニ名字一事。次依ニ暖寮禁制一。換レ面假レ名致ニ其沙汰一之由有ニ其聞一。若有下赴ニ其請一輩上者。於ニ西堂單寮一者。不レ可レ被レ成ニ下禪院公文一。其下大小耆舊罪科同前。專ニ食物一不レ擇ニ人材器用一者。爲ニ佛法衰微一故。同所ニ禁制一焉。

一寺社本所領事。依ニ勅許一所レ被ニ定下一也。早分國之所々守ニ事書一。嚴密人々遵行。來月中可レ被レ申ニ左右一。更不レ可レ有ニ緩怠一之狀。依レ仰執達如レ件。

應安元年六月十七日　武藏守判

佐々木大夫判官入道殿

寺社本所領事。應安元六十七布施彈正大夫入道昌椿奉行之。

禁裏仙洞御料所。寺社一圓。佛神領。殿下渡領等異ニ于他一之間。曾不レ可レ有ニ半濟之儀一。固可レ停ニ止武士之妨一。其外諸國本所領。暫相ニ分半分一沙ニ汰一付下地於雜掌一。可レ令レ全ニ向後知行一。此上若半分之預人或違亂。雜掌方或致ニ過分掠領一者。一圓被レ付ニ本所一。至ニ濫妨人一者。可レ處ニ罪科一也。將又雖レ有ニ本家寺社領之號一。於ニ領家人給之地一者。宜レ准ニ本所領一歟。早守ニ此旨一。云ニ一圓之地一。云ニ半濟之地一。嚴密可レ打ニ渡于雜掌一矣。次自ニ先公御時一本所一圓知行地事。今更稱ニ半濟之法一。不レ可ニ改動一。若令ニ違犯一者可レ有ニ其咎一焉。次以ニ本所領一誤被レ成ニ御下文一地事。被レ充ニ行替一之程。先本所與ニ給人一各半分可レ爲ニ知行一。不レ可レ有ニ守護人之綺一矣。次月卿雲客知行地頭職事。爲ニ武恩一被ニ補任一之上者。難レ混ニ

本所領。可レ停二止半濟之儀一焉。

一五山十刹已下住院年紀事。應安元十十三御沙汰。

如二康永法一者。限二三箇年一之處。近年僅四五ヶ月中退院之間。不レ經二一回一者。可レ止二西堂名字一之由沙汰先畢。是併入院之連綿。爲二寺用失墜基一之條不レ可レ然故也。若稱レ過二一回一被レ免二退居一者。每年入院可二相續一之間。寺之煩費不レ可レ休歟。於二自今以後一者。住院可レ經二中一年一之旨所二定置一也。然者縱雖レ不レ過二二度一不レ足二三十六月一。退院可レ任レ意。將亦老躰現病之住持不レ拘二此法一。宜レ依二時宜一矣。

禁制

一俗人ノ法師ナリ。同カサヲキル事。付法師ノボウシニテ面ヲカクス事。

一バクエキノ事。付スグ六。

一ヤクヲコボチウル事。付車イゲ商買四條町ノ立ウリ。

一セイガウノ大口。ヲリモンノ小袖。クラ具足ノ金銀ノタグヒ。色カワノシタウヅ用事。

一中間凡下輩。エボシカケ。キヌゴシ。ヒタヽレノキヌウラ。同大口。刀ノカヘラギ金銀。但メヌキヲ除事。

右條々カタク可レ被レ止也。若違犯ノ事アラバ可レ處二罪科一之狀。依レ仰下知如レ件。

應安二年二月廿七日　左馬助源朝臣判

一仰詞。

山門公人號二負物譴責一。成二洛中所々之煩一。剩不レ憚二　禁裏仙洞咫尺一。亂二入卿相雲客住宅一。致二種種惡行一之間。被レ申二座主宮一嚴密可レ有二誡沙汰一。曾不レ能二叙用一。彌以狼藉。違　勅之由難レ遁歟。於二向後一者。爲二武家一召二捕彼輩等一。可レ被レ處二罪科一乎。

一五山十刹以下住持職事。應安四正廿二御沙汰。奉行安威入道性威。

康永之法嚴重之間。任二理運器用一可レ被二撰補一之處。近年依二眞俗之口入一。參差之儀出來之條不レ可レ然之上。一向可レ令二停止一。若有二違犯擧達一者。縱雖レ相二當其仁一。永不レ可レ免二住院號一之旨。先公御時重

被定置訖。今更不能豫儀。向後固守彼法可有其沙汰矣。

一諸山入院證明召請事。應安五二九布彈入奉行。

可爲白槌一人之由貞治七年二月十三日雖被行法。聊無人數之條不可然之上者。於向後者。如舊遍可有勸請歟。但至于禮物者。任先度被定置旨。白槌一人之外可令停止之。依爲寺社煩費也。以此趣宜觸達五山十刹等矣。

禪院法則條々。應安五四十五布彈入奉行。

一兩班事。

右自今已後不經二節者。不可被差改。若背此法者。可被止名字也。

一僧員事。

右曆應以來可爲三百五十人之由被定置訖。此外於令過上者。固可被停掛塔也。

以前兩條。先而被仰建仁寺訖。其子細同可被觸達五山焉。

一大覺禪師門徒等惡行事。事書一通遣之。此趣不日糺明張本。可有嚴密之沙汰之狀。依仰執達如件。

應安五年六月十二日　武藏守

上杉兵部少輔入道殿

一日吉社神輿造替要脚內其國段錢事。應安五七十一。

就被下院宣所有其沙汰也。所詮召出國之大田文。寺社本所領幷地頭御家人等分領悉充公田。段別三拾文急速可執進之。若有難澁之在所者。守護使相共遂入部可致譴責矣。次當參輩所領事。仰所務代官可京濟之旨相觸之。且領主之名字。田數之分限可注申之焉。

摠奉行佐々木治部少輔。右筆門眞權少外記。

一東福寺事。應安五八十七。布施入奉行。

爲大刹之位者。任被定置之法。住持者經歷三年。兩班者可遂二節之處。既違背法則任雅

意。朝進暮退之條非二五山之一列一歟。所詮至二如レ然之住持兩班一者。於二公方一不レ可レ用二東堂者舊名字一之上。佗寺會合之列座。同所レ被二停止一也。以二此趣一可レ被レ觸二寺家一矣。

一同廿八日御沙汰。同奉行。

東福寺事。背下被二定置一之法上。非二五山列一之間。武家雖レ不レ可二相綺一。自今以後可レ守二法則一之旨。大衆一同依レ申二子細一所レ有二其沙汰一也。然早先以二耆舊兩班一可レ致二勤行一之由可レ被レ仰二寺家一之。

一万壽寺兩班座位事。布施彈入奉行。

万壽寺兩班座位事。可レ爲二五山列一之由。去貞治二年載二事書一。被二定下一之處。于レ今不レ及二遵行一之條。大不レ可レ然。仍重所レ被レ仰也。所詮守二先度事書之旨一。彼寺々之耆舊令二參暇一之時。當寺之座位任二名字一。敢以不レ可レ有二違亂一。今度猶云二住持一云二大衆一。及二異儀一於レ背二上裁一者。須レ被レ閣二寺訴一之上。就二張本一可レ處二罪科一之狀。依レ仰執達如レ件。

應安五年九月四日　武藏守判

南禪寺長老自餘五山文章同前

一當寺耆舊座位事。任二名字一不レ可レ有二違亂一之由所レ被レ仰二四ケ寺一也。可レ被二存知一之狀。依レ仰執達如レ件。

同日　同前

万壽寺長老

一日吉社神輿造替諸國段錢事。不レ除二三社領三代御起請符地一。可レ充二催之由可レ被レ仰二遣武家一之旨　新院御氣色所レ候也。仍言上如レ件。忠光恐惶謹言。

十月十日　日野柳原家 權中納言忠光上

進上　民部大輔殿

東福寺條々。應安五十十九御沙汰。執筆布施彈正大夫入道。

一止二掛搭一事。

加二僧籍一者現住六百　三人。沙喝三十人云々。加二參隨者一殆覃二七百人一乎。五山之法。曆應以來

度々有其沙汰。可爲三百五十人之由被定置訖。假令雖有加增之儀。不可過四百人。但當寺依不及武家之沙汰。如此令群居歟。於今者輙亘交割。所詮向後固可被停止掛搭。且雖有起單之闕。敢不可被許參暇。偏是爲被減僧員也。若令違犯者。可有殊沙汰矣。

一諸社神人等訴申喧嘩事。應安五十一十八。松田左衞門尉貞秀奉行。

或帶本訴之理。或依不慮之儀。神人等被殺害及傷者。尤可有裁許。而近年就所務負物以下動成姧謀之企。令覃闘殺之時致訴訟云々。政道之違亂。諸人之煩費也。不可不誡。於如然事者。一向非許容之限之上。解却神職。須處其身於罪科。將又社務出非據吹噓者。經奏聞改所職。可被補器用之仁矣。

一東福寺付門前。檢斷事。應安五十一廿一。雅樂左近入道道喜奉行。

任五山之法則可爲寺家之沙汰。若殊事出現之時者。可被觸待所矣。

一關東五山事。應安六十九。布彈入奉行。

於住持職者。自京都被定下之條。不及子細。其外細々事。向後可爲關東御沙汰也。且規式條々守曆應康永御事書。五山一同不可有改動。寺家違犯之儀者。嚴密可有誡沙汰矣。次住院年紀以下事。住持者經歷三年。兩班者可送二節之由。先度被仰畢。若其期未滿及退居改替者。須被止名字也。但重病令現在者。非此限。宜有御注進子細矣。

一當知行地安堵事。應安、、、。

以一同之法被下宣旨之上者。更不及沙汰。但依諸人之妨有愁申之輩者。尋究當知行之所見披見文書正文。所申無相違者。載于名字可給安堵。此上若雖段步。以不知行之地寄事於安堵。令掠領者。隨支證出來可被沒收本領。無所帶者。可斷罪其身。

一非罪科輩當知行地充給他人事。

相傳支證難被默止者。縱雖爲恩賞。可被返付之。只有當知行之號無指由緒。又其身非朝要之仁者。依事可被用捨。

一日吉　祇園　北野神輿造營要脚事。（康曆元七廿五。門眞左衞門尉奉行。）

就　綸旨重所有其沙汰也。所詮以諸國之段錢可造畢三社之神輿云々。此上仰使節召出國々大田文。段別參拾文。（不除三社領并三代御起請符地。）嚴密可撿納之。若令對捍者爲處罪科。云交名云在所。可注申之。次先度難澁所々事。守護使相共遂入部令譴責。可究濟之條同前。

一山門并諸社神人等事。（至德三八廿五奉行之。松田丹後守貞秀。）

山門并諸社神人等。就諸事稱催促。率數多及亂入狼藉事。先々定置其法有停止之處。近年猥違亂云々。不可不誡。或忽覃當座之恥辱之間。不慮喧嘩出來。或爲塞後代之瑕瑾。不顧所當罪科乎。政道之違亂諸人之煩費。職而由斯。假雖爲洛民之住所。可有禁遏。況於其仁哉。所詮不經次第之訴訟。有如然之企者。於本訴者。雖帶理運。永可被弃捐。至神人者。任先例仰侍所。召捕其身可有接攘矣。

洛中邊土散在土倉并酒屋役條々。

一諸寺諸社神人并諸權門扶持奉公人躰事。

悉被勘落之上者。可致平均沙汰焉。

一寄事於左右及異儀所々事。

任法爲衆中可致其沙汰。若尚於難澁之在所者。就注進有糺明沙汰。且立用公物。且可被付寺社修理矣。

一政所方年中行事要脚。内六千貫文支配事。

爲每月月別沙汰之上者。縱雖有御急用。寺社并公方臨時課役等。永可被免除之焉。

一閏月役事。

既被定員數之上者。曾不可有加增之儀矣。

一造酒正申麴役事。

自往古有限所課也。不可依此沙汰焉。
右此條々。更不可有違依之儀。可令存知之狀。依仰下知如件。

明德四年十一月廿六日

左衞門佐源朝臣（在判 義將）

諸國關所事。（應永十五十一三武衞管領判在之。飯尾美濃入道常廉奉行。）
諸人就望申雖被充行。或稱本主或號新給。帶證文申之輩繁多也。因玆參差之沙汰出來之段不可然。所詮於向後者。關所之段土貢之員數。相觸守護。就左右可有其沙汰。若注進日數過廿ケ日者。以訴人差申在所。可充給御下文矣。

御成敗條々。（應永廿九七廿六。松田丹後入道常晉奉行。[illegible]秀。清晉イ）

一役夫工米以下段錢京濟事。
差日限乍捧請文。於不致其沙汰在所者。可被闕所矣。

一寺社本所領訴訟事。
不可依文書年紀。但於不帶公驗者。非御沙汰之限焉。

一諸國寺菴望申御祈願寺御判事。
且帶門徒尊宿之吹擧。且以其所領主之注進可申給之。非如然之類者。一切可被停止矣。

一同寺菴安堵事。
或稱甲乙人等之寄進。或號買得劵契之由緒。雖望申御判。不可有御許容。但地頭御家人等於副渡御下文以下證文者。不及子細焉。

一以不知行所領文書寄附權門事。
雖爲先條法制。近來如此之輩間有之。任本法可被停止之矣。

一諸人訴訟事。
於或年紀馳過或不帶公驗者。不可有御裁許焉。

一論人催促日限事。
就訴人解狀雖相觸當知行之仁。經廿一（七イ）ケ日

不出來者。以違背篇可有御成敗矣。

一充給替地事。

以闕所中賜之者定法也。爰以年紀馳過文書。稱由緒望申得替之族惟多。自今以後固可被停止矣。次雖給替地。依不知行立歸。望申以前在所之條。自由之至也。固可被禁制矣。

一不知行所領事。

縱雖帶大間安堵。子細同前。於未施行者不可相續年紀者。紛失安堵子細同前。

一諸人安堵事。

就當知行被下安堵御判者。普通之儀也。望申御施行之條。以次搆私曲歟。慥可被停止也。

一紛失安堵事。

雖帶文書案文。於年紀馳過者。不可有御許容。至捧當知行幷年紀未滿文書案文者。非制限焉。

右條々。守此旨各可申沙汰。若令違犯者。可被處罪科也。

管領・壁書。

一論人出對事。正長元十十一。

就訴狀觸遣之處。當知行之輩令難澁之條。且無理歟且造意歟。共以非正儀。早奉書到來之後。支狀出帶日數可爲十ケ日。次論人奉行請取陳狀證文。催促之時十ケ日間可出帶之。彼是不可過廿ケ日。於其內者不及沙汰。若過此日限者。不謂理非直可被裁許。訴人至在國族者。隨國遠近宜有其沙汰焉。

一訴論人望請權門吹擧事。同。

任先條之制法堅所被停止也。若尙雖有如此之儀。奉行人不可承引。早可差申吹擧人名字矣。

奉行人伺事規式。正長二八廿。

一出仕。

各守結番之次第可令參勤。但於急事者。雖

爲非番可申之矣。
一條數事。
不可過三ヶ條。至不足者。不及被定置焉。
一時剋事。
可爲已剋。猶以後者可令略矣。
一奉行人直請取訴狀披露事。正長二八卅。
論人出帶之時。參差之沙汰出來之條不可然。向後者上裁幷賦別奉行之外所被停止也。各可令存知矣。
一以御恩地令沽却事。文安元九廿六。
此段先條之制禁炳焉也。雖然近代如此之類。於被成下安堵御判地者。今更不能改動沙汰。自今以後者。年紀質劵等之外。被停止永地入流等。若猶背規矩令沽却者。云賣人云買人。共以可有其咎焉。
一押領不知行地。後經訴訟事。永享元十二七。
有愁訴者企訴訟可仰御成敗之處。猥先乍令押領致訴訟之條。造意至難遁罪科。所詮雖寄事於親類被官人等。不可被叙用。縦又雖爲理運。處彼咎可被付論所於敵人也焉。
一訴論人文書事。永享二八廿一。
共以載目錄。加判形可令備進矣。
一諸人訴訟事。永享二九卅。正長二七廿二被仰出之。
以賦日限次第。奉行人可伺申之焉。
一諸人庭中事。永享八六三。
致訴訟之輩各申請賦可付奉行所處。無左右企庭中之條。自由之至也。但雖望賦令遲遲者。申次之族。或緩怠歟或最負歟。尋別人申之。尚延引者。於庭中可言上之。非急事題目等不經次第猥致庭中事。一切被停止之焉。
一奉公仁躰對守護人其咎出來時可致注進事。寛正卯(四四(古案本))廿七。
在國之輩。重科出來者。速爲守護注申子細可隨御成敗。万一以私之儀不事問。於致討沙

汰者。縱雖為道理可被處嚴科焉。

一就諸人訴論僧女(附比丘尼)口入事。長享二五六右筆飯尾大和入道宗勝。

如近日者。得訴論人之語。不謂尊卑。或執申之。或口入之條不可然。任先例向後彌可被停止之。若背此旨於執申仁者。可被召所領。無所帶者。可被處流刑。至訴論人者。縱雖為理運。永可被弃置之矣。

一闕所證人事。長祿四九五。

闕所出來之時。就證人注進被恩補者古今例也。然本主等無咎旨。依歎申之。糺明之處無其誤者。於知行分者。被返付本主。至證人者可被處遠流。本主又自科乍令露顯。或致庭中或屬權家及訴訟者。同可被處流刑矣。

被仰出條々。文明八八廿四。

一諸人訴訟事。兼日難被定歟。且隨證文之理非。且依年序遠近。可有御用捨事乎。

一就當知行申給安堵御判幷奉書等事。

堅致糺明之領知無相違之旨。召置訴人請文可伺申之。若構謀略者。任先例可被沒收所領。無所帶者。可被處其身於罪科矣。

一就訴陳意見事。不存私曲可令言上之焉。

近追。

定

一セイセンノギ。京參ウチヒラメヲノゾク。其外ノトタウ(渡唐)錢。エイラク(永樂)。コウブ(洪武)。セントク(宣德)。ワレ錢。但ワレトヲラザル錢。以下トリ合テ。百文ニ三十二錢。ケリヤウ三分一可在之。於向後トリワタスベキ事。

一アク錢賣買儀一切可停止事。

右條々堅被制止訖。若背此旨族アラバ。權門勢家ノヒクワン(被官)ヲイハズ。於其身者處嚴科。至私宅者闕所ニヲコナハルベキ由所被仰下也。仍下知如件。

永正五八七　沙彌信祐

近江守三善朝臣貞運

一撰錢事。近年令超過先規之條。爲世爲人不可不誡。所詮於古今渡唐錢者。悉以可取用之。次惡錢賣買儀停止事。被定御法。被打高札於洛中訖。可令存之由。被仰出也。仍執達如件。

永正五
八月七日　　信祐
　　　　　　貞運

城州
大山崎名主沙汰人中。

一攝州同前。右京兆へ遣之。
一堺北庄名主沙汰人中。
一山門使節御中。
一靑蓮院御門跡廳務御房。
一興福寺衆徒御中。
一山門三院衆徒御中。
一大内左京大夫。
一右京兆代。

一撰錢事。近年令超過先規條。被定御法被打高札於洛中之上者。守彼札於古今渡唐錢可取用之趣。堅可被相觸洛中被官人同分國中所々之由。所被仰下也。仍執達如件。

永正五年八月七日　　沙彌
　　　　　　　　　　近江守

尾州代

條々。永正六五九。

一召符事。
有訴人申旨者。雖不伺申之。任法可遣召文。但依時宜可得上意矣。
一口入事。
權貴幷女姓禪律僧口入。任先例可被停止矣。
一被置所務於中事。
任先例可被停止焉。
一雖被成御下知不能承引剩致彼在所訴訟事。
可爲違背之咎矣。

一付置訴人申狀以下屬別人致訴訟事。
任法可被仰裁許焉。
一被尋下諸人間事。
以其奉行人不能御返事之處。以別人申上
事。爲申紛歟。可有御禁制矣。
一滿脫事。
任度々制法堅可被停止矣。
已上。
意見。
一近年申給神領御判地依本主訴訟可被返
付否事。
就訴訟御糺明之處。於理運之儀者。雖爲神
領被返下凡人之段。先蹤在之歟。然者任證文
之旨宜有御成敗乎。

文明元年六月廿一日　左衛門尉貞頼
隼人佐任式
式部丞秀數

大和守元運
美濃守貞有
但馬守清基
和泉守貞秀
河内守國道
肥前守之種
丹後守秀興
信濃守忠鄉
下野守貞基

同條々。永正七十廿。
一每月十日。廿日。晦日。三ヶ度。會合之時刻五打半時。
一披露之次第可爲如先々事。
一意見一ヶ條事切之時。被相定右筆於當座。被
認草案。其以後可有披露自餘之儀事。
一披露之時不可被相交別儀。至其事者。不
及是非事。
一着座之時於非公儀之事者。各不可被立

座事。
一披露之篇目任先例可爲日限次第事。
一意見終後。各一同可被退座事。但於御宿直者。各可被相談之。
同詞。
一寺社方以下大工職事。永正七四廿。
三社幷四ヶ大寺之外者。一切可被停止彼等訴訟乎。自今以後者。可被任本所之意矣。
伺事條々。永正八十二六。
一守結番之次第各可令參勤也。訴陳之儀爲巡番。先一ヶ條可伺申事。但訴陳之儀有子細多逗留者自餘之伺事可斟酌仕。
一非急事者。非番之輩可斟酌仕。於被仰出之子細者不及是非事。
一被仰付御返事等非指急事者。當番可伺申事。
一故戰防戰事。永正十一四十。　長秀。
於故戰者雖有確論之宿意。可經　上訴之處。及鬪殺之條。被收公所帶之段。度々制炳焉也。然今度被定置。故戰之儀尙被停止畢。有不叙用之輩者。可被行本人於死罪。若令逐電者。尋搜同意之族可處罪科。次防戰事被遂御糺明。隨事躰可有其沙汰也。
一就名主百姓等年貢地子錢以下無沙汰事。
不可依此沙汰矣。
一寺社領已下事。應安二十二。
於帶本文已下證文者雖爲凡人被返下例。古今在之。然者任證文可有御成敗哉。
一弃捐御判幷御下知等事。應永十三。
被成弃捐者。盡未來際不可有改動之。曾不取上者也。各守此法可申沙汰哉。
(以下三條係北條氏制似不可收於此)
一追評定云。嘉禎四八五。齋藤兵衞入道奉行。
諸人相論事。證文顯然之時者不及子細。證文不分明者可被叙用證人申狀。又證文顯然之時者證人申狀不能叙用歟。又證文與證人共以不分明者可及起請文歟。證文證人顯然之時者不

及起請文也。

一質券賣買地事。文永五七四。

給御下文者不及子細。雖不給御下文過廿ケ年者不及沙汰。

一質券賣買地事。正安二。

或成給御下文幷下知狀。或知行過廿ケ年者。不論公私領。今更不可有相違。

條々。文明九八廿七。子時公人奉行松田丹後守秀興奉行之。

一成懸御教書幷奉書等事。不及伺申調遣之段。先規勿論也。雖然於訴人掠申之儀者。可有御糺明。若不實令露顯者。任先例可被沒收所領。無所帶者。可被處其身於罪科矣。

一就訴人申狀爲權門被執申事。急度給置擧狀可伺申之。若有掠申儀者。對被執申仁躰可有御糺明矣。

已上。

定　德政事。政所方。德政時制札案文。

一ケンフノタグイ。エサンノ物。諸藉ノタグヒ。ガツキノ具足。カグ・ザウグ等置月ノ外十二ケ月タルベキ事。

一ボン。カウバコ。茶ワン。花ビン。カウロ。カナ物已下廿ケ月タルベキ事。付ブグノタグヒ。廿四ケ月事。

一米コク幷ザコク等七ケ月タルベキ事。

右條々。任先例サダメヲカル、トコロナリ。シヨセン十分一ヲサタセシメ。以女白書トルベシ。若コノヤク月ヲハセスギバ。ナガレ質タルベキ上者。德政ノサタニヲヨブベカラズ。万一寄事於左右カウ〳〵ノ儀ニヲヨバ、。ヲキテトイヒトリテトイヒ共以ザイクワニシヨセラルベシ。此外ノ借錢以下事。相互令注進。御下知ヲモツテ其沙汰アルベキノ由所被仰下也。仍下知如件。

永正十七年二月十二日

丹後守平朝臣

上野介藤原朝臣

一就諸社祭禮以下神事訴訟事。付法會等可准之。

於向後者。廿日以前令言上者可致披露。若此日限之内及訴訟者。雖爲理運不可有其沙汰矣。

永正九年四月廿一日

德政條々。嘉吉元。

一諸社神物。付神明。熊野講要脚事。

不可有改動之儀。但不載其社名者。難被信用歟。

一祠堂錢事。限貳文子。

子細同前。但不載祠堂方帳者。難被許容歟。

一永領地事。

不可有改動之儀。但爲出錢主返狀之年紀之内者不可有其沙汰之。

一帶御判并下知狀地事。

既被經御沙汰之上者。不能悔返者也。

一永代賣寄進地事。

不可有改動之儀。

一本錢返地同屋事。

可被返本主也。

一借書事。付德政文言不可依文章同前。

子細同前。

一紀年沽却地事。

子細同前。

一質券地事。

子細同前。

一土倉已下流質事。

過約月者。任法可爲錢主計也。

以上。

一諸宗佛事物事。康正元十廿八。

於貳文子祠堂錢者。任本帳難被准德政法之旨。被定置之處。或限宗躰。或論利平之多少。中亂入條太不可然。所詮任先度御成敗不謂諸宗。至貳文子之祠堂錢者。不及子細歟。

一祠堂錢事。明應九十。松田丹後守長秀奉行之。

雖爲縱一文子。連々利平沙汰來。過一倍之證據分明者。可被弃破者也。

一當參輩所領事。

有訴人雖及訴訟。任本法相觸當知行之仁可經次第沙汰。但於被仰出題目者。不及是非。各可令存知之矣。

一洛中洛外酒屋土倉付地下人等。負物事。應永廿二九廿六。

稱有借狀。或號寄進寺社。或諸人譴責之輩。近年繁多也。於向後者。致訴訟可蒙御成敗。若背此旨者。可有殊沙汰者也矣。

洛中洛外酒屋土倉條々。〔永享二九卅〕。

一酒屋土倉關所事。

若有如此關所者。可被付納錢方焉。

一借錢事。

以巨多要脚令借用之輩。寄事於窮困。最少分致沙汰。可破借書之旨及强談云々。結搆趣罪科惟重。堅被制禁者也。請人同前矣。

一諸土倉沙汰事。

所々土倉沙汰人等犯用本主納物。令居住洛中邊土幷田舍云々。自由之至也。於如此之族者。追放在所可被處盜犯罪。

一諸人借物事。永享二十一六。

爲政所雜務之法依被定置年紀。十ヶ年。錢主等者〔經年序怖被弃置。難澁輩者〕過十ヶ年欲不返辨〔之〕。太以符合〔符合當作背〕仁政者哉。於自今以後者。雖及十ヶ年。任本法以一倍可令辨償之。於十ヶ年已後者。以本錢三分〔三十貫當作三貫文〕假令錢十貫文者三十貫也。可糺返之。但年來利平等。沙汰來輩幷以前弃破證跡者。不能左石焉。

一諸土倉盜人事。永享五十〔十イ〕三。

取置質物之上者。自今以後爲〔倉〕預辨。於〔利分上來質者。以一倍可致其沙汰。至利平巨多札者。假令絹布十二月。武具廿四月。本錢之外。以半分可償

之。若無私力爲倉預者。召進其身可被處罪科。万一號逐電令拘惜者。爲本所可致其辨矣。

一諸人借物請人事。永享八五廿二。
於本人私沈淪者。爲請人可致其辨之段勿論也。至預御罪科輩者。且以折中之儀可及半分沙汰。但其身令安堵者。云借主云請人。相共可致其償矣。

一諸人借物事。永享八五廿五。
所用之時令借用之間。借與者芳志隨一也。爰雖致催促。不能返辨之是非。而經年月之條。云不知恩云無理。旁以背正儀者也。所詮自被〔觸穢〕定置永享八五廿五。已後。雖及催促三ケ度。日限百五十日。於〔イ无〕不能承引者。於政所可訴申。若糺決之間不致其沙汰者。本利相當返辨之外。爲過怠分相副彼拾分一。可被責渡〔償イ〕之。但錢主與借主相談之。以利平連々致其價者。非制之限。錢主又相待過怠之御成敗。寄事於左右不叙用少分辨償者。雖被定置。不可依御法焉。

一負物年紀事。永享九十十三。
就先度被定置。經數十ケ年以古借書〔等イ〕令催促借主子孫之條。無盡期歟之上者。廿ケ年未滿借書者。以前任被定置法。假令十ケ年者一倍。廿ケ年者三倍。嚴密可致沙汰。於其以後者非制之限矣。

一借物年紀事。永享十二十廿六。
借主等相待十ケ年。令無沙汰之間爲其誡。彼年紀以後〔者イ〕・以三倍可返辨之旨。先度雖被仰出。於利平者。不過廿一ケ年者。可爲一倍。但被如此定置者。借主等亦寄緈於左右可令難澁歟。所詮至其類者。屬政所致訴訟。若猶有停滯之儀者。以庭中可言上矣。

一本物返質劵所領事。永享十二十廿六。
以彼在所之所當年々雖致其沙汰。依不辨本錢及多年令侘傺之條。不便之至極也。然早勘

度々收納到一倍者。可返付所領於本主也。

一洛中洛外土倉質物事。

於絹布類者十二ヶ月。至武具者廿四ヶ月之由所被定置也。若過彼數月不請出者。爲流物可致計沙汰之旨。可相觸諸土倉之由所被仰下也。仍執達如件。

永享三年十月十七日　大和守 飯尾貞連

備中守 伊勢貞國 于時政所

一衆中

一質物利平事。

絹布類。繪衫物。書籍屬。樂器具足。家具幷雜具以下可爲五文子。盆。香合。茶椀物。花瓶。香爐。金具等幷米穀類等可爲六文子。

長祿三年十一月二日

一洛中洛外諸土倉利平事。

近年任雅意致其沙汰云々。太不可然。所詮於高利者。爲衆中定置。嚴密可被相觸之。若有異議在所者。隨注進可被處罪科之由被仰出候也。仍執達如件。

長祿三 十一月二日　之種 飯尾肥前守 于時左衛門大夫

之淸 飯尾加賀守

忠行 二階堂山城守 于時政所

定置洛中洛外諸土倉質物利平事。

一絹布類。繪衫物。書籍屬。樂器具足家具幷雜具以下五文子。於約月者。許置十二ヶ月。

一盆。香合。茶椀物。花瓶。香爐以下金物。武具等者。可爲六文子。於約月者廿ヶ月。但至武具者可爲廿四ヶ月。

一米穀幷雜穀等利平同前。於約月者可爲七ヶ月。如此所定置如件。

長祿三年十一月十日

一就當知行安堵　御判幷奉書等申給事。

若有掠申之儀者。可被處御罪科之旨。堅召置訴人請文。雖伺申之。猶有掠申事歟。任先

例二一段可レ有二御罪科一矣。
一近江國船木庄雜掌申一井太郎左衞門尉賴景道圓以下濫妨狼藉事。曆應二十十五評。可レ沙二汰居雜掌於庄下一之由依レ被レ下二 院宣一成二奉書一之處。彼賴景等及二狼藉一之旨使者內藤伊勢七郎入道光忠加治三郎景家雖二注申一之。相二尋本所一圓之證路一可レ有二沙汰一。凡就二 院宣一。無二左右一被二施行一者。參差之沙汰可二出來一歟。任二舊規一召二上論人一。可レ有二其沙汰一。
一七十以後讓狀可レ有二許容一哉否事。曆應。
引勘之處。令條之文不二分明一。然而於二祖父母父母讓一者。數度雖二改易一已後狀一。可レ用之由法家輩所二勘來一也。更無二制禁一。七十以後讓輩。不レ可レ有二其難一之由永正二十一七。被二定置一訖。然者旁無二異儀一哉。
一故戰防戰事。
共以雖レ有二其科一。殊レ故戰防戰之咎難レ遁歟。然者依二輕重一可レ被レ處二罪科一也。仍於二防戰之科一者。糺二明子細一。宜レ任二時儀一可レ有二其沙汰一哉。
一定二德政一事。嘉吉。
右可レ爲二一國平均沙汰一之旨被レ觸仰一畢。可レ令レ存知一之由被レ仰下一也。仍下知如レ件。

嘉吉元年九月十二日

中務少輔源朝臣

一諸土倉之事。文安二九廿九。
依二類火一令二燒失一土倉或入レ止之。數年之間可レ免二除公役一之由雖レ歎申族出來。向後一切不レ可レ被二許容一。德政已後土倉令二減少一〔之イ〕處。猶以寄二事於左右一雖レ及二訴訟一。不レ可レ有二御免一之。令レ略二本宅一若以二密々之儀一可レ取二高利并日錢等之質物一〔者イ〕造意歟。甚不レ可レ然。於二土倉一雖レ爲二一所一。至二減少一者。云二公役失墜一云二諸人愁歎一。旁以就二公私一非レ無二其費一。所詮於二自今以後一者。堅所レ被二停止一之也。若背二制禁一〔猥イ〕企二訴訟一者。可レ被レ處二重科一〔之イ〕。
一雅樂修理亮持忠所領文書依レ爲レ𢙣可レ讓二與小

笠原備前守持長否事。
以叔父讓狀持長可相續之條。不可有子細。亦不可依不知行者哉。
永享二年十一月九日
加賀守基貞
散位貞元
民部丞基世
大和守貞連
加賀守爲行
中務丞基宗
肥前守爲種
和泉守秀定
越前守宗秀

一江州田上杣庄與同國牧庄山堺相論湯起請文言事。
兩方栽號根本堺牓示之名計可被書之歟。
永享十一年五月廿日
右衞門尉貞政
右衞門尉爲秀
民部丞貞基
大和守貞連
肥前守爲種

一常在光寺與朝倉六郎繁淸椅葉近江守滿淸相論近江國田上內堺湯起請失事。
右湯起請失之淺深者。依牓示奸曲之多少者歟。爰牧庄者。及伍拾町捐之。至杣庄者。參町餘捐之云々。湯起請之失亦隨是者哉。所詮兩方雖爲多少有失上者。望申堺共以難有御許容上者。於被在所者爲闕所。可有他之御計歟。如明德之御判之御敎書者。論所之山在之歟。然者任被御敎書之旨可有御成敗歟。
永享十一年六月八日
滿親在判
爲種同
增悅同
之忠同
元尙同

敬白　起請文事。

一御成敗之趣。不レ叶二理致一子細在レ之者。不レ貽二心底一可レ言上一。縦於二當座一雖レ不レ存寄一。有二思安仕出之旨一者。不レ謂二遠期一可レ申上一。但至二堅固不辨之越度一者。非二沙汰之限一事。次就二公事一不レ存二無沙汰一事。

一雖レ爲二他人奉行一。御裁許之篇目相違之由承及者。可レ申二披之旨一。對二申沙汰奉行人一可レ申レ之。付二就御沙汰公事篇一不レ可レ構二虚言一事。

右兩條令二違犯一者。

日本國中大小神祇。八幡大菩薩。山王廿一社。天満大自在天神。御罰各可レ罷二蒙一也。仍起請文如レ件。

永享三年十月廿八日

飯尾肥前守弟　左衛門尉三善爲秀

齋藤上野介方　左衛門尉藤原熈基

左衛門尉平貞親

飯尾美濃方　散位三善貞元

齋藤　民部丞藤原基世

飯尾　大和守三善貞連

丹後入道満秀子　左衛門尉平秀藤

飯尾中務大夫方　加賀守三善爲行

同名　對馬守平貞清

齋藤　加賀守藤原基貞

飯尾　肥前守三善爲種

于時公人奉行松田丹後入道満秀　沙彌淨曹

商賣輩以下撰錢事。明德九十。

一近年恣撰レ錢之段。太不レ可レ然。所詮於二日本新撰料足一者。堅可レ撰レ之。至二根本渡唐錢永樂。洪武。宣德。等一者。向後可レ取二渡之一。但如二自餘之錢一可二相交一。若有二違背之族一者。速可レ被レ處二嚴科一矣。

松田丹後守
長秀

一今度供奉輩寄宿事。永正五。
任被定置之分可爲先札次第。此猶於有子細在所者。止私意趣可仰上裁。次相語人雖置札。不居屋事可被停止之歟。

右建武式目追加一卷以弘文院本書寫以大久保忠寄藏本挍正畢
政所壁書對挍了

群書類従卷第四百二

武家部三

侍所沙汰篇

撿斷條目事。

一謀叛人事。　一夜討事。
一強盗事。　一竊盗事。
一山賊事。　一海賊事。
一殺害人事。　一刄傷事。
一放火人事。　一打擲事。
一蹂躙事。　一追落事。
一刈田事。　一刈畠事。
一路次狼藉事。　一路邊捕女事。
一博戯論事。　一切牛馬尾事。
一斬罪事。付絞罪。流刑。禁獄。拷訊。着駄。

如此之刑法。皆以爲當所之沙汰者也。

一賦事。

往古者訴人捧申狀之時。頭人加銘。直賦于奉行人之旨。見于古記。近代者開闔中沙汰之。加訴狀銘以折紙賦于寄人云々。

一式日事。

毎月上旬中旬下旬。三ケ度也。日限者。依于時相替乎。式至急事者。雖非式日被執行之。

一頭人事。

凡侍所者致公武之警固。行洛邊之撿斷。隨分之重職也。依之當代之始。山名左京兆。時氏。今川豫州。貞世。其以後細川左京兆。俗名賴元。武州弟。號妙觀院。畠山右金吾。俗名基國。法名德元。號長禪寺。等被補任之。其外諸大名。或

依器量或隨分限。被任用哉。

一開闔事。

當手寄人中。以右筆上首被仰付之。但雖非上首。依其器用被任之條。先蹤有之乎。近代爲引付衆之人任之。舊例不分明歟。

一內談儀式事。

役者之次第。孔子之作法等與引付內談不相替。仍別不及記之。

一奉書事。

頭人奉書者。一判也。寄人之奉書者。或一判或兩判。可依其事哉。

一赦沙汰事。

正月十六日節會。於内裏北陣。撿非違使官人出獄舍者。令宣命。追放之。是例年之儀也。又國忌幷武家御追善之時有其沙汰。至大赦者。召返流刑人。放免囚獄者。仍每度執行內談。召出流帳獄記。勘幷其輕重。被赦免之。流人者對頭人成奉書。禁獄者對所司代遣奉書。令下知之。是則爲開闔之所役乎。

追加。

一故戰防戰事。貞和二二五齋藤四郎兵衛入道玄秀奉行。

縱雖有確論之宿意。可仰上意之處。任雅意及鬪殺之條。罪科不輕。所詮於故戰者。雖有理運不可有御免者也。至防戰者。若有理運者。可被免許者哉。於無理輩者可被行故戰之同罪歟。

一刈田狼藉事。

爲撿斷方可有糺明之。所犯令露顯者。可被召放所領三分一也。

一山賊海賊事。

尋究出入之在所。若領主有同心之儀者。令改替地頭可被入守護使歟。

一刈田狼藉事。貞和。

爲撿斷方沙汰可被行嚴制。所犯治定者。可

被召所領五分一焉。同與力輩子細同前。
一山賊海賊事。
糺明出入之在所。有領主同意之儀者。於其所者。永可令改補地頭職。至本所寺社領者。靜謐之程可被補地頭哉。可經奏聞焉。
一六齋附二季彼岸。殺生禁斷事。
守先例堅可從停止之由可仰諸國。
一合戰咎事。觀應三九十八。右筆飯尾大和守賴國。
帶御下文施行輩。尤可相待使節遵行處。恣亂入所々之間。本主依支申多及合戰之由有其聞。甚不可然。自今以後者。不論理非至故戰之輩者。悉可收所帶。亦於防戰之仁者。可分召所領半分。但非領主者。可准故戰也。
一對使節致合戰輩事。
可准故戰矣。
一諸社神人等訴申之喧嘩事。應安五十一十八。松田八郎左衛門尉貞秀奉行。
或帶本所之理。或依不慮之儀。神人等被殺害及傷者。尤可有裁許之。而近年就所務負物以下。動成姧謀之企。令覃鬪殺之時致訴訟云々。政道之違亂諸人煩費也。不可不誡。於如然事者。一向非許容限之上解却神職。須處其身於罪科。將又社務於非據吹噓者。經　奏聞改所職。可被補器用之仁矣。
一東福寺付門前。撿斷事。應安五十一廿一。雅樂左近入道道喜奉行。
任五山之法則可爲寺家之沙汰。若殊事出現之時者。可被觸侍所矣。
一諸國闕所事。應永十五十一三。武衛〔管領〕管領判在之。飯尾美濃入道常廉奉行。
諸人就望申雖被充行。或稱本主。或號新給。帶證文申之輩繁多也。因茲參着之沙汰出來之條不可然。所詮向後者。闕所之段士貢之員數。相尋守護。就左右可有其沙汰。若注進日數過廿ケ日者。以訴人差申在所。可充給御下文矣。
一諸國闕所事。正長元十十一。

訴人就望申雖被充行。或稱本主或號新給支申之輩繁多也。所詮闕所之段土貢員數。相尋守護人。依左右可有其沙汰。若注進之日數過廿ヶ日者。以訴人差申在所。可充給御下文矣。

一闕所證人事。長祿四九五。

右闕所出來之時。就證人注進被恩補者。古今之例也。然本主等（譲イ）無咎之旨依歎申。糺明之處無其咎者。於知行分者被返付本主。至證人者被沒收所帶。可充給他人。無所帶者可被處遠流（家傳）。本主又自科乍令露顯。或致庭中或屬權宗。及訴訟者。同可被處流刑矣。

一經年序罪科人被行闕所事。

就諸人望申雖被糺明。依歷歲月犯科之有無不分明之間。定未盡之沙汰令出來歟。所詮馳過廿箇年者。以寬宥儀不謂罪之淺深。可被弃置之。但爲一段重事者不可依此法。可有其沙汰焉。

一親類被官人處同罪事。

隨罪科輕重可懸其咎之處。悉沒收之條爲不便歟。於自今以後者。有沙汰可被行之矣。

一奉公仁躰對守護人其咎出來時可致注進事。寬正四四廿七。

在國之輩重科令出來者。速爲守護人注申子細。可隨御成敗。万一以私之儀不事問。於致計沙汰者。縱雖爲道理。可被處嚴科焉。

一故戰防戰事。永正十一四十。

於故戰者。雖有確論之宿意。可經上訴之處。及闘殺之條。被收公所帶之段。度々制炳焉也。而今度被定置。故戰之儀。猶一切被停止事。有不叙用輩者。可被行本人於死罪。若令逐電者。尋搜同意族可被處同罪矣。

一防戰科事。

被遂御糺明。隨事躰可有其沙汰也。

一就名主百姓等年貢地子錢以下無沙汰催促
事。
□不可依此法矣。

一神職輩自身殺害事。永正七八九。
制戒勿論也。但爲他有取懸之儀者。爲拂災臨期及不慮之殺害事者。不可爲自科之由先段事舊訖。神道者以道理爲正直之謂。將亦仰他人致其沙汰事。古今不及猶豫者也。就中父雖有自身殺害儀其子補神職例連綿哉。奉公外樣諸國御家人等。乍居大社神職致合戰幷自身殺害事眼前哉。然以代官勤其神役。件神領自專事。不可勝計者哉。以之存之殺害之咎不可及其子孫者乎。

八月九日　　吉田　從二位兼倶

一故戰防戰咎事。[illegible]永正十三。
故戰之輩。依及鬪殺悉被收公所帶者。於防戰之族者。任先例可分召所帶半分。若又被行故戰之本人於死罪者。至防戰者被闕所。永不可被免[illegible]許矣。

一犯過人斷事。
右領家國司三分之二。地頭三分一。可致沙汰之。

五箇條內。

貞應二年七月六日　　前陸奥守在判

相摸守殿

一貞應嘉祿以後盜賊跡所領事。嘉禎三八月五。
右縱雖搦取其身。於所領者不及沒收。早可被返付本所。但籠置惡黨。雖觸子細拘惜者。爲懲狼藉。尤可被改補地頭也。

一盜賊贓物事。四月廿日評定。
右依贓物之多少被定罪科之輕重訖。縱令錢三百文。若二百文以下之輕罪者。以一倍令弁償。可令安堵其身。三百文已上之重科者。縱雖行一身咎。更莫及三族之罪者。於親類妻子幷所從等者。如元可令居住也。次同宿所家主懸

罪科否事。不知其意者。不及家主之科之由度々經其沙汰之。

一所預置召人令逃失罪科事。去年七月廿日評定。

右預置謀叛人之處。其召人於逃失者。依爲重事可被召所領也。其已下者。不可處重科。隨輕重可被行過怠也。所謂寺社脩理等是也。但逃脱之後爲令尋求。三ヶ月者可被延引。若三ヶ月内不尋出者。隨事躰可有其沙汰歟。

一以田地所領爲雙六賭事。

右博戲之科禁制惟重。而近年非啻背制符。剩以田地爲賭之由有其聞。自今以後可被停止。若猶令違犯者。早可被處重科。可令沒收其賭矣。

寛喜三年六月六日　武藏守

相摸守

駿河守殿

掃部助殿

一盗人罪科輕重事。同年七月十日事書。四右左近將監奉行。

先日被定置畢。而守彼狀搆爲少過致一倍辨之後。猶以令少過之盜歟者。准重科可被行一身之咎歟。以此趣雜人奉行人等可令存知也。

一博奕事。

侍雙六者。自今以後可被許之。下﨟者永可被停止也。四一半錢目勝負以下品態。不論上下。一向可被禁制。於違犯輩者。任法有其沙汰。可被召所職所帶也。至下賤之族者。可被處遠流也。以此旨普可被相觸之狀如件。

寛元二年十月十三日　武藏守

備後守殿

十三箇條御式目内。

一重犯山賊。海賊。夜討。強盜。輩事。

右輩者重科也。不可不禁。須處罪科。重犯者。物令露顯證據分明之後事也。以嫌疑無左右

搦捕其身。及拷訊責取厭狀。稱白狀令斷罪之條。甚不可然。若背此儀致理不盡之沙汰者。地頭沙汰人者。可令改易所職也矣。

一殺害付及傷人。事。

右如御式目者。依口論犯殺害者。其父其子不可懸咎云々。如風聞者。寄事於左右。至于親類所從等稱殺害。令處罪科者。所行企甚濫吹也者。於及傷殺害人者。可召禁其身計也。至父母妻子等者。如元可令安堵也矣。

一竊盜事。

右錢三百文以下任御式目。以一倍致其辨可令安堵。三百文以上五百文以下者。可行科料錢貳貫文也。但於贓物者可被返付盜人。至六百以上重科者可爲一身之咎。不可及親類妻子所從等之咎。背此儀致過分沙汰者。頗非撫民之法。須改所職。但雖爲少犯及兩度者。可准一身之咎矣。

一放火事。

右准强盜宜禁遏矣。

一牛馬盜人々勾引等事。

右罪科是重。雖可令處重科。就寬宥之儀可召禁其身計也。但此犯及兩三度者。妻子不可遁其科。次人勾引事。於親類兄弟等者。非人勾引之儀。不可其咎。

一諍論事。

右土民之習雖令好手擢。於無其疵者不可處罪科。而邊遠之地。猛惡之輩。或稱鬪諍或號打擲致民煩云々。於自今以後者。專致撫民計宜止無道沙汰矣。

一博奕事。

右任御禁制之旨。一向可停止之。若有違犯之輩者。可召進其身計。不可及妻子所從等煩。況不可抑留田畠資財雜物矣。

一密懷他人妻事。

右同所レ被レ載二式目一也。但名主百姓等中密二懷人妻一事風聞之時者。不レ糺二明實否一證據不分明之處。無二左右一處二罪科一之條。甚不レ可レ然。若訴人出來者。召二決兩方一遂二明證據一無レ所レ遁者。名主輩過料錢十貫文。百姓者過料五貫文可レ充二行之一。女罪科以同前矣。

就二天福元年八月十五日六波羅御注進十七箇條一被レ加二關東押紙一內。

一地頭所務內。百姓犯科跡事。

右日來者號二地頭一。一向進止令二押領一歟。而令二訴訟出來一之時。所詮可レ致二半分沙汰一之旨。被レ下二關東御下知狀一之處。雜掌者前々地頭押領分モ半分充可二領知一歟。不レ然者成二百姓一兩方可二召仕一歟由申レ之。地頭者。於二先々領知之分一者一向可二領知一也。自今以後可レ致二半分沙汰一之旨申レ之。何樣可レ候哉。尤可レ被二仰下一候歟。

押紙云。可二半分一之由被レ定畢。不レ可レ論二御下知之前後。可レ致二半分沙汰一云々。

一西國守護代等申二國中所々犯人等一事。

右國中犯科事出來之時。本自守護入部之地者不レ及二子細一。其外權門勢家神社佛寺等領。先々號二不入部一。於二其所堺一可レ糺二明犯否一之由觸遣之時。或一日路或二日路。如レ此候之間。其跡者。則或野中或於二山中一。擬二糺明一之間。往反不レ輙。又於レ事非レ無二其煩一。所詮被レ補二守護人一事爲レ如レ此事一也。於二守護所一糺二明犯否一之時。於二無實一者。子細□一。若又爲二實犯一者。具返二本所人一之。請取之時者。尤於二路次一可二請取一之由。可レ被二仰下一歟云々。

押紙云。先々沙汰。輙不レ可レ改二先例一。於二路次一可レ令二糺定一也。

一號二先々不レ召二渡守護所一直送二進犯人於京都一事。

右此條々尤可レ定二下一候歟。

押紙云。不レ召ニ渡守護所一者。可レ令レ進ニ關東一也。

一大番衆令レ迯ニ失召人一事。

右召人出來之時。令レ預ニ大番衆又在京輩一處。令ニ迯失一畢。然而其科怠輕重。依レ難ニ定申一候于レ今不レ致ニ沙汰一候之間。或强盜或殺害人。大略十之七八令ニ迯失一候也。爲ニ自今以後一。尤可レ被ニ定下一候歟。

押紙云。可レ令レ修ニ造淸水寺橋一也。

一僧徒兵仗可レ令ニ禁遏一事。

嚴制已重疊。就レ中至ニ山僧武勇一者。承久兵亂之後殊被ニ停止一畢。而近年帶ニ弓箭兵具一。横ニ行洛中一之僧徒。多以有ニ其聞一。直奪ニ留彼物具一者。定又及ニ喧嘩一歟。於ニ自今已後一者。早伺ニ見如レ然之族一。云ニ京中一云ニ邊土一。見ニ知出入之所々一可レ被レ注ニ申之一。隨ニ交名一觸ニ達本所一。召ニ下其身於關東一。可レ有ニ誡御沙汰一之狀。依レ仰執達如レ件。

文暦二年正月廿七日　武藏守
　　　　　　　　　　相摸守

駿河守殿

掃部助殿

一盜賊贓物事。天福元四廿二評定。

右已依ニ贓物之多少一。被レ定ニ罪科之輕重一畢。假令錢百文若二百文以下之輕罪者。以ニ一倍一令ニ辨償一。可レ令レ安ニ堵其身一。三百文以上之重科者。縱雖レ行ニ一身之科一。更莫レ及ニ三族之罪一者。於ニ親類妻子幷所從等一者。如レ元可レ令ニ居住一也。次同宿所家主懸ニ罪科一否事。不レ知ニ其意一者。不レ及ニ家主罪科一之由度々其沙汰畢。

一强盜殺害人事。

於ニ張本一者被レ行ニ斷罪一。至ニ餘黨一者付ニ鎭西御家人在京之輩幷守護人一可レ下ニ遣鎭西一也。仍執達如レ件。

寛喜二年四月廿一日　武藏守

相摸守

駿河守殿

掃部助殿

一及傷殺害人禁斷事。貞應元四廿六。

右先相觸所有之庄公、糺明犯否、住(任歟)實令搦出之時可請取之、無左右使者亂入事可停止。兼又國司一所之中。撿非違所別當爲宗所職也。而守護人令管領之間。云盜犯放火、云人勾引、如此犯人不及成敗云々。早停止守護人之妨、住(任歟)先例可爲撿非違所之沙汰。

一京都及傷殺害事。

右武士之輩於不相交者。可爲使廳之沙汰也。

一犯人斷罪事。

右爲夜討强盜之張本。所犯無遁方者。可行斷罪也。是則爲相鎭傍輩向後也。其外至枝葉之輩者。可召進關東。可被流遣夷嶋也。以前條條。存此旨可令致沙汰之狀。依仰執達如件。

文暦二年七月廿三日　武藏守

相摸守

駿河守殿

掃部助殿

下

可早守宣旨狀令禁斷條々事。

可令搦禁勾引人并賣買人輩事。

右嘉祿元年十月廿九日宣旨狀偁。略人之罪和誘科。章條差所。給恰不輕。兩事之禁相犯之輩。時俗積習。今未懲改。慥仰京畿諸國所部宮司等可令搦進。彼輩知而不糺。同罪者。

一可停止博戲輩事。

右同狀偁。近年遊蕩之輩。博戲之處。不限度數。暗以宅財勝負之間。喧嘩殊甚。興宴之思變及鬪殺。雜律之文已准盜論。宜仰撿非違使且搦進其身且令處其科。抑意□之好者餘戲之由也。當時濫吹起從斯事。一切加禁遏。同令斷罪

者。
一自公家被召渡輩事。
預人或以私計依預置緣者。還住本所。或任自由横行路〔洛陽〕中之由普有其聞。自今以後可被停止其儀。且急令申沙汰可被落居也。又爲召人立身。相具數多從類等令持刀劍云々。太不可然。早可令停止也。
一籠置惡黨無沙汰所々事。
於地頭御家人等之領者。尋明子細可注申。隨其左右可有誡沙汰。又本所至拘惜。件輩之地者。早可被注申。
一好召仕惡黨輩事。
爲猥藉之基。早可注申交名。殊可有其沙汰也。
一惡黨跡事。
如前々委細尋明可注申。
一召人逃失預人咎事。
隨罪科之輕重。於六波羅可有計沙汰。
一惡黨張本事。
殊於乘人口之輩者。隨聞及可召進其身於關東也。
以前條々事書遣之。其間子細所被仰含重家法師也。可被存其旨者。所仰如件。

弘長二年五月廿三日　　武藏守
　　　　　　　　　　　相摸守

陸奥左近大夫將監殿

一鈴鹿山并大江山惡賊事。
爲近邊地頭之沙汰可令相鎮也。令難停止者。改補其仁可有靜謐計也。以此趣相觸便宜地頭等。可被申散狀者。依仰執達如件。

延應元年七月廿六日　　前武藏守泰時
　　　　　　　　　　　修理權大夫時房

相摸守殿
越後守殿

一雙六四一半目以下博奕事。延應二三十八。
堅可停止之。

一爲守護人[illegible]號犯科跡沒收所領田畠事。
此條目大將家御時至于當時。御式目守護成敗條々仁雖不被載之。動令沒收事。云本沒收云新沒收。其訴訟連々出來候歟。謀叛人之跡猶以不可有守護進退候歟。況於其以下犯科人跡哉。然者令沒收之後。何十箇年以前事者。非御沙汰トモ。又何樣可候トモ。尤可被定下歟。
押紙云。自關東不給者。可停止掠領也。

一京中强盗殺害人事。
右此條可爲使廳沙汰之由。去年被仰下候畢。而猶武士相供可致沙汰之由。自殿下被仰下候。何樣可候歟。
押紙云。武家不相交者。難事行歟。隨被仰下可有沙汰也。

一近年四一牛之徒黨興盛云々。偏是盗犯之基也。如然之輩無左右擬召取者狼藉訴出來歟。於京中者申入別當。以保官人可被破却其家。於邊土者申本所。同有沙汰者。定被停止歟。或又於野山中打之云々。隨見及可搦之。凡隨被召禁申。給其身可令下關東也。兼又錢切事同伺搦。可被下進關東之狀。依仰執達如件。

延應元年四月十三日
前武藏守[illegible]
修理大夫
相摸守殿
越前守殿（後藤）

一所召置京都犯人事。
付大番衆幷下向人之使。宜可被下進關東也。

一武士召取犯人住宅事。
爲鎭狼藉雖被召取其身。至住宅資財者。別當殿觸申可爲保官人沙汰。於邊土者。相觸本所可爲彼沙汰也。

一篝屋用途勤仕所之犯過人事。

於謀叛殺害人者。可召渡其身計於守護所。自
餘事者。都以不可交沙汰也。
一本補跡所々撿斷事。仁治元十二十六。
右可被任先例也。
一西國海賊事。
右國々被下知之趣尤神妙。件兵士事者有對捍
之輩者。爲守護人之沙汰。可被注進交名也。
於同船事者。依其咎令沒收。令搦進之輩可
充給也。其子細被仰含清賢也。
一篝火夏間可被成燈爐否事。
一大番衆令迯失召人罪科事。
右隨召人輕重可行罪科之由式目先日被定
置畢。然以其趣令加下知事。關東御家人爭
不叙用哉。可計行其科也。若又不承引之輩。
可被注進交名也。
一殺害人事。
右雖爲使廳沙汰人。至于重犯之輩者。申給之
可行所當罪科之由御下知先畢。早任彼狀可被
申沙汰也。仍執達如件。
仁治二年六月十日　前武藏守
相摸守殿
越後守殿
先例條々。
一故大將家御時。梶原之郎等依令取澁谷次郎
乘馬口之咎。賜被下手人二人澁谷次郎。即斬首
畢。
一故修理亮殿在京之御時。野本四郎右衞門尉
之郎等四方田左衞門尉依自馬引落之咎雖給
下手人。猶貽欝訴不請取之間。野本四郎左衞
門尉彼下手人行斬罪。然而四方田左衞門尉猶
依令□被召攝津國守護之上。被召預其
身於肥田八郎左衞門尉畢。
一當御代澁谷小平太子息二人相共罷行萩野
之處。稱令乘被盜馬之由。本間左衞門尉後見

一人。本間御母之郎等一人。而小平太自馬令引落之間。依被咎賜件下手人於小平太之間。郎令斬首畢。

一鎌田入道苅村岡武藤對馬入道田一段十步之咎被付鎌田入道田十町於對馬入道畢。

一酒勾太郎入道依苅田舍茅田小之咎。被付五町於敵人畢。

佛地院所進。享祿三七十。

一黑酒左衞門尉依苅河越次郎田二段之咎。被付三百餘町於河越次郎矣。

文永六年十一月十四日被仰出之。

一侍所京都大番役事。

雖未役國未役人。有其沙汰。可被結延年限。

一侍所惡黨事。

可被鎭沙汰之由可被仰守護人。猶致緩怠者。可被處罪科。

一同所幷撿非違所召人事。

浮沈輕重宜可有沙汰焉。

守護人幷御使可存知條々。

一夜討强盜山賊海賊殺害罪科事。

於御家人者。召進其身於六波羅。可令注進所領。至非御家人凡下輩者。隨所犯輕重可有罪科淺深也。兩人相儀可令計沙汰之。

一惡黨由有其聞輩事。

所犯之條雖無分明證據。有風聞之說者。相尋地頭御家人之處。聞及之由差申者。於御家人者。可令召進六波羅。至非御家人凡下輩者。同可令計沙汰。

一博奕輩事。

爲守護人御使沙汰可加禁遏。有違犯之輩者。於御家人者可被召所領也。非御家人凡下輩事同前。

一依難遁罪科捨本在所逃去他國惡黨事。

國雖令各別。本所相觸事由先相互召渡之。餘

黨同事可致其沙汰。

一就犯人在所可斟酌事。

於本所一圓之地者。可召渡犯人之由可相觸彼所。若不叙用者。可注申事由。至關東御分所者。守護之綺雖無先例。於今度者。可致其沙汰。

一遠江國佐渡兩國惡黨事。

守護人無緩怠可令沙汰。於御使者。明春可令歸國也。就白狀相觸子細於地頭之處。兼日逐電之由依令申。不及其科歟。此日來經廻之惡黨令逃散云々。其所地頭致清廉沙汰者。何可令退散哉。是又領主雖難遁其科。自今以後者。至如此所者。地頭可有罪科。

次押買迎買沽酒以下事。

禁制條々先度被仰下畢。云彼云是於違犯之輩者。可令注申。不注進者。守護人可有其科之狀。依仰執達如件。

弘安九年三月二日　相摸守

陸奧守

一可令禁制人賣事。

右稱人商專其業之輩多以在之云々。可停止。違犯之輩者。可捺火印於其面矣。

一城墎事。

次岩門幷寄府構城墎之條。爲九州官軍可得其構云々。早爲領主等之沙汰可致其構云々。

一寄役所致自由合戰事。

縱雖拔群之忠。不可被行其賞。所詮隨大將命可令進退之由。嚴密可相觸九州守護幷御家人以下輩也。

一兵粮米事。

先々下行無其虛歟。殊加談儀可令注進。

一警固結番事。

爲諸人煩費基之由有其聞。仍同前。

一兵船事。

海上合戰更不可有其利歟。同前。

右侍所沙汰篇以蜷川親文本書寫挍合

大内家壁書 端闕

中上中下人々可守此旨之由。壁書如件。

長祿三年五月廿二日　左衛門尉奉秀明

右衛門尉奉正安

從山口於御分國中行程日數事。

周防國。

大嶋郡四日。但嶋末に至りては五日。請文到來日限十五日。

玖珂郡三日。但山代之庄に至て四日。請文十三日。

熊毛郡三日。請文十一日。　都濃郡二日。請文十一日。

佐波郡一日。請文七日。　吉敷郡一日。請文七日。

長門國。

大津郡二日路半。請文十一日。　豐東郡二日。請文九日。

豐西郡二日。但高賀河關ニ至テハ二日路半。請文十一日。

厚狹郡二日。但津布同坂生至二日路半。請文十一日。

豐田郡二日。但神田阿川粟野至テハ二日路半。請文十一日。

吉田郡二日。請文七日。

阿武郡福田至テハ二日。小川至テ二日路半。請文十一日。椿三見他福得作生勇一日。請文七日。

厚東郡一日。請文七日。　美禰郡一日。但厚保一日路半。請文八日。

豐前國。

宇佐郡六日。請文十七日。　上毛郡五日。請文十五日。

下毛郡五日。請文十五日。　京都郡四日。請文十二日。

仲津郡四日。請文十三日。　築城郡四日。請文十三日。

田川郡四日。請文十三日。　規矩郡三日。請文十三日。

筑前國。

怡土郡七日。請文十九日。　上座郡六日。請文十七日。

下座郡六日。請文十七日。　三笠郡五日。請文十五日。

糟屋郡五日。請文十五日。　那珂郡五日。請文十五日。

席田郡五日。請文十五日。　嘉摩郡四日。請文十三日。

穗波郡四日。請文十三日。　鞍手郡四日。請文十三日。

御牧郡三日。請文十一日。

安藝國。

東西條七日。請文十九日。　日當島七日。請文十九日。

吳嶋　五日。請文十五日。　蒲苅嶋六日。請文十七日。

能美嶋四日。請文十三日。
石見國。
邇摩郡七日。請文十九日。
肥前國。
神崎郡八日。請文廿一日。
以上。

右訴人の申狀によつて召文をなさるゝといへども。やゝもすれば令遲參。いたづらに日數をへるの間。しるしをかるゝ者也。但御用にしたがひ差遣飛脚等は。其時儀に望て早速に往來すべきの條勿論也。又山口中人々の事は。五ケ日中に申あきらむべし。此壁書之次第若違背せしむる輩にをゐては。可被處罪科之由御評定畢。諸人可存知之由所被仰出也。仍執達如件。

寬正二年六月廿九日　備中守奉秀明
左衛門大夫奉正安

寄事於左右猥殺害人之間御定法之事。

飯田大炊助貞家郎從石川助五郎爲長門國三隅庄平氏左衛門三郎男去十七日夜被殺害之事。

右意趣者。依助五郎密懷左衛門三郎妻才松母也云々。猥殺害人之條。其科難遁者乎。所詮當家分國中士民等事。或案內を領主にへ。或於庭中子細を申は。可加下知也。殊更家中等事。申旨あらば。其實否にまかせ可成敗之處。やゝもすれば宿意をさんずる間。還而失其身條。且は忠孝をもはざるにあらざるや。且は傾城として身を損ずるたぐひ嗚呼のものにあらざるや。自今已後は此下知をまもり。敢て定法を違失する事なかれ。若違犯之輩あらば。たとひ雖爲異類□の雖爲重代相傳之忠臣。永子孫をたやし罪科に處すべき也。仍此趣諸人に告知せしめんために。左衛門三郎男幷才松母事にをゐ

ては。貞永式目之旨にまかせ。流刑に一定せしめ訖者。早件之兩人を長門國見嶋に可遂遣之狀如件。

寬正三年八月晦日　築山殿御判

內藤下野守殿盛世也。

麻布寸尺之事。

御分國中。所納年貢之麻布寸尺之事。古式に任。よろしく貳丈八尺を以壹端とす。（癈計を用也。）亦より布之事は貳丈五尺。或は貳丈六尺。（各癈計卽和銅七年符也。）壹端なるべし。者早右之定法之旨を守。豐前國中之甲乙人等にふれしむべきよし所被仰出也。仍執達如件。

寬正三年十月廿五日　石見守判貞俊

沙　彌判昌秀

杉伯耆守殿

法泉寺殿禁制

周防國都濃郡鷲頭庄妙見山。

右甲乙人等於當山かりの事。菟苗田狩等に至て。永令禁制畢。自今已後若此制符をそむき。違犯のやからあらば。罪科に處すべきの狀如件。

應仁元年四月二日　法泉寺殿多々良朝臣御判

佐波郡鯖川之渡御定法事。

定

周防國鯖川渡舟賃二瀨之事。

一往來人者壹文。　壹瀨分。

一荷一人持者貳文。　壹瀨分。

一至錢唐櫃幷長唐櫃者貳人持五文。　壹瀨分。

一馬者五文。　壹瀨分。

一輿者三文。　壹瀨分。

右船賃之事。洪水之時如此。若出錢ぞうげむについて。御定法をそむくやからあらば。行人と云わたしもりと云。兩篇の右にしたがひて可被處罪科。縱風雨幷夜中たりといふとも。舟

賃相違なくば。即時に舟をわたすべし。彼賃錢之事修理をくはへ。或渡もり受用をとぐべきよし所レ被二仰出一。諸人可レ存二知之一狀如レ件。

應仁元年五月廿日

一今八幡社頭幷御神領事條々。

一修理造營之時。社領中人足有二催促一可レ召二仕也。然而號二地子弁濟一。不レ勤二仕人足以下諸役一云々。大綱修造之時者。縱雖レ爲二地子一。收納地可レ相二催之一。若及二異儀一之仁者。不レ可レ居二住社領中一之事。

一御家人中雖レ有二所望地一。不レ可レ立二神人居宅一事。

一諸役日知行仁每事無沙汰之時者。可レ召二放其地一事。

一社邊掃除者。宮司幷神人等可レ致二奔走一事。

一諸人號二屋地一、雖レ申二給神領內一。則不レ作レ家不レ弁二收地料一。剩於二彼地內一定二置百姓一。納二取地子一。偏如二私領一有二受用族一云々。於二自今以後一者。縱以二上裁一雖二預給一。至二如レ此之仁一者。言二上子細一。爲二社家一可レ召二放件地一。若又乍二居住一不レ社二納地料一者。就二訴訟之是非一。可レ被レ付二渡其家於其地一事。

右條々堅固所レ被二仰出一也。以二此旨一可レ有二其沙汰一之狀如レ件。

文明十年卯月十五日　遠江守正任奉

法泉寺殿
御判

安藝國西條鏡城法式條々。

一當城衆當番以二名代一不レ可レ勤事。

一當城普請每日不レ可二懈怠一事。

一縱雖レ爲二城衆知人一不レ可レ入二城內一事。

一置二兵粮一無爲之時不レ可レ配二當城衆一事。

一博奕堅固可二停止一事。

以上。

右於下背二此言一之輩上者。可レ致二御成敗一之由。所レ被二仰出一也。仍壁書如レ件。

文明十年六月廿日

德政訴訟事。

筑前國人之中文明元年以來至長門國令渡海之仁前々米錢借物事。悉不可返弁之由被仰出畢。但號取返質劵之状同質物等。自然及喧嘩鬪諍。至及國々忩劇者。爲不忠之族云米錢主云借人。共以可被處罪科者也。所詮雖不取返彼借狀。既如此御成敗之上者。於當年八月七日以前之借狀者。可爲永不可立也。然者各不及論量之儀。無爲令相談者。可爲神妙之旨。可被相觸筑前國中之由所被　仰出也。仍執達如件。

文明十年十月六日　　掃部助判房行

遠江前司同正任

陶尾張守殿

椀飯同御節幷所々御出之事。

一椀飯御祝三獻進物如例式。其後面々着座有て。御肴三獻まではくむべし。其後は一たちたるべし。五獻目にむき參べし。羹まんぢう折臺略すべし。

一問田へ御おそほの事。御祝幷進物已下如例。御肴一獻參りて御臺參べし。御臺は本膳に御さい六ッ。二の膳に御さい三ッ。三の膳に御さい三ッ。御汁は本膳に一ッ。精進二の前に二一ヒヤシルたるべし。何れの所へ御出のときも。御相伴衆までは此準據たるべし。近習衆は本膳にさい三。汁二ッたるべし。外樣衆は本膳にさい三。ひやしる一ッたるべし。但惣別之所に御出之次第。時により御氣色によるべし。

一五日之御節之事。御肴御臺以下可準據也。

一五日之御節之時。御折。御盃之臺。御樽進上有べからず。但御用之時進上あるべきよし被仰觸者。可有進上。時之躰によるべし。

一何れの所へ御出之時も。折盃之臺樽つかは

すべからず。是も時儀によるべし。
一いづれの所々へ御出之時も。三獻までは御肴くむべし。其後は一たちたるべし。是は時宜によるべし。

文明十三年十二月廿六日　御評定。

兵船渡海關役事御定法。

爲九州御對治。御在關之時。渡海御勢之事。爲赤間關役可立仕舟。今日於當關被經御評定。任先例被御定法畢。自今以後可爲此分之由儀定訖。則所被　殿中日々記壁書如件。

文明十五年八月一日

御沙汰決斷地爲新御恩不可望申事。

沙汰出來之時。理非兩方依懸隔被沒收所之所領之事。やゝもすれば其身則爲新御恩可預御扶持之由言上。太以不可然。於自今已後者。堅被加制止者也。背此旨令披露奉行人事。共以可被處罪科之由所被　仰出也。

文明十五年十二月十五日　大炊助弘|奉

參宮人餞送停止事。

諸人爲參宮上洛之時。餞送之儀可爲停止之由自今以後被定御法畢。其故者依人専禮節可輕神慮歟。然上者下向之時。亦土產之儀可爲停止。若不存知之人有其沙汰者。以此旨不可請取土產物之由所被　仰出也。仍壁書如件。

文明十五年三月九日

金銀兩目御定法之事。

こがねしろがねの兩目之事は。京都之大法として。何れも一兩四文半錢にて。貳兩九文目たる處。こがねをば一兩五匁にうりかふ事。そのいはれなし。殊に御分國中如此云々。代はたかくもやすくも。其身〳〵のはからひたるべし。兩目の事は。京都の法をまもるべし。若此旨を背やからあらば。經上裁罪科有べし。自然又此

御法を破葦を聞出事あらば。慥遂糺明其科不遁者。重科にをこなはるべし。仍下知如件。

文明十六年五月日　參河守重行判

身暇日數之事。

在山口衆之內。少分限之仁事。年中百ヶ日可給身暇由被相定畢。但隨當用不時之儀。可被任申請旨事常之篇也。然處不申上御暇。以密々或歸宅或他行。有達上聞事者。十箇日に壹百文爲過怠可被掠量也。百箇日者可爲拾貫文。若此御成敗至難澁之族者。可被沒收恩給地也。仍壁書如件。

文明十七年十二月廿六日

就寺領沙汰出來之儀。被抑置中途土貢事。準武領不可被用御公物。縱雖爲中途神事行事勤斷以下入目等者。不可止先例。但至餘得分者。可被備公用之。自今以後各可存知此旨由依仰壁書如件。

文明十八年五月廿六日　右衞門尉奉弘兼
大炊助奉弘｜有押

御相伴衆着座人數之事。

定

御相伴衆事。着座不可過十人也。兼日勘人數。可爲十餘人之。非時除時者。自末座衆可斟酌。依別仰出被召加者。非制限。

文明十八年四月朔日

禁制。

一夜中大道往來之事。
先御代御禁制事悉畢。異相不審者等可加制止也。但旅人事者。糺其宿可許往來也。

一薦僧放下猿引事。可拂當所幷近里事。

一非職人非諸人之被官者。他國々於當所不可寄宿事。

一路次夜念佛停止之事。

一巡禮者當所之逗留可ㇾ爲二五箇日一也。過二五箇日一者不ㇾ可二許容一事。

右五箇條者。十九日有二衆評一被二相定一之上。堅可ㇾ守二此旨一之由。所ㇾ被二　仰出一也。仍下知如ㇾ件。

文明十八年四月廿九日　　大炊助（伴田）
　　　　　　　　　　　　掃部頭（富田）

諸人郎從受領幷諸司助事。

築山殿御代已來。堅被ㇾ停二止之處。近年猥令ㇾ任條。太以不ㇾ可ㇾ然也。郎從任官事。建長式目分明也。雖ㇾ然當時都鄙不ㇾ及二其沙汰一之間。不ㇾ能二御禁制一也。於ㇾ受領幷諸司助一者。自今已後不ㇾ請二　上裁一。有ㇾ令ㇾ任族一者。仁治御成敗云。先御代御法度被ㇾ止二其名一。至二主人一者。別而可ㇾ被二　仰出一也。仍壁書如ㇾ件。

文明十八年六月日

御代々御年忌至二其寺一各可ㇾ有二出仕一當日事。

乘福寺　三月六日。　永興寺　三月六日。
正壽院　十一月十五日。香積寺　十二月廿二日。
國淸寺　六月廿八日。　澄淸寺　七月廿八日。
闢雲寺　九月三日。

右任二先例一。當日未明至二當寺一。各可ㇾ有二參候一。直垂。裏打。此出仕之事者。縱兼日雖ㇾ不ㇾ被二相觸一。必可ㇾ被ㇾ參上一之由所ㇾ被二　仰出一也。壁書如ㇾ件。

文明十八年九月四日　　大炊助（伴田）奉

條々。

一他家之人同使者參上之時披露之事。申次當番役事者勿論也。自然無二祗候一者。近習當番可ㇾ有二披露一。無二祗候一者。奉行當番可ㇾ有二披露一也。

一何方へも御出之時。供奉之衆御中間御小者御輿舁以下可ㇾ被二相觸一。御禮物已下之事。同當番として相調。御氣色にしたがひ。供奉衆に渡すべきよし壁書如ㇾ件。

文明十八年十一月四日

關所家御定法之事。

自二待所一爲二彼役一於二山口中一所レ被二闕所一之家事。縱雖レ爲二其領主一以二私之儀一不レ可レ有二成敗一也。自今以後經二上裁一可レ被レ定二是非一之由所レ被二仰出一也。此旨諸人可レ被レ存二知之一旨。壁書如レ件。

文明十九年二月廿二日　右衞門尉弘康

大炊助弘—

諸商買船諸公事免許事。雖レ有二望申族一自今以後不レ可レ申二次之一。若於レ有二御免一輩上者。爲二上意一可レ被レ仰二出之一也。仍壁書如レ件。

文明十九年三月廿九日　左衞門尉武明

大炊助弘—

所々出御之時。供奉衆之下人。於二御輿近邊一自然及二高聲一事狼藉也。其主人堅固可レ申二付之一。若猶有二自由之族一者。可レ有二殊御成敗一之旨。所レ被二仰下一壁書如レ件。

文明十九年四月廿日

定。

條々。

赤間關 小倉 門司 赤坂のわたりちんの事。

一せきと小倉との間三文。　一せきともじとの間壹文。
一せきと赤坂との間貳文。　一よろひからびつ十五文。
一長からびつ十五文。　一馬一疋十五文。
一こし一ちやう十五文。　一犬一匹十文。

以上八箇條。

右わたりちんの事。前々より定をかるゝといへども。舟かたども御法をやぶり。ふちよくをかまへ。上下往來の人にわづらひをなすと云々。所詮關舟は。こくらにて。一人別二人あつる事あるべからず。先年色々御尋之時。此あげせんの事は申出さぬ事也。只今關の町太郎右衞門次郎三郎阿彌陀寺領次郎右衞門初而申上者也。彼是ニ付。かたく御法を定をかるゝ所也。風波之時。いひえるまゝに。舟かたどもちんを取によりて。毎度御法やぶるゝなり。たとひ風

波之時も此御法たるべきなり。若此御定をそむき。わたるの人をなやます事あらば。其舟かたを關小倉之代官の所へ可引渡。代官之所より山口へ致注進たらんとき。子細をたづねきはめ切せらるべき也。仍下知如件。

文明十九年四月廿日　大炊助判弘一

近江守同房行

沙彌同宗首

彈正忠同弘規

大藏少輔同弘胤

就右御定法赤間關地下人押書案文。

赤間關わたしもりの事。御せいさつより外にくわんたい仕もの候はゞ。聞たて候て。則可申上候。少も無沙汰申候はゞ。やがて御ざいくわに相可申候。恐惶謹言。

文明十九四月廿日　太左衛門

次郎左衛門

次郎三郎

夜中路次往來禁制條々。

一長具足弓うつぼの事。但旅人幷諸人送迎之仁除之。堅可尋究也。

一笠。同はうり。十とく。いさうの仁之事。但於如此仁者。雖爲日中堅可成敗也。

一笛尺八音曲之事。但其身宿所之前。一二町之間者除之。

右條々堅禁制畢。猶以若背此旨。或いさう不審仁あらば。しかと其人躰を其所に留置て子細を尋。子細無分別は。則令言上。任上意可有成敗。但或火付又者つぶてうち。此外ぬす人などの事は。不及經上裁。其身を搦捕可注進。次御家人幷諸人之被官等奉公に依無隙。男女をいはず至深更往來の事あるべし。如是之仁にをゐては。不可及糺明。此方夜廻之仁可覺悟之由所被仰出。仍壁書如件。

文明十九年四月廿日

諸人郞從自然望申御家人之輩。堅固御禁制也。

不可披露之由依　仰壁書如件。

文明十九年七月廿日

鷹餌鼈龜禁制事。

爲鷹餌不可用鼈龜幷虵也。既爲永上山仕者。儼然之處。不存其惶之族。忽神罰不可遁也。於自今以後。堅固所加制止也。鳥屋飼已下之時。以禽獸計不飼得者。鷹不可所持也。若猶背此禁制。有求鼈龜之族者。至侍者可被收公恩給地。無所帶者則可被追放也。至凡下之輩者隨見出聞出。卽時於其場。或留置其身或隨事之躰。可討戮之由所被　仰出也。仍壁書如件。

長享元年九月日

右今時節事者。御參洛御用意之時節。如此被　仰出候畢。

就御參洛雖爲無足不足之仁。任望可令供奉。至無御供之仁者。或於山口致祗候勤御番。或就御用可相勤者也。於御家人者。此時先悉至山口可遂參上之旨。對同名又者同鄕近邊衆中可令告知之由可被　仰出也。壁書如件。

長享元年十一月十日

諸人過差御禁制之事。

諸人過差事度々被　仰出之處。動不拘御法度之條不可然。殊御參洛之事。可依京都御左右之間。年內來春無御油斷也。然間正月諸人出仕之事。可被禁過差也。少分限同外樣衆幷無力之輩。衣裳不可新調。或令用意或雖令着用。可布子等也。然間專武具可致參洛用意也。但分限之人者可爲例年。有德之仁可爲同前之由所被　仰出。壁書如件。

長享元年閏十一月廿五日

就京上幷御用以下。爲兵船所被點置之船事。御支配諸人之時有限日。別粮米令下行可

乘用。然上者。船賃同水手賃不可有其沙汰之。前々爲此分之處。去年點船御支配之時。諸船舟賃事等申掠也。如同船商賣船之準據。恣依可執賃粮米之由申間。上洛之御勢。大略以私故實令乘船云々。以外次第也。所詮背此法式及異儀。或有隱船具足等事者。執其船頭。御支配之仁任心。可受用之由御評議一同畢。此旨可存知之由可被　仰出也。執達如件。

長享二年正月廿日　大炊助判弘―

左衞門尉同武明

左衞門尉同武道

近江守同房行

肥後守同弘矩

陶中務少輔殿

被行常赦事。

法泉寺殿
御判

爲常德院殿御追善。於御分國中所被行常赦也。諸人可存知之由爲令告知。依　仰壁書如件。

長享三年四月廿六日　左衞門尉奉武明

前遠江守同正任

左衞門尉同武道

殺生禁斷之事。

爲常德院殿御追善。自今以後至來年三月廿六日。於御分國中殺生禁斷之事。堅固所相觸也。但爲商賣。或釣漁或狩獵。各任先例。非制限所加禁過者。若有爲逍遙漁江河爲歷遊狩山野之輩者。可處嚴科也。仍壁書如件。

長享三季四月廿六日

法泉寺殿
御判

盜物御定法之事。

右彼盜物之事。或持出市町。或於置店屋之時。號盜物押取有及喧嘩事。剩賣主者不知盜物間。買置而又賣之由申事每度也。然者兩方於其場理不盡之口論也。所詮彼盜物之事。預置其

所之役人ニ可レ批判一。若有下背二此旨一族上者。可レ被レ處二罪科一也。仍執達如レ件。

長享三年五月日

左衛門尉

大藏少輔

又盜物之事雜賀飛驒入道妙全當所在國之時御尋被二申分一聞書。

一ぬす人の取物之事。とゞまる所よりいだすべし。

一罪科之事は。本々へたゞしてうり主をひきつけざる仁も。ぬす人の準據に罪科有べし。

一失物質物に置時。其盜人くらへ持來てをく事は。不レ能二左右一。若人をやとひてをかば。其人體を倉へめしぐして。中時質物をいだす。請錢不レ可レ入也。

寛正二年七月八日

殿中見物御禁制之事。

殿中見物仁之事。堅固御禁制之處。動知番之族以二密々一令二許容一。至二常御座舗邊一之條。以外之次第也。於二自今已後一者。雖レ爲二御庭一不レ入二見物之者一也。縱爲二出仕祗候之人一。於二外樣衆一者。不レ可レ見レ奥。若於レ背二此旨一者。可レ有二殊御成敗一之由所レ被二仰出一也。仍壁書如レ件。

延德元年十二月十九日

堺目相論之時餘地幷餘得之事。

諸人知行分堺目相論。自二地内一及二御沙汰一。以二上使一被レ撿二地一之時。各所レ給之地過二分限一。有二分土餘地幷餘得事一者。此餘地餘得之事。以二中途之儀一可レ爲二公用一之由御定法也。諸人爲二存知一壁書如レ件。

延德三年九月十三日

開出之地停止之事。

無足不足之仁。爲二御扶持一開二出隱地一可レ望二申之由被二仰付一之處。動非二隱地一於二號隱地一。非二闕所之地一於二號闕所一。如レ此之仁不レ可レ申二次之一。闕所之事

者。或御沙汰未落居歟。或御罪科未斷歟。或有御思案可有御宥免歟也。此等之地者。縱雖爲闕所一定。御奉公之淺深可被思食宛之處。不能左右。所成望無謂也。然間隱地事者。不聞出準傜以求諸人越度。所詮於自今以後者。惣別不可望申聞出之所領之由壁書如件。

延德三年七月十九日

蒙御勘氣之仁御定法之事。

被放御家人之輩（雖爲暫時可止出仕歟。被仰出之族以同前。）事。被殺害及傷。或逼耻辱横難。縱又雖有如何躰之子細。既蒙御勘氣之上者。可爲公界往來之准據之間。其敵不可有御罪科之由被定御法畢。光孝寺殿（島山德本）。管領職之御時。御成敗如斯。御分國中之仁可守此旨之由所被 仰出 壁書如件。

延德三年十一月十三日

於築山築地之上。祇園會其外自然之見物之加制止畢。殊 御寶殿。同鎮守邊諸人群集。剩於石築地之上構棧敷事。堅固御禁制也。（但從行寶院殿仰之時者。自寺家對馬奉行御尋之。）若此旨有違背之族者。可被處嚴科之由所被 仰出。壁書如件。

延德四年（壬子）六月　日

諸人之被官公役被定御法事。

就御動座依去年御上洛。任先例於赤間關御座船之事被仰付之處。以浦役錢可致進調之由地下仁申請之間。被任懇望畢。然間彼等以相談令支配當關地下中之處。或號寺僕或號武家被官。令難澁出錢候事。地下愁訴一同（云々）。所詮如此之族。於令違背公役者。可被相支當關住居之由被 仰出。若及違亂者。云在所云交名。隨注進之左右。可有殊御成敗之。惣別於所々先御代以來。此御定法歴然之處。動假其主之號令輕御下知。爲通公役申亂子細之輩。自今已後可令追放其所也。右御定法事。不

可限當關一所。可爲御分國中此準據之由堅固所被仰下也。仍執達如件。

延德四年五月二日　遠江守前司 判 正任
木工助 判 弘依
三河守前司 判 重行

杉信濃守殿

御前陪膳并御劔役事。任先例。可爲近習者役。非其仁者可有斟酌也。但至別段之仰内々儀者。可爲其儀之由依　仰壁書如件。

明應二年十二月日

長府御祭禮之事。

就長門府一二宮御神事被　仰出條々。

一御祭禮を専諸篇可遂其節事。

一就御神事可申有子細者。御祭禮已後可言上。若御祭禮を望中談あらば。縱道理たりと云とも。後日可被行罪科事。

一當町諸商賣成敗可爲嚴重事。

一押買猥藉堅可制止事。

一號公方買號守護買前之儀堅可停止事。

一對諸國廻船不可有無理非法之儀事。

右事書之旨。若有違背之族者。可加成敗。隨事之躰。留置其身。可經　上裁之由所被　仰出。壁書如件。

明應四年八月八日　沙彌 奉 正任
大藏丞 同 貞賴
左衛門尉 同 武明

養子被改御法之事。付長祿四年御法以次記之。

諸人養子之事。養父存生之時不達　上聞仁者。於御當家爲先例之御定法。至養父沒後者。縱雖約之次第自然雖令披露。不可立其養子也。病死之跡同前也。然間雖爲討死勳功之跡。以準據令斷絶畢。因茲被加御思惟之處。自餘之儀者。猶爲御遠慮。先不被仰出是非也。爰於討死之跡事者。不可准常之篇。尤不便所

被思召也。所詮於過去之儀者。不及致沙汰。至自今以後者。討死跡事者。以私儀雖令約諾。爲其支證明鏡者。可被立其養子被仰出者也。未及養子沙汰。至若年輩事者。六一家親類中撰器量。爲　上意可被　仰付也。此旨諸人爲存知壁書如件。

明應四年乙卯八月日　　沙　彌奉正任

左衛門尉同武明

同長祿四年養子御法事。

爲當方御家人之輩。以非御家人子號養子條。太不可然。但有事子細而於被御評者。非制限之旨被定置。可被存知之由所被　仰出也。仍執達如件。

長祿四年十一月廿五日　右衛門大夫判正安

主　計　允同武賢

陶中務少輔殿弘房　内藤下野守

杉伯耆守殿重國　仁保加賀守殿盛安

問田掃部助殿弘綱　安藝國東西條御代官

飯田石見入道殿昌秀　杉綱若狹守殿季綱

内藤駿河入道殿道圓

右各一通宛。

喧嘩御定法之事。

喧嘩事。其身與其身可決是非之間。不可爲公私之煩之上者。有御思案之者。文明御在京比已來。不可有御存知之由被定御法。其後者。自然雖觸　御耳。不及御裁許也。然者自知御法。可爲其身與其身之儀之處。或及與身。或自由之進退任雅意。猶□其沙汰云々。諸人之煩還々經御法度者歟。此時者達　上聞者。可加御成敗之由所被　仰出也。至理非者。兩方善惡ともに。以偏可奉任上裁也。若於違背御下知之族者。可爲自滅之覺悟也。此上者雖爲親子兄弟從類一家緣者。令停止合力。悉可守　上意趣也。重而被定御法所被仰出。爲

諸人存知。壁書如件。

明應四年乙卯八月日　沙彌奉正任

左衞門尉同武明

御勘氣之仁不可有方人事。

蒙御勘氣之族事。卽時可被追放御分國中也。然者古敵當敵。當堪之諍論。配〔[illegible]〕狂已下雖爲如何躰之子細。令殺害彼御勘氣之仁時。其討手并與類等不可行其咎之由被　仰出之上者。雖爲親子兄弟從類一家緣者。不可有欝憤之沙汰也。若猶令意趣。爲御勘氣之仁方人有及訴訟輩者。可爲御勘氣之仁同罪之由所被　仰下也。此旨爲諸人存知。壁書如件。

明應四年乙卯八月日　沙彌奉正任

左衞門尉同武明

築山掃除之事。

從築山　社頭至松原同小川掃除之事。可爲毎月晦日也。普請衆之事。百石分限一人宛可有支配之。普請奉行人并可止普請衆人數。兼日可被相定之。若風雨之時者。可待天氣。此等之次第所被　仰出。壁書如件。

文明十九年三月晦日　修理進奉行途

百姓逃散御定法之事。

植木庄。寺社本所領并諸給分本領等百姓。或拘得土貢。或欲企嗷訴。逃散他所之條。不可不誡。所詮有所望之輩。搦捕狼藉人可渡之。御定法之上者。聊不可有惓惜之儀也。仍執達如件。

永享十一年十二月十九日　杉近江守

重保

森下紀伊入道

淨謹判

白松

祥貞同

千年越前守殿

右大内家壁書以弘文院本挍合

政所壁書

洛中洛外酒屋土倉付地下人等。條々。永享二九卅。

一酒屋土倉闕所事。

若有如然闕所者。可被付納錢方焉。

一負物事

以巨多要脚令借用之輩。寄事於窮困。最少分令弁償之。可破借書之旨及强談云々。結搆之趣罪科惟重。請人同前。堅所被禁遏也。將又稱有借狀。或寄進寺社。或語人及譴責之輩近年繁多也。於向後者。致訴訟可仰御成敗。若背此旨者。可被處其咎矣。

一諸土倉沙汰人等事。

所々土倉沙汰人恣犯用本主納物。令居住洛中邊土幷田舍云々。頗自由之至也。於如此族者追放有所可被處盗犯罪焉。

以上此三箇條一通也。

一諸人借物事。永享二十六。

爲政所雜務之法。依被定置年紀。十箇年。錢主等者經年序怖被弃置。難澁族者過十箇年欲不返弁之。太以背仁政者哉。於自今以後者雖及十箇年。任本法以一倍可令弁之。於十箇年以後者。以本錢三分一假令拾貫文時。三貫文也。可糺〔償歟イ〕返之。但於年來利平等沙汰來輩幷以前弃破之諸族者。不能左右矣。

一通。

一諸土倉盗人事。永享五十十三。

取置質物之上者。自今以後爲倉預弁。於利分上來質者。以一倍可致其沙汰。至利平巨多札者。假令絹布十二箇月。武具廿四箇月。本錢外以半分可償之。若無私力爲藏預者。召〔拘歟〕進其身可被處嚴科之。万一號逐電令物惜者。爲本所可致其弁矣。

一通。

一諸人借物請人事。永享八五廿二。

於本人私沈淪者。爲請人可致其弁之段勿論也。至預御罪科蟄者。且以折中之儀可及半分沙汰。但其身令安堵者。云借主云請人。相共可致其償矣。

一通。

一諸人借物事。永享八五廿五。

所用之時令借用之間。借與者芳志隨一也。爰雖致催促不能返弁之是非而經年月之條。云不知恩云無理。旁以背正儀者也。所詮自被定置永享八五廿五。已後雖催促三箇度。日限百五十日。尚不承引之者。於政所可訴申之。若糺決之間不致其弁者。本利相當返弁之外。爲過怠分相副彼拾分一可被責渡也。但錢主與借主相談之。以利平連々致其償者非制限。錢主亦相待過怠御成敗。寄事於左右不叙用少分之弁償者。雖被定置不可依此法焉。

一通。

一負物年紀事。永享九十十三。

就先度被定置。經數十箇年。以古借書等令催促借主子孫之條。無盡期之上者。二十箇年未滿借書者。以前任被定置之法。假令以十箇年一倍。十箇年過者三倍。嚴密可致沙汰。於其以後者。非制限矣。

一通。

一本物返質券所領事。永享十二十廿六。

以彼在所之所。當年雖致其沙汰。依不弁本錢及多年。令佗傺之條。不便之至極也。然早勘度々收納。到一倍者。可返付所領於本主也矣。

一通。

一借物年紀事。永享十二十廿六。

借主等相待十箇年令無沙汰之間。爲其誡

彼年紀已後者。以二々倍〔イ无〕可返弁之旨。先度雖被仰出。於利平者。不過廿一箇年者可為一倍。但如此被定置者。借主等又寄緈於左右可令難澁歟。所詮至其類者。屬政所致訴訟。若尙有停滯之儀者。以庭中可言上之焉。

一通。

一洛中洛外諸土藏事。文安二九廿一。

依類火令燒失土藏。或入止之。或數年之間可被免除公役之由雖歎申族出來。向後一切不可被許容。德政以後土藏令減少之處。猶寄事於左右雖及訴訟。不可有御免之。令略本宅。若以密々儀可取高利幷日錢等之質物造意歟。甚不可然。於土藏者雖為一所至減少者。云公役失墜云諸人愁歎。旁就公私非無其費。所詮於自今以後者。堅所被停止之也。若背制禁猥企訴訟者。可被處重科之焉。

一通。

一作替借書事。文正元五廿六。

於借錢者不可過一倍之段雖為先例。近年依為有名無實。去永享年中重堅被定置訖。然號作替。以利平書加本錢。恣錢主等改借狀云々。敢非正義。所詮遂一倍勘定者棄破彼狀可被返付質券地以下於本主。向後有背制止之族者。可被處罪科。次借物方事。不帶政所之賦猥及訴訟條。太不可然。自今以後被停止之上者。奉行人各可令存知焉。

已上十二箇條政所壁書。

右政所壁書以蜷川親文本書寫挍合

群書類從卷第四百三

武家部三

早雲寺殿廿一箇條

一第一佛神を信じ申べき事。

一朝はいかにもはやく起べし。遲く起ぬれば。召仕ふ者まで由斷しつかはれず。公私の用をかくなり。はたしては必主君にみかぎられ申べしとふかくつゝしむべし。

一ゆふべには。五ッ以前に寢しづまるべし。夜盜は必子丑の刻に忍び入者也。宵に無用の長雜談。子丑にねいり。家財をとられ損亡す。外聞しかるべからず。宵にいたづらに燒すつる薪灯をとりをき。寅の刻に起。行水拜みし。身の形儀をとゝのへ。其日の用所妻子家來の者共に申付。扨六ッ以前に出仕申べし。古語には。子にふし寅に起よと候得ども。それは人により候。すべて寅に起て得分有べし。辰巳の刻迄臥ては。主君の出仕奉公もならず。又自分の用所をもかく。何の謂かあらむ。日果むなしかるべし。

一手水をつかはぬさきに厠より厩。庭門外迄見めぐり。先掃除すべき所をにあひの者にいひ付。手水をはやくつかふべし。水はありものなればとて。たゞうがひし捨べからず。家のうちなればとて。たかく聲ばらひする事。人にはゞからぬ躰にて聞にくし。ひそかにつかふべし。

天に跼地に蹐すといふ事あり。
一拜みをする事。身のおこなひ也。只こゝろを直にやはらかに持。正直憲法にして。上たるをば敬ひ。下たるをばあはれみ。あるをばあるとし。なきをばなきとし。ありのまゝなる心持。佛意冥慮にもかなふと見えたり。たとひいのらずとも此心持あらば。神明の加護有之べし。いのるとも心まがらば。天道にはなされ申さんとつゝしむべし。
一刀衣裳人のごとく結構に有べしと思ふべからず。見ぐるしくなくばと心得て。なき物をかりもとめ。無刀かさなりなば。他人のあざけり成べし。
一出仕の時は申に及ず。或は少き煩所用在之。今日は宿所にあるべしとおもふとも。髪をばはやくゆふべし。はふけたる躰にて人々にみゆる事。慮外又つたなきこゝろ也。我身に由斷がちなれば召仕ふ者までも其振舞程に嗜むべし。同たけの人の尋來るにも。とゞつきまはりて見ぐるしき事也。
一出仕の時。御前へ參るべからず。御次に祗候して。諸傍輩の躰見つくろひ。さて御とをりへ罷出べし。左樣になければ。むなつく事有べきなり。
一仰出さるゝ事あらば。遠くに祗候申たり共。先はやくあつと御返事を申。頓て御前へ參。御側へはひ〳〵より。いかにも謹て承べし。扨いそぎ罷出。御用を申調。御返事は有のまゝに申上べし。私の宏才を申べからず。但又事により。此御返事は何と申候はんと口味ある人の內儀を請て申上べし。我とする事なかれといふことなり。
一御通りにて。物語抔する人のあたりに居べからず。傍へよるべし。況我身雜談虛笑抔して

は。上々の事は不及申。傍輩にも心ある人には。みかぎられべく候也。

一數多まじはりて事なかれといふことあり。何事も人にまかすべき事也。

一少の隙あらば。物の本をば。文字のある物を懐に入。常に人目を忍びみべし。寢てもさめても手馴ざれば。文字忘るゝなり。書こと又同事。

一宿老の方々御縁に祗候の時。腰を少々折て手をつき通るべし。はゞからぬ躰にてあたりをふみならし通る事。以之外の慮外也。諸侍いづれも慇懃にいたすべき也。

一上下萬民に對し。一言半句にても虚言を申べからず。かりそめにも有のまゝたるべし。そらごと言つくればくせになりてせゝらるゝ也。人に頓てみかぎらるべし。人に糺され申ては。一期の耻と心得べきなり。

一歌道なき人は。無手に賤き事なり。學ぶべし。常の出言に愼み有べし。一言にても人の胸中しらるゝ者也。

一奉公のすきには馬を乘ならふべし。下地を達者に乘ならひて。用のたづな以下は稽古すべき也。

一よき友をもとめべきは。手習學文の友也。惡友をのぞくべきは。碁將棊笛尺八の友也。是はしらずとも耻にはならず。習てもあしき事にはならず。但いたづらに光陰を送らむよりはとなり。人の善惡みな友によるといふこと也。三人行時かならずわが師あり。其善者を撰で。是にしたがふ。其よからざる者をば。是をあらたむべし。

一すきありて宿に歸らば。厩面よりうらへまはり。四壁垣ね犬のくゞり所をふさぎ拵さすべし。下女つたなきものは。軒を抜て焼。當座の事をあがなひ。後の事をしらず。萬事かくのご

とく有べきと深く心得べし。

一ゆふべは六ツ時に門をはたとたて。人の出入によりあけさすべし。左様になくしては。未断に有て。かならず悪事出來すべき也。

一ゆふべには臺所中居の火の廻り我とみまはりかたく申付。其外類火の用心をくせになして。毎夜申付べし。女房は高きも賤も左様の心持なく。家財衣裳を取ちらし。由斷多きこと也。人を召仕候共。萬事を人に計申付べきとおもはず。我と手づからして様躰をしり。後には・さするもよきと心得べき也。

一文武弓馬の道は常なり。記すに及ばず。文を左にし。武を右にするは。古の法。兼て備へずんば有べからず。

右北條早雲廿一箇條以瀨名貞如本書挍合了

信玄家法上

一國中之地頭人。不レ申ニ子細一。恣稱ニ罪科之跡一。私令ニ沒收一之條。甚自由之至也。若犯科人爲ニ晴信被官一者。不レ可レ有ニ地頭之綺一。田畠之事者加ニ下知一可レ書ニ別人一。年貢諸役等地頭へ速可ニ弁償一。至ニ恩地一者不レ及ニ書載一。次在家并妻子資財之事者。如ニ定法一職へ可レ渡レ之。

一公事出ニ沙汰場一後。奉行人之外不レ可レ致ニ披露一。況於ニ落着之儀一哉。若又未レ出ニ沙汰場一以前者。雖レ爲ニ奉行人之外一。不レ及レ禁レ之歟。

一不レ得ニ内儀一他國に遣ニ音信書札一事。一向令ニ停止一畢。但信州在國人爲ニ謀略一。一國中通用之者。無ニ是非一次第也。若境目之人。日頃通ニ書狀一來者。不レ及レ禁レ之歟。

一他國結緣者。或取ニ所領一或出ニ被官一契約之輩。甚以爲ニ違亂基一歟。堅可レ禁レ之。有下背ニ此旨一輩上者。

可加炳誡者也。
一札狼藉田畠之事者。於年貢地者可爲地頭之計。至恩地者以下知可定之。但就貢物等之儀者。隨分限可爲有其沙汰。
一百姓抑留年貢之事罪科不輕。出百姓地者。任地頭覺悟可令所務。若有非分之儀者。以撿使可改之。
一名田之地無意趣取放事非法之至也。但有年貢等過分沙汰。剩至兩年者。不及是非。
一山野之地就打起。四至傍示論境者。糺明本跡可定之。若又依舊境。不及分別者可爲中分。此上尙有諍論之族者。可付別人。
一有地頭申旨。下點札之處。至捨作毛者。自翌年彼田地可任地頭覺悟。乍去雖不苅取作毛。令弁濟年貢者。不可有別條。兼又於地頭非分者。知行之內半分可召上者也。
一各恩地之事。雖有自然水旱之兩損。不可望替地。隨其分量可致奉公。雖然於抽忠勤輩者。相當之地可宛給之。
一抱恩地人。天文十年辛丑以前。十ヶ年地頭夫公事等無勤者。不及改之。但及九年者。隨事躰可加下知。
一私領之名田之外。恩地領無左右令沽却事。令停止之訖。雖如此制。無據者。言上子細。定年期可令賣買之事。
一百姓所出夫。於陣中被殺之族者。彼主其砌三十日者。可令免許。然而如前々可出夫。荷物失却之事者。不及改之。次夫逐電之上。不屆本主人令許容者。雖經數年難免罪科。
付夫無指咎主人及殺害者。其地頭に十ヶ年之間。右之夫不可勤。
一親類被官私令誓約之條。逆心同前也。但於戰場之上爲勵忠節致盟約歟。
一譜代之被官他人召仕之時。本主見合次第捕之

事停止畢。斷意趣可請取之。兼又主人聞傳相屆之處。當主領掌之上令逐電者。以自餘之者壹人可弁之。奴婢雜人之事者。無其沙汰過十ヶ年者。任式目不可改之。

一奴婢之逐電以後。自然於路頭見合次第。欲糺當主人。本主私宅に召連事。非法之至歟。先當主人方に可返置。但依境遠其理遲延之事。五七日迄者不可苦歟。

一喧嘩之事。不及是非可加成敗。但雖凡盡於令堪忍之輩者。不可處罪科。然以贔負偏頗令合力族者。不論理非可爲同罪。若不慮犯殺害及傷者。妻子家内之事者。不可有相違。但犯科人令逐電者。縱雖爲不慮之儀。先召置妻子。當座可尋子細。

一被官人喧嘩幷盜賊等之科。不可懸主人之事者勿論也。雖然欲糺實否之處。件主無科之由荐陳申。相拘之半令逐電者。主人之所帶三ヶ壹可沒收。無所帶者。可處流罪者也。

一無意趣嫌寄親事。自由之至也。於如然之族者。自今以後理不盡之義定出來歟。但寄親非分無際限者。以解狀可訴訟。

一耽亂舞遊宴野牧河狩等。不可忘武道。天下戰國之上者。抛諸事武具用意可爲肝要事。

一川流之木幷橋之事。於于木者。如前々可取之。到于橋者。本所に可返置也。

一淨土宗與日蓮黨。於于分國不可有法論。若在取持人者。師壇共可處罪科事。

一被官出仕座席之事。一兩人定置上者。更不可論之。總別非戰場而論意趣者。却而比與之次第也。

一出于出沙汰輩者。可待裁許之處。相論半不決理非。致狼藉之條。非無越度。然者不及善惡可付論處敵人。

一童部口論不及是非歟。但兩方之親。可加制

詞之所。却而致欝憤者。其父爲世不可有不誡。

一童部誤而殺害朋友等者。不可及成敗。但於十三以後之輩者。難遁其咎。

一閣本奏者就別人企訴訟。又望他之寄子之條。奸濫之至也。自今已後可停止。此旨具以載先條畢。

一自分之訴訟直不可致披露。就寄子訴訟可致奏者。事勿論也。雖然依時宜可有遠慮歟。沙汰之日事者。如載先條。寄子親類緣家等申趣。一切可禁遏。

一縱雖任其職。分國諸法度之事。不可令違犯。雖爲細事。不致披露恣執行者。早可令改易彼職。

一近習之輩。於于番所縱雖爲留主。世間之是非幷高聲可令停止之。

一他人養子之事。達奏者可申請遺跡印判。然而後父令死去者。縱雖不可（遵イ）實子不能叙用。但對繼母爲不孝者可悔返。次恩地之外。田畠資財雜具等之儀。可任亡父讓狀。

一棟別法度之事。已以日記其鄕中に相渡之上者。或者令逐電或者死去。於其鄕中速可致辨濟。爲其不改新屋也。

一他鄕へ有移家人者。追而可執棟役錢事。

一其身或拾（捨歟）家或賣家。國中徘徊者。何方迄（茂）追而可取棟別錢。雖然其身一錢之無料簡者。其屋敷拘（抱イ）人可澄之。但於屋鋪二百疋之內者。隨其分限可有其沙汰。自餘之鄕中令一統可償之。縱雖爲他人之屋敷同家屋鋪相抱付而者。不及是非事。（之イ由）

一棟別侘言一向停止畢。併或者逐電或者死去之者就有數多。及棟別錢一倍者可披露。糺實否。以寛宥之儀（義イ）。隨其分限可令免許。

一惡黨成敗家之事者。不及是非事。

一河流家之事。以新屋可致其償。無新屋者。鄉中令同心可弁濟。水流之事。至十間者不及改也。死去跡之事者。可准右事。

一借錢法度之事。無沙汰人之田地。自諸方相押之事。以先札可用之。但借狀至無紛者。其方へ可落着之事。

一同田畠等方々へ書入借狀之事。可用先狀。雖然至謀書謀判者。可處罪科。

一親之負物。其子可相濟事勿論也。子之負物。親方へ不可懸之。但親借狀加筆者可有其沙汰。若又就于早世親至拘其遺跡者。雖爲逆義。子之負物可相濟事。

一負物人。或者號遁世或號逐電。分國令徘徊事。罪科不輕。然者於于許容之族者。彼負物可弁濟。但賣身奴婢等之事者。可任先例事。

一惡錢之事。立市中之外。不可撰之事。

一恩地載借狀事。無披露不可請取。其上於印判不相定。若彼所領之主令逐電者。隨事之躰可有其沙汰。過年期者舉先例。若依佗言就于書置者。恩役等可相勤事。

一逐電之人々田地取借錢之方者。年貢夫公事以下地頭へ速可弁濟之事。

一穀米地負物不可懸之。但作人搆虛言者。縱雖經年月可處罪科事。

一負物人有死者者。口入之者。名判其方ニ可催促之事。

一以連判就于致借狀者。若彼人數之內令逐電者。假雖爲走人。可弁濟之。

一相當之質物之義者。如定。若過分之質物以少分取之者。縱雖過兼約之期。聊爾不可沽却。利潤之勘定。至于無損亡者。五三月相待。頻加催促。其上尚令無沙汰者。以證人可責之也。

一負物之分定年期渡田畠人者。書加主貢分

量。欲令沽却者。買人并其地頭主人へ可相屆。無其儀上。或者依折檻主人取放之。或者有子細地頭改之時。縱買人雖帶負物。人之借狀不能信用事。

一米錢借用之事。至一倍者。頻可加催促。此上猶令難澁者。可有過怠。自然地下人等借錢之處。輕不輩負物人令沙汰者可披露。是又右同前之事。

一藏主就于逐電者。以日記相調。至于錢不足者。其田地屋鋪可取上之。但永代之借用狀於二傳者。不可懸之。年期地之事者。可有其沙汰。年貢夫公事等者。當地頭へ速可勤事。付負物人之借狀經年期者。負物不可懸之事。

一禰宜并山伏等之事者。不可賴主人。若背此旨者。分國徘徊可爲停止事。

一譜代之被官不屆主人。而募權威於子捨者。他人之被官剩田畠悉讓與事。自今以後令停止訖。但就出嫡子本主人者。自餘之子之事。不能禁制歟。

一百姓年貢夫公事以下無沙汰之時。執質物無其理令分散條。甚非據之至也。然而定年月過其期者。不及禁止事。

一晴信於行儀其外法度以下有旨趣相違之事。不撰貴賤以目安可申訴。依時宜可其覺悟者也。

右五拾五ヶ條者。天文十六丁未六月定置畢。

追而二ヶ條者。天文廿三甲寅五月定之畢。

一定年期田畠。限拾年以敷錢可合請取。彼主依貧困於于無資用者。倘加拾年可相待。過其期者。可任買人心。自餘年期之積者。可准右事。

一百姓有隱田者。雖經數十年。任地頭之見分可改之。然者百姓有申旨者及對決。倘以不分明。遣實撿使可定之。若地頭有非分者。可

有其過怠矣。

一天地之間有萬物。萬物之中有靈長。名此曰人倫。人倫有司業。五常也。六藝也。不可不習。父能傳子能記。(異本)奥武田信繁有文有武。有禮有義。諱其世子而稱長老。敏而好學。如玉走盤。如錐脫囊。孜々而不倦。誨以九十九件之品目矣。誠萃賢滿篋之訣。孟母斷機之戒。豈遠學齊潤身。興隆於國家榮茯於子孫也。本立而道生。則運乾坤於掌握。通古今於胸中。不亦道吁不出巷而知天下。其唯此一簡矣。大矣哉。至矣哉。維時永祿元年戊午蕤賓中澣龍山子謹而誌。

信玄家法上終

信玄家法下

一奉對屋形樣。盡未來不可有逆意事。(イ云下各同) 論語曰。造次必於是。顛沛必於是。又曰。事君能致其身。

一於戰場聊不可爲未練事。吳子曰。必生則死。必死則生。

一無油斷行義可嗜事。史記曰。其身正則不令行。其身不正則雖令不從。

一武勇專可嗜事。三略曰。强將下無弱兵。

一每遍不可虛言事。神託曰。雖非正直一旦之依怙。終蒙日月之憐。付但武略之時者。可依時宜歟。孫子曰。辟實而擊虛。

一對父母聊不可不孝事。論語曰。事父母能竭其力。

一對兄弟聊不可疎略事。後漢書曰。兄弟左右之手也。

一不相當身躰義一言不可出語事。應楨云。人出一言知其長短。

一對諸人少不可緩怠事。付於僧童女貧者彌隨人可慇懃事。禮記云。人有禮則安。無禮則危。

一弓馬之嗜肝要事。論語曰。攻乎異端是害而已。

一學文不可油斷事。論語曰。學不思則罔。思不學則殆。

一歌道可嗜事。歌數ならぬ心のどかになり果しらせてこそは身をもうらみめ。

一諸禮無油斷可嗜事。論語曰。孔子入大廟每事問。

一風流不可過之事。史記云。酒極則亂。樂極則悲。左傳云。宴安鴆毒不可思。又語曰。賢賢易色。

一對尋預方不可疎略事。論語曰。與朋友交。言不信哉。

一每事堪忍之二字可懸意事。古語云。胯下恥小辱也。成漢功大切(功歟)也。又云。一朝怒失(イ无)其身。

一大細事共不可違背御下知事。語曰。水隨方圓之器。

一知行幷不可望御合力事。傳云。無功賞。不義之富。禍之媒(イ无)也。

一不可佞言雜談事。古語曰。貧而無諂。富而無驕。

一對家中之郎從慈悲肝要事。三略曰。使民如四支。

一家來之者冠落之時。縱雖造作入候一途可加下知事。軍讖曰。思士如渴。

一忠節之臣不可忘事。三略曰。善惡同則功臣倦。

一障人者不可許容。但以隱密聞屆翫味尤之事。語云。擧直錯諸枉則民服。

一異見之義不可違背(之イ)事。古語云。良藥苦口利於病。忠言逆耳利於行。又尙書曰。木從繩則正。君從諫則聖也。

一家來之者共非無覺語(悟歟)。就于不便無據者。一往(イ无)者可加合力事。語曰。不如一年之計種五穀。不如十年之計種木。不如一期之計立人。

一以自面用所不可裏御門出入事。語云。父子

不同席。男女不同席。

一於朋友被隔心之族仁道可嗜事。語曰。終食隙不違仁。

一毎日出仕不可懈怠事。語云。行有餘力則以學文。付出仕之時。先在人並所。其後奥へ可參。畢竟可有我座敷。見合肝要之事。語云。三日不相見莫爲舊時之看。況於君子哉。

一雖爲深知音於人前不可妄雜談事。語云。三思一言。九思一行。

一參禪可嗜事。語曰。參禪別無祕訣。唯思生死切。

一何時歸宿之時者先江可遣使者。自然留主番衆行義等油斷之砌折檻難閣。又以細事糺明者無際限歟。云。不教而殺云逆。

一屋形様如何様無曲雖御擬候不可述懐事。云。君雖不爲君。臣以不可不爲臣。又云。逐鹿者不見山。又云。爲下莫計上。

一召使者折檻之事。小科之時可誡。及大科則身躰之破滅無疑事。大公曰。兩葉不去則將用斧柯。

付但以小科節々及折檻則依機可退屈歟。呂氏春秋曰。令苛則不聽。禁多則不行。

一對百姓定所務之外不可爲非分事。軍識曰。上行虐則下急刻。賦斂重數刑罰無極。民相殘賊。

一對他家之人家中之惡事。努々不可語。云。好事不出門。惡事行千里。

一褒美之事不依大細則可感事。三略云。賞功不踰時。

一自他之國動行善惡共入精其可聞届事。語云。好事不出門。惡事走千里。碧巖云。家醜莫向外揚。

一人召使様依其器量用所可申付事。古語云。良匠不捨材。上將不弃士。

一武具無懈怠可誘事。語云。九層之臺起於累土。

一出陣之砌一日不可殘大將之跡事。語云。聞鐘聲憂。聞鼓聲嘉。

一可入馬精事。論語云。犬以守禦。馬以代勞。能養人者也。

一敵味方打向時未定備處可擊事。語云。能勝敵者無形勝。又曰。爲面家風不容擬義。

一軍之時不可遠懸事。司馬法曰。逐奔不踰列。是以不亂。軍旅固不失行列之政。不旋人馬之力。

一至勝軍者不立足可乘押付。但敵之同勢不崩。其備可持直事。三略曰。戰如風發。

一軍近付則人數人衆荒可捨。故者士卒移怒拝者也。司馬法曰。少威而柔則如水之弱。人押而翫之。多威剛則如火之熱。人望畏之。

一敵之多勢並備其外於人前不可談宜樣事。

三略云。莫使辨士談說敵美。

一諸卒對敵方不可道惡口事。語云。呵起蜂舊迅成龍。

一縦雖爲心安親類被官不可見柔弱之趣事。三略云、無勇則吏士不恐。

一餘過進退業不可爲事。語云。好多終不成。不性何得好。又云。過猶不及。

一於敵陣擊不虛時閣本道求格外道路而可擬事。語云。明修棧道暗渡陣蒼。

一大方之義人尋候共不知之趣挨拶無難事歟。語云。好事不若無。

一家來之者雖一旦誤候糺明而後就于直覺悟者隨夫可悔返事。語曰。勇潔以進。與其潔不咎往事。

一父無覺悟故雖成敗其子別而於于拙忠功者可散鬱事。語曰。犁牛子騂且角。雖欲不用。山川其舍諸。

一人數揃樣子和敵破敵隨敵之分別肝要事。三略云。因敵轉化。
一每事爭儀敢不可爲事。語曰。君子無所爭。必也射乎。
一善惡可能正事。三略曰。廢一善則衆善衰。賞一惡則衆惡歸。
一食物到來之時眼前伺候之衆少宛成とも可配分事。三略云。昔日良將用兵。有饋簞醪者。使投諸河與士卒同流飲。
一每篇無功作而難爲立身候事。云。千里行從一步始。
一對貴人縱使雖有千萬之道理。理り強不可申事。云。多言害身。
一過不可爭。自今以後嗜肝要之事。語云。過則勿憚改。又云。過不改是謂過矣。
一雖有深思立儀就無餘義異見者可任其意事。語云。信近義。言可復。

一貴賤共不可慢老者事。古語云。敬老如父母。
一出働時食物服夜中自陣屋唯今令敵樣出立打歸迄少茂不可油斷事。云。無爲爲城。油斷爲敵。
一不可近付無行義人之事。史記云。不知其人視其友。又云。人唯馴賢莫觸賤。花中之鶯舌者不華香。
一餘不可人疑心之事。三略曰。三軍之禍不過疑狐。
一不可批判人之過事。語曰。好事與他。
一嫉妬之咎堅可申付事。云。綏堅引賊媒。面塗粉引婬媒。
一不可佞人之心持事。軍識曰。佞人在上一軍皆訟。
一召之時少不可遲參之事。語云。君命召則不俟駕行。
一武略其外隱密之義不可他言事。易云。其機不

密則成害〔害成歟〕。史記云。事以密成。語以泄敗。
一夫凡可加情事。尙書云。德惟善政。政在養民。
一佛神可信事。云。佛心叶則時々添力。以橫心勝人則可露而亡。傳云。神者不享非禮。
一味方及敗軍者。一入可拵事。穀梁傳云。善陣者不戰。善戰者不死。
一不可取合醉狂之族事。漢書曰。丙吉爲丞相。御史醉毆其車。吉不責也。
一不可人之最負偏頗事。孝經曰〔孝經注歟〕。天地不爲一物枉其時。日月不爲一物晦其明。明王不爲一人枉其法。
一用利釼聊不可帶鈍刀事。云〔語云歟〕。鈍刀不截骨。
一宿其外步行之時付前後左右心不可油斷事。臣軌曰。事不愼者。取敗之道也。
一取人之命事努々不可有之事。三略曰。治國安家得人也。亡國破家失人也。
一隱居之時不〔イ无〕可假其子之力事。碧岩曰。楖標橫擔不顧人。直入千峯萬峯去。又云。犯是非來莫弁我。浮世穿鑿不相關。
一鵜鷹逍遙之事。不可餘耽。妨諸隙不奉公之基也。語云。終日走紅塵不識自家珍。
一諸事見物之時忘自他不〔イ无〕可油斷事。語曰。識取釣頭意。莫認定盤星。
一對下人寒熱風雨之時可憐愍事。語曰。使民以時。
一千人自向敵百人之橫入可然事。古語云。千人推門〔之イ〕。一人不知按關。
一吾逢帥・模樣不可雜談事。語云。學差瓦。又古語云。毫釐有差。天地懸隔。
一兵法理方之祕術等少々雖不知知候樣持成不苦心持數多在之事。古語曰。鬧時九鼎重。見後一毫輕。
一下々之批判能々聞屆縱如何樣腹立候共堪忍以隱密可工夫事。語云。寸刀相似。魯魚參差。

一御歸陣之砌片時不可御先に歸事。語云。愼終猶始。
一揔別如何樣御懇切候共御裏向に節々不可立入事。語云。近朱赤。近墨黑。
一於人前食物幷賣買之雜談不可爲事。〔語云缺〕云。金以火試。人以言試。
一縱雖爲知音之人賴用所義可思慮事。古語曰。貪他一盃酒。失却滿船魚。
一不可立其徒黨事。語曰。君子周不比。小人比不周。
一縱附爲貞簡之交婬亂雜談不可爲。若人之申懸者不立目樣可立其座事。語曰。用盡自己心。笑破他人口。
一於人前妄不可爲背語事。戰國策曰。其善可賞。其惡不可語。
一手跡可嗜事。語云。三代遺直無過翰墨。
一内外之儀一方以自力成一方者可以知行調兩方共以知行劾者必不足たるべき事。古語云。善行者不擧雙足。又云。春色無高下。花枝自短長。
一縱雖爲多勢備薄者可擊。又雖爲少衆備厚者可思慮之事。兵書云。莫伐堂々陣。莫遮正正旗。伐之如卒然。卒然者常山之蛇也。伐首則尾至。伐尾則首至。伐中則首尾共至。伐之有法。
一非儀兵而以異躰之形不可起居動靜事。語云。君子不重則不威。
一每事不可油斷事。論語云。吾日三省吾身。付縱雖在夫婦一所聊不可忘刀事。云殺人刀。活人劍。又於風呂顏幷兩手之垢不可執人事。又不斷不可燃挑燈事。
一每事不可退屈事。孟子曰。孳々而不倦者舜之徒也。
以上九拾九ケ條。多言漫喧他人之耳。寧無不

徃生之書。二五十八。豈二五七。八亦。此六之字。

信玄家祕書口傳有。

永祿元年戊午卯月吉日　　武田左馬助

長老江　　信繁在判

此二卷元文五庚申年八月十九日　滿天仁摸畢

右信玄家法以普通印本及甲陽軍鑑比挍已了。

右信玄家法以流布印本校合了

長曾我部元親百箇條

掟

一諸社神事祭禮等。從先年如相定不可有退轉事。付以其社領寄進物可成程者可加修理。若及大破不叶時者。奉行人迄可相理者也。右於無沙汰者。神主社家可爲曲事事。

一諸寺勤行事等如有來不可有懈怠。并寺家造營以其寺領可修補事。

一公儀事。諸事申付否。堅固可相勤。自然於緩怠者。速可成敗事。

一菊桐之御紋上下によらず付事乍勿論停止之事。

一御上使幷御下代。御下國之時。馳走之儀可竭精魂御振舞。逐馬其外念を入令奔走。於抽餘仁者。可加褒美。付其時案内者相添者。申次第萬可氣遣事。

一君臣僧俗貴賤上下。仁義禮智信。聊不可猥。專可存之事。

一軍役武具等不斷可相嗜事可爲本道。一稜抽餘仁者可加增。第一鐵炮弓馬專可心懸事。軍法別紙在之。

一諸事隨分限可相嗜事。附奉公之透を以て第一書學并藝能可心懸事。

一諸宗其道々專可被相嗜事。學文已下於被抽自餘者。隨其功不寄出世。寺家可爲望次第事。

一出家形儀之事。一ニハ不遂上聞落墮於仕者。忽可行死罪。一ニハ不叶子細無之者。夜中出行停止。一ニハ亂行之輩聞立於申上者。一稜可褒美。右條々於猥者。依其輕重可爲流罪死罪事。

一國中七郡之内三人奉行相定上者。彼奉行申付義。諸事不可及異儀事。付在々所々ニ庄屋相定置上者。萬事觸渡處。毛頭不可存緩事。

一寄親其外物頭之申儀。每事大切存。毛頭不可及異儀事。

一國中諸公事之儀。寄親へ相理。以其上可言上。寄親無之者ハ。奉行迄可申屆。軍陣在京留主中者。沙汰停止之。但指當事者。可爲各別。付可沙汰日之事。十日。廿日。晦日。一ヶ月三度也。當用之儀者。不依何時可言上事。

一公事奏者事。雙方令内談上を以可言上。如先例。老中者可有遠慮事。

一公事邊。女房衆取次堅停止之事。

一裁許相濟後。申殘儀在之者。重而言上堅停止之事。

一知行役。乍勿論不寄大小事堅固可相勤。若材木出普請等於遲參仕者。日數一倍可爲科役。并賄已下無沙汰候者。是又一倍にて可有運上事。

一走者之事。其身者不及是非。類親までも可成敗。可走者仕舞。兼々可相知之間。其在所之者。又者傍輩聞立於言上仕者。一稜可褒美。若乍存不申上者。可爲同罪。付普請材木出等之時。罷出奉行へ不相屆歸候者。知行可召放。直他國へ走候者。親類共可成敗。同被官共走候者。其主人三增倍之可懸科事。

一給役過上者。奉行中へ相理。以其上有樣可引。御急用之時者。本軍役之外にも。人數相かさみ可勤。奉行へ重而遂理。公役可引。如何樣之事候共。一人を二人引事停止之事。

一給役免許者。分明判形在之外。如何樣理申候共。用捨不仕。堅可申付事。

一方々へ使。幷奉行・遣付公使免許事。他國へ者五人前。畑安喜へは三人前。於中五郡者二人前也。少分限者。不及是非事。

一知行上表仕者。無力於歷然者。可被召上。若自由之以覺悟上表仕者。可行曲事。不及了簡者。其年十二月迄奉公相勤。以其上可上表事。

一他國へ上下共出入之事。奉行人年老中判形無之者。浦々山々一切不可通。山々者其所庄屋。浦々は刀禰定置上者。若緩申付猥出入候者。卽時右之者可成敗。無證據船乘せ候者。其船頭迄も可行罪科事。

一馬之事。三町分限迄者。鞍皆具如形仕合可所持。從是分限者者。可相嗜儀勿論也。三町より下之者も。於嗜者可加褒美事。

一喧嘩口論堅停止之事。善惡手初謹而可堪忍。背此旨互及勝負者。不寄理非雙方可成敗。若一方手出於仕者。雖爲如何樣之理其者可行罪科事。

一盗賊之事。卽時搦捕。奉行方迄申屆。於歷然者。可斬頸事勿論也。若搦捕事於難成者。則可

相果。右此旨猥申付候者。在所庄屋可爲曲事事。

一及傷之事。雖爲如何樣之子細。爲傍輩打擲於仕者可成敗。但奉行人可爲各別事。

一無故人を害科事。猶糺明之上を以則可行死罪品可有輕重事。付類親成敗之儀者。時々以聞合分明可沙汰事。

一人を斬走科事。則はりつけにかけべし。其在所爲地頭庄屋。近所之もの即時追懸搦捕可言上。搦捕儀不叶者。則可相果。若にげぬがし候者。在所可懸科。彼親類之儀始末毛頭も於存者可爲同罪。不存所於分明者可有其沙汰。并同座在之者。不及其氣遣者。可處罪科事。付親類者可寄遠近哉事。

一狩山普請場於其外無躰人を射科事。即時可成敗。若意趣遺恨於在之儀。其身行死罪。親類迄可懸科事。

一山賊海賊之事。如先例其所近き所へ相懸り本人糺可出。若於不糺付者。可懸在所科事。付

一諸奉行儀者不及言。上下共大酒禁制之事。付酔狂人之事。輕者科錢三貫。重者可成敗。人を害打擲仕類者可斬頸事。

一他人女ぬすむ事。縦雖爲歴然男女共同前不相果者。可行死罪。付親類令同心討事。非道之上可爲曲事事。若其男ふがひなく又者留守之時外聞相洩於猥族者。在所中として可相果候事。付一先虚名之女契約停止事。

一男留主之時。其家へ座頭。商人。舞々猿樂。猿遣。諸勸進。此類或雖爲親類男一切立入停止也。若相煩時者。其親類令同心白晝一ツ見廻。雖爲奉行人門外にて可遂理事。但親子兄弟可爲各別事。

一同留守之時。佛神。物詣。見物。一切停止之事。付年忌。月忌寺ニ而可勤之事。

一同留守之時。第一出家出入曾以禁制也。付祈禱之時者。可爲各別事。

一譜代者定事。男女共主從十ヶ年召遣。其中無理者可爲譜代。同子者有儘可爲譜代。男子者父方へ付。女子者母方へ可付。縱雖令折檻。相放與云證據無之者。他主不可取。若背此旨主取於仕者。一往相屆。以憲法取戾。又可召遣歟。可行死罪歟。其段勿論本主次第也。若令逐電行方不知者。雖爲何ヶ年。付屆之上を以可取歸事。付隣鄉在之を知ながら。十ヶ年過迄不相理者。重而不可及沙汰事。幷知行相付譜代之事。一度其地頭遂他國。雖令歸參。本知於無知行者。譜代不可相立事。

一借米如有樣計可渡。若不足之俵子。其儘於相渡者。可爲曲事事。

一國中又被官出擧を取事。主人不知上。給分迄上表仕。住屋を捨候者。主人へ於相懸者。出擧催促停止之事。

一借物幷預け物。又直之米預り候物。火事盜人あひ候時は。其預りての我物迄失候者。不可立替。若預け候物計失候者。可立替事。付又かし堅停止之事。

一質物之事。盜人或者火事露顯之上にて於失は。借物可相捨事。

一出擧未進事。催促之上。令難澁者。奉行中迄相理堅可取。但年々無催促者。本分迄にて可成事。

一公領名田訴訟停止之事。付買地判形前德政。右同前。判形無之地者可依奉公之忠事。

一於所々田を畠屋敷仕候事曲事也。然上は所務水田同前可召上事。

一買地之事。雖爲水代證文。本米十俵不相當者可爲本物。又歷然雖爲永地。證文無之者可爲本物。雖爲本物證文無之者可爲年毛。右

者從二先規一相定也。壹俵分ニ壹反之借狀仕候共。三年三作過候者。本米不レ及二返弁一。本主ニ可二返付一。又永地又本物共買主絕候者。本主へ可二相付一。十ヶ年より內召置(重イ)候者。買主に右買地可レ返。十ヶ年過候者。不レ及二沙汰一。賣主可二知行一事。幷借物已下も可レ爲二同前一也。又賣主相絕候者。永地本物年毛共。悉糺前之外者。直可二召上一事。

一國中村々名分散田荒田之事。在所之庄屋不レ荒樣可二申付一。但無二料簡一者。奉行中迄相理可レ加二修理一。右旨油斷仕於レ荒者。其在所爲二庄屋一作人之貢物可二立替一事。

一國中知行方之儀。以二毛見之上一。三分二地頭。三分一者。百姓可レ取レ之。此旨百姓共及二異儀一者。地頭可レ任レ心。兔角田地不レ荒樣可二申付一事。付作職之事。近年如レ相二改順逆一。地頭可レ任二自由一事。

一新林年荒開新開幷鹽田之事。遂二上聞一以二下知一可レ開レ之。爲二內々一開隱置事。堅停止之事。付反米者其年より則可二運上一。又次年より有樣之貢物可二運上一。何も公領也。

一給人荒地之事。撿地以後之荒者不レ可レ立事。

一撿地之時給田論所田畠屋敷之事。無二落着一間者。在所庄屋分明貢物納可二運上一事。

一井普請之事。在所井奉行幷爲二庄屋一無二退轉一樣堅可二申付一。若及二大破一。其井懸者にて不レ叶時者。奉行中迄遂レ理。在所中相催可二申付一事。

一不レ寄二給人百姓一隱田仕者。開立於レ遂二言上一者。一稜可二褒美一。其上を以奉行中相談仕。撿地帳を以令二沙汰一。歷然地頭隱置候者。太以可レ處二罪科一。若百姓相隱候者。撿地以來之遂二算用一以二利倍一取。皆濟上にて可二追失一。若令二難澁一者。可レ斬レ頸事。

一堺論之事。如何樣も撿地帳次第たるべし。雙方共ニ遂二言上一。沙汰分明上。非分者ニハ爲二過怠一

五百貫文可レ出之。但雙方中分於レ不二聞分一者。論所之地可二召上一事。

一國中直分。每秋年貢皆濟相定日限より內者。出舉其外賣買一粒も他所へ不レ可レ出。於レ背二此旨一者。庄屋其百姓堅可レ處二罪科一事。

一年貢之事。惣別可レ爲レ搨二太吉一者。地面可レ爲二立毛次第一。但吉地ニ太を作事堅可二停止一。若背二此旨一吉地太を於レ作者。貢物者吉を可二取上一事。

一升之事。國中京升一篇可二相定一事。但計樣者。年貢借物者あげ。賣買者さげ可レ計レ事。

一國中段米每年如二相定一可二運上一事。

一所々十分一如二有來一堅可二運上一事。

一摺籾共俵者。五斗入可レ仕レ事。

一國中諸百姓。地頭。庄屋。爲二奉行人一。隨分あひはぐくむべし。若相二定成物以下一外。りんじの用所不可レ申二懸一事勿論。每年相二定年貢一堅可二運上一。毛頭於二未濟一は直分庄屋名主中。忽可レ行二重科一事。

一爲二奉行人一名田散田作仕事。堅停止之事。

一在々所々遣二奉行人一申間外猥族申扱。贔負偏頗於レ在レ之者。如何樣雖レ爲二下人一。有樣之通於二申上一者。太以可レ加二褒美一。聞付次第糺明之上。彼奉行人深可二成敗一事。

一國中諸奉行幷庄屋。何篇毛頭贔負偏頗非道之儀於二申扱一者。其在所中。其外何之者ニよらず。聞立爲二內々一具於二言上仕一者。可レ加二褒美一。猶以糺明上可二成敗一事。

一諸奉行人雖レ爲二一在所一不レ遂二言上一。置目等申付事停止之事。

一於二國中一奉行等使。路次にて馬人夫以下舉狀次第可二馳走一。無二舉狀一者。聊不レ可二氣遣一事

一國中馬他國へ出賣買一切停止。若押而出候者。其馬可二召上一。其上堺目番堅可二相留一事。

一諸職人。其奉行。其職人頭申付義。令二信用一諸事

申付。いさゝか不レ可レ及二異儀一事。

一大工。大鋸引。檜物師。鍛冶。銀屋。研。塗師。紺掻。革細工。瓦師。檜皮師。かべぬり。疊指。具足細工等。右諸職人賃。一日ニ上手者京升籾七升。中者京升籾五升。下手者京升籾三升。職人上中下之事者。其奉行人可二相尋一事。付舟番匠之賃者。京升籾可レ爲二壹斗一事。

一布木綿者。善惡によらず。大工金ニ四尺五寸を尋にして七尋たるべし。太布は可レ爲二六尋一事。

一諸廻船之事。隨分賣買仕。當國住居之覺悟肝要之事。

一定飛脚事。其在所之庄屋。遠近可二召遣一。急用之時者。聊遲々仕候者。忽可レ斬レ頸事。

一本道六尺五寸間可レ爲二二間一。同道事。在々山里浦々共。庄屋堅可二申付一。若道惡時者。其地頭百姓より科錢壹貫爲二庄屋一取集。奉行中へ可二相渡一事。

一尺杖之事。城普請其外何によらず。本間六尺五寸間たるべき事。付田地者可レ爲二各別一事。

一横道堅停止之事。押而通もの於レ有レ之者。科錢可レ爲二壹貫一事。

一かつら錢如二先例一たるべき事。

一竹木杉檜楠松。其外万木公儀御用木のため付二記置一者。不レ及二是非一可二用立一。竹木我領知之内雖レ在レ之。奉行迄不二申屆一者。伐事堅停止也。在在山々浦々竹木成立候樣。才覺肝要之事。

一竹子折事堅停止。若於二相背一者。萬貫可レ爲二過怠一事。見付申上者。右壹貫爲二褒美一可レ遣事。

一牛馬者四季共放事可二停止一。此上猥在レ之者。科錢百文。若立毛於レ損者。作主へも百文可レ出事。

一あたり地ニ家を作罷退時者。其年年貢於二相澄一者。板屋萱屋共家主ニ可レ付。但彼家主令二成敗一時者。財寶家共其主人可レ取二貢物一。付而申事あらば。其被官之主人より。地頭へ年貢可二相立一。

間人成敗之時者。其家財寶共可被召上。若年貢在之時者。貢物は上より領主へ可被下事。
一父子中一人違御意時。依其科其時之勤親子各別可爲成敗。但可依題目事。
一國中寺家讓様之事。以心當遂上聞。其上隨沙汰可被相讓。縱雖爲一弟子。勿論其器用可爲次第事。
一人之讓之事。實子たりといふ共。遂上聞可爲下知次第。私讓堅停止之事。付幼少名代。是又可遂上聞事。
一不得上意。二跡目一人して持候者。聞付次第可成敗事。
一忠節名字跡目名代之事。其身以仕違成敗在之時者。科輕者名字へは不可懸。於重科者名字まで可成敗事。
一侍分緣邊之事。百石限者。不得上聞申合儀堅停止。付上下緣者之儀。不寄何時雙方納得於無之者。前後之論不可有之事。
一私契約之儀曾以停止之事。
一爲國家不寄大小事。惡事申扱者在之者。其身不及是非。同座に在之者も可行同罪事。
一雜說之事申出者。即時はたものに可懸事。幷落書有無不可正儀。書手於露顯者。可行死罪事。
一諸牢人不遂上聞者。許容堅停止之事。
一又若黨又小者之事。付直々者。內外共相交候事堅停止之事。
一田畠相判之事。年號日付可爲前後次第事。
一惡口咎之事。依題目輕重可爲成敗。題目輕者。科錢三貫之事。
一下馬不寄上下可停止。但從上國御上使御下代御通之時者。可有其敬事。
一不寄大小事。善惡上下共諸人申上儀。不依何時。近習者可取次。若急用之儀奏者無之者。

直ニ可捧書物。不寄何不取次者於在之者。
忽可成敗事。
一人々内存望之儀。不寄上下心中通可申上。胸中相殘惡心相搆候者。太以可爲成敗事。
一人々上下共判形替候事停止之事。
一人々名字官途受領實名不可摸。但假名官法樣。一度之儀者。遂言可摸事。
一火事常々火用心専一也。類火於在之者。火本者其身應じ科錢あるべし。火本迄之火事ハ可逐電事。并つけ火は。つけて爲歷然者。親類迄も堅可成敗事。
一質物之事。盜人或者火事露顯之上にて於失者借錢可相捨事。
一於當國中上下之者。遠路へ往來之時宿をかし候事。聊不可及異儀也。其宿之遺道具を下下のものぬすみ。或ハ損失候者。則可返弁。付宿へ挨拶互心次第之事。

一親類中へ之別分之事。其父ニハ分限十分一。母ニハ廿分一。但父母一所ニ在之者。父へ之以別分あいともに可令堪忍。隱居分給役之事者。堅固ニ可相勤。雖然親子納得之上者。可爲各別。或ハ兄弟或ハおぢおい或ハ同名へ之事ハ。其始末依筋目可沙汰事。

右條々於國中自今以往可爲龜鑑之條。貴賤共令信用全可相守。若一言於相背者忽可處嚴科者也。依所定如件。

慶長貳年三月廿四日　盛親在判
元親在判

右元親百箇條以馬詰親音本書寫以一本挍

朝倉敏景十七箇條

一於朝倉之家宿老を不可定。其身の器用忠節によりて可申付之事。

一代々持來候などとて。無器用の人に團并に奉行職被預間敷事。

一天下雖爲靜謐。遠近の諸國に置目付。常可被爲窺其風儀事。

一名作の刀脇指等。さのみ被好間敷候。其故者。假令萬疋太刀刀を持たりとも。百疋鑓百丁には勝れ間敷候。然れば萬疋を以百疋の鑓を百丁求め百人に被持候はゞ。一方は可相防事。

一從京都四座之猿樂等切々呼下。見物被好間敷候。其價を以國の猿樂之内器用ならん者を上仕。舞をも被爲習候者。末々まで可爲嘉樂事。

一於城內夜能可爲無用事。

一侍之役なるとて。伊達白川へ使者を立。能馬鷹など被求間敷候。自然他所より到來は各別に候。それも三箇寺(年歟)過は他家へ可被遣。長持すれば必後悔出來候事。

一朝倉名字中を初年の始の出仕表着可爲布子候。并各同名定紋を付させらるべく候。分限有とて衣裳を結搆せられ候者。國の端々の侍迄を好み。ふきつゝきたる所へ此躰にては出にくきなどとて。搆虛病。一年不出。二年出仕不致ば。後々は朝倉前に伺公の者可被少候事。

一家中諸奉公人の內。假令不器量無朝榜に候とも。一心健固の輩には。別して可被加愛憐候。但懦弱の族たりといふとも。容儀押立出群の者は。尤可然供使之用候之條。是亦被空捨間敷候。雙方不足之輩は。介抱甚可爲無益事。

一無奉公の者と奉公の族と同譬蓋はれ候ては。

奉公の人いかでかいさみ可有事。

一さのみ事闕候はずは。他國の浪人などに右筆させらる間敷事。

一僧俗共に能藝一手あらん者。他家へ被越間敷候。但身の能をのみ本として。無奉公ならん輩は无曲候事。

一可勝合戰可取城攻等の時。吉日を選び方角を考て時日を移事甚口惜候。如何に能日なるとて。大風に船を出し。大勢に獨向はゞ。不可有其甲斐候。假令難所惡日たりとも。細かに虚實を察て。密々に奇正を整へ。臨機應變して。謀を本とせば。必可被得勝利事。

一年中に三箇度計器用正直ならん者に申付。國をめぐらせ。四民諸口謁を聞。其沙汰可被致候。少々形を引替て。自身巡撿も可然事。

一當家壘館の外必國中に城郭を搆させらる間敷候。惣て大身の輩をば悉く一乘の谷へ引越しめて。其郷其村には只代官下司のみ可被居置事。

一神社佛閣幷町屋等を通られむときは。少々馬を留めて。奇麗なるをば聊稱美し。破損せるをば稍憲憐の詞をも加へられ候はゞ。到らぬ者共は。御詞を懸りたるなどとて。歎幷に搆ずして。惡きをば早く改め。能は彌可相嗜候乎。然れば造作も不入して。見事に持なす事も。專可依主君の一心候事。

一諸沙汰直奏之時。理非少も被曲間敷候。若役人等私を致す之旨被聞及候はゞ。堅可被處同罪事。

右之條々能々服膺し。晝夜相勤めて永く子孫に貽厥せらるべく候。諸事內方を謹厚沙汰し候へば。他國の惡黨は邪魔せぬものなり云々。

一諸沙汰在所之時。理非少も被㆑曲まじく候。若役人わたくしも致候由。被㆓聞及㆒候はゞ。同罪に堅可㆑被㆓申付㆒候。しょちうつろをぎんみ申候沙汰致し候へば。他國之惡黨出ぬものなり。みだりがはしき所としられ候へば。他家より手を入ものにて候。ある高僧の物語せられたるは。人の主人は不動愛染のごとくなるべし。其故は不動の劍を提。愛染の弓矢を被㆑持たる事。全くつくにあらず射るにあらず。ひとへに惡魔降伏の爲にして。內に慈悲深重なる人のあるじも。よきをばほめあしきをば退治し。理非善惡をたゞしくわくべきもの也。是をぞ慈悲の殺生と申候はんずれ。たとひ賢人聖人の語を學び。諸文を學したるとも。心へんくつにては不㆑可㆑然。論語などに君子不㆑重時は威なしなどとあるをみて。ひとつにおもきと計と心得てはあしかるべく候。おもかるべきかろかるべきも。時宜時刻によつてふるまひ肝要也。この條々大かたにおもはれては益なく候。入道一箇半身にて不思議に國をとりしより以來。晝夜目をつながず工夫致し。ある時は諸人の名人をあつめ。そのかたるをみゝにはさみ。今にかくのごとくに候。あいかまへて子孫におゐて此條々書をまもられ。摩利支天八幡の御敎と被㆑思候はゞ。かろくも朝倉の名字相つゞくべく候。末々におゐて我まゝにふるまはれ候はゞ。たしかに後悔可㆑有㆑之者也。

今川了俊哥。

子を思ふ親の心のまことあらはいさむる道に迷はさらめや

右朝倉敏景十七箇條以奈佐勝皐本書寫挍了

群書類従卷第四百四

武家部五

鹿苑院殿御元服記 應安元年四月朔日

御祝儀式次第。

先御ニ出御鬢所一。令レ着ニ御裝束一狩衣。給御出。

次理髪役人持ニ參御立烏帽子一之。御右御脇竝。則□出。(退歟)

次役人持ニ參泔坏一。入レ水ヲ御前之左ニ置。則退出。

次理髪參勤之。

次加冠參勤之。其後疊御座仁有ニ御移一給。

次獻ニ御飯一。六本立。御陪膳。彼役人三人。兩兵部典厩。

次加冠着座。

次被レ聞ニ食三獻一。

次進ニ御劔一。役右馬助。此外御鎧。弓。征矢。鞍馬。内々被レ進レ之。管領沙汰也。

次被レ下ニ御劔於加冠武州一。役人吉見右京亮頼詮。鞍馬一疋。内々被レ下。

御裝束。以ニ料所年貢一伊勢入道(貞信)沙汰進レ之。御服所調進。奉行方申付之。

御狩衣。白文。松唐草。御指貫。紫。御扇。

御具足。料足政所沙汰。

打亂箱。唐木。文菊。貝。以ニ青地錦一張レ内。口一尺三寸。自レ元御前仁有レ之。仍被レ出レ之。

御櫛三。解。長細。桐葉蒔繪也。　御小棐三筋。赤組。

小刀一。五寸片シノギヅカ。サヤ一尺二寸。以レ紙卷。水引三所結レ之。

甲貝一。鹿角。

御櫛手巾。長六尺。横三尺六寸。加賀絹三幅。文白菱。繪所行光書進レ之。

水引三筋。　檀紙一重。

以上納ニ打亂箱一進ニ上御前一。

泔坏。銀圓器。口三寸九分。文唐花鳥。付臺銀。

掌燈二。執レ燭役無レ之。切灯臺。高一尺五寸。白文松鶴。

奉行　攝津掃部頭能直

松田左衛尉貞秀

齋藤太郎左衛門尉利治（貞イ）

加冠以下役人奉行人等皆着二白直垂一。

三ヶ日　御祝儀在之。御劔。鞍馬。雜掌進レ之。

兩日。

十六日。今川中務少輔。依二舍兄法躰一（伊豫入道）不レ被二仰付一之。

十七日。山名中務大輔。親父左京大夫入道同前。

御劔持參舍弟民部少輔。

若御料被レ進。

御劔。鞍馬。　今日。役人奉行人等被レ下二御劔一。以二

後日一人々御劔御馬雜掌料等進上之。

廿七日。　御評定始。

御座。御狩衣。　武州。法躰出仕。斟酌。　酒掃。　松田貞秀。

奏事。寺社三ヶ條。

伊勢。石淸水。安樂寺俗別當。

諸社神馬。

上七社。伊勢内外。石淸水。鞍馬。賀茂下上。以下馬計。

北野。　祇園。　吉田。　大原野。　新熊野。

諏訪新八幡。六條篠村御所鎭守。　五靈社。

護持僧。

地藏院前大僧正。覺雄。於二本坊一祈念之。

當日御加持。

三寶院僧正。光濟。

共以二御使一被レ進二鞍馬一疋。

御身固。　宗時朝臣。

御裝束師。永秀朝臣。　玉（至要所イ）給被レ下二御馬一。

勅使忠光卿被レ參。後日。有二（共イ）白太刀鞍馬以二御使一被レ送レ之。

禁裡進物事。後日。沙汰二被レ進レ之。

砂金百兩。兩分本法銀折敷。　太刀一腰。皆銀。

鞍馬一疋。鹿毛。切付唐皮。當日御祝仁同管領進上之。

御使。能直。持參執奏。

鞍馬一疋。總鞦。被レ進二執奏一。西園寺前右府。

禁裡御二進一上金代等一諸國守護役。

一同二年正月一日任二征夷大將軍一給。御歳十二。宣旨。

口宣大外記師茂持參。掃部頭能直請取。

一同五年十一月廿二日。天晴風靜。御判始。御歳十五。

御装束。御立烏帽子。御直垂。白ノ長絹。
於寝殿十二間西面。自政所御吉書進之。
御判。七ヶ國。　山城三郎左衛門尉持参。
次於当座御所被開食三献。政所沙汰之。
御祝次第。
御引出物。御劔。御馬。管領進上之。
次御評定衆。俗浅黄直垂。法躰衣如常。
御座。武州。二階堂中書。　政所。佐々木禮部。評定奉行。庫禪。佐々木備禪。侍所。肥州。波多野。
奏事。寺社三ヶ條。如例。　飯尾美濃守貞之。
闔子役。　飯尾左近將監。
次御恩沙汰。
御座。武州。禮部。庫禪。中書禪。
今日奏事石清水八幡宮御奉、、、、
越中國、、、
同六年十一月廿五日。除目。御歳十六。
任参議給。兼左近衛中將。勤功之賞。

叙従四位下。
同日鎌倉殿。氏満。左馬頭。正五位下。
御位署。就御吉事可被書始之由。
被献神寶等石清水。其状為貞秀奉行上之。
同廿七日被献之。
征夷大將軍参議兼左近衛中將従四位下源朝臣
一應安八年二月廿七日改元。永和元。
三月九日武家御吉書。同政所進之如常。武蔵。相摸。
一永和元年三月廿七日。石清水八幡宮御社参。
當御代始。
御装束如例。御浄衣。
御出。御車新造。自東寺御輿。四方。
御力者十三人。牛飼五人。雜色九人。
車副。　釜取以下。
御幣。帯人馬打次第如此　畠山兵部少輔。

御劔。　畠山左近大夫將監。
御調度。　佐々木青地六郎左衛門尉。
御沓。　千秋左近（大夫イ）將監。
近習。此内帶劔六人。於社頭勤仕。次第番之儀。□
諸大名一騎打之次第。
小侍所。　山名彈正少弼。但依所勞所□
□直之後參也。
管領。　武州。
侍所。　細川右馬助。
管領後騎役人一騎打。惣後騎之。
一同（年イ）四月廿五日。御參內始。
御裝束。衣冠。御雜色如御社參。
御劔。　細川右馬助賴基。今日被仰小侍所召具朝夕一揆。
御沓。　攝津掃部頭能直。馬打事。依所存被經御沙汰。
御調度。佐々木越中四郎左衛門尉。
今度供奉一頭打。
管領供奉。其外諸大名同前。次侍所雖爲
山名彈正少弼。未始行之間。不及供奉
歟。
御傘役事。兼日無御用意。仍時而被仰付
千秋。右近將監勤仕。着直垂。先先在其例。
奉行。　貞秀。
門眞少外記　周清。
一自御誕生之日。至于今毎度御祝。貞秀奉行。可
謂御佳例歟。　大將御拜賀。行幸御供奉。大臣
大饗以下。毎度于今奉行之記錄。公方諸家在々
不及註之。
此一卷以高祖父貞秀自筆寫之。當家之爲
規摸記錄而已。
松田丹後守長秀

右鹿苑院殿御元服記松岡辰方本挍合

普廣院殿御元服記

一正長二年三月九日。乙卯亥刻。天晴風靜。御元服。

當日安陪有富朝臣相撰申。

加冠。從四位下尾張守持國朝臣。今日一級。

理髮。阿波守義慶。

打亂役。治部大輔持幸。

泔坏。左馬助持永。

御祝儀次第。

一先御出御鬢所。震殿東廂。

次理髮役人持參御立烏帽子。ヤナイ箱ニ居ヘ。御前ノ右御脇ニ立置。則退出。

次役人持參打亂箱。御前ニ置之。則退出。

次役人持參泔器。入水。御前ノ左ニ置之。則退出。

次理髮參勤之。

次加冠參勤之。

其後於御會所御備服之儀内々有之。

從四位下左兵衛權佐永豐朝臣著衣冠勤其役。同令著御裝束給。役人同。

次御出震殿。任應安御吉例用震字。東御妻戶ヨリ御緣ニ御出。階隱間ヨリ入於御座。

御座八幡御拜云々。

還御道如御出。

次於御鬢所御祝儀有之。則獻御飯。六本立。幷贄殿。御膳物。御折敷。龜甲。等。竹松調進之。加冠未及着座。

次加冠尾州着座。被開食二獻。大草調進之。

次被進上御太刀。白。役左馬助。

此外御鎧。御馬。征矢。鞍馬等。被進上之。仍而注文。掃部頭請取之。置御前云々。不及讀申歟。

次被下御劍於加冠。大館刑部大輔持房。勤其役。

後日又鞍馬被下之。御使掃部頭。

御陪膳。

彼役人兩三人。阿州。禮部。典厩。

御手長。
伊勢七郎左衛門貞家。伊勢八郎右衛門貞盤。
伊勢三郎左衛門貞房。　伊勢與一左衛門貞安。
御裝束。要脚政所方沙汰。以ニ奉行三人連署ニ申付之。
白裑御狩衣。浮文。松唐草。　蒴黄御衵。織物。浮文。　紅御單。
紅御下袴。可レ被レ籠ニ御紵ニ云々。　御大帷。　御帶。　御腰ツキ。　紫浮文御指貫。御文鳥多須支。　翌日御指貫紫薄色堅紋。御紋鳥多須支。　御立烏帽子。御ハリ。御額トヽメ。　御扇。檜扇也。
以上永豐朝臣調進。此外御櫛巾奉ニ御內內ニ訖。
御祝具足。要脚同前。諸道具皆白ニ奉行方ニ申付之。
打亂筥。唐木。御紋桐。青貝。以ニ赤地錦一張レ內。口一尺三寸。御臺ノ御方ニ有レ之。仍申ニ出之一。
御櫛三。解櫛細。桐蒔繪。
御小基三筋。赤組。
小刀一。以レ帋卷レ之。水引ニテ三所結レ之。片シノギ一尺二寸。
水引三筋。

檀紙一重。
御櫛巾。長六尺。横三尺六寸。兩面絲織。綾イ色黃也。御紋菱。裏ハ板引フシカ子染也。
以上納ニ打亂筥一進ニ上御前一。
泔器。銀器口三寸九分。桐ケホリ。　臺。同白。
下臺。面七寸三分。桐蒔繪。以ニ赤地錦一張レ面。金物ニ食
御鐃。面七寸七分。　御鏡臺。桐蒔繪。
掌燈二。　御銚子二具。此內一具白。
切燈臺。高一尺五寸。白紋松鶴。
高燈臺八本。白文同。金物皆白。
翠簾廿五間。皆新調。
御座以下御帖十二帖。皆新調。
奉行。
攝津掃部頭滿親。　齋藤加賀守基貞。
松田八郎左衛門尉秀藤。
加冠以下役人奉行人等。皆着ニ白直垂一。仍御祝砌。各一腰進上之。則於ニ御前一御劔各給之。役伊勢備中守貞慶。

護持僧。
兼日御祈禱供料三千疋。自政所方沙汰無之。以連署申遣之。
地藏院大僧正。持圓。
當日御加持。
三寶院准三后。滿濟。
御加持御元服以前也。准后御參及御祝時剋也。兩門跡後日被進鞍馬。
御身固。
從四位上陰陽助有富朝臣。被下御馬。
今夜禁色宣下。
大外記中原朝臣師世持參之。
同勅使。
大納言時房卿被參。
仙洞ヨリ御劍白。禁裏ヨリ同被進之。時房卿私禮儀一腰黑。重而持參。御前於御祝御座。則勅使ニ御對面。掃部頭滿親申次之。
仙洞江御進物今夜被進之。御使滿親參傳奏時房卿宿所云々。
砂金百兩。居銀折敷。 御太刀一腰。白。
御馬一疋。鞍置鹿毛。切付唐皮。總鞦。今夜自管領被進鞍置馬也。
禁裏江御進物同。御太刀一腰。平鞘。鞍馬一疋。勅使時房卿江御引物。太鞍馬一疋。鞍馬一疋。御祝規式以後。於御會所東向法躰衆其外諸大名少々御對面。自餘明日可參之由被仰出ニテ候。御太刀鞍馬折帋等各被進之。于時執權左衞門尉入道道端於御會所砂金又御[ ]太刀等內々被進之。依爲法躰。子息持國朝臣參勤可謂御佳例乎。
三ヶ日御祝儀有之。兩日時剋如當日。
十日。右京大夫持元參勤。
凡御祝儀如昨夜。但御劍役無之。三獻後日持參之。三獻御盃於中座拜領之。
十一日。治部大輔義豐。同親父武衞代云々。
御祝。每事如以前。兩日共御劍。白。弓。征矢。鞍

馬等。如當日被進之。
諸社神馬。上七社。伊勢ハ內外。石淸水。鞍馬。加茂ハ下上。以下ハ馬ハカリ。大原野。新熊野。諏訪新八幡。六條篠村御所鎭守以下。御太刀。白。御神馬。別目錄在之。
五靈社。此外日吉社。神祇官以下。神馬別目錄在之。
公家進金代諸國守護役。銀折敷代。政所方促諸道下行日錄別帋ニアリ。
御太刀十三振。此內三振白。御鞍二口。總鞦二懸。
以上自御倉籾井申出之。
御評定事。
今年巳正月十一日。被始行之上者。重而不及被行之歟之由。就尋下サルヽ。意見申者也云々。
同廿四日。御前御沙汰被行之。
御座。管領。洒掃。因禪。雍州。
奉行人參勤如先規。

抑御元服。御歲十六。奉行事。二月十五日被仰付以來。兩三人洒掃秀藤基貞每日出仕。
上管領伺事。篇目依事繁不及注之。就中記錄事。基貞秀藤各以草案持參惣奉行所詑。秀藤之記分神妙也云々。事外被甘心了。仍一卷有抑留之上者。不及拘惜也。然間於彼家所持之記錄者。可爲秀藤所書遣之記錄之。後輩爲存知粗所注置也而已。
三寶院御門跡。可書進之由。爲權家蒙仰之間。雖無斟酌一本令進覽之也。
同十五日。任征夷大將軍給宣下。辰刻。
口宣小槻宿禰周枝持參之。周枝時官長者也。攝津掃部頭滿親請取令披露。
御所奉行事。昨日被仰付候。
一同日。昇進宰相中將。
御座。尾州着座。
御前陪膳日野頭弁。御手長伊勢苗字衆。

於二震殿一御祝儀式有レ之。申刻。其後於二御會所一管領其外諸大名皆着二直垂一。御太刀被レ進二上之一。御前衆同。今日可二進上一之由被二仰出一。各着二直垂一御太刀持參之。兩條御悅之間。二振持參之。

一同廿九日。御上階。

口宣大内記爲清朝臣持參之。

一今日伺事。可レ被二聞食始一之由。俄被二仰出一之。披露之當番兩人申二次之一。秀藤披二露篇目一。

住吉社領播磨國所々御即位段錢事。

免除證文分明之上者。可レ止二催促一之旨被二仰出一之。

管領落居同日。

一同卅日。御二昇一進權大納言一。

口宣大外記師世朝臣持參之。

兩日共以於二震殿一御祝儀式如レ先。尾州着座。

一今日御改名以二義宣一被レ改二義教一。

一同四月十五日。御判始。

御吉書事。去年御沙汰之上者。只雜訴大方落居スル物ニ被レ成二御判一也。

一同八月四日。御二昇一進右近衞大將一。申刻御祝。

一同十七日。八幡御社參始。

御出卯刻。

御輿四方。爲二布衣六人一之內秀藤參勤也。御馬被レ牽。鴾毛。御鞍覆虎皮。

一番。　布衣。

松田八郎左衞門尉秀藤。

和田中務丞親直。

二番。

伊勢與一左衞門尉貞安。

海老名太郎左衞門尉季俊。

三番。

伊勢二郎左衞門尉貞房。

伊勢八郎左衞門尉盛經。

一永享二年七月廿五日。甲子。申刻。天晴風靜。大將御拜賀。

供奉行列。　出仕人々伺候次第幷蹲踞。

侍所。帶二甲冑一。于レ時赤松左京大夫入道性具。依レ爲二法躰一斟酌。舍弟伊豫守義雅勤二其役一。

郎從三十騎召具之。

義雅者着二淺黃糸鎧一。帶二金刀。金太刀一握二重藤弓一。負二大中黑箭一。甲床木等ヲバ僕持レ之。馬前二行歩。馬毛黑。隨兵皆着二糸毛鎧一。甲敷皮等ヲバ各僕持レ之。皆總ヲカク。僕ハ紺ノ直垂ニ銀薄ニテ文ヲ押ス。皆調度懸。手蓋。ツナヌキ任二先規一カ。騎馬ハ常ノ籠手歟。

次小侍所。于レ時畠山左馬助持永着二狩衣一。紅紋鶴菱。

郎從拾騎。　直垂如レ例。大帷ヲ重ヌ。

次前駈。笠持二行十人。

次居飼四人。

次御厩舍人二行四人。

次一員三人。府生。將曹。將監。

次殿上前駈一行爲レ先。下﨟三拾四騎。

有定朝臣。　雅兼朝臣。

爲清朝臣。　長卿朝臣。

實村朝臣。　實雅朝臣。

爲元朝臣。　行豐朝臣。

房長朝臣。　知俊朝臣。

公久朝臣。　公知朝臣。

永豐朝臣。　定長朝臣。

隆遠朝臣。　資親朝臣。

在綱朝臣。　益遠朝臣。

兼重。　持經。

幸親。　明豐。

資任。　雅親。

資益。　政光。

爲秀。　親豐。

敎賢。　行胤。

源重仲。　藤原懷親。

源爲治。　□嗣光。

次地下前駈二行爲先。下﨟拾騎。
則重朝臣。　周長朝臣。
康任朝臣。　經康。
匡重。　匡祐。
友長。　則俊。
氏尙。　重賴。
次御隨身番長下毛野氏春。
次番頭八人。
次帶刀十二番二行。直垂以金銀薄押紋。
赤松三郎。　赤松民部少輔。
伊勢守。　赤松掃部助。
赤松上總介。　伊勢備中守。
伊勢次郎左衛門尉。　伊勢與一左衛門尉。
富樫小次郎。　朝日孫左衛門尉。
宮參河守。　松田六郎左衛門尉。
小串次郎左衛門尉。　和田中務尉。
長井宮內大輔。　長駿河守。

佐々木鏡六郎。　佐々木岩山美濃守。
佐々木遠江守。　佐々木下野四郎。
佐々木佐渡孫五郎。　佐々木中務少輔。
御車。檳榔。
御簾役。　鷹司大納言家―。
御沓役。　別當。
御車副二人。御牛飼。如木一人。副御牛飼四人。
御雨皮持仕丁二人。在御車左方。
假御隨身二人。持御沓。
御傘持。在御車右方。
近習若大身達。步行少々被召具之。爲御用心。堅固密儀之間雖不及注置之。爲故實錄之。
下﨟御隨身。號近衛。五人。二行。如木御雜色六人。
御後衛府侍十騎一行。
千秋刑部少輔。　宮下野守。

曾我平次左衛門尉。　宮備中守。
長次郎左衛門尉。　結城勘解由左衛門尉。
佐々木鹽冶五郎左衛門尉。
東三郎左衛門尉。　朝日三郎左衛門尉。
松田鹿田次郎左衛門尉。
次御後官人。
今度下撿非違使口宣歟佐々木大原五郎左衛門尉持綱。
同前二階堂山城守之忠。
先官爲撿非違使被成下叙留御判中條刑部大輔滿平。
反閇。　土御門三位有盛卿。
但無供奉之儀。御出之時。於御所勤其役云々。
次扈從公卿。　車檳榔如例。
藤大納言。　萬里小路大納言。
中御門大納言。　西園寺大納言。
花山院大納言。　新大納言。
鷹司大納言。　京極中納言。

勸修寺中納言。　藤中納言。
葉室中納言。　洞院中納言。
別當。　新中納言。
飛鳥井宰相。　中山宰相中將。
中御門宰相。　四辻宰相中將。
右衛門督。　九條宰相。
山科宰相。　新宰相。
四條宰相。
次布衣輩少々。　公卿供奉人歟。
次一騎打。　被着狩衣。
畠山尾張守持國。　佐々木治部少輔持光。
富樫介持春。　土岐美濃守持益。
于時執權左衛門佐義淳。
執權郎等拾騎。大帷直垂如普通。自餘一騎打。組騎無之。
惣奉行。
攝津掃部頭滿親。　飯尾肥前守爲種。

松田八郎左衛門尉秀藤。
中澤次郎左衛門尉季總。雖レ爲二微恙一任二御嘉例一參勤。
執權僮僕次第。
童一人。刀持。 調度懸一人。號二胡籙負一。 雜色四人。
淨衣。 如木二人。如木下二人。 中間四人。折烏帽子。腰繼大帷濃直垂也。 傘持。 床木持。
以上。
一家司役掃部頭滿親爲二先規一歟。固二小路一。
一御車ハ四足門ノ外ニ北腋ニ被レ立。假令御門ノ右腋也。
一御出時於二庭上一蹲居事。
公家人達ハ日花門與二四足門一間一列南面。一騎打大名ハ同庭上北面。官人ハ四足門左腋西面。御衞府侍ハ裏築地傍ノ官人ニ向テ東面。帶刀ハ四足門外與二唐門外一間。東西ニ着也。二行。
一辻固事。如二近例一大名方々同管領被レ觸之。
一御路掃除事。任二先規一被レ仰二付侍所一也。奉行人連署。奉書以二朝夕一遂二遣之一御路注文自二廣橋家一被レ出之。案文封裏相副之。每度灑掃加二連署一。
御路。
北ニ行萬里小路一。至二二條一西行。北ニ行油小路一至二中御門一東行。北ニ行室町一至二近衞一東行。北ニ行東洞院一至二左衞門陣一。
一御路幷諸司等ノ御坊以下任二廣橋中納言家注文一各加二談合一令二申沙汰一訖。且又連々參二彼宿所一每事申入之。
一御習禮以下每事攝政家二條家被二指南申一云々。

右普廣院殿御元服記以伊勢貞春本挍合

光源院殿御元服記

後奈良院天文十五丙午歳十二月十九日壬寅日。於坂本樹下宅公方左馬頭義藤朝臣（後被號義輝）御元服之次第。

役者之定。

一御元服惣奉行攝津守元造朝臣。因舊例勤之。
一御元服奉行松田丹後守晴秀。飯尾大和守堯連。
一御加冠役佐々木彈正少弼定頼朝臣。就御役敍四品。
一理髪細川中務大輔晴經。因先例勤之。
一打亂佐々木民部少輔稙綱。始而勤之。
一泔坏佐々木中務大輔高保。同右。
一御祝調進大隅民部丞秀宗。行松代。
一同　大草三郎左衞門尉公廣。
一御手長伊勢肥前守盛正。
一　伊勢二郎左衞門尉貞清。
一御所侍直見代近衞殿。御所侍林與三。御雇。
一御承仕伏見殿。御承仕盛嚴。御雇。
一侍雜司祗公中二人。女子一人宛召具。
一陰陽頭勘解由小路二位在富卿。御雇。
　土御門修理大夫有春。
一セツメイ（松明イ）役者。御朝夕四人參候。
一御物奉行。勢州被官蜷川新右衞門親俊。三上與次郎秀長。
一今度御元服事。因三好黨攝州表出張。就京都物忩之儀。於坂本樹下宅被行之處也。就中加冠之役者。先例於三職之中當管領之人令勤事處也。雖然當時因無管領。十一月中旬。被仰付佐々木彈正少弼定頼候處。因御舊例異于他。雖被再三辭退。申上意嚴重之間。終及御請畢。（昔樹下宅戸御製。被染震筆。于今在之云々。）
一樹下成保者。日吉社職者也。彼宅數十年雖破壞而無正躰。依昔日被成皇居例有之。
一同十二月九日。定頼俄差遣進藤山城守。御作

事被申付。同十八日彼宅江可有御成云々。
一同十二月十六日。定頼義賢被渡湖。於樹下宅
被奉待向也。御門警固役目加田次郎左衛門。
辻堅同年寄猪崎太郎左衛門。三上孫三郎。三雲
新左衛門。蒲生下野守令勤仕候事。
御成次第。 十八日。
十二月十八日辛丑。公方家并若君従東山慈照
寺到坂本御成。于時巳刻也。爲御迎佐々木
刑部大輔。同四郎兵衛尉。同日未明。到于東山
參向。
一同日。御先一番。御物奉行蜷河親俊。三上秀長。
各馬上弓持靱負并張替令爲持畢。行列嚴重云々。
本關道逢坂也。
一同日。若君御先江御成也。御服縫物御長絹。下計
也。御下髪并御本結金色也。被召板輿。被卷揚
御簾事。御見物同前也。
一御供衆三騎次第。大舘左衛門佐晴光。御劔役。
但被納御輿中云々。着足半而御供也。朽木民
部少輔稙綱弓持靱負沓而供奉。伊勢守貞孝同
之。三騎共張替被爲持之。貞孝。弓袋赤色云々。皆々赤毛
氈鞍覆。白傘袋。并御同朋孝阿彌也。四人疋ニ
肩衣袴着之。其次藤中納言殿御參也。
一若君。御走衆六人。圖次第。本江宮内少輔信直。
杉原兵庫助晴盛。進士修理亮晴舍。沼田三郎左
衛門尉光兼。安成美作守光備。飯河山城守信
堅。帶刀。肩衣。四布袴。脚半着之。御小者六人。
裝束同之。
其次。 公方家御成也。御裝束者。御肩衣。御袴。
褐(カチン)色織筋。御小袖也。御馬大黑毛。
一御供衆三騎次第。上野民部大輔信孝。御劔役。
但帶右方云々。乘葦毛馬。着足半御供也。細川
中務大輔晴經。弓持。靱負。乘青毛馬沓而供奉。
大舘治部大輔晴忠同之。但乘鹿毛馬云々。三騎
共赤毛氈鞍覆。白傘袋。被爲持張替御劔役者

計ユガケサ、レズ。幷御同朋孝阿彌供奉。四人トモ肩衣小袴。取返股立云々。

一公方御走衆十八。鬮次第。伊勢肥前守盛正。伊勢次郎左衛門尉貞淸。千秋刑部少輔晴季。石谷兵部大輔光政。海老名刑部大輔賴重。狩野孫三郎光茂。矢嶋次郎定行。眞下彌太郎晴弼。大和小三郎――。彥部雅樂頭晴直。各帶刀。肩衣。四布袴着之。御小者六人。此内一人持御弓。一人着御杈。但虎皮云々。一人持御張替。但御弓袋白色云々。御力者持御長刀。御乘替馬。小鶴毛掛鞍蓋。御先引之。口付御厩者肩掛替之。御轡供奉云々。

一御臺所幷姫君。兩御所。其外女房衆。御輿都合十二丁。皆被掛下簾。御跡御下向。

一其跡御迎。警固兩人。高嶋佐々木一類。越中刑部大輔孝俊。弓百二十張。太刀帶百人。馬上主從三騎。鎗二百本。人數以上千餘人。田中四郎兵衛尉賴長。弓百八十張。太刀帶六十人。馬上主從二騎。鎗百五十本。人數以上六百餘人。裝束袖細。革袴。行列。

一御成道路。從淨土寺南行。到若王寺前。從若王寺前南行。到南禪寺時。御下馬有之。從日岡花山過本願寺屋敷巽方。到東小山前到大津。於新羅明神前御下馬有之。從其儀傳。到坂本四屋登戸津内兩社。到作道北行。從梅辻着御樹下宅。于時申刻也。從妙顯寺前辻堅有之。其人數目賀多。猶崎。三上。三雲。蒲生等。皆是定賴家老也。定賴父子御門外伺公。卽參向。御盃頂戴三盃賜之云々。

一三寶院殿山科表御出向。附御跡被參上。先于是同月十六日聖護院殿。道増。十七日近衛殿。稙家。到坂本御參向。

一樹下宅着御以後。定賴被任四品。爲其御使伊勢守貞孝被參向定賴旅宿。

御元服次第。　同十九日。
御元服。當日十二月十九日戊二點可〻然之由。有春朝臣就〻被〻勘選申〻。今日被〻行〻之。
一當日御加持。聖護院殿准三后。前後七箇日被〻行〻御祈禱〻畢。御舊例三寶院殿御執行云々。今度者。內々而被〻行〻御加持〻。
一御身固。依〻舊例〻有富有春兩人勘〻進之〻。

一若君御服御裝束御着用之儀。藤中納言殿父子被〻勤〻之。
一積綱。高保。晴經。定賴。元造。以上五人。白小袖袷。白直垂。大帷。大口着〻之。折烏帽子。紙ヨリ。カケ緒 刀海老作。鞘卷也。
一御殿樹下殿南向也。但御座敷ハ西ヲ請セラルル。北南三間。西東二間。中ノ御座敷也。疊ハマ

東

油火
○
御圓座
油火

南縁
御縁

北
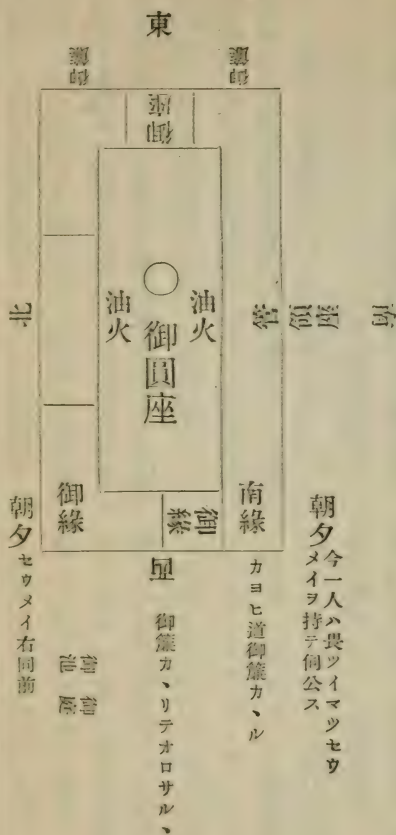
朝夕今一人ハ畏ツイマツセウメイヲ持テ伺公ス
カヨヒ道御簾カヽル
御簾カヽリテオロサルヽ
朝夕セウメイ右同前

ハリ敷ニテ。間中通路ヲ明ラル、。此道御簾カカル。鑰ニテ上ラル、。御座敷ノ御後モ御簾掛ル。御後ノ御簾一臺開テ。若君御座ヘ出御也。御扇傍ニ置ル、。末廣也。御髪亂サル、。御眉ハモ、マユ也。御烏帽子召サレテ横眉也。

一表江御出有テ。有富。有春。御身固有レ之。御次管領代定頼。着座。衣裝。大帷子。折烏帽子。カケ緒紙ヨリ。海老鞘巻刀ヲサ、ル、也。

一御座ヨリ圓座ヘ移ラセラル、。卽管領代。座ノ通ノユヒ板ヘ下リテ着座。次晴經。立烏帽子ヲ我前ヘ向テ持參。御右ノ脇ニ其マ、オカル、。次ニ硫綱打亂レヲ持。御前ノ通ニ置廣ゲラルル。作法有テ退ク。次ニ高保御泔坏ヲ柳筥ニ居。御左ニ置キ。蓋ハ陰ニ直ル、也。次晴經御前ヘ伺公ス。管領代氣色有テ。御傍近ク指寄。打亂ヨリ御櫛。其外道具ヲ取出シ。大基。此本結紫ノ組物也。御髪ヲ結上。ハヤサル、際マデニ巻上テ止ラル也。巻様口傳有之。其先ヲ。御笄ニテ。二ツニ分テ。兩方ノ御櫛(イ无)ノ本ヲ小本結ニテ結バレ。是モ紫ノ組物也。小高檀紙ニテ。何ヲモ包ミ。其上ヲ二所常ノ本組ニテ結テ。左ノ御髪ヨリ笄刀ヲ逆手ニ持。小本組ト包タルアヒヲハヤサル、也。ハヤサレタル御髪ノ先ヲ打亂ヘ入ラル、。抑此笄刀。古ヨリ三振在之。一ハ伏見殿。一花山院殿。一裏辻殿御所持。此内舊例ニテ。花山院殿ニ在之ヲ御當家ヘ與奪御用也。刀ハ小鍛冶也。御物ニ成也。從ニ往古一不レ稼云々。此御刀ニテ。ソトハヤサレテ。同様ニ一振打セテ。懐中有テ。ソレニテハヤサル、也。昔ノ刀古ニ依テ如レ此。故實也。扨御立烏帽子ヲ召サセマイラセ。針ヲサ、ル、事。古法ニナシトイヘモ。今度定頼。古實ニテ望申サレ指ル、也。若君右ノ御手ニテ御カ、ヘ有テ。晴經御ユスリツキノスハリタル柳筥ノ上ニ。御笄

ト御楾ノ齒ヲ外ヘナシテ置。打亂ヲ本ノ如ク取置。退出ノ時。定賴參テ御楾御笄ヲ取。御鬢ノ左ヲ三度水ヲバ不レ付シテ搔申サル丶也。御ユスリツキニ水少シ入置候ヘ共。終ニ水ハ不レ入儀也。前々ハ御鬢カ丶レ候時。先ヅ左ノ御手ニテ御カ丶ヘアリテ。管領被レ參候時。右ヘ取置サレテ搔セラレ。又御右ノ時。左ニテ御抱アリ。今度ハ定賴。是モ逗留迷惑ノ由被レ申候ニ依テ。始ヨリ右ニテ御抱アリ。右ヲ付申サルル時。御左ニテ御抱アリ。御笄本之所ニ置ルル。定賴本ノ板ノ上ヘ歸座ス。扨高保出テ。御ユスリツキヲ取次。稙綱出テ打亂ヲ取次。晴經出テ御烏帽子ノ臺ヲ取。ヤナイバ也。扨定賴内ヘ御成候ヘノ氣色申サレテ。御烏帽子左ノ御手ニテ御抱有テ。御後ノ簾中ヘ御成也。次ニ定賴座ヲタ丶レ候也。内々ニテ藤中納言殿。永家卿。御髮ナヲシテ。御烏帽子ヲ召セナヲサル丶。

一御末童坊德阿彌。白砂ニ蠟燭ヲ持テ出。是ハ御承仕ノ役タルベキ由沙汰アリ。頓而御承仕出テ御掌燈ヲ取退。次ニ御所侍出テ御圓座ヲ取。

一御所侍。二重一對。矢筈餅一對。持出立也。左ヨリ始行松代持テ出渡之。
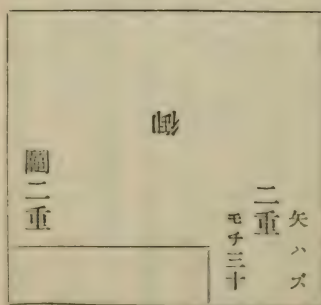
扨御出。御簾以前ノ如ク。女中ヨリ出御アゲ候ナリ。御衣裝被レ改。定賴御太刀自進上。御禮申サル。扨晴經打敷ノ衣被也。ヲ持テ出。御前ノ疊ノ上ニ敷ク。高保槃器。本ノ御膳ヲ持出。打敷

ノ衣ノ上ニ置ル、。積綱二ノ御膳持出。晴經三。高保四。積綱御盃。又高保衣スヾシナリ。持テ出。板ノ上ニ敷。晴經巢ノ上ノ御膳本ヲ持テ出。スヾシノ衣ノ上ニ置ル、。扨アゲラル、事。持テ出タル人。被レ役レ之也。打敷ノ衣ハ。疊テ持出。ヒロゲテ置。トラル、時ハ。御前ニテ又疊テ被レ取ナリ。又高保衣ヲ持出。如レ以前御前ニ敷ル、。次ニ六本立ノ饗參ル。晴經本御膳ヲ持出。二ヲ積綱持出。三ヲ高保。四ヲ晴經持出。本御膳ノ向ノ板ノ上ニ置ル、。次積綱右ニ置ル、。次ニ高保左ニ置ル、。以上二通有レ之。扨定賴ノ前ヘスハル。盛正本膳ヲ持出。一貞清。三盛正。四貞清。五盛正。六貞清。此時手長行松スエヤウ。御前ノト同前。次ニ晴經提子片口御チカラオ入。ヲ持出。三ノ御前ノ土器ニ入ラル。盛正又提子ヲ持出。定賴前ニ畏ル時。三ノ膳ノ土器ヲ取ウケテ。ソト吸ル、。扨前參リタル如ク。本ノ人。サキ一通アゲラル、。次ニ定賴前ヲサキ一通スヘタル人アゲラル、。次御前ノヲ本ノ人如レ元ノアゲラル、。打敷モ疊テ取ル。次ニ定賴前如レ元ノニアゲラル、。扨定賴座ヲ立。元造朝臣御太刀折紙持出。披露ノ後退出。元造朝臣取申サルル。次ニ定賴參テ板ノ上ニテ深ク御禮申テ着座。次ニ御所侍出。矢筈餅左ヨリ始テ。二重迄アグル。扨大草調進ノ二重ヲ御所侍出。前ノ二重ノ跡ニ置ク。矢筈餅ノ跡ニ瓶子ヲ置。手長大草持也。次ニ式三獻參ル。本御膳晴經持參。御四方也。定賴前平折敷也。貞清持出。次ニ御前二ニ高保。定賴前二盛正。御前三積綱。定賴三貞清。御手掛積綱持出。御右ノ脇ニ角カケテ疊ノ上ニ置ル、。定賴前手掛。盛正板ノ上ニ置ル、。次ニ御片口。白。晴經持出。御提子高保採テ出。御座敷ノ入口ニ伺候。終ニ加ヘラレズ。扨御盃一取テ定賴ニ給テ頂戴有。取テ座ヘ歸ル。御酌提子

ノ人退出。御前ヨリ始テ。定頼前打カヽヘテ如元アゲラルヽ。高保黒太刀持テ出。定頼ニ被下。板上ニテ被請取退出。次ニ盛正黒太刀持出。御前ノ中程板ノ上ニ置畏。扨晴經黒太刀一腰持參御禮被申。上ヨリモ一腰被下。盛正ニ振被相渡。次ニ高保。次ニ稙綱。元造朝臣。晴秀。堯連。同前也。何モ黒太刀ナリ。歸ル時ハ御太刀ヲツキ右ヘ歸ル。其後盛正進上ノ太刀ヲ取集持テ歸ル。元造朝臣伺申サレ還御也。瓶子二重ハ。跡ニ其儘置ルヽ也。

一定頼進上折紙目錄也。御弓。重藤。征矢。矢ハサヽレズ。砂金十兩。包金銀。同盃。白銀。御鐙。紅糸肩裳。御馬一疋。鴇毛置ニ唐鞍。元造朝臣披露之。

一今日定頼嫡子左京兆義賢。小素袍ニテ伺候。

一内々ニテ大草調進御饗應。又御肴七獻參ル。公廣女中ヘ渡シ申サル。

一御乳母ヘ三千疋折紙。勢州被相調。參ラスル也。

一定頼父子伊勢守御内々ヘ伺候。

一上池院紹胤。宮内卿侍從淨忠。召ニテ伺候。

一觀世太夫四郎左衛門伺候。桂四人伺候。

一御大工池上五郎左衛門。棟梁衛門。御疊大工。御簾大工。各烏帽子上下ヲ着シ參候ス。

一定頼内室呉服以前祗候。於御内々御盃被下之。同内室獻上之次第。公方ヘ段子五端。御盃一枚。堆紅。若君ヘ金襴五端。御盃一枚。堆朱。御臺所ノ御方ヘ引合十帖。三千疋。姫君ノ御方ヘ練貫三端。引合セ十帖宛進獻之。

一從定頼方同朋衆ヘ小袖被遣之。同從内室方同朋衆ヘ小袖被遣之。同從女房方桂四人ヘ小袖被遣之。

一二重瓶子。一番三箇日。其マヽ被置由有之。大草調進也。

一曉天御元服儀式終而禁裏ヘ御使攝津掃部助

晴直。（爲父攝津守元造朝臣代。）從大御所御太刀一腰。（正國。）御馬一疋。從若君御太刀。（白。）御馬。（鴾毛。置唐鞍。）砂金卅兩。（居銀盆。）被合進上之。傳奏廣橋兼秀卿被案内之。

二日目。　廿日也。

一翌廿日。御身固有之。如昨日作法。
一銀器御膳如昨日。同三本立。銀器御膳ノ先ニ三ツ立也。御配膳。御手長。皆如昨日。
一二重如昨日參。大隅調進。
一式三獻參。大草調進。御配膳。御手長以下同前。
一從若君御馬一疋。鞍置之。管領加冠定賴朝臣被拜領。御使因舊例攝津守元造朝臣。
一今朝管領代不參。
一二日目御祝事。畠山殿御勤役舊例也。今度遊佐河内守勤之。如前大草。大隅兩人へ六千疋渡之。調進云々。進物同前。
一御祝過テ。晴經。高保。稙綱。元造朝臣。盛正。貞清。小スワウ被着之。
一小笠原民部少輔稙盛任備前守。爲御禮御太刀。馬代金。二御所御方へ。元造朝臣以女中被披露。
一同日。若君御馬乘始有之。如舊例御馬。（河原毛印雀目結。）定賴朝臣進上之。
一御弓一張。白木也。不張シテ捲ノ上ヲ引合紙二重ニ取リ。堅紙ニシテ包ミ。水引ニテ結。弦御テウヅ神頭一手也。引合ニテ包之。御鞭二筋。熊柳ヌリタルト紫竹ト也。何モ朽木民部少輔稙綱調進之。
一御手綱。腹帶。御鞭。鞍。（皆具梨地。）御沓。御指掛。子細アリ。伊勢守貞孝調進之。
一御鞭。御沓。伊勢二郎左衛門貞清持參之。
一御馬引參事。盛正被勤之。尻綱取。御厩者之。
一庭上ニ公家ノ面々并定賴義賢伺公。御劒大館左衛門佐持之并御供衆。其外各々庭上ニ伺候。

但是ハ出御ノ後也。
一若君妻戸ヨリ出御。御烏帽子ヲ召シ。御腰物帶セラル。御劒大舘左衞門佐晴光。御小者千若。御沓ヌギヨリ御緒太（フト）ヲ參ラセ。於庭上御沓ヲ召ル、。稙盛。貞清。樣躰ヲ被勤。御鞭ヲ指レ。貞孝懷キ參ラスル也。御馬ニ召サル、時。御馬口取ハ盛正。御鐙稙盛押ヘ奉ル。御妻戸ニ向テ鞦懸有之。四本懸之。木ノ内ヲ三返召サル、。貞孝。稙盛。御馬ノ兩方ノ口ニ付テ左ヘオリ返シ。三返ノ後。又貞孝懷キテ下シ申サル。
一御乘馬始以後。表へ出御有リ。御三盃參ル。上野民部大輔信孝持出之。大舘左衞門佐晴光御酌取也。稙盛御太刀進上ス。仍御盃頂戴セシメ。次ニ御馬。御太刀等拜領。貞孝申次之也。其後御銚子取納ル。
一次ニ貞孝御太刀持之。盛正。貞清。以金覆輪鞍兩人御禮被申。申次ハ信孝也。其後還御。
一定頼朝臣父子内々ニテ。御太刀持參進上之。
一稙盛自公方家御馬御太刀拜領之。
一稙盛自御臺所御服拜領之。
一同日若君將軍宣下并大御所大將御推任之儀有之。先是今月十四日。此旨大御所へ被成勅書候條。舊例之趣。定頼へ御尋アリ。定頼尤可然旨御請ス。其狀ニ曰ク。

幕府御拜任之儀。被尋下（賜イ）候。叡慮之上者。御請可爲珍重候。同就御嘉例。御元服翌日將軍御宣下之旨。存知仕候。條々得其意可有披露候。恐惶謹言。

十二月十二（六イ）日　　定頼

民部少輔殿

一十二月廿日。若君義藤朝臣。征夷大將軍從四位下禁色昇殿宣下有之。其役者。上卿廣橋大納言兼秀卿。執筆五條宰相兼式部大輔爲康朝臣。職事奉行面々。廣橋頭左中辨國光朝臣。高辻大

內記長雅朝臣。日野權左少辨晴資。大外記枝賢朝臣。新四位壬生官務登辰宿禰。右大史小槻通昭。少內記中原康雄。權少外記小槻伊昭以下勤事之。同日。大御所義晴朝臣。右大將推任。有小除目。奉行之役者。右同斷。今日。內侍所被獻神供如例。儀式畢。三獻御中沙汰如例。

一同日。勅使公家面々下向坂本。從禁裏爲元服御祝儀。御太刀。(白。)御馬。(鴾毛。)若君拜領之。同御太刀大御所被拜領之。次爲將軍宣下御祝儀御太刀一腰。爲大將任官御祝儀御太刀一腰拜領之。皆以勅使者。廣橋大納言兼秀也。當方有御頂戴。御前貞孝令伺候。

一先大外記持參大將聞書。(入覽筥中。)次右衞門佐藤原永相。(狩衣。)取之進簾中。砂金十兩入覽筥中被返下之。右衞門佐取之賜枝賢。(大外記。)

一大內記持參四品位記。申次以下同前。

一大外記持參禁色宣旨同前。

一官務持參將軍宣旨。攝津守元造朝臣取之。直二進覽。此時佐々木彈正少弼定賴朝臣着座。〔祿歟〕左大史登辰被下砂金二十兩。各有副使賜錄事如例。(御座敷中程。右方定賴朝臣着座。)

一御昇殿事。告使。藏人所小舍人參上。立庭上言上之。傳奏幷元造朝臣伺候御緣上。被申次之。返事無之。告使卽退出。後日賜錄物。〔祿歟〕

一大內記長雅砂金一袋拜領之。大外記枝賢砂金二袋拜領之。

一廣橋大納言兼秀卿。藤中納言永家卿。大內記長雅朝臣。頭左中辨國光朝臣。藤右衞門佐永相朝臣。(永家卿子。)從二位在富。治部卿有春。大外記枝賢。官務登辰等。進上御太刀。(金。)

一御供衆於御內々御太刀(金。)進上之。在富在春參向。(披露皆々貞孝也。)

一將軍宣下。於簾中元造朝臣披露。官務賜黃金之後。揚御簾。次御所侍持出二重。到于御座御

向方二而兩方向合置レ之。
一晴經持二出打敷衣一而敷レ之。次有二饗應一矣。其次第饗御膳晴光。二御膳信孝。三御膳稙綱。四御膳晴光。到二于向眞中一而置レ之。五膳晴忠。六膳晴經。御提信孝勤二仕之一。徹二御膳一事。次第如レ元。將軍宣下御祝儀云々。大隅民部丞調二進之一。伊勢守等請二取之一。令二配膳一者也。
一還御以後。管領發座。其後御所侍徹二納二重一也。
一就二將軍宣下一從二若君御方一御太刀一腰。一文字。御馬一疋。進二上禁裏一。
一就二大將御推任一從二大御所一御太刀一腰。清綱。御馬一疋。進二上禁裏一。
一就二元服勅使一御太刀。御馬。就二大將御推任一被二申沙汰之一。御太刀。御馬。就二將軍宣下一被レ申二沙汰之一。御太刀。御馬。都合三腰三疋。廣橋大納言兼秀卿拜二領之一。
一就二御服奉仕之儀一御太刀。御馬。藤中納言永家卿拜二領之一。
一後日近衞殿。前久。就レ爲二御師範役一御太刀。御馬。御香合。御盆等。被レ令二進獻一之。御使藤中納言永家卿也。
一同日。十二月二十日。新將軍若君義藤。御評定始。御判始等有レ之。
一御評定始。闔役松田九郎左衞門尉賴隆。奏事飯尾大和守堯連。御判始奉行松田對馬守盛秀。
一御前御沙汰有レ之。御吉書始有レ之。
一新將軍御出御着座。元造朝臣サンフヲ持參。御座右ノ方ニ被レ置。人數定賴朝臣。二階堂中務大輔有泰朝臣。町野左近大夫將監康定。松田丹後守晴秀。今度始而被二召加一處也。元造朝臣也。座席之次第。新將軍御右方定賴朝臣着座。元造朝臣向二定賴一而座二少下一也。定賴之下。有泰座。有泰下。晴秀座。元造朝臣之下。康定座ス。
一闔取次第。元造朝臣。有泰朝臣。康定。晴秀。闔役

賴隆。
一御前ノ通眞中ニ圓座ヲ一。直見持テ出敷レ之。
一康定御硯。目錄持テ參御前ニシテ置。歸座。三色御合點有テ。又康定座ヲ立テ。二色取テ退。又着座。堯連出テ三社ノ事披露。發言晴秀。各合點ノ氣色有テ。堯連退出。次ニ評定衆。下﨟ヨリ立テ皆退出。定賴朝臣モ又退出。
一其後又各々如レ元着座有テ。御判始有レ之。御物七通ヲ硯ノ蓋ニ入。伊勢守貞孝持參シテ管領代定賴ニ渡サル。定賴又御前ヘ持參。其間御前ニ貞孝伺候。御判スヱラレ畢テ。管領蓋ニ入。貞孝ニ被レ渡之。貞孝持テ出。侍雜司ニ被レ渡之。又御硯管領取貞孝被レ渡。又侍雜司ニ被レ渡。
一奉寄御判物。侍雜司ヨリ康定請取持參。御前ニ置。着座。御判スヱラレテ後。又罷出。康定取申サル。次御硯取申ス。侍雜司ニ被レ渡。御判物ハ元造朝臣取テ管領ヘ渡ス。善法寺ウヘ。又御前ニテ管領被レ渡之。扨下﨟ヨリ退出。其後新將軍還御ナサル。
一其後新將軍又御出座。定賴朝臣以下評定衆如レ前各着座。以前ノ處ニ御圓座一有之。其上ニテ各令ニ披露一。次第飯尾大和守堯連。松田對馬守盛秀。飯尾彥左衞門尉盛就。中澤掃部助光俊。松田九郎左衞門尉賴隆。松田次郎左衞門尉賴忠。其次座ヨリ晴秀出テ披露又着座。堯連盛秀ハ大帷子ヲ脫テ。各奉行衆ノ如ク裏打也。盛秀ハ御吉書奉行ナル條大帷子也。評定衆又下﨟ヨリ退出。次ニ貞孝御太刀金。多ク持參シテ我際ニ置キ。御前ニ伺候。定賴朝臣。元造朝臣。有泰朝臣。康定。晴秀。堯連。盛秀。盛就。光俊。賴隆。賴忠。御太刀金。進上ス。是迄於ニ御前一貞孝取次。一腰宛各被レ下レ之。事終テ貞孝一腰持參。如ニ以前一貞孝ニ被レ下之。惣ノ御太刀貞孝被レ取之。
一禁裏ヨリノ御太刀。廣橋殿被ニ持參一新將軍御

御頂戴也。貞孝御前ニ伺候申次之。
一公家ノ人々。御太刀金。進上ス之。次第廣橋殿。兼秀。藤中納言殿永家。高辻殿長雅。頭辨國光。藤右衛門佐殿永相。有富。有春。外記枝賢。官務登辰。也。
一就御元服之儀。大御所ノ御方ヘ。廣橋殿。高辻殿。藤中納言殿。同右衛門佐殿。御太刀金。高保持參之。次御供衆。金悉進上之。貞孝以内々披露。次藤中納言殿。就御裝束方之儀。糸卷被進上之。

三日目次第。同廿一日也。

一御祝三箇日同前。銀器御膳。五三本立二重矢筈餅同前。但巢上御膳。今日ハ不參。右大隅調進也。
一式三獻。大草調進。御盃五獻。内々ニテ參ル。同大隅調進。
一管領父子トモニ不參。
一御膳打敷ノ絹。二日ハ綾。三日目ハスヾシノ絹。皆大隅調進ス。
一銀器御配膳以下如元。ヲモイモ參ル。三本立ノ饗。銀器ノ御膳ニ續ク。
一大草調進式三獻。御手掛迄四色。高保。晴經。積綱。被勤之。御提子高保。御銚子晴經。クツヘラレズシテアガル。
一二重矢筈餅。御所侍持テ出ル。
一御元服奉行兩人何モ大帷子也。
一御供衆。異躰役者大帷子。御手長裏打也。
一今度桂四人。侍雜司四人參向。皆々自將軍御服被下之。定賴朝臣モ折紙被遣之。

同廿二日御成次第。

一同月廿二日。彈正少弼定賴旅館江御成有之。御供衆右同斷。但裝束者烏帽子袴肩衣也。御門堅ノ役。目賀田。辻堅ノ役三上。楢崎。三雲。蒲生也。各着烏帽子。
一御座敷次第。大御所御方。義晴。新將軍御方。義

藤。近衛殿。稙家。聖護院殿。道増。三寶院殿。義堯。久我殿。晴通。飛鳥井殿。雅綱。廣橋殿。兼秀。烏丸殿。光康。藤中納言殿。永家。日野殿。晴光。彈正少弼定頼。左京大夫義賢。各左右ニ着座也。

一式三獻。御二所計リ參ル。進士九郎賢光調レ進之。御湯漬參ル。御菓子參ル。各御座敷十五獻雖レ令ニ用意一。及レ夜明日出ニ九獻一參リ終ル也。

一式三獻參時。從ニ定頼一御太刀一腰。白。御馬一疋。進ニ上新將軍一。初獻之時從ニ定頼義賢兩人一。御太刀一腰。御馬一疋宛。令レ進ニ上兩御所江一。三獻之時。御太刀一腰。光忠。御腹卷一領。紅糸肩紫。進ニ上新將軍ヘ。五獻之時。御繪二幅。雪舟筆。御盆。堆朱。進ニ上新將軍ヘ。御太刀一腰。國宗。御腹卷。紺糸肩紫紅。進ニ上大御所ヘ也。此時從ニ新將軍。御太刀一腰。御腹卷一領宛。被レ下ニ定頼義賢兩人ヘ一云々。

一御一獻之時。定頼同苗ノ面々。御太刀持參。對ニ兩御所一令ニ御禮一畢。同時於ニ御座敷一。日賀多。檜崎。三上。三雲。蒲生五人以ニ御太刀御馬一令ニ御禮一畢。披露伊勢守勤レ之。

一於ニ御簾中御臺所一有ニ御一獻一。如ニ御座敷之次第一。御相伴。北ノ政所殿并定頼内室也。

一從ニ御臺所一御練貫十端。引合十帖。下ニ賜定頼内室一也。同又唐織物拜領。自今以後御免之由被ニ仰出一事。

一從ニ御臺所一御小袖一重宛拜領之面々。定頼内室并定頼。義賢。中務大輔高保等也。御小袖者織物也。

於ニ御簾中一從ニ定頼内室一御食籠。堆朱。進ニ上大御所。金襴三端。御盆一枚。堆朱。進ニ上新將軍一。織物十端。引合十帖。進ニ上御臺所ヘ也。從ニ定頼方一引合十帖。二千疋。奉レ進ニ上御臺所一。從ニ義賢方一蒼鷹一聯。御太刀。御腰物。御鎧。御馬。奉レ獻ニ上大御所ノ御方ヘ也。

一御能觀世太夫。金春太夫伺候。祿物萬疋。被レ積ニ

舞臺。御供衆渡ニ之役者一也。金春太夫三千疋。日吉太夫三千疋。日吉嵐井田樂嵐井田樂長阿。良阿。元阿。三人令レ伺ニ候御庭一。是舊例也。各折紙千疋宛被レ遣之。

一同日御能組之事。　高砂。觀世太夫。田村。同。野宮。金春太夫。大會。觀世。東岸居士。同。舍利。觀世。道成寺。金春。羽衣。觀世。山婆。金春八郎。殺生石。金春長正。鷄立田。觀世。芭蕉。同。岩船。同。松虫。同。猩々。同。

以上十五番。及ニ日出一終也。

一桂四人。侍雜司四人。其外公方人有ニ折紙一被レ遣之。

一兩御所御供之御童坊二人。如ニ舊例一千疋宛折紙被レ遣之。

同廿三日。

一同廿三日。依ニ上意一。少弼定頼ニ一獻被レ下之候。御湯漬參ル。其後七獻參ル。觀世太夫。今春太夫。御能仕ル。夜明及ニ日出一也。御能組八番。難波梅。觀世。經正。觀世。遊屋。今春。春日龍神。觀世。二人靜。觀世。野守。觀世。邯鄲。今春。呉服。觀世。

一同日御一獻之時。山門衆月藏坊。西樂院。蓮藏院以下十餘人。被レ參ニ御通一被レ見ニ物御能一。

一同日御一獻以前。伊勢守貞孝被レ定ニ御親一云々。御祝之儀式三獻參ル。進士九郎調ニ進之一。定頼父子被レ令ニ御相伴一也。大御所新將軍兩方江從ニ伊勢守一御太刀進ニ上之一。從ニ新將軍一御太刀。從ニ御臺所一呉服。伊勢守被レ拜ニ領之一。

同廿四日。　還御。

一爲ニ御暇請一定頼義賢參上。常在寺辻堅以下如レ斯。

一兩御所。從ニ常在寺一直到ニ東山一還御也。御供衆如レ前。御走衆。御小者衆。肩衣四布袴着レ之。

一舞臺樂屋以下。折紙千疋相副。被レ遣ニ常在寺一事。

一爲ニ御迯一佐々木刑部大輔孝俊。田中四郎兵衞

頼長兩人。被ㇾ參ニ御先一。到ニ東山一被ニ御暇下一。令ニ歸國一畢。

天文十五年三月廿二日　田中頼長在判

右光源院殿御元服記以松岡辰方本挍合

常德院殿様御馬召初らるゝ事今號ニ御乗馬始記一

文明五卯月十日午刻花の御所にて召初らるゝ記。

松の庭にて　めすなり。若公様　御ちやうけんを召て。南の竹すのこのとをりの御わき戸より御出有て。西の御ゑんのうへに御立あり。其時へい中門より管領右馬頭殿。其外役者參。伊勢守へい中門をあけられ。管領御參りありて　のち。若公様御出。伊勢守御懸の南より參。若公様をたつみのすみの　松のもと。すこし南東よりいだきおろし被ㇾ申候而。御庭にて　御鞭を小笠原民部少輔持て參。御左の　かたより　御腰にさし申也。御鞭はくま柳の御鞭なり。とつか有。其後伊勢八郎左衞門　御沓をまいらせて。如ㇾ常めさするなり。若公様西むきに御立有也。伊勢守御かいしやく也。御沓は赤松進上。播磨皮ともみ

せ也。御沓の内はこうばいのきぬ也。御馬は管領より進上のかはらけ。但辻あるによつて。そうめい殿進上の黒にめすなり。御鞍はかなかい。御鐙共ニ伊勢左京亮作也。へい中門の外迄。次郎四郎ひきてまいるを。左京亮請取。東がしらにひつたて候を。若公様を伊勢守いだき申。御馬にめさせ。御そばに伊勢守。小笠原民部少輔。南の御わきに参也。御馬の南口に。右の方には伊勢八郎左衛門。左ニ左京亮付申て。御馬を北の松貳本のあいへうち御出しありて。それより西南へ三べんうち御まはしあり。三べんめをちとひろ〴〵とめして。もとのごとく懸の内へ御馬をめし入るなり。南の方へうちまはされ。懸の四本をこめられ。三べんうち御まはし候て。又懸の中程よりちと東に御馬を立られ。はじめのごとく南の方へ伊勢守いだきおろし申候而。頓而下にて。御鞭をも御沓をも初の役人給られ候て。以前のごとく御わき戸へ還御なる也。御馬めさるゝ間は。御所様御中門より御出ありて御座ある也。管領へい中門より南西のへいのきはニ被レ畏也。右馬頭殿計。御供衆の中には伺候也。是も西の方へい中門のきはに被レ畏也。御劔は大舘十郎殿御うち刀もたるゝ也。未申のすみの松よりすこし東に被レ畏なり。御かた衆は北のやがきのきはにおのおの畏。皆々ゑぼうし上下也。此外は。御庭ニは誰も伺候なきなり。

役人。

小笠原民部少輔御鞭を参らせ。同御わきニ参。

伊勢守。御かいしやく。同御わきに参。

伊勢八郎左衛門。御馬の口ニつく。

伊勢左京亮。御馬ひきて参。同御馬の口ニつく。

大舘十郎殿。御劔の御役なり。

此後東の御七間にて御對面有レ之。先御所様御

對面也。管領御馬太刀進上。そのまゝ御前ニ伺候。其外國の衆進物。同公家。御供衆。外様奉公方。奉行。山法師少々。醫師。陰陽家の者。御太刀進上。外様奉公方。奉行衆。すわう小袴の衆もまじるなり。但御かた衆。又者奉行も御前衆は悉ゑぼし上下なり。御かた衆は奉行同前ニ皆々御太刀進上候て後。管領被出候也。悉御太刀進上おわつて後。又若公様御出あり。御對面。同管領重而御太刀を持參被申。はじめのごとく御七間の內。中のせうじの西のわき。北のすみに伺公也。申次御供衆少々。若公様御對面之間。御所ニ伺候也。御座敷せばきによつて。西の御ゑんにも伺候の方もあり。後代のために註置者なり。
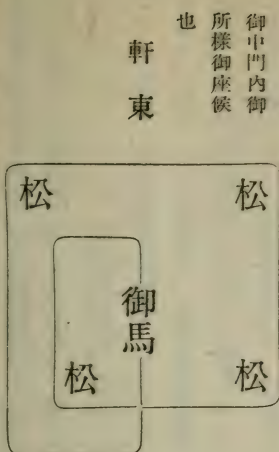
かゝり御召候繪圖。

加様ニ三度めす也。

如斯うち御入候也。

御中門内御所様御座候也

軒
東

松　松

御馬

松　松

翌日御太刀助兼拜領。高尾張守跡給之云々。

右御乘馬始記以古寫一本挍合

群書類從卷第四百五

武家部六

寶篋院殿將軍宣下記

延文三戊戌年十二月十八日之午刻。爲勅使以日野時光征夷大將軍宣旨也。有御頂戴。同廿二日御參内之品々。

一同月廿一日。自巳尅禁裏御門共爲警固參仕。侍大將以上十二人也。大將一人隨兵三百騎宛。其外精兵之射手五十騎宛。大將一人都合三百五十騎にて一門を警固也。侍大將之事。

佐々木備前守高久。　山名伊豆守時氏。
土岐伊豫守直氏。　安東信濃守高泰。
二階堂但馬守秀則。　長澤遠江守利正。
長尾彈正大忠景元。　鳥山若狹守光武。
曾我美濃守氏助。　小串但馬守詮衡。
佐々木尾張守高信。　土岐右馬頭氏光。

以上十二人。

赤松大夫判官光範は五百餘騎にて。御門之順見之役也。

一同廿二日卯尅御車并諸侍之先乘騎馬之事。

左之先 細川右馬頭頼之。　右之先 畠山治部丞持國。
荒川但馬守。　嶋津修理亮。
蜂屋近江守。　高山伊賀守。
厚東駿河守。　里見兵庫助。
今峯駿河守。　明智下野守。
戸山出羽守。　舟木兵庫頭。
諏訪信濃守。　戸山遠江守。

曾我對馬守。　芳賀伊賀守。
小原備中守。　宇都宮紀伊守。
結城備後守。　杉原周防守。
海老名信濃守。　二階堂丹後守。
服部伊賀守。　矢野下野守。
大内壹岐守。　小串播磨守。
佐脇三河守。　鳥山伯耆守。
都合三十騎二行ニ乘。
右四脚御門ニ伺公シ。奉レ待ニ御成一也。
一其次ニ隨身馬上。
秋山佐渡守高重。　松尾美作守堅信。
陰山出羽守吉道。　粟飯原彈正少弼詮胤。
本間左衛門佐茂景。　嶋田土佐守是平。
大原阿波守元種。　海老名讃岐守詮秀。
宇都宮遠江守能重。　風間右馬允信忠。
多瀬左馬助長利。　久世對馬守正方。
廿富河内守繩家。　高梨越後守光範。

以上十四騎也。
赤き金襴の上着ニ豹虎の尻鞘の太刀。滋藤の弓ニ尻籠負総の尻鞦掛て。左 を分二行ニ乘也。
一其次ニ白丁の歩者百人。十人宛 竝十通に 歩行也。
一其次ニ御物十荷。唐縫の ゆたん掛て 左右を行也。
一其次ニ歩行兵三百人。各家紋付たる 直垂劔帶也。
左の先伊勢勘解左衛門伊勢守貞行。右之先佐佐木佐渡判官 時秀。左ノ跡 曾我兵庫頭 助光。右之跡二階堂大和守近昭。各二行中之分不レ及レ記。
一其次ニ御長刀二振。御同朋。右同前の上着ニ而馬上にて持。
一其次ニ御笠。
一其次ニ御車の少先ニ烏帽子。直垂。劔帶の兵侍二

十五人。五人宛並ニ五通ニ也。
本郷左近將監。　中根左馬助。
諏訪因幡守。　後藤彈正大忠。
横大地山城守。　湯淺兵庫頭。
西郷兵庫頭。　朝倉丹波守。
瀨世飛驒守。　工藤大夫判官。
小嶋掃部頭。　杉原伊豆守。
山內美作守。　攝津掃部頭。
野地左衛門尉。　蜂屋左衛門尉。
後藤伊勢守。　鹿嶋左衛門尉。
今藤尾張守。　荻野出羽守。
久下筑後守。　猿子伊賀守。
波多野出雲守。　濱名參河守。
八代信濃守。　以上廿五人。
一其次ハ御沓役。佐々木新藏人秀詮。征夷將軍之宣旨モ。秀詮請取之。
一其次ニ御車。牛二疋。御牛飼六人。
御車御跡左右供奉步行十五人組。布衣也。

青山伊豆守。　兒玉左衛門尉。
小田原相摸守。　高井大和守。
山代信濃守。　高梨能登守。
赤松出雲守。　一色右兵衛尉。
土肥右馬助。　沖尾彈正少弼。
諏訪越前守。　遠地山城守。
河津駿河守。　宇都宮三河守。
石飼武藏守。
一其次ニ輿。將軍御連枝鎌倉殿也。參議從三位兼左馬頭源基氏。
一其次ニ輿。武衛也。斯波中務大輔左兵衛督兼武藏守源義經。又足利匠名乘也。
一其次。
細川兵部大輔時氏。　畠山民部大輔義就。
吉良治部大輔貞義。　今川刑部上野介賴貞。
一色宮內大輔直氏。　山名民部少輔氏清。
石塔刑部少輔右馬頭賴房。
石橋大藏少輔忠友。
赤松式部丞信濃守詮範。

荒川新藏人政弼。　大內修理大夫直光。
畠山式部少輔基家。　細川左近將監家氏。
一色修理大夫範光。　鳥山大炊助忠時。
里見掃部頭爲利。　仁木彈正少弼賴勝。
宇都宮大膳亮景與。　土岐中務丞賴夏。
二階堂杢頭範清。
以上廿騎。
一御劍之役。　澁川式部大輔直保。
一御太刀之役。　吉良右近將監爲貞。
一御沓。佐々木新藏人秀詮渡ス。今川兵部大輔賴近請取なをす也。此外平侍入道集。御所之御警固。都合其勢九千四百五十餘騎。

右將軍宣下記以橫田茂語本挍合

普廣院殿任大臣節會次第

諸卿參着仗座。螺鈿有文。不付魚袋。具靴。
職事仰內弁。上卿承仰移外座。令置軾。
次召外記。問諸司具不。
次職事仰宣命趣。
次上卿召內記仰宣命。
次內記進宣命草。
次上卿披見。
次內覽。內記。
內記持歸。置筥於前。卽返給。內記取之立小庭。
次上卿奏聞。復仗座。
內記置筥於前。卽返給。令淸書。
此間定宣命使。早晚不定歟。
次進宣命淸書。上卿披見之。
次內覽奏聞如初。
次內弁示諸卿。令出外弁。諸卿各起座。

震儀御ニ南殿ー。
次近仗陣ニ階下ー。
次公卿着ニ外弁ー。如ニ例節會ー。
上卿召ニ召使ー下ニ式筥ー。或不ㇾ下例有ㇾ之。令ニ召使召ニ外記ー。問ニ諸司ー。
此間内弁起座着ㇾ靴。
次進ニ軒廊ー取ニ宣命ー。
次内侍臨ニ西欄ー。
内弁至ニ于西階下ー揖昇。經ニ南簀子ー着ニ兀子ー。
次開門。
次闈司着座。
次内弁召ニ舍人ー。二音。
次少納言就ㇾ版。
次内弁宣。刀禰召セ。
此間。諸卿起ニ外弁座ー鴈列。
次少納言唯退召ニ諸卿ー。
次公卿列ニ立標下ー。此節會大畧依ㇾ官重行歟。

依官重行立標東上北面

二位三位大納言	○　○　○
二三位中納言	○　○　○　○
二三四位參議	○　○　○　○　○

南

次内弁召ニ宣命使ー。以ㇾ扇鳴ㇾ笏。宣命使參上立ニ南簀子ー。有ニ階下揖ー。
次給ニ宣命ー立ニ軒廊ー。
次内弁下ㇾ殿就ニ庭中標ー。
次宣命使就ㇾ版。
宣制兩段。群臣再拜。新任人不ニ拜立ー。
次宣命使復ㇾ列。
次諸卿退出。
新任人猶不ㇾ退。群卿悉出後。揖立昇ニ其官標ー。
又揖舞踏。無ニ勅授ー人於ニ本標ー先解ㇾ劔。畢退出。
於ニ中門外ー各改ニ淺履ー。

大饗之儀。

節會訖渡階前。公卿扈從。殿上人取松明。

次進弓場奏事由拜舞。

次職事仰召之由。

先殿上着。

次候御殿簀子。或內々參朝餉。

次退御前。

次奏饗祿事。立弓場。或於小板敷付職事。

次上卿着陣。仰饗祿事於外記。

次退出。爲白晝者可有御前幷出立。又雖夜陰可有此事云々。

次諸卿扈從。

次歸亭着親王座。

尊者來臨。於門外扣駕。

此間諸卿已下列中門外。東上南面。

次尊者下車。大臣者經列前揖。第一卿入中門。

先是主人降南階。

次尊者已下列南庭。東上北面揖。

公卿一列。弁少納言一列。外記史一列。

次客主再拜。突右。起左。

次揖讓。三度。立明官人居地。

次客主昇階。客東。主西。

尊者入東一間着橫座。西面。

主人着親王座。

次諸卿各揖離列昇階。副西方脫沓於地上。或脫一級。爲先左足昇之。入南廂西第一間。經座末幷後着奧座。東上南面。參議端歟。

上卿昇階之時。次人離列。家禮之人過主人傍之時蹲居。

次弁少納言昇對代前着寢殿西庇座。南上東面。

次外記史昇中門切妻着座。

次召使等取人々沓給各僕。

次酒部所人着座。或居諸卿肴物之後着座。

次尊者已下机。公卿赤木。外史朴。大臣二脚。五位四人舁之。四位一人先敷贄薦一枚。則爲陪膳留。納言已下一脚。五位二人舁之。五位一人敷數雜贄薦。

入夜之時。兼立机居肴不居飯。上官座居飯。

次居肴物。大臣四折敷。納言已下二折敷。各毎立机了居之。

次一獻。酒部所獻杯。様器二三獻同。

勸盃主人。四位家司傳之。瓶子殿上五位。

弁少納言座。公卿盃傳之。地下五位二人。次杓。

上官座。各別。勸盃地下五位。瓶子次五位。

次主人勸盃已下着圓座。

家司先敷圓座於親王座東方。

次立主人机。赤木。四位五位各一人舁之。無簀薦。

次居肴物。二折敷。陪膳地下四位。

次二獻。勸尊者不擬主人。

勸盃殿上四位。瓶子地下五位。次杓同五位二人。上官座如前。

此間。撿非違使着座。看督長舁床子。頃而起座。

次三獻。勸子〔非參〕者。如二獻。

勸盃殿上四位。瓶子地下五位。次杓同五位一人。上官座又如前。

次居飯。居綺折敷。納言已下一折敷。居加汁。

次居汁。飯一巡居了。居之人々陪膳。役送如肴物。

次箸下。最末或大弁參議申上。

次主客已下取匕立外。取箸立内。立畢更漬汁食之。置机下。

此間酒部所人退出。

次四獻。自今度料理所獻盃。土器。勸主人或客。

勸盃參議。地下五位役之。瓶子殿上五位。

次杓地下五位二人。上官座同前。

次居雉羹。役人同前。

次居裹焼。役人同前。

次申上箸下。

次五獻。勸主人或客。

勸盃納言。六獻之時參木。瓶子已下同四獻。

次居菓子。役人同前。

次召錄事。弁少納言錄事。四位五位殿上各一人。外記史座。地下五位二人。

次錄事等着圓座。即起座。後撤圓座。

次主人勸盃於非參議大弁。

盃四位家司傳之。瓶子殿上五位。

此間令史生已下祿。
先立祿案二脚於庭。悉給了。舁出之。
次撤一世源氏座。地下五位二人役之。
次敷穩座。地下五位等敷菅圓座於南階以西。大臣厚圓座。
次尊者已下移着穩座。
其儀奥座之人。經座後并末。出西一間移着之。端座之人經座後出西一間之由。江次第云々。
次諸大夫取茵敷階間東。
次家公着座。
次居肴物。土高坏。
大臣三本。陪膳四位殿上。
納言已下二本。無陪膳役送之人直居之。
次勸盃。中納言。　瓶子。殿上五位。
此間敷召人座於南階西腋。
六位衞府敷之。紫端。　或掃部敷黃端。雨儀敷階前砌內。

次召人六人着座。東上北面。
給衝重。衞府役。　勸盃次五位。瓶子衞府。
次置管絃具。地下五位役。
先笛筥。次琵琶。次箏。次和琴。
次取下笛筥。先殿上侍臣催末座。
次絲竹合音。歌樂成曲。
此間賜外記史祿。
五位外記史。赤打衾一帖。六位外記。白疋絹。同史黃疋絹。
地下五位給之。
次給弁少納言祿。
非參木大弁。赤打褂一領。地下四位取之。
自餘赤衾各一重。地下五位取之。
次弁。大弁不下。　少納言外記史等肩祿列南庭。弁少一列。外史一列。　各一揖退。
次給公卿祿。參議祿。御遊終頭給之。
三位宰相鳥子重各一重。散三位同之。
四位宰相赤打褂一重。小納言白大褂各一重。

大納言同。已上殿上四位取之。或大中納言。次第給之。
此間給召人祿。
五位白褂一領。六位疋絹。次五位給之。
次召人退出。即撤座。
次尊者祿。自西第一母屋簾中出之。親昵公卿取之。
次引出物。馬二疋。
諸司勞五位二人。取松明前行。
同五位一人。六位衞府一人。各爲鑨。
次尊者降階。
主人降逢。聊揖讓。尊退。主昇。
此間給立明官人祿。各疋絹。諸司官人給之。
次有吉書事。
其所隨時不同。主人出座。公卿少々着座。上
鵏家司挿杖覽之。
次公卿退下。
永享四年七月廿五日壬午。有任大臣并大饗事。
攝政任太相國。攝任內相給。大懷中此次第。

今日出仕公卿。
左大將信宗。內弁。和琴。饗所。
万里小路大納言時房。節會饗所。
三條大納言公保。節會饗所。
下官今夜昇進。節會着陣。笛。饗所。
葉室中納言宗豐。節會着陣。
別當兼鄉。節會饗所。
四辻宰相中將季保。節會饗所。笙。
左大弁宰相言房。節會宣命使饗所。
四條宰相隆。節會饗所。
三位中將持參。同前。
以上各扈從。
鷹司大納言房平。節會饗所。
中御門大納言。節會饗所。
花山院大納言持忠。節會饗所。
新大納言。節會饗所。
飛鳥井中納言。節會饗所。
中納言中將。饗所。
右衞門督。節。不着饗所。
源宰相。節會饗所。
伯三位。不臨節會饗所等。
新宰相中將。饗所。今夜昇進。
少納言。大內記爲清朝臣。益長朝臣。
弁。右大忠長朝臣。右中幸房。左中賢親。職事。左少明豐。右少平政。不出仕。權右少長淳。
外記。師世朝臣。業忠。清原親種。中原康富。清原忠種。
史。周枝宿禰。爲緒宿禰。高橋員職。

右普廣院殿任大臣節會次第以村井古巖本書寫校合了

普廣院殿左大臣御拜賀記

永享四年八月廿八日。室町殿内大臣。令轉左大臣。右近大將如元。左大將信宗卿任內大臣。節會儀如例。內弁洞院大納言實凞卿已下公卿九人。奉行頭左中將隆遠朝臣也。翌日大外記師世朝臣持參聞書。被恩祿諸家有參賀。

同年十二月九日。天皇御元服由奉幣日時定。上卿左大臣殿御參內有御參賀儀。是日令補奬學院淳和院等別當給。爲源氏長者。同牛車事被宣下。御參內以前。兩局持參宣旨。戌刻。室町殿南面惣門御出。北小路東行。万里小路南行。鷹司西行。東洞院北行。自左衞門陣御參內。所々辻固如例有定。路次扈從公卿殿上人各乘車。地下前駈。衞府侍。御隨身。上﨟等各騎馬御參內。時番頭八人。取松明左右前行。諸大夫二人同候。松明候御前。先是左大弁宰相清房卿。右大弁忠長朝臣。右中弁幸房。左少弁明豊。權右少弁長淳。少納言爲清朝臣。同益長朝臣。左大史周枝宿禰。同爲緒宿禰。中大外記師鄉朝臣局務師世朝臣服假不出仕。等着床子座。六位外記史。床子座南腋壇下祗候。左府令經床子座給。少納言弁以下各平伏。兩大弁蹲居。左府於床子座一間立直有御揖。兩大弁令平伏。爲答揖之儀歟。次於弓場代御奏慶。頭中將隆遠朝臣勤申次。御拜舞之後御堂上。即御下殿。更又令經床子座給。大弁以下平伏。入敷政門經壇上南行。着御宜陽殿。昇北第一間長押西行。更折南行着御南第一間西壁下。東面。即起御座。經本路着御仗座。直端。爲御着陣儀。先是左大弁相公。右中弁幸房。直。周枝宿禰座頭。着床子座。有申文。右大史員職申文挿文杖。進敷政門代邊渡周枝。先是左大弁起床子參着仗横切座。次周枝捧文杖參進軾覽申文。御覽之儀如例。周枝退去。藏人右少弁明豊覽藏人方吉書。御覽之

後。召二右中弁幸房一被レ下レ之。次有二伊勢日時定一。左府不下令二起座一給上。即有二行事一。次第儀訖頭羽林參レ軾。可下令レ補二殿上別當一給上之由仰二勅語一。左府奉レ宣令二起座一給。又於二弓場代一令レ奏二慶一給。令レ補二殿上別當一給故也。御二退一出於左衛門陣外一。留二御前一。權少外記康富。右大史員職。官掌成茂。召使理繼等從レ之。次御二參仙洞一。有二御拜之儀一。于レ時子一點也。抑今夜攝政大相國御衣冠。御參內。軒廊邊御佇立有二御見物一。左府御進退御補佐故歟。日野中納言小庭外閑處御眼路。祗候。自然御用之儀可レ應二御意一故云々。申沙汰。傳奏万里小路大納言時房卿。奉行家司頭右大弁忠長朝臣也。弁少納言兩局等參二候床子座一。兼日被レ催レ之。載二折帋一。傳奏被二伺申一任二御點一被レ催レ之云々。

御拜賀。

扈從公卿。

內大臣。　左大將。

万里小路大納言。　中御門大納言。

按察大納言。　西園寺大納言。

洞院大納言。　藤中納言。

葉室中納言。　飛鳥井中納言。

日野中納言。　四條宰相。

三位中將。　三條宰相中將殿。

殿上人。

爲清朝臣。　爲之朝臣。

持康朝臣。　益長朝臣。

幸房。　長淳。

資益。　忠長。

地下前駈。

康任朝臣。　經康。

御隨身。

府生下毛野武春。　番長秦兼枝。

近衞。

一座。秦兼任。

二座。下毛野武豊。
三座。秦久枝。
四座。下毛野武親。
五座。同武冬。
六座。秦久倫。
御身固。
土御門三位。
此外衞府侍六人。　帶刀六人。

右普廣院殿左大臣御拜賀記以松岡辰方本挍合了

普廣院殿大將御拜賀雜事

大將御拜賀雜事。相誘在方有盛等卿幷有富朝臣

一日時事。兼日可レ問ニ陰陽師一。
御拜賀日。
御隨身所始日。
覽ニ兵部省移文一日。
下ニ賜吉上御輿長以下祿物一日。

一奉行人等事。
家司。丞相御拜賀之時被レ補レ之。雖レ然今度爲ニ家司一催沙汰。此儀攝政所レ被ニ計申一也。
職事。同前。云丞相御拜任已前云康曆佳例不及沙汰
所司。同。

一御所侍。康曆度着ニ淨衣ニ一人祗候。今度一人。

一政所。

一下家司。

一下召使。康曆度十人也。應永度二人也。今度四人也。其謂者惣用以ニ應永度之儀一可レ被ニ下行一由。被ニ仰下一候間。件度二人御訪。各二百疋也。過分之間。以ニ此員數四人一召立。各百疋下行。

一廳召使。人數定也。今度召竝一人。召遣嗣光者也。

兼日嗣光相候

一當日床子座之輩參陣事。

當日持參

一可覽兵部省移文事。兼日可被仰觸之。

一吉書事。

一御祈事。

一御加持。康曆度之儀無所見。件度若被仰三寶院與之由。攝政被申。

一御身固。陰陽師在盛卿。

仰藤宰相入道

一御裝束事。色目如恒。

同

一御冠。

一御笏。

一御劔。沈地螺鈿。

一御平緒。紫緂。

一御帶。有文巡方。

一御檜扇。附御裝束調進。

一供奉人事。

扈從公卿。不及相觸。康曆度此儀也。

殿上人。同。

一騎打大名。

前駈十人。

衞府侍十人。申出御點加下知攝津掃部頭。

帶刀十二番。同。

御後官人三人。同。

一員三人。

番長。

近衞五人。

權御隨身二人。陣官人沙汰立之。

番頭八人。

如木雜色六人。康曆度十人也。今度以省略之儀可被略之條可有難歟如何之由被申攝政之處。御略不可有難。但康曆被召具上者。少々可被召具之由被申之。仍六人被召具如木。

御車副二人。

退紅仕丁。參殿也。持御雨皮。在御車左方。

白張仕丁。自政所召進。持御笠。

御厩舍人四人。
居飼四人。
御牛飼。康暦度如木一人。水干四人。今度如然五人。當參十三人之內。依上首五人被下御點。
松出納。
一御車。檳榔毛。物具如恒。
一御牛車。自一乘院。
一移馬事。於番馬者御厩御馬也。一員三人。御馬自大名召進。
一同鞍四口事。
一同鞍覆事。近來被略之由攝政被申。
一同召一員幷御隨身差文事。
一御笠事。自政所清和泉守召進。
一御杳副。附御裝束。　柳箱事。自政所召進。
一御箭事。自政所召進。
一打出事。任康暦例五色也。東一間可出之。可爲同衣二領。可候簾女房單重。可着張袴。於出衣同張袴二具可相副之。寢殿東一間弘間也仍沙汰合件間由彼是攝政被申。
一端几帳事。同臺可被之由攝政被申。
一四尺屛風。公方御物加修理。

一鋪設事。加下知政所。寢殿東五ヶ間。奥端二行敷滿。於階間者不敷之。仍小文疊數九帖也。同東面敷滿小文。寄北敷大文。御座南面。公卿座如件。障子奥端二行敷滿紫緣疊。六帖。同藏人所。同二行敷滿同疊。四帖。
一翠簾事。寢殿五ヶ間。母屋庇幷東西。
一高灯臺事。十本。寢殿庇御座。左右二本。階間二本。中門廊一本。障子上一本。隨身所一本。有打敷。生平絹一重沙汰之。花田色也。古物五本新調五本也
一長筵事。寢殿庇五ヶ間敷滿之。
一幔事。同申。
一障子上臺盤事。可被略之由攝政被申。
一松明事。政所用意之。
一左衛門陣可立陽明門代之由。可加下知官事。強不立門代打幔。
一掃除幷敷沙事。加下知攝津掃部頭滿親朝臣。令下知侍所了。
一浮橋事。
一御路事。附定注之遣滿親朝臣。
一地下前駈御馬事。加下知滿親朝臣。自大名召進。
一近衛非尻乘事。同。
一所々掌燈事。加下知御所侍。

一階間左右。立明事。
一所々御參事。先御參内。次御院參。
一申次人事。禁裏。
一御簾役事。
一御沓役事。
一御榻役事。
一殿上地下前駈可取松明事。
一近衛一座可奉持御裾事。
一御隨身可發前聲事。
一御車副每辻可警蹕事。
一御雜色可警蹕事。

右普廣院殿大將御拜賀雜事以横田茂語松岡辰方本挍合了

鹿苑院殿御直衣始記

康暦二壬子年正月二十日。天晴。今日征夷大將軍從一位行權大納言兼右近衛大將源朝臣義滿御直衣始也。

巳尅。准后二條殿。御名良基。入御幕下御第。上北小路室町。御烏帽子直衣也。御直衣。指貫者志々良。練貫者令下給給。 御出立爲被御覽訪也。八葉御車。番頭六人。御牛飼五人。於四足門前御下車。其後御車自閑門被牽入御内之。

御供殿上人少納言秀長朝臣。衣冠。鷹司少將宗春朝臣。持衣。月輪少將秀尹朝臣。衣冠。申尅。右大將殿御出門。

先前駈笠持十人。二行。但前駈少々遲參。於路次參會。

次居飼一人。

次御厩舎人一人。

次前駈十人。二行以下﨟爲先。如御拜賀之時。自諸執柄被進之。

泰臣。自一條殿被進之。　俊重。自鷹司殿被進之。

重冬。自二條殿被進之。　次基。九條殿。

兼邦。九條殿。　成景。二條殿。
行冬。近衛殿。　匡綱。鷹司殿。
宗茂。近衛殿。　惟敎朝臣。一條殿。榻寄御榻役也。
次番長下毛野武音。布衣。冠。以白薄悉淡之。
次番頭八人。二行。
次帶刀二人。
伊勢七郎左衛門尉。　伊勢九郎左衛門尉。
但帶刀爲二人之間。不供奉路次。於陣參會。自御車所參云々。
次御車。半蔀。今日御直衣始之次被用網代。始之間被用此御車。是又准后御計也。
御車副二人。平禮。
鼻本御牛飼六人。水干。
雨皮持仕丁。
笠持舍人。
如木牛童一人。
次近衛五人。各烏帽子布衣。
秦兼茂。二條殿隨身。　秦久方。九條前殿下。
秦久勝。西園寺隨身。　下毛野武藤。武音子。
下毛野武遠。武音子。
次如木雜色十人。二行。
次衛府侍八人。
朝日三郎左衛門尉。　眞下勘解由左衛門尉。
市太郎左衛門尉。　松田次郎左衛門尉。
椙原左近將監。　朝山次郎左衛門尉。
栗生田次郎左衛門尉。　杉原四郎。
已上六位。
彥部伊豆守。　千秋刑部少輔。
已上五位。狩衣。
次御後官人本莊大夫判官宗成。赤衣布袴。
次扈從公卿。
洞院大納言。公定卿。前駈一人。無如木雜色。大納言後今日直衣始歟。被着直衣。毛車。
西園寺新大納言。公兼卿。東帶。毛車。大納言之後。今日被申拜賀歟。神木入洛。直衣下括。猶以無先規。但今日南都平鄕之出東帶之。不審也。前駈二人。如木二人。
御子左大納言。爲遠卿。

万里小路中納言。嗣房卿。直衣下括。八葉車。車副一人。如木一人。飼副二人。衣冠。
藤中納言。資康卿。直衣下括。文車。平文也。車副一人。
新藤中納言。仲光卿。直衣下括。八葉車。車副二人。飼副一人。衣冠。如木二人。
別當。資教卿。大理後今日直衣始也。火長衛府共官人。正親町博士大夫判官章忠。如木四人中。八葉車副二人。
頭中將親雅朝臣。文車。瀧口一人。束帶。殿上人皆束帶。
頭左中弁經重朝臣。瀧口一人。
白川中將顯英朝臣。　正親町中將公仲朝臣。
洞院中將實信朝臣。　冷泉少將爲尹朝臣。
山科少將教冬朝臣。　右中弁資衡。兼左衛門權佐。赤衣也。

已上公卿與殿上人連車也。殿上人如木。或一人或二人。童如木以下召具之。

幕下御廳役事。被仰西園寺新大納言。雖被申子細。重被仰之間被勤之云々。御沓役。實信朝臣勤之云々。

今度御訪事。

公卿。洞院大納言五千疋之外。一向無之。又無所望云々。殿上人親雅朝臣。實信朝臣。爲尹朝臣。各三千疋被下行之云々。前駈十人。各三千匹被下行云々。隨身番長貳萬疋。錦襴一段。近衛五人各萬疋。居飼千匹。御厩舍人千疋被下行云々。

路次。

室町南行。一條東行。万里小路南行。鷹司西行。東洞院北行。至陽明門代。

於禁裏參會人。中御門宰相。宣方卿。上括。權右少弁賴房。藏人平次官知輔。資國。重光以下云々。

群書類從卷第四百六

武家部七

長祿二年以來申次記

三職。

細川右京大夫勝元朝臣。當管領也。

斯波左兵衛佐義敏朝臣。

畠山右衛門佐義就。

御相伴衆。

山名右衛門督入道宗全。

細川讃岐守成之。

一色左京大夫義直。

畠山左衛門佐義統。

佐々木大膳大夫持清。

國持衆。

斯波修理大夫入道。斯波ニテハ號ニ下屋形ー。義敏親父也。

細川民部大夫持久。和泉守護之一方也。

山名彈正少弼教豐。右衛門督入道宗全一男也。

同次郎政豐。

山名相摸守教之。

細川刑部少輔。和泉守護之又一方也。

山名兵部少輔政淸。

山名彈正忠是豐。

土岐美濃守成賴。

佐々木中務少輔勝秀。

武田大膳大夫信賢。

佐々木四郎政高。

富樫介成春。

准國持人數。

細川中務大輔成經。奥州事也。
佐々木加賀守。
外樣衆。
畠山次郎。　末野。
赤松新藏人。七條事也。　佐々木鞍智紀伊守。
土岐民部大夫。　攝津掃部頭之親。
赤松治部少輔入道。有馬事也。
同彌次郎。
御供衆。
細川右馬頭入道道賢。
同息政國。長祿之比ハ六郎也。中務少輔也。未不レ可レ任ニ右馬頭ニ哉可ニ尋極ー也。
細川下野入道常忻。
同息民部少輔教國。安房守春親父也。
畠山宮內大輔教國。
一色兵部少輔義遠。
山名宮內少輔豐之。
細川上總介氏久。備中守護也。
同息兵部大輔勝久。
細川讃岐九郎。
畠山播磨守教元。
大舘兵庫頭教氏。
上野民部大輔持頼。
山名七郎豐氏。
細川淡路守成春。
一色五郎政氏。
畠山中務少輔政光。
武田治部少輔國信。
赤松刑部少輔。伊豆事。
赤松上總介元家。有馬事也。
富樫中務大輔。
伊勢守貞親朝臣。貞親朝臣在之。朝臣ハ無用之由。可レ被レ究也。
同備中守貞藤。
同兵庫助貞宗。
御部屋衆。

一色治部少輔政熙。　上野刑部少輔政直。

已上。此御部屋衆と申は。普廣院殿御代より被定置候。其時より人數は兩人也。必此人人の名字中又其家々の流には不定事也。時に隨ひて誰にも被仰付之。何も御もんの衆也。兩人の內每夜一人宛御前に宿直被申也。御所樣御若年之時。惣番中より詰衆とて少々別に被召仕儀有之。其詰衆には。此御部屋衆之事は各別之身躰也。

正月朔日。公家。大名。外樣。御供衆。御部屋衆。申次。番頭。節朔衆。走衆。上池院。千阿彌。

一公方樣御樣躰之事。先御便所へ御出成て。藤中納言殿御びんに被參て御直垂をめさるゝ。其時御供衆於御便所一列に掛御目。御部屋衆同之。上池院も其次に千阿彌等も懸御目也。此段は應仁之亂前までの事也。亂以後は御供衆も御對面所にて。申次衆同ごとく被掛御目也。

一正月御服事。朔日は唐織物をめさる。御ひたゝれは白きなり。此白き御直垂は正月卅ケ日ともにめさるゝ也。御腰物は海老名小鍛治と申を。是も卅ケ日御用也。一尺二三寸也。御つかさやともに一尺五六寸も可有之。然御作りの樣は。御つかさや梨子地に。こじりつか頭御腰本。何もしやくどう。御目貫は桐の丸燒つけ。御かうがひは桐也。

一御直垂めさるゝ時。役者之事。御後腰は藤中納言殿。御前腰は山名宮內少輔豐之。御腰物御扇子鼻紙は畠山宮內大輔教國兩三人也。是又亂前迄之御事也。

一如此有て。則御對面所へ御出座。其時申次衆。當番之申次を始として御對面所之次の間。さいのきはへ伺公有て。是も一列に被懸御目也。

又御供衆幷御部屋衆兩人。事。去應仁亂前迄は。御便所にて被掛御目間。其趣注申といへど

も。亂後などよりは。御供衆も御部屋衆も御對面所のさいのきはにて被レ懸二御目一也。御部屋衆之事。正月朔日計也。其外は於二面向一被レ掛二御目一義は一年中には無レ之。但御太刀參時は御供衆之次に可レ被レ參也。其次第は御對面所へ御出座以前より御供衆次江御部屋衆申次衆一列に次の御座敷と御對面所とのさいのきはにかさなりあふ樣に伺公候而。御出座之時則懸二御目一也。人數餘多の時は二度三度にも懸二御目一なり。一人宛などにては無レ之。當番の申次一人は御供衆よりも猶進でさいのきはに伺公候也。御出座を奉レ待心得に候。懸二御目一候へば。各頓而被二罷退一也。扨當番之申次御對面所之さいのきはへ參て。面々と申入て罷退。扨御三盃參る。同數の御盃參る。則御酌被レ參候而如レ此。御配膳之衆何も御供衆也。左樣にて御三盃三ながら被二聞召一候而。其後數之御盃。依二人數一三所にても五所にてもならび候而。かさなり候御盃の上一通り。きこしめされ候て。をかれ候時。御酌の人御銚子を先御前之たゝみに置て。其御盃の御下を少宛。次々の御かはらけへ入渡申候へば。聊づゝうるほひ候。左樣に候而本膳の三御盃をも。其上にすへわたし申候へば。御前の四方には御盃ひとつも無レ之候。左樣に候而。其數之御盃すへ申たるまゝ。四方を御前のとをり御右の方に差のけて置。扨御疊に置申つる御銚子をとりて。數之御盃の四方置申たる所にかたひざを立。畏て御盃を一宛取て。御銚子の上にすへ候而被レ待申候處。三職以下御盃頂戴之衆。一人宛被レ參給也。御前以下御盃の在所。繪圖にあらはすなり。

一御太刀(金覆輪三。)進二上之一。 三職。

先當職之人より持參候而。御前に置也。御

禮被レ申て。則さし寄て御盃頂戴候而。欲レ被レ退候處。伊勢守にてもまた伊勢同名にても候へ。御次之間にひろぶたにすはりて。御練貫在之をそばに置て。兩の手にて給て頂戴有て。扨左の手には御練貫をもち。右之手にてそばに置たる盃を取て退出也。左樣候へば同御次之間にて同朋衆などはしりよりて。とりて供之衆被レ渡レ之也。其次第之衆被レ參樣。同御練貫拜領樣以同レ之。三職相過候而打つゞきて。

次　御相伴衆（山名殿始として各一人宛。）被レ參。同御盃并御練貫一重宛被レ給レ之。此人數は不レ被レ及二御太刀進上一也。

次　國持衆被レ參。同御盃并御練貫一重拜領同レ之。細川陸奥守京極加賀守。依レ被レ准二國持一雖レ爲二外樣衆一五ケ日出仕也。（御盃練貫同前也。）

次　外樣衆。同御盃并御練貫一重拜領同レ之。然此人數は朔日と四日とに出仕也。五ケ日は出仕無レ之。

次　御供衆。同御盃并御練貫一重拜領同レ之。各被レ給以後一人御酌に替りて。御酌之役人にも御盃同御練貫頂戴あらせ候。頂二戴之一候而被レ退候へば。後に御酌申され候つる人。御銚子を持ながら。殘たる數之御盃ともに。四方をも一度にもちそへて被二罷立一候也。然ば餘人被レ參候而。本御膳をもあげ申され候。御盃拜領之衆是迄なり。

次　番頭并節朔衆には。（一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。稲葉等。）攻衆并走衆うち續て一人宛被レ參也。

番頭節朔衆攻衆走衆たるべき也。攻衆事。申次之次に近年被レ參山大輿入道承候へ共。常樣御引付には。節朔衆走衆前と有レ之由申間。此分尤可レ然由大輿入道合點也。上池院千阿彌可レ參也。亂前は於二御使所一上池

次

院千阿彌も懸二御目一と候へども。亂後は如レ此たるべきと云々。正朔外に走衆不レ被レ參候間。節朔衆次則可レ爲二上池院一也。

公家申次。さいのきはへ參て。公家と申入て。三職之進上之御太刀今迄御前に候を取て。御前の御左の向ひの方のすみに立申て退候へば。公家衆一人宛被レ參て御禮被レ申也。此公家之方々は別而細々伺公之人候なり。假令日野殿。三條殿。烏丸殿。飛鳥井殿。廣橋殿。中山殿。藤中納言殿。伯殿など也。又時にあたりての傳奏被レ參也。日野殿内府内大臣事也。令レ任給て以後は。かやうの公家衆被レ參て後。更に日野殿と申入て御參也。いまだ内大臣にて御入無レ之候へば。日野殿とも別には不レ及二申入一被レ參也。其後申次さいのきはへ參て。まうと申入候へば。つねの御所へ還御成也。

一御練貫拜領事も亂前迄の事也。

一細川淡路守正月朔日。御笠懸引目幷御弓進上之事。其樣躰は御供衆にて候間。淡州御盃頂戴にあたり候時。自身御前へ持參。右之手に御弓と蟇目とを取添て。にぎりより三寸計上を引さげて持て參て。左の手をば疊に付て。右にては弓のもとはずを疊につきて。何とも不レ申入一して。そと掛二御目一て。則御對面所之内。御前之左の方の向ひのすみに立申て。其後御盃頂戴なり。申次公家と申入て。三職進上候御太刀を立申も。此御弓を立申と同所也。

一自然細川淡州不參之時は。早朝に御弓引目を以雜掌申次へ付進上せられ候也。其時は申次庭上へ罷出請取て。御對面所之次之御座敷に立候而置申也。然時宜とも先々注申。三職と山名殿以下被レ參候との間に。懸二御目一と申義也。自身被レ參候時は次第相違也。それも前に注申

ごとく也。
一申次御前へ持參申樣躰の事。御弓をば右の手ににぎりよりも三寸計上をもちて。左にては御矢の篦中邊を持てつくばひて。そと掛㆓御目㆒時。淡路守進上と申入て。前にしるすごとく。御對面所の御左のかたむかひの角に立申て。そと手をつきて御禮申入て退候而後。山名殿以下御相伴衆被㆑參也。御弓引目の持樣は凡此趣也。御弓は外竹の方を我身の方へなすべし。はづし弓也。弦は御前へなる心得。すこしそばへひねる心也。
(舊本圖在此間今隨便宜移置于次)
一はづし弓の樣躰。にぎりより五寸計上を水引にてつると弓とのあひにてもぢらかして。弓の方にてひもむすびにゆふ也。さやうに調候而進上候也。
一御太刀金覆輪。御折紙貳千疋。日野殿御進上也。每年也。千疋御進上之時も在㆑之。是は以㆓女中向㆒申入也。御對面以前にても以後にても宜㆑依㆓時宜㆒なり。
一出仕衆之事。各大くち直垂裏うちなり。但御部屋衆。または節朔之衆。內には椅葉などは皆々こすあふにて出仕也。
一御部屋衆兩人。於㆓面向㆒御對面之事は正月朔日計也。五ケ日は無㆑之。
一走衆も朔日計出仕也。五ケ日ハ無㆑之。
一上樣へ御禮事。五ケ日之內にて三度。朔日。七日。十五日也。
一申次之事。御所樣之申次同勤之面之御對面相過て。則上樣之御かたへ伺公仕候へば。各被㆑參候つると申入也。雖㆑然こうちをへだてゝ各別に御座候時は。上樣之御供衆申次被㆓勤申㆒之也。
一管領一人は上樣御前へ被㆑參て御盃頂戴在㆑之。御酌は上らうの御方云々。其外は上之御末にて頂㆓戴之㆒。御酌は中臈にて御入候なり。

一花御所にては諸大名。國持。外樣。御供衆。申次迄は御末の東のわき戸より被ㇾ參候。番頭已下は中の御末より懸むしろの內へ被ㇾ參て。うら辻の外にて頂戴也。御酌はうら辻の右のかたのわきにいでかゝりていらせ給也。

一番頭以下は御所樣之御盃頂戴人數にては無ㇾ之といへども。上樣之御盃をば頂戴なり。又公家衆も同前なり。但日野殿一人は上樣御前にて御給有しと云々。

一掛筵と申は上之御末と中の御すゑとのあひに高敷居在ㇾ之。其上より被ㇾ掛候也。むしろは貳枚にて候へども。一枚を中をわりて。へりをつねのごとくさし候へば。小數四枚に成候なり。一間の所に掛申也。

一上之御末と中の御すゑとの間はやり戸にて候。ひろさは三間九間なり。其眞中に柱有て。其柱のきはのやり戸。間半宛兩方へ被ㇾ明候。間中一間あけられたるこゝろなり。其間半宛にかけむしろを被ㇾ懸候と申義也。朝夕の供御參時も。此懸むしろのきはへ中﨟御出有て。供御之御膳をうけとられ候而。御前へ持參也。たゞの時は懸筵をばをろさるゝ也。惣而此懸筵の內へは誰々も不ㇾ及ㇾ參入ㇾ候。乍ㇾ去公家には日野殿。三條殿。其外伊勢守。自然御供衆中にても少々參入も有し也云々。

舊本圖在此間今隨便移置于次

同二日。公家。大名。外樣之內。御供衆。申次。番頭。節朔衆。出仕也。御部屋衆。走衆。上池院。千阿彌等は朔日計也。

外樣衆之事。末野以下は朔日計被ㇾ參也。細川陸奥守。京極加賀守等は雖ㇾ爲ㇾ外樣衆ㇾ依ㇾ被ㇾ准ㇾ國持ㇾ五ヶ日出仕也。

一垸飯。土岐美濃守成賴未刻。出仕。時宜同前也。

一御太刀。金覆輪進上。　三職。五ヶ日共如ㇾ此也。

一御對面。同御盃次第事。

管領御相伴衆。國持外樣之內兩人。番頭節朔衆公家迄也。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはに。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時刻被㆑懸㆓御目㆒也。人數餘多のときは二度三度にも被㆑懸㆓御目㆒也。一人宛などにては無㆑之。當番の申次。一人は御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕なり。御出座を奉㆑待心得云々。懸㆓御目㆒頓て各退出候也。當番の申次御對面所之さいのきはへ參候而。面々と申入。罷退候而。扨御三盃まいる。同數の御盃まいる。則御酌被㆑參也。如㆑此御配膳の衆何れも御供衆也。三ながら被㆓聞召㆒候而。其後數之御盃の御膳。依㆓人數㆒三所にも五所にもならび候而。かさなり候御盃の上一とをり被㆓聞召㆒候而をかれ候時。御酌の人御銚子をまづ御前の疊に置申て。其御盃の御下を少宛つぎ〳〵のかはらけへ入渡申候へば。聊づゝうるほひ候をさやうに候而。本膳の御三盃をも其上にすへ渡申候へば。御前之四方には御盃一も無㆑之。左樣に候而。其數之御盃すへ申たるまゝ。四方を御前之とをり御右のかたに指のけ置申。扨御疊に置申つる御銚子をとり候而。数之御盃の四方置申たる所に片ひざたて畏て。御盃を一宛とりて御銚子の上にすへ候而。被㆓待申㆒候處。三職已下御盃頂戴之衆。一人宛被㆑參て給候。

一御太刀金。三進㆓上之㆒三職。

先當職之人持參候而。御前に置て御禮被㆑申て。則さし寄て。御盃頂戴候而退出候也。然者其次第之衆被㆑參。頂戴候而退出之樣同㆑之。

次　山名殿以下御相伴衆。一人宛被㆑參。同御盃頂戴也。時宜同前。

次　國持衆被レ參。同御盃頂戴。時宜同前。

次　細川陸奥守京極加賀守依レ被レ准二國持一。雖レ爲二外樣衆一。五ケ日出仕也。又御盃頂戴同前。

次　御供衆一人宛被レ參。同御盃頂二戴之一。各被レ給候て以後。一人御酌に替りて。御酌の人にも御盃頂戴あらせ候なり。頂戴候而被レ退候へば。後に御酌申されつる人御銚子を乍レ持。殘たる數之御盃共に。四方をも一度に持添て被二罷立一候也。然者餘人被レ參て。本御三盃の御膳をもあけ被レ申候。御盃拜領は是迄也。

次　番頭幷節朔衆には一色阿波守。小笠原。中條。三上。結城。千秋。稻葉等。懸二御目一也。

次　公家申次さいのきはへ參て。公家と申入て。三職進上之御太刀今迄御前に候をとりて。御前の御左の向ひのかたの角に立て退候へば。公家衆一人宛被レ參也。公家のかた〳〵は凡前に注申也。こと〴〵く被レ參て後。申次さいのきはへ參て。まうと申入候へば。常の御所へ還御也。

一年始御乘馬始在レ之。每年今日式日也。御西向松御庭御掛り也。にてめさる。御鞭御沓之役一色治部少輔政凞。御馬をば御厩二郎四郎。引て參るを。御緣より被レ召也。御鐙政凞。押へ申て御鞍なをらせ。御手綱被二取定一候而後。次郎四郎平中門之外へ罷出候而在レ之。政凞一人は平中門之內南よりに伺公候。めし終られ候而。又次郎四郎。參て御馬の口をとる也。此趣も應仁亂前までの儀云々。其以後常德院殿御時以來は伊勢守小笠原など伺公。其頃はじめつかたは。御鞭は小笠原。御沓役雖レ爲二政凞一。のち〳〵は伊勢守小笠原など計役レ之。

一御服一被レ下二御厩次郎四郎一。

一垸飯。未剋出仕也。御對面在レ之。

一管領へ年始之御成始在之。垸飯。御對面已後之間未剋之過程也。同上様も御成候也。
先上様渡御成て。少御逗留候而。頓而御所様御成候也。兩御所之御供衆何も裏打也。走衆はこすあふ也。
上様は走衆無之。御中間共御輿の先へ二行に參也。今日之御成之義。御女中衆御座候間。御相伴衆之大名不及伺公候。又申樂なども無之。此御成之義も應仁亂前迄の事也。

同三日。公家。大名。外様之内。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆出仕也。
御部屋衆。走衆。上池院。千阿彌等。朔日計也。外様衆事。末野以下は朔日計被參也。
細川陸奥守。京極加賀守等は雖爲外様衆。依被准國持。五ヶ日出仕也。
一垸飯。京極大膳大夫持清京極六角。隔年に勤之也。
一御太刀。金覆輪進上。三職。五ヶ日共如此也。

一御對面。同御盃次第事。
管領。御相伴衆。國持。外様之内。兩人。番頭。
節朔衆。公家までなり。
一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはにかさなりあふ様に伺公仕て。御出座之時則懸御目也。人數餘多の時は二度三度にも御目にかゝる也。一人宛などにては無之。當番之申次。一人は御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕也。御出座奉待心得云々。懸御目頓而各退出候也。當番之申次。御對面所之さいのきはへ參候而。面々と申入。退出候而。扨御三盃參る。同數御盃も參。則御酌に被參也。如此御配膳の衆は何も御供衆也。扨御三盃三つながら被聞召候而。其後數之御盃の御膳に依人數三所にも五所にもならび候而。かさなり候御盃の上一通り被聞召候時。御酌の人御銚

子を先御前之疊に置て。其御盃の御下を少宛つぎ〳〵の御かはらけへ入渡申候へば。聊づつうるほひ候。さやうに候而。本膳の御三さかづきをも。其上にすへ渡申候へば。御前之四方には御盃一も無之。さやうに候而。其數の御盃すへ申たるまゝ。四方を御前の通御右のかたにさしのけて置申。扨御疊に置つる御銚子をとりて。數の御盃の四方置申たる所に。片ひざをたて畏て。御盃を一づつ取て。御銚子の上にすへ候而被待申處。三職以下御盃頂戴之衆。一人宛被參て被給之。

一御太刀金。三進上之。三職。

先當職之人持參候而。御前に置て御禮被申て。則差寄て御盃頂戴候而退出也。然ば其次第之衆被參。頂戴候而退出也。退出之樣同之。

次　山名殿以下御相伴衆一人宛被參。同御盃頂戴也。時宜同前。

次　國持衆被參。御盃頂戴之。時宜同前。

次　細川陸奥守。京極加賀守依被准國持。雖爲外樣衆。五ケ日出仕也。又御盃戴も同前。

次　御供衆一人宛被參。同御盃頂戴也。各被給候而以後一人御酌に替りて。御酌の役人にも御盃頂戴あらせ候也。頂戴候而被退候へば。後に御酌申され候つる人御銚子を持。殘たる數の御盃共に。四方をも一度に持添て被罷退候也。然者餘人被參て本御三盃之御膳をもあけ申され候。

御盃拜領は是迄也。

次　番頭并節朔衆には一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。稻葉等。懸御目也。

次　公家申次さいのきはへ參て。公家と申入て。三職進上之御太刀今迄御前に候をとりて。御前の御左の向ひのかたのすみに

立申て退候へば。公家衆一人宛被レ參也。公家衆のかた〴〵は凡前にしるす也。公家衆相過候て。申次さいのきはへ參りて。まうと申候へば。則つねの御所へ還御なり。

同四日　公家。大名。外様之内。御供衆。申次衆。相番衆。上様御被官兩人。安藝大膳亮。勢田大判事。奉行。醫師。陰陽。藝阿。善通事。觀世等也。

一武家衆今日は小すあふ也。

一御扇子。二本進上。藝阿。毎年今日如レ此也。

三職。御相伴衆。國持衆。外様。惣番衆。上様御被官一兩人。并勢田大判事。安藝大膳亮。奉行。善通事。觀世等也。

一御對面所へ御出座より以前に御供衆申次衆一列に次之御座鋪と御對面所とのさいのきはへ重りあふ様に伺公仕て。御出座之時則御めにかゝる也。人數條多の時は二度三度にも懸二御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次。二人は御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕也。御出座を奉レ待心得と云々。懸御目頓て各退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參候而御身固と申。

一御身固在宣卿在通卿參勤也。又申次さいのきはへ參て。面々と申入て。

次　三職。御相伴衆。國持衆。一人宛被レ參て。御禮申て退出也。細川陸奥守京極加賀守依レ被レ准二國持一同被レ參也。

次　外様衆一人宛被レ參。是も朔日計也。御盃頂戴之衆也。又今日は各出仕之衆被レ懸二御目一。様躰同前。

次　公家申次さいのきはへ參て。公家と申入て。日野殿三條殿計被レ參也。以上是迄は前後出仕衆也。前に如二申候一。武家衆はこすあふなり。扨申次何とも不二申入一候而。打續て。

次　大名外様衆數多在レ之。

次　惣番衆五ケ番事也。上様御被官一兩人。勢田大判事。安藝大膳亮。

次　奉行衆。

次　御扇子二本。進上之。

藝阿毎年今日式日也。

次　公家申次さいの際へ參て。公家と申入て。今日式日參賀衆數多在之。

一大外樣衆。惣番衆。上樣御被官。少々。奉行衆。醫師。藝阿。善通事。公家。定行。其次觀世にてあるべき由。大舘與州承候へ共。大外樣。惣番衆。上樣御被官。奉行衆。藝阿。公家。醫師。清竹田類。定行。善通事。觀世たるべき由我等は申候。

一定行事は陰陽師にて在通にて候。公家のあとにつゞきて參候由大與承候。善通事も公家前にて候よし承候へども。文明十二年調阿日記に在之には。慥に我々注ごとくにて候。然者善通事も定行次之由申也。彼本をとり出して御覽候處に。我々如申候也。依此分云々。

次　醫師。

次　善通事。申次參て。善通事と申入て。懸御目也。參て三拜申也。

次　觀世懸御目也。其樣躰之事。申次さいのきはへ參て。觀世と申入て。御對面所之内より御障子を明申て。御緣へ罷出候而。扨觀世大夫同四郎迄兩人參候を。一人宛庭上之御通へ召出。掛御目也。申次は其間は御緣に伺公。其後御障子をたて申に不及して。さいのきはへ參て。御緣よりまうと申入也。則常の御所へ還御也。西衆御參之時は。殿上人參て。まうと被申樣も是とおなじ。

一上樣御被官人事。山田松波次郎金山等也。惣而名字に參來樣には無之。當地馳紲(本ノマヽ)申て。御用之輩一兩人出仕也。仍名字を不注申也。

一藝阿進上之御扇事。申次御對面所之さいのきはへ。御扇を二本持參申て。藝阿進上と申入て。頓而持て罷立て。扨藝阿懸御目也。左樣に候

へば。今日御對面ことぐく打過て。以女中向進上仕事も在之。又御扇子を藝阿進上と申入て。御前に置申て。扨藝阿頓而懸御目候而以後。かげへとる事も在之。兩樣之内前に如注申。藝阿進上と申入て。則かげへとりて。藝阿掛御目可然候は。先々も御沙汰在之。仍御對面相過て。以女中向進上之段は不可有相違也。同面向にて先備上覽儀も勿論也。

一如斯次第共は前後出仕在之時事也。應仁亂後常德院殿御代。前後出仕御再興有て。一比此分也。其後又被略之。其時は今日參賀之公家衆被參也。又大外樣衆も細川奥州。京極加州など一具に被參也。

一今日於三間之御厩一獻在之。一番衆申沙汰。仍一番之頭細川淡路左京亮入道一人伺公也。御相伴衆は無伺公なり。御供衆事は皆々被參也。觀世伺公仕てうたひ申也。

一御服。於三間御厩被下之。一番之頭。細川淡路左京亮入道。

一御服同。被下之。一觀世大夫。

一御成在之御風呂。伊勢守宿所也。未剋過御成也。

一今日式日にて。各出仕之衆上樣へ御禮被參樣躰事。

先面々御對面相過て。春日殿御局御小侍所へ出させ給候へば。一人宛參て御禮被申也。上樣へ之御禮の事に候間。上樣に伺公候中﨟がしら如此雖可被見參申候。今日にかぎりて。御所樣之中﨟頭春日殿見參。被申御禮之趣は。いかにも尊敬被申者也。

同五日。　吉良殿。澁川殿。石橋殿。一色。仁木殿。上杉。關東衆少々。

一御練貫拜領也。出仕之衆。毎年今日如此也。

一美物。五種御進上。吉良殿。

一同進上。　伊勢守。毎年如此也。

一御成在之。未剋。畠山殿。御嘉例。毎年今日如此也。

一御對面次第事。則此分也。
一御對面所へ御出座以前ゟ。御供衆申次衆一列に次之御座敷と御對面所とのさいのきはに重りあふ樣に伺公仕て。御出座之時剋御目にかゝる也。人數餘多の時は二度三度づつにも掛二御目一也。一人は御供衆よりも進で。さいのきはの申次。一人宛などにてはこれなし。當番に伺公也。御出座を奉レ待心得云々。懸二御目一頓而各退出也。當番之申次御對面所之さいのきはへ參候而。吉良殿澁川殿石橋殿と一度に申入て罷退候へば。
吉良殿先御參候而。御對面所之さいの內にて御禮被レ申て。則退出させ給也。
次　澁川殿石橋殿も御一人宛御參候而。御禮被レ申て退出させ給也。申次何とも不レ申入して。
次　仁木上杉一人宛被レ參也。
次　關東衆申次さいのきはへ參て。まうと申入候へば。つねの御所へ還御成也。
一御練貫。二重。吉良殿御退出以後以二御使一被レ進候。御使の事。伊勢守同名也。
一同。一重。石橋殿御拜領也。
一同。一重。澁川殿御拜領也。一同。一重。仁木。上杉。
一同。一重。關東衆被レ下レ之。
一御練貫拜領之事。吉良殿御一人へは前に如レ申候。以二御使一被レ遣候。石橋殿澁川殿をはじめ申て。仁木上杉關東衆迄へも御禮申て。欲レ被二退出一候處に。伊勢守にても。同名にても。御練貫御對面所之次之御座敷にひろぶたに被レ居候而在レ之。一宛とりて渡申候へば。被二請取一御頂戴候而。持ながら御前を退出候也。此段如二正月朔日一たるべし。
一御盃は無レ之。
一吉良殿より御進上之美物。今日御嘉例にて此

分也。是は先規より御對面所にては不申入して。以女中向申入候。御對面以前にても已後にても。宜依其時宜也。

一御成在之。未剋畠山殿 毎年之儀也。當職之時は。正月中両度御成被申也。今日は上様は御成無之。仍御相伴衆以下伺公被申也。猿樂在之。觀世仕之。

同七日。公家。大名。國持。外樣之内。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。外郎。田樂等參也。

一垸飯。赤松伊豆刑部少輔。赤松代々。未剋出仕也。

時宜同前。

一御太刀。金覆輪。進上。三職。五ヶ日共ニ如此也。

一御藥進上。外郎。每年今日如此也。

一御内書被成下。右京大夫依嘉例每年今日式日如此也。

一御對面。同御盃次第之事。

三職。御相伴衆。國持。准両人。御供衆。

番頭。節朔衆。外郎。公家。田樂。

一御對面所之御出座以前か御供衆申次衆一列に。次之御座鋪と御對面所とのさいのきはへかさなりあふ様に伺公仕て。御出座之時刻懸御目也。人數餘多之時は二度三度にも懸御目也。一人宛などにては無之。當番之申次一人は御供衆よりも進でさいのきはへ伺公仕候而。御出座を奉待心得云々。懸御目頓而各退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參て。面々と申入て退出候而。扨御三盃參る。則數之御盃も參る。御酌被參也。如此御配膳の衆何も御供衆也。扨御三盃三ながら被聞召候而。其後數之御盃の御膳。依人數三所にも五所にもならび候而。かさなり候御盃の上一とをりきこしめし候而被置候時。御酌之人御銚子を先御前之御疊に置申て。其御盃の御したを少宛次々の御かはらけへ入渡申候ば聊づつうるほひ候。左様に候て。本膳之御三

盃をも其上にすへわたし申候へば。御前之四方には御盃一も無レ之。左樣に候而。其數之御盃すへ申たるまゝ。四方を御前のとをり御右之かたにさしのけて置申。扨御疊に置申候つる御銚子をとり候而。數之御盃の四方に置申たる所に片ひざをたて畏て。御盃を一宛とりて。御銚子の上にすへ候而またれ申候處に。三職以下御盃頂戴之衆一人宛被レ參候而給レ之。

一御太刀金。三進二上之一。三職。

先當職之人持參候而御前に置之。御禮被レ申て。則さし寄て御盃頂戴候而退出也。然者次第之衆被レ參。頂戴候而退出之樣同レ之。

次　山名殿以下御相伴衆一人宛被レ參。同御盃頂戴也。時宜同前。

次　國持衆一人宛被レ參。同御盃頂戴。時宜同前。

次　細川陸奧守京極加賀守依レ准二國持一雖レ爲二外樣衆一。五ヶ日出仕也。御盃頂戴も同前。

次　御供衆一人宛被レ參。同御盃頂二戴之一。各被レ給て以後一人宛御酌にかはりて。御酌之役人にも御盃頂戴あらせ候也。頂戴候而退れ候へば。後に御酌申され候つる人。御銚子を持ながら。殘たる數之御盃共に。四方を一度に持添て被二罷立一也。然者餘人被レ參て。本膳之御三盃之御膳にもあけ被レ申候。御盃拜領は是迄也。

次　番頭幷節朔衆には。一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。楢葉等。懸二御目一也。

次　外郎今日進上仕候御藥を申次持參申て。御對面所之さいのきはにて。外郎進上と申入て。そと懸二御目一樣にして。則とりてかげへ罷退候へば。頓而外郎懸二御目一候而退出也。御藥事。御前にも置レ之。則かげへも取レ之。兩樣之內かげへ取て。外郎を

掛御目候てよろしと云々。

次 公家申次さいのきはへ參て。公家と申入て。三職進上之御太刀今迄御前に候を取て。御前之御左のむかひのすみに立申て退候へば。公家衆一人宛被參也。公家のかた〴〵は凡前にしるし申也。公家衆相過候而。

次 田樂懸御目也。其樣躰事。申次さいのきはへ參て。田樂と申入て。御對面所之内より御障子を明申て。御緣へ罷出候て。御とをりの庭上へめし出。一人宛掛御目候也。庭上の有樣は。觀世など懸御目所と同之。庭上へ參候時は。申次は御緣の上に伺公仕。其後御障子をたて申に不及して。さいのきはへ參て。御緣よりまうと申入て。則常御所へ還御成也。西衆御參時殿上人參て。まうと被申樣も是におなじ。

同八日。評定衆。御供衆。申次衆。護持僧。法中。秦清卿。

一御香水進上。八幡。善法寺。

一同　進上。八幡。社務。

一同　進上。因幡。執行。

一御對面次第事。

評定衆。秦清卿。法中。護持僧達。

一御對面所へ御出座以前ゟ御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはに重りゐふ樣に伺公仕て。御出座之時刻懸御目也。人數餘多の時は二度三度にも懸御目也。一人宛などにては無之。當番之申次。一人は御供衆ゟも進でさいのきはに伺公仕也。御出座を奉待心得云々。掛御目頓而各退出候而。當番之申次御對面所のさいのきはへ參て。評定衆と申入て退出候へば。

一評定衆。波多野。町野。二階堂。此三人一人宛懸御目也。

攝津も雖爲評定衆朔日に參勤之間。今日は

不ㇾ出仕ㇾ候。扱なにとも不ㇾ申入ㇾして。

次　泰淸卿參賀申也。扱申次さいのきはへ參て。法中と申入て。松梅院。妙藏院。寶成院。密乘院。常淨院。常光院。慈心院。

次　護持僧達。是は殿上人被ㇾ申ㇾ次之。其樣躰。護持僧と申入着座候而御嘉(加持)持有ㇾ之。退出時。此内公方樣被ㇾ逆ㇾ申ㇾ御方候也。扱護持僧過候而。西之衆之分は被ㇾ參。法中も少少在ㇾ之。さやうの類はてゝ。申次の殿上人御障子のさいのきはへ被ㇾ參。自身は御緣に候而。御緣よりまうと申入候へば。則常御所へ還御也。就ㇾ夫若殿上人不ㇾ參候時は。常の申次申入段勿論也。其樣躰同ㇾ之。縱殿上人雖ㇾ被ㇾ申次ㇾ候。常之申次幷御供衆も西之御緣のわき伺公候也。

一護持僧と申は。假令。

聖護院殿。實相院殿。大學(覺寺)寺殿。圓滿院殿。三寶院殿。住心院。若王子。此外未ㇾ在ㇾ之。

一公方樣被ㇾ逆ㇾ申ㇾ御方事。か樣之類也。假令。御室。梶井殿。靑蓮院殿。聖護院殿。三寶院殿。實相院殿。妙法院殿。竹内殿。此外未ㇾ御入候ㇾなり。此御人數も准后にて御入候者。可ㇾ被ㇾ逆ㇾ申ㇾ也。門跡にて御入候者。縱准后にて御入無ㇾ之候といふとも。必逆被ㇾ申候也。

一北野法中今日少々參賀也。それはかやう之歷歷御人數之外に東より參賀也。然ども評定衆過て法中と申入て則各被ㇾ參也。其後西之衆と申入て。如ㇾ此御人數達御參也。一所々御香水以ㇾ女中向ㇾ申入て則御田以前御頂戴在ㇾ之云々。面向にては急度不ㇾ申入ㇾ也。縱御對面さい中にも進上候共。相過候而以後以ㇾ女中向ㇾ申入候也。

同十日。大名。外樣衆。御供衆。申次衆出仕也。判門田も參也。攝家。門跡。公家。法中參賀。

一初鮒二十。白鳥一。進上候。京極大膳大夫。每年今日如ㇾ此勤來也。

一白鳥一。進上候。　判門田(ハンモンタ)。每年今日關東管領上杉雜掌式日此分也。

一御對面次第事。

三職。御相伴衆。國持衆。外様。公家は日野殿。三條殿。

同公家。判門田。

攝家。門跡。典藥。官外記。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と對面所とのさいのきはへ重りあふ様に伺公仕て。御出座之時則御目にかゝる也。人數餘多之時は二度三度にも懸御目也。一人宛などにては無之。當番之申次一人は御供衆よりも進で。さいのきはへ伺公仕也。御出座を奉待心得云々。懸御目頓而退出候而。當番之申次御對面所のさいのきはへ參て。面々と申入て退候へば。

一　三職御相伴衆迄は一列に御對面所の内へ被參。各一度に御禮申て退出也。

次　國持衆一人宛被參。御禮申て退出也。同被准細川京兆加奥兩人迄被參也。

次　外様衆。

次　同公家申次さいのきはへ參て公家と申入て。日野殿三條殿計被參也。以上是迄前後出仕也。

次　同公家一人宛被參也。是は年始之式日にて今日參賀之衆也。日野殿三條殿は前後之衆にて被參候間。其被參候衆に頓而打續候て。此公家衆被參也。以上はて候而。申次さいのきはへ參て。判門田と申入て。

次　判門田掛御目也。其様躰は。申次さいのきはへ參て。はねだと申入て。御對面所之内より御障子を明申て。御縁へ罷出。御通りへ罷出候而。於庭上懸御目候也。庭上の有所は。猿樂田樂など懸御目所と同之。庭上へ參候時は。申次も庭上へ罷下候而伺公仕候也。其後申次御縁の上へ罷上。御障子のさいのきはへ參て。自身は御縁に候而。御ゑんよりまうと申入て。御障子

は不ㇾ及㆓立申㆒也。

一如ㇾ此有ㇾ之。則御便所へ御出成て。御裝束を被ㇾ改候而。又御對面所へ御出座有ㇾ之。攝家御對面之故也。

次　攝家。是は殿上人被㆓申次㆒之也。其樣躰。御對面所之さいのきはへ參て。攝家と其外門跡と申入て。はねだが時あけ申候御障子より一人宛被ㇾ參。ことごとくはてゝ。此御跡に續て典藥幷官外記等も掛㆓御目㆒也。東より參りはてゝ。西の衆のさいけつくに參候也。其後申次之殿上人御障子のさいのきはへ被ㇾ參。不ㇾ及㆓立申㆒。自身は御緣にてまうと被㆓申入㆒候へば。常之御所へ還御成候也。就ㇾ夫若殿上人不ㇾ被ㇾ參之時は。常之申次申入段勿論也。其樣躰同ㇾ之。縱殿上人雖㆘被㆓申次㆒候㆖。常申次幷御供衆も。西御緣のわき伺公仕候也。八日。護持僧達被ㇾ參。具注申也。今日攝家門跡御參候樣も。殿上人被㆓申次㆒樣も同前也。

一攝家御事。攝家の內にて被㆓送申㆒方在ㇾ之と申は。御童形幷御官大納言迄は。不ㇾ被㆓送申㆒候也。大臣以上の時被㆓送申㆒也。

一淸花の御事。御淺官の時は不ㇾ及ㇾ申。御官大臣にて御入候へども。淸花は被ㇾ送申さず候。

一前後出仕在ㇾ之時は。次第此分也。前後出仕無ㇾ之ときは大名以下武家衆。不參也。公家にも三條殿日野殿も今日は無㆓御參㆒也。然時は宸前よりさいのきはへ參。申次公家と申入て。今日年始式日にて參賀。公家衆。被ㇾ參て其後に判門田を懸㆓御目㆒候而。則御裝束を被ㇾ改て。攝家。淸花。門跡。幷うちつゞきて典藥。官外記。まで御對面候也。今日は此分にてすみ申也。

同十一日　長老達。法中少々。造宮司。眞木嶋。

一御祓進上。造宮司。每年今日如ㇾ此也。

一御普請始在ㇾ之。每年今日式日にて如ㇾ此也。一就㆓御普請之義㆒御太刀金進上畠山殿。

一御評定始在ㇾ之。每年（今日式日也。如ㇾ此也。）此次第懇に尋可ㇾ申候。
一御對面之次第事。眞木嶋。造宮司。長老達。法中。
一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはへかさなりおふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸㆓御目㆒也。人數餘多之時は二度三度にも懸㆓御目㆒也。一人などにては無ㇾ之。當番之申次一人は御供衆よりも進で。さいのきはへ伺公仕也。御出座を奉ㇾ待心得云々。掛㆓御目㆒頓而各退出候而。當番申次御對面所之さいのきはへ參て。まきのしまと申入て。眞木嶋懸㆓御目㆒也。
次　造宮司參也。厥樣躰。今日進上仕候御祓を申次持參申て。御對面所之さいのきはにて。造宮司と申入て。扨さいの內へ參て。御立ゐぼしの上へ御頂戴あらせ申て罷退候へば。則懸㆓御目㆒也。御立ゐぼしへ御頂戴あらせ候へば。少御かたぶき候也。
次　長老達。是は蔭凉軒被㆓申次㆒也。其樣躰。御對面所之さいのきはへ被ㇾ參て。長老達と申入て。攝家など參賀のごとく。御對面所の內より西之御障子をあけ被ㇾ申て。御相伴之長老達一列に被ㇾ參て。御對面所之內にて各被㆓見合㆒て。一度に御禮被ㇾ申て退出候也。御送候也。扨蔭凉軒御緣のさいのきはへ參て。御障子をそとより立被ㇾ申候也。其後申次御對面所之さいのきはへ參て。法中と申入て。如ㇾ前西御障子を明申て。法中南都衆（一乘院。大乘院。）以下一人宛參て退出候也。其時御送は無ㇾ之。其後申次御緣のさいのきはへ參て。御障子を不ㇾ及㆓立㆒申。自身は御ゑんに候而。御緣よりまうと申入候也。然者常之御所へ還御成也。
一此御方御送無ㇾ之とは。南都衆之門跡准后には

御成無ㇾ之歟。仍御參賀之時も不ㇾ被㆓遂申㆒云々。
一公家衆昨日御參內。參會衆とて東西之衆參賀也。每度東之衆はてゝ西之衆たるべく候。
一いつにかぎらず。西衆西御障子を明られ候而參賀之儀勿論也。然に西衆。攝家。淸花。など御不參にて。西衆之內に只內の公家在ㇾ之。其類計參賀候也。可ㇾ爲㆓如何㆒哉之事。西之衆たるうへは。縱攝家淸花御不參候共。西より可ㇾ被ㇾ參など候とも。東衆のごとくにも可ㇾ被ㇾ懸㆓御目㆒也。しかと先規も此分也。是は西之衆にて候上は。西より參候はではとかたきりて意趣御入候者。先規もか樣に參賀候つる事も在之と申儀也。去正月十日西衆にうちつゞきて典藥官外記などとも。西より參賀候へども。若西之衆一人も無㆓御參㆒候はゞ。只典藥官外記計として。西よりは不ㇾ可ㇾ參候。以㆓此旨㆒可ㇾ爲㆓分別㆒事也。物には相似たる樣にて其品輕重在ㇾ之者也。又東西之衆ひとつに參賀計候者。其時は更申次之扱に及まじき事也。縱令公家中にての官位次第たるべき歟。
一御評定始。未刻。管領幷評定衆には攝津。二階堂。波多野。町野。其外奉行衆以下出仕也。此儀も應仁亂前迄之事也。

同十二日。法中。宇治衆。

一御成在ㇾ之。未刻。武衛。御嘉例。每年今日如ㇾ此也。
一御對面之次第之事。

宇治衆。法中。御室。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列。に次之御座敷と對面所とのさいのきはに。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座の時則懸㆓御目㆒也。人數餘多の時は二度三度にも懸㆓御目㆒也。一人宛などにては無ㇾ之。當番の申次。一人は御供衆よりも進で。さいのきはに伺公仕也。御出座を奉ㇾ待心得云々。懸㆓御目㆒頓而退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參

て。宇治衆と申入て。

宇治衆各一人宛懸御目也。

次　法中法中と申次さいのきはにて被申入候て。一人宛被參也。多分青蓮院御門跡衆也。

次　御室。(御參賀也。)是は殿上人被申次云々。其樣躰。御室と申入候而。御對面所之内より御障子を明被申て。御對面所之内へ御參候也。必西御縁へ被送申也。扨申次之殿上人御障子のさいのきはへ被參。自身は御縁に候而。御縁よりまうと被申入候へば。則常之御所へ還御候也。就其若殿上人不參之時は。常之申次申入段勿論也。其樣躰同之。縱殿上人雖被申次。常申次幷御供衆も西之御縁のわきに伺公候也。

一御成在之。(未剋。)武衞。(每年今日式日也。)上樣は御成無之。仍御相伴衆當日御供衆走衆伺公被申也。

猿樂在之。觀世仕之。

同十三日。(門跡。法中少々。賀茂輩參賀也。日吉も參也。猿樂。)

一御對面次第事。

賀茂輩。法中。(岩倉衆。眞性院。本初院。)日吉。門跡。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座鋪と御對面所とのさいのきはへ重りあふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸御目也。人數餘多の時は二度三度にも懸御目也。一人宛などにては無之。當番の申次。一人は御供衆も進でさいのきはに伺公仕候也。御出座を奉待心得云々。掛御目頓而各退出候而。當番之申次御對面所のさいのきはへ參て。

賀茂輩。頓而賀茂輩と申入て。各一人宛參也。

次　法中。是もさいのきはへ參て。法中少々と申入て。一人宛參也。

次　日吉懸御目也。其樣躰は前に如注。申次

さいのきはへ參て。日吉と申入て。御對面所の內より御障子をあけて。於二庭上一掛二御目一也。庭上の在所は親世以下典藥などの懸二御目一所と同之。御通之庭上へ參候時は。申次は御緣に伺公仕也。其後申次御障子のさいのきはへ參て。自身は御緣に候而。まうと申入也。御障子は不レ及二立申一也。

まうと申入事可レ爲二如何一候哉可レ尋申一候。去十日判門田御對面過候へば。まうと申入候へども。是は別に御裝束被レ改候間尤也。是は其まま御裝束不レ被レ改候間。まうと可二申入一事不審也。

一如レ斯有て。門跡衆西衆にて御入候間。則御便所へ御出成て。御裝束を被レ改候而。又御便所へ御出座あり。去十日。攝家清花以下御對面の樣に雖レ可レ在レ之候。又かやうのたぐひは左樣には無レ之。

門跡衆梶井殿。妙法院殿。以下一人宛御參也。是は殿上人被二申次一之。其樣躰御對面所之さいのきはへ參て。門跡少々と被二申入一て。西の御障子より一人宛被レ參也。御退出之時。御緣迄被二送申一也。其後申次之殿上人御障子のさいのきはへ參られ。自身は御緣に候而。御緣よりまうと被二申入一候へば。則常の御所へ還御成候也。就レ夫前々如二申候一。若殿上人不參之時は。常之申次申入段勿論也。縱殿上人雖レ申二次之一常之申次幷御供衆も。西之御障子のわきに伺公仕候也。

一妙法院殿御事。十六日にも御參候。又今日。十三日。御參候儀も勿論也。准后又は宮門跡まで御入候者必可レ被二送申一也。

同十四日。

一於二御會所一未剋過時分より一獻在レ之。同上樣も御座候

也。
其時撿挍ども參て平家を申也。在所は則御會所之御座之間也。又日野殿管領御兩人は御次之間に伺公。其外御供之衆同レ之。上樣御座候により日野殿管領は御相伴にては無レ之。召出計には被レ參也。
一さぎつちやうの事。及レ晩候て馬場殿にてはやし申也。
三間御厩之御緣へ御成候而。辻ごしに被二御覽一之。すぐに常之御所へ還御成候也。上樣は御所樣さぎつちやう被二御覽一間に。常之御所へ還御成也。
一松囃事。夜に入て御西向松御庭。御かゞりなり。觀世仕レ之。御所樣上樣簾中より御覽也。御松ばやしの後。御能十番在レ之。寛正七ノ記錄在レ之。如何候哉書入候哉。
同參勤人數事。

松御庭南よりの御緣に公武共に伺公也。其外日野殿。三條殿。烏丸殿。飛鳥井殿。藤中納言殿。管領。細川讃岐殿。一色殿。御供衆等也。置緣をせられ候て。御供衆申次衆同伺公在レ之。走衆は六人庭上に敷皮にて伺公なり。
一細川殿は雖レ非二當職一伺公云々。兵衛佐殿山名殿などは。非二當職に一ば無二祗候一候也云々。
同十五日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭。節朔衆。出仕也。
一埦飯。山名伊豫守教豐。未剋出仕也。時宜同前。
一御太刀。金覆輪進上。三職。五ヶ日共如レ此。
一御太刀金。進上。山名右衛門督入道宗全。毎年今日如二三職一進二上之一也。
一御對面同御盃次第事。
三職。御相伴衆。國持。准兩人。御供衆。番頭。
節朔衆。公家までなり。
一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座鋪と御對面所とのさいのきはに。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時則

懸二御目一也。人數餘多の時は二度三度にも懸二御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次。一人は御供衆より進で。さいのきはに伺公仕也。御出座を奉レ待心得云々。掛二御目一頓而各退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參て。面々と申入て罷退候て。扨御三盃參る。則數之御盃も參る。御酌被レ參也。如レ此御配膳之衆は何も御供衆也。扨御三盃三ながら被二聞召一候而。其後數之御盃の御膳。依二人數一三所にも五所にもならび候而。かさなり候御盃之上一とをりきこしめし候てをかれ候時。御酌の人御銚子を先御前之疊に置被レ申て。其御盃の御したを少宛。次々の御かはらけへ入渡申候へば聊宛うるほひ候。左樣に候而。本膳の御三盃をも其上にすへ渡申候へば。御前之四方には御盃一つも無レ之。さやうに候而。其數之御盃すへ申たるまゝ。四方を御前之通御右之方にさしのけて置申。扨御疊に置申たる御銚子をとりて。數之御盃之四方置申たる所に片ひざをたて畏て。御盃を一づつとりて。御銚子の上にすへ候而。被二待申一候處に。三職以下御盃頂戴之衆一人宛被レ參て被レ給也。

一御太刀金。三進二上之一三職。

先當職之人持參候而御前に置候。御禮被レ申て。則さしよりて御盃頂戴候て退出也。然ば其次第之衆被レ參。頂戴候而退出之樣同レ之。

次　山名殿以下御相伴衆一人宛被レ參。同御盃頂戴也。時宜同前。

次　國持衆一人宛被レ參。同御盃頂二戴之一。時宜同前。

次　細川陸奥守京極加賀守依レ被レ准二國持一雖レ爲二外樣衆一五ケ日出仕也。御盃頂戴も同前也。

次　御供衆一人宛被レ參。同御盃頂二戴之一。各被レ給て已後。一人御酌に替りて。御酌之役人

にも御盃頂戴あらせ候也。頂戴候而被レ退候へば。後に御酌申され候つる人。御銚子を持ながら。殘たる數々御盃共に四方をも一度に持添て被二罷立一候也。然者餘人被レ參て。本御三盃の御膳をもあけ被レ申候。御盃拜領は是迄也。

次　番頭幷節朔衆には。一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。楢葉等。懸二御目一也。

次　公家申次さいのきはへ參て。公家と申入て。三職進上の御太刀今迄御前に候を取て。御前之左のかたのむかひのすみに立申て退候へば。公家衆一人宛被レ參也。公家のかたぐ\は凡前にしるし申也。ことごとく被レ參て後。申次さいのきはへ參て。まうと申入候へば。常之御所へ還御成也。

一垸飯。未剋出仕也。御對面在之。山名伊豫守教豐。父右衛門督入道宗全依レ爲二入道一爲レ代教豐出仕也。

一爆竹。三毬丁共書レ之。此爆竹は今朝御對面相過候て則垸飯より以前之事也。御西向松之御庭にて。さぎつちやう囃申を簾中より被二御覽一候。御供衆申次衆庭上に伺公也。

一卯杖進上。大舘。此子細を堅可二注入一也。

同十六日。律家。法中少々。四條上人。定泉。正實。

一大般若經。未剋於二御寢殿一在レ之。相國寺僧達被二參讀一者也。

毎年正五九毎十六日。如レ斯也

一御太刀糸卷。進上。定泉。毎年今日如レ此也。

一御太刀糸卷。進上。正實　毎年今日如レ此也。

一御對面次第事。東山太子堂之事也。

律家。法中。達成就院。法勝寺。元應寺。妙行寺。善福寺。神護寺。泉涌寺。知恩寺。定泉。正實。四條上人。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座鋪と御對面所とのさいのきはへ。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時則

懸ニ御目一也。人數餘多之時は二度三度にも懸ニ御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次。一人は御供衆よりも進で。さいのきはに伺公仕也。御出座を奉レ待心得云々。懸ニ御目一頓而各退出候而。當番之申次御對面所のさいのきはへ參て律家法中と申入て。

律家一人宛被レ參也。

次　法中一人宛被レ參也。

扨其後申次。さいのきはへ參て。定泉正實と兩人〔名字〕名を一度に申入て。定泉御太刀を

・御前へ持參申て。さいのきは内に置申て退出仕候へば。同正實も同ごとくに御太刀を持參。御禮申て退出仕候也。扨申次さいのきはへ參て。まうと申入候へば。則常之御所へ還御成也。

一今日は律家之長老達もつはら被レ參候。律家の内にても未レ被レ成ニ長老一衆も可レ在レ之。次第は其宗中にて覺悟候て可レ被レ參也。又律家長老は御送無レ之。只東衆之分に被レ參也。

一參賀之内に淨土宗も候へ共。申次は律家と申入て各被レ參候。其内へ知恩院被レ參也。別知恩院とは不ニ申入一之。法中〻〻法中と申入也。

一定泉正實事。一度に定泉正實と申入て懸ニ御目一也。惣別其人の名を申入事。判門田以下觀世。其外。田樂など類も申入候へ共。其義は又しな〳〵在レ之。指應所は一かど有様に候間。正實定泉など不レ可レ及ニ申入一義に候へども。年始又は御太刀を進上仕候間。御意得をなさせ可レ申ためにも申入事なり。

同十七日。善法寺參賀。

一御的始。未レ刻過有レ之。

一御太刀一腰。金覆輪。善法寺。但御太刀進上之事は近年之儀也。先規無ニ其儀一と云々。

一鯛二十。進上。　同。毎年今日如レ此也。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一

列に。次の御座鋪と御對面所とのさいのきはに。かさなりあふ様に伺公仕て。御出座之時則懸御目也。人數餘多の時は二度三度にも掛御目也。一人宛などにては無之。當番之申次。一人は御供衆方進で。さいのきはへ伺公仕也。御出座を奉待心得云々。懸御目頓而退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參て。善法寺と申入て。

一御太刀。金。善法寺參賀也。其様躰は。如前善法寺と申入て。いつもの西之御障子を明申て。罷出候而可被參由申候へば。

御太刀持參候而。さいの内へ參て。御禮申て退出也。其後申次御障子のさいのきはへ參て。不及立申。御縁に伺公候而。御縁よりまうと申入也。則常之御所へ還御成也。

一善法寺年始には十七日式日にて參賀也。今日にかぎりて西之衆のごとく西の御縁より參也。只の時は如東衆參賀也。年始計は此分云々。

一於御對面所も今日善法寺と申入候間。不時に參賀候とも善法寺と可申入云々。

一例年進上候鯛二十。事は。御對面以後。御末より以女中向申入候云々。

一御的始之事。日記には弓場始と書之。射手の衆六人三番三度弓。也。作法出様は。かざ折。水干。くずばかま。沓也。但是は亂前之事云々。應仁亂後はうらうちにても勤之。御的之奉行兩人是等もうら打にて伺公也。

一公方様被御覽様躰事。

御寢殿の向殿上より御見物在之。御劔役一人は御縁に伺公在。御供衆申次衆は御近所之庭上に各伺公也。走衆六人も同之。

一四足之御門邊より着座人數事。

三職以下國持衆幷細川陸奥守。末野。畠山次郎。

赤松。七條。佐々木鞍智。土岐民部大夫。攝津掃部頭。赤松越後。佐々木。黒田等也。各うらゝ打鋪皮にて。御前より向の四足之御門邊に着座也。

一御的はてゝ。つゝの衆には銀劒被下之。伊勢守役之。

一各御太刀進上之事。御酌はてゝ。御對面所へ御出座候而。さいのきはへ申次參て。面々御太刀進上と申入て。

三職。御相伴衆。國持衆。准二人。外樣衆。御供衆。申次衆。走衆。惣番衆。内(當番衆計)御的奉行進上之。如斯御太刀各進上候て。

一御所樣御的被遊也。御相手は一色殿又は誰にても以先例參勤也。

御てうづは小笠原役之云々。御供衆などは不及伺公候。伊勢守小笠原計伺公云云。扨是も被遊はてゝ以後又御太刀參也。

一御太刀進上之事。

御供衆申次衆計進上也。但公家衆少々。是は不斷伺公之衆計也。

同十八日。(御的射手衆出仕也。六人。)

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座鋪と對面所とのさいのきはへ。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸御目也。人數餘多の時は二度三度にも懸御目也。一人宛などにては無之。當番之申次。一人は御供衆よりも進上(て歟)さいのきはに伺公仕也。御出座を奉待心得云々。懸御目頓而各退出候而。當番の申次御對面所之さいのきはへ參て。御的射手之衆と申入て罷退候へば。頓而御盃參る。御盃の樣は御三盃のつねの御かはらけを數六つかさね上て。四方にすへ中を御前へ持參申て。御酌の人被參也。數六つながら被聞召候を御酌の人。御銚子の上に一つ置申

て。扨御前のとをり御右之方に伺公の時。射手一人宛被レ參て頂ニ戴之一。毎月朔日之御盃の様には相替りて。六人の度々に御前へ御盃を給に御酌人被レ參也。射手御盃を頂戴候て欲レ被レ退之處に。伊勢守にても伊勢守同名衆にても候へ。御次之間に廣ぶたに被レ居て。御練貫六重候を上より一重とりて指出被レ申候へば。先盃をそばに置て給て頂戴あり。扨左の手に御練貫を持。右之手にそばに置たる盃をとりて退出候也。六人ながら此分に被レ參。同被レ給之候て。其後御酌も被ニ罷立一候へば。御前の四方をも則あけ申され候也。

一是は應仁亂前迄之事也。亂後には御太刀持をも被レ下レ之云々。

一今夕闘的始在レ之。射手衆三人。近代畠山殿名字武人。一人伊勢同名。參勤也。何も小すあふ也。仕はてられて以後。御盃幷御太刀持各拜ニ領之一也。

同十九日。日吉。樹下參賀。

一八幡御奉幣。早朝。參賀也。毎年今日此分也。

一御對面在レ之。　日吉。樹下。

一御對面以前に御幣御頂戴之事。早朝に八幡善法寺雜掌持參申候を庭上にて御幣役請取也。幣串之尺三尺計可レ在レ之歟。然に雜掌をば平中門之外にまたせ候也。幣之役者大略伊勢守同名也。其上本ノ人御所様御成被レ成候而御座候時。御幣役提て進上也。然者則御請取有て御置ながら南へむかはれて御三拜候也。其趣凡繪圖あらはせり。繪圖闕如レ此候而。扨御幣を被レ渡ニ下一間。うけとりて平中門を罷出伺公仕候也。雜掌に渡候。然者雜掌は退出仕也。又御所様は頓而御對面所に御着座有レ之。則御三盃參る。御酌被レ參て。三ながら被ニ聞召一候而。御酌被ニ罷立一候へば。御盃の四方をもあけ申され候也。其後申次さいのきはへ參て。日吉樹下と申入て。

日吉樹下懸二御目一也。扨申次さいのきはへまいりて。ようと申入候へば。則けいしんの間へ還御成候也。

一先に被二聞召一候御三盃事。あけ申され候て其儘御末にをき申候所に。必今日八幡へ御代官參仕之。其仁下向候て被レ參候時。御前にては無レ之。かげにて今朝之御三盃を頂戴也。

同廿日。山徒。四條上人。執當并行者三人等使節。樂人。

一御太刀糸卷。進上。山門執當。毎年今日如レ此也。

一御對面次第事。

　執當。行者三人。使節。樂人。四條上人。行者三人。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはへ。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸二御目一也。人數餘多之時は二度三度にも懸二御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次一人は御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕也。御出座を奉レ待心得云々。懸二御目一頓而各退出候而。當番の申次御對面所のさいのきはへ參て。山徒樂人と一口に申入て罷退候へば。

一御太刀。糸。山門執當御前へ持參申て。さいのうちに御太刀ををく。さいの外にて御禮申也。

次　行者三人。一人宛參候而退出也。其後申次何共不レ申入一してうちつゞき。

次　使節一人宛懸二御目一也。縦令月輪院。護正院。乘蓮。杉生。圓明。行泉等類也。

次　樂人。豐筑後守。山井安藝守。同佐渡守類也。

次　四條上人。樂人參て以後。申次さいのきはへ參て。四條上人と申入て。披被レ參也。

次　行者三人。御加持在レ之。仍此行者兩度御前へ參賀也。

一山徒と申は惣名也。山徒之内にて執當行者など也。銘々には不レ申入一して宸前に申次山徒樂人と一度に申入て。其内へ執當も行者も參賀云々。

其後使節也。
一執當行者三人。使節樂人迄參賀之義。先規より指應次第なり。然前に懸二御目一行者三人樂人之次又御前へ參候而御加持在レ之。此時は行者は二度參也。此御加持事は。去應仁一亂以前は無事也。亂後近年儀云々。何以（而イ）御加持可レ在候段御對面以前に申次故實にて以二女中一申入て可レ然之由先々御沙汰也。四條上人被レ參所事。十六日。にも被レ參候。依二時宜一今日廿日。にも被レ參也。今日就レ被二參勤一者。可レ爲二此分一也。山徒人數。使節樂人迄悉參候て以後。申次さいのきはへ參て。四條上人と申入て懸二御目一也。其後前々參賀之行者三人又參て 御加持在レ之。去人之曰。山徒之加持衆使節まで參候而。樂人へうつり候あひだへ四條上人被レ參云々。雖レ然申次宸前に山徒樂人と一口に申入て置て。山徒より參候而。山徒樂人の間へ可レ被レ參事は可レ爲二如何一候哉。宸前結句に被レ參事は連綿かとある樣に御さた共有レ之。また先年上人は其段相時候處に。執當より前に參事も在レ之。又樂人之前に參候事も在之由被レ申也。依二申次覺悟一如レ此之時もこそ可レ在レ之哉。雖レ可レ爲二覺悟一指應所は如レ前注申可レ然之由先々事舊候畢。
一若執當など依二歡樂一不參仕候共。別には不レ申入レ候。山徒樂人と申迄也。就二不參一先内々にて可二申上一候哉。先々御沙汰候へ共。惣別一段と仁方計はさやうにも申也。如レ此之類は。自然申次之御心得肝要也。

同日。

一御成在レ之。未刻。赤松亭。毎年義也。但慈照院殿以來無二其儀一候。近年は赤松出仕申て御成之御禮と申入て。御太刀萬疋進上候。仍御服被レ下也。

同廿二日。

一御成在レ之。未刻。山名右衛門督宗全。毎年今日式日也。
上樣は御成無レ之。仍御相伴衆當日御供衆

走衆伺公被ㇾ申也。猿樂有ㇾ之。觀世仕候。

同廿三日。

一七條聖參賀。申次さいのきはへ參て。七條之聖と申入て被ㇾ參也。

一御成在ㇾ之。未剋。細川右京大夫勝元。毎年今日式日也。當職ハ時は正月中に兩度御成被ㇾ申也。於二時宜一同前也。

同廿六日。

一御成在ㇾ之。未剋。京極大膳大夫持淸。毎年今日式日也。各伺公。猿樂在ㇾ之。觀世仕也。

同日夜。

一御成在ㇾ之。夜深。畠山播磨守教元。毎年今夜式夜(ロイ)也。依二御嘉例一此分也。京極亭より還御之時直御成在ㇾ之。仍三獻參云々。

同廿九日。

一御馬進上。細川右馬頭。毎年今日式日也。

右申次記錄事。先規中古之趣。以二先例一御親父政藤連々被ㇾ勤二申之一。舊記之旨就二尋承一。尙氏所存分申ㇾ之。以二彼是一被二取合一。正月卅ケ日分被二注置一之條々一々拜見之處。愚存聊以無二相違一者也。

永正六年己巳四月十三日　大舘伊豫守 尙氏在判

安藤故右馬助殿政藤。御家督平六殿

長祿二年以來申次記　下

二月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。出仕也。

一御祓進上。造宮司。毎月朔日式日にて如ㇾ此也。

一白鳥。一。

一熨斗鮑。千本一折。

一御樽。天野五荷。

以上進上。畠山殿。毎年式日にて如ㇾ斯也。

一御折紙進上。諸大名。毎年式日にて如ㇾ此也。

一一獻在ㇾ之。

畠山殿美物被レ下進上事。毎年此分也。然者早朝に雜掌持參申候而。申次罷出候而。於二庭上一目錄之折帋を請取て。白鳥熨斗蚫をば御對面所之次之間に置て。御樽は不レ及レ懸二御目一候間。庭上にて同朋衆請取て。御すゑへはこび申也。則今朝之御三盃に參也。此兩種計於二御對面所一懸二御目一也。

一御對面同御盃次第事。

三職。御相伴衆。國持。外樣。番頭。節朔衆。造宮司。公家までなり。

一御對面所へ御出座以前ゟ御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはに。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸二御目一也。人數餘多の時は二度三度にも懸二御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次一人は。御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕候而。御出座を奉レ待心得云々。掛二御目一頓而各退出候而。當番之申次畠山殿美物御樽進上之目錄を持參申て。御對面所之さいのきはにて畠山殿と申入て。扨さいの内へ御前近く參て。目錄の折帋をひろげて備二上覽一。扨もとのごとく折紙をたゝみて持て。御次へ退出候而。白鳥を懸二御目一て。其次に熨斗蚫を懸二御目一なり。白鳥は大成ものにて候間。申次兩人してかきて懸二御目一云々。御樽はまへに如レ注申二不レ及二上覽一候也。

一管領一人。最前御對面之事。申次美物兩種。懸二御目一候後。又申次御對面所之さいのきはへ參て管領と申入て。則管領計先一人被レ參て。さいの内にて御禮被レ申て。其まゝ御前より向の御右之方に着座候時御三盃。管領前へも盃は無レ之候而引渡計すはる。扨御酌被レ參て御三盃きこしめされて。御盃を御酌御銚子の上に置て。御前之御右之まへに。御所樣をば左のかた

に見申樣に御酌伺公候へば。管領引渡をそばへのけて。ずゝみて御盃頂戴也。其引渡そばへのけられ候時。則御供衆にても同名にても又其外にてもとりてかげへ退なり。（舊本圖在此間今隨便移置于前）如ㇾ斯御盃頂戴候而。頓而持て御前を被㆓退出㆒也。然ば則御三盃の御膳をもあげ申され候なり。扨其以後申次さいのきはへ參て面々と申入て。頓而管領をはじめとして。

三職御相伴衆一列に御前へ被ㇾ參て御禮申されて。其儘御對面所御前之右の方に各着座候也。然者管領は二度御前へ被ㇾ參也。扨又御三盃幷數之御盃參らるゝを。御三盃は三ながら被㆓聞召㆒。同數之御盃をも上一とをり被㆓聞召㆒候時。正月之ごとく御酌の人相調候而。數之御盃の四方を御前之とをりに置申て。一宛御銚子之上にすへ申候へば一人宛被ㇾ參て頂戴也。管領より二番めの人。一番に被ㇾ參候なり。其謂は管領は前に一人被ㇾ參て頂戴候間。此度は二番めの人より被㆓給始㆒之。左樣に候而より一人宛頂戴候而は則退出候間。管領の次に伺公候人の座必あき申。其所へそばじさりに退て。其跡に管領伺公候也。左樣に候へば。最前管領着座よりは少宛とをくさがられ候。末座之御相伴之座迄如ㇾ此伺公候而。末座の一人迄頂戴有。はてゝ退出候時。管領も御前を退出也。

次　國持衆。管領御前を退出候後。申次國持とも不ㇾ及ㇾ申して。一人宛被ㇾ參御盃頂戴也。（細川陸奧守　京極加賀守）兩人之事。如㆓先注申候㆒雖ㇾ爲㆓外樣㆒依ㇾ被ㇾ准㆓國持㆒被ㇾ參御盃頂㆓戴之㆒。又御

次　供衆中にても國持たる人計は。打續參て頂㆓戴之㆒云々。國持之外には。（細川右馬頭。一色兵部少輔。）兩人は頂㆓戴之㆒也。如ㇾ此候而御膳をあげ被

申候也。

次　外樣衆一人宛參。さいのきはにて御禮被申。（正月四日出仕候衆。各今日參也。）畠山次郎。末野。赤松新藏（七條事也）人。佐々木鞍智紀伊守。土岐民部大輔。攝津掃部頭。赤松治部少輔入道。同彌次郎。（播後事）赤松中務少輔。假令如此類也。

次　番頭幷節朔衆二人。（一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。楢葉等。）一人宛參候而被懸御目也。

次　造宮司。（毎月朔日に參也。何時も公家たるべし。）御祓進上申候を。先申次御前之さいのきはにて造宮司と申入て。扨さいの內へ參て。御立ゑぼしの上へ頂戴あらせ申候而罷退候て。則懸御目也。

次　公家。申次さいのきはへ參て。公家と申入て一人宛被參也。

一每年今日。千疋宛折帋進上之事。公家衆ことごとく令懸御目給て後。申次さいのきはへ參て。面々折紙進上と申入て。管領を始て。御相伴衆國持以下進上之也。御供衆之中にも國持在之。然者其仁も同進上之。其樣躰事。各自身折紙を持て。御前之さいの內に被置申候也。扨申次則折紙をかげへ取て。同朋衆に渡之也。又國持之內不參之方にて折紙進上候をば。必以早朝御對面以前に以雜掌進上候間。申次庭上へ罷出請取之候而。御對面所之次之間に置て。今日當參之衆ことごとく進上之後。不參之人之名字官迄申入て。各被參ごとくに。申次折紙を持參申てさいのうちに置之。其後さし寄て折紙共とりそろへ候てかげへとり。如先注申候同朋衆に渡被申事也。

一此公家衆之かたがたと申は。別而細々伺公之人々也。たとへば日野殿。三條殿。烏丸殿。飛鳥井殿。廣橋殿。中山殿。伯殿。藤中納言殿。山科殿など也。又は當時にて傳奏も被參也。日野殿

內府内大臣事也。令任給已後は。かやうの公家衆被參て後。更に日野殿と申入て御參也。いまだ內大臣にて御入なく候へば。日野殿とも別には不及申入候て御參候也。其後申次さいのきはへ參てまうと申入候へば。常之御所へ還御成也。

一一獻之事。

如此折紙進上之事すみ候而。伊勢守にても申次にても御對面所のさいのきはへ參て。一獻と申入て退出候へば。則日野殿。三職。御相伴衆。一列に伺公候而。各御前御右之方に着座候也。仍三獻參候に。二獻めの時。當管領御酌に被參候而被申入て。其儘酌にて御通。御供衆申次衆迄在之。三獻めには御所樣御酌御さた候也。三職以下御相伴衆。國持にも召出あり。其後伊勢守御銚子を給て一獻過申也。今日之一獻。公家衆には日野殿一人令伺公給也。

一今日式日にて。折紙進上子細事。

面向にての一獻始て御禮云々。先規より此分也。惣而此御折紙進上之次第も。二獻始て御禮候而一獻過候而。御折紙は自身めい〳〵に御前へ持參在之事也。雖然依時宜公私御沈醉など候へば。猥に候間。一獻はじまらざる以前に進上候而。次第此分にも候也。か樣之義指應筋目ばかり申候へば。人々意趣も相違のみにて可在哉。仍古今之兩樣を注申もの也。

一外樣衆被參樣之事。

御盃の衆にてなき外樣衆も。常之節朔には出仕也。一番に管領御盃頂戴候而。退出之後則此外樣衆被掛御目候而。扨申次さいのきはへ參て面々と申入て。又管領を始て御相伴衆一列に被參也。然時は管領被參て後面々と申入候。其間に外樣衆被參と申儀也。但又此外樣衆は國持之後番頭の前にも被參と申義也。

近年はもつはら其分なり。是も自然のために
古今之兩樣を注申者也。

三月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆出仕也。

一御祓進上。造宮司。毎月朔日式日にて如レ此なり。

一御對面次第事。

三職。御相伴衆。國持。外樣。番頭。節朔衆。造宮司。公家迄也。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはに重りおふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸二御目一也。人數餘多之時は二三度にも懸二御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次一人は御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕也。御出座を奉レ待心得云々。懸二御目一頓而各退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參て管領と申入て。則管領計先一人被レ參て。さいのうちにて御禮被レ申て。其儘御前より向ひの御右之方に着座候時御三盃參る。管領之前へも盃は無レ之候而引渡し計すはる。扨御酌被レ參て御三盃きこしめされて。御盃を御酌之銚子之上にをきて。御前之御右之前に御所樣をば左之方に見申樣に御酌伺公候へば。管領引渡しをそばへのけて。進而御盃頂戴なり。其引渡しそばへのけられ候時。則御供衆にても同名にても又は其外にてもとりて影へ退也。如レ此候而御盃頂戴候而。頓而持て御前を被二退出一候なり。然者御三盃の御膳をも上げ被レ申候也。扨其以後申次さいのきはへ參て面々と申入て。頓而管領をはじめとして御相伴衆一列に御前へ被レ參て御禮申され候て。其儘御對面所御前の御右の方に各着座也。然者管領は二度御前へ被レ參也。扨又御三さかづき幷數之御盃被レ參候を。御三盃は三ながら被二聞召一之。同數之御盃をも上一とをりきこしめし候時。前

に注申ごとく御酌の人相調候而。數之御盃の四方を御前之通に置申て。一宛御銚子の上にすへ申候へば。一人宛被ㇾ參て頂戴也。管領より二番めの人一番に被ㇾ參候也。其謂者管領は前に一人被ㇾ參て頂戴之間。此度は二番めの人より被ㇾ給始ㇾ之。さやうに候而より一人宛頂戴候而は則退出候間。管領の次に伺公候人之座必あき申候。其所へそばじさりに退て。其あとに管領伺公候也。左樣に候へば。宸前に管領着座よりはちと宛とをくさがられ候也。末座の御相伴衆之座迄如ㇾ此伺公候而。末座之一人迄頂戴有。はてゝ退出之時。管領も御前を退出候也。

次　御相伴衆。御前を退出候後。申次國持とも不ㇾ及二申入一。一人宛被ㇾ參御盃を頂戴なり。

次　細川陸奥守 京極加賀守 兩人事。如二先注申一雖ㇾ爲二外樣衆一依ㇾ被ㇾ准二國持一御盃頂戴也。又御供衆中にても國持たる人はうちつゞきて參り頂二戴之一云々。假令。淡路。備中。因幡。守護。かやうの類なり。國持外には。細川右馬頭。一色兵部少輔。兩人は頂二戴之一也。如ㇾ此候而御膳をあげ被ㇾ申候也。

次　外樣衆一人宛參。さいのきはにて御禮被ㇾ申也。

畠山次郎。末野。赤松新藏人。七條事 佐々木鞍智紀伊守。土岐民部大輔。攝津當役事掃部頭。赤松治部少輔入道。同彌次郎。赤松中務少輔。假令如ㇾ此類也。

次　番頭并節朔衆には。一色阿波守。結城。千秋。三上。小笠原。中條。檜葉等。一人宛參て懸二御目一也。

次　造宮司。毎月朔日に參也。何時も公家前たるべし。御祓進上申を先申次御前之さいのきはにて 造宮司と申入て。扨さいのうちへ參て。御立ゑぼしの上へ御頂戴あらせ申て。罷退候而則懸二御目一也。

次　公家。申次さいのきはへ參て。公家と申入て一人宛被ㇾ參也。公家のかた〴〵は。凡前に注申也。公家衆相過候而。申次さいのきはへ參てまうと申入候へば。則常之御所へ還御成なり。

一畠山殿。美物。御樽。進上事も。二月朔日計。今日は無ㇾ之。同一獻事も同前。同右御折紙進上事も無ㇾ之。其外は前に同前也。

一毎月朔日出仕之樣躰者。大畧可ㇾ爲二此分一なり。

一外樣衆除二准國持兩人一事。毎月は。朔日に御盃頂戴無ㇾ之。年中には。正月朔日只一度頂戴也。

一外樣衆は正月。朔日。同四日。其外毎月。朔日。節朔。松イ赤後事。出仕在ㇾ之。

一御供衆御盃頂戴事も。正月五ヶ日計也。毎月朔日節朔には頂戴無ㇾ之。

同二日。吉良殿。澁川殿。石橋殿。

一御對面次第事。

吉良殿。澁川殿。石橋殿。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次之御座敷と御對面所とのさいのきはに。かさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸二御目一也。人數餘多の時は二度三度にも掛二御目一也。一人宛などにては無ㇾ之。當番之申次一人は。御供衆よりも進でさいのきはに伺公仕なり。御出座を奉ㇾ待心得云々。懸二御目一頓而退出候而。當番之申次御對面所之さいのきはへ參りて。吉良殿。澁川殿。石橋殿と三人之名を一度に申入て退候へば。先吉良殿御參候而。御對面所のさいの內にて御禮被ㇾ申て。退出させ給也。

次　澁川殿。石橋殿も御一人宛御參候而御禮被ㇾ申て。退出させ給也。

次　仁木。伊勢上杉。四條是等は申次何とも不二申入一一人宛被ㇾ參也。

一二月二日は依ㇾ爲ㇾ例日ㇾ不ㇾ被ㇾ參也。仍三月之部に注申なり。

一此かたゝゝは。正月は五日。(式日にて出仕也。)毎月は二日。(式日にて出仕也。)節朔にては御出仕無ㇾ之。

一上杉は應仁亂前之比は。正月は五日。毎月は二日出仕なり。亂後には。(正月は四日。)出仕在ㇾ之云々。然者四日式日にて出仕也。大外樣之衆と同之。

同三日。(公家。大名。外樣。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆出仕也。)

一御鳥合在ㇾ之。

一御對面。同御盃次第事。

三職。御相伴衆。國持。外樣。番頭。節朔衆。公家までなり。

一御對面所へ御出座之時。前々如ㇾ申候。御供衆申次衆一列に御對面所之さいのきはに伺公仕て御禮申て。其後又申次さいのきはへ參て管領と申入て。一人先被ㇾ參て引渡しすはられ。御盃頂戴在ㇾ之退出候也。扨申次又參て面々と申入て。則管領をはじめて三職御相伴衆一列に御前へ被ㇾ參御禮被ㇾ申て。其儘御對面所之御前之右之方に各着座候而。御三盃同數之御盃迄被ㇾ參候を御酌いつものごとく被ㇾ調候。御盃一宛御銚子の上にすへ候而被ㇾ待申候處に。一人宛被ㇾ參頂ㇾ戴之。其樣躰一向前と同之。

次國持衆。(同准兩人。)又御供衆中にも國持たる人計は。うちつゞきて被ㇾ參頂ㇾ戴之云々。縦令淡路備中因幡守護かやう類也。國持外には。(細右一兵)などは頂ㇾ戴之歟。如ㇾ此候而御膳をあげ被ㇾ申候。御盃拜領者これまで也。

次外樣衆一人宛さいのきはにて御禮被ㇾ申候。(人數前に几注申候。)

次　番頭幷節朔衆。
次　公家。每之ごとく申次さいのきはにて公家と申入て。一人宛被ㇾ參申候。扨其後又申次さいのきはへ參てまうと申入候へば。常之御所へ還御成也。
一御鳥合之事。御對面相過候而。常之御所へ還御成て。御西向之御かゝりにて。簾中より被ㇾ御覽。其時は御供衆。申次衆。平中門より參候而庭上に伺公候也。番頭も同庭上に伺公候而。鳥合過候へば則各退出候也。
一御鳥之事。每年五ヶ番。番頭より參る。其外には御牛飼持參申候間。仍三つがひ也。頓而御牛飼是をあはする也。
四月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。造宮司。
一御對面次第。同御盃已下同前也。
同二日。吉良殿。澁川殿。石橋殿。仁木殿。伊勢四條上杉。
五月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭。節朔衆。造宮司。
一御對面次第。同御盃以下同前事。
同二日。吉良殿。石橋殿。澁川殿。仁木殿。伊勢四條上杉。
同五日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭。節朔衆。
一御對面次第同御盃以下同前也。
一今日より御對面所之庭むきの御障子明申候間。同朋衆御對面以前に御掃除仕候時あけ申候也。
六月朔日。公家。大名。外樣。御供衆。申次。番頭。節朔衆。造宮司。
一御對面之次第同御盃以下同前也。
同二日。吉良殿。澁川殿。石橋殿。仁木殿。上杉。
三十日之樣躰可ㇾ有ㇾ之。
七月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。造宮司。
一御祓進上。造宮司。每月朔日式日にて如ㇾ此也。
一白鳥一。自然白鳥無ㇾ之時は。菱喰二又は三進上之事も有ㇾ之。今日十二月朔日計なり。二月朔日は必白鳥也。
熨斗鮑千本。一折。
御樽天野。五荷。

以上進上。畠山殿。如ニ二月朔日一也。每年式日にて如ﾚ此也。
一御折紙進上。諸大名。是は二月朔日計也。今日は進上之義無ﾚ之。
一一獻在ﾚ之。如ニ二月朔日一。
一御對面次第事。
三職。御相伴衆。國持。外樣。番頭。節朔衆。造宮司。公家までなり。
同二日。吉良殿。石橋殿。澁川殿。仁木殿。（伊勢）上杉（四條）同前。
同七日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭。節朔衆。
一御對面次第同御盃以下同前之。
一草花　禁裏樣へ御進上也。此草花は五ヶ番より參を御花瓶に被ﾚ爲ﾚ立。御盃に被ﾚ居候而。以ニ傳奏一御進上なり。御藏籾井被官ども草花をもたせ候而。傳奏に相隨而內裏へ參也。花は代々立阿彌立申也。
一所々より草花進上候。御對面以前にても以後にても宜ﾚ依ニ時宜一御末より以ニ女中向一申入候也。
同十一日。
一御所々御參有て。御生見玉一獻御申候也。女中方之御事也。
同廿日。八朔。御憑今日より諸家進ニ上之一。
八月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭。節朔衆。造宮司。
一御對面次第同御盃以下同前也。
但八朔御憑に御取亂之間。御盃被ﾚ略時も在ﾚ之。
同二日。吉良殿以下御人數出仕在ﾚ之。
九月朔日。公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。造宮司。
一御對面次第同御盃已下同前也。
同二日。吉良殿。澁川殿。石橋殿。仁木殿。（伊勢）上杉（四條）。
同九日。公家。大名。外樣。御供衆。申次。番頭節朔衆。今日より出仕衆小袖にて候
一御對面大名同御盃以下同前也。
十月朔日。公家。大名。外樣衆　御供衆。申次。番頭。節朔衆。造宮司。
一御對面次第同御盃已下同前也。

一今月朔日より御對面所之御障子を立申也。同朋衆役之。

同二日。吉良殿。石橋殿。澁川殿。伊勢仁木。四條上杉。

一御ゐのこ出仕之事。公家。大名。外様。御供衆。御部屋衆。申次。番頭。節朔衆。上池院。

一能勢。卅合。八幡。善法寺。毎年如此也。

一御對面同御嚴重頂戴次第事。

三職。大名。外様衆。御供衆。御部屋衆。兩人。申次。番頭。節朔衆。上池院。公家。

一御對面所へ御出座之時御供衆申次さいのきはへ伺公候而御禮申儀同前也。其後申次さいのきはへ又參て面々と申入て。三職以下御相伴衆一列に御前へ被參て。御禮被申て。其儘御對面所之さいの内へ御前之右之方に各着座候なり。扨ゐのこの餅居たる本御膳四方參。又別に餘多積申候。

御膳參。仍二膳也。凡繪圖にあらはす也。(舊本圖在此間隨便移置于次)

一御對面所の各着座之事。御左敷。御右敷。定を可尋申。然

今日永正十四丁丑十月朔日。二十疋被持而。大與州へ被罷向尋被申候處に。御左の方に大畧伺公着座云々。御酌は御右之方に候。然此段しかと無分別。其謂は台阿申候は。御酌はしかと御左に伺公也。着座は御右方少丑寅のすみかけて着座也云々。此台阿申候は花御所にての御事たるべし。慈照院殿御代全盛時奉公申來候間。是又さのみ存誤事あるまじき也。此台阿と申は。義稙將軍時に船阿と申ものゝ父なり。猶々この着座方よく〳〵可尋極也。

然管領を始として。かやうに一人宛被參候處に直に被下候。扨頂戴候而口になし入てたべたべ御前を被退出候なり。御相伴衆ことごとく頂戴之程。管領御前に伺公之様。御盃頂戴の時のやうにはこれなし。
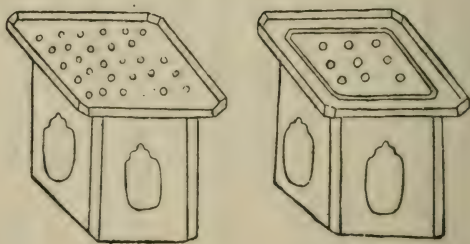
御相伴衆。國持。外樣。同准國持。細川陸奥守。京極加賀守。
うち續て參。直に被レ給レ之頂戴候也。其後頓而
其御膳を御配前之人御供衆内也。參てあげ申候而。御
前御通さいのきは間半計內被レ置申處に。
外樣衆。又一人宛被レ參候而御膳にすはり
たる餅をわれと一宛給て頂戴候而被二罷
退一也。國持に不レ准外樣衆は。かやうに直
には不レ被レ給候間。時宜此分也。其後御通
に置申御膳を御配膳之人參候て 則かげ
へ取て。又新敷別に御膳一ぜん參る。然者
ことごとく皆御膳之數三ぜん也。此三膳
めの御膳參りたる時。
御供衆。一人宛被レ參直に頂戴也。同御部屋衆。兩人一宛。申
次衆。一人宛參候而直に頂戴也。同番頭。節朔衆。一色阿波守。小笠原。結城。千秋。三上。楢葉。上池院。迄參て直被レ下候を頂戴也。其
後申次さいのきはへ參て 公家と申入て。
則

傳奏　禁裏樣之御けんてうを 御硯のふ
たに居たるを御前へ持參候へば。御所樣
御頂戴在レ之。頓而傳奏には自分のを直に
被レ給 頂戴候而。 禁裏樣之御けむてうを
も御硯のふた 共にもちて 御前を退出候
處に。相殘候公家一人宛 被レ參候而。何れ
も直被レ給頂戴也。此分終り 候而。申次さ
いのきはへ參候而まうと申入候へば。常
之御所へ還御成也。
一吉良殿。石橋殿。澁川殿などは不レ及レ被レ參。以二
雜掌一御嚴重被二申出一也。
一大名衆など不參候而。以二雜掌一御嚴重被二申出一
候時。御末より申出候。其樣はつゝみて頓
而其儘包紙の上に 其人の名を女中にて
あそばして御出候。其儘於二庭上一 雜掌に
申次渡候。
一上樣之御嚴重は 御盃のごとく御すへ人參ら

れて頂戴なり。東の御脇戸よりと又かけむしろよりと被ㇾ參也。其段は正月御盃頂戴のごとく。且御盃之所に注申也。

一傳奏御前へ被ㇾ參所之事。公家は官位次第に被ㇾ進候間。時に當り傳奏衆より上衆あるべし。然者其儘に傳奏は被ㇾ參候由被ㇾ申候方も先年在ㇾ之。乍ㇾ去　禁裏樣御嚴重を持參候而御頂戴あらせ申され候間。不ㇾ依ニ位階ㇾ一番に傳奏被ㇾ參候由申義候而此分候なり。

十一月朔日。　公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。造宮司。

一御對面次第同御盃以下同前之。

同二日。　吉良殿。澁川殿。石橋殿。仁木殿。上杉。

十二月朔日。　公家。大名。外樣衆。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。

一御祓進上。造宮司　毎月朔日式日にて如ㇾ此也。

一白鳥。一。

熨斗鮑千本。一折。

御樽。天野。五荷。

已上進上。畠山殿。如ニ二月朔日ㇾ也。毎年式日にて如ㇾ此なり。

一御折紙無ニ進上ニ諸大名。是は二月朔日計之事也。今日は進上無ㇾ之。

一一獻。在ㇾ之。二月朔日。七月朔日。十二月朔日。樣躰同ㇾ之。仍年中三ヶ度に一獻。今は此義なし。

一御服。定候而織物。三職。御相伴衆。國持衆一宛拜領申候。毎年今日式日にて御盃之時必被ㇾ給也。但正月朔日より可ㇾ有ニ着用ニためなり。仍於ニ當座ニ不ㇾ及ニ着用ニ云々。

一御對面同御盃次第事。

三職。御相伴衆。國持衆。外樣。番頭。節朔衆。造宮司。公家までなり。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆一列に。次の御座敷と御對面所とのさいのきはに重りあふ樣に伺公仕て。御出座之時則懸ニ御目ニ也。人數餘多の時は二度三度にも懸ニ御目ニ也。一人宛などにては無ㇾ之。當番之申次一人は御供衆よりも進で

さいのきはに伺公仕也。御出座を奉ㇾ待心得云々。懸二御目一頓而各退出候而。當番之申次畠山殿美物御樽進上候。目錄を持參申て御對面所之さいのきはにて。畠山殿進上と申入て。扨さいの內へ御前近く參て。目錄の折紙をひろげて備二上覽一て。もとのごとく折紙をたゝみて持て御次へ退出候而。白鳥を懸二御目一て。其次に熨斗蚫御目にかくる也。白鳥は大成ものにて候間。申次兩人してかきて掛二御目一也。御樽は如二注申一不ㇾ及二上覽一候。

一管領一人。寢前御對面之事。二月朔日所に具注申也。次美物兩種。懸二御目に一後。又申次御對面所のさいのきはへ參て管領と申入て。則管領計先一人被ㇾ參て。さいの內にて御禮被ㇾ申て。其儘御前より向の御右の方に着座候時御三盃參る。管領の前へも盃は無ㇾ之候て引渡計すはる。扨御酌被ㇾ參て。御三盃きこしめされて。御盃を御銚子の上に置て。御前之御右之前に。御前をば左のかたに見申樣に御酌伺公候へば。管領引渡をそばへのけて進で御盃御頂戴也。其引渡しをそばへのけられ候時。御供衆にても同名にても。又は其外にてもとりてかげへ退也。御盃頂戴候而。頓而持て御前を欲ㇾ被二退出一候處に。伊勢守にても同名衆にても候へ。御對面所之御次にひろぶたに居られ候織物御服ども有ㇾ之を。つみかさなり候を上より一宛とりて指出し申候へば。管領盃をそばに置て。兩の手にて御服をうけとられ頂戴有て。左の手には御服をもち。右の手にはそばに置たる盃を取て被二退出一候也。さやうに候へば則御酌も被二罷立一候。同御盃の御膳をもあげ

被ㇾ申候間。又さきの管領御服を持て退出之時。御次之間にて同名衆などはしりよりて。取て供に被ㇾ渡候也。

一面々被ㇾ参事。前に御膳をあげ被ㇾ申候而。則申次さいのきはへ参て面々と申入て。頓而罷退候へば。則管領をはじめとして。三職御相伴衆一列に御前へ被ㇾ参て。御禮被ㇾ申て。其儘御對面所さいのうち御前之右之方に各着座也。然時は管領は何毎の様に二度被ㇾ参也。扨御三盃幷數之御盃も参り候を。御三盃は三ながら被ㇾ聞召ㇾ候而。同數之御盃をも上一とをり被ㇾ聞召ㇾ候時。前々のごとく御酌の人相調候而。數之御盃の四方を御前の通に置申て。一宛御銚子の上にすへ申候へば。一人宛被ㇾ参頂戴也。管領より二番めの人。一番に被ㇾ参也。其謂は管領は前に一人被ㇾ参て頂戴之間。此度は二番めの人より被ㇾ給始ㇾ候也。頂戴候而欲ㇾ被ㇾ退出ㇾ候處に。先に管領被ㇾ給ごとく織物御服を指出し被ㇾ申候へば。盃をばそばに置て兩の手にて被ㇾ請取ㇾ頂戴有ㇾ之。左之手には御服をもち右之手にはそばに置たる盃をとり被ㇾ退出ㇾ候也。何れも以頂戴様如ㇾ此各頂戴して。退出迄管領者御前に伺公候。其様は管領之次に伺公候つる人々座必あき申候。其所へはそばしざりにしざりて。其後に管領伺公候也。さやうに候へば。最前の管領着座よりはちとづつとをざかられ候也。末座之御相伴衆之座迄如ㇾ此伺公候而。すゑ座之一人まで頂戴有。はてゝ退出候時。則管領も御前を退出候也。扨何とも不ㇾ申入ㇾして。

次

國持衆一人宛被ㇾ参て。御盃同御服頂戴也。其様躰同前也。

次　細川陸奥守 京極加賀守 兩人計如先々注申候。雖爲外樣衆依被准國持御盃同御服頂戴也。又御供衆中にても國持たる人計は。うち續き參て御盃同御服頂戴之。國持之外には。細川右馬頭 一色兵部少輔 兩人は頂戴候也。如此候而御服をあげ被申候也。

次　外樣衆一人宛參。さいのきはにて御禮申され候也。畠山次郎。末野。赤松新藏人(七條事)。佐々木鞍智紀伊守。土岐民部大輔。攝津掃部頭。赤松治部少輔入道。同彌次郎。赤松中(延後事)務少輔。假令如此分也。

次　番頭幷節朔衆には。一色阿波守。小笠原。中條。結城。千秋。三上。楢葉。 一人宛參候而懸御目也。

次　造宮司。每月朔日に參候而。何時も公家の前たるべし。 御祓進上申候を。先申次御前之さいのきはにて造宮司と申入て。扱さいの内へ參て。御たてゑぼしの上へ御頂戴あらせ候而。被退出候而則懸御目也。

次　公家申次。さいのきはへ參て公家と申入て一人宛被參也。此公家の方々中は。別而細々伺公之人々。たとへば日野殿。三條殿。烏丸殿。飛鳥井殿。廣橋殿。中山殿。藤中納言殿。伯殿。山科殿など也。時に當りて傳奏をも被參也。前々申仲候樣に。日野殿內府內大臣也。令任給て以後は。かやうの公家衆被參て後。更に日野殿と申入て御參也。いまだ內大臣にて御入無之候へば。日野殿とも別には不及申入御參也

其後。

一獻之事。公家衆御參有。はてゝ伊勢守にても申次にても候へ。御對面所之さいのきはへ參て。一獻と申入候而退候へば。則日野殿。三職。御相伴衆一列に伺公候而。各御前御右之方に着座候也。仍三職參るに二

獻めの時。當管領御酌に被ㇾ參候而被ㇾ申入て。其儘酌にて御通御供衆。申次衆。有ㇾ之。三獻めには御所樣御酌之さた候也。三職已下御相伴衆國持など召出しあり。其後伊勢守御銚子を給て一獻過申也。今日一獻。公家衆には日野殿一人令ㇾ伺公ㇾ給也。

一外樣衆被ㇾ參樣之事。其前にしるし申ごとく御盃之衆にてなき外樣衆も。常之節朔には出仕候也。一番管領は御盃頂戴候而退出候へば。則此外樣衆被ㇾ懸ㇾ御目ㇾ候て。扨申次さいのきはへ參て面々と申入て。又管領を始て御相伴衆一列に被ㇾ參也。然時は管領被ㇾ參て後面々と申入候。其間に外樣衆被ㇾ參と申儀也。但又此外樣衆は國持之後番頭之前にも被ㇾ參と申儀候而。近年はもつはら其分也。是も自然のためと古今之兩樣をしるし申者也。

同一日〔二日〕。吉良殿。石橋殿。澁川殿。仁木（いせ）。上杉（四條）。

歳暮御禮事。

同廿日。四條上人參賀。

一申次御對面所之さいのきはへ參て。四條上人と申入て。則被ㇾ懸ㇾ御目ㇾ。御送は無ㇾ之。

同廿一日。七條聖參賀。

一是も申次さいのきはへ參て七條聖と申入て。則被ㇾ懸ㇾ御目ㇾ也。御送は無ㇾ之。

同廿五日。廬山寺以下少々參賀。

一同前申次さいのきはへ參て律家と申入て。一人宛被ㇾ懸ㇾ御目ㇾ也。もし自餘人不參にて廬山寺只一人にて候共律家と可ㇾ申候。乍ㇾ去一人候者廬山寺共可ㇾ申也。

同廿六日。梶井殿。聖護院殿。三寶院殿御參。淨花院。知恩院。知恩寺。妙行寺。淨教寺。加茂莊。撿挍ども。

一御對面次第事。賀茂莊。淨花院以下各撿挍共。

梶井殿。聖護院殿。三寶院殿。

一御對面所　御出座以前より御供衆申次衆何每のさいのきはに伺公して。御出座之時則御禮申て。各被退なり。前にしるし申ごとくと同也。扨當番之申次さいのきはへ參也。

一賀茂輩。頓而賀茂輩と申入て。各一人宛參也。

次　淨花院。其外長老達と申入て。一人宛被懸御目也。

次　撿挍共懸御目なり。其樣躰は又申次さいのきはへ參て。撿挍共と申入て。五人もあれ三人もあれ。一人宛を同朋衆手を引て御前へ參り。諸家御禮申所に置て懸御目也。但撿挍どもと申は。あまた五人。三人。參時事也。一人參候時は。共と云文字は不申入候。撿挍と申入候也。彼等參すみて以後。

次　門跡衆。梶井殿。聖護院殿。三寶院殿。以下一人宛御參也。

是は殿上人被申次也。其樣躰は御對面所之さいのきはへ參て。梶井殿其外門跡と申入て。內より御對面所御西向の御障子を明申されて。御緣より一人宛被參也。御退出之時は御緣迄被送申也。其後申次之殿上人御障子のさいのきはへ被參。自身は御緣に候而。御緣よりまうと被申入候へば。則常之御所へ還御成也。前に如注申殿上人不參候者。申次申入段勿論なり。

一聖護院殿三寶院殿などのほか。未護持僧之內。今日被參衆有之。其段非慥候間此分也。

同廿七日。攝家。門跡。公家。法中。此內に北野衆在之。山徒。外郎。善通事參賀。次田樂も參。

一御藥。とうちん香五裹進上。外郎。每年今日如此也。

一御對面次第事。

公家。法中。山徒。外郎。善通事。田樂。攝家。門跡。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆何每のごとくさいのきはに伺公して。御出座之時則御禮申て各被ㇾ退也。前々注申ごとくと同。扨當番之申次さいのきはへ參て。公家法中と申入て。

一　公家法中一人宛被ㇾ參て其跡にうち續て。

次　山徒も懸二御目一也。正月廿日に山徒樂人と申入樣には今日は無ㇾ之。不ㇾ及二申入一して法中之次につゞきて參也。

次　外郎參。其樣躰は今日進上仕候御藥を申次持參申て。御對面所之さいのきはへ參。外郎進上と申入て。御藥をそと懸二御目一樣にして。則とりてかげへ罷退候へば。頓而外郎懸二御目一候而退出候也。御藥事御前にも置ㇾ之。則かげへも取也。兩樣之内かげへとりて外郎を懸二御目一候てよろしきと云々。

次　善通事と申入て。善通じ懸二御目一三拜申也。

次　田樂參樣躰事。申次さいのきはへ參て田樂と申入て。御對面所之內より御障子を明申て。御緣へ罷出候而御とをりの庭上へ召出懸二御目一候也。庭上之有所は。中門田以下觀世など懸二御目一所と同之。庭上へ參候時申次御緣の上へ伺公仕畢。御前より御右之通。

次　攝家并門跡衆。此かた〳〵は西之衆にて御入候。是は殿上人被二申次一也。其樣躰者御對面所之さいのきはへ參て。攝家其外門跡と被二申入一て。はねだ觀世田樂など御對面のときあけ申候御障子を內より被二明申一て。罷出之賞申候へば。一人宛御參候也。御緣まで被二送申一方御入候也。扨門跡衆一人宛被ㇾ參。こと〴〵く終て此御あとにつゞき

て。典藥。官務。外記。等も懸ニ御目一也。東申次之よりは參候はで。西之衆のさいけつくに參也。正月十日時代以同之。其後申次之殿上人御障子のさいのきはへ被レ參。自身は御緣に候て。御緣よりまうと申入候へば。則常御所へ還御成也。

一前に如ニ注申一候。殿上人被レ參候時は。申次申入段勿論なり。其樣躰同之。縱殿上人雖レ被ニ申次一候。常之申次をはじめ御供衆迄西之御緣のわきに伺公仕也。御前ゟ御左之通たるべし。

同廿九日。大名。外樣。御供衆。申次。公家。五ケ番衆。上樣御被官。

一御對面次第事。

三職。御相伴衆。國持衆。外樣。公家。日野殿。三條殿。

惣番衆。上樣之御被官。是は兩人。

一御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆每之さいのきはに伺公して。御出座之時則御禮申上。各退出也。前々如ニ注申一と同前也。扨當番之申次さいのきはへ參て。面々と申入て退出候へば。

三職御相伴衆迄は一列に御對面所之內へ被レ參。各見合て一度に御禮申て退出候也。

次　國持衆一人宛被レ參。御禮申て退出候也。同被レ准。細京奥加兩人迄被レ參也。

次　外樣衆參る。さいのきはにて御禮被レ申也。

次　公家申次さいのきはへ參て。公家と申入て日野殿三條殿計被レ參也。以上是迄は前後之出仕之分也。今日前後之方注申。扨申次さいのきはへ參て。惣番衆と申入て罷退候へば。

次　惣番衆各一人宛被レ參候て。何共不ニ申入一して。打つゞきて上樣御被官一人か二人。勢田大判事。安藝大膳亮。等迄懸ニ御目一也。其後申次さい

のきはへ參て。まうと申入候へば。則常之
御所へ還御成也。

同廿日。長老達。公家。吉良殿。石橋殿。澁川殿。大名。外樣。御供衆。申次衆。番頭。節朔衆。走衆。奉行衆。

一御身固。有レ之。在宣卿。在通卿。

一御ひとへ并御卷數。所々より進二上之一。

一美物進上。三職。御相伴衆。國持衆迄レ此。每年今日如レ此。目錄にて在レ之。

一御扇一裹數十本。進上。右京大夫殿。每年今日如レ此也。

一染革三枚。進上。同。每年今日如レ此也。

一鼻革十間。進上。畠山殿。每年今日如レ此也。

長老達。三職。御相伴衆。國持衆。外樣衆。番頭。節朔衆。走衆。奉行衆。

吉良殿。石橋殿。澁川殿。

吉石澁已後に仁木殿上杉可二參上一。但外樣內　可レ參歟。公家と可レ書所を先明申也。

一前々申舊候樣に御對面所へ御出座以前より御供衆申次衆　列に次之御座敷と御對面所とのさいのきはにかさなりあふ樣に伺公仕て。御出座之時刻懸二御目一也。人數餘多の時は二度三度にも懸二御目一也。一人宛などにては無レ之。當番之申次一人は御供衆より進でさいのきはに伺公仕也。御出座を奉レ待心得云々。懸二御目一頓而各退出也。

一今朝辰前に御ひとへ御廣ぶたに被レ居て傳奏持參候。同所同所よりの御卷數。傳奏持參候而被二申入一之。但傳奏御取次之分計也。

一御ひとへ伊勢守持參候。近年は申次持參候事も在レ之。

一御卷數所々より進上。是は申次持參申て。御對面所のさいのきはにて。所々よりの御卷數と申入て。扱さいの內御前近く參て。御頂戴あらせ申て退出なり。又所々より御卷數箱に入候而參る類在レ之。此箱に入候

をば御ひろぶたにすへ候て。申次持參仕候而。廣ぶたながらにては無之候。御卷數を一宛とりて。度々に御頂戴あらせ申候へば。聊御立烏帽子をかたぶけられ候間。御たてゑぼしに聊さはる程に御頂戴あらせ申て。ひろぶたにすへならべて持て退出なり。

一御身固の事。申次さいのきはに參。御身固と申入て。在宣卿在通卿一人宛參勤也。

一御扇之事。申次持參申てさいのきはにて右京大夫殿進上と申入て。そと懸御目様にして。則とりて御かげへ罷退也。

一染革の事。申次持參申てさいのきはにて右京大夫殿進上と申入て。如前そと懸御目様にして。則とりてかげへ罷退也。

一諸大名衆美物進上目錄事。
ことごとく皆とり重ねて。申次持參申てさいのきはにて御對面所之さいの内へ參て。御前近く伺公仕て。銘々にひろげて備上覽。又たゝみて持て罷退也。兼而懸御目躰も聊爾也。又永々敷仕も不可然。其様躰直段申也。

一はな革事。畠山殿進上候間。彼同名衆持參申候而被懸御目也。自然同名人不參候時は。申次懸御目候。其様躰は五間宛ゆひ分て進上候をかた手に五間宛兩の手に拾間分を引さげて。さいのきはにつくばひて畠山殿進上と申入て。そと被懸御目也。故父聞候様直傳申候。

（舊本圖在此間今隨便移置于次）

一被懸御目次第事。
長老達。是は蔭涼軒被申次之。其様躰は御對面所之さいのきはへ被參て。長老達と申入て。内より西之御障子を明て被罷

出候。御參候へと被賞申候へば。御相伴衆の長老達一列に被參て。見合て一度に御禮被申て退出候なり。にしの御緣迄被送申。扨蔭涼軒參て自身は御緣に候而御緣より御障子をたて申され候也。其後申次さいのきはへ參て面々と申入て罷退候へば。

次　三職幷御相伴衆迄一列に御對面所之內へ被參候而。各見合て立。一度に御禮申て則退出候也。其後何とも不及申候之。

次　國持衆一人宛被參。御禮申て退出候也。

次　細川陸奥守京極加賀守兩人事。如前注申雖爲外樣依被准國持。同うちつゞきて被參也。

次　外樣衆一人宛參て御禮被申也。正月朔日。同四日出仕衆也。毎月節朔前後などは參勤之かた〴〵也。畠山次郎。末野。赤松新藏人。佐々木鞍智紀伊守。土岐民部大輔。攝津掃部頭。赤松治部少輔入道。同彌次郎。赤松中務少輔。縱令如此類也。

次　番頭幷節朔衆には。一色阿波守。小笠原。中條。結城。三上。千秋。楢葉等。一人宛參て被懸御目也。是もうち續て。

次　走衆一人宛被參也。

次　奉行衆一人宛參て懸御目也。如此悉相過て申次さいのきはへ參て。吉良殿。石橋殿。澁川殿。と一度に申入て罷退。

次　吉良殿。澁川殿。石橋殿。仁木殿。上杉など打續て一人宛被參也。扨申次さいのきはへ參て。公家と申入て。則

次　公家衆一人充被參て。其後申次さいのきはへ參て。まうと申入候。則常之御所へ還御成也。

一歲暮御卷數之事は。今日以前にも所々より進上之義も在之。雖然先御對面所之つぎに置之也。必其日請取之。申次御供番にて候へば今日卅日可參候義不定候へ共

其請取申候日。同朋衆是は歳暮の御卷數とて參候へ共。大卅日に所々のと一度に可㆓披露申㆒候間。當座には不ㇾ及㆓申入㆒候。爰に置申候。自然可ㇾ被㆓心得㆒之由申をき候也。事によりて其當座に申入義も可ㇾ有ㇾ之候へ共。歳暮に限て前々のをとりそろへて。梅のすばいに結付ていくつも取集め。本とするとを紙よりにてゆひ候而持てまいりて。御對面所にて今日同時に御頂戴あらせ申事專之義也。又箱に入候をば如ㇾ先なり。御廣ぶたに居候而持參申候段勿論。何れも申入時は所々よりの御卷數と申入て。御頂戴あらせ申者也。

一長老達被ㇾ參事。御ひとへ御卷數などよりも宸前に被ㇾ懸㆓御目㆒之由被ㇾ申義にて。近年者又其分にも候也。

右申次記錄事。先規中古之趣以㆓先例㆒御親父政藤。連々被ㇾ勤㆓申之㆒舊記之旨就㆓令㆓持承㆒尙氏取㆓存分㆒申ㇾ之。以㆓被是㆒被㆓取令㆒。從㆓二月㆒至㆓十二月㆒之分被㆓注置㆒之條々。令㆓拜見㆒候處。愚存聊以無㆓相違㆒者也。

大舘伊豫守

永正六年己巳四月十三日　尙氏在判

安東故右馬助殿政藤御家督平六殿

中次人數之事。　長祿年中以來。

大舘兵庫頭敎氏。御供衆也。上總介持房次男也。不ㇾ及㆓受領㆒。兵庫頭之時死去。伊豫守尙氏親父也。

伊勢備中守貞藤。御供衆也。伊勢入道貞遠次男。貞親朝臣舍弟也。貞藤令㆓入道㆒已後號㆓瑞笑軒㆒云。

上野民部大輔持頼。御供衆也。應仁亂已後三番之頭也。

伊勢加賀守貞綱。御供衆也。應仁より三番衆頭也。因幡守貞誠伯父也。

畠山播磨守敎光。御供衆也。應仁亂迄三番衆之頭也。

伊勢下總守貞持。貞綱之親父舍弟に下總守貞房と申仁在レ之。其息云々。次郎左衛門貞頼幷右京亮貞遠以下之親父也。

畠山中務少輔政光。御供衆也。應仁亂迄四番之頭也。

伊勢備後守貞照。大夫將監貞淸の彥也。

伊勢肥前守盛富。貞房舍弟息歟。不分明也。八郎左衛門盛種之親父也。

伊勢備前守盛定。前には備中守云々。然瑞笑軒任ニ備中守ニ之時拜ニ任備前守ニ云々。

右御番事。以ニ御自筆ニ被ニ置定ニ之。

文明之頃。

畠山宮內少輔。政光舍弟。應仁亂已後御供衆。四番之頭也。

畠山刑部少輔政淸。大夫將監貞淸次男也。三男との間に信濃守持淸と申仁在レ之。其息云々。寬正年中御參宮之時御前計參勤人也。

伊勢左京亮貞誠。

伊勢下總守貞扶。

伊勢備後守貞照

畠山中務少輔政近。被レ召ニ加之ニ。文明九年十一月日。御供衆幷四番之頭也。政光舍弟。又宮內少輔よりは雖レ爲ニ舍兄ニ。應仁亂之後。宮內少輔死去以後出仕也。任ニ上總介ニ。

御方御所樣。

一申次始而被ニ仰付ニ人數事。文明九年十一月廿日。

大舘台部少輔尙氏。御供衆。敎氏息。任ニ兵庫頭彈正少弼左衛門佐伊豫守ニ。以下於ニ江州釣御陣ニ被レ召ニ加評定衆ニ云々。

大和兵部少輔政郡〔邦賢〕。大和守成親舍弟也。當時家督云々。

伊勢八郎左衛門尉盛種。任ニ代々備前守ニ。

伊勢次郎貞頼。貞扶息也。任ニ次郎左衛門幷下總守ニ。

一上野刑部少輔政直。應仁亂前迄。一色治部少輔政熙。上野刑部少輔政直。此兩人は御部屋衆にて候。

一吉見兵部少輔政家。

右兩人被ニ召加ニ之。文明十年十二月廿七日。

一色式部少輔政熙。被ニ召加ニ之。文明十一年閏九月七日應仁亂前迄御部屋衆也。其後任ニ式部少輔ニ。御部屋衆之間は治部少輔也。

一吉見暇在國也。

一大和は死去也。仍

御番衆被ニ定置ニ之。

大舘治部少輔尙氏。

一色式部少輔政熙。

上野刑部少輔政直。一番衆上野一流。政直方は先流云々。

伊勢肥前守盛種。

伊勢次郎貞頼。

一連々被召加人數事。

伊勢彈正忠貞固。文明十二年六月廿日。被召加之。

伊勢新九郎盛時。文明十五年十月十一日。被召加之。備前守貞定息也。

上野小太郎尚長。文明十六年十一月廿日。被召加之。持賴息。三番頭也。

安藤右馬助政藤。文明十八年二月十七日。被召加之。薩摩守親泰息也。申次以前は御方衆并上樣御供衆也。

一當申次參勤人數之事。文明十九年正月御供衆。

大舘彈正少弼尚氏。　上野民部大輔尚長。御供衆。

伊勢肥後守盛種。　伊勢彈正忠貞固。

安東右馬助政藤。　伊勢新九郎盛時。

一荒川宮内大輔政宗。豐野宮内大輔政茂。此兩人被召加之。文明十九年七月廿八日。

一於江州鈎御陣始而被召加之人數事。

伊勢下野守盛相。長享二年五月日。

一色宮内少輔親冬。長享二年六月日。

里見兵部少輔尚直。同二年十月六日。

岩山美濃守政秀。同年同日。

宇都宮次郎藤綱。同年同日。

一近年申次人數事。東山殿下

大舘刑部大輔政重。御供衆也。治部少輔教幸息也。祖父は雖任上野介。孫政重は刑部少輔より拜任陸奥守四品也。

伊勢右京亮貞遠。貞扶次男。下總守舍弟也。貞遠は貞宗朝臣猶子分云々。

畠山中務少輔政近。

伊勢上野介貞弘。

畠山刑部少輔。政清息也。

伊勢因幡守貞誠。左京亮貞泰父也。

右以御自筆被定置者也。此以後伊勢肥前守盛種被召加之畢。

申次御番定被置人數事。延德二年六月日。

大舘刑部少輔政重。四品也。

伊勢右京亮貞遠。

大舘左衞門佐尚氏。四品也。

伊勢次郎左衞門尉貞賴。任下總守。近年貞仍と改名也云々。

上野民部大輔尚長。

伊勢因幡守貞誠。

大舘治部大輔親綱。御供衆也。尚氏曾祖父舍弟流。民部少輔政房息也。

伊勢上總介入道貞弘。

伊勢肥前守盛種。備後守貞凞〔上文作照〕息也。七郎左衛門尉事也。

伊勢又七貞倭。

一常德院殿樣御代。御親父右馬助政藤。申次御參事。

被召加度被思召候間。此等之趣伊勢貞宗に爲御談合。以尙氏書狀可尋遣之由被仰出之間。上意之旨貞宗に申通候處に。如此御返事被申候條。備上覽者也。仍而可有御參之由被仰出候以來。至永正三年丙寅春被勤申畢。然時者云上意云先規。御參例旁以御理運哉。一旦被叶上意被召加人數之類には大相違申候歟。此旨兩宮八幡も照覽。淵底尙氏存知仕候間。具に注申者也。

御札委細拜見仕候。仍安東右馬助申次之事被尋下候。同名遠江守　東山殿樣御代始參勤之義勿論候。いかにも〳〵可爲上意之由。可得御意候。恐々謹言。

二月十七日　貞宗在判

彈正少弼殿

貴報

右文明十八年丙午二月十七日伊勢守貞宗朝臣如此被申上候也。

從長祿年中至延德二年。申次參勤之人數如此也。

尙氏存知之在判

永正六年四月　日　尙氏在判

大舘伊豫守

安東故右馬助殿政藤御家督平六殿

右長祿以來申次記以瀨名貞雄伊勢貞春本挍合

群書類従卷第四百七

武家部八

殿中申次記

定申次御法條々。

一依二歡樂一不參之時者。兼日以二誓文狀一可レ被レ申之。然者度數次第可レ有二合力一。度數爲二等同一者。可レ爲二遠近次第一。後日ニ參勤之時。可レ被レ合二度數一事。

一着到前日七時以前ニ於レ無二到來一者。不レ可ニ承引一之。然者可レ爲二重役一事。

一或者　公儀。或者於レ被レ下レ暇者。度數不レ可レ及二返勤一事。

右條々違背之方在レ之者。爲レ惣堅可レ被レ申之。若於レ無二承引一者。可レ被レ達ニ　上聞一者也。仍衆議如レ件。

正月朔日。長祿二ニ戊寅。御對面記。

一公家。大名。外樣。少々。御供衆。御部屋衆。申次。番頭。番方。節朔衆之事也。走衆。

右各出仕。

一御太刀金。三振。　三職進上之。

一御弓。御笠懸引日。袋入。細川淡路守進上之。

淡路守出仕之時ハ持參。不參候時ハ申次持參之。

淡路殿正月朔日ニ自身持參之。御弓笠懸引目持樣之事。此時者弓ハ右。引目ハ左ニ御持候て。御盃拜領の番の時。御前へ持て御參候

て御かしこまり候て。扨其後御立候て。さいより内へまいられ。御座敷の樣子により。弓引目一所にをかれ候て。其後御盃頂戴候。私宅より袋に入候事ハ不ㇾ存候。引目常のごとく袋ながら參候。のまきの上。紙にてつゝみ候てハ進上なく候。此時は御弓一張。引目一なり。

此條勝蓮院伊勢守貞陸自筆を以て爲ニ覺悟一加ニ書之一。

一御太刀。金。鳥目二千疋折紙。日野殿進上。是ハ御末より申入。次大名。外樣少々。御供衆。各御盃頂戴。次御練貫拜領。三職ハ二重宛。其外ハ一重宛也。

一公家衆ハ各御練貫一重宛。但公家衆ハ御盃無ニ頂戴一。

一御對面之次第。御出之砌。御供衆一列ニ懸ニ御目一。其後御部屋衆也。申次又同前。但一亂以前者。御供衆常の御所ニ而被ㇾ懸ニ御目一也。

一於ニ御對面所一申次。一番ニ面々と申入て。則三御盃數の御盃參て。其後管領を始て大名以下次第次第に被ㇾ參て。御盃頂戴之。其時御練貫拜領也。常の朔日節供ニハ。管領一人先被ㇾ參也。

二日。

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方少々。節朔衆之事也。各出仕。大名。御供衆。御盃頂戴。

永正十三記
一御太刀金。三振。三職進上之。

同前
一御乘馬始在ㇾ之。伊勢同名中勤役之。

一御鞦一懸。御手綱腹帶一具。御沓一足。伊勢守進上之。御厩孫次郎御服被ㇾ下之。依ニ御乘馬始一也。

三日。

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方少々。同前各出仕。御盃同前。

一御太刀金。三振。三職進上之。

四日。

一公家。大名。外樣并大外樣。御供衆。申次。五ヶ番

奉行衆。出仕。

一藝阿。相阿。御扇二本進上之。御太刀被下之。先先ハ御練貫拜領之。

一善通士。觀世大夫。

右御對面之次第。一番ニ御身固と申入て有宣（安部氏定行事ト云）在通參勤。（阿賀氏云遠士ト云）二番ニ大名外樣少々。番頭并赤後に參賀之公家。三番ニ大外樣五ヶ番衆奉行衆。

上樣御被管一兩人并勢田判官大膳亮加治等番方ニつゞきて懸御目也。四番ニ藝阿。相阿。進上御扇と申入て備上覽。則藝阿相阿懸御目也。五番ニ公家と申入て公家衆被參。其次ニ陰陽つゞきて懸御目。其後ニ善通士と申入て善通士參。其後觀世と申入て。御障子を内よりあけ申て。於庭上懸御目也。先々ハ吉良殿と東條殿も出仕也。奉行已後公家之前也。吉良東條殿と申入て御參候也。藝阿。相阿進上之御扇ハ。そのまゝ御前に置申事も在之。但備上覽。則かげへ取申御對面過て。女中へ進上中も猶可然候也。

一吉良殿與東條殿有宣。在通。相阿等ハ御練貫拜領衆也。東條殿ハ二重也。東條殿父子出仕之時ハ。子息へハ一重也。次大外樣并奉行衆御太刀拜領之。赤後之出仕無之時ハ。御對面之次第不及其沙汰也。

一惠林院殿樣御代事加書之間。以朱書之也。（永正年中也）觀世大夫。同三郎。父子ニ御服被下之。當年始被下之。醫師も今日出仕。

五日。

一吉良殿。澁川殿。石橋殿。伊勢。仁木。關東衆。出仕。御對面之次第。一番吉良殿。澁川殿。石橋殿と申入候て被參也。其次にハ不及申入懸御目也。吉良殿ハ御練貫二重拜領。其外仁木殿迄ハ一重宛也。吉良殿も父子出仕之時ハ。御息へハ一重也。澁川殿近年ハ無出仕。先々は外

樣も少々出仕。外樣ニハ御太刀被レ下レ之。吉良殿美物進上之時ハ如レ常從ニ女中一申入候也。

永正十三 上杉右衞門佐。　渡邊。　出仕。

同 一御太刀　一腰。金。　年始御笙始之御禮。　豐筑後守。

同 一御太刀　一腰。持。　同儀ニ付而被レ下レ之。同。

同 一御太刀　一腰。持。　於ニ御新造御笙始一被レ下レ之。　同。

同 一御太刀　一腰。持。　被レ下レ之。　御隨身。調子武恒。

同 一御太刀　一腰。持。　昨日御德日ノ間。今日被レ下レ之。　相阿。

永正十六 一御　服。　被レ下レ之。今日之儀同前。　觀世大夫。

一御笙始在レ之。御太刀一腰。金。　御笙始之儀進上之　豐筑後守。

御　劔一腰。持。　就同儀被下之　同。

永正十 一御齒固。　辰刻。

同 一御　服。　伊勢備中守。就ニ御齒固之儀一被レ下レ之。

同 一同。　齋藤上野介。就ニ同儀一被レ下レ之。

同 一御乘馬始在レ之如ニ例年一。但今日ハ御延引。

同 一御服。就ニ御乘馬始之儀一被レ下。　御厩孫次郎。

同 一上杉虎千代。　御隨身以下如ニ例年一。

六日。

一若菜　二合。仍御太刀被レ下レ之。　松尾社御師。

一同　同。　同社務。

七日。

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方少々。節朔衆之事。各出仕。大名御供衆。御盃頂戴之。

一御太刀金。三振。　三職進上之。

一御藥色々。　外郎進上之。外郎へ御太刀申出遣レ之。申次之沙汰也。

一田樂參。

一外郎ハ外郎と申入て。御藥備ニ上覽一て。後ニ外郎參也。公家之前也。田樂ハ公家の後也。田樂と申入て。於ニ庭上一懸ニ御目一。觀世と同前。田樂御練貫一重宛被レ下レ之。先々ハ十二五郎も同一重被レ下レ之。但長祿年中に十二五郎ハ十一日に參也。

(永正十三)一御太刀一腰。持。御吉書之御禮。　右京大夫殿。
一御太刀一腰。持。御馬一疋。　赤松兵部少輔（年始之御禮持參御禮）
永正十六七同前。但御吉書御禮。永正十七無レ之。同十八年ニハ御禮有レ之。
(永正十六)一御火箸一膳。　銀師後藤。
八日。
一護持僧。法中。泰清。評定衆。出仕。
御對面之次第。一番ニ評定衆と申入て。評定衆懸ニ御目一。其次泰清。其後東より參法中。其次護持僧。是ハ西衆也。御用持有レ之。西衆をバ殿上人被ニ申次一之。
一聖護院殿。五重其外色々被レ進レ之。
一三寶院殿。同前。　實相院殿。五重引合。
一因幡堂執行。一重被レ下レ之。
(永正十三)一評定衆幷北野寶成院。　御太刀被レ下レ之。
一久喜一桶。　高雄山神護寺。例年進上之。

一土筆一折。青海苔一折。山芋一折。若王子。例年進上之。
(永正十六)一御太刀一腰。金。（依レ寒ニ無ニ土筆ニ之條。御免ノ御禮。）若王子。
九日。
例日。
(永正十二)一御扇。一本。（爲ニ御慕例ニ進上。仍御太刀被レ下レ之。）狩野大炊助。
十日。
一攝家。門跡。公家。法中。參賀。
一鵠一。羽門田進上之。是ハ御末より申入之。御對面之次第。一番ニ公家法中と申入て東より被レ參。公家法中公家につゞきて懸ニ御目ニ輩有レ之。東衆之法中過て。其次に羽門田と申て。於ニ庭上ニ懸ニ御目ニ也。其後則被レ改ニ御裝束ニ。攝家門跡西衆也。御對面。攝家以下ハ殿上人被ニ申次ニ也。殿上人不參之時ハ。申次存知之也。
(永正十八)一頼秀。一重被レ下レ之。
一御參内。年始御參内之御禮。御供衆同朋兩

人。御走衆。御太刀金。進上之。

十一日。

一長老達。法中少々。造宮司。眞木嶋も參也。御對面之次第。一番ニ眞木嶋と申入。其次造宮司と申入。御祓申次持參申。御頂戴ありて則造宮司懸ニ御目ニ。其次法中也。先々ハ南都衆數多有レ之。大乘院殿一條院殿長老達ハ。蔭涼軒申次。是一番也。

一造宮司。　一重被レ下レ之。

（永正十三）一御　祓。　祭主同ニ造宮司ニ。

（同）一御普請始御事始在レ之。

（同）一御太刀一腰。金。御普請始御禮。　（畠山）次郎殿。

一御太刀　一腰。金。就ニ御事始之儀ニ御禮。　金山三郎。伊勢右京亮。結城勘解由左衛門。宮下野守。松田丹後守。齋藤美濃守。齋藤上野介。

右役者各進上之。

（同）一御太刀。持。　被レ下。　春日御師。

一就ニ御祈始ニ御太刀。持。被レ下。　千秋刑部少輔。

（永正十三）一就ニ同儀ニ御太刀。持。在重。有春。被レ下レ之。

一御樽三荷。蜜柑二籠。串柿三連。例年之儀也。　南都東北院。

（永正十三）一御鏡　二面。串柿　一連。恒例之儀也。　南都法花寺殿。

（永正十三（十六イ））一御太刀一腰。持。就ニ御普請始ニ御禮。　（畠山）次郎殿。

（同）一御太刀一腰。持。御禮同前。　杉原伊賀守。

（同）一御太刀一腰。持。就ニ御事始ニ御禮。　金山三郎。

右其外之役者。永正十三年同前。但杉原伊賀守御普請奉行候間。御禮次第爲ニ分別ニ寫書之。

十二日。

（永正十六）一御參　内。未刻。　御禮次第同前。

一法中少々。多分青蓮院門家衆也。（下（一本））宇治衆。出仕。

一御室。　青蓮院殿。

御對面之次第ハ。先武家衆。其次ニ東衆法中。其後御室青蓮院殿以下。是ハ西衆。殿上人被ニ申次一之。

永正十三
一久喜二桶。梅漬一桶。梅剝一桶。例年進上之。　宇治大路三郎。

永正十六七八同前。

十三日。

一梶井殿。妙法院殿。賀茂輩。岩倉。眞性院。同。本初院參賀。日吉も參也。

御對面之次第。賀茂輩。其次岩倉殿衆。其後日吉と申入て於ニ庭上一懸ニ御目一。其後梶井殿。妙法院殿。是ハ西之御衆也。

永正十六
一岩倉衆。賀茂御師。日吉。一重宛被レ下。

永正十六
一日吉大夫。於ニ庭上一被ニ御覽一。

十四日。

永正十三
一御盃臺二。白鳥一。鴈二。鯛十。鯉一。貝蚫一折。柳十荷。例年進上之。但今日參。　右京大夫殿。

同
一御太刀一腰。持。　同。

同
一御太刀一腰。持。　大内左京大夫。

同
一公家。御供衆。申次。攻衆。走衆。

就ニ一獻始之儀一。各御太刀進上之。

同
一就ニ同儀一公家衆御供衆申次奉行衆。御美物一色宛進上之。

同
一御折五合。御樽五荷。　三寶院殿。

同
一御折十合。柳十荷。　次郎殿。

同
一御折十合。柳十荷。　大内左京大夫。

同
一御折五合。柳五荷。　伊勢守。

猿樂在之。

十四日。

一今日ハ一獻在之。於ニ御會所一平家在之。其後御懸にて松奏在之。是ハ一亂以前之事也。

永正十三
一御盃臺二。美物五種。柳十荷。右京大夫殿御進

上之事。永正十六七八年如二嘉例一進上之。惣之美物ハ進上無之。

永正十三
一惣撿挍懸二御目一。平家申之。

同
一御卯杖二。　大舘上總介。　嘉例進上之。

同
一左義長一本。　囃申之。

十五日。

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方少々。節朔衆之事也。各出仕。大名。御供衆。御盃頂戴。國持衆ニ准シテ。五ヶ日御盃頂戴之外樣一兩人在之。

一御太刀金。三振。三職進上之。此五ヶ日之御太刀。何も御前ニ十六日迄立置申事も有之。以後ハ八幡へ參。

一御太刀。同。山名殿進上之。就二今日垸飯之儀一進上之。

永正十三六七八年同前
一左義長。　五本囃申之。被二御覽一。仍御太刀被レ下レ之。

十六日。

一律家。法中少々。參賀。御太刀糸。二振。定泉。正實。進上之。下賀茂輩も今日參賀と存候。同定光。正實。永正十三ヨリ十八年マデ同前 進上之。

永正十六十七八年同前
一大般若經在之。

一御折一合。　恒例。　淨住寺。

十七日。

一善法寺參賀。年始ハ西より參也。三重又ハ二重拜領也。

永正十三ヨリ十八年マデ同前
一同御太刀一腰。金。　鯛廿枚。進上之。例年之儀也。

一御的始在之。仍御太刀。金糸。公家少々。大名。外樣少々。御供衆。申次當番衆。御的奉行等進上之。

正月十七日。淡路殿より御弓二張參候。御弓ハ袋御矢ハ筒ニ入しかいぞへに持せ候。庭上へ申次罷出候處にて。使かしこまりながら袋ともにかいぞへの手より執て。さて取出し二張ひとつに渡候を。いつものごとく請取。左の手

にたて候て持候。扨又矢筒をかいぞへの手より取候ていだし。二手ながら一つに渡候時。出ものゝ左の手の下を右の手にて取候て罷立也。弓袋矢筒ハ使とりてかへり候。
此條勝蓮院（伊勢貞宗）自筆を以て加書之。

（永正十三）一御ゆかけかた〳〵。　小笠原又六。
（同）一御ゆかけかた〳〵。　伊勢左京亮。
（同）一御太刀一腰。金。　八幡田中。
（同）一御弓二張。御太刀被下之。　弓細工。
（同）一御弦廿張。御太刀被下之。　弦懸鳩。
（同）一御弓二張。御的矢二手。　細川彦四郎。
例年進上之。
（同）一御挿（ハサミ）物在之。
（同）一御太刀金一腰。就御挿物後於御前被下之。　小笠原又六。
（同）一同　同。就同儀進上之。仍御盃頂戴之。　同。
（同）一御供衆以下祗候之者。各御太刀進上之。
自永正十三到同十八年同前。

十八日。
（永正十三）一御的射手六人。御盃并一重宛被下之。
一圓鏡一面。久喜二桶。　（守甫）放生院。
自永正十三到十八年同前。例年進上之。
（同）一八幡御代官參。　細川四郎。
仍御撫物御劔。今日被下之。
（同）一三木丁。　囃中之。
（同）一御扇一本。杉原十帖。自永正十三到十八年同前。　妙蓮寺。

十九日。
（永正十三）一日吉樹下（ジユゲ）參賀。　一重被下之。
（同）一御幣參。　如例年役之。　伊勢又七。
（同）一八幡へ御代官歸參。御盃御太刀拜領之。　細川四郎。
（同十八）一御太刀一腰。金。始御代官參御禮。　同。
（同）一御幣參。於常御所御拜。　（持參）伊勢右京亮。

廿日。
一山徒。樂人。出仕。御太刀糸。山門執當進上之。

伊勢本云
一四條上人參賀。御對面之時上人と申入之。御對面之次第。一番ニ執當。其次御加持衆。其次使節以下。其次樂人也。執當ニ一重被レ下レ之。次使節樂人に御太刀被レ下レ之。

永正十三ヨリ同十八年マデ同前
一御加持衆御加持在之。金藏。松禪。正教。使節。山徒。淨花院。花開院。四條上人。

同
一御扇一本。杉原十帖。　例年　本能寺。

廿三日。

一春日御師參賀。一重被レ下レ之。廿二日ニも參也。

肥前守本ニ如此在之
一七條聖參賀。御對面之時ひじりと申入と云々。

永正十二
一白鳥一。鮒一折。年始御禮。　佐々木中務入道。

晦日。

一御身固。有宣。在通。參勤。次ニ所々ヨリ御卷數進上之。御誕生日同之。

一御足袋。三足。染革三枚。　細川右馬頭。
自ニ永正十三一到ニ十八年一。例年進上之。御足袋革三枚共在之。

永正
一御身固。在宣。有春。何茂如レ常。

一御扇一本。自ニ永正十三一到ニ十八年一。　土佐刑部少輔。

一同。同前。　粟田口民部丞。

二月朔日。

一公家。大名。外樣衆。御供衆。申次。番頭。番方。節朔衆之事也。出仕。大名國持迄御盃頂戴。但御供衆の中ニ而も。典厩ニ兩人頂戴在之。

一白鳥一。熨斗鮑千本。天野五荷。次郎殿。畠山殿事也。
御對面之次第。畠山殿進上之美物目錄を一番備ニ　上覽。其後美物を懸ニ御目一。大なるをば兩人してかきて懸ニ御目一。其後管領と申入て。管領則御前へ被レ參候て御三盃參。管領の御前へもひらおしきにて參候。管領御盃頂戴有て御前退出。其後ニ外樣衆懸ニ御目一。其後御相伴衆の大名。管領を始て一列に御前へ祗候。仍又御三盃幷數の御盃參候。管領之外次第に御盃頂

戴。管領ハ各御盃頂戴の間御前に祗候候也。然間管領ハ兩度御前へ被參候。但又管領不參之時ハ。外様ハ大名より後也。御盃已後番頭以下懸御目て。造宮司と申入て。御祓を申次持參申て御頂戴ありて則造宮司懸御目。其後公家と申入て。公家被參也。此分毎月朔日節句同前。但二月。七月。十二月朔日には一獻在之。此三ヶ月之儀ハ。畠山殿美物御樽進上也。造宮司ハ毎月朔日ばかりに御祓持參候也。次ニ一獻ハ朔日御對面以後則伊勢守不然ば申次。一獻と申入てやがて御相伴衆各御前へ被參候。公家衆にも祗候之衆在之。三獻參。初獻之御酌は御相伴衆の內に被勤之。二獻目の御酌管領。此時御供衆申次まで御通在之。三獻目の御酌ハ公家御酌也。公方様被聞食て。則公方様御酌也。如此三獻參て。其後大名國持まで千疋宛折紙進上之。各御前へ持參。御一獻始之御禮也。仍七月十二月には御折紙無進上なり。自然一獻無御座時も。美物御樽御折紙等は進上也。

一臨時ニ御禮申上輩在之時ハ。定ル御對面以後申入之也。

(永正十三)
一千疋。　右京大夫殿。(自永正十三到十八年。)

一同。　次郎殿。　例年進上之。

(永正十三二五但式日ハ不定)
一御太刀　一腰。持。(年始之御禮。)　筒井。(自永正十三至十八。如此式日歟。)

(永正十三二十二式日歟)
一鮒　廿。　例年進上之。　佐々木四郎三郎。

(永正十三二十七式日不定)
一餅　二籠　例年進上之。　(高島)善智院殿。

一生成(ナマナリ小別ノ事也。)　三十。例年進上之。　佐々木四郎三郎。

一十二月歳暮御禮之事。

廿日。

一四條上人。御對面之時四條上人と申入也。(肥前守木)

(ニハ如此付也。)

廿二日。

一七條聖(ヒジリ)。參賀。同前。

廿五日。

一律家少々。參賀。

廿六日。

一護持僧。此外淨花院。知恩寺。知恩院。淨教寺。賀茂藿以下。撿挍共ニ參賀。

一梶井殿。御參。

御對面之次第。一番ニ賀茂藿。其後淨花院以下。其次ニ撿挍共と申入て撿挍。其後梶井殿井護持僧被レ懸ニ御目ニ。次第ハ當官次第也。但宮門跡御すみなり。惣の後に御參候時も在之。是ハ西の御衆也。

廿七日。

一攝家。門跡。公家。法中。山徒。參賀。

一御藥五種。外郎(ウイ)進上之。

一善通士(ゼンツウシ)。日吉。田樂。參る也。

御對面之次第ハ。一番ニ公家法中と申入て各被レ參。其後外郎進上と申上て。御藥備ニ上覽ニ。外郎懸ニ御目ニ。其後善通士と申入て善通士懸ニ御目ニ。其後ニ日吉と申入て。御障子を内より明申。於ニ庭上ニ被ニ御覽ニ。其次ニ田樂と申入て。同於ニ庭上ニ被ニ御覽ニ候也。其後ニ攝家以下公家門跡法中西より被レ參。是ハ殿上人被ニ申次ニ也。肥前守本ニハ日吉田樂の事無レ之失念歟。

一御炭　貳十荷。　高雄山神護寺。

廿九日。

一惣番衆。　上樣御被管以下出仕。

御對面之時。惣番衆と申入也。今日之儀如レ此也。

晦日。

一長老達。公家。大名。外樣。御供衆。申次。番頭。番方少々。飾朔衆の事也。走衆。奉行衆。出仕。

一吉良殿。石橋殿。出仕。

御對面之次第ハ。一番ニ傳奏。御單御廣蓋に居

て持參。此御單と申ハ、すゞしの御ひとへぎぬにて御なでものの事なり。 二番ニ又傳奏所々よりの御卷數持參。三番ニ伊勢守御單ども御廣蓋ニ居て持參。所々より參る御なで物の事也。 四番ニ所所よりの御卷數申次持參。五番ニ又所々よりの御卷數の箱御廣蓋にすへて申次持參。六番ニ御身固と申入て有宣在通參勤。七番ニ右京大夫殿進上之御扇十本申次持參。細川殿進上と申入也。八番ニ又細川殿進上之御染革三枚申次持參。九番ニ諸家進上之美物の目錄共申次持參。めい／＼に備二 上覽一。十番に畠山殿進上之鼻革十間。畠山苗氏衆持參也。德本之代ハ。尾州持參云々。但彼苗氏不參候時ハ。申次懸二御目一也。十一番ニ長老達蔭凉軒被二申次一也。十二番ニ大名以下公家如ㇾ常。次ニ秦清以下つゞきて被ㇾ懸二御目一也。吉良殿ハ公家より前に吉良殿と申入て。被ㇾ懸二御目一也。

一御對面以前ニ御撫物御服也。申次之。御身固在之。秦清定行等勤之。

一年始ニ御練貫以下拜領之事ハ。一亂以前之出肥前記ニ在之。

兩樣儀在之事

一常々節朔之御對面に管領之後外樣衆御相伴衆。其後番頭前に被ㇾ參事。

一二月一日。折紙進上之事。一獻以後以前ニ進上之時も在之事。

一正月四日。奉行衆と 上樣御被管以下と前後進候て參事。

一大晦日ニ長老達大名以後と候へ共。傳奏御單持參よりも前ニ被ㇾ參事。

以上四ケ條異說也。

御亥ノ子。諸家出仕樣躰之事。

一御對面所へ御出座候て。則申次御前へ參。面々と申入候て。則三職以下御相伴衆之大名一列に御前に被ㇾ參。着座候て御膳參り候。同二ノ御

膳も參る。左樣ニ候て三職以下一人ツヽ直ニ御給候て直に退出なり。次ニ國持の外樣同打つづきて被レ參。如レ此之後二ノ御膳をあげ被レ申候て。御とをりニ置申て常の外樣一人ツヽ被レ參候て。則御ぜんの御なりきりを給て頂戴候て退出なり。如レ此ありて御とをりに置被レ申たる御膳をかげへ取申されし候也。

一如レ此次第ありて。別の御膳を持參候て。御前に置被レ申時。御供衆御部屋衆申次已下被レ參候て。直ニ被レ下レ之候也。

一各參すみて公家と申入て。公家衆一人ツヽ御參候て。直ニ被レ給候也。

一傳奏御事ハ公家達の中ニ被レ參候也。

一禁裏樣より參らせらるゝ御巖重ハ。傳奏公家中にて被レ參時。被レ持參申レ候也。如レ此之段もともとよりの御樣躰也。然に　惠林院殿樣御代。禁裏樣御巖重を一番に御頂戴ありたき由。上意にて面々よりも前に傳奏と申入て被レ參候也。其分至ニ于今一無ニ相違一也。

一御膳ハ以上三膳參り候也。御配膳ハ如レ常。御供衆勤役也。

右趣者貞　記錄在之。

七日。延德四年正月義稙公代。御陣。於ニ三井寺光淨院一

一御對面次第。

一御出之所にて御供衆申次懸ニ御目一。其次ニ當番の申次御通りへ參面々と申入。其次に三の御盃參。御配膳ハ上野民部大輔幷數の御盃參。御配膳ハ大舘左衞門佐。御酌大舘刑部大輔。

一數之御盃きこしめしはつるを見て。御太刀金。右京大夫と申て。御前ニ如レ常被レ置レ之。細川殿不參によりて。大舘左衞門佐役之。此後一番ニ左兵衞佐殿御太刀金。持參。御盃給レ之。二番ニ尾張殿にてあるべき處に。今日參賀無レ之。然間二番目ニ一色殿。三番ニ細川淡路守殿。四番ニ

山名彈正少弼。五番ニ赤松左京大夫。六番京極治部少輔。以上御相伴衆。各御盃被レ給レ之。但御太刀ハ三職計進上之也。
一此次ニ外樣衆。國持衆。一番ニ山名相摸守。二番ニ武田伊豆守。三番ニ土岐左京大夫。同次郎。御盃被レ給レ之。
一此次ニ御供衆。御盃給レ之。
一此次每朔日御目にかゝる五ヶ番衆之內。小笠原備前入道。結城幸松。楢葉左京亮。今日ハ此三人懸ニ御目一也。
一此次ニ每朔日の衆。公家と申入て。三職進上の御太刀をかいとりて。すみにたて申。例年のごとく此分也。今日ハ一番飛鳥井殿。二番阿野殿。
一此次ニ田樂と申入。如レ當御通りの障子をあけ申て。庭上にて懸ニ御目一。本座。文阿彌。同。冬阿彌。同。松阿彌。新座。元阿彌。　以上今日之御對面は分也。

一御對面之時御送あるべき御人數之事。
宮々。伏見殿。常磐井殿。此外攝家。但大臣ニ御なりなき時ハ御送なし。大臣に御成り候てより御送候也。此外之公家衆ハ。たとへ太政大臣にて御座候とも御送ハなし。
一法中ニハ。御室。青蓮院殿。梶井殿。妙法院殿。聖護院殿。實相院殿。淨土寺殿。大覺寺殿。三寶院殿。此御人數御送りあり。御室梶井殿御事ハ。宮にてまします間不レ及ニ是非一。其外ハ准后に御なり候はねば御送ハなし。惣而門跡の御事は。准后に御なり候ほどの御衆をバ御送りあり。此外いまだ左樣の御方々御座あるべき歟。次に宮門跡ハ准后不レ及ニ沙汰一御送也。御室梶井殿にかぎらざる御事也。宮門跡にも御送なきも御座候由承及候也。
一禪家長老達の事。何も五山長老御送候也。五山ハ京鎌倉同前ニ御送候也。

一美物之目錄披露次第事。延德三年十二月晦日。
一番 左衛門督殿。　二番 右京大夫殿。
三番 尾張守殿。　四番 一色殿。
五番 讃岐守殿。　六番 山名殿。
七番 赤松殿。　八番 京極大膳大夫殿。
九番 大内殿。　十番 京極治部少輔殿。
一御亥ノ子次第之事。季遠卿ノ御筆なり。

歌ニ
神無月時雨のあめのあしことに
わかおもふことなかなへとそつく
つく〳〵ノ歌

如常御對面所へ被成御出。則申次面々と申入。三職を始て御相伴衆之大名一列ニ御前へ祗候候て二膳まいり候て。御相伴衆次第ニ頂戴候て退出候。其次國持之衆。此内國持ならねども。國持に准じて。外樣も少々在之。被參候て後。二膳まいり候。内一ぜん御とをりへ被出候て。如常に外樣被參候て。此一膳ハ則あげ申て。又別ニ一膳御前へまいり候て。御供衆申次番頭已下節朔衆醫師上池院。又淸も參候歟。參り候て。其後公家と申入て。公家被參候。又御部屋衆ハ御供衆と申次の間に被參。御供衆御部屋衆申次と次第在之。

一御亥子の事。古記錄の上にてハ難致分別間。御佐五御局并春日殿へ尋申候處。懇ニ注給之趣寫置之。同御兩御局の文在之。

御亥子の御祝之樣躰之事。

一一番ニ三ッ之御盃參候。
一二番ニくろき赤白三色の御嚴重。かくの折敷につませ候て三ならび。御四方にすハりて參候。又同かくのおしきに黃なると青きと二ならびて。御四方ニすハりて參候。
一三番ニつく〳〵御四方ニすハりて。なかほそハ御はしのすハり候ごとくに御まへにをかれ候。何も一度にまいり候て。御祝の樣躰常の

ごとく御座候て。やがて御てうし參候。三の御盃ハ女中衆バかり御いたゞき候。御げんてうの事ハ御手づからみな〳〵に下され候。
一四番目ニのし四方にすハりて參候。さて御てうし參候。
一つく〳〵の上にをかれ候五色のこは。くろきをなかにをかれ候。
一つく〳〵ハ御ひと。御所様バかり參候。御四方の上ニすハり候。三ツすハり候をまづ參り候てのちに二すハり候が參候。

つく〳〵の上ニをかれ候。

黄 赤
黒
青 白

白
黒
赤

黄
青

一かくのおしきニしのぶ菊をかひしきニして。御げんてう十七八廿バかりほどつミて。うつくしくきくしのぶにてかざり候。
一つく〳〵にハくもはくのやうにゐどり候て。きくしのぶなど繪ニかきて。金はく白はくにてうつくしきゐどり候。何も五色にさいしき候。
一なかほそも。つく〳〵のごとく時々の繪をかかれ候。一番の亥にハきく。二番ハ紅葉。三番ハいちやうにて。何もうつくしく色どり候。
一御げんてうのつゝみ紙にハ。きくしのぶを。ちうでい。しろでいにて。とき〴〵の繪をかゝれ候。

從ニ永正十三丙子一至ニ同十七庚辰歳一記錄事。

三月。

一朔日。出仕如レ常。
一三日。出仕如レ常。
一鬪雞(トアハセ)。被ニ御覽一之。殿中日記ニ如レ此認之。
一鳥合。被ニ御覽一之。如レ此認之。
一鳥合。無レ之。十七年ニハ鳥合無レ之。
一栗一籠。黄精(トコロ)一籠。例年進ニ上之一。仍御太刀被レ下レ之。八瀬童子。私ニ云。式日不定歟。

一鯛一折。鮒鮨一折。御樽十荷。恒例進二上之一。仍御太刀被レ下レ之。

中奥加賀入道。式日ハ不定。

廿一日。

一葵桂　一合。　御師 師久。

一同　同。　森 泰久。

此外。祝重知。　松ノ下 數久。

鳥井少路 爲平。　市 隆平。

日記ニハ一ニ文字を書。銘々ニ御師森などごとく認之也。

廿二日。

一御茶　三袋。　栂尾 田中坊。

一同　三袋。　同 東ノ坊

一同　一袋。　同 地藏院。

一同　二袋。　同 中ノ坊。

一同　二袋。　同 入江坊。

一御茶一箱。搗栗一箱。恒例進二上之一。遠州潮海寺。

式日ハ不定。又六月ニ進上之事も有之。

四月。

八日。

一浴佛。　如二例年一。　等持寺。

五月。

一御茶。扇。御折一合。　遍照心院。御嘉例進二上之一。式日不定。

四日。

一根菖蒲。　恒例。　細川小四郎。

一粽　百。　恒例。　眞木嶋次郎。

五日。

一藥玉。　禁裏樣ヨリ參。

一藥玉。　伏見殿ヨリ參。但四日ニも參也。

一粽百。　例年進上之。　伊勢守。

七日。

一御物忌。　在重。有春。九日同前。

六月二日。

一薫衣香 十袋。
一御物忌。例年。御太刀被下。御外書。進上之。在富。同。有春。
一細美五端。御圓座廿枚。例年進上之。式日不定。

佐々木中務少輔入道。

一覆盆子 一荷。例年。　中澤掃部助。
一梅漬 二桶。例年進上之。　久我殿。
一初瓜 一籠。　佐々木中務少輔入道。
此三ヶ所。式日不定。

十八日。

一青梅 一折。例年進上之。　松梅院。
一江瓜 一籠。例年進上之。　佐々木近江守。
一阿古陀 五籠。例年進上之。　八幡田中。
一五色 二籠。例年進上之。　遍照心院。

晦日。

一御扇 一本。例年進上之。　土佐刑部少輔。
一同 同。例年進上之。　粟田口民部丞。
一御輪 如例年。

七月朔日。

一白鳥一。伸鮑千本。大野五荷。恒例。次郎殿。
一瓜 十籠。　佐々木近江守。

六日。

一仙翁花 一荷。　右京大夫殿。
一同 一筒。　眞木嶋次郎。
一御硯 一面。被下御太刀。　御硯切。非例年之儀歟。
一御筆 十管。同。　祐永。同。
一同 同。同。　福壽。同。

七日。

一御手水 一筒。　松梅院。
一同 同。　寶成院。
一同 同。　審乘院。
一草花 一荷。　次郎殿。
一仙翁花 一筒。　蔭涼軒。
一同 三筒。　三條殿。
一同 一筒。　藤兵衛佐殿。

一同　同。　細川右馬頭。
一同　同。　八幡林坊。
一草花　一筒。　伊勢又七。
一同臺　一。　佐々木近江守。
一同　一筒。　八幡田中。
一同　五筒。　五ヶ番各進上之。

九日。

一江瓜　百籠。　佐々木中務少輔入道。
一御帷　五端。梅染。例年進上之。　富樫藤童。
一梅染御服五。　例年進上之。　富樫次郎。如此も認之。
一江瓜　百籠。　佐々木近江守。
一瓜　三荷。例年進上之。　赤松兵部少輔。
一千疋。御折紙。如例年御生見玉參。　三寶院殿。十一日ニ御進上も有之。
一御折　三合。柳三荷。　同。
一御折　三合。柳三荷。同前。　寶相院殿。
一同　同。　同前。萬松軒。御喝食御所樣。
仍於御對面所三獻參。式日ハ不定。

一同　同。　同前。圓滿院殿。
一御土器物一膳。柳三荷。同前。寶鏡寺殿。
一索麵一折。蓮ノ若根一折。御樽三荷。爲御生見玉參。
一乘院殿。
此外御前々ヨリ參。何も式日ハ不定。

十四日。

一御燈爐禁裏樣へ參例年之儀也。　西王母。一。　右京大夫殿。
一同　和歌心。一。　次郎殿。
一同　瓜例年。一。　上乘院。
一同　柘榴。一。　烏丸殿。
一同　和歌心。一。　藤兵衛佐殿。
一同　人形あやつり。一。　一色兵部大輔。
一同　天王寺龜井水。一。　伊勢守。

十八日。

一御靈御祭禮。　御神供參。　如例年。
一同御旅所。　御神供參。　同前。
一花臺　一。　如例年。　善法寺。式日十九日歟。

一御折　五合。始而致二祗候一御禮。仍御太刀被レ下レ之。信濃。

卅日。

一御扇　一本。　粟田口民部丞。

一同　一本。　土佐刑部大輔。

一御身固　在富。

八月朔日。

一公家。大名。外樣。御供衆出仕。御對面在之。

一御憑（禁裏ヘモ參。）在レ之。目錄別紙有之。

一初鯇　一折。例年進上之。佐々木四郎三郎。

一木練　一籠。例年進上之。西林院。

一同　一籠。例年進上之。宇治報恩院。

一同　一籠。例年進上之。鶴原五郎。

一柘榴　一折。例年進上之。等持寺。

一松茸（禁裏ヘモ參。）　一折。例年進上之。大光明寺。

一初鳫　一。例年進上之。朝倉彈正左衛門尉。

一初鳫　一。例年進上之。武田伊豆守。

何も式日ハ不定。

九月九日。　出仕如レ常。

一栗一籠。柿一籠。例年進上之。御太刀被レ下レ之。八瀨童子。

一滑薄　一折。例年進上之。無量壽院。

一栗　一籠。例年參。三寶院殿。

十月朔日。　出仕如レ常。

三日。

一公家。大名。外樣。御供衆。申次。已下出仕。

仍御成切頂戴之。如二例年一之。

一能勢餅　卅合。例年進上之。善法寺。

一初鱈　三。　武田大膳大夫。

一鮭　二尺。　大草三郎左衛門尉。

十五日。　辻ノ坊八瀨童子ハ亥ノ子三ツ有之時ハ。中ノ亥ノ子進レ之。

一柿餅　三籠。例年進上之。宇治辻ノ坊。

一餅一籠。栗一籠。例年進上之。御太刀被レ下レ之。八瀨童子。

一能勢餅卅合。例年進上之。善法寺。

一公家。大名。外樣。御供衆。申次已下出仕。

仍御成切頂戴之如レ前。

一柿餅　二籠。例年進上之。　宇治報恩院。

廿七日。

一能勢餅卅合。例年進上之。　善法寺。

一鮭　十尺。例年進上之。　細川右馬頭。

一公家。大名。外様。御供衆。申次。已下出仕。

仍御成切頂戴之如前。

十一月朔日。出仕如常。

一蜜柑　二合。例年進上之。　遍照心院。

十二月朔日。出仕如常。一献如例年不及注。

八日。

一温糟(ウンサウ)。　曇花院殿。

一同。　等持寺。

一同。　伊勢守。

一大根　百把。例年進上之。　善法寺。

一納豆　五十。例年進上之。　星輪院。

一御茶　三十袋。　大覺寺殿。

申次覺悟之事。

一殿中日々記ニ付申候ニ。三職御事ハ。御苗氏不書之。殿文字を書之。四殿之御事ハ。御苗氏をバ書之。殿文字をも書之。

一永正(義尹公代)三年十二月卅日ニ觀世大夫於庭上被成御覽時。以外大雪にて。庭上ニ雪つもり申候間。祗候仕在所の雪かきのけさせられよと大夫申次ニ懇望申之。當日貞遠(伊勢右京亮)なり。返答にハ。御庭ニ雪つもり申事大切之儀也。又自然御馬にもめされ候事可有之。何事にかきのけ申候哉と可被仰出時。如何可申候哉。然東山殿(慈照院義政公)様御代に判門田(八子タ関東上杉雑掌)御對面候時。如此大雪積候也。然どもはかせ候事ハ無之。以其例對大夫返答在之。尤之儀候由各被申。申次之輩可有分別事候也。

一白拍子御禮申上歟事。永正(義尹公代)七七三。貞仍(伊勢下總守)従殿中貞宗(伊勢守)へ被尋申之處。御禮申上事先規無之。白

然御陣中などへハ致ニ參上一候歟。殿中へ祗候事。努々不レ可レ在レ之。加賀女ハ　殿中へも參候事。自然可レ在之歟之由御返事在之。

一御末衆御禮被レ申事。年始歳暮にハ無レ之。自然御代始などにハ被レ申レ之。然間年始歳暮ニ式日無レ之。

一同朋衆も年始歳暮之御禮無レ之。御禮候時ハ。花瓶。香爐。何にても唐物進上之。御太刀は進上無レ之。但御參內還御時。御供之同朋御禮被レ申上レ候。其時ハ御太刀進上也。

一正月十一日。祭主兩人祗候之事在レ之。權大輔と權少輔參上候ハヽ。大輔ハ雖レ爲ニ若年一可レ進。祭主御卷數進上之事。申次持參申。祭主と申入て。御卷數頂戴させ申。懸ニ御目一也。

一諸人御太刀進上之事。雖レ爲ニ童躰一。自身御太刀持參候なり。自然幼少にて御太刀をも難レ致ニ持參一バ。申次ニ渡レ之披露候て。其後ニ可レ懸ニ御目一也。文龜二卯四。善法寺兒幼少にて出仕候時如レ此在レ之。以ニ申次一進上候事ハ無レ之事也。

一座頭御對面之時ハ。申次手を引て御前へ參。是にあれと可ニ申聞一候。平家語り候ハヾ。琵琶可ニ持參一。其樣躰在レ之。無ニ分別一候てハ。失ニ面目一儀也。自然御服御折紙以下被レ下レ之バ。申次手に渡之。退出も同前。

一吉良殿御出仕之時。臨時ニ御太刀御進上候ハバ。當日之申次。御供の衆へ申とりつぎ可レ申。御自身御とりありて御進上候事ハ。申次無ニ存實一事なるべし。臨時ならず御太刀進上之時ハ。申次取次申べし。御前へハ御自身御持參也。

一於ニ　御前一殿文字申事。吉良殿ハ殿文字憚ニ聞え申樣に申之。細川殿其外三職の御衆ハ殿文字を申けす樣に可レ申之。其外ハ殿とハ申まじき也。此儀に付候て分別共在之。

一御扇幷引合杉原にハ進上之目錄無之。其外ハ兩種在レ之バ。以二目錄一可レ致二披露一事也。

右中次記。貞維（遠カ）自筆也。然於レ對二貞知（貞助子）一令二付屬一之條寫置訖。時　惠林院殿樣御代事。殿中以二日々記一加二書之。然者可レ爲二證本一者也。

永祿七甲子二月八日　　伊勢加賀守
貞助在判

右殿中申次記以伊勢貞春本書寫挍合畢

年中定例記

殿中從二正月一十二月迄御對面御祝已下之事。

一公家。大名。外樣少々。御供衆。御部屋衆。申次。番頭。番衆少々。節朔衆中也。走衆出仕樣。

一御對面之次第。先御對面所に御出の前に。申次當番の人。御對面所の御障子のきハに祗候。其次に御供衆各御祗候。次に御部屋衆。さて當番ならぬ申次祗候。一列に懸二御目一御禮申立のかれ候。

一申次管領と申。さて管領御參。御太刀（金）。御持參。さて三の御盃まいる。管領の御前へも御さかな參。（本ノ平折敷盃なし。）御銚子參。きこしめしたる三の御盃を御酌御取候て御銚子の上にをかる。管領座をたちざまに。前のさかなを次の御座敷へ出さる。御配膳の人御取候。御名字衆御參

候時ハ。御取候御盃も同前御盃頂戴候て御退出あり。さて中次外様衆被ㇾ出。さて又面々と申て。管領其外面々一列に御前へ御參。さて三の御盃參。又數の御盃參。以上二膳參。數の御盃と申は。御四方の上に御盃を三ツかなわに十づつかさねてをき申。（白土器なるべし。）管領御座候ハぬ時ハ。先面々と申て御參候。其次に外様被ㇾ出候。

一御酌の様。三の御盃をきこしめしたる御したを數の御盃へ御入候て。惣へ入御渡し候。三ながら同前。さて御酌御盃を御取候て。御銚子の上にをかれ候を。管領の次より次第に御出候て。御頂戴候て御退出候。一人ヅツ御退出候へバ。おとへ管領次第に御さがり候。さて面々過候へバ。御酌御四方を次の御座敷のきはへ持て御出候て。御をき候て。さて如ㇾ前御盃を御取候て。御銚子に御すへ候時。國持外様御供衆次第に御出候。細川淡路殿御盃頂戴と云出候時。御弓一張。（こしらへたるツルかゝるなハヅス。）笠懸引目一袋に入。（のまきあり。）持參候て。御前に立をかれ候。さて御盃拜領候。さて御供衆過候て。御酌御盃御頂戴の時。御盃を御銚子の上にをかれ候て後。御酌にかはり候人。御出候て御銚子を御取候へば。前の御酌の人。次の御座敷迄御出候て。又御盃御頂戴候。それまで管領御前に御祗候。三職ハ御太刀（金）。五ケ日ながら御進上。

一御盃之時。御練貫拜領。三職ハ二重。其外は一重づつ。應仁之亂已後ハ無御座候。又公家衆には御盃なし。

一御盃過候て。外様衆一番二番の番頭。小笠原。千秋。結城。三上。楢葉。上地院。御目にかゝる。（是節朔の衆也。）さて走衆被ㇾ出。

一管領大かたびら。其外御相伴衆。御供衆。申次。小笠原以下うら打也。結城。三上同前。千秋。楢

葉。進士小すわう也。此人數ハ御臺樣御供を被仕衆也。

一申次公家と申。節朔公家御出。又申次日野殿と申て。日野殿御出。御太刀金。貳千疋御進上。御折紙女中して申入候也。節朔に必日野殿。西の御對面過て。常の御所にて御盃をまいらせられ候也。

一三職御太刀自身御持參。御不參之時ハ申次請取申て。其主御出あるべき所にて申入候。御太刀を日々に御前にたて申。十五日過て取あつめ候て。八幡へ被參候。

一正月も其外の朔日節供にも。おもてにて三の御盃の時ハ。片口の御銚子にて候。御銚子白。御酒もしろし。正月ハ白散とて。御藥を包たる袋を御銚子のわたりにゆひ付られ候。御くハへにはなし。

一おもてむき御對面過て。内々の御祝まいる。次にあかきもちゐ白きひしの餅をやがてかさねて。ちぎりて。角之折敷にすへ。ちいさき土器にあめを入てそへて。御四方にすハりて參候。此もちゐ御老女うやかれ候。

一御祝はてゝ朝供御參候。今一ハ伊勢守方よりまいり候。被官人蜷川丹後守。同名新右衞門尉兩人。おこの方へ申付候て進上申候。赤金にてうちたる鉢に入候て。日に三鉢づつ兩御所樣へ參候。若君樣御座候へばそれも同前に參候。赤金のはちに入。おなじく銅の鉢をふたにして。中の御末の御ゆるりに。口ながとて是も銅のひさげの大きなるやうに口の候物にて。湯煎にしてをきて。供御の參候時それを御末にて。うば御老ぢようきぬをきて。よそい申され候。御しる御まいりをバ供御方仕候。先調て丸桶とて。口一尺四五寸計なる鉢を赤漆にぬりたるに。あさぎのすゞしの絹にてはりたるふ

たをして。持て參て御かけばんにならべ申候。常ハ御懸盤にて參候。御臺樣も同前に仕候。御精進の時ハあしの付たる折敷にてきこしめし候。御はんにて候。いづれも外をせいしつにぬり。内をば光明朱にてぬられたるにて候。

一御打板の立樣。公方樣のハ左。御臺樣のハ右。中の御末なり。

一公方樣のをば供御ならず何も供御へ參と申候。御臺樣へハ供御の外の物もめしへ參と申候。供御をもめし供御。公方樣へ參をば。供御の供御と申候。女中衆御びたようも御末の物も。上樣御所樣のハ別々にて候。常にハ御膳三まで參候。正月には五迄參候。供御の參樣いづれも同前。御湯にハおもゆをうめて參候。

一御菓子ハふちだかに入候て。御四方にすハり候。五色也。同楊枝すハる也。

一八の時分御こはぐごとて參候。御臺樣へも同時に參候。御所御方御座候へバ同前。御手長の女中。御中臈紅の御袴。金襴のむねのまもりを御かけ候。をり物いづれもめされ候。又縫物をもめされ候。本ハをり物にて御入候ハゞ。ゑなどは日によりてさだまり候。男の手長ハ伊勢名字の衆きんぜられ候。名字中にも參つけたる衆にて候。我等兄弟父子。伊勢守兄弟親子。同名因幡守。備後。肥前。又下總守家に候。五人又ハ四人もまいられ候。

一上の御末へハ。日野殿。伊勢守ならでハ無御參候。

一御こは供御ハ。大草毎年調進申。式三獻をば進士調進申。御こはぐごの時七獻參候。是ハ供御方仕候者調進申。御てんしんまで七獻にて候。

一御こはぐごの參やう。下の御末のさいの外迄。大草親類もちて參候を。さいの内より大草請取申て。中の御末のさいの内より手長の衆請

取候て上の御末のさいの外まで持て參候を。御手長の女中御請取候て。御前に御ならべ候。すへやうならび御入候。御ならべ候て後御出候。御むかひ候時女中のうち。大上臈引御なをし候。御前の事ハ常の人は被ㇾ存間敷候。御前に御座候御方ハ。日野殿御一人御座候。我等祇候いたし候。

一椀飯管領。三職之内當職御方。管領御座候ハぬ時ハ椀飯なし。管領の供十騎。一騎打也。

一二日。御對面御祝已下おもてにての御盃如ㇾ朔日。

一御吉書の御內書。毎年細川殿へ被ㇾ遣候。御使我等也。やがて御禮に細川殿御參。今日ハ兩度御出仕也。御對面も在也。

一御乘馬始。伊勢守御部屋衆一人祗候。御馬屋の者御馬を引申。御服被ㇾ下。惠林院殿御時より小笠原備前入道祗候。いにしへハなき事也。

一亂已前まではハ。今日細川殿へ御成始あり。御供衆の外御役に付て。伊勢備後守貞熙。又下總守おや貞牧。うら打。御供衆の御跡にまいる。進士御前にて白鳥切り申。此まないたを貞熙と貞牧かきて參候。一亂前まで此分也。進士。うら打を着。

一垸飯。土岐。供。三番。六騎。

一三日。御對面。御盃御祝已下前のごとし。

一垸飯。六角。供。同前。

一四日。御盃なし。御對面の次第。一番御身固と申て在實卿。在通卿。此兩人參。二番にめん／＼と申次申て。管領其外御相伴衆御參。外樣少々御供衆申次番頭以下小すわう。前後に參賀の公家。三番に大外樣惣番衆加治奉行衆。御前奉行衆うら打。上樣御被官松波六郎左衛門尉。號備前守。山田其外勢多判官大膳亮。御くすし。又樂人つゞく。四番相阿彌と申て御扇進上。申次御目にかけて取

てまかりのく。さて相阿參る。扇ハ女中して參らする。五番に公家と申て公家御出候。それにつゞきて典樂。陰陽師。六番に善通士と申てまかり出る。さて西の衆公家少々。外記官務つゞく。さて觀世大夫と申て。庭上にて御目にかゝる。

一先々ハ吉良東條殿御出仕候時分。奉行の次公家の前也。吉良東條殿と申入候て御出候。

一吉良殿ハ代々御しゆつし申され候。法住院殿御代。惠林院殿御代には。四方にて御盃御さかな參候。いにしへハ無御沙汰候つる。

一御練貫拜領之衆。吉良東條殿二重。御息御出仕候へバ一重也。有定在通藝阿一重。大外樣奉行衆御太刀拜領。是ハ應仁之亂前の事也。

一應仁之亂前まではハ今日うたひぞめとて。御會所にて。一番の番頭一獻被申。一獻始也。觀世大夫。同四郎兩人祗候いたし。うたひを申候し也。兩人御服被下。（唐織物。又常のも。）一番の番頭嘉例の舞あり。御服をり物拜領。常德院殿御代まで大夫祗候いたしうたひ申候。御服被下候。近年面むき一獻なし。

一御風呂始。攝宅へ御成一獻あり。應仁以後御成なし。於殿中一獻を申さたあり。御太刀折。御馬進上。いにしへハ節供晦日ごとに。必御風呂へ御成候し。

一五日御對面之次第。吉良殿。澁川殿。石橋殿。此分申て御出。殘ハ不申候。いにしへハ吉良殿御練貫二重御たまハり。仁木などハ一重づつ。吉良殿父子の御時ハ。御息ハ一重也。關東衆出仕。

一吉良殿よりハ御美物御進上如常。女中より申入候也。

一六日。出仕の人なし。松尾より若菜進上。

一七日。御對面。御盃御祝以下前のごとし。内々

の御祝の次に七草の御みそうづ參。御こはぐごも同前。上﨟中﨟以下出立如前。
一外郎と申て。進上御藥色々を申次御目にかけて後まかり出候。さて公家と申て御出候。又日吉と申て御しやうじをあけ申て。庭上にて御目にかゝる。又田樂と申てまかり出候。日吉わきと兩人。田樂も兩人。いづれも御練貫被下候。申次遣之。
一垸飯。　赤松。　供。　三番。六騎。
一八日。御對面之次第。評定衆と申て被罷出候。次秦清。其後東よりまいらるゝ法中。其後西よりの衆御對面。御護持僧をば殿上人申。御次候御緣迄御送候。聖護院へ五重。其外いろ〳〵被進候。三寶院殿同前。實相院殿五重。引合因幡堂執行一重。已下評定衆幷北野寶成院御太刀被下。いづれも應仁亂以前之事也。近年ハ御給なし。
一九日。例日。
一十日。御對面次第。公家法中と申て。東よりの公家法中につゞいて參輩在之。東の法中ハ判門田上杉雜掌。と申て於庭上御目にかゝる。白鳥
一進上。御末より申入候。
一御裝束をあらためられて。門跡面々の衆より御對面あり。同攝家是等ハ殿上人申。御次候殿上人御不參の時ハ申次也。攝家をば御緣まで送御申候。
一淸花の御衆をば御座敷まで也。
一今日御參内始。いにしへハ御參内前に。勢州御風呂へ御成あり。近代ハ無之。
一十一日。御對面の次第。眞嶋又造宮司と申て。御祓進上。申次持參御頂戴。さて造宮司參る。其後法中。もと〳〵ハ南都の數多在之。大乘院殿。一乘院殿。造宮司一重被下。一亂已前の事也。又今日比丘尼御所之御參。於御會所平家

三旬あり。是ハ御所御所への御もてなし也。惣撿挍。又けんげう兩人參る。御所御所御みやげハ。こきいたこきのこ。匂貝已下。御臺樣へも同前。

一長老達。蔭凉軒と申次候也。御緣迄御送候。

一御普請始。御こと始。作事奉行。御庭奉行。御太刀進上。

一十二日。御對面之次第。先武家宇治衆。扨東衆法中。東衆過て。西より御室靑蓮院殿已下申次殿上人。御持僧をばをくり御申候。

一いにしへハ治部大輔殿へ今日御成あり。

一十三日。御對面次第。賀茂衆。次ニ岩倉衆。東よりの衆過て。梶井殿。妙法院殿。是ハ西より也。岩倉衆賀茂衆之御師。各一重被下。亂前の事也。日吉出仕。

一和誹之御會始。

一十四日。撿挍衆御對面。申次手を引てまかり出。平家申候。御練貫一重宛被下候。

一いにしへハ松ばやしあり。觀世松ばやし過て能あり。用意に万疋。又當日に万疋被下候。此折紙をばうたひ申時。御前にて伊勢守遣之。

常德院殿御代には。廿五日にあり。日吉兩人。田樂兩人。庭上に祇候。千疋ヅヽ御折紙被下候。兼日に御觸在之。御使申され候やうハ明日於殿中猿樂させられ候。早々可有御參之由の御使ニ候。必伊勢名字にて御入候。

一御臺樣よりはやし物前に觀世大夫をめされて。から織物已下御ふく十被下候。勢州取次申て被下候。御ひろぶたにすへる。御小袖計也。

一今日就ニ一獻ニ。大名衆其外方々より美物進上。

一大名。御供衆。御部屋衆。申次祇候。公家ニハ日野殿。三條殿。廣橋殿。烏丸殿。飛鳥井殿。高倉殿など御祇候。

一十五日。御對面之樣。出仕之樣如ㇾ前。御盃以下同前。御祝の次に御かゆ參。

一御對面以後。左義長ほこらかし申。御供衆申次祗候。

一椀飯。　山名殿。　供。　三番。六騎。

一今日過て。五ヶ日三職御進上の御太刀。とりあつめて八幡へまいらせらる。御弓。笠懸。引目。御前にをかる。

一十六日。御對面。律家法中少々。正實。（定證）宇泉兩人。御太刀糸。進上。御對面前に大般若あり。相國寺之内常德院之衆。但自餘のも被ㇾ參。いにしへハ南御所へ御成。

一十七日。御對面。八幡の善法寺參賀。年始にハ西より被ㇾ參候。三重又ハ二重拜領。是ハ應仁の亂以前之事也。

一御弓始。射手六人。三番公方樣御見物。御劒役人御緣に祗候。又用意の射手とて。一人用意候て宿所にあり。若六人の射手一人指合あらバの用心のため也。弓場に大名。外樣衆。御供衆。申次。御的奉行。庭上に祗候。御てうしやく白き大かたびらをちやくして。兩人に前後のあたりはづれ申候へバ。御的奉行折帋に矢數を付申す。

一つゝの射手。於二御前一御太刀金。拜領。役人伊勢守。はづしたる射手ハ。弓場の敷皮の上にて退出をまたれ候て。一度に弓場を被ㇾ出候。時宜具にしるしがたき者也。大名。外樣。御供衆。申次。御的奉行。御太刀進上。

夜に入て。公方樣御弓始あり。御相手の面々の内。一人御參。慈照院殿御時ハ。細川讃岐守殿。慈雲院。又一色修理大夫殿。御參の時も候し。常德院殿御時ハ。一色匠作御息左京大夫殿御參候し。御てうづをばいにしへハ伊勢名字紿候し。御相手ハ我と矢を御取候也。

一十八日。昨日の射手衆出仕。於御前御盃頂戴。同一重拜領。勢州遣之。御酌御供衆。今日相國寺鹿園院へ御成。御寺へ御成始也。

一夜に入て。鬮始の御的あり。射手三人たちあがりに仕候。嘉例にて。畠山名字一人。伊勢名字二人。慈照院殿御時ハ。畠山播磨殿。伊勢宗五の親貞牧。同名備後守貞照（熙貞）。常德院殿御代にハ。畠山播磨三郎殿。同名因幡守貞誠。下總守。近代まで我等仕候つる。於御前御盃頂戴。御劒持。拜領。御酌御供衆。御劒役ハ勢州。

一夜に入て爆竹（サキツチャウ）五本はこらかす。五ヶ番より一本づつ進上。

一十九日。御對面日吉樹下。應仁之亂以前者一重被下。相國寺方丈へ御成。

一御連歌始。御人衆攝家。門跡。公家。大名。御供衆。番方。同朋。地下衆のうち。堪能の人祗候。殿上人御祗候。御酌御配膳武家。地下衆ハ五十韻過てまかり立て。かげにて御湯漬たまハられ候。

一廿日。御對面山門執當。御太刀糸。進上。其次に御加持衆。御加持ありさて使節樂人つゞく也。

一執當御練貫一重被下。使節幷樂人御太刀被下。近年ハなし。

一いにしへハ於松御庭小犬大夫能を仕候しと也。

一廿一日。日野殿へ御成。同御臺様も御成。管領御母御參。諸大名ハ無御參候。其故ハ御臺様御出に付て。管領計御參候。內之長者五人御目にかゝる。

一廿二日。勝定院へ御成。同日山名殿へ御成。御能あり。

一廿三日。春日御師參賀。一重被下。近年ハなし。細川殿へ御成。能あり。

一廿四日。普廣院へ御成。

一廿五日。青蓮院へ御成。

一廿六日。安壽寺へ御成。同日。

一廿七日。

一廿八日。御鞠始。公家衆。賀茂輩。御鞠以後。御人數御太刀進上。

一廿九日。御身固在定。在通。參勤。大の月にハ晦日可成。さて所々より御卷數まいる。

一勢州へ御成。御風呂今ハなし。同日聖護院へ御成。

一二月朔日。御對面如前。國持の外ハ細川右馬頭殿計御盃御頂戴。內々の御祝いつものごとし。又はじめて出仕中人などをバ。節朔の御對面過て。たれと申て御目にかくる也。

一さて管領と申て。管領の御前へ御參候。御さかな管領の御前へもまいる。平折敷管領御盃頂戴にて。御前を御退出。其後外樣御目にかゝる。其後御相伴衆管領を始て。一烈に御前へ祗候。又三の御盃并數の御盃まいりて面々次第に御盃頂戴。管領ハ各御盃頂戴の間。御前に祗候也。仍管領ハ兩度御前へ御參候。但管領御不參の時ハ。外樣衆ハ大名より後なり。御盃以後番頭已下懸御目。

一先今日畠山殿より御進上の美物の目錄を御目にかけて。白鳥一。のしあはび千本備上覽候。兩人してかきて出候。美物二色。天野五荷御進上候。此時計美物御目にかゝる也。其外ハ何も御目にはかゝらず候。

一造宮司と申て。御秡を申次持參申て。御頂戴あり。さて造宮司罷出。其後公家と申て御參。此分每月朔日。節句同前。但二月。七月。十二月朔日ハ。一獻在之。此三ケ月ハ畠山殿より美物御樽御進上也。造宮司ハ每月朔日計御秡持參。次に一獻ハ。朔日御對面過て。勢州まいられ候はねば。申次申入候て。御相伴衆御前へ御參候。公家にも祗候の御方在之。三獻之御酌。御相伴

衆の内に御取候。二獻め御酌管領。此時御供衆申次まで御通あり。三獻めの御酌公家。公方樣きこしめして。則御酌をとられ候。如此三獻まいりて。其後大名國持まで千疋づつ御折帋進上。御前へ持參。御一獻始の御禮也。七月。十二月ハ御折帋進上なし。又二月朔日一獻なき時も。美物御樽ハ畠山殿より御進上。又各よりの御折帋も進上。

一六日。雲頂院へ御成候。

一七日。大智院へ御成。同日に日野殿へ御成。各大名衆御參。

一八日。鹿苑院へ御成。

一九日。龍雲寺へ御成。同日善法寺へ御成。

一十日。

一十一日。

一十二日。永觀堂。眞如堂。清和院へ御成。

一十三日。

一十四日。

一十五日。於殿中遺教經あり。（千本釋迦堂の衆。）殿中に御堂をかまへらる。奉行楢葉と中仁申沙汰候。御堂を公方の御せうじこしらへ申候。御本尊の左右に大なる柳の枝を立られ。その枝に法物をかけ申候。練貫扇帶以下其外かゝり候ハぬ物をば下に置候。いにしへより公家。門跡。大名。惣番衆以下分限によりて被出候也。いにしへハ過分の事とて候。公方樣女中以下簾中にて御聽聞候。御供衆申次祗候。入候ハぬ事なれ共注候也。二月六日より千本にて遺教經。十日御入候て。結願の日十五日に公方樣にて御入候。

一十六日。等持寺へ御成。

一十七日。御沙汰始。例年。

一十八日。一色殿へ御成。

一十九日。

一廿日。等持院へ御成。
一廿一日。
一廿二日。
一廿三日。
一廿四日。
一廿五日。
一廿六日。
一廿七日。西芳寺へ御成。
一廿八日。御臺樣にて御一獻在之。
一廿九日。勢州へ御成。御風呂。
一三月朔日。御對面いつものごとし。
一二日。梶井殿へ御成。
一三日。御對面前のごとし。御對面以後雞合あり。三番五ヶ番より一はづつまいらせらるゝ。今一は御牛飼持參。やがて彼者あはせ申候。
一內々の御祝の次に蓬餅まいる。
一十七日。妙法院殿へ御成。
一廿七日。昌山殿へ御成始。定日はなし。是ハ年中の諸家への御成かきたる物に在之。年號ハ見えず。おとなしき者御目にかゝるとあり。
一晦日。勢州へ御成。御風呂。
一四月朔日。御對面。いつもの如し。內々御祝同前也。今より出仕の衆。各あはせを着候。
一賀茂の祭の前の日。賀茂衆葵桂進上。祭日御簾に葵の二またの葉をかけ。つぎ〳〵して。ながくして。かつらの枝にさしてかけらるゝ也。女中衆も男もかみにかけ候。私ざまにも同前。
一廿五日。土岐亭へ御成。御能あり。
一晦日。勢州へ御成。御風呂。
一五月朔日。御對面常の如し。御祝同前。
一三日曉。御殿の軒に昌蒲に蓬をそへてふき申也。檜皮師の役也。
一四日の夜。昌蒲の御莚御枕參りて。しかせられて。御しづまり候。

一五日。御對面常の如し。內々の御祝いつものごとし。

一男衆ハ今日より帷を着す。女中衆ハすゞしうらのねりぬきをめし候。御腰まきもすゞしうら也。

一昌蒲の御湯の御行水あり。

一勢州へ御成。御風呂。但昌蒲御湯參る。

一晦日。勢州へ御成。

一六月朔日。御對面每月同前。御祝同前。今日より女中衆ハ御帷を御用候。

一七日。祇園祭に京極亭へ御成。能あり。

一祇園會にかゞと中白拍子殿中へ參。御折紙下され候。

一十五日。等持院へ御成。

一廿四日。普廣院へ御成。

一晦日。勢州へ御成。御風呂。

一七月朔日。御對面內々の御祝如レ常。

一七日。御對面已下同前。梶の七葉に御詠あそバされ候也。

一勢州へ御成。御風呂。

一常德院殿御時ハ。笠懸。犬追物。御詩。御連詩。御鞠。楊弓。御酒以下七種の御あそび御座候時も御入候。

一十三日。鹿園院へ御成。施餓鬼あり。

一十四日。等持寺へ施餓鬼に御成。鹿苑院へ御燒香に御成。普廣院へ同。

一十五日。鹿園院へ御成。等持院夕方ニ。又鹿苑院相國寺施餓鬼に御成。

一廿一日。勝定院へ御成。

一廿四日。普廣院へ御成。

一八月朔日。御對面御祝每月の如し。

一御憑　禁裏樣へ御進上。（日錄在之。大高檀紙一枚。伊勢守調之。）御使傳奏。御返まいる。御使同前。攝家。門跡。公家。大名。外樣。御供衆。惣番衆。頭人。奉行。其外こと

ごとく進上。地下衆。職人。御牛飼。河原者。さんしよの者まで。似合の物を進上。大和國衆。奈良の門跡坊官。上杉雜掌判門田。いにしへハかい伊勢守被官蜷川越中なども進上申候。七月晦日。八月朔日。同三日。兩三度右大名衆ハ御進上にて。近年ハ朔日の分進上候。又女中衆。御比丘尼衆。賀茂衆。五靈。今熊野神子も進上申候。大方進物共定候。御返しの事ハ。御はからひの衆と申にハ。御返し過分に出候。大方の職人には。一重の代として。三百疋二百疋など人によりて出候。御醫師賀茂衆などには。から物引合などそへて。似合たる物出候。

一御たのむ惣奉行伊勢守。古より此分。右筆御はからひ方は代々同前。備後守方に仕候。右筆はさだまらず候。近年ハ下總守仕候つる。

一御返の御使兩人にて候。是ハ門跡。大名衆へまかり候。代々勢州名字仕候。某右筆參候時ハ。子にて候貞茂仕候。進候ハ貞遠と兩人仕候。御使在所日野殿。三條殿。此次に西殿へ參候。門跡へハ聖護院殿。青蓮院殿。實相院殿。吉良殿。石橋殿。澁川殿。武衞細川殿。畠山殿。山名殿。一色殿。讃岐殿。修理大夫殿。此四人御相伴に御參次第。赤松。京極。大内。此三人座敷同前。細川殿御母上さまへハ。同朋衆まいる。攝家へハ取次の方へわたし候。其外の衆ハ殿中へ祗候候て御給候。奈良衆。賀茂衆取次の方へ渡候。色々故實共候。

一大名御供衆などハ。御返しの御禮に御參候。

一朔日。殿中にてめしあり。御たのむ方より下行。ひる勢州より點心各へまいらせられ候。御酒あり。佳例也。

一二日。於殿中御憑御返各申合候て參候。此間はからひ右筆の人各酒をまいらせられ候。

一御はからひとは。御返の物を取調候てをき候を。公方樣そと御覽せられ候。是を御はからひ

と申。此衆規摸なり。御はからひの同朋衆には千疋づゝ也。

一三日。御還今日ことごとく御返すみて。のこりたる物を。右筆両人御使人同朋。御ちりとて鬮にて給候。先勢州へ可レ然物を二色三色まいらせられ候。いにしへハ用脚など過分に御座候て方々へ御ほうが。又人の御とぶらひなどにもたまはりたる由申候。

一晦日。勢州へ御成。御風呂。

一九月朔日。御對面御祝如レ常。

一九日。御對面以下同前。夜に入て菊にわたを御きせ候。

一今朝より小袖を着す。又今朝より御粥まいる。又焼栗九。昆布九きれ。一寸四方。いも酒百日參候。いもの丸さ●是程也。これを御銚子のうちへ御入候。

一晦日。勢州へ御成。御風呂。

一十月朔日。御對面以下。毎月の如し。

一五日。内野の經のひもときに御成。先松梅院へ御成。さて經堂へ御成にて。其よりすぐに鹿苑院へ御成。經ハ朝經過て御成也。

一經堂に棧敷南北にあり。北ハ御臺様。南ハ公方様。

一亥の日暮ておもてにて御祝參。其様ちいさき餅五色なるを角の折敷につみて。さきに五色の粉すはり候。又前の如くの餅を二三百。御四方につみたるがまいる。さて面々一人ずゝ御參候へば。其おほき餅を一ッ御取候て。そと御口にあてられてまいらせられ候。御たまはり候て御頂戴候て御まいり候。面々過て。其おほき餅を御對面所の御さいのきはに御配膳の人御をき候。其を外様衆一人ずゝ被レ出候て。一づゝとられ候て頂戴候。外様衆過候ては。此御膳をあけられ候。さて又餅つみたる膳參候。

前のごとく御取候て。御供衆御部屋衆申次。攝津二階堂小笠原直にたまはられ候て。さて公家の御かた〴〵御出候。

一餅をたまはられ候て頂戴候てくひ候が能候由。貞宗申され候つる。懐中したるがよきといへり。又わろしとも被仰候。人によるべし。

一禁裏樣御源猪のつゝみ紙を一番に傳奏御持參にて。ひろげて被參候へば。御頂戴候。其次に傳奏御給候。

一國々又御不參候大名國持衆ハ。御源猪を申出され候女中より御つゝみ候て御出し候。急度したる方へは。下繪のつゝみ紙につゝみて。その上を杉原にてつゝみ候て御出候。中﨟の御役なり。大方の衆へハ。きりはくの御つゝみ紙。其外ハ引合也。つゝみ樣あり。觀世大夫にハ下繪のつゝみ紙にて候。申次遣之。

一今日ハ男女共に紫の小袖をめし候。殿中ならず各も大がい此分にて候。

一晦日。勢州へ御成。御風呂。

一霜月朔日。御對面毎月の如し。

一晦日。勢州へ御成。御風呂。

一十二月朔日。御對面内々御祝以下毎月の如し。

一廿日。御對面。今日より歳暮の御禮。四條上人と申て。上人まいられ候。

一廿一日。御對面七條上人と申て。上人御出候。

一廿五日。律家少々。

一廿六日。御對面御持僧。殿上人申御次。此外淨華院。知恩院。知恩寺妙行寺。賀茂輩。撿挍。

一西衆。梶井殿。御持僧。宮門跡ハすみより。殘ハ左經次第。殿上人申御次。但殿上人御座候はねバ武家申次候。

一御對面次第ハ賀茂輩以下。次に撿挍と申て。申次手を引ていづる。

一廿七日。御對面公家法中と申て。各御參。其後外郎と申て進上の御藥を備上覽て。則外郎

まかり出御目にかゝる。其後通師と申て御目にかゝる。其後日吉と申て御障子をあけて。於庭上御目にかゝる。さて田樂と申て田樂まかり出候。

一西より攝家。公家。門跡。法中少々。攝家をば殿上人申次。

一廿九日。御對面惣番衆と申て罷出られ候。上樣御披官衆。

一晦日御對面次第。一番に傳奏。御ひとへ御ひろぶたにすはる。二番又所々よりの御卷數。是又傳奏御持參。三番伊勢守御ひとへ。御ひろぶたにすはる。四番所々よりの御卷數。申次持參。五番に又所々よりの御卷數の箱。御ひろぶたにすへて。申次持參。六番に細川殿より進上の御扇十本。申次御目にかくる。七番に又細川殿よりのそめ革三枚。申次御目にかけ候。八番に諸家より進上の歲暮の美物の目錄。申次持參。めいめいに御前にてひろげて御目にかけ候。九番畠山殿より御進上の鼻皮十間。御名字衆御めに御かけ候。御名字御不參之時ハ。申次御目にかけ候。下總守。十番に長老蔭涼軒申つがれ候。十一番に大名。御供衆。御部屋衆。申次。節朔の衆。奉行以下御目にかゝり候。さて吉良殿と申て御出候。其後公家と申て御出。大方此分小の月は。晦日の衆も廿九日に一度に出仕候。

一御對面以前に御撫物 御服。申出て御斗固在之。泰法等勤之。

一今日御服御拜領の衆あまた御入候。其御服を正月朔日にめして御出仕候。其ハ御人數大方注之。公家衆にハ。日野殿。三條殿。廣橋殿。烏丸殿。飛鳥井殿。其外大名衆御拜領。

一細川殿より參御扇も。今日をの〳〵へまいらせられ候。面之繪は源氏うらハ雲の間くれなゐ。其上にでい繪在之。骨は十五骨くろく候。

一公方様東山殿様御德日。うしひつじの日は。大名。國持。御供衆より。うしの日は餅一折。御太刀金。御進上。ひつじの日は。杉原十帖。御太刀金。まはり〱に御進上。又赤の日ハ御供衆出仕もなし。御公事も披露なし。赤の次の日。赤後の出仕とて出仕あり。惣而いにしへハ。御供衆ハ赤ならぬ日は。日々に出仕候し。

一御はがためとて。正月吉日に御祝參候。ゆき松と申者調進。御臺様へ參る。勢州御手なが御服下さるゝをり物也。

一日野殿三條殿へ美物まいる。伊勢名字御使。御見參ありて。御盃まいらせられ候

一御精進の日ハ必松梅院。精進の御おり三合進上申。

一日野殿より今日御毬杖二。玉二金。まいるなり。

一御精進のあくる日ハ　大名御供衆より　美物御進上。

右年中定例記以伊勢貞春本挍合畢

公方樣正月御事始之記

目錄

一永正十一年三月七日大内義興被ㇾ相尋ㇾ條々之事

一大永元年十一月廿八日細川高國被ㇾ任ニ管領ㇾ事

一於ニ路次ニ三管領其外貴人江逢申事

一父子主人之供を馬にて仕候事

一しよのめい披露之事

一正月二日。御乘馬始。手綱腹帶幷御沓。伊勢守進ニ上之ㇾ御沓ハ伊勢駿河守候ㇾ之仕。仍御乘馬之時ハ伊勢守幷同苗大略就ニ役者ニ祇候仕。小笠原民部少輔參ニ勤之ㇾ毎年此分也。

一正月四日。御謠始。觀世大夫。同四郎左衞門致ニ祇候ㇾ從ニ右京大夫ㇾ進上之御扇に御織物之御服を被ニ相副ㇾ候て被ㇾ下候。同四郎左衞門には。御織物之御服を給候也。仍大夫に遣樣之事。伊勢守御扇を右に持。同御服を左の手にかけ候て持出。先御扇を遣。さて御ふくを渡候時。大夫給。則いたゞき申。やがてうたひ申候。其後四郎左衞門に御小袖遣候。是は御服バかりなり。音曲をも不ㇾ申候。例年此分にて候也。

一同七日。御吉書始也。右京大夫へ被ㇾ遣ニ御書ニ候。(貞宗)御使は伊勢守京兆則有ニ見參ㇾ太刀を伊勢守に被ㇾ出之。駿河守も罷出。御吉書之入たる御文箱を秋庭備中守持出渡候を。駿河守出向給ㇾ之。同伊勢守に從ニ京兆ニ太刀をも被ㇾ出。伊勢守次の間にて貞雅に渡ㇾ之。御文箱をば左に持。同太子(刀歟)を右に持候て罷出。京兆之緣にて伊勢守被管人に遣ㇾ之。從ニ先々ㇾ此分に仕來候。則京兆御禮に祇候有ㇾ之。次伊勢守支度うら打。京兆同前也。

一御吉書之御文言之事。

改年吉兆不ㇾ可ㇾ有ニ際限ㇾ猶期ㇾ面候也。

正月七日　　御判

右京大夫とのへ

一十日。御参内始。御供衆以下如例年。伊勢守御供。

一十一日。御作事始有之。様躰は御大工以下何も祗候仕始申也。

一従品山尾張守。被管人六人罷出候て。両人づつもつこに砂を入候て持。御殿之正面に置之。すなを御庭に置候事。六人して九度也。仍支度之事。小袖の上に白きかたびらを着仕。かちんにそめたるはかまばかりにて。はかまの前を如常取てかい候。返しもゝだちなど取候事はなく候也。さて御庭の者五六人罷出候て。なぶりをもち候て。其にてすなをひろげ。其上をはうきにてよくはきて。さてざいもくれうの物をかざりて。まがり(曲尺)出して。木のこぐちに金をたて。木のふりを見て。すみを常のごとくあて候て。まかりのき候へば御大工罷出。てうのを持。いかにもよくはい(拜)仕候て。さててうのにて。三々九木を作。儀式を仕候。仍御大工の支度ハ。かむりを着候。同しやうぞくの色ハ黒候。役者六七人ハ此支度也。此外ハゑぼし上下にて候。則又御大工に御馬を被下之。御作事奉行伊勢加賀守。結城七郎祗候。御太刀をハ加賀守。御大工に遣之。例年此分也。伊勢守并同苗葉何も祗候。

一同十一日。惣撿挍致祗候。於御前平家申之。仍御小袖を被下之。是ハ其日の中次被渡之。又平家之時びはをも申次取之遣候也。御前へハ座頭の手を引て祗候候也。

一同十一日。御所々様何も御参。三献参。御宮仕ハ女房衆。手長ハ御供衆。伊勢與一。同伊勢六郎左衛門。伊勢又七。伊勢又次郎也。

一正月十四日。於公方様まつはやし御座候。

從二　御臺樣一御小袖を十。觀世大夫に被レ下。御ひろぶたに九被レ入候て御母持出られ候て。御臺樣の御そばに被レ置候。さて御臺樣の上にめされ候唐をりの御小袖を御母ぬがせ被レ申候て。如レ常たゝみ候て。九の御ふくの上にをきて。御てゝ伊勢守に渡申され候を請取申。御前を罷立。觀世大夫に遣レ之。大夫拜領仕。此十の御ふくにて松ばやしを仕候て懸二御目一候。次に御小袖を御ひろぶたに入候次第。人の無レ存儀に候歟。御小袖に色々高下有レ之事候。御母とハ伊勢守が妻の儀候。御てゝとは伊勢守事候。

一十七日。御的始。小笠原民部少輔同六郎參二勤之。伊勢苗氏。畠山苗氏。此外參勤之方有レ之。射手ハ毎年替事。

一御的之儀式。同樣躰迄も相替候歟。委不レ被二注置一事に候也。

一十九日。八幡宮へ爲二御代官一御供衆申次の間に一人參詣候。八幡より御へい參候を。公方樣御頂戴。御へいの役人ハ。伊勢駿河守勤之。先々ハうら打を着候。今ハこすあふの事也。

一正月之御儀式ハ此分也。

一二月朔日。從二畠山一御樽進上之。仍御樽之事。御肴ハ白鳥一幷のしあはび千本也。天野樽五荷。二月朔日。又七月朔日。十二月朔日。年中に三ケ度進上候。御肴計懸二御目一候。二種ながら二人してかきて被レ參候。一人ハ畠山苗氏ニて候。又一人ハ伊勢苗氏加候事も候。又兩人共に畠山苗氏被レ仕候儀も候也。又河內國被レ亂候半時ハ。京都にて柳樽を進上候儀も候。我等畠山之申次は仕候條能存候。

一此御酒を出仕之人ニ被レ下候。管領以下事外沉醉候て退出候也。

一於二公方樣一御憑之事。伊勢守幷同苗衆勤レ之。

七月廿七八日之間に伊勢守如レ此注候て懸二御目一候。

奉行　伊勢守
右筆　伊勢因幡守
　　　伊勢右京亮
召使　伊勢與一
　　　伊勢六郎左衛門

木阿彌
古阿彌
直阿彌
季阿彌
葉阿彌
喜阿彌

此おくに又同朋衆を注候て懸二御目一候。是ハ役者なり。

一十月ゐのこの御成切之事。公方様御直に被レ下方へハ其分にて候。又御直に不レ被レ下方へハ御前之御成切過候て。五ヶ番へ御なりきり四方にすはりて。一膳つヽ五ヶ番へ被レ出レ之。五ヶ番へ月行事あり。祇候請二取之一。番子にちやうだいさせ申候。又奉行衆には公人奉行。祇候仕候て請取申。是も各に頂戴させ申候也。毎年此分にて候也。御成切共申。又御嚴重共申也。

一御成之時進物之事。先主殿にて式三獻參候時。一族御入候方ハ。御弓征矢被レ持候て御座に被レ置候。さて鞍置馬進上候。是も一族被レ引候て被レ懸二御目一候。御さかづき亭主御給候。三日の御盃聞召候時。亭主白太刀を進上候。其後御會所へ御成候て御肴參候時。初獻に又御馬太刀にても進上候。此後ハ獻々にも進上候。但還御などはやくなりさうに候へバ。獻々にも進上候。時宜により候也。

一正月朔日。大名出仕。管領ばかり御太刀進上候。此外ハ山名殿。正月十五日に進上計に候。

一於二殿中一一獻の時。御前へすへかはらけを被レ出候て御下を被レ入候。御供衆の内一人罷出たべ候。たべたるかはらけをもとのごとく御前に置候事。れうじなるやうに可レ申候へ共。さ

れ共むかしよりかやうに仕候間。非新儀ニ候。暮に御まへのすへつきの御酒よき比になり候はゞ。御供衆のうち一人罷出たべ申候。公方さまよりたべ候へと被レ仰候はね共。只こなたよりまかり出たべ候。又しぜん上意の儀も候。いたゞき候てたべ申候。是を公家かたには左の手をつきてたべ候と被レ仰候へ共。公方のは左様ニハ不レ仕候。まへニ如レ申にて候也。

一御寺へ御成の御せう香の香合をバ。同朋持參申候。御供衆持參之儀ハ無レ之候。

一刀を人に遣候時。自然火打袋をさげ申候時ハ。取候て懐中仕候て。さて可レ出候。袋共に遣事不レ可レ有レ之。

一獻の時ハ。先折を出。其後かはらけものを可レ出候。此後くぎやうの物たるべく候。又おさへものは末つかたに出候。又食籠ハ貴人の御前へハ不レ出候。心安ときの事にて候也。

一うりをけづりて人の給候時。そとたべてそばに置候事。くわんたいなる事にて候。そのうりあしく共。みなくふ事也。

一酒の時亂酒に成候て各音曲の事毎々儀ニ候。酌同くはへなどうたふ事不レ可レ有レ之候。そうじてうたはぬ事にて候也。但貴人主人の仰に付候ては。うたひ可レ申候なり。

一めし出參候事。あたりの人々に只一禮して參候が能候。如レ常禮を申事あしく候。又參候時ハ只さきばかり見候て參候がよく候。左右を見て參候事不レ可レ然候。只祗候の時ハ御禮不レ申候。又退出之時ハうやまふ人の前にてハ。手をつきて御禮申たるがよく候なり。

一主人貴人の爲レ使。同名其外我より下たる方來候共。いつもよりいんぎんに挔申べく候。もとより同名衆たらバ。猶うやまひ申べく候。をくり禮もふかぐ\と可レ仕候なり。

一下緒の事。主人不斷さげらるゝをは。其内の者ハ可ㇾ有ニ斟酌一候。又紅の事ハ。此扱にも不ㇾ及候。誰々もさげ申候也。

一金襴段子以下。進上の時こしらへ様の事。唐つつみのまゝ可ㇾ然候。但つゝみそこね候時ハ。引合一重にてつゝみて。如ㇾ常水引にて結候て。臺にすへ候。又紙の上にすへ申候時ハ。只そのまゝすへ候。折に入候てかみの上に置候事ハなき儀也。

一寺家へ御成。又ハ貴人等御入候時ハ。御宮仕をバ喝食侍者の間せられ候。俗衆など被ㇾ加候て被ㇾ仕候事ハなき義にて候也。

一貴人主人の前を罷通候時ハ。其方の手をつきてまかりとをるべく候。又御兩所御入候中を通候時ハ。兩の手をつきて通可ㇾ申候となり。

一ひやうもんの事。いろをつくしてそめたるを。ひやうもんと申候。御きんせいにて候。只二いろをもつて色へ候事可ㇾ然候也。

一永正十五年七月五日。下京三條御所御普請始御事始。

一御普請始。辰刻。細川右京大夫高國勤ㇾ之。被管人兩藥師寺罷出也。

一御事始。未刻。同日惣奉行畠山修理大夫。同小奉行伊勢右京亮。宮下野守。結城七郎。

一右筆方松田丹後守。齋藤美濃守。齋藤上野介。同御普請奉行金山三郎。

一御事始當座に。番匠ニ御太刀御馬被ㇾ下ㇾ之。棟大工同前。塗大工同前。都合御太刀三振。御馬三疋。御太刀ハ伊勢右京亮渡ㇾ之也。

一惣奉行以下并伊勢守貞陸着ニ座敷皮一也。此以後御太刀各進上之次第。右京大夫。畠山修理大夫。大内左京大夫以下如ㇾ常。惣番奉行以下御普請始御事始之御禮。御太刀二振進上。面々ニハ持太刀也。惣番以下ハ金なり。同朋ハ各相注

候て御禮申なり。
一惣之御太刀以前に。畠山修理大夫初而。先役人一番に御太刀進上候也。
一永正十一年三月七日。就二大内義興一被二相尋一候。貞久弘中越後守所へ。貞陸爲レ使罷越。御返事申條々事。
一三職の内ノ者　御成申事。武衞にてハ甲斐一人也。同織田も御成申之由。常に雖レ申レ之。更何の御代に申たると云證據無レ之也。
一畠山にてハ。遊左。しゐな。権名 神保。譽田御成申といへども。是又何の御代に申たると云事無レ之也。譽田紀伊國之郡代を持たる時。　公方樣熊野御參詣候。其時旅宿之御宿を申たるを御成申たると歟。是ハ一向各別之事也。
一細川内にも一人も無レ之。其外山名内に垣屋御成雖レ申レ之。是も無二證跡一也。此分憶に御返事申渡候なり。惣別大名の御内仁など。　公方樣へ直々物を進上仕候事。昔ハ無レ之也。又奉行衆にも進上仕候者あまたは無レ之候。當時所により進上事無レ謂也。大名等へ御成被レ申時ハ。其内者御禮申事ハ常の儀也。是各別なり。此旨憶に貞陸被レ申候也。
一大永元年十一月廿八日。細川右京大夫高國。被レ任二管領職一。御使兩度伊勢守貞忠京兆へ參申。初度は被レ任之旨被二仰出一候御使也。二度目ハ御請御喜悦之旨御使也。此後右京大夫被二祗候一。御三盃參。惣別ハ三ケ度可レ有二出仕一之旨。御禮御太刀。持。同御劍御拜領。御使伊勢守裏打。管領出仕同前裏打。右京大夫出仕之供衆香川美作守裏打。太刀を持。秋庭備中守。こすはう。長鹽又四郎。こすはう。
一各京兆へ禮に參。金を進候。
一公方樣に京兆同名衆計。御太刀進上候也。
一於二路次一三管領其外貴人へあひ申候事あるべ

し。貴人と見かけ申さば。則下馬候て可然候。されどもかくれ申たるが様躰よく候。其まゝ候へバ時宜も六借敷候也。

一父子主人の供を馬にて仕候事あり。自然親落馬仕候共。子の身にてハおりまじく候。但又主人おり候へと承候はゞ。其時ハ下馬可仕候。りうんにおり候事候まじく候。又犬追物。同笠懸の時も。此分にて候なり。

一しよのめい披露の事。様躰ハ。大なる盃に香爐。同ちいさきそく臺にらふそくをとぼして。しよのめいをも盃にすへて。蔭涼軒被渡候を請取申。御前へ持參申候。しよのめいに公方様御實名を被遊候て被出候時給り候て。蔭涼軒へ渡申候。御香爐の火をバ殿中にて被取候。らふそくの火も同前に候也。

右御事始記以伊勢貞春本挍合畢

武家部九

殿中以下年中行事〈稱二成氏年中行事一又鎌倉年中行事一〉

一正月朔日。早朝ニ公方樣御行水メサレテ以後御手水ノヤク人直垂ニテ致二出仕一トキ。足利ヨリマイル御年男御手水ヲ椽盥ニ入テ。御ヤウジ御手カケニ置テ。御中居マデ持テ參ル時。役人請取。御前ノ次ノ御座六間ニヒガシムキニ置申時。上﨟樣御持有テ御カケアル也。御陣之時ハ。役人〈侍所〉緣塗小具足ニテ參リ。直ニ懸ラル。其後大御所樣御方御所樣〈政氏〉ヘモ。役人參リ御手水ヲ調進。上二日。三日。七日。十五日同前也。仍早旦ニ昆布。勝栗。鮑。御肴ニテ御酒一獻參ル。其故ハ京都鎌倉ノ御兩殿ハ天子ノ爲ニ御代官。諸侍忠否之淺深ヲ糺。可レ有二御政務一職ニテマシマス間。大樹ト申也。然間朔日早旦御祝ノ始。勝栗。昆布ニテ御酒アリ。其時番ニシコウアル。奉公中御酒ヲクダサレ。御扇一本ヅツ拜領。御近邊ニ宿所アル人ハ。雖二非番一參。御祝ニアヒ申方アリ。其後御臺樣。御袋樣。上﨟。中﨟。下﨟。ミナ〳〵御所ヘ御參アリ。上﨟樣ハ九間。其以下ハ皆々四間六間ノ御座ニシコウアリ。此三御座ハ何モ御藝〈家イ〉中也。

一公方樣御上下二具。御紋松。又一具ノ御紋ハ。桐。松ノ御紋ハ大御所樣ヨリ參。御吉例也。

一御小袖ハ定ル事ナシ。御隨意也。其以下ハ皆カケ萠黄也。

一朝ノ御祝參。肴ニテ御酒三獻。其時奉公衆。老若出仕ス。宿老一人御前ヘメサレ。御サカヅキ幷御劒拜領ス。此御祝過テ公方樣始テ大御所樣ヘ御出御酒三獻ノ後御タイ出。是又御吉例也。

一殿中ノ朝ノ御臺ヲバ御ツンバ計被ㇾ召。大御所樣ヨリ御カヘリ以後。晝御臺參。次ニ御椀飯。上古ハ酉刻計ニ始ル。近代ハ夜ニ入。公方樣御直垂。御紋ハ桐。二重淺黃。白御小袖ニ子リノ大口ヲメサル。御一家以下ノ奉公老若直垂ニテ出仕。朔日ノ椀飯ハ管領ヨリ參。遠侍ニハ高盛物二アリ。一ニハ波葉。一ニハ蛸也。置鳥。置鯉アリ。椀飯奉行直垂ニテ出仕。是ハ右筆勤ㇾ之。管領代官ト兩人御中門ニ令㆓伺公㆒。

一公方樣出御奉ㇾ待。御座ハ妻戸之間也。御酒式三獻。御荷用ㇾ之。人々各御晉屋ニ集。初獻ノ御肴ヲ始トシテ。皆々請取持參セラル、。二獻目。三獻目。御酌何モ人躰可㆓相替㆒。三獻メノ御酌御酒ヲ申時。御一家ノ人銀劒持參。管領御代官手ヨリ直ニ被㆓受取㆒也。其後弓征矢ヲ役人持參。其次ニ沓行縢ヲ役人持參イタシ罷出後。管領被官武州守護代子或ハ孫或ハ兄弟等御車寄ノ立砂ノ前ニ。御馬御鞍ヲ置テ引立。同引副ハ裸馬ナリ。其後御酌御前ヲマカリ出。御肴ヲバ初獻ヨリアゲ申。御盃ヲバ三獻目ヨリアゲ申ベシ。如ㇾ此ノ後。當日番之御中居殿原。號㆓御恪勤人躰㆒。御屛風疊テ十二間ノ御座ヲ明申。彼御座三重唐瓶子。同銚子提。ソレヲバ大草申出。御酒參。御マイリノ肴ニテ三獻。御一家幷評定衆召サレ。此御祝ニハ宿老中皆御荷用ヲ被ㇾ申。三獻過テ御隔子役人如ㇾ朝參。御隔子被ㇾ下。是ハ御一家之役也。其後宿老中歸宅。公方樣大間ヘ御飯アッテ。內之御椀飯始也。仍御袋樣。上臈。中臈。下臈。如ㇾ朝皆々御參。

一公方樣御裝束ハ表ノ御祝同前。御袋樣幷上臈

樣ハ御衣メサレ。御荷用之方々ハ。上古ハ引付之衆。御椀飯御荷用ヲモ御免アリ。近年被レ破レ之。次ニ中臈下臈之裝束ハユマテ裳袴ヲメサレ。自二一日夜一ニ入。至二テ十五日一同前。御祝ハ先御二重。御瓶子御銚子提持參。其後御三獻過テ强飯。同式之御臺參。奉公中合ニ持參。上臈ニ賴中時御持參。大御所樣御祝御方々御椀飯以下御同前也。

同二日。朝御祝如二朔日一。公方樣御單物褐地。御紋桐。御小袖ハ御隨意也。御裳樣以下御裝束定事ナシ。紅隔子ハ御三臺樣。上臈樣ノ外ハ不レ召。其外ハ摺繪書。縫物。織物。以下可レ爲二御隨意一。但臙粉入等之織物。香地朽葉。魚龍貫白。薄色之練貫。青練貫。黃練貫。朽葉練貫等女房被レ召事ナシ。尼公ノ御衣裳也。男ハ何ヲモ可レ爲。次練貫之廣小袖。公方樣。御女房樣可レ被レ召。童躰又兒喝食之外ハ。依レ爲二御法一不レ着。仍椀飯相

州守護ヨリ一年。房州之守護ヨリ一年。隔年參。椀飯奉行如二朔夜一參。銀劒弓征矢ヲバ二日同三日夜ハ椀飯奉行代官ノ手ヨリ受取テ役人エ渡也。沓行騰ヲバ代官ノ手ヨリ直受取テ持參アル也。御劒弓征矢。自二代官手一役人直受取事ハ。管領職ニ限也。其外ハ皆々先椀飯奉行受取テ可レ渡二役人一。仍近年御劒弓征矢。如二管領之代官役人一。直可レ渡由及二異儀一。外樣代官雖レ有レ之。爲レ不レ達二上聞一。如二舊規一相定者也。大御所樣御出。御酒數獻。御臺ヨリ是又久御吉例也。

一同三日。朝御祝同前。公方樣御單物。御紋桐。御小袖ハ御隨意。御臺樣其外御衣裝モ御隨意也。御椀飯常州野州ヨリ隔年ニ參。其外之御祝。如二一日二日一。公方樣方御直垂。二日三日不定。或ハ褐地或ハ淺黃。何モ御紋桐也。

一同四日。朝政所出仕。直垂被レ着。公方樣モ御直垂ニテ御對面。御酒式三獻。次法躰宿老中出

仕。御對面之樣同前。御劍進上。又被下。仍御湯治御恪勤之岩堀御湯殿ニ參。

一同五日ノ夜御行始。管領ヘ御出恒例也。公方樣御直垂。御紋桐御輿棟立。力者昇申也。御劍之役御一家。御沓役ハ人躰不被定。其外之供奉ハ雖不被觸。直垂之出仕アル方ニハ一人モ不殘被參。力者雜色。朝夕小舍人ハ人數不定。御劍モ力者以下人數定事無之。御沓之役以下ハ中間五人。力者二人ッ。厩者兩人。何モ烏帽子ヲ可着。傘持ハ烏帽子不可着。馬ハ髮ヲ解テ可透立。鞍ハ白鞍。同覆輪。内ハ白燒付。青貝。黑鞍。何モ不苦。鐙同前。金鞍。金鐙。雖非御法。公方樣依被召之斟酌アル也。鞦廣形。依馬中形尤也。手綱。腹帶。淺黄之外不可乘。鞦タスケ黑革之外不可用。手綱ハ白キガ可然也。又ハ打交モ吉。手綱ハ白キハ惡シトモ云也。白青黑次。傘袋ハ白キ布三幅ニテ。長九尺八寸本也。

其故者裝束之傘ト云ハ八尺ヲ本トス。弓持テ馬ニ乘時モ。弓ノ潤ヌセイニスル故如此。諸人如存知。弓ハ七尺五寸本ナル故也。傘袋ニハ黑革長サ二寸ヒロサ五分ニシテ。傘袋ノ中程ニ二寸サゲテ。三所ノ縫メニ菊綴ヲスベシ。上ノ方ハ黑革。菖蒲横革。紋ニ付タルヲ長サ二尺五寸。廣サ一寸二分ニシテ。御免革ニテ垂ヲシテ。末兩方劍先ニキリテ。二重ニ取テ。傘ナリノ本ヲ可結。傘袋ノ上ノサガル所ヲ綻バシテ。長サハ一尺二寸ナリ。下之方ヲバ六寸サゲテ。黑革廣サ五分ニ。長サ一尺五寸ニシテ。袋ノヌイメニ結付テ。傘ノ柄ニ結ベシ。次ニ續松二丁。行燈一モタセベシ。公方樣出御也。時管領門ノ外迄被參。御輿ニメ・サレナガラ御禮有テ。妻戸ヘ御輿ヲヨセ。御下アル時。御劍ノ役人御輿ヨリ御劍ヲ取出シテ持參。御傍ニ被立申。御沓役ゲヾヲ持參。供奉ノ人モ被座所ニ

置之。御祝之參時如殿中。御荷用之人ニ御肴。御盃。御酌ヌシ付テ持參。管領御座ヘ被參。式之御肴ナル間。初獻二獻ハ我前ナル盃ニテ被給。三獻メニハ殿中ヘ出仕之時ノ如ク被給御盃。面之御祝三獻メノ進上ハ。御劔一振或ハ白打鮫或ハ打海梅花。管領之執事之子。又ハ兄弟面道マデ持テマカリ出。管領之舍弟親類等受取テ持參。公方樣左ノ御膝透五六寸計ノケテ進上アル也。其後御鎧白糸。是モ被官中之宿老兩人シテ持テ出ル時。役人出向テ上手勤スル人。御具足ノ右ノカタヲ受取。下手ノ人ハ左ノ方請取テ。上手ノ人マヅ跡ニ立テ。下手ノ人ハ御妻戶ノ內ヘ入テ。飜テ立廻上手ノ人上ヘ成テ。是モ御劔ヨリ六七寸ノケテ。鍬形ヲ御座アル方ヘ向テ進上イタシテ。下手之人ハヤガテ出ラレ。上手ノ人ハ居留テ。御具足ヲ御坐アル樣ニ少ヲシマワシテ。其後可罷出。如此ノ後ニ御馬一匹。御鞍置テ。又引添テ。一匹ハ裸馬也。武州守護代子共兄弟。又ハ被官中ニ賞翫之人躰引之。立砂ノモトヘ御馬ヲ引立時。御厩別當皆々同前ニ白洲ニ伺候アリテ。御馬ヲ引立タル時。公方樣御坐アル御透マデ手ヲツイテ透テ。先畏テ御馬ヲ。方尓ニ能引立タルヲニテ寄テ。左ノ手ヲ與ノ引手受取タル手ノ上ヘアゲ。右ノ手ヲバ與ノ左ノ引手。受取タル手ノ上ヘカケテ。其後取コカシテ。御馬ヲヨク請取スマシテ。手綱ノ輪ヲカイ取テ。御馬ヲツキマハシ。御厩ガタノ者ニアヅケラル丶也。如此ノ後。管領白洲ヨリ上テ。如故御座ヘ參。御盃拜領。其後御酌ハ被罷出也。仍御荷用ノ人々參。御肴ヲアゲ申サル丶。式ノ御肴アガリ。御膳ヲバ殿中。其以下ニテモ。侍雜士受取也。ヲモテノ御祝過テ。公方樣別之御座ヘ御出。則管領被參。其時役人幷宿老中御座ヘ被召。御參

肴ニテ御酒三獻參。此時管領被官人。御肴ヲ持テ出也。御荷用之人々受取ラルヽ時。初心ノ人。片手ナドニテ被二受取一事アリ。甚不レ可レ然。モロ手ニテ可レ被レ取也。御三獻メニ又御劒一。御小袖十重。五重縫物。織物以下五重ハ細。恒例ニテ進上。御馬一匹參。此時ノ御馬ハ裸馬也。内ノ御座ニテ參間。御劒持參ノ人。御馬トバカリ申テマカリ出ラルヽ也。其後御臺參。管領評定奉行以下宿老御座ヘ被レ召。御臺ヲバ手長面道マデ持テマイリ。役人ニアヅケ申時持參アリ。如レ常。殿中ヲニヲ被レ申。二ノ御膳以下ハ奉公中持參。御中ノ御酒之御盃雖レ有二式題一。宿老中堅依レ被レ申。管領給ラルヽ也。御座ニ伺候之人數。御酒皆被レ給テ以後。管領ヲ始トシテ御座ヲ退出。御湯參。只ノ奉公中持參シテ。ヲニヲ申役人預被レ申。御臺アゲ被レ申。如レ本手長ニ被レ預。御菓子御茶ヲバ公方樣御一人御座有テ被二聞召一。管領其外之人々。皆々内座ニテ被レ給ナリ。御荷川之人數以下認アッテ後。又御酒始時モ。御三獻メニ御劒參。御劒ヲバ幾度モ面ノ御祝ニ持テマカリ出。人躰面道迄持テ參テ役人ニ預申也。御小袖ヲバ先常ノゴトクタヽミテ。廣蓋ニ被レ置。公方樣御連枝樣ヘモ進上ヲバ。左ノ御袖ヲ上ヘナシ。右ノ御袖ヲ内ヘタヽミ。御ホソ物ヲ。御座アル方ヘ向申ァ進上イタスベシ。然間持參ノ時モ。御小袖ノ後ノ方ヲ身ニ付テ。御ホソ物ヲ向ヘナシテ持テ可レ參。御小袖。三重五重ニハタイラニ持テモ不レ可レ苦。御十重ハイカニモ身ニ付テ。向ノ方ヲ上テ可レ持。油斷スレバ上ナル御小袖二三モハシリテヲツルコト有。次ニ御腰物ハ盆ニ不レ置シテハ參事ナシ。ハノ方ヲムカヘニナシテ。ミネノ方ヲ我方ヘシテ。兩方ノ大指ニテヲサヘテ持テ參ベシ。只持人アリトイヘドモ。シゼンスメル

コトアルベシ。同御下緒ヲモ御腰物ニ取添ベシ。御繪ハ持ヤウ御腰物同前タルベシ。金襴。段子。繻紬ナリトモ。一端進上ノ時ハ大指ヲカケテ可持。二三端參時ハ左ヤウニモタレヌ間イカニモ能々物ニアタラヌヤウニ持テ參べシ。御花瓶參時ハ。左手ニテハ御盃ヲ可持。一對花瓶チイサクテ御盃ニ二ツヲカルレバ不及申。大ハ御盃一枚ニ一置テ進上有べシ。御唐瓶子樽ナドハ盃ニヲカズトモ參事アリ。一對ナラバ二度ニ持テ可參。一對御劒ヲバ先一如常持參テ。カタ〳〵ヲバ御透ニテ懸御目テ。管領 テモ又他家ニテモ。亭ノ方へ可預置。次御香合沈香ナドモ盃ニ置テ進上アル也。氊唐莚ハ三又ハ五バカリニタヽミテ持參スベシ。虎豹ノ皮ヲバ三ニヲリテ尾トウシロノ足ノサガラヌヤウニ能タヽミテ。ヲモテヲモ皮トマヘノ足ニヲ前へサゲテ。兩方ノ手ニテヲリメヲ取テ持參スベシ。又鍮石古銅ナド御釜進上ノ時ハ。取手ヲ取テ可持。藥鑵ナド參時ハ。右ノ手ニテハツルヲ取。左ノ手ニテハ口ノモトヲ取テ。口ヲバ公方樣御座有方へ向不申シテ可致進上。又細々ニハアラズトイへドモ。長刀ナド參事アリ。然者常人持ゴトク目貫ノ下ヲ取テ持參シテ。鞘ヲ左ノ手ニテ持。柄ヲバ右ノ手ニテ取テ。ミネノカタヲ御座アル方へ向申テ置べシ。御引出物數ヶ度參テ置所ナカラン時ハ。物ノマイラセヌ前ニ。御前へ參テ以前參タル御劒以下ヲ御座ノヲクへ取置テ。今度參物ノ餘ニ遠アラヌヤウニヲキ可申。御行始ハ。出御ノ時ヨリ還御ノ曉迄御直垂也。

一同六日。從管領御引出物。以兩使進上。御劒。御具足。御小袖以下唐櫃ニ入。御馬ハ別當幷御厩者請取。一匹モ二匹モ被立。御厩使ニ有御對面。大御所御臺御袋へハ御小袖三重ヅツ。上

臈様ヘハ二重。中臈下臈ヘハ一重。次ニ手長小雑士マデ。或絹或染物ナド被レ出之。御酒料大草方ヘ三千匹被レ饋之。如レ此細事等ニ至迄。自二前々一定間記レ之。

一同七日ノ朝御祝同前。御椀飯ハ自二政所一參。仍銀劔計參テ。御弓。征矢。沓。行縢。御馬等ハ不參。内ノ御椀飯同前。其夜御五味粥參也。

一同八日。若宮社務御加持ニ被レ參。其時ハ御加持申テ。軈而マカリ皈ラル。御酒無レ之。出仕ハ別テ有レ之。其時御馬御劔進上。又拜領御盃ノ御式題有レ之。御門送。御縁ニテ御劔御馬以二御使一被レ遣レ之。御使ニ太刀馬又小袖等以レ使被レ饋。其使ニモ出ニ太刀一也。次自二社家一出世被レ參。大御門神願ヲ懸被レ申。御門警固。正月卄日ハ自管領一參。仍管領出仕。南小門ヨリ御遠侍ヲ透。御評定所ノ御縁侍ヲ透。并ノ御妻戸ヨリ七間ヘ參テ。出御ヲ待申サル。管領モ供兩人直垂也。公方様モ御直垂。御所奉行并御荷用之人々モ直垂也。御劔御馬若君様ヘモ進上。御對面ハ十二間七間ヨリ御六間御二間ノ御座透テ被レ參。供兩人ハ七間之御縁ニ伺侯。御酒。先或三獻。其後聞召御肴ニテ。七獻計御座アリ。御一家ノ人々シテ被レ下御劔。是ハ管領ニ限也。管領御酌給テ。其後御盃ヲ持參。御行始之時モ同前也。仍御前ニ元置タル御盃ノ臺ヲアゲ申サレ。近付之人則被レ取レ之。御酌ヲモ或近付或御所奉行ノ子息先持テ出。鬼呑ヲイタシテ。其後管領ニ預申テ。アフギタ、ウ紙ヲ御酌被レ給間持テ。御酌過テ。御盃持テ參テ被出ル時。モトノ臺ヲ受取テ。其後扇タ、ウ紙ヲバ可レ出。御酒過時分。公方様御酌ヲ被レ召テ。管領ニ御盃ヲ被レ下。其後御所奉行。御荷用ノ人々モ被レ給。管領ノ供兩人モ御酌ニテ被レ下御酒。如レ此ノ後。又一獻參テ御酒過ル也。管領ハ大御所

御臺。御袋樣ヘ被申上。御小袖御棰ノ分進上有。御對面。御酒二獻。御小袖拜領。御臺樣。御袋樣ハ毎年御對面無之。御小袖ヲバ皆々以使被遣之。公方樣ヨリノ御使ハ。致奏者人ノ或子息或兄弟等也。御使ニ罷出人ハ直垂ニテ被遣。御馬我ヨリ先ニヒカセ。管領ノ門ノ中マデ御厩者ニ引入サセ。御使ノヨシ奏者ニ申。對面ノ時。上意旨ヲバ直ニ可申。仍若君樣御一所ニ御座アル時ハ。公方樣如御對面。於殿中御劔ヲバ被下之間。從御兩所御馬計被遣也。濟々御座ノ時。皆々無御對面間。御幼稚ノ御方々ヨリシテ。御劔ヲバ御使ニ被遣。公方樣ヨリ被遣御馬一匹。御使引之管領モ白洲ヘ下テ被受取也。其時御使堅式題イタシ。管領ノ被官人ニ御馬ヲ預ントスベシ。然ドモ手ヲカケテ被官寄テ受取時。手ヲハナサル、也。其後如元座敷ヘ入テ酒三獻アリ。御使ニ盃ヲ可給由申サレ。及數ケ度有式題。依時宜御使被始事アリ。御使ニ出太刀。公方樣御使ニ於我亭出太刀事限管領職也。其外ハ皆々以使御太刀馬以下引送之。次外樣幷評定衆之方ヘ管領被出酒三獻。供兩人ヲバベチノ座ニヲキテ。子ドモ兄弟之間。相手ニテ酒ヲ可出。管領ヘ太刀馬。子共親類可遣之。其使ニ被出太刀事ナシ。仍御行初ノ前ニ自管領衆中ヘ以使。公方樣恒例ニ可有出御間可參由アリ。翌日重以使夜前御酒等申沙汰目出之由被申。太刀馬ヲ其使ニ可出。太刀御劔幷御沓ノ役。評定衆之方ヘ太刀馬等被償事規式也。次管領子息兄弟出仕之時被遣御馬ニハ。御使御馬牽事先規ヨリ無之。被座職時之禮儀也。管領職ハ公方樣ノ御代官也ル故也。職上表之時モ。先管領ト申間。禮儀同前也。

一同九日。例日タル間御祝等無之。但初子日ニ

相當時。見好法師參テ種々ノ祝言ヲ申。根松ヲ三本持テ參。其時評定衆之子共親類ノ間。以二上意一直垂ニテ松ヲ受取テ扇ニ置テ。御二間ノ御妻戸ヨリ十二間ヘ令二持參一時。松ヲ御請取アツテ被レ置也。見好法師ハ管領評定奉行ノ亭ヘモマカリ出。自二公方樣一御祝自二政所一下行。其外祝言アリ。

一同十日。小侍所幷評定奉行。扇谷侍所千葉介方出仕。但依二時宜一日限八日。管領出仕以後被レ參事在レ之。御對面之樣多分管領同前。出仕之樣躰モ同。但御劔以後御一家被レ下事無レ之。其段前書レ之。

一同十一日。御評定始。公方樣香之御直垂。精好ノ御大口ニテ。御直垂付ニ白キ綾ヲメサル。因レ茲平人白綾ヲ不レ着。御劔御重代大食役人ハ常ノゴトク。御一家御沓之役。名字不定。御評定所ハ十五間。中ハ油磨紫縁之御疊廻敷ニテ。衆中ノマヘソトニ半疊アリ。御座ハ常ノ御座ヲ紫縁ノ御疊ノ上ニ重テシカル丶也。面ハ皆御隔子ノマヽニテ。障子ヲ立ラル丶。公方樣御出ノ口ハ御ヤリ戸。御荷用ノミチモ御遣戸ニテ。北ハ大ヘラ也。管領ハ大御門ノナラビ南ノ小門ヨリ被レ參。評定奉行。政所間注所。其外ノ衆中ハ皆面ノ御門ヨリ出仕。網代輿也。馬ニテ出仕之方モアリ。俗躰ハ皆常ノ直垂ナリ。法躰ハ無紋褐地之紙綫紐タビ。只時ハ白小袖ニ練ノ大口。シタウズト名テ。シラ革ノ單皮ヲハカル。管領評定奉行ハ供二騎。其外ハ一騎也。何モ直垂。管領之出仕ナキ前ニハ衆中先二間御厩侍伺候セラル丶。管領ハ直ニ衆來之座へ被レ參。彼御座ハ七間ニテ中ハ油ミガキノ板也。管領出仕ヲ聞テ。衆中皆集來之座エ被レ參。彼座者鞦所トモ申也。管領ノ供ヲ爲レ始。七間御厩之侍ニ集。正印ノ太刀共ヲバ我々ガソバニタテ

テヲヽ。管領其外衆中之座位之様供モ可居。仍テ管領評定奉行衆來ノ座ニテ。公方様之出御ヲ待被申。悉出仕之由聞召テ。纔而御出アル也。被見申御出。管領自下紘烏帽子ヲ取テ懸ラルヽヲ見テ。自餘モ同心ニ掛ラルヽ。管領各ヘ目禮アッテ被參。其後評定奉行。其座至之様ニヨリテ次第ニ被參。一間御遣戸ヲマナカ明テ。御障子ヲ立ラレタルヲ。左ノ手ニテヲサヘテアケテ御座ノ内ヘ被參。右ノ指ニテ御障子ノハヅレヲ取テ立ラル。三寸ヅツ立殘シテ。其後先下ニテコシニサシタル扇ヲヌキテ。右ノ手ヘ取ウツシテ持テ御座ニ着ルヽ也。如此之後右筆折紙ニ三ケ條記之。一ケ條ハ皇大神宮伊勢ノ御事也。一ケ條ハ八幡宮鶴岡之御事也。一ケ條ハ勝長壽院之御事也。大御堂之事ハ此三ケ條。油ミガキノ座中ニ右筆伺候令披露時。鬮役。是モ右筆老若ノ鬮ヲ持テ廻時。

管領評定奉行ヲ爲始鬮ヲ取。老鬮ナレバ衆中ニ年之增タル人ノ去年發言申サヌ人。當年意見ヲ被申也。若ノ鬮ナレバ其内ニ年ノワカキ人ノ中ニ意見ヲ申サルヽ。但初參ハ三ケ年過テ發言ヲバ被申規式也。毎月六度之御沙汰之時ハ。遲參之人發言被申ナリ。仍御評定始之發言ハ。一年宛番廻テ三ケ條何ニ意見有。上古ニハ勝長壽院ノ事一年。二階堂永福寺之事一年。各年ニ被載之。近代永福寺同祿以後。御堂之事毎年披露アリ。三ケ條之意見共調テ後。同心之分　テ同ト云コトヲ被申。是モ一年宛ニ廻テ被申也。意見ニモ同ニモ。右筆ノ披露ニモ調子アリ。如此條々衆中皆以可有覺悟。意見調子其外次第トモ。自然外見聊爾タル間。不及子細記之。意見同調テ後。三ケ條記タル折紙ト御硯ヲ奏事之右筆持參申時。公方様御點ヲアハサルヽ也。其後折紙ト御硯ヲ右筆持テ

マカリ出。其時御奉行代直垂ニテ參。奏事ノ役。敷タル圓座ヲ取テマカリ出。其以後御障子皆アケテ。式ノ御肴ニテ御酒三獻參。只ノ時ハ。御酌御座ノ内ニテ鬼ノミヲ申。御評定始ニ限テ。御評定所ノ内ヘ不レ參シテ。御敷居ノ際ニテ鬼呑ヲ申テ持テ參。アブラミガキノ中ホドヨリ。少口ノ方ヘヨリテ伺候イタシ。御盃ヲ被レ取ヲ見テ持テ參ル。常ノゴトク三度重々ヲイタシ。御酒ヲ申テ御酌管領ノ前ヘ持テ行時。向座ノ評定奉行ヘ式題二度。ソバナル人ニ一度。自餘ハ目禮計ニテ被レ呑也。其後評定奉行之前ヘ御酌ヲ持テ行時。向座ヘ二度。ソバヘ一度。式題シテ相殘人ニハ目禮計ニテ被レ呑也。三番メニ伺候ノ人モ其外モ皆以同前。但ムカイヘ二度。ソバヘ一度宛。式題定トイヘドモ。イヅレモ末座ニ成テ只一人相殘人アル時ハ。目禮ハナクシテ。其人ニモ一度式題アルベキ

也。御評定始之御荷用ニ限テ。評定衆之越度モ御荷用ノ不覺ニ成テ。末代ノ記錄ニ留聞。縱衆中失念アリテ。向ヘノ式題ヲソバヘイタシ。又ソバヘノ式題ヲ向ヘアリトモ。御酌ソレヲ本ニナスベカラズ。又只一人相殘人アラバ式題アルベキヲ。越度アリトモ。御酌ノ覺悟之分ヲ本ニスベシ。次二獻目ニモ如二初獻一。公方樣被二聞召一テ後。管領之前ヘ御酌ヲ持行時。評定奉行ヘ式題イタサル、ヲ受取テ。管領ニ二度。向ヘ二度。ソバヘ一度式題アリテ。其外ヘハ目禮計ニテノマル、也。其後管領ハソバナル人ニ一度式題アリテ。相殘人ニハ目禮ニテ被レ呑也。三人メノ人モ初獻ノゴトク式題アリテノマル、也。自餘ニモ以同前。次三獻メノ御酌公方樣被二聞召一テ後。管領前ヘ持テ行時。評定奉行ヘ二度式題アリ。後三人メニ伺候ノ人ニ式題アリ。ソレヲ受取テ管領ヘ五度。評定奉行ヘ

三度。向へ二度。ソバヘ一度。式題アリテノマル、也。其後管領ノマヘヘ御酌ヲ持テ行時。評定衆行へ二度有。其外へハ目禮ニテ被レ呑也。其外之式題之樣同前。仍常ノ式三獻ノ時ハ。初獻二獻メハ各盃ニテ被レ給。三獻メハ御盃ヲ拜領有トイヘドモ。御評定始ニ限テ。三獻ナガラ各我前ナル盃ニテ被レ給也。又只ノ時ノヤウニ中座ヘ出ラル、コト無レ之。三獻目ノ御酌マカリ出テ。御肴ヲモアゲ申。ソノ以下ノ肴ヲアゲ申。軈テ御ダイマイル。公方樣御臺ハ如レ常。其以下ハ評定折敷土器ナリ。公方樣へ計也。三ノ膳ハ參。其外ハ二ノ膳計也。只ノ時ハ三ノ膳如レ常。御左ニスヘ申トイヘドモ御評定始ニ限テ。二ノ膳ニナラベテ三ノ膳ヲモ右ノ御方ヘスヘ申也。御評定始ノ時ハ。御一家ノ人。御臺スヘ申サル、コトナシ。評定衆ノ子息兄弟等御荷用ノ人數ノ内是ヲ持參。御中之御酒不レ參。御酒依レ爲二四獻一歟。御湯ヲモ衆來ノ座ノ御前ヨリ見ユル所ニテ。鬼飮ヲシテ持參。上代ハ御臺ヲヱヒネ汁ニ付テ被レ給ケル由。先達之宿老物語アル也。然ドモ近代ハ無二其儀一シテ。公方樣モ三筋宛被二聞召一。管領モ其外モ如レ此。只ノ時ハ御前ニテ御湯被レ給コト無レ之トイヘドモ。御評定始ニ限テ。於二御前一御湯被レ給也。又常ノ時ハ。膳ヲ名付テ雖レ被二罷出一。是又無二其儀一。二ノ膳ニアル汁以下ヲ本膳ニ置テ。ソノヲシキヲ本膳ノ下ニ。スミチガヘニカサネラル、。是ハ本膳ニ土器ヲホクイデ。ヲモカルベキニ依テ。御荷用ノ人越度ナカランタメ也。次ニ御菓子。栗柑子二色。御手懸ニ置テ參。少モ致二油斷一バ越度有也。上古ニモ御菓子ノ栗ヲ落ト諸亭ノ記錄ニシルサレタル人有。依二斟酌一名字ヲバ不レ記。御茶ハ不レ參。菓子ノ膳ヲバ各持テ御座ヲ被二罷立一也。御菓子アガリテ。

ヤガテ公方様御所ヘ御還アツテ。十二間ニテ御酒三獻。管領評定奉行御劔進上ス。被下。其後皆々歸宅アル也。如此之後公方様大御所ヘ御出。御臺御酒有之。

一同十二日。勝長壽院之御門主様殿中ヘ御出。被開大御門。兒二人。坊官一人。法師二人被召具。網代被召。御車寄三杖計隔テ。自御輿有御下。自妻戸十二間ヘ入御。御酒數獻。御盃ノ御式題アツテ。御門主御始アル。公方様門主ヘ出御ノ時ハ。公方様御始アル也。御座ヘ被參。奉公中モ依其人躰伺候。還御ノ時。御門主御縁マデ御門送有之。公方様御門主ヘ御出ノ時モ同前。御連枝御門主ニ有御定。御入室ノ時モ。京都公方様ノ御猶子ニナシ御申アル也。公方様ノ御下向之時モ。御禮儀ノヤウダイドモ御同前也。御飯以後御劔御馬等被進之。御使御門主ヘ參テモ。如殿中以奏者御劔以下可致進上。御馬引申事無之。御使ノ方御禮儀有。門主様御飯後。心性院被參。是モ公家ノ御息取分日野殿有御下向也。然間御賞翫アリ。御酒三獻御式題一度宛有之。御門主同心性院若宮社務出仕ノ時モ。公方様御直垂。御荷用之躰モ直垂。御使ニマカリ出時モ同前也。

一同十三日。月輪院。遍照院。一心院出仕。御對面以下ノ様社務同前。此五人ハ護持僧被參間。御賞翫皆以同前。仍出仕之日限堅定事ナシ。依公方様御暇。如何様十五日之中也。

一同十四日。外様ノ人々出仕。是モ日限定コトナシ。小侍所。評定奉行。侍所千葉介方出仕ハ前ニ如書定。國人一揆中之出仕ハ。或正月中二月三日間也。小山。結城。小田。宇都宮。那須。又ハ佐竹方旁々當參之時者。皆以正月十五日ヨリ出仕アル也。公方様御直垂。御荷用又出仕ノ人モ直垂也。但十五日過テ出仕ノ人ハ多分ヒト

へ物也。十五日ノ内被レ參人ニハ式三獻。十五日過テ出仕ノ方ニハ御マイリ肴ニテ三獻。是ハ御一家并外様之人々ニ御對面ノ儀式也。國人一揆中ニハ御酒一獻。但元服アリテ御一字ヲ被レ申時ハ三獻。有ニ御一字被レ下ヤウハ。折紙ニ名乘計被レ遊テ。御酒ヨリマヘニ公方様有ニ御持直ニ被レ下也。參テ終テ三度頂戴仕テ後懐ニ入ル。其後御酒ヲ被レ下也。正月元服之方方依レ有レ之令ニ記錄ニ者也。二月。八月。十一月。十二月。公仕トモニ有ニ元服ニ。三月。四月。七月。九月。十月。御一字被レ申人ハ未ニ見申ニ。次ニ正月十五日ヨリ内ニ御齒固ノ御祝アリ。平人ノ祝ニ圓鏡之様ニハアラズ。ホソクタカキ御鏡也。打衣トテ長五尺計ニテヒロサ三尺計ナル衣ニ。コノリヲ付テ縁ヲ取テ。四ノスミニ總角ヲ綿ニテ結テサゲタル衣ヲヒロゲテシキテ。其上ニ御ハガタメヲヲキ申。ソレヲ御打敷トモ云人有。太不レ可レ然。如レ此御祝ドモハ大草可レ致ニ覺悟ニ間雖レ不レ可レ記。無遠數方々御打敷ト被レ申間。爲レ其記レ之。

一同十五日。朝御祝如レ常。御單物御紋桐。御小袖ハ御隨意。御臺。御袋。上﨟。中﨟。下﨟。御衣裝不定。御椀飯自ニ上總ニ一年。自ニ下總ニ一年參。然間千葉介方進ニ上椀飯。奉行千葉介方代官參。銀劔。弓。征矢。沓。行縢。御馬二匹。前如レ記進ニ上之。其外御祝共一日。二日。三日御同前。御椀飯ノ時粥參。頼入ル朝モ被ニ聞召ニ。然ドモ前々ヨリ大草進上ハ。七日ノ御ミソウヅモ。十五日ノ御粥モ。御椀飯ノ時也。萬一可レ有ニ不審ノ方ニ間巨細記レ之。次御吉書。多分二日也。但日限不定。關東御分國ヲ被レ註。執筆代ヲ召具シテ政所有ニ出仕。可レ有ニ御判ニ物ヲバ執筆代持參。御硯ヲバ政所之子息持テ被レ參時御判有。其後又執事代參。御判物ヲ給。政所ノ子息參テ被ニ罷出ニタル

管。先御式三獻。有清執事代ヲ勤。二階堂寄領也。二階堂政所勤。公方様政所執事代。又御荷用ノ人々モ直垂也。式三獻過テ後。政所御劔進上。別而有御酒。被下御劔也。
一同十六日。建長寺。圓覺寺。壽福寺。淨智寺。淨妙寺。并ニ十刹諸山之長老以下御禮ニ被參。公方様御直垂。御荷用之人々モ直垂ニテ御茶アリ。召ノ御茶ハ御一家中ニ持參。其外ハ只奉公人衆ト建長寺。御茶ヲバ御荷用同様ニ持テ參。其以下ハ先メシヲ持テ被參。五山之長老并東堂ニハ御門迄御縁マデアリ。十刹ニハ御座ノ内ニテ御禮有。諸山ヨリ單寮。同後堂。首座。書記。藏主。侍者。喝食。東班ハ提點都寺以下無御禮。其家之住僧極樂寺。寶戒寺。成就寺。淨光明寺。覺園寺。慈恩寺。大樂寺以下被參。香ノ衣被着タルニハ。御縁マデ御出。香之袈裟計掛ラレタルニハ。御座ノ内ニテ御禮有之。是モ御茶有。其後太平寺ノ長老。公方様姫君。同天壽院殿東慶寺。管領妹也。松岡長老。同瑞松院殿様。同積善院殿御出。御茶以後御酒數獻。國恩寺。護法寺。禪明寺ニモ有御茶。此三ヶ寺モ比丘尼五山ノ内也。仍同日海岸寺殿御出。金澤之稱名寺ハ御茶計也。御茶持參アツテ御前ニ置。直ニ受取コトナシ。不知案内ニテハ可有越度之間具記之。大御所様御出ノ時ハ。御女房様御茶持參之時ハ直ニ被受取也。毎年公方様モ御禮ニ御出アル也。
一同十七日御的アリ。公方様御二間。六間。七間之御座トリハラハセテ御覽ゼラルヽ。大御所様。御々臺様。御袋様。上臈以下御女房達モ御見物アリ。管領御評定所ヨリ見被申。諸奉公中ハ御中門ノ御縁ニ有伺候也。矢數致記錄右筆ハ白洲致伺候。人數并中外ヲ見テ記之。上代ハ五番五度弓ニテ射手十人。近代ハ三番

三度弓ニテ六人也。御新造之御的之時ハ。射手替白直垂也。上古ハ立烏帽子ニテ淺沓ヲハク。近年ハ折烏帽子ナリ。射手ハ七間之御厩ヘ參テ時分ヲ伺申也。御左右アル時可レ射レ弓。同張替之弓箭筒モタセテ。射手ハ敷皮ヲ持テ面ノ御庭弓場ヘマカリ出。弓太郎ヲ爲レ始敷皮ヲシキテ居ベシ。其後可レ射レ弓。同的矢若黨持テ來時。受取テ先弓太郎。次後弓罷出。互ニ式題シテ御的ヲ仕也。弓太郎ハ海老名。後弓本間。二番メノ前矢本間後弓坐間兩人。三番目ノ前弓本間後弓坐間。海老名ヨリ兩人仕事モアリ。其時ハ弓太郎モ後弓モ海老名名字仕事アリ。射樣式題ハ自二前々一相定間不レ及レ記。次御的過テ弓太郎以下被レ召。銀劒ヲ被レ下。只之時拜領ノヤツニハアラズ。御劒ヲ横ニ持テミネノ方ヲ給人ノ方ヘナシテ高ク持テ可レ出。射手御前ヘ參時モ弓ト矢ヲ持テ給間。御劒ヲ出樣上古ヨリ如レ此。其後弓太郎計被レ召テ。御盃并御劒被レ下レ之。御的之射手兼日被二仰出一。領掌ノ上ニテ御教書ヲナサレ。御的ノ賞ヲ被レ下。自然無足ノ人射人數ニ參時ハ。以二御合力一勤レ之。其以後御的ノ賞ヲ被レ下。御的五尺二寸。的皮串御的山ハ小舍人役也。是又上代ヨリ舊規也。

一同十八日。藤澤山清淨光寺上人御參。御對面。十二間又三十間御茶アリ。御門送御緣マデ也。

一同十九日。在鄉ノ奉公外樣ヨリ御禮被二申上一。明春御禮ハ日限不定。或十五日ノ中或廿日比。又ソレヨリ末ニ被レ申人々アル也。

一同廿日。大御所樣ヲ重御申立終日御酒。不斷伺公之人々計被レ參也。

一同廿一日。依二例日一出仕之人又ハ被二申上一方モ無レ之。當參人々ハ美物以下進上有也。

一同廿二日。武州相州之國人一揆中參上ノ人モアリ。又言上被レ仕方モアル也。

一同廿三日、鶴岡御社參。日限雖不相定。依爲廿日比、廿餘日ニ如此記之。御幣ノ役幷御劔之役ノ方ヘハ。以御使被仰出。彼兩役ハ御一家。其外ニハ上杉名字被勤之。其外ハ里見名字被勤御劔之役。御沓之役ハ名字不定。多分海老名名字也。又殿中ヘ被召テ被仰事モアリ。次ニ評定御教書拜領ノ方ヘハ右筆罷出日限ヲモ申。又當日時剋ヲモ申也。然ヲ近年御座ヘ出仕之衆中ヘハ右筆可罷出。未無出仕方ヘハ。被召代官可被仰出由依有被申人如此。長春院殿樣御代ニ曾無其儀。引付衆以下ヘハ皆以短冊ヲ被觸之。仍御社參ノ時刻ヲバ陰陽頭ニ有御尋時。撰吉日良辰被註申御出之當日。陰陽頭致出仕。御身固被申。聽テ有御社參也。公方樣ハ香之御直垂ニ精好ノ大口。御直垂付之。御小袖白綾。烏帽子ヲ被召。網代御輿棟立。前ニ如書。御力者御輿

昇申。御サキニ御馬御鞍ヲ置御總ヲカケ。御厩者兩人シテ引之。跡ニ小舍人無紋褐地之直垂ヲ着。藤鞭ヲ持テ笠ナドヲソクヌギ。ヲソクカシコマルモノヲバ成敗ス。其次ニ朝夕。其次ニ御雜色前後ニ數多參。御力者以下人數ハ不定。仍御幣ノ役ハ御馬ヨリ先也。白直垂白小袖ニテ練ノ大口也。上杉被勤之時ハ染直垂。是ハ彼家ノ嘉例也。御劔ノ役ハ染直垂。正月之御社參計ハ御幣ノ役別ニ有之ノ間。御劔ノ役ハ御輿ノ御次ニ被參。其後御沓役。其次ニ供奉ノ人々數多被參也。御幣ノ役御輿ノ次也ト申人有。不可然。正月ニアラザル時ノ御社參ニハ御劔役御幣ノ役ヲモ兼對アリ。其時ハ御劔ノ役御輿ノ先ニ被參。又瀬戸ヘ御社參。極樂寺舍利會爲御聽聞御出ノ時モ被牽御馬。左樣ノ時モ御劔ノ役ハ御馬ヨリ先ニ馬ヲウタセラル、也。以是可有推量者也。次ニ御

幣役幷御劍ノ役。力者中間人數不定。御沓ノ役以下ハ力者二人。中間五人。厩者二人。傘持一人以下十人ナリ。又笠キトテ單物小袖ニテ。カヘシモヽダチヲ取テ。キヤハンヒツシキニテ。若黨二人モ三人モメシツレル人有レ之。御幣ノ役ハ置石チカクニテ馬ヨリヲリテ。馬ヲバアカ橋ヨリ石ノキワ。山ノ内ノカタヘニヒカヘサセテ。御輿ノチカクナル時。赤橋ノツメニ畏テ。御輿赤橋ヲコユル時。御供イタシ御幣ノ役モ被レ參也。公方樣御馬ヲバ赤橋ノ左ノカタ。置石ノキワ。西ムキニヒカヘ申也。仍御輿ヲバウチノ御鳥居弓二ツヘ計ハダテヽ被レ立。御劍ノ役幷御沓役被レ參ヲ有ニ御待一時。兩人被レ參。御劍役御輿左ノ方ヨリ參テ。御簾ヲ右ノ手ニテアゲテ。御劍ヲ給テモタルヽ時。御沓役御輿ノ左ノ方ヨリ廻テ御イゲヾヲメサセ申。立ノキテ畏テ公方樣ヲトヲシ申。御劍ノ役ハ御左ノ方。御沓役ハ御右ノ方ニ歩テ。公方樣モ役人兩人モ鳥居ノ内ヲ御透アル也。其外ハ皆々鳥居ノ外ヲメ(ケ欤)ラルヽ也。仍御輿被レ立タル所マデ。神人捧ニ御幣帛一テ御迎ニ御先立ニ。御幣メサルベキ社々ノ御前ヘ飯時。先若宮ヘ御參アツテ。蘸拜ヲバ御申ナクシテ御坐アル時。神主捧御幣ヲ役人受取テ有ニ持參一三度御頂戴ア　。其後又役人如レ元御幣ヲ神主被ニ請取一ノツトヲ申テ手ヲ三度打時御下向アル也。祈念申間。御幣役ハ公方樣。御劍役ハ御ウシロ左ノ方御沓ハ右ノ方ニ畏テ。御立アル時御沓ヲメシテ。役人兩三人拜殿ヨリ被レ下也。其後三嶋熱田天神ノ御前ニテ御幣ヲ被レ召ノ後。如レ元若宮ノ神前ヲ御透アリ。八幡宮ヘ御參アル也。自ニ正面一ハ無ニ御參一シテ。宮ノ左ノ御方ヲ有ニ御廻一先白幡ヲ、シカミ御申アツテ。其後武ウチノ御前ニテ御幣ヲ召テ。其以後本社ヘ御參。若宮ニ

テノゴトク御幣ヲ召。御下向ノ時。正面ヨリ直ニ御飯アル也。自鶴岡在柄天神。其後熊野。其後稲荷。御所ノ御上之八幡ヘモ御參アル也。自鶴岡還御ノ時。赤橋ノ詰ニ令伺候。侍所之辻堅。所司代以下新橋ノ詰マデ。御供ノ人々跡ニ參。其外ノ辻堅ハ無參事。御所ヘ御飯アリ。聽テ役人三人御劔進上。御酒一獻被下。御劔其外ノ供奉ハ不被進上。其後鶴岡神主山城守有御對面。被下御劔。神主別當御對面御座ノ内也。御樽進上ノ時ハ被下御盃。永安寺殿樣御代ニハ。御陣ヘ發向ノ時。先神主方ヘ御出。直ニ御立アリケルヨシ。先達宿老中物ガタリアリシ也。具記之無別之新儀。

一同廿四日。眞言院地藏。號黒地藏。御參詣。但鶴岡無御參以前ハ。何方ヘモ御物詣ナシ。

一同廿五日。在柄天神ヘ御參詣。毎月月次在之。毎年御千句二三ケ度アリ。初百韻ノ御發句公方樣被遊。又於殿中モ御千句有。毎年定事ハ無之。依時節ナリ。

一同廿六日。上總下總邊ヨリ有參上。御禮被申上方有。是モ前ニ如書。日限不定也。

一同廿七日。依靈日。出仕之人。被申上方モナシ。於御家中御酒有之。近臣ノ方々計伺候。

一同廿八日。明王院。號五大堂。不動ヘ御參詣。依為御近邊。御供ノ人歩行ニテ被參也。

一同廿九日。雪下今宮ヘ御參詣アリテ。直ニ瀨戸ノ三嶋大明神ヘ御社參。御先ニ御劔役被參。其次ニ御馬ヲ被牽。其後公方樣御出。御輿添漆御單物也。御劔并御沓役如常。彼兩人ハ蝶サヽズ。襪不被付。弓ト墓目ト二力者ニモタセ、又一人之力者長刀ヲカヅク。轫ヲバ匹者ニ付サセラルヽ也。其外ハ弓韃ニテ蝶兩方ニサシ。ヒキメ一弓ニ取副。墓目力者ニモタセテ妻戸ニアユマセ。長刀持ヽル力者ハ弓手ニアユヽ

セベシ。蟇目モチタルヲ弓手ニアユマスル人アリ。更ニ不心得。其故ハ。御犬ノ時モ供奉之時モ。弓蟇目ヲ持テ馬ニ乘時。弓蟇目ヲ取添テ。弓杖ヲ撞テ乘。御犬之時。矢取蟇目ヲ出スコトモ。妻手ヨリ出事。萬人覺悟ノ前也。仍射置タル矢。急時ハ弓手ヨリ取事アリ。是非ニ順儀。妻手ヨリ取事定舊法也。何モ諸人知處也。能々可有思慮。瀨戸ヘ御參詣ハ日限不定。鶴岡御社參モ廿八日九日。或時ハ二月上旬ノ比。瀨戸ヘ御參詣ハ度々也。如此供奉ノ役人以下毎年多分兼日被仰付也。

一同晦日。毎月ノ御撫物ノ御使。以鬮被定ノ人數ヲ番張ニ書テ被押也。夜ニ入テ御使直垂ニテ參。御人形ノ入タル箱ヲ上臈樣持テ御出アル時。公方樣御撫物ヲ給。其後大御所樣。同御方ヘ參。皆々給テ若黨ニアヅケ。輿ニ入テ我ヨリ先ニ舁セテ陰陽頭之方ヘ罷出。撫物ヲ被官人ニ取出サセテ座ニ置時。出合テ受取。祈禱被申。其間ハ陰陽頭。或子息或兄弟等マカリ出テ。酒三獻種々モテナシ有之。正月ハ五ニ祝アリ。祈念過テ御撫物持テ被出ヲ受取。持參ノ時上臈樣御受取アツテ。其後御使聽テ令歸宅也。

一二月朔日。御祝御酒三獻。御一家御所奉行。其外宿老中皆以御座ニ伺候。內々御祝如例。朔日幷節々之御祝自政所參也。

一同月八幡宮ニ一七日御參籠。社務社家奉行出仕。政所。問注所。御所奉行。其外宿老中廻廊ニ幕打參籠アリ。管領出仕。七日之內濱ノ大鳥居ヲ有御廻。七度アリ。社家奉行以下被致御供。御參籠日限不定也。

一同月廿三日朝ヨリ廿五日マデ。荏柄天神ニ御參籠アツテ。直ニ極樂寺舍利會ニ御參詣。御輿ニテ御馬牽レ。御供ノ樣躰ハ。力者一人ハ弓蟇

目ニ持。一人ハ長刀ヲカヅク。鞾ヲバ厩者ニ付サセベシ。鞢ヲバ厩者不レ着シテ只可レ持。中間以下ノ人數ハ前ニ如レ記也。

一同月御寺御燒香。是モ日限不定。公方樣御直垂。供奉之人々モ皆直垂也。御寺ト申ハ淨妙寺。長壽寺。大休寺。延福寺。瑞泉寺。長德寺。永安寺。勝光院。太平寺。天壽院。冷光院。保壽院以上十二ケ所也。御燒香ハ雖レ爲ニ二月始。日限依ニ不定。如レ此記レ之。盆ト歳末ト御燒香御單物也。

一同月晦日夜。御撫物御使。陰陽頭方へ罷出。前ニ如レ記直垂也。其樣躰。前ニ記之間不レ及ニ巨細ニ也。

一同三月朔日。御祝如レ例。同三日。公方樣由井ノ濱へ御出。御馬幷召替御馬被レ牽ノ御調度ハ。依ニ御矢取御覺悟ニ持。御單物御紋樱。依レ爲ニ御馬役人ニ被レ帶ニ御劔。御沓役モ弓蟇目ヲバ力者ニモタセベシ。役人ハ韉鞦ヲモ厩者ニ持セベシ。

其外ノ供奉ハ蟇目一弓ニ取添。一ヲバ腰ニサシ。二ヲバ力者ニ持スベシ。其外蟇目廿ニテモ。又イクツモ爲ニ用意ニ若黨ニヒツシヤナドモタセテ。御犬之不レ始間ハ。礒ニ可レ置。鹽滿時分マデ御酒數獻。大草調進上。其後御犬被レ遊及ニ數十匹ニ間。還御ハ毎度夕天ニ及ナリ。濱ノ御犬ハ毛胡退治ノ御祈禱タル間。毎年御出尤也。

一同月晦日夜。御撫物。陰陽頭方へ被レ遣。御使一前ニ如レ書。巳日ノ御祓ヲモ陰陽頭調進也。次ニ御誕生日ハ。五山十刹以下ノ寺々ヨリ。御祈禱之銘維那持參アリ。御名乘被レ遊。有ニ御出ノ後。寺々維那ニ御對面。御誕生日ハ毎月大御所へ有ニ御出。御臺御酒數獻參。殊更正御誕生日ハ。終日御酒アル也。

一四月朔日。御祝如レ例。三嶋御精進タル間。アイ火以下可レ有ニ斟酌ニ方ハ。不レ被レ致ニ出仕。御一家

御一人爲御代官。別テ有御精進。同八日。瀬戸三嶋大明神臨時ノ御祭禮。公方樣御社參。御裝束供奉ノ樣躰。前ニ如記。社家奉行被參。御酒數十獻被申。鰭寄ノ弁才天神前ニテ御酒アリ。中之西ニハ本社三嶋、爲御代官。月輪院出世二人有參詣。仍每年御精進中御自筆ニ被遊タル紺紙金泥ノ心經三卷御神馬七匹。此内伊豆走湯權現箱根三所權現ヘモ被進。御代官參着以後神事始ト云也。仍御一家ノ御代官ハ瀬戸ヘ參詣有下向。被參バ聽テ御精進過也。其朝管領評定奉行。政所。問注所。御所奉行。其外衆中ヨリ御樽進上。當日晩景ニ御酒數十獻アリ。管領評定奉行ハ不被參。御代官ハ出仕。御劔御樽進上。又御劔被下。御所奉行其外宿老中皆々出仕有也。

一同晦日之夜。撫物被遣。御使如例。

一五月朔日。御祝如常。同五日御祝御同前。公方樣御單物。御紋蓬葛蒲。因茲諸人此紋ハ致斟酌也。

一同月中被撰吉日。秦山府君祭有之。御代官御一家中。陰陽頭出仕之時。御代官モ立烏帽子淨衣ニテ被參。御所奉行子息參御劔。御腰物ト御弓。征矢。御具足。鏡。御硯。文臺。金劔被出之。陰陽頭被官人御中門緣ニテ奉請取。御祕藏ノ御馬。御鞍置被出之。同列飼合二匹。

一同月晦日。御撫物被遣。御使等之コト如例。

一六月朔日。御祝如常。富士御精進七日有之。御近邊飯盛山之富士ヘ參詣有之。

一同七日。稻荷。羽黑。五大堂。祇園殿中ヘ光御。御車寄ノ御透ニ被立神輿。御神樂アリ。其後御妻戸ヨリ御一家一人被罷出。御幣持參。公方樣ハ御妻戸之内ニテ拜シ。御申アル也。奉公中ハ御緣ニ伺公。御絹御帷等懸御申アル也。

一同十四日。同前。當日祇園會之船共參。種々雖

物有レ之。御築地ノ上ニ被レ打ニ御棧敷一。公方樣。同御簾中樣。御見物アル也。

一同月晦日夜。御撫物被レ遣御使如レ例。次名越ノ御祓。同茅輪陰陽頭調進。輪ヲバ御一家中被ニ越申一也。閏月アル年ハ。閏月ニ輪ヲバ可レ有ニ御越一。其故ハ初月ヲ可レ有ニ御用一歟否事。二階堂播州ヘ御尋アル處ニ。古哥ヲ引竟被レ申。

織女ノ天ノ河原ヲ七カヘリ後ノ晦日ニ御祓ヲソスル

此歌ノ時ハ。閏月ヲ御用可レ然歟之由。依レ被レ仰申上。六月ノ輪計ハ。閏月ヲ本ニナサル丶也。

一七月朔日。御祝如レ例。同七日御素麵參。其外御祝如レ常。公方樣御單物。御紋梶ノ葉也。

一蓋御追善於ニ殿中一有レ之。御代之次ニ不レ撰ニ忠不忠ノ人躰ヲ一。供ニ以テ御弔在レ之。御寺之僧達兩日被レ參。仍御寺ヘ御燒香ニ御出。十五日ハ建長寺施餓鬼御聽聞。供奉如レ常。同十六日。濱之新居閻魔堂號ニ圓應寺一。應永大亂ノ時。爲ニ亡魂御弔一。施餓鬼ノコト。扇谷　會下海藏寺エ仰出也。如レ此之次第。御代之甚依レ有ニ子細一令レ記ニ錄之一。

一同廿四日。建長寺開山忌。御聽聞アル也。

一同晦日。御撫物。陰陽頭方ヘ被レ遣レ之。御使如レ例。

一八月朔日。八朔御祝ト號。御連枝樣方。護持管領奉公。外樣當參之人ハ不レ及レ申。在國之方々ニモ皆々御賴進上。御連枝樣之御使。管領之使計御對面。其外ハ無レ之。進上之御劔以下申繼之人數被ニ仰付一。名字ヲ書テ被レ押。御劔ハ廿間之御座。唐物十二間ニテ被レ替。早旦ニ宿老中ヘ近臣爲ニ御使一急々有ニ出仕一テ。御劔可レ被ニ申替一旨被ニ仰出一ノ間。則皆以被レ參。唐物ハ中老被レ替。宿老中老申繼。於ニ殿中一御食ヲ被レ給。御返御劔唐物等。申繼人ニ持テマカリ出。代官代官ニ請取セテ後。大御所樣進上。御返モ皆代官給

テ。其後御厩別當被官人等御馬毛付仕所へ。代官行テ毛付悉終テ。代官各宿所へ罷歸。其後公方樣七間御厩侍へ有御出。二間御厩ト七間御厩ノ間。御庭ニ御馬被替也。其間別當御酒數十獻被申。御劔以下進上。宿老中有伺候。別當相談。御馬ヲ見合テ被替。御馬ヲバ御厩者受取。其以後別當被官人引立掛御目。御馬替アゲ。及夕天御酒過。公方樣御前へ有御歸。別當幷宿老中モ皆歸宅。

一同二日。依例日御返事御書被出之。但依時宜二日ニ被出。日付ハ朔日也。

一同十五日。八幡宮放生會祭禮。同十六日於社頭猿樂アリ。長命大夫每年申也。公方樣有御出。於龍王ノ間御覽。自社務終日御酒アリ。管領以下被參也。

一同晦日。御撫物被遣。御使如例勤之。

一九月朔日御祝如常。仍正五九月。又十二月。護持殿中ニ有參住テ御祈禱。或一七日又ハ三七日參住之内ニ公方樣御出。次奉公中日々御壇所へ調請。

一十月朔日。御祝如例。亥子之御祝三度アル時ハ。三度ナガラ御祝有之。御成切。管領ヨリハ以使可被下由被申上。其使ニ御對面。其以後御使被遣之。管領御成切。直ニ請取有頂戴。御使ニ一獻。其後被出太刀。皈參シテ其由ヲ申上。自餘ノ外樣ヘハ。近付方々申出シテ被遣之。奉公中在鄉之方々。御亥子之御祝ニ多分參上アル也。

一同晦日夜。御撫物。陰陽頭方へ被遣。御使如例。

一十一月朔日。御祝如常。三嶋御精進。前ニ書ゴトク。四月ニ不違間。巨細不及記之。

一同月初。八幡宮陪從。御代官御一家有社參。祭禮過マデ終夜社頭ニ被籠。神事過。御代官御幣被給テ後有歸參。

一同晦日夜。御撫物。陰陽方へ被レ遣。御使如レ例。

一十二月朔日。御祝如レ常。節分之夜。御方違御出。管領奉公。外様番ニ廻テ被レ勤レ之。十月中ニ被二仰出一。ヤウダイハ如二常行始一。出御之時被レ勤人。門外マデ罷リ出ラルヽ時。御輿ニ被レ召。有二御禮一テ妻戸ノ間ヘ御輿ヲ被レ寄。有二御下一テ面之座ニ有二御座一。亭被レ參二御座一伺候。其後或三獻。御劔一。白御鎧。御馬。御鞍ヲ置。引副膚背御引出物持參ノ様。前ニ具記レ之。御座替テノ様如二御行初一。御臺過テ後。管領ヲ爲二始ト一。御一家幷老若各宿所へ皈。直垂ヌギ單物着テ被レ致二出仕一。御酒數獻。御引出物不レ知二其數一。參御酒一。過ノ後。公方様御寢所へ御出之時。又御酒三獻參。立春ニ可レ被レ召御單物。御紋桐。御小袖三重。御宿直物。御枕。御湯帷。御手巾等ニ至マデ參。立春ニ御行水。御手水參。御ビン過テ後。種々ノ御茶子被二聞召一テ後。又ヨルノゴトクシソクサス。ツイナノ夜半ノカタヤドリアクレバヤガテ春ニ成リケリ。前ノ面ノ御座へ出御アリ。立春ノ御祝始。御酒三獻目ニ御劔。御鎧。御馬。同引別參。若君様出御ノ時ハ。御兩所へ如二同進上一。御座替終日。其夜曳マデ御酒數十獻參。御劔。唐物以下之重寶。御兩殿へ參事。至二于還御一不レ知二其數一。御方違。其外諸家へ御出之時。御酌ニテ其亭へ被レ下二御盃一。被レ下二御劔一。又亭御酌ヲ給。取分重寶ヲ進上有コト規式也。次ニ御座ヲ有二御立一。御還ノ時。面ノ御座ニ申留。御酒一獻申。御劔。唐物等進上。御酒出來。立春ノ朝ヨリ終日終夜。御機嫌可レ然時者。被二申立一人之歡喜不レ可レ過レ之。翌日。或子息或同名。以二親類一御引出物進上。亭御禮ニ被レ參時有二御對面一。御盃幷御重寶之御劔。御馬等被レ下レ之。公私目出度祝也。

一若君。姫御所様御誕生之時。御座所之次第之

事。上代ハ可被勤御座所人之宿所ヘ。公方様。同御袋様。大御所様。又ハ上臈中臈下臈。次ニハ手長。小雑士等ニ至マデ。御着帯之御祝在之。式三献。公方様御劔一腰。白御馬。御小袖五重。上臈様ヘ三重。中臈ヘ一重。其以下絹染物風情也。御酒数十献之間。御劔并種々御引出物等参。近代ハ為人之煩由被仰。御着帯之御祝於殿中有之。然間御産所ヘ可有御産刻有御出也。御産所ハ新造也。御産之時可有御敷白縁ノ御座三畳可有用意。其故ハ御産二畳。引目被射時一畳入也。是ハ尋常ノ畳可然。二畳ハ為御座間二重様也。若君様ニテモ姫君ニテモ。御誕生之時。依御吉例里見名字被参。御臍ノ緒ヲツキ被申。其後鳴弦之役。両人参御前ニ。壁一重隔令伺公。御声ノ聞ユルタビゴトニ弦ウチヲ可仕。両人番ニ廻テ可勤之。昼夜共ニ少モ不可有油断。御蟇目之役。白縁ノ畳ヲ申出シテ。方角ヲ承テ。若君様御誕生之時ハ三。姫君御誕生ニハ二弦打可仕。御蟇目之射様。又心中ニ祈念中頌文哥。矢取并御畳持。若黨。両人之様躰等之コト。弓日記ニ書之間不及重記。次典薬頭胎ヲ申出シ。従政所参推桶ニ入テ。若君御誕生之時ハ。桑弓蓬矢ヲ一手副申。姫君御誕生ニハ。御タヽウ紙ヲ一具添申テ。絡(カラゲ)テ置申也。三日之御祝之時。公方様始テ御産所ヘ御出。御祝ナバ御産所勤スル人之方ヨリ遣。公物大草致調進也。五日之御祝。御同前。次七日夜御祝。七日之御祝ハ申サヌコト也。五日ノ夜ニテモ七日ノ夜ニテモ。鳴弦役人両人之内。先弦打ヲ申。役人御胎ヲ納申。陰陽頭吉方ヲ承テ。御胎ヲ若黨ニモタセテ。中間三人計。夫丸ニ鍬ヲ持セテ山ニノボリ地ヲ七尺ニ堀テ納申。芝ヲタヽミテ。其上ニ根松ヲ一本可殖。三日五日七夜之御祝ノ時ハ。

五合行器ノ臺之樣ナルニ。中ニ折ヲ一曲添テ。白强飯ヲヒラクヲシテ。三日ノ御祝ノ時ハ。御具足三。五日之時五。七夜ノ時者七參也。又別ノ折ノ大ナルニ。白强飯ヲ盛。カワラケニ水ヲ入テ。御ハシヲソヘテ。御手拭ニヲカレタル鳴弦之役人兩人參テ。御ハシヲ取テ。カワラケナル水ヲ手ニ付テ。鳥ノ子ノナリニキリテ。三日ノ御祝之時者。三ナラベテヲク。五日之時ハ五ニキリテ。中ニ一。四角之方ニ四置。七夜之時ハ七ニキリテ。中ニ一。マワリニ六ツヲクベシ。其後式三獻御酒アリ。是ハ訶梨帝ニ供御申アルタメ也。其後御酒數獻參テ。前ニ書御着帶ノ御祝ノ時ノゴトク。御所中ノ女房不レ殘被レ參。御產所勤ラル丶人ノ方ヨリ悉小袖以下之引出物アル也。次典藥頭モ白直垂ニテ御產所ヘ參致二伺候一。御湯被レ召時。御湯ニ金銀珠玉ヲ入申テメサセ申サル丶也。鳴弦役ハ七夜之御祝過テ。單物ヲ着シテ半夜ヅツ。番廻ニ弦打ヲ申也。殿中ヘ御移之時。鳴弦打ヲ申始メル人ノ弓ヲ進上仕。御湯メサル丶タビニ。誰ニテモ其時伺候人。弦打ヲ被レ申也。是ハ卅三日之間也。上代ハ御着帶ノ御祝ノ時ヨリ一二ノ箱トテ。御人形ヲ入タル箱二合アリ。鳴弦役。上手ノ役可レ勤人一ノ箱ヲ持。下手可レ勤人二箱ヲ持テ陰陽頭ノ方ヘマカリ出。御加持ヲ讀被レ申。上手下手ヨッテ及二異儀一御祝ノ儀ニ失二面目一人アル間。近代一二ノ箱被レ遣事被レ略。陰陽頭被レ召。御加持ヲ被レ申也。然間サシ出テ上手下手ノ沙汰雖レ無レ之。先弦打ヲ申始人。御胎ヲモ納申間。甚心アルベキ也。鳴弦役。御蟇目ノ役。御荷用ノ人。典藥頭者以白直垂也。矢取ト御疊持テ射サスル若黨ハ單物也。

公方樣御元服ノコト。京都ヘ以二使節一御一字ヲ御申。御代々御嘉例也。勝光院殿樣御元服ノ

時ハ。海老名修理亮依レ爲ニ若年ニ。伯父式部丞爲ニ代官一勤ニ御鬠ノ役一也。稍村上。篠河上。御兩殿御元服之時モ同人勤レ之。長春院殿樣御元服ノ時ハ。本間遠江守勤ニ御鬢之役一。御髮ヲバ鋏ヲモツテハサミ申。御髻ヲバ下ヲカウヨリヲ以テシメテ。其上ヲ紫ノ組ノヒラキヲ以。菱ニ上下ニ一重ヅツ結テ。七フシ結可レ申。七フシメヲバ。二ヘニトケヌヤウニ結テトメ申ベシ。其後御立烏帽子ヲ取テ。先御鬠ノマヘノカタニ。サスヲイカニモ能々サシ申テ後。御髻ノウシロノカタニ。常ノ烏帽子ノ樣ニ。サスヲサシテ。御手ヲ能シメテ。御鬢スキテ愛甲中將殿被レ參御裝束アリ。爲レ此關東伺候。先御裝束。同御袙。御差貫ヲ取出テ。上下ニアコメヲ重テメサセテ。其後ハクダミノ御タ、ウ紙ヲ進上申。其後御檜扇ヲモタセ申。御ク、リヲ結申テ。御祝アルベキ御座へ御出之時。御沓ノ役。アサイ沓ヲ

メサセ申也。御狩衣ハ木賊色。御差貫ハ紫。御袙ハ紅。御紋ハ何モ桐。此等之御裝束。皆關東之政所ヨリ被レ立レ人。京都ノ政所ヨリ調進アル也。御元服ノ時管領出仕アリ。御裝束調テヲモテノ御妻戸之間へ有ニ御出一。御酒式三獻。御劍。御鎧。弓。征矢。沓。行騰參。其以後御馬。御鞍置テ一匹牽添。一匹ハダセ也。御廐別當被レ請ニ取之一。此御祝共皆自ニ管領一參。御劍役御一家。弓征矢海老名。行騰本間名字。度々勤レ之。衆中之記錄可レ有レ之。御具足役者名字不定。役人御荷用ノ人皆直垂也。面ノ御祝過テ後。於ニ十二間之御座一御マイリ肴ニテ御酒三獻。管領ヲ爲レ始。宿老幷役人伺候。役人管領宿老中ハ御劍御馬進上。又拜領。御荷用之人數。其外奉公外樣不レ殘御劍御馬等進上。依ニ其分限一御劍計進上之方アリ。又被レ下ニ國々一。被レ坐奉公外樣モ御祝被ニ申上一。御祝過テ御裝束悉鶴岡神主ヲ被ニ召下一之。其後

御髻之役重テ參。左折ノ御烏帽子ヲ被ㇾ召。一兩日之中被ㇾ撰ニ吉日一八幡宮へ御社參。公方樣御直垂。役人以下供奉モ皆々直垂也。御幣ヲ御劒役兼帶アル也。神主ハ被ㇾ下御裝束ヲ着。捧ニ御幣。花柄天神。熊野。稻荷。御所之御上ノ八幡へモ御社參。何モ御神馬被ㇾ進。還御之後。神主參。御劒進上。又被ㇾ下。御髻役人三七日參テ御髻ヲ被ㇾ結也。

一御所造幷御新造之御移徙ノ樣躰之事。御築地ノ内ハ方四町也。大御門幷小門何モ南向也。東西ニモ御門アリ。不明之御門モ西ニアリ。北ハ山ニテ八幡宮ヲ立御申アル也。上之八幡ト號。御主殿ハ南向御座。九間六間是ハ御家中也。御帳臺御寢所へ三間宛也。御納戸モ三間也。御庇ヨリ面之妻戸ノ間ハ御二間。其次六間。若君樣〔マヽ〕テ御祝ノ時ハ此御座也。又管領年始之出仕之者者。御妻戸ヨリ被ㇾ參也。此御座ドモハ皆御主殿之中也。中門ハ御二間之御妻戸ノソバ御車寄ノ左ノ方ニアリ。御祝之時。御劒。御具足。弓。征矢。沓。行騰ヲ。御中門ヨリ持テマカリ出テ持參申也。御評定所ハ十五間。管領之役所也。御主殿ハ佐竹。御遠侍ハ大間七間ニテ立物御疊ナドハ無ㇾ之。千葉介役所也。七間御厩ハ小山。其外ハ臨時之御厩。上古ハ五間。近代ハ三間。是ハ皆以ニ公料一大工ニ被ㇾ仰付一被ㇾ造ㇾ之。長面道ハ十七間。奉公人々役所也。面之御臺屋ハ那須。東之御臺屋ハ宇都宮。御臺所ハ三浦介役所也。御中居ハ御主殿。同前杉間。同居留ハ御所被ㇾ作間。管領被ㇾ坐休所也。廿間ハ別而管領ヨリ被ニ造進一。三十間ハ千葉介別テ造被ㇾ進。勝光院殿樣御代ニハ七十間也。長春院殿樣御代ニハ廿間ニ被ㇾ成テ坪ヲヒロゲラル。廿間ハ臨時之御座也。大御門以下ノ御門・松田河村役所也。御築地ハ奉公外樣役所也。仍御移徙ハ

夜陰也。公方樣御直垂ニテ。松明役ハ御所奉行。御車之左ハ梶原名字。右ハ佐々木名字ナド面々參。松明紙燭本也。然者長春院殿樣御移徙之時ハ蠟燭也。松明ト云字。依御祝言如此書也。先達宿老被申上也。御劒之役一色左京亮。御沓ノ役本間下總守。御車寄ニテ御下アツテ。御妻戸ヨリ入御。車ヲバ聽テアケ弛。牛飼牛ヲ繫テ。三ケ日。御車寄牛維之柱之本　伺候也。御酒先三獻御祝。管領ヨリ參。御劒一白。役人一色左京亮。御鎧白糸。役人梶原下野守。同名左京亮。御弓。征矢。役人同名尾張三郎。沓行騰。役人本間修理亮。御馬一匹。鴾毛。御鞍ヲキ。引添河原毛。役人御厩別當舍弟梶原伊勢守。御祝過。爾之十二間ニテ御マイリ肴ニテ御酒三獻。管領爲始宿老中皆々伺候。御劒御馬御樣分進上。其後内ノ御祝。大御所樣モ同御移徙之間。御祝共終夜有之。翌日ヨリ奉公外樣ニ至迄。

國々ヨリ連日被申上也。

一御犬追物被遊馬場殿之事。外樣へ被仰出。方四町ニ御築地ヲツキ。爾之方ニ御門ヲ立。クロ木ノ御所ヲ被造。南向也。大繩小繩ヲバ南之御築地之方へヨセテカ、ル也。馬場殿ヲ誘事ハ本間海老名面々被仰付。罷出誘之也。御犬可被遊一兩日前ニ奉公中ニ被仰付。兩人相談。鎌倉中又至テ遠所遣人犬ヲ召寄。可有御犬行。犬共ヲヒカセテ。若黨五人モ三人モ犬ニ相添。我ヨリサキニ馬場殿へ參。馬場殿ノ西之方ニ犬ドモヲ維セテ主人ノ出仕ヲ可相待。御相當日犬繫ヲ喚。烏日一結宛兩人シテ二結致下手十二騎。御手組トテ兩人宛。名字官途ヲ被書分。公方樣ノ御相手ニハ御一家中。其外ハ次第不同也。御犬可始時節。御相手之人數先殿中へ參。何モ射手裝束ニテ。我前ヨリ馬ノ上ニテ弓引目ヲ持。馬ヨリヲリ。弓蟇目持ナガラ殿

中ヘモ可レ參也。公方樣馬場殿ヘ出御ノ時ハ。步行ニテ可レ致二御供一。仍公方樣御門之内ヘ入御之後。纔テ馬ニ乘。可レ整所ヲ見計テ。繩キワヘ可二打寄一。相構テ公方樣御上手ニ不レ可レ整。但堅上意アラン時可レ整申也。犬追物之射樣。法禮以下條々。弓日記ニ記之間。重テ不レ及レ注。御犬過テマカリ皈時モ殿中マデ致二御供一。其以後可レ致二皈宅一也。

一公方樣御發向事。管領爲レ始宿老中ニ意見有二御尋一。時宜定テ以後。陰陽頭撰二吉日一進レ時。五日モ十日モ前ニ御陣奉行之右筆罷立。其國之守護代令二同道一。寺家ニテモ誘申。御陳奉行ハ其儀待可レ申。鎌倉ヲ御立當日。御出之御酒トテ。大草調進。鮑。勝栗。昆布。御肴ニテ御酒一獻アリ。公方樣左折之御緣ヌリ。金襴ノ御肩衣。小袴。御籠手。御脛楯。御臑當御丹皮。鎧。御ヒツシキ虎皮。御劔ハ大食。御腰物牛目貫。仍御劔役人被レ帶申ハ廣服寄。何モ御重代也。御弓滋藤。御征矢切符或中黑。御箙逆頬。御上帶赤シ。御馬栗毛。但依二時宜一御隨意也。鞍同。御鐙御總ハ御馬二匹ニ被レ掛。其外召替御馬。或三匹或五匹。御出之御旗差物。中門御妻戸之前ニ致二伺候一御幡シタテ被レ申。役人設樂。御旗ヲ持テマカリ出。御旗竿之蟬口ニ付申。御旗差。御幡ヲ奉レ請取一大御門ヨリマカリ出。馬ニ乘。其間ハ御旗ヲバ被官人ニモタセ。馬ニ乘テ後御ハタヲサシ。其後御先手十騎。其次ニ御甲之役人。梶原名字被レ勤レ之。其次ニ御調度之役。上古ヨリ海老名勤レ之。其次ニ弓征矢御劔役。御一家之人被レ勤レ之。其次ニ召替之御馬。其後公方樣御跡ニ御沓之役以下供奉之人々不レ知二其數一。仍御力者或十人或八人又ハ六人。何モ出長頭巾トテ。黑布ニテクヽリテ。ウシロノカタヲバヒロクシテ。中一所バカリトヂタルヲカブリ

シ。シロキスワウニソメタル小袴引敷ニテ太刀ヲハク。兄部ハ御長刀ヲ持。二番目ノ御力者。柄長杓ヲ持。其跡ニ小舍人。其跡ニ朝夕。其跡ニ御雜色。何モスワウ小袴ニテ。小太刀一宛ハク計也。御馬廻ニハ。御中居殿原。號ニ御覺悟面々。御劔ヲカヅキ。スワウ小袴ヒツシキ小太刀一ツ宛帶。數多御供申ナリ。御厩ノ者兩人。其外ハ召替之御馬ニ副。御沓役。力者二人。其跡ニ弓筒負タル中間。十人モ廿人モ又ハ六人モ八人モ。依ニ分限ニ可ニ召具ニ。其跡對ノ太刀持タル中間。是又人數定事ナシ。厩者二人。傘持一人。此等出立ハ公方樣供奉同前。役人ハ弓征矢ヲバ負レヌ。若黨ハ緣塗ヲ着テ。弓征矢負セテ。又一人ニ甲ヲキセテ。馬ノマヘニアユマセベシ。役人ノ外ハ皆々弓箙帶被レ致ニ供奉ニ。長刀ハ左。柄長瓢ハ右也。杓ノ柄ハヒルマキヲシテ。柄口ノ金物ニトヂガネヲ打。越後布一幅ニテツヽミ。柄ヲモ卷ベシ。其內ヲ長一尺二寸。黑皮ニテ結切テサゲベシ。是ハ夏ナド。路次ニテ水ヲノマン時。水ヲトヲサンタメ也。役人爲レ始。乘馬一匹ヅツマヘニモヒカセベシ。如レ常鞍覆。又合戰前ニ馬ヨロイヲカクルコト前々無レ之。殊更供奉ノ時不レ可レ掛レ之。總鞦ヲ可レ懸。

鎌倉有ニ御立ニ。馳河ニテ御晝休アリ。御酒三獻。御湯漬參。依ニ御吉例ニ本江土佐守調進ラルヽ。イタチ河ニテ小具足ニナル。御甲之役。御鎧ヲモ被レ着。御弓征矢ヲバ御調度役帶レ之。武藏之府中高安寺ヘ御着陣之時。又御具足ヲメス。凶徒等悉有ニ御退治ニ還御之御樣躰。御發向之時御同前也。天下有ニ御靜謐ニ建長寺爲レ始諸五山ヘ公方樣ヲ請被レ申。藥師如來ト云。出御之儀式入院又ハ年始歲末以下之時ニハ相替也。御立烏帽子ニ香之御直垂。精好之大口。御小袖白綾ヲメシ。供奉人數。役人兩人共ニ十二騎。何

モ直垂也。年始以下之御燒香ノ時ハ。御香合ヲバ路次ノ間ハ御力者持也。於御出之所御沓役令參上御燒香アル也。藥師如來被唱時。自寺家燒香侍者行者惣門マデ參。從山門始テ佛殿。土地堂。祖師堂。法堂。觀音殿。御燒香悉過テ後。於方丈點心御時ヨリ住寺以下御相伴ニ被參。還御之後。御小袖種々御引出物被進。役人ヲ始トシテ。供奉ノ人數之方ヘ小袖一重ヅツ被送ヲ攝官ト云。還御アツテ。軈テ住寺御禮ニ被參。長春院殿樣御代ニハ二度有之。應永十九年上杉右衞門佐入道法名禪秀有御退治。從駿州還御之時。又常州小栗有追討還御二度有之。

管領對奉公中禮義幷書禮等之事。公方樣御役又ハ御一家評定衆ヲバ先座ヘ請テ。其後被出酒。一獻之時ハ依時宜義先被始時モアリ。三獻ノ時ハ二獻被始事モ在之。御使ハ不依人躰。御一家衆中ハ其人ニヨル也。引付衆中以下。管領先被出後有御對面。酒ヲモ先被始。門送モ御使御一家幷評定衆ヲバ緣マデ被送。引付衆ハ規式ハ座序一被送也。然ドモ近代引付御教書拜領。人々數多依有之。可有越度故カ門送無之。仍御一家中ニ吉良殿ハ。公方樣御對面之時モ御式題之樣依爲大事無御酒。御對面之樣。御座ニ少サガリテ有御座。御門送御緣迄也。然間管領ヘ御出之時。他行之由不被掛御目。其故ハ。管領職ハ公方樣御代官タル間。庭マデ被送申時モ無其由。緣マデ送被申人ハ。建長寺。極樂寺。藤澤ノ上人計也。圓覺寺以下緣マデ二度送。十刹ハ緣マデ一度送也。門跡。律家。或其位ニヨリ。或依其人禮義有也。

一公方樣從管領有申事。御奉行其外宿老中ヘ書札ヲ被送時ハ。謹上書ニテ。奉公之名字官途等ヲ被書也。進物アル時ハ。以使被申上

間不及其沙汰書札ハ無裏書引付衆以下ヘハ浮上（マヽ）如此早也。恐々謹言ハ評定衆其外同前。

一奉公中奉對管領禮義之事。於殿中以下祠宅（マヽ）之禮ハ。事新不及記。自然於路次行合奉時。遠ヨリハヤク可奉除。甚近クバ。縱馬ニ雖爲被乘可致下馬。是ハ公方樣御代官職タル故也。輿之時ハ。乘馬ニテ行合ニハ。俗在。出家。女房。誰ニテモ致下馬間不及申。奉公中致下馬時者。輿ニテモ馬ニテモ。管領下馬アル也。御一家ハ無下馬。其モ輿ニテモ馬ニテモ。管領下馬アル也。

一對千葉介方其外之外樣奉公中禮義之事。其亭ヘマカリ出。盃以下式題者時宜ニヨルベキ間。兼日不及記。輿ニテ行アワン時ハ。前ニ如書可致下馬。互ニ乘馬ナラバ。於外樣モ馬ヲセヘヨリヒカヘテ。馬ヲ返シテ禮義アルベシ。御一家中ニハ。吉良殿ニ行合奉ル時ハ可致下馬。自餘ノ御一家外樣ノ中ニモ。千葉介方ニ對シテハ。馬ヲ返シテ其上ニ又一廉可有禮。御一家中ニモ依人可有思慮也。

一奉公中管領書札之事。誰ニテモ。其時之執事宛所ニテ謹上ト書。裏可有之。管領執權ト云事。毎々諸人申條不可然。其故者。管領トハ只之時ノ詞ニ申也。八段之記ニハ執權トノセラルル也。然間管領一人ヲバ執權ト申べキ也。次御一家中ニモ。吉良殿ト澁川殿ヘハ。其内一人宛所也。其外御一家ヘハ御宿所書可然。是衆中書札也。其外之奉公中ハ依時宜可有思慮也。

一奉公中對外樣書札之事。縱雖爲仰詞之書札限千葉介方。宿所書可然也。自餘之外樣ヘハ仰詞ナラバ。名字官途ヲ直ニ書ベシ。然バ縱別テ所用雖無之。內狀ヲ一通御宿書ニテ可相

添一也。自二外樣奉公宿老一以下之書札ハ。奉ㇾ限二吉良殿計一。御知行分等。其外之時宜。公方樣ヘ御中之時モ內封也。其外之御一家以下之外樣之書狀。皆謹上書ニテ。名乘受領等被ㇾ書二裏書一無ㇾ之。

一管領。其外御一家幷外樣。奉公之老若等建長寺以下五山當住幷東堂之方々書札之事。或進上或拜上ト書ㇾ之テ。其下ニ衣鉢侍者禪師ト可ㇾ書。衣鉢閣下ト被ㇾ書人アリ。管領御一家中ハ。裏書不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。外樣奉公中モ依二人躰一裏書可ㇾ有ㇾ之。律家ハ香ノ衣被ㇾ著方々ヘハ只侍者御中トアリ。五山ノゴトク。書札ノ肩ニ寺號ヲ可ㇾ書。禪家十刹諸山。又ハ御寺之住寺。一寺一院之住寺知識之方ヘハ。依二其人一侍者御中。侍者禪師ナドト可ㇾ書也。

一律家モ香ノ袈裟カケラレタル人ノ方ヘ書札可ㇾ爲二同前一也。首座之位之方ヘハ。座之禪師。書記ハ記室禪師。藏主ヘハ知藏禪師。侍者ハ賞翫之方ヘ道號ヲ書テ。小付ニ書。案下吟案下ナドト可ㇾ書。是ハ若藏主侍者賞翫之方ヘ如ㇾ此可ㇾ書。凡之方ヘハ。名禪師ト計可ㇾ書。次護持之僧ヘハ。謹上ト書テ御坊中ト書可然也。其外之聖道家門跡。一寺一院之主之方ヘハ。御同宿中。又御同宿御中ト書也。如ㇾ此ノカハリメハ可ㇾ依二其人躰一歟。公界事ニ書コトハ定也。私ニ遣ヤウノ事。其外ハ時之人躰ニヨル事也。次ニ僧正ハ香ノ袈裟ノ衣ヲ被ㇾ著。然者進上ト書テ。御坊中トアルベシ。其時ハ恐惶敬白ト書ベシ。權僧正ト申ハ香ノ袈裟ニ衣ハ素絹也。大僧都。權僧都。律師ノ位ニテ雖ㇾ被ㇾ坐。前ニ書護持五人ノ方ヘハ御坊中尤也。次勝長壽院御門跡ハ。坊官トテ。御荷用等兒同前ニ中人アリ。自餘之門跡ニハ無ㇾ之。只侍法師計也。又日光之御留守勤スル人躰。號二坐禪院一其外衆徒幷慈

光寺ノ衆徒等。御門跡へ出仕之時。御酒一獻之時ハ。御門主被閣召テ。其御盃心性院被給テ後。心性院ノ盃ヲ衆徒御差莚ニテ飮テ罷歸也。御祝言等別テ申上。御三獻之時ハ。心惟院給テ後。衆徒給テマカノ飯也。次ニ提點。都子。監寺。別寺。典座。浴司等之方へ書札モ皆禪師書尤也。前ニ書落間書加之也。

一管領御一家其外ノ外樣被官中對奉公之方ニ禮儀之事。路次等ニテ行合時ハ。馬ヲ整テ致禮。其後馬ヲ返テ又禮義一度也。狀ハ御宿所ト書テ。肩ニ名字。官途。受領等書之。奉公中。返札ニハ只名字以下ヲクダリガキニカ、ル、也。不斷申通間。近付親類等ニイタリテ。腰文。撚文等事ハ。規式不可有之也。

一管領其外御一家幷外樣奉公之老若等以下。或進上。晉上。管領御一家中ハ不可有裏書。其外之外樣奉公中ハ皆々ウラ書可有也。

一五山以下へ書狀ノ書ヤウ。五山之當住幷東堂中へハ。進上。拜進。肩ニ寺號ヲ書。其下ニ衣鉢閣下。又ハ侍衣禪師。衣鉢侍者禪師。律家ニ香之袈裟カケラレタラン人ノ方へ書札。可爲同前。叢林ノ內。首座之位へハ座光禪師。依人躰庵號。軒號。齊號書之。

一奉公中對公方者禮義之事。路次等ニテ行合テ不可有下馬。宿所へ來ラン時之對面ハ。ヨンニ可置。近年坐敷上ラル、コト太不可然。但其人躰。譜代。近付。取分致扶持仁ナラバ。被官中踞所。或遠侍。厩侍ニ置酒以下出サンコト不苦。荷用被官中可致之。次知行分等又ハ國方へ有用公方ノ者ヲ申下。在江戶之中有所用折紙等ヲ遣事アラバ。大武所。大儀所ト可書。被官中ニ申付書狀ヲ遣コトアラバ。所書ハ不可然。タレガシニテモ。其名字ヲ書。殿ト書。[illegible]ヲモ書。遣狀被官之名字。官途ヲ

書テ。內封ニテ遣レ之。

一撿挍。勾當。座頭之等ニテモアレ。路次ニテ行合テハ可レ致二下馬一。於二坐酒之式題一ハ。詞バカリニテ可レ致レ之。盃ヲバ諸人呑デ後ノマスベシ。諸覺悟ノ前也。

一殿中又ハ社頭ナドニテ猿樂能ヲ申時。公方樣ヨリ御劔又ハ御小袖以下クダサレバ。大夫參テ御緣ニテ給間。奉公中持テマカリ出。御小袖ノ上ニ御劔ヲ置。一度ニ可レ出レ之。奉公外樣ナド拜領ノゴトク。御劔御小袖等ヲベチ〳〵ニ出サンコト太不レ可レ然。自餘之物ヲ被レ下時モ。右ノ手ヲバ御劔ニノ足ノモトヲ取。左手ニテハ何ニテモ下サレン物ヲ持テ可レ罷出一也。モシカタ手ニテモタレヌ物ナラバ。先御劔ヲカタ手ニテ出シ其以下ノ物モロ手ニテ可レ出。御小袖。猿樂以下ノ遊モノニ下サレン時。御前ヨリモノノ蓋ニテモ廣ブタニテモ置テ御出シアリトモ。持テ出サン時ハ。御劔ヲバ右ニ持。御小袖以下ヲバ左ノ手ニ持テ。一度ニ可レ出レ之。次ニ能ノ時。管領見被レ申コト有テ。太刀小袖ヲ被レ掛時モ。大夫請取也。其時管領直ニハ不レ可レ出。太刀ニ小袖ヲ添テ。御緣ニヲキテ。如レ元御前へ被レ參也。自餘之奉公外樣者。直ニ可レ被レ掛。但御一家外樣可レ依二其人一歟。大夫參テ掛物ヲ請取申コトハ。自二御所一被レ下物ト。管領ノ掛物ニ可レ限也。

一御當家御代ニ御威勢ニ四海ノ逆浪モ靜ニ。風不レ鳴レ條。雨不レ犯レ塊。萬人含二勇色一。殊更長春院殿樣御代。天下之諸侍奉二歸覆一。御政道盛ニ御坐アル也。鎌倉中之年中行事。大概如レ此也。諸亭記錄可レ爲二同前一歟。

一御恩賞之事。上臈ハ三千匹宛。御一家娘。中臈二千匹宛。奉公娘。下臈ハ千匹宛。御中居殿原娘。

一國人御座ニテ御對面。一揆ハ御緣ニテ御對面。

富士諏訪ナドハ白洲ニテ御對面アリ。是モ京都之公方樣御對面之御規式也。

一引付之衆ト云ハ。評定衆ノ下司ヲ云也。

一七間御厩ハ公方樣之御厩ニ限也。管領其外ハ五間也。

一公方樣御鞍覆ハ段子金襴也。

一管領之鞍覆ハ兎羅綿。同毛氈。

一奉公之人々ニハ播磨皮。紺之鞦ハ法躰之人懸也。

一社參之時。辻固小侍所。鎧。直垂。矢負弓ヲ持。ナシウチ烏帽子廿騎。赤橋ノツメ。左右ノ置石ノ際ニ。唐櫃ニ腰ヲカケ。公方樣御透ノ時ヲモテ畏。御幣ノ使左。御劔ノ役右。御沓ノ役モ右。御幣ハ上役也。御一家中被レ成レ之。持氏樣御代。長棟ノ舍弟三郎被レ勤レ之。法名道悦事。

一御判始ニ八幡ヘ一所御寄進。管領所ヘ被レ下御判。被レ成前ニ管領ヘ被レ見時。近比之御判ト被レ申。被二相定一時。被レ成二御判一。

一公方樣。御張鞍。虎豹皮。葛切付。小泥障ハナシ。播磨皮之白キ力革。金カナグ。クロ皮ニテクケル。紫ノ鞦小泥障ヲ召サレズ。

一惣テ管領。同奉公衆。諸大名。御全世之時者。葛切付播磨皮。白力革。金具色皮ニテクケラル。

一建長寺接官時トハ。公方樣寺家御成之時也。天蓋八角ニテ絹也。是ヲサヽルハ御燒香ハ三門ヨリ佛殿法堂以下。

一藤澤上人ニ公方樣御十念御請有。

一建長寺當住幷藤澤上人ヘ公方樣白洲マデ御門送リ在レ之。

一對扇谷ニ奉公中書札之事。肩ニ扇谷殿ト書テ。御宿所ト可レ書。

一建長寺藤澤上人ヘ公方樣御書。恐惶謹言トアソバシテ。進上書也。

一供奉之時。奉公之供ハ。太刀持中間一人。手振

之中間四人。小者一人。力者二人。厩者二人。
一從二山內一公方樣へ折紙。五千匹員數相定。自二扇谷一ハ三千匹。
一山內扇谷ト禮儀幷書札之事。扇谷管領へ被レ出時。門送緣マデ二度也。山內。扇谷へ被レ出時。門送三度也。書札ハ肩ニ山內殿ト書。御宿所也。自二山內一扇谷へ謹上ニテ官途ヲ被レ書也。
一武衛吉良殿へ扇谷封當所也。轉奏書ニハナシ。
一澁川殿へ所書ヲ肩ニ書ル、也。人々御中。
一成氏樣。上野國分ヨリ還御之時。御沓之役ヲバ本間太郎勤レ之。
一御社參ニハ。御幣役。其跡ニ御劍。兩役ハ御一家被レ勤レ之也。彼役ハ御輿ヨリサキ也。御沓役ハ御輿ノ跡也。
一張鞍ハ鞍覆カケセ〔サ脫歟〕牽事ナシ。
一出仕。掛二御目一。參上ナド云ハ。主君へ參事也。
一御連枝へハ。申上。申入ト申也。管領へハマカリ出也。
一二階堂上野介ハ。勝長壽院幷箱根之惣奉行。
一公方人ト云ハ御中居殿原也。公方者ト云ハ御力者。御雜色。
一御方遣ハ千貫之煩也。
一或說ニ。公方樣白小袖白綾也。御袷衣ハ加賀絹。又說ハ。ハダ小袖。面ハ生衣。ウラハ練貫。
一奉公中。白小袖白練。ウラハ生衣也。袷ウラ面一匹。絹也。
一社家廿五院。階嚴法弟也。近衆外樣トツケアレドモ。公界ハ階老法弟也。社家樣人々御對面ノヤウダイ。金襴之御袴。素絹ヲメス也。又縮子御袴ヲモメス也。
一社家奉公。彥部法躰也。內位高。此箕勾法躰也。此等小法師也。今稱俗也。
一公方樣へ管領。外樣。出仕之時。御盃御禮ナシ。目禮モ無レ之。御座ニ疊重ナレドモ。管領ニ御

對面之時。御下アッテ御對面アリ。外樣奉公同前。

一藤澤炎上之時。公方樣洲崎マデ御出。ソレヨリ御使ヲ被レ遣也。

一御所奉行。人數八人。
佐々木近江守。海上信濃守。梶原美作守。宍戸。　二階堂信濃守。寺岡但馬守。本間遠江守。海老名。
奉行人數六人。壹岐。明石。布施。雜賀。清。吉岡。

一弓袋。白練。黄練。菊トヂハ黒皮ヲ可レ用。

一奉公中之宿老。木戸。野田。

一御厩別當ハ。梶原。小別當有尾。〔尾脫〕

一管領奉行ハ。小宮山。

一公方樣御日供仕立女。臺椀ト申也。兩人有。

壹岐澤シ明石ハ暗シ布施ハトルイカニソ人ノ悲シカル覧

此歌本書ニ有レ之間。書加也。

一御社參之事。御サキニ御馬ヲ被レ牽。其跡ニ小舍人。其跡ニ朝夕。其跡ニ御親色。前後ニ額多參。ウハザシノ御袋ヲ手ノヒラニ直テ。御雜色時ノ其跡ニ御幣役。其跡ニ御力者長刀ヲ持テアユム也。御コシノ左右ニ御中居殿原二三人。スワウ。ハカマ。足ナカ。カヘシ股立ヲバトラズシテ引敷付ズ。其跡ニ笠着ノ御供二三十騎。ヌル笠ヲ着。スワウ。ハカマニテ。返シモ、ダチヲ取。熊ノ皮ニ羚羊ノ皮ノ引シキヲ付テ。足ナカヲハキ。小太刀ヲハク也。トツヘ計次ニ劔之役。其跡ニ御沓役。其跡ニ供奉之人々。烏帽子直垂。弓韈ニテ。韈ヲ兩方ニサシ。引目ヲ弓ニ取添。髮立馬ノシト〳〵トアユムニノル。

一長春院殿樣御代ニハ。曾テ無ニ其政。亡父上野介季長令レ頂ニ戴衆御教書。未レ致ニ出仕一時モ。右筆壹岐彈正忠來。御社參之御日限時刻申之畢。但亡父者勝長壽院并箱根惣奉行ナル故也。

一奉公中。山内。扇谷。宿老中ニ内々ニテ寄合時ハ。右ノ膝ヲ立テ。盃ソトイタヾキ可レ呑。

一奉公中。山内扇谷。家中ヘ謹上如レ此。[illegible]。謹上ノ下ニ直ニ名字官途ヲ書也。

一長尾。大石。太田。上田。被〔衍歟〕家所ヘハ内封テ。[illegible]如レ此。

一成氏御社參ノ御劒役。一色左衛門佐。御沓之役。本間彌三郞。

一亥ノ子ノ餠之事。御祝亥ノ時也。白餠。赤豆餠。黑餠。衝重ニ積テ。胡麻ノ粉。小豆ノ粉。栗ノコ。ソチダカニ呑ヲシキ。三種ノコヲ三所ニヲキテ。御前ニ置也。松ノ木ニテリウゴノセイニウスヲ作リテ。柳ノ木ニテキネヲ二本作。强飯ヲウスニ入。三種ノコヲカケテ。キネ二ヲヲシソロヘ。右ノ手ニトリテ。女ハ。イノチツグサイワイト。三キネツイテ食べシ。オトコハ。イノチツグツカサト。三キネツキテ食べシ。白强飯マイル也。

右一切傳受有間敷者也。

享德三甲戌歲月日

右成氏年中行事以異本比挍頗有不同而此本最存古故不請益于異本姑仍舊貫也

群書類從卷第四百九

武家部十

飯尾宅御成記

寬正七年二月廿五日未刻。於飯尾肥前守之種宅（義政）御成。上樣同前。及暮雨降。

一猿樂在之。觀世大夫。同音阿彌伺候。

一還御。丑下刻。依御沈醉御快然云々。

一御曳出物種々。注文有之。進之。

一同廿六日例日之間。廿七日御引出物持參。

一傍輩中幷近付面々當日伺候。依御太刀御馬進上也。

一日野殿。光聚院殿。廣慶院殿。各御前御伺候。

一御雜掌方。小林新左衞門尉調進之。

一御門役幷辻固事。被官人等勤之。

一猿樂樂屋事。淨花院塔頭淸涼菴借用之。然間正親町面御築地兩方壞。此次虫ツヒ也。

一御供衆座敷廐侍七間半也。西之方。

一走衆幷上樣御供衆座敷。同廐侍五間半。東之方。

一御小者座敷。飯尾三郞左衞門尉爲修宅也。

一進物注文案。料紙各小高檀紙。

進上。

御太刀一腰。銕。　御小袖五重。練緯。

御　馬一疋。鴾毛。　御太刀一腰。久國御物作。

御香合一。堆紅。　御　盆一枚。剔紅。

御太刀一腰。長光。　御　服五重。唐織織綾。

御太刀一腰。國宗。　御腹卷一領。黑革肩白。

御繪三幅。本尊月江。脇牧溪。
御太刀一腰。金太刀。
御腰物一腰。小鍛冶御物作。
御箱一。桂漿。
御茶器一。堆紅。
御油滴一。同臺堆紅。
御花瓶一。胡銅。
御食籠一。剔紅。
御盆一枚。堆紅歸花。
御盆一枚。堆紅。
御盆一枚。金絲。
以上。

御盆一枚。堆紅。
御打刀一。行平御物作。
御太刀一腰。宗近。
御方盆一枚。堆紅。
御盆一枚。桂漿。
□□□□。桂漿。
御盆一枚。堆紅。
御水入一。胡銅。
御印籠一。堆紅。
段子三端。紅色々。

飯尾肥前守

之種

上様進物案文。料紙小高檀紙。

しん上。

御小袖五かさね。

御かうばこ一。ついこう。

御ぼん一枚。ついこう。
御ひとり一。こがね。
御ふ二ふく。
御きんらん一端。あかち。
御やつき一。ひつこう。
御はこ一。けいしやう。
御けんさむ一。同臺ついこう。
御ちん五十りやう。
御じきろう。けいしやう。
御ぼん一まい。ひつこう。
御ぼん一枚。ついこう。
以上。

御ふく五かさね。からた色々。
御ぼん一まい。ひつこう。
御ぼん一枚。堆紅。
御ぼん一まい。けいしやう。
御ぼん一まい。ひつこう。
御ぼん一枚。ついこう。
御ぼん一まい。けいしやう。
御ぼん一枚。ついこう。
御つるつぼ一。しろし。
二千疋。

飯尾肥前守

ゆき種

一女中方御供御曳出物。

上﨟四人。各士也。 練貫三重。引合十帖。

中﨟六人。各士也。 練貫二重。引合十帖。

一御供衆爲御禮廿七日各參。
一色兵部少輔。　太刀。金。　馬。黑。
細川兵部大輔。　太刀。同。　馬。
畠山播磨守。　太刀。同。　馬。同。
赤松刑部少輔。　太刀。同。　馬。栗毛。
伊勢守貞親。　太刀。同。　馬。靑黑。
伊勢兵庫助。　太刀。同。　馬。雲雀毛。
千阿。　千疋。　太刀無之。　先規云々。
一走衆廿七日。以三郎左衛門尉爲修送遣之。
後藤左京亮。太刀。金。小袖一重。練貫。　山縣左近將監。同。
熊谷近江守。同。　藤民部中務少輔。政成。同。
長次郎左衛門尉。同。　富永兵庫助。久兼。同。
一上樣御供衆同前。
大和三郎左衛門尉。太刀。金。小袖七重。練貫。
荒尾治部少輔。同。　三吉太郎。同。
三上三郎。同。　斑和右京亮。元爲。同。
一御小者方。以若黨贈之。　六人各練貫一重。

一御輿舁方。悉以當日下行在之。三百疋云々。
一今出川殿樣御成之儀。雖申之御斟酌也。
依御樽幷御曳出物進上之。
御折十合。　白鳥一。　雁三。　鯉五。
鮒一折。　貝鮑一折。　柳十荷。
以上。以新左衛門尉爲備進上之。
一同御引出物。御太刀一腰。御錦一端。赤地。
御盃一枚。堆紅。
以上。
一日野殿參分。
御太刀一腰。黑。　御小袖三重。練貫。
段子一端。紅。　御盃一枚。堆紅。
御馬一疋。鹿毛。
以上。
一光聚院殿。　御小袖三重。織色。
一廣慶院殿。同前。
一御喝食壽文房。御小袖二重。織色。盆一枚。堆紅。香合一。銀。

周金厉。小袖二重。織色。　馬上盞一。銀。　盃一枚。堆紅。
一内衆進上分。
御太刀一腰。國行。御馬一疋。鴾毛。飯尾下總守。爲數。
同　同。眞守。　同　同。河原毛。飯尾彌三郎。爲祐。
同同。一文字。御腹卷一領。黑革肩白。飯尾新左衞門尉。爲備。
同同。包平。同同。洗革肩紫。　飯尾三郎左衞門尉。爲修。
同　同。宗景。　御馬一疋。栗毛。　富永兵庫助。久兼。
同　同。高吉。　同　同。鹿毛。　佐波民部少輔。元連。
各注文進上之。
一内衆若衆御太刀進上注文案。折紙杉原也。
次第如此。各實名無之。爲故實注置之。
御太刀人數。
一腰。包次。　飯尾孫左衞門尉。爲。
一腰。眞守。　清式部丞。秀數。
一腰。黑。　藤越中入道。
一腰。眞行。　布施三河守。康種。
一腰。吉久。　飯尾掃部助。知英。

一腰。一文字。　佐々木黑田與四郎。
一腰。重之。　布施伊賀入道。明東。
一腰。一文字。　西山彌三郎。種盛。山田事也。
一腰。吉包。　神山掃部助。貞連。
一腰。吉平。　石川岩坊禪惠
一腰。一文字。　齋藤五郎左衞門尉。和世。
一腰。國次。　十乘坊。
一腰。定則。　飯尾彌六。爲忠。
一腰。元重。　大和與三。盛元。
一腰。長光。　飯尾善三郎。爲守。
一腰。吉元。　布施兵庫助。種長。
一腰。宗忠。　飯尾善五郎。爲親。
一腰。國光。　布施善太。爲景。
一腰。恒光。　小倉彥六郎。
一腰。定利。　尾崎七郎。種賴。
一腰。長光。　飯尾與四郎。
一内者進上分。

御太刀一腰。国信。御馬一疋。栗。檀那寺佐渡守。
御太刀一腰。長光。御馬一疋。林五郎左衛門尉。
以上。

一之種内々懸二御目一。御盃被レ下之先規也。
御禮。　公方様ニ千疋。　上様に千疋。
一之種老母事被レ尋レ下。八十歳被レ成候間。内々直
申上之。然者被二召出一被二御覽一度の由被二仰下一
候間。俄伺候。　公方様御盃被レ下レ之。仍御あや
かり事とて。　上様此盃な被二聞召一過分至極
也。御所様御成永祿中沙汰の時も。此老母懸二
御目一畢。
御禮。　公方様に千疋。　上様に千疋。
一石橋殿大方殿事御尋之。下屋形御入候由申上
之。以前度々御對面之間不レ可レ苦。急可レ被レ參旨
可レ申由被二仰出一候。則遣レ人被レ參訖。猿樂可レ有二
見物一由被レ仰候間。暫伺候。
御禮。　公方様ニ千疋。

一傍輩中進上御太刀御馬注文。
御太刀此方被レ渡レ之。御馬直可レ被レ納由申觸之
間。各毛不分明也。
御太刀一腰。助次。御馬一疋。町野左近將監。征康。
同　　同。助次。御馬一疋。布施下野守。貞基。
同。長光。　御馬一疋。齋藤遠江入道。玄良。
同。吉助。　御馬一疋。諏訪信濃守。忠郷。
同。行宗。　御馬一疋。松田丹後守。秀興。
同。正廣。　御馬一疋。治部河内守。國通。
同。景光。　御馬一疋。清和泉守。貞秀。
同。助宗。　御馬一疋。飯尾大和守。元連。
同。賓壽。　御馬一疋。齋藤四郎左衛門。種基。
同。　御馬一疋。齋藤民部丞。親基。
同。高包。　御馬一疋。齋藤五郎兵衛尉。豐基。
同。元重。　御馬一疋。飯尾四郎左衛門尉。爲信。初爲行。
一同若衆御太刀進上分。
御太刀人數。

助貞。布施新左衞門尉。清基。
景光。矢野六郎左衞門尉。種倫。
青久。飯尾隼人佑。任連。
貞守。清四郎左衞門尉。元定。
黑。松田八郎左衞門尉。
次吉。松田九郎左衞門尉。貞康。
黑。諏訪左近將監。貞通。
重次。飯尾孫四郎。清房。
長光。飯尾新四郎。種貞。
黑。松田又八郎。親秀。
黑。飯尾彌九郎。
黑。飯尾彌四郎。親行。
黑。布施善十郎。英基。
此注文執筆之間鬮次不同也。于時大夫勸盃又三反。
一能注文。自ニ公方ㇾ被ㇾ下也。
いそのはらは。たむら。あすか川。
かんたむ。三王。ろう太こ。
かげきよ。かきつばた。はうか。
いはふね。おゝに。しやうぐ〳〵。
さねかた。以上十三番。
一萬疋。舞臺積之。はこび候役者肥前同名業云々。此役に候如何御書也。
太刀黑。二千疋。大夫又三郎給ㇾ之。二千疋。善阿彌給候也。
一當日まくや。柳五荷。折二合。まんぢう。のし蚫。折二尺五寸よはう。
一折十合。柳代二千疋。兼日廿四日觀世大夫宿所へ。明日まくや用意と。以ニ注文折紙ニ若黨遣ㇾ之。
一廿七日早旦出仕申。進物共同持參。進納以後。御服織物被ㇾ下之先規云々。依御太刀定秀進ニ上之ニ。
一同内衆御禮參。
一當日色々奉行。
進物方。神山掃部助。飯尾彌六。
雜掌。布施三河守。布施伊賀入道。
御酒方。寺謙者但内之儀也。布施善三郎。
置物并屛風方。
正書記挑藏主。永藏主。
配膳指南。上。下。飯尾孫左衞門。檀那寺佐渡守。

門役。井戸九郎左衛門尉。山本右京亮。畑六郎左衛門尉。林彦五郎。
辻固被管人悉。
御小者相伴。林五郎左衛門尉。泉兵庫助。配膳者被管人若黨共也。
於二飯尾肥前守之種宅一御成事。寛正七二廿五。爲二後證一
注二置之一者也。

寛正七年二月廿七日　　神山掃部助　三善數連

文龜三年九月廿日令レ書二寫之一。同廿六日加二按
合一畢。亭主之種急度不レ懸二御目一。　上様依二御成一
云々。

右注文以二飯尾前大和守元行自筆本一。頓而
令二書寫一之者也。

天文七年十月廿九日　　常興

畠山亭御成記

一永正十五年三月十七日。（義稙）畠山式部少輔順光亭
へ御成。
御成八時。御輿。　御供衆。　細川右馬頭御劔。
二番。大舘上總介。　三番。細川次郎。
四番。細川四郎。　五番。一色兵部大輔。
六番。一色彌五郎。　七番。伊勢兵庫助。
八番。伊勢備中守。　九番。伊勢因幡守。
十番。伊勢守。　十一番。古阿。同朋也。
一能數十三番。此内三番。今春大夫仕レ之也。
一要脚万疋。舞臺に積レ之。此役者之事。
一番。　伊勢備中守。　二番。　伊勢兵庫助。
三番。　伊勢因幡守。　四番。　伊勢又次郎。
五番。　伊勢右京亮。　六番。　伊勢與一。
七番。　伊勢六郎左衛門尉。以上七人勤レ之也。
一田樂四人祗候。　松阿。　堅阿。　藤阿。　道阿。

今春大夫。各に折帋被下之。
一十一獻參。初獻に御馬太刀進上也。
一式三獻。御酌。細川右馬頭。
初獻之御酌。御酌。大舘上總介。御提。畠山七郎。
二獻之御酌。御酌。一色彌五郎。御提。大舘上總介。
三獻之御酌。御酌。細川四郎。御提。一色彌五郎。
四獻之御酌。御酌。細川次郎。御提。畠山七郎。
五獻之御酌。御酌。畠山七郎。御提。細川次郎。
六獻之御酌。御酌。一色兵部大輔。御提。畠山七郎。
七獻之御酌。臺之盃。御酌。畠山次郎。御提。畠山七郎。
八獻之御酌。御酌。右京大夫。御提。細川右馬頭。
九獻之御酌。御酌。飛鳥井殿。御提。伯殿。
十獻之御酌。御酌。伊勢守。御提。伊勢備中守。
十一獻之御酌。御酌。公方様。御提。飛鳥井殿。

祇園會御見物御成記

大永二年祇園會爲ニ御見物ニ御成之時。從ニ上平ニ
御一獻ニ付而次第。
山鉾爲ニ御見物ニ下ノ　御所ニ渡御。
一御供之事。
御劍役細川右馬頭。　同九郎。
大舘兵庫頭。　細川駿河守。
一色兵部大輔。　伊勢守。
伊勢左京亮。　千阿。
一走衆。
飯川能登守。　結城八郎四郎。
安東平次郎。　安威兵部少輔。
沼田彌五郎。　小林小五郎。
一御一獻有ㇾ之。佐々木中書入道殿京極。申沙汰之。
一御相伴衆。
鹿苑院。　・　日野殿。
右京大夫殿。

一此外祇候。
藤兵衞督。　細川民部大輔。
大舘伊豫入道。其外申次衆攻衆等也。
一京極中書進物種々有ㇾ之。岩山民部少輔祇候
也。
廿九日。
早朝還御。
一御供衆同前。但駿河守。伊勢左京亮。
兩人依ニ所勞ニ不參云々。
右條々大舘伊豫入道殿被ニ相注ニ以ニ自筆ニ寫ニ
置之ニ。
還御御供衆。
細川右馬頭殿。　細川九郎殿。
大舘兵庫頭殿。　一色兵部大輔殿。
伊勢守殿。　吉阿。
走衆。
飯川能登守。　沼田彌五郎。

小林小五郎。　安東平次郎。
結城八郎四郎。　能勢彌太郎。
一御進物次第。
式三獻。
御鎧。銀劔。御征矢。御弓。但代物五千疋參。
七日分山鉾有二御見物一。還御之後。
初獻。
御太刀一腰。盛景。　御馬一疋。以二目錄一拼二御目一。
三獻。
御練貫五重。　御太刀。持。　御引合十帖。
十四日分山鉾有二御見物一。還御之後。
五獻。
段子　三端。　御盆　一枚。堆紅。
七獻。
御香合一。堆紅。　御盆　一枚。堆朱。
九獻。
御太刀一腰。國安。

目錄。
進上。
御太刀一腰。盛景。爲二御名代一岩山殿道堅モ御祗候。爲二御兄弟一目錄被レ調候處。京兆以二御意見一被レ調之。
御馬　一疋。鴾毛。印雀目結。
以上。
中務少輔。御名乘被レ遊かた付可レ有之由候つれ共。御書のうら付無レ之事候間。唯御字計可レ被レ調之旨。岩山殿御存分候つれ共。御判なき物候間。御官計被レ調可レ然由。京兆御意見。援如レ此ニ相調候。
獻立。
一式三獻參。
初獻。
鳥。　ざうに。
五しゆ。
二獻。
ひや麥。　御そへ物。なまとり。
三獻。
こざし。(きさく金)　たい。
くらげ。

御ゆづけ。
たこ。　やき物。　（なけ金だひ箱あり）このわた。
あへまぜ。　御ゆづけ。
かうの物。　かまぼこ。　ふくめ鯛。
二。
鹽引。　あゆ。
（きそく金）にし。　御汁。たい。わらび。
からすみ。　くる〳〵。
三。
すし。
かいあはび。　御しる。がん。あつめに。
さかな。ます。
よ。
おちん。
くらげ。　御しる。　ゐい。
いか。
五。

はむ。
さしみ。　御しる。　こい。
ゐび。
御くわしあり。
御さかなよこむ。
のし。
たこ。　うけいり。
五獻。
まんぢう。　御そへ物。ひばり。
六こん。
しほひき。　がん。
まきずるめ。
七こむ。
やうかん。　御そへ物。さしみ。
八こむ。
はむ。

くるくへ。　ゑい。
九獻。
いりこ。　ひしほいり。
かいあわび。
以上。

下津屋三郎左衛門尉
大永貳年六月廿八日　信直在判
岩山民部少輔殿

右御一獻御足付五千疋。下津屋方に被二相渡一之。

右紙園會御見物御成記以弘文院藏本書寫遂一挍畢

伊勢守貞忠亭御成記

大永三年八月五日。未刻。伊勢守貞忠亭へ御成。
公方樣御十三歲。貞忠四十一歲。

一御供衆次第不同。
細川右馬頭殿。　畠山次郎殿。
大舘兵庫頭殿。　細川九郎殿。
一色下總守殿。　細川駿河守殿。
伊勢備中守殿。　伊勢左京亮殿。御門役參勤可レ申

候間。可レ預二御心得一候。
來五日晝時分。私宅へ　御成御座候。可レ有二御
參勤一之由被二仰出一候。
七月廿九日。
伊勢守

一御相伴。日野殿。內光。冷泉入道殿。宗清。右京大
夫殿。高國。依翌日御禮被レ申レ之。堂上御兩所へ
ハ御太刀。京兆へは御馬御太刀なり。
一御供同朋吉阿。

一式三獻參。御手懸は不レ參。先規如レ此云々。中嶋調二進之一。
一一獻方。御前幷御相伴衆まで ハ。下津屋三郎左衛門調二進之一。
一御供衆走衆已下一獻方。堤三郎兵衛尉申二付之一。
一御走衆六人。御小者六人。一獻以下申二付之一。御小者の相伴は。淵田與三左衛門尉也。

條々可レ有二用意一事。

一御座鋪失禮奉行。　一御座の事。
一御屛風等之事。　一めしの御てうしの事。常御中より申出。
一御てうしたての事。一御くはながの事。
一御ばんたて之事。　一飯の御ゆのひさげ之事。
一御らうそく之事。　一めしの御酒冷道具之事。
一御前之事。　一御ちやの湯。小日記在レ之。右ニ注レ之。
一御はんざうたらい。同御手のごい。同はんざうぬぐい。小日記在レ之。一御うがひちやわん。

一御硯御料帋。　一御西淨内棚雜紙。
一桶杓御手水桶以下。
一おりくぎに御てのごいあり。
一御小便所かけ莚あり。
一妻戸かけ莚あり。
一御こんがうおぶと三そく。　一御こしたて。
一御厩者公人御こしかき以下御樽被レ遣之。小日記在レ之。　一御門ニちやうちん二。
一御茶湯の日記右ニ注レ之同前。
一御進物奉行。堤新左。倉内民。翌日以二御注文一御進上。御使。堤新左。倉内民。殿中へ持參申御供之同朋ニ渡之。注文引合堅ニ認レ之。
一御小者座敷。淵田與三左衛門・宅也。相伴淵田與三左。配膳之人數。河田小三郎。下笠又次郎。關藤彌七。河村又五郎。宇野與二郎。
一公人御厩者。御輿昇。御牛飼。車そへ舍人。河原者以下樽被レ遣。小日記在レ之。
一右京兆供衆。藥師寺。長鹽。波々民部一獻在レ之。

蜷川式部丞所ニて一獻在レ之。同中間衆へも樽被レ遣之。

一同名衆御太刀にて御禮。備中守。左京亮。又七。猿千代。加賀入道。又次郎。八郎。右京亮。翌日ニ貴殿如ニ御進上一以ニ注文一申上。杉原折紙なり。御太刀持之。

一あがり御膳の事。女中へ拜領先規如レ此云々。

一御供衆配膳。蜷川三郎。同孫右衛門。三上與次郎。倉内民部丞。堤小三郎。高岡右京亮。イ左 蒲生伊賀守。在江彌四郎。イ東

古市彈正忠。　淵田與三左衛門。イ左近丞

一御膳御手長。蜷川新右。親順。同左將。貞誠。

同彥三郎。親典。

一御走衆配膳。蜷川孫三郎。野依又四郎。三上與三左衛門。杉江(イ生玉訖)。横山雅樂助。イ頭 古市次郎。河井孫三郎。淵田與五郎。河村小四郎。横川新四郎。イ二

御進物目錄別紙在レ之。觀世大夫幷其外各々被レ遣折帋等在レ之不レ及ニ寫置一。

進上 文明十四四廿六。於ニ殿中ニ一獻申沙汰之。

初獻 御太刀一腰。持。

進上 文明十四三十二於ニ殿中ニ一獻申沙汰之。

御太刀一腰。持。

御馬一疋。河原毛。

御馬一疋。青毛。印 栢十文字。

三御香合一。堆紅。

御花瓶一。胡銅。

五御盆一枚。堆紅。

御盆一枚。桂漿。

御太刀一腰。國宗。

七段子五端。色々。

御腹卷一領。黑革。肩紅。

御盆一枚。剔紅。

七御繪二幅。猿。王瑱筆。

御油滴一。同臺。堆紅。

御盆一枚。剔紅。

御盆一枚。金絲。

御太刀一腰。國淸。

御太刀一腰。助包。

御打刀一腰。眞守。

御刀一腰。吉光。

御太刀一腰。安則。

山名治部少輔

豐時

以上

武田治部少輔

信親

進上 文明十四八廿六日。

初獻 御太刀一腰。持。

御馬一疋。鴾毛。印。

御繪三幅。本尊　筆。脇　筆。

進上 文明十五七四於ニ殿中ニ一獻申沙汰之。

初獻 御太刀一腰。國宗。

御馬一疋。鹿毛。印 兩目結。

御香合一。剔紅。

御盆一枚。堆紅。
御太刀一腰。長光。
御腰物一腰。左文字。
小河之御所より伊勢守亭へ御成。代犬追物在之。御日記。右筆因幡守ナリ。射手の人數別紙在之。
撿見。喚次。
御方御所様。
伊勢次郎左衛門貞仍事也。
進上文明十四七於殿中一獻中沙汰。中樂在之。
御太刀一腰。銀。
御馬一疋。鴾毛。印雀目結。
御腹巻一領。紅。
御太刀一腰。行平。
御盆一枚。堆紅。
御太刀一腰。久國。

御盆一枚。珪章。
御太刀一腰。友成。
御腹巻一領。黒革。肩紅白。
御箱一。堆紅。
御方盆一枚。珪章。
御太刀一腰。吉房。
御腰物一腰。久國。
以上
細川淡路守
成春

依御虫氣雖爲十一獻之用意。五獻參。然間獻々ニ進上之御うたひ御座候而。各夜更迄御酒被下畢。右此進物等之次第。永祿四三八ニ來卅日ニ三筑へ就御成之儀。右日記ヲ於妙蓮寺被撰。河民。三大。貞助。三人。今度之覺悟ニ可成分可撰之由被仰。二帖被出畢。かやうの儀分別候て三筑へ御成。進物之事被仰出訖。其後同三十四以浮彥申出寫置者也。經數十令持參以河民返上之。

御刀一腰。宗近。
御太刀一腰。一文字。
御服五重。唐織。
檀紙十帖。
御太刀一腰。光忠。
御馬一疋。大鴾毛。
以上
一色修理大夫
義直

永祿四辛酉四月十一日書寫畢。
行年五十八伊勢加賀守
貞助

右伊勢守貞忠亭御成記以伊勢貞春藏本書寫遂一校畢

三好筑前守義長朝臣亭江御成之記

一永祿四年辛酉三月三日出仕之刻。御成被ㇾ申ニ入可ㇾ然之由。内々各被ㇾ加ニ異見ー。俄之儀難ㇾ成之由。松永霜臺。三好日向守雖ㇾ被ㇾ申ㇾ之。俄之事不ㇾ苦之旨。重大舘奥州(衍歟)。上野民部大輔。伊勢守被ㇾ申之間。御請申。吉日之事在富へ申處。三月卅日吉日之旨勘進。以ニ伊勢守ー被ㇾ仰ニ出處ー。可ㇾ有ニ御成ー之旨被ㇾ仰ニ出ー候訖。

一冠木門幷主殿之破風。新被ㇾ申ニ付之ー。奉行米村但馬守。

一進物奉行。寺町左衛門大夫通昭。和久掃部助是徳兩人。

一惣奉行。三好日向守長逸。

一三月卅日。未刻。御成。御立烏帽子。カウノ御直垂。御輿也。

小林民部少輔。安威兵部少輔。

御馬鵇毛被ㇾ曳之御走衆。　安東藏人。進士源十郎。

石谷兵部大輔。籾井兵部少輔。

御小者六人。庭上ニ祇候。

御供衆。

右馬頭殿。　大舘左衛門佐殿。

上野民部大輔殿。　細川中務大輔殿。

大舘伊豫守殿。　伊勢兵庫頭殿。

伊勢左京亮殿。　伊勢守殿。

万阿彌陀佛。

何茂長具足不ㇾ被ㇾ持之。

一御妻戸立砂。アマダレヨリ六寸出テ立申由。河原者申之。御立砂之滿中ヲ御輿寄申なり。則奥之四間へ御成。此時庭上へ御相伴の衆上。右京兆。修理大夫殿。庭上へ御オリ。

一筑前守殿ハ。裏打大口。冠木門ノ北ニ出向被ㇾ申。三好日向守。三好下野守。十人計被ニ罷出ーナリ。

一於ニ四間ノ御座敷ー。式三獻參。三日ノ御盃。義長

頂戴。仍御太刀白進上。御盃頂戴以前ナリ。御座敷様躰大方繪圖相見之。

（舊本圖在此今隨便宜移置）

是ヨリ御供ハシメ申候
又燭臺モコレヨリ指参

一御馬之事。壁中門ヨリ被レ曳。可レ然ノ由談合候へ共。見物群集不レ合期候間。冠木門より引申され候。

一御簾之事。御蠟燭参候てあげられ候事も在之。又御能はじめ申せと候て。庭上へ御おり候刻あげられ候事も在之。今度ハ御能はじまり候時あげられ候。

一御妻戸の御簾ばかりにこまるあり。其外ハなし。

一御馬被御覧間は。諸侯祇候の座敷の前に。屛風立申候也。

一式三献あがり、於御妻戸御馬被御覧、（御矢倉有て御縁マテ有ニ御出。則妻戸の内へ還御）三好日向守。裏打大口ニテ御馬被曳。冠木門の内ニテは。さんかうがたの両人。こすはうにて引。三向へ渡之。白手縄差之。面計被懸御目也。

一御馬被御覧。直ニ九間へ御成。御座ヲバ敷申候へ共。御座の前ニ御座あり。やがて御盃参り。此時初献。進物進上。二献参テ。三献目に。献目ハ献ハヅレナリ。御湯づけ。御菓子参りて。御相伴衆次の間へ退出。御相伴衆へハ。楊枝すへず。さて公方様も御休息所へ御成。やがて面へ御成。さて五献目進物参る。御肴参て。御能始申儀如常。貞孝舞臺を通。樂屋へ入。罷出よと被申。則はじまり申候也。此時御簾あがり申。紙につゝみたるおもしを御供衆御取あり。御簾あげ被申。引合ヲたゝみて。かねてより置て。御妻戸と六間北一間ハ。御簾あげ不申也。庭上ニハ日吉大夫。嵐大夫。元阿彌。冬阿彌。甫阿彌。御能以前ニハ御前へ向申。御能始テ舞臺へ向申候也。

一御走衆之事。舞臺と御前の間。庭上ニ祇候の事。先規の段無紛儀候。雖然近年庭上ニ無祇候ニ付て。今日廐の東を四疊敷。失禮テ於座敷六人御能見物。先規相違。各御越度歟。

一御弓。征矢。進上の御弓をば張ずして被置之。弦を不結也。私云。はらずしての時は。かうよ

りにて不ㇾ結事如何可ㇾ有候哉。舊儀不ㇾ慥相聞一也。

一御繪進上之事。此條後年ニ貞陸御自筆被ㇾ注置一趣者。

一御弓ハはづし。弦をいつものごとく。かうよりにて中をちがへて。ひぼ結のごとく。内竹にてむすぶべし。にぎりより七八寸上也。貞陸如ㇾ此被ㇾ注置一也。内竹の事。前竹共申ㇾ之歟。古注の説ニハ前竹共在ㇾ之。

進上。

御太刀 一腰。白。　御鎧 一領。

御弓征矢。　御馬 一疋。河原毛。印鹿笛。御鞍置。

御太刀 一腰。利光。　御馬 一疋。

御香合 一。堆朱。　御盃 一枚。堆朱。

御太刀 一腰。友成。　御腹卷 一領。紅紫。

御太刀 一腰。安綱。　御刀 一腰。宗近。號ニ海老名小鍛冶一。

御繪 二幅。牧溪筆。　御盃 一枚。堆朱。

御太刀 一腰。貞實。　御小袖 五重。練貫。引合十帖。

段子 五端。色々。　御盆 一枚。金糸。

唐糸 三斤。紅。　御盆 一枚。堆朱。

御太刀 一腰。景秀。　御馬 一疋。

已上。

御太刀 一腰。持。右京大夫進上　御太刀 一腰。持。三好修理大夫進上

御太刀 一腰。長光。　御太刀 一腰。持。

御太刀 一腰。持。　御太刀 一腰。持。

御太刀 一腰。持。　御太刀 一腰。持。

御太刀 十振。持。　御馬 十疋。内者進上

御太刀 一腰。持。　御太刀 一腰。持。

已上。　三好筑前守

義長

一案文貞助調ニ進之一。清書鳥養兵部丞調ニ進之一。小高檀紙をつぎて書ㇾ之。翌日朔日ニ寺町左衛門大夫。和久掃部助兩人持參。仍御練貫一重ずつ兩人ニ被ㇾ下ㇾ之。先例如ㇾ斯。

一還御朔日巳刻。則匠作筑州出仕。依筑州ノ御太刀御馬進上之。匠作ハ太刀ばかりにて御禮被ニ申入一。

一御あがり御膳の供御。堂上を初て御相伴衆於ニ御前一頂戴。右の手にてつゝみて御頂戴也。御供衆ハ御次の間にて頂戴。その外の衆ハ不レ及ニ頂戴一。御走衆も不レ及ニ頂戴一也。

一御能ハ日の内ニ一番仕レ之。脇の能より細雨降なり。非ニ大雨一。

一御能數之事。　老松。　八嶋。　ゆや。　春榮。
松風。　春日龍神。　三輪。　張良。　野の宮。
野守。　當麻。　自然居士。　猩々。　志賀。
　已上十四番。　呉服仕候歟。

一御なんどの内に文臺。硯。引合。杉原紙。鎮置之。
但四間之西の方ニ置也。

一次の三疊敷ニ御茶湯在レ之。春阿仕レ之。置道具事。御ちやわん。同臺上ノヲ申出。御ちやつぼに入。さしやく御ちやせん。御茶きん。御ぼん。水さし。水こぼし。杓たて。火ばし。かくれが御たな打置也。ざうきん。をきかき不レ置之。すみとり入江殿より申出。火ふき不レ置。ふろくはんす上のを申出之。をきがみ。ならがみのはしをきる。紙ちんを置也。

一御西淨新造御小便所。御湯殿。何も同前。御かけ莚あり。をふと置レ之。御西淨之内ニ棚あり。其に置紙。ナラガミナリ。石ヲ杉原にてつゝミて。紙鎮ニ置也。桶杓あり。御手水をも。桶にて置。同杓。何も黒塗テマキエアリ。

一六間の座敷餝無レ之。金屛立之。

一御走衆六人參勤。
　石谷兵部大輔。　糀井兵部少輔。
　小林民部少輔。　進士源十郎。
　安威兵部少輔。　安東藏人。
但庭上ニは無ニ祗候一。厩の東を四帖敷失禮(シツラヒ)て祗

候之。各太刀をバ持て。はひき被レ持之。一獻相伴。一御供。同朋万阿。御供衆と相伴。仍翌日ニ千疋以ニ折紙一被レ遣レ之。

一御部屋衆申次一座。相伴三好下野守。

一攻衆爲ニ大勢一間。兩度ニ一獻在レ之。相伴以下奥書之。

一奉行衆。

中備。　松左。　松對。

其外。　四五人。　相伴同前。

一同朋衆各。松井與七なども同朋衆と一獻在レ之。

一右京大夫殿供衆。其外筑州内衆。諸侯と同座にて御能見物之旨雖レ被ニ望申一之。一人も不レ及ニ同座。兩降間。旁以見物之段不レ成なり。一盞も別の座敷にて在レ之。

一舞臺燭臺二。狼烟も二所ニ在レ之。かゞりの事。百疋下行ニ候。殿中にて百疋下行之由。緣阿物語之。

一御門ニちやうちん二かけて置レ之。御門役ニ渡レ之。

一厩二間の分をば失禮て。女房衆見物。簾ハ幃在之間。よしがきにして。其内より見物之。

一御簾面五間懸之。引合をたゝみて。兼てより置レ之。

御みすあがり申也。又引合ニ石をつゝミて。おもしにも置。御簾あがり申とき被レ取レ之。

一於ニ御妻戸一御馬被ニ御覽一時は。右京大夫殿。修理大夫殿。庭上に御祇候。御供衆同前。御劔御役晴賢。御一人御緣に祇候。堂上ハ不レ及ニ祇候。庭上へ御下御かげニ祇候。義長ハ此間にこすハう着用被レ替之間。庭上へ不レ被ニ罷出一。

一御弓征矢の置樣無ニ別儀。征矢ハ少御前の方へ向。御弓ハ不レ張。袋に不レ入。弦の誘樣。條々在レ之。

一御屛風ハ必々松竹の金屛立云々。屛風ハ人の

物着用の如くニ立ル。上座ハ人の物着るごとく。其より下座へハ。上座の屏風下ニかさなるやうにたつる也。

一御能初よとの御時は。舞臺の滿中を御通ニテ。幕を上て內へ御入也。

一觀世大夫御座敷へ被ㇾ召上ㇾ舞申也。御能以後も御緣にてうたひ申也。

一段子五端進ㇾ上之。一端ヅツせん香などつゝむやうにして。其をもとゆひのふとさほどに二筋紅ニして。惣ヲ結てすはるなり。惣むすびハ兩わたるべし。

一御練貫五重。代十五貫文にて。御物しにあつらへ申て。何もねゐかし。御うら衣しけなしはり申なり。一重ヅツにて袖の下をとぢ。五重かさねて。又惣をとぢ申候也。だんし十帖臺にすはる。廣蓋にすへて。だんしの上に練貫置て。かミのきり目御前へなるべし。然に此時の御小袖。肩の方御前へ被ㇾ成候。貞助存分にハ相違ふしんなり。大舘奥州貞助如ㇾ存分。ゑりの方御前へ被ㇾ向候由。再三被ㇾ申ㇾ之。貞孝失念歟。但貞助覺悟相違歟。ふしん也。廣蓋をば貞孝御持參。御太刀を筑州御持參。廣蓋の右之方也。ひろぶたハ御前の右也。御具足ニハ替也。

一御練貫の時。御太刀進上持參なり。御廣蓋より右の方也。

一翌日朔御進物。以ㇾ目錄ㇾ御供の万阿ニ渡ㇾ之。寺町左衞門大夫。和久掃部助兩人持參。御練貫一重ヅツ兩人ニ被ㇾ下ㇾ之。舊儀也。御弓。征矢。御鎧は。代にて進上之間。不ㇾ及ㇾ持參。御腹卷ハ御具足櫃ニ入。黑漆にて金物金御紋在ㇾ之。前字も同前。油單アサギ布。御紋四方ニ一ヅツ上に一。皮緒むらさきがはなり。荷緒打ませ。枴(フウコ)ハ後前ニ金物。御紋御繪。箱黑漆。

一唐糸三斤。ねぢたる方を下に成。堅に盃に居

て。ねぢざる方下へ成候へば。ふつさりと在
也。
一御具足の時ハ。左細川中務大輔。右松永彈正。
如レ常進二上之一。御持參也。此時進上の御太刀ハ。
御具足より左ニ被レ置也。（御太刀ハ御具足ヨリ少後ニすぢかへ候心得也。）
一四間御成の御座敷ニ成て。是にて式三獻參。御
なんどかまへあり。一間半の押板二幅一對山
水。馬麟筆。三具足。香筯。火筯。香合ニ卓子すハ
る。茶碗の三具足なり。花ハ周慶立ル也。眞は
松也。
一違棚ニハ御盃同臺盃ニすハる。湯瓶。是違棚の
重の下に在レ之。下の重ニ食籠置也。春阿彌陀
佛嚴被レ申レ之。
一御座敷なんどかまへの右の方に文臺ニ引合。
杉原の上に文鎮置レ之。御硯箱の道具は如レ常。
一同御座鋪之左ニ御弓。征矢。廿五。御弓東へ角か
けて置也。征矢も少角かけて置也。御鎧ハ御前
之左。征矢の前に置レ之。唐櫃の蓋ニは不レ置。直
ニ疊ニ被レ置レ之。御甲同前わたがみの上ニ置
レ之。
一四間。何もきぬかうらいべりの御疊。御座敷
レ之。
一此御座敷ニテ式三獻參。御盃拜二領之一。御太刀。
白。此時進二上之一。
一九間の御座敷西向なり。二間の押板繪三幅一
對。中ハ王義之。脇は王輝筆云々。三具足。胡銅
香筯。火筯。香合卓子。御らつそく。金。又兩の脇
花瓶。茶碗。花有レ之。眞何も松也。
一奧の四疊半ニ御茶湯在レ之。御道具之事。
一御ちやわん同臺。　一御さしやく。
一ちやつぼ。　一ちやせん。
一ちやきん。　一御ぼん。
一水さし。　一水こぼし。
一ひしやくたて。　一火ばし。

一かくれが。　　一だいす。

一御茶湯。棚のきはに雜紙在レ之。ならがみ。紙鎭置レ之。

一御休息所ニ御はんざうだらい。御手のごいかけ在レ之。黑漆ニぬる。御紋のまき繪有。かな物在レ之。御うがいちやわん。

一御西淨の道具内ニ棚在レ之。雜紙置レ之。ならがミ石を杉原ニテつヽミ。紙鎭ニ置レ之。

一御手水桶杓。

一折くぎに御手のごい在レ之。

一つま戸。かけ莚。

一をふと三ぞく用意。一そくハ御こしよせ。一そくハ奥の御緣。一そくは御西淨ニ置レ之。

一御成路。立賣より光照院殿御前也。筑州かぶき門の北ニ畏て祗候。彼同名衆同前。氏綱。長慶。御座敷ノ前庭上ニ祗候。御兩所の供も兩人庭上ニ祗候なり。但是ハ可レ有ニ如何一事候哉。私云。

一御馬被ニ御覽一時は。御相伴衆。御供衆庭上へ祗候。堂上之御衆ハ庭上へ不レ及ニ祗候一。筑州もこすハうに着用仕かへられ候間。此時庭上へは不レ及ニ祗候一。

一進上　御前へ持參之事勿論也。御練貫廣蓋に居候間。仕合も可レ有ニ如何一哉とて。貞孝持參。此時之御太刀ハ筑持參。

一御腹卷ハ。左は細中書。右ハ松少弼持參。御腹卷甲がけにかけて。甲をもわたがみにからむ。是ハ當流にハ不レ存事也。

一御鞍。ウミアリ。貞信作。御紋ツフ桐。一御鐙。御紋香圖ナリ。ツ、テ切付。御紋三ツ、。黑漆。幸阿彌繪之のくつ。しほで黑漆。さかわに口金。手綱。腹帶。むらさきの引兩。一寸ばかりつヽつけ申之。しりがひむらさきをり。鞦手繩ハ白きなり。其外鞍具如レ常。とつつけの緒。紫と紅と一寸まだらなり。箱には不レ入候なり。

一御供衆。與ノ座敷ニて一獻在レ之。相伴松霜臺。
御供同朋万阿彌も同前。竹内三位殿も同座。
一御走衆の相伴。篠原左近丞。御走衆六人は別而
一獻在レ之。
一御部屋衆。中次攻衆。相伴ハ加地權介。三好弓
介。奈良一右衛門。三好下野守。三好日向守大
勢之間。一人ヅツ相伴在レ之。奉行衆同朋衆も。
替々ニ加御湯漬在レ之。
一御小者六人。相伴長谷川六右衛門。點心の時は
鹽田。其外は加地。配膳ハ宇高彥六。和久彥三
郎。和久左馬助以下也。
一御前之御肴ハ末よりあがり候。公方様御前計
被レ殘。典厩あげ被レ申。御前にて御相伴の公家。
其外御相伴衆あがり。御前ノ供御頂戴なり。御
次の間にて三好日向守被二請取一。畏て被レ持レ之。
御供衆頂戴なり。
一御座のかざりの事。奉行より木を被レ出被レ燒
レ之云々。
一立砂ノ料二十疋。被レ遣レ之云々。

諸奉行事。

一進物奉行。　一御座鋪奉行。　一雜掌奉行。
一御酒奉行。　一御折奉行付御盃。
一蠟燭奉行。　一御茶湯奉行。　一御手水奉行。
一樂屋奉行。　一御硯奉行。　一御庭奉行。
一御西淨奉行。　一炭あぶら。　一木具以下。
一御菓子。　一惣茶湯。　一諸道具奉行。
此外少々諸奉行等在レ之。名字之事不レ及レ注二
置之一。
一式三獻。　御手長。　篠原。　加地。　鹽田
奈一右。　石主。
一御配膳。　本大與州。　二細中書。　三松永彈少。
御酌典厩御ひさげ大左。御てうしはひさげ向
片口なり。
一御前　御手長。

三好下野。　同日向守。　同弓助。　篠原。
加地。　鹽田。　石成主税助。　牟岐因幡守。
和久壹岐守。　野間新三郎。　鳥養兵部丞。
奈良一右衛門。
一御禮被二申上一次第。貞孝披二露之一。九獻目ニ御禮
被レ申之。
一三好匠作。御太刀計。　三好日向守。御太刀計。
三好下野守。御太刀計。　三好弓介。御太刀計。
三好帶刀左衛門。御太刀計。
一篠原。御太刀一腰。御馬壹疋。十人ハ何も御太刀御馬也。　加地。　鹽田。
奈良。　石成。　牟岐。　野間。　和久。
鳥養。　寺町。
右の十人は。十一獻目ニ御禮被二申上一之。
一貞孝披露御馬御太刀にて御禮被二申上一。則於二
御座鋪一御通被レ下レ之。
一右京兆供兩人。池田八郎三郎。多羅尾左近大夫
も御禮被二申上一之。是は筑州之儀。讃州右馬頭
殿如二同前一被二仰談一之間。然時は彼御衆へ御成
之時ハ。右京兆年寄御禮被二申上一事。爲二舊例一間
如レ此在レ之云々。然間筑州衆十人の御禮ノ後。
彼兩人ハ御禮被レ申レ之。御通被レ下之。御盃ハ別
ニ出レ之也。
一右京兆ハ十三獻目ニ御禮御申也。御太刀。舊例
云々。
一御能くみ。　老松。　八嶋。　ゆや。　春榮。
松風。　春日龍神。　當麻。　野の宮。　張良。
三輪。　野守。　自然居士。　猩々。　黑主。
一御能過テ。鳥目舞臺ニ被レ積人數。　松彈正。
三向。　三下。　三弓。　三帶。五千疋は舞臺の右。五千疋は左ニ被レ積レ之。此義舊例ニ相違歟。先々左右不レ分。一萬兩ニ被レ積云々。
一御能過て御謡の時。雨ふるに付而。大夫御縁へ
罷上謠申。座之者ハ舞臺ノ端にてうたひ申也。
一筑州女房衆。廐ヲ失禮シテ見物。簾の事は。其
憚又は先例に無レ之間。よしのすを面にかけて。

竹ぶちを打て見物在レ之。
一御酌之次第。初獻。典厩。二獻。大與。三獻。細中。獻はづれに御湯漬參。御盃も御てうしも不レ參。四獻。大與。五獻。松彈少。六獻。上民。七獻。細中。八獻。大與。九獻。貞孝。十獻。筑州。十一獻。匠作。十二獻。右京兆。十三獻。藤宰相殿。十四獻。飛鳥井殿。十五獻。廣橋殿。（御酌ノ御提勤役。）十六獻。勸修寺殿。十七獻。御酌。御提國光ニ勤役にて御盃あがり申候也。
一右京兆の供衆ハ。於二御座敷一可レ有二見物一之由被レ申之。又諸候衆被レ申分ハ。京兆衆と同座無二覺悟一。先例も無之間不レ可レ及二祗候一。達而被レ申レ之。既御成前日の夜半まで。不二相果一間。大永四年ニ典厩へ御成。任レ例京兆衆をば内々へよび被レ申。湯漬點心など被レ參候訖。然間京兆衆一人も諸侯の座鋪へは不レ被二罷出一候也。御前の御手長をも京兆御内衆可二勤申一之旨種々被レ申レ之。然バ御相伴衆之御手長之儀ハ可レ被レ勤。御前へ御手長之事ハ。筑州之衆可レ被レ勤之間。依レ被レ申レ之。京兆衆御手長之事は。京兆衆不レ及二勤役一也。
一烏帽子すわうの衆卅人雖レ被二仰付一。存分在之間。各不二相殘一。烏帽子すわうなり。
一樂屋へ千疋被レ遣。らうそく折樽當日ニ被レ遣レ之。
一進上御馬御鞍置レ之。然者はなかは錢之事。鞍置申候ニ。貳百疋之由雖レ申レ之。無二先規例一之間。貞助申付之。百疋被レ遣畢。
一進上之御腰物。國光。（こしもとこじり。つかがしら。金黒漆に塗。ふち金なば不レ塗。目貫桐しやくどう。釘つけ。かうがい同前。）
一御さけを紅茶一寸まだら龜のこうなり。
一當日ニ被レ參同朋衆九人。但万阿ハ御供之間。

千疋被遣なり。春阿は御座敷嚴被申間。千疋被遣て。其外七人へ折筋小袖一ヅヽ被遣之。貞助蔵阿へ持向。蔵阿へ渡之畢。十日計以後の事なり。

一北西。其外料理方の衆へ。御引出物被遣云々。不及注置。

一御釼拜領。行平。スキクリカラ。

一御相伴衆。勸修寺一位殿。廣橋大納言殿。飛鳥井中納言殿。藤宰相殿。何へも馬太刀にて御禮有。右京大夫殿へ。千疋一腰。 貞孝。大奥州。上民。何も馬太刀。竹内三位殿。小笠原備前守殿。進士美作守殿。馬太刀。此外之御供衆へ。以三向被給之云々。馬太刀不被遣之。

一門役。左ハ篠原。右ハ加地。

一辻堅。伊丹。三宅。池田衆以下折樽被遣云々。

一公方様御前并御相伴衆。御供衆。走衆。雜掌方之事。進士美作守被申談。八十貫文にて十七獻之分調進云々。進士美作守請取調進獻立次第。

式三獻。　御手かけ。　二重。　瓶子。
　をき鳥。　をき鯛。

初獻。　とり。
　龜のかふ。　ざうに。
　のし。

二獻。　つへた。　鯛。
　するめ。
　たこ。　ひしほいり。

三獻。　しほ引。　やき物。　をけ。

御ゆづけ　あへまぜ。　くこ。
　かうの物。　かまぼこ。　ふくめ。

二。　たこ。　くらげしる。　たい。
　にし。
　からすみ。　ゑび。　あつめ。
　こざし。　くゞい。
　かざめ。

三。　とり。　こい。

よ。　酒びて。　かいあはび。　くじら。
　　おちん。
五。　すし。　うづら。　こち。
　　いか。
六。　はむ。　ゑび。
　　あかがひ。
七。　くま引。　ふな。
　　しぎ。
御くハし。きそくこんにやくふ。きそくくるみ。うちぐり。のり。山のいも。むすびこぶ。くしがき。からはな。みかん。
よ獻。　むぎ。　御そい物。　立花燒。
　　おちん。
五獻。　いか。　いもこゝ。
六獻。　まんぢう。　御そい物れうさし。

七獻。　はむ。　ゑび。
　　あをなます。
八獻。　三ばうせん。御そい物まながつほ。
　　ゑび。
九獻。　はし。　いるか。
十獻。　やうかん。　御そい物あかがひ。
　　こんきり。
十一獻。　はい。　櫻いり。
十二獻。　きよかん。御そい物ふかのさしみ。
　　けづり物。
十三獻。　さかびて。　うけいり。
　　まきするめ。
十四獻。　さざひ。　くじら。
　　くま引。
十五獻。　くらげ。　こち。

十六獻。　つぐみ。
　たいの子。かも。
　からすみ。
十七獻。　はまぐり。せいご。
　已上十七獻參なり。
一京兆御衆。典厩之衆。道正所にて湯漬にて御酒在之。
一惣衆へ。　參獻立。　小西。　仕分。
　御湯漬二百膳。
しほ引。　あはびしほ。　やきもの。
　あへまぜ。　めし。
かうの物。　ふくめ鯛。　かまぼこ。
二。　からすみ。　うづら。　あつめ汁。
　かざめ。
たい。　あゆのすし。　こちの汁。
くらげ。　きん。　くゞいの汁。

三。　こぐし數七。
　をけ(はららご)金さん。　きん。　つみに。
御くわし。　こくし(きそく金ぎん)。　いなのうす(金銀たみて)。　くしがき。
から花。　山のいも。　ふくめのし。　かや。
きんとん。　花せみて(むすびかうたて)ふこふ。　ぎんなん。
平(金銀たみ)くり。　ひめくるみ。
初獻。　やきかん。　きそく金。
　五種。　龜のかふ。ざう　。
二獻。　さしみ。　ひしほいり。
　けづり物。　あへ物。
　くま引。
三獻。　はまぐり。　あつ物。
よ獻。　梅花かん。　御そい物梅やき。
　ゑび。　つまか
五獻。　くる〱。　あつ物。　さね。

六獻。ぬるひやむき。　そい物れうさし。
するめ。　松かさいり
七獻。ふなのすし。　あつ物。
以上。

一御厩三間新造ニ立。三間の厩の面の脇也。一間にはめしの御馬。一間ニ進上の御馬ヲ繋で。御厩の者共。此御厩ニあり。自ニ此方一も御番ニ人を置。ぬかくき以下申ニ付之。馬船新調。たらい同前。仍めしの御鞍のくらかけ失念候間。御厩孫左衛門と令ニ談合一。殿中のを申出。俄ニ難レ成間如レ此也。

一御厩者共。湯づけにて酒用レ之。三好日向守殿原衆少々配膳云々。但孫左衛門一人ハ存分あり。別ニ受用。惣ハ同座也。

一御小者衆座敷別ニ在レ之。相伴配膳加地。鹽田ニ同名衆。此外ハ小姓衆云々。

一御厩者配膳ハ。篠原左。奈一右。内者共仕候也。

一御輿舁共ニハ。兩種柳二荷被レ出云々。

一侍雜司三人參。長櫃ヲ持之。御膳ヲ取申也。百疋出レ之。

一あがり御膳の供御も。侍雜司給レ之也。

一桂兩人御縁ニ祇候種々申事在レ之。千疋被レ遣レ之云々。

一庭上ニ祇候の田樂猿樂へ。御能過て三百疋ヅツ被レ遣レ之。折紙一重ニ調進。仍田樂日吉祇候之事。自ニ先規一右京兆へ無レ之のよし。尹堅へ御成之記錄在レ之。雖レ然其段不レ謂之由ニ而。今日は祇候。

一御小者。御厩者。御輿舁。御下部。御力者。牛飼。車ぞへは。舍人公人。此衆雖レ有ニ申旨一。先規無レ存知之間。可レ有ニ如何一候哉由にて。何をも不レ被レ遣之。柳ヲ被レ遣訖。

一後三月二日。爲ニ後宴御供衆一。攻衆少々御部屋衆少々。申次同朋衆招請。八刻ヨリ參會。湯漬

在ㇾ之。
一廣橋殿。藤宰相殿。竹内三位殿光儀。仍三方ニ用意候へば。足付にて參。盃も小角ニすはる。三方たるべき由申族雖ㇾ在ㇾ之。大名方にて參會之時ハ。小角も不ㇾ苦之由。各御談合にて如ㇾ此。
一觀世大夫能有ㇾ之。式三番。以下如ㇾ常。能はじめさせ候事ハ。加地權介也。三千疋被ㇾ遣ㇾ之。當日樂屋料五百疋。三合三荷被ㇾ遣訖。
一御ゆづけ參。御くわしあがりて後。初獻之御肴まいりて。能始申之。能數十番。獻數七獻。不ㇾ及㆓注置㆒。
一就㆓御成㆒御折三十合被㆓申付㆒。然ニ信濃申旨在ㇾ之。堀出之信濃ニ被㆓申付㆒義。爲㆓新義㆒之由申理候。然共堀出信濃も調進之間。以㆓折中之儀㆒十五合ヅツ致㆓調進㆒訖。
一御簾こまるの事ハ。御妻戸一間ばかりにあるべし。御前の御みすは。引合をたゝみあげられ候間。こまる入まじく候。
一御厩二間新造ニ被㆓申付㆒。一疋ハ召ノ御馬。一疋ハ進上御馬を繫申也。腹懸。鼻皮。馬舟等用意。
一御こしたて。
一御供衆之内。若輩の御方。舞臺の蠟燭を被ㇾ替候て。退出ニ於㆓庭上㆒御庭之者ニ被ㇾ遣云々。近頃無㆓故實㆒之由。各沙汰あり。御座敷まで持テ罷歸。御次の間にて人にも被ㇾ渡。又けされ候事も候を。於㆓庭上㆒けされ候事無案内の仕様なり。
一奉行衆所々へ御成刻。參勤之事。先々打任祗候候段不ㇾ糙。但近年ハ參勤無ㇾ之。然ニ今度者筑州へ御成時。各被ㇾ參。然共依㆓斟酌㆒。松田對馬守。松田左衞門大夫。飯尾中務大輔。中澤備前守。此外一兩人祗候。仍此後慶壽院殿様へ御成之時。御通之儀ニ付而。申事出來候條。貞助自他之間申調。爲㆓向後㆒貞孝御狀申請。

松對州幷請。信州へ渡レ之舉。其案文如レ斯。
慶壽院殿樣へ御成之刻。右筆方御通之事ニ付而。春日殿文趣拜見申候。御通ニ參勤之儀。先度三好筑州へ御成之時。事澄各被レ參候上者。重而無二異論一題目候。然ニ今度者御通半與御座敷へ御成候事候つる間。其御通ハ惣へ不二通申一候條。更以相支之儀無レ之事候。如何被レ聞憤之由。不審千万候。次　御緣之御通事被二仰出一候。然共番方各參勤之條如何之由申上候キ。猶以於二筑州一右筆方被レ施二面目一候樣。令二入魂一儀は。別而依レ無二疎意一如レ斯候。向後彌不レ可レ有二別儀一候。此等之次第御局へ被二申入一。右筆方へも被二仰聞一候樣。可レ被レ申事肝要候恐々。

三月廿八日。　　貞孝

加賀守殿 進候

一同時御通の事。攻衆と上池院申事任レ之。又右筆方始而參勤之條。自然存分共於二出來一者。不レ可レ然旨兼各令二談合一。御通之次第如レ此。御緣之御通者。雨降中之間一度も無レ之。一番御供衆走衆まで。二番御供衆御部屋衆申次攻衆。三番御供衆上池院。四番右筆方。五番御部屋衆申次。攻衆。是ハ臺之御通也。千秋次郎左へおさめられ候へど。依レ無二案内一臺取不レ申退出也。已後上民あげられ申候也。
一御折は七獻目ニ參。御盃臺同前。さいしきの臺也。

永祿三年六月　日。

次第不同。

三淵伊賀入道殿。　攝津掃部頭殿。
一色式部少輔殿。　細川兵部大輔殿。
大館三郎殿。　三淵彈正左衞門殿。
〔柘カ〕栱木彌十郎殿。　荒川治部少輔殿。
小笠原備前守殿。　海老名刑部大輔殿。

飯川山城守殿。参。　彦部雅樂介殿。
大和治部少輔殿。
來晦日三好筑州亭へ　御成御座候間。各可
レ有二御參一之由。被二仰出一候。
三月九日　大和宮内大輔
伊勢加賀守
各御中

朝倉亭御成記

永祿十一年五月十七日。於二越前谷一朝倉左
衞門督茂景亭へ御成事。
一御馬被レ牽。河原毛。御鞍置同鞍覆在レ之。
右方ニ御厩者御沓を持。左方ニ御厩者御鞭を
さし參也。
一御小者右のさき熊若。鶴若。左のさき梅若。千
若。以上四人參也。
一御走衆次第。右本江治部少輔。金山常陸介。
大草三河守。左沼田彌七郎。安威兵部少輔。
小林左京亮。御輿の先へ御輿舁一人參ル。
一御輿の御跡ニ御傘袋ニ入持。御太刀箱被レ持。
上ざしの御袋被レ持也。
一御供衆次第。御劔。上野陸奥守。一色播磨守。一
色式部少輔。武田治部少輔。大舘伊豫守。万阿。
其外御供衆。御部屋衆。申次。番方衆。右筆方。悉
御成以前伺候申也。

一進物之注文。於寢殿式三獻參。御前上陸。
御太刀。白。助國。義景持參也。則式三獻參也。
御弓征矢三つめの御盃。義景頂戴也。
御鎧一領。三物。御馬一疋鵇毛印。雀目結。御鞍置朝倉同名衆之懸（三庫頭殿）御目簾を被上。御立ながら被御覽。義景ハ縁のきハに石有之。其上に伺候。諸侯衆。朝倉同名衆。悉庭上に伺候也。さて直に會所へ御成也。

一於會所參ル進物幷獻立の次第。

初獻。　とり。　ざうに。　御太刀。眞守。（御前一式少）　御馬。河原毛。義景持參。
　鮑のこう。

二獻。　したゝみ。
　まきずるめ。　ひしほ煎。御前大伊。

三獻。　はむ。　こい。　御太刀。秀次。（御前一着）　御小袖五重、練貫。
　はらゝご。

　しほびき。　やきもの。
引合十帖。御湯漬參。　あゑませ。
　かうの物。かまぼこ。ふくめ。

二。　すし。　はむ。　御汁こい。
　たこ。　にし。　燒鳥。　同あつめ。

三。　かずのこ。　からすみ。　御汁白鳥。
　くらげ。　こざし。　いか。　同たけのこ。

四。　ふか。　うづら。　御汁鯛。
　さかひて。

五。　やきあゆ。　さゞゐ。　御汁。　ふな。
　さしみ。

六。　ひだら。　御汁あをさぎ
　いゝ貝。

七。　うちまる御汁。　くじら。
　ひばり。

御菓子十一種。

こふ花。ぎむなん。しゐ竹。ひふる。枝しい。やまのいも。ひらぐり。くしがき。ふ。

四獻。むき。（御そへもの）まなかつほ。御酌上陸。 御能はじまる。申刻。

御簾之上。左一式。右一播。

五獻。 御ちむ。

かうな。 かはいり。御酌一式。

御香合。堆紅。御盃。堆紅。伊勢宮千代丸披露。

六獻。まんちう。 （御そへもの）鴫。橘焼。（御酌大事） 御供衆迄御通有之。

七獻。 こむきり。

あをなます。 鱈。 御太刀。清綱。 御腹巻。三物。

右一播。左一式。御酌。 仁木殿。御供衆。御部屋衆。御走衆。申次迄御通有之。

八獻。 三方膳。 （御そへもの）しぎ。 （御酌）一播。

たいのこ。

九獻。 あかゞゐ。 （御酌一式）紅三斤。 御盃。桂章。地紅。

ほや。

十獻。 やうかん。御酌義景。 御供衆。御部屋衆。申次。御走衆。奉行衆御通有之。

十一獻。 ひばり。

くる〳〵。 えい。 御太刀。貞長。 御腰物。秋廣。

（御酌）二條殿御通有之。御供衆。御部屋衆。御走衆。詰衆迄。

十二獻。御酌上陸。 きよかん。 （御そへもの）れうさし。

ほしたら。

十三獻。 こうるか。 いるか。御繪一對。星常筆。 御盃堆紅。

（御酌）公方様。御供衆御通。御部屋衆。申次。御走衆。奉行衆迄。

十四獻。 かずのこ。

卯花なます。 うけ入。御酌大輿。

十五獻。 こかまぼこ。

けづりもの。 一こん煎沈香御盃。堆紅一枚。 御酌一播。朝倉同名衆御通有之。

十六獻。からすみ。
えい。　いもこみ。　御酌上陸。
十七獻。あゆのすし。
ゑい。　こち。　御太刀一腰。（御酌一式）御銚子（御酌左近丸）
不レ參以前。同名衆。年寄衆。御太刀御馬にて
御禮申入也。
一御能次第。（御座敷にて御覽）　大夫　鷲田。　脇　三輪。
高砂。　經政。　野の宮。　錦木。（大夫庭上迄被レ召也。）
源氏供養。　石橋。　志賀。　道成寺。　邯鄲。
櫻川。　鞍馬天狗。　花月。　西王母。（大夫御緣へ被レ召。）
一同名衆幷年寄衆御禮次第
式部大輔。　孫三郎。　次郎右衛門尉。　修理亮。
孫六。　修理亮。　左（右イ）馬助。　次郎左衛門尉。
右京亮。　小三郎。　向（次第）駿河守。　三反崎虎松。
權守。　掃部助。　出雲守。　溝（左イ）江大炊助。
藤三。　左近丸。　溝江三郎右衛門尉。

一年寄衆次第。
前波。　魚住。　櫻井。　青木隼人佐。　梅野万
鶴。　佗美。　山崎。
御手長衆。
掃部助。　三反崎三郎右衛門尉。　左近丸。
三反崎三郎兵衛尉。　櫻井。　魚住彥三郎。
一御部屋衆相伴。朝倉次郎右衛門尉。同出雲守。
一御走衆相伴。　前波藤右衛門尉。
一詰衆。　右筆。　同朋衆相伴。　佗美。　山崎。
一御小者相伴。　河合安藝守。
一中門役。（太月治部丞。窪田將監。）御門役。（山内六郎左右衛門尉。九里十左右衛門尉。）
裏御門役。（諏訪神左衛門尉。進藤三郎兵衛尉。）
樂屋奉行。齋藤民部丞。　烏井兵庫助。
太月三郎左衛門尉、　服部兵部丞。
小川六郎右衛門尉。
御座敷奉行。
福岡次郎左衛門尉。　三輪次郎右衛門尉。

堤左京亮。　山崎七郎左衛門尉。
中村五郎右衛門尉。　小林備中守。
一御弓征矢。　御鎧奉行。　小川三郎左衛門尉。
中村藤内左衛門尉。　岸彥右衛門尉。
一辻固。　魚住備後守。　櫻井代六郎右衛門尉。
山崎小五郎。　河井虎松。　富田民部丞。
福岡智千世。　小林三郎次郎。　堀半右衛門尉。
氏家左近將監。　眞栖備中守。　小林平左衛門。
眞栖左馬助。　靑木隼人佐。　千秋因幡守。
千秋左右亮。　瓜生源四郞。　佐々布光林坊。
杉原藤左衛門尉。

文祿三年卯月八日加賀之中納言殿江御成之事

路行之次第。
諸大夫衆。　馬百ほど。
御車。
公家衆。　馬貳百ほど。
御車之御簾。　丹後少將。
御太刀。　同　請取之。
御香爐。　松任侍從請取。
御沓。　金山侍從。
一御妻戶御簾。　丹後少將。金山侍從。
六人新庄駿河守。
羽柴下總守。
柘植大炊助。
稻葉兵庫頭。
古田織部正。
安威攝津守。
一格子ノ間御簾。

初獻。
御前。　御配膳。　越中少將。
　　　　　手がはり　左近侍從。
こざし金繪のしべ。
五種亀の甲。しほ。　御ざうに。はしのだい。
けづりもの。
折御左右ニすはる。
御酌。　飛鳥井中將。
　　　てがはり　金山侍從。
御加。　松任侍從。
　　　てがはり　能登侍從。
進物。
御太刀。長光。御馬。鹿毛。御鞍置。
披露。　丹後少將。
御能。　高砂。　今春大夫。
已上。
獻ノ間。
今春大夫。小袖一重。　奏者　新庄駿河守。

觀世大夫。同。　柘植大炊。
金剛大夫。同。　羽柴下總守。
寶生大夫。同。　稻葉兵庫。
以上。
鳥目。三万疋。　烏帽子かしら　廿人にて積。
二獻。
御前。　御配膳。　越中少將。
　　　　　　　　　左近侍從。
かずの子。
かいあはび。金銀・わ金。
さしみ。すしなきそく金。　たい。
折御左右ニすはる。
御酌。　飛鳥井中將。
　　　手がはり　金山侍從。
御加。　松任侍從。
　　　手がはり　能登侍從。
進物。御小袖五十ノ内。白あや廿。
こうはいノ　織筋十

すりはく十。
からをり十。
披露。　丹後少將。
御能。　田村。　觀世大夫。
已上
三獻。
御前。　御配膳。　右同。
すし。
おけ。金銀繪アリ。　鶴。
ひだら。
折御左右ニすはる。
御酌。　飛鳥井中將。
金山侍從。
御加。　松任侍從。
能登侍從。
進物。　端子廿卷。
披露。　丹後少將。

并越中少將。
御太刀　一腰。　御馬　一疋。
布八講田ノ　貳百端。
并能登侍從。
御太刀　一腰。　御馬　一疋。
杉原　百帖。
生絹御帷子十。
右披露丹後少將。
御能。　源氏供養。　金剛大夫。
已上。
一御湯漬。　御四方金銀繪アリ。
御前。　御配膳。　越中少將。
左近侍從。
しほ引。　やきもの鱒。　金銀桶。繪アリ。
あへませ。　御めしはしだい。
かうの物。　きそく金銀。かまぼこ。　ふくめ。
御二。

たこ。かばやき。鯛。
にし。
さかびて。はも。集汁。
御三。
いか。くらげ。白鳥。
あわび。きそく金銀。貝金わ金。
からすみ。ばい。貝金。きそく金銀しべ。こい。
御四。
そき物。こち。
鴫。羽かひ玉金。足ニしべ。
すし。ゑい。
御五。
ひばり。
がざめ。
たいのこ。つみいり。
御引物。
さゞい。きそく金。鯨。

ゑび。ふなもり。
同御引物。
くしあわび。鮒。
こさし。しべ金銀。
から花。ひめぐるみ。金ノ帶。ふ。しべ金銀。
松露。雲月かん。やうひ。
うすかは。山のいも。みのがき。蒂技。金たみて。
結花。こぶ。みつかん。金銀ノ露。まめあめ。
已上十二種。
四獻。
御前。御配膳。越中少將。左近侍從。
むし麥。御そへもの。つめた五ツ金銀ノしべ。
折御左右ニすはる。
御酌。越中少將。左近侍從。
御加。
進物。御脇指吉光。

披露。　丹後少將。
已上。
五獻。
御前。御配膳。　同前。
はむ。
鳥きそく。　こい。
からすみ。
御酌。　同前。
御加。　同前。
進物。しらがいと貳百斤。
披露。　丹後少將。
并家中御禮。
御太刀一腰。御馬代三百疋。　中川武藏守。
杉原百帖。らうそく百廷。有明。
已上。
御太刀一腰。御馬代三百疋。　篠原出羽守。
御小袖一重。すへひろ惣金扇卅本。

已上。
同ことく。　村井豊前守。
杉原百帖。毛せん五枚。
已上。
同ことく。　前田對馬守。
御小袖一重。杉原百五十帖。
已上。
さらし布五十端。　長九郎左衛門。
已上。
杉原百帖。御袷貳ッ　高山右近。
已上。
御小袖五ッ。　青山與三。
已上。
御小袖二ッ。　德山五兵衛。
已上。
生絹御帷子二ッ。　寺西宗與。
已上。

杉原百帖。
已上。
美濃紙三十束。白鳥一ッ。
已上。
毛せん十まい。
已上。
杉原十五束。
已上。
らうそく百廷。有明。
已上。
生絹御帷子十。
已上。
同　十。
已上。
らうそく百五十廷。有明。
已上。
御小袖五ッ。

奥村助右衛門。
不破源六。
片山内膳。
古田兵庫。
武嶋帯刀左衛門。
山崎少兵衛。
横山大膳正。
村井左馬介。
菊地十六郎。

已上。
同　三ッ。
已上。
杉原十束。
已上。
生絹御帷子五ッ。
已上。
同　十。
已上。
右之披露。
御能。山うば。
已上。
六獻。
御前。御配膳。
まんぢう御そへ物。
まなかつうた。
折御左右ニすはる。

奥村織部。
富田大炊。
木村三郎兵衛
岡田長右衛門
丹後少將。
金春大夫。
越中少將。
左近侍從。

御酌。　同前。
御加。　同前。
御盃臺各一篇引。
進物。　綿百疋。
披露。　丹後少將。
已上。
七獻。
御前。　御配膳。　同前。
一物。　ふな。　一こんに。
折御左右ニすはる。
御酌。　同前。
御加。　同前。
進物。　銀子千枚。
披露。　丹後少將。
御能。　猩々。　寶生大夫。
已上。
右ノ御膳并進物折盃之臺以下ノ手なが衆。

長谷河右兵衛。　山崎右京。
杉原伯耆守。　戸田内記。
已上。
八獻。
三方ぜん。　御そへ物 橘。　きそく金銀。
九獻。
けづりもの。　櫻いり。
まきずるめ。
十獻。
やうかん。　御そへ物 鷲燒。きそく金銀。
十一獻。
たこ。
ひだら。　ひかきいり。
十二獻。
ぎよかん。　御そへ物 うづらの床。きそく金銀。
十三獻。
ひばり。はかい敷金。　すゞき。
のし。

已上。

御相伴衆。

左上だん 聖護院殿。 四方。

右上だん 菊亭右大臣殿。 四方。 安威攝津守。 服部采女正。

右ノ一 江戶大納言殿。 三方。 堀田圖書。 河尻肥前守。

右ノ二 大和中納言殿。 同。 猪子內匠。 本田若狹守。

左ノ一 勸修寺大納言殿。 同。 片桐東市正。 古田織部。

左ノ二 中山大納言殿。 同。 佐々孫十郎。 長東二郎兵衞。

左ノ三 日野大納言殿。 同。 石河又十郎。 星野新左衞門。

右ノ三 丹後中納言殿。 同。 春日九兵衞。 丹羽藤藏。

左ノ四 藤右衞門督殿。 同。 眞野藏人。 毛利豐前。

右ノ四 岐阜中納言殿。 同。 上田左太郎。 大田武勘平。

左ノ五 備前宰相殿。 同。 池田備中。 松浦伊豫守。 小出大和。 石川肥後守。

右ノ五 加賀中納言殿。 同。 伊藤長門。 村井

左ノ六 結城少將殿。 足打。 今枝勘右衞門。 瀧川助九郎。

右ノ六 會津少將殿。 同。 大野彌一郎。 中田帶刀。

左ノ七 吉田侍從。 同。 粟屋喜兵衞。 太田平次郎。

右ノ七 八幡山侍從。 同。 矢田半右衞門。 淺野長二郎。

左ノ八 郡上侍從。 同。 春日五兵衞。 小嶋三助。

右ノ八 若狹侍從。 同。 安見忠七。 白江善五郎。

右ノ九 大崎侍從。 同。 余語久五郎。 青木源三郎。

右ノ十 佐竹侍從。 同。 日比野久二郎。

右ノ十一 安房侍從。 同。 建部彌作。

右ノ十二 伊那侍從。 同。 永原彌左衞門。

右ノ十三 東鄉侍從。 同。 薄田小四郎。

已上。

酌。　溝口大炊介。尼子三郎左衛門。
加。　東郷與七郎。池田彌左衛門。
　已上。
御相伴衆右之御膳也。
次之御供衆貳百人前。
　御湯漬。
鹽引やき物。　おけ。金銀繪アリ。
　あへませ。　金。はしノだい。
かうの物。　かまぼこ。きそく金。　ふくめ。
　二ノ膳。
こざし。　ひだら。　すいり。
　あわび。
さかびて。　たこ。　集汁。
　三ノ膳。
くらげ。　つる。
　ふとに。
にし。手ほ金。　こい。

　已上。
御くわし七種。　ふちたか。
次の惣通貳百五十人。
鹽引。　やきもの。
　あへませ。　めし。
かうの物。　すし。
　二ノぜん。
さかびて。　白鳥。
　ふとに。
おけ。　集汁。
　已上。
　御女房衆五十人前ノだい。此内廿人金銀ノすなご。
御湯漬。
しほ引。　ふくめ。　やきもの。
あへませ。　食のはしだい。
かうの物。　おけ。　すし。
二ノぜん。

かまぼこ。　ひだら。　たい。
あわび。
さかびてたこ。　集汁。
三ノせん。
くらげ。　白鳥。
ふとに。
こざし。　こい。
已上。
御菓子七種。金ノすなご　ふちたか。

文祿四年御成記

夫御成〔秀吉公〕之儀被相定候付而。爲其御同意都部之珍物被相調畢。今度者例之御成ニ增倍して一段馳走可仕之由。堅く家老へ被申付。即時ニ令調進なり。然者御臺所大角與左衞門方被申付候而。道與西道道祐林副。此衆御膳部方之儀肝要ニ付而。料理之人數申談候。上京下京衆。堺衆。大坂衆。奈良之衆。賀茂衆。關東衆也。

一御獻方奉行之事。

嶋田治兵衞。
淺井傳兵衞。
加藤喜助。
森河金右衞門。
阿部八右衞門。
松波右衞門。

御獻方之役。

一御湯漬之御膳部方。石川日向守請取にて被申付候也。

一諸大夫衆へ膳部方之事。

大久保十兵衛。
伊奈熊藏。
彦坂小刑部。

右三奉行膳部之棟(義イ)流也。

一御能之時。樂屋ニをいて膳部方之事。

酒井宮内大輔。
石河左衛門大夫。
平岩主計允。

右被ニ申付一候也。

一烏帽子着之衆。膳部方請取之事。

本多豊後守。
鳥井彦右衛門。
牧野右馬允。
小笠原信濃守。

右被ニ申付一候也。

一料理仕立之膳部方五百膳計。

本多中務。
伊井侍從。
榊原式部大輔。

右被ニ申付一候也。

御菓子奉行。　四郎次郎。　永仁也。

一亞相御禮御進物之次第。

初獻。御太刀長光。一腰。御馬黒毛御鞍置。一疋。　與獻。八條嶋五百端。
二獻。御小袖百。　五獻。白銀三千枚。
六獻。綿千抱。
三獻。御腰物。光忠。御脇指。助光。　七獻。卷物三百。

黄門より。　結城少將(秀康)。

御太刀一腰。　御太刀御折紙。
御馬月毛一疋。　御小袖三十。
御小袖五十。
銀子五百枚。

伊井侍從殿。　福(談イ)松殿。

御太刀御折紙。　御太刀御折紙。
御小袖二十。五イ　御小袖二十。
一家中諸大夫國衆奉行衆。何茂御縁通り之御禮
也。
右進上物は御太刀折紙御小袖也。上之通りハ
御小袖五ツ宛。下之通り者一重つゝ進上候。名
名持參之御禮也。此御禮濟候而御座配有之也

御相伴之事。

聖護院殿。　菊亭右大臣殿。(晴季)
武藏大納言殿。　久我大納言殿。(敦通)
勸修寺大納言殿。(晴豐)　中山大納言殿。(親綱)
烏丸大納言殿。(光宣)　日野大納言殿。(輝資)
廣橋中納言殿。(兼勝)　藤宰相殿。(永孝)
飛鳥井中將殿。(雅庸)

御相伴之事。

羽柴備前中納言殿。(秀家)　同岐阜中納言殿。(秀信)
同大和中納言殿。(秀俊)　同筑前中納言殿。(秀秋)
同安藝中納言殿。(輝元)　同加賀中納言殿。(利家)
同越後中納言殿。(景勝)　同安藝宰相殿。(秀元)
同三原宰相殿。(小早河殿)是迄御膳部通ひ共ニ三方也。
同丹後少將殿。(細川忠興)是より足打也。
同結城少將殿。　同越中少將殿。(孫四郎殿)
同吉田侍從殿。(輝政)　同若狹侍從殿。([illegible])
同郡上侍從殿。　同松任侍從殿。(長秀)
同伊賀侍從殿。([illegible])　同能登侍從殿。([illegible])
同最上侍從殿。(義光)　同八幡山侍從殿。([illegible])
同大崎侍從殿。(政宗)　同左近侍從殿。
同東鄉侍從殿。([illegible])　同北庄侍從殿。(青木紀伊守)
同大溝侍從殿。　同宇都宮侍從殿。([illegible])
一初獻御盃參候。御雜煮參候而。御銚子參候と御
能初メ候同時也。式三番より脇能過候間御杓
祇候也。脇能過候而獻參納申候。幾度も狂言
之間に參候也。

御初獻。

小串。
龜甲。　御雜煮。手鹽。御箸臺。
そぎ物。
御二獻。
蛸。
榮螺。　鯛。　御箸臺。
鱵子。
御三獻。
鮓。
桶。　鶴。　御箸臺。
干鱈。
御與。
摺物。指イ　汁。
堅海藻。苦イ
割物。　蒸麵こせう紙包。御箸臺。
御五。
卷小蛸魚。

燒鳥。　鯉。　御箸臺。
鱧。
御六獻。
椎茸。
雞冠苔。　饅頭。　御箸臺。
藕。
御七。
御一ッ物。　鮒。　御箸臺。
七之御膳本膳。
鹽引。　燒物。　小桶。
齏雜。和交也　御湯漬。手鹽。箸臺。
香の物。　蒲穗子。　帛綿鯛。
二ノ御膳。
刎物。　山椒鱧。　鯛汁。
辛螺。
酒漫。　卷鰑。　集汁。
三ノ御膳。

蛸。 海月。 鵠汁。
貝鮑。
鱲子。 蠅。 鯉汁。
與ノ御膳。
烏賊。 鱈。
御洗。 羽盛。 鯒。鯔イ
五ノ御膳。
羹餅。 浮煎。
蟹。
雲雀。 越河煎。
六ノ御膳。團扇臺貝盡盛。
蛤。 蠣。
鯨汁。
ほたて貝。 青貝。
七ノ御膳。イ雲臺寄盛。
鶉。 花はす。尼海苔。

橘燒。鷄足。 鱸汁。
間羽盛。結花船盛。
御菓子。十二種。
やうかん。 椎茸。
薄皮。 くずいり。
薯蕷。 結びこんぶ。
姫ぐるみ。 花おこし。
つりがき。 きんかん。
みかん。 松こんぶ。
以上。
御相伴。
本膳。
鹽引。 燒物。 小桶。
韲交。 御湯漬。手鹽。箸臺。
香の物。 蒲穂子。 合だい。
二ノ膳。
蛸。 山椒鱧。 鯛汁。

辛螺。
酒漫御沈。　集汁。
三ノ膳。
生烏賊。　くらげ。　鵠汁。
貝蚫。
からすみ。　蠅。　鯉汁。
与ノ膳。
巻鯣。　鱈。
羽盛。　浮煎。しんしよ。
刎物。　こち鯒イ
五ノ膳。
小鱧。巻鯣イ　浮煎。
指身。　甲盛。　越河煎。
御菓子。九種。
羊羹。　薄皮。　薯蕷。
姫胡桃。　椎茸。　釣がき。

みかん。　結びこんぶ。おこし。
以上。
諸大夫衆。
本膳。
鹽引。　燒物。　小桶。
和交。　御湯漬。手鹽。箸臺。
香の物。　かまぼこ。　ふくめ。
二ノ膳。
たこ。　山椒鱧。　鯛汁。
にし。
酒漫。　御沈。　集汁。
三ノ膳。
差身。
羽盛。　貝蚫。　鵠汁。
御菓子。七種。
やうかん。　薄皮。　つり柹。

椎茸。　山の芋。
みかん。　結びのし。
御能之時樂屋。
本膳。
たこ。　燒物。　菜草。
和交。
香の物。　鮓。　飯。
二ノ膳。
盛こほし。
切かまぼこ。椎茸。
しぎ。　麩。
海老。
貝盛。　鴈汁。
差身。
三ノ膳。
鮭燒もの。
冷汁。

いか。
菓子。五種。
薄皮。　山のいも。　やうかん。
つり柿。　花おこし。

右御成之次第。誠以二兎毫一染候事。且雖二憚至極一候。爲二後季一不レ顧二外見一粗驗置候畢。

松波右衛門尉
文祿四未年三月廿八日　重隆

群書類從卷第四百十

武家部十一

諸大名衆御成被申入記

一御成刻限ハ毎度未刻也。自然として從其時早々渡御之儀有之事ハ別段の子細可成。凡定趣は未刻也。如此定上にても。勢州又ハ御出奉行方より兼日に今の刻限を亭主へ案内被申也。是ハ故實云々。

一刻限以前に。殿中へ侍ほどの者にかんてうなる中間を相添て付置て。漸御出の前に御供衆走衆など庭上へ欲參候體を窺見て。付置たる輩急走歸りて其旨を可申也。然るに御道十町十五町など程遠には。一町一町に中間を置て。漸御成之由申傳申傳て。走歸事故實也。其時亭主大門の外へ可罷出。大門の一方の柱の通りより一間計退て。御出に奉向て。畏て可有之。但奉待間は不及畏。立て可有之候。御成の時。必御輿かき一人。一町半町あまり御先へ走なり。其時急可畏也。惣別亭主方より二三町の間に人を付置事可然也。自然御乘馬にて御成候へば。御輿かき無之間。其時のために付置事故實也。御成の時ハ尤可有尊居候。

一亭主の同名幷被官衆。亭主の後の方に一間間中計も引退て。同可畏。被官衆は同名衆の側後にならび居べきなり。如此の被官人ハ。隨分の年寄の輩共可成。其内一人ハ亭主の太刀

を持て少進みて有べし。御出の砌各顏持上て奉レ見樣に不レ可レ仕。いかにも謹て可レ爲二尊居一也。

一同名中にも今の家々により。亭主如同門外に伺候も可レ有レ之。先年文明十年二月廿八日細川聰明殿代始の御成被レ申し時。細川讃州。成之。同息彌九郎。政之。雖二伺候候一門外へハ不レ及レ被レ參。讃州ハ御一名因レ爲二御相伴衆の家一如レ此歟。其比ハ政之ハいまだ御相伴にも不レ被二召加一。御供衆にも不レ被二參勤一也。又門外四五町の間ハ被官衆數多辻固に可レ有レ之。各其衆ハ小太刀をもち敷皮にて可レ有レ之也。御成の時ハ。敷皮を退て各畏。いかにも尊居たるべきなり。

一〔前缺〕最所に先寢殿へ御成之御着座也。御座を敷候へども。御座の上には無二御着座一て。御座より左の奥の方に御安座。扨式三獻參て。亭主に御盃被レ下時。白太刀を進上。亭主必持參なり。其外の進物。御弓。征矢。御鎧。御鞍置馬等。亭主同名衆爲二役者一持參候。御鎧に限て。兩人して唐櫃の蓋に居てかきて參也。然に細川殿にてハ、野州敎春爲二一人一御鎧持參也。近代敎春の息房州政春も此役を爲二一人一持參也。何も拙者見及事也。此段はうでなど强によりたる事にや。通法儀は御具足ハ爲二兩人役者一由。中ならはしたると云々。古の今川與州入道了俊など被二書置一しも兩人と有レ之。扨如レ此の進物共。其まま其日は寢殿に置申也。

一式三獻上りて。其後中門の內。公卿座へ被レ改二御座一て。進上の御馬被二御覽一。其時御劒の役者御劒を持て。御緣の上に御左の方に伺候也。左のひざを敷。右のひざを立て。御劒を右のひざの上に置樣に持てある也。亭主其外の御供衆庭上に伺候。亭主の同名成共。御供にてなき

ハ庭上へ不レ及レ參候也。
一聽明殿代始の御成候時。御馬被二御覽一候時。聽明殿御緣の上。右の方に伺候也。是童形の故云々。但三職の外ハ雖レ爲二童形一。如レ此ハ不レ可レ有レ之歟。物ごとに三職は其かどある事多レ之歟。但人の家々のならはしにより。覺悟の外の事も可レ有レ之哉。
一御馬被レ懸二御目一所ハ。中門の前に立砂有。その立砂の外にて可レ懸二御目一也。
一斯波殿への御成に限り屛中門の內にて御馬を被レ懸二御目一也。屛中門の內と申は。おもては廣庭にて。其奥に屛中門あり。其內の事也。是寢殿の庭なり。
一會所への入御の事。御馬被二御覽一。則會所へ御成ありて御着座也。會所にも雖二御座敷候一。御座には無二御座一して前に如レ申御着座なり。
一御劔役者。會所へ御成のとき御劔を持。御供仕て會所に御着座の時。則奥の御左の方の角に御劔を立申て退也。寢殿より會所への間ハさのみ遠からざる間。御劔の役一人。伊勢守など一兩人御供に參る由申也。
一寢殿に御座候間ハ。御劔をかげに持て有て。御馬被レ覽時。御緣へ參候也。
一會所に御着座の以後。伊勢守御相伴衆へ可レ有二御參一由申とき。則一つれに御相伴衆御座敷へ伺候也。扨御盃參也。
一寢殿へ御座候間ハ。御相伴衆の方々面向のかげの座敷に御入候て。伊勢守案內申とき。於二御會所一御前へ伺候也。
一於二會所一進物の事。初獻に黑太刀進上。必亭主持參候。三獻目に御小袖五重色々也。引合十帖進上。御小袖ハ廣蓋にすへ。是は伊勢守持參。引合亭主持參也。御小袖をも亭主持參の事もありしなりと云々。左樣の時ハ先御小袖。其次

に引合也。五獻めに御盃御香合。七獻に御刀金。御太刀。九獻に御盃御香爐。十一獻に御食籠御盃。十三獻に御印籠御太刀。十五獻に御盃御建盞内臺也。此外に十獻めに進上の事有。仍御盃御藥籠如此の段をば。十獻めに進上ならば。九獻より十一獻迄は。つゞきて獻ごとに進上なるべし。然ば十一獻めの進上を十獻めに進上ありて。十三獻めのを十一獻めに進上あるべきなり。御機嫌によりて廿獻なども可有之。然ども先十五獻をもつぱらに可心得也云々。依時宜十五獻のうち十獻ばかりにて。還御の事も有之。進物共の事右に申候しなじなに必しも相定にてはなし。如此の者共或は繪さんの物。或繻子。段子などのたぐひ進上勿論なり。

一一獻はてし時。公方様御酌にて。御盃を亭主に被下也。其時被持候御劔を直に亭主に被下なり。伊勢守參て。御劔を取て。公方様の御右のかたの御ひざの涯にさやの方を先へなして置退也。亭主御盃頂戴有て。御酒被給て欲退とき。御劔にそと御手を被副。盃のうへに被置ながら被進之。亭主兩の手にて。足間を給て。謹で頂戴ありて被退也。則又御太刀御進上之御劔拜領の御禮也。其時は伊勢守參て。御劔拜領の御禮と申入て。さて御太刀を亭主持參なり。則其御太刀もとの御劔を被立たるすみに伊勢守被立申也。

一獻々の進上の物共をば。何もそのまゝつみかさぬるやうにして。御前の御左のかたにをき被申也。

一伊勢守申詞に。三職をば御劔御拜領の御禮と。上におほ〳〵と御字を加て被申事故實なり云々。むかしは御紋着せられ候御相伴衆ハ何も如此之由申傳候也。近代ハ左様になき事

有レ之哉。例式の中次など。面向にての披露の申詞も。いにしへは如レ此云々。但御紋をもせられ候。中次はさまでの儀無レ之云々。上野故刑部少輔殿直被レ申しハ。烏丸儀同殿資任。などハ。被ニ御紋一候御供衆など迄ハ。御前にても殿文字をおほ〱と被レ申たる段勿論云々。ヶ様の事は時々によりての御事にや。何れに古へに相易事多レ之。乍レ去御臺様の御酒の時。　公方様の御前にて。御中の御詞。古へよりの御形も更以無ニ相違一由承候也。妙養院殿。常德院殿など。御前にて被レ仰しをば。拙者など慥承候也。其故ハ大御酒の時。御供衆召出に參事每々有レ之。惣別ハ御臺様御前へ。簾中の召出は。男衆はさうなうなき事なれど。去應仁亂中より細細御供衆は御臺様簾中の召出も有候て。拙者なども參上せし間。まのあたり承たる事也。殿文字を被レ仰にてハなくて。假令右馬頭のと被レ仰て。御酒など御しゐ候て被レ下時は。假令三御ほり候へなどと被レ仰。其外とせられ候へ。かくせられ候へなどと兩御所御前にても被レ仰しなり。拙者式迄も慥如レ此。御座ありしなり。

一女中衆の物を披露被レ申候も。畠山播磨守殿御禮などと。それは慥殿文字を直に被ニ申入一候也。此段は於ニ于今一も無ニ相違一云々。

一御酌にて召出有レ之。いち後に御酒たべたる人御銚子を可レ給とハいへども。依レ人いまだ功者にてもなき若輩などは不レ及ニ其儀一。盃ばかり持て退也。其時ハ必伊勢守參て御銚子を給也。をのづからいち後に勢州たべられ候事も勿論なり。扨則還御也。亭主進上の御太刀伊勢守角に立て置たるを御劔の役被レ參てとりて御輿のうちへ入申さるゝ也。

一猿樂させられ候事。所にて三獻參て。則供御參

て。御菓子參て。御楊枝を不レ及レ取上一。何にてもそときこしめし樣に御沙汰候。如レ其御相伴衆も何にてもそと菓子をたべられて軈て各我とふち高を持て御前を退出也。其後少御休息の趣にて。御逗留ありて。猿樂はじめさせられ候。其段勢州承て御相伴衆重て一列に御前へ被レ參候て後。伊勢守樂屋へ罷向て。能はじめ候へと被レ申候て則猿樂仕候也。

一御菓子のとき。御茶聞召候事。　公私共に無レ之。但自然可レ被二聞召一由仰に付てハ。御供衆持參也。御相伴衆ハ於二御前一は無二其儀一也。上古ニハ御前にて御茶をも被レ給ける哉。上古の時宜共至二近代一無二其儀一事多レ之。公私に御用捨。是又故實候哉。

一於二會所一一獻はじまりての進物は。一圓に亭主爲二一人一每々持參也。返々會所にては。同名衆ハ無二其役一。會所にてハ自然物により。勢州又ハ御供衆の中に亭主同名の人候へバ。持參候事も有レ之。其段ハ前に如二申候一。御小袖廣蓋にすへ申たるなどの事也。勢州も不參。又御供衆中に同名人も無レ之時ハ。誰にても亭主被二申合一なり。如レ此段は稀成儀也。何も會所にてハ亭主持參也。

一會所にて進物のうちにも。黑太刀御小袖は凡定たる趣也。是ハ前に如二申候一。會所にてハ其色しなさだまらざるうちに。此兩種ハ如レ此定と申儀也。其時ハ御小袖計ハ。勢州持參樣也。

一猿樂に遣候要脚つまれ候事。能はてヽ白洲に大夫伺候うたひ申時。要脚を亭主の同名衆はこびて。御前の庭上につみ候也。いまだ御能はて候はで。漸今一二番ばかりにて。はて候べきなどの折節。舞臺につみ候と申事ハ無レ之もし〳〵いにしへ左樣の事不慮にも有レ之候哉。不二存知一候。必々能はて候て。白洲に大夫

伺候申時の事なり。

一亭主同名衆なく候へば。御供衆もつまれ候。諸家儀。畠山殿細川殿以下ハ。同名衆歷々有レ之間。一度にても不レ及二他人役一。然バ武衞にかぎり。同名衆漸々一兩人御候樣に候。仍武衞にては御供衆もつまれ候云々。又其外式は攝津守。又飯尾肥前守なども御成を申候し。左樣の輩は折紙にて遣候云々。但そのころは拙者幼少により。御供衆に不レ參候條。慥に不レ存二知之一候。

一折紙にて遣候時は。伊勢守取次で。大夫に被レ遣候なり。又不參の時ハ。亭主同名折紙を大夫に遣事も有レ之。先年細川殿政元。於二殿中一一獻申さたの時。觀世に折紙被レ遣候事。房州政春。取次で。大夫に折紙を被レ遣候也。加樣の儀も御供衆にてなき人は無二其儀一候。但要脚をつまれ候事などは。御供衆ならざれども。其役をつとめ候也。

一はこび候要脚調樣の事。五百疋をからげは不レ仕。一所を繩にてゆひて。兩のてに五百疋充引づるやうにしてつみ置れ候也。かたてに五百疋充。以上千疋歟。若輩などかる〳〵と持べし。貴人にて候はぬには。はこばせ不レ及レ申候也。

一盃香合進の時。袋事。諸家へ御成などの時進上には。袋に入候はで進上也。さて後日に進物ども殿中へもたせ進上の時は。袋に入候なり。惣て袋に入ながら進上ハ略儀云々。然共大略袋入ながら進上也。又ハ不吉候哉とも申て候。

右實秀院 法名常興。自筆本書拔書也。

供立之日記

一御供の時。御劔の御役人ハ御輿の頓而後たるべし。御輿と御太刀持の馬の間ハ半町程可ㇾ然。半町程の中程に御太刀持の小者を走かして可ㇾ然。夜に入候ては御太刀持御輿のきはへ馬を打寄られ可ㇾ然。左も候ハヾ。餘の御供衆も同事也。

一烏帽子素袍の時長具足ハ不ㇾ可ㇾ然。主のうつぼの事は付させらるべし。御供の時も同事也。

一御供の時も。下馬の所にてハ沓をぬぎ申べし。又弓うつぼをもとり申候ハヾ。ゆがけをもとり可ㇾ申候。下馬過候ハヾ。御太刀の役人を見合。其ごとくにいたさるべし。

一御供の時袴のすそを沓に入候哉否の事。内の方牽度押入たるもよく候。外ハ入間敷候也。

一下馬の所にて。沓を自然ぬぎ候ハぬ事も候歟。御急候用などの時は。左ばかりもぬぐべし。是は法の外の事也。餘に急候時ハ不ㇾ苦。惣別はぬぐべき事本義也。

一うつぼの事。自身御付候ハヾ。雜色在所により弓袋持有べし。

一うつぼの事。嵯峨鞍馬高雄などへハ可ㇾ被ㇾ付候。洛中過候へば。うつぼ何も被ㇾ付候也。

一御供之時馬上にてもゝだちの事。彼三ケ所八幡などへハ御取有べし。洛中にてハ御取候まじく候也。

一御供の時馬の毛の事。何も不ㇾ苦。尺に不ㇾ足ハ見にくき物也。乘候間敷也。此外御供の時覺悟様々有べし。

御供以下騎馬の次第。

小者	小者	弓袋	雜色	中間	中間
小者	長刀持 房	馬上	厩者	笠持	
打刀持 小者	小者	中間	中間	中間	中間

社參馬上之次第主人の事。

小者
弓袋　雜色　中間　中間
小者
小者　長刀持房　馬上　厩者　笠持
小者
中間　中間　中間　中間
小者

一社參の當日ハ。裏打にて候ハヾ。房に長刀を持せられ間敷候。然ば黑太刀を可ㇾ被ㇾ持也。

一小者の事。五人迄ハ不ㇾ苦。六人の事ハ斟酌有べし。

一やまとうつぼの事。遠路へハ用心のためにて候間。走衆のまた小者に持せらるべし。

一小人數の供の次第。

小者　中間　中間　中間
弓袋　馬上　厩者　笠持
打刀持小者　太刀持中間　中間　中間

一遠路へ馬上自身如ㇾ此次第。

扇風持（センフウモチ）是ハ扇ノ事。太刀持ニ限る事也。
小者　小者　走衆　同同同同同
此走衆御太刀なも不ㇾ帶。五十人三十人も如ㇾ此。
打刀持小者　小者　走衆　同同同同同
走衆　弓袋　雜色　又小者
馬上　厩者　笠持　以下
走衆　半太刀持中間　小太刀持中間　又小者
太刀二振持せられ候ハヾ如ㇾ此有べし。

一供の騎馬の時。太刀を帶候てハ。沓をはきても可ㇾ然。又足半にても不ㇾ苦。遠路などへハ足半可ㇾ然也。

一馬上にてうつぼ付候ハヾ。必鞭をさすべし。うつぼのうへにのかざる様にさすべし。

一うつぼの付様の事。老者はしりたれに付らるべし。又若人は尻高に付らるべし。うつぼのかまど馬に乘ざまに。ひざにつかへざるやうに。ひざをかどへ押廻して可付也。

一雨ふりの時はうつぼを荒繩にて結事有之。但笠をさす程の時ハ結間敷事。笠をも持ざらぬ程の時は可結也。

一馬上にて弓を持事。馬の右の耳をこすこさずの程に持可然。但又やうだいによるべし。

一同時禮におゐゝ事有バ。弓をなをす共云て。弓を少横にして禮を可申候。裏筈を人にむけじが故なり。

一同時弓を持下馬の時弓杖をつくべし。然バ弦をさきへなしてつくべし。乘ざまにもつくべき也。

一供の時乘替を引事。遠路ならバいかにも跡ニ引也。

一式々の騎馬の時ハ鞭三筋用候。一筋ハうつぼの内へ入候。今一筋ハうつぼの上にさす。一筋は厩者さすべし。此時ハゆがけも二具可入。一具ハうつぼの内へ入。今一具はさすべし。

一馬のさきへ弓袋持事。惣じて張弓をも弦をさきへなして持候。如其に袋に入たるをも。外竹を我方へなし。弦をさきへなし。にぎり七八寸下を可持也。

一公方様御參内の事。先御成候さきへ御出奉行とて奉行衆兩人乘馬にて參。其次に御物奉行とて同朋一人乘馬にて。御物ハ長からびつ也。

其次に　御成有。

御小者　御小者　御走衆（太刀ヲ帯 はひ木な持）　同（同 同）　同（同 同）

御小者

御輿の先へ六人　　御輿　御笠持

御小者

御小者　御小者　御走衆（太刀ヲ帯 はひ木な持）　同（同 同）　同（同 同）

一御輿の物見何もあき。簾も三方共ニ上られ。御立烏帽子。すいかん。御扇もたせらるゝなり。

一御供衆ハゑぼし上下たるべし。

一ゆがけをさし。沓をはく事ハ不定也。

一馬上にてもゝだちハとり申間敷也。

一下馬候てハ小太刀を自身可被持也。

一御車寄にて引敷を我と取て敷可申也。

打刀持小者　小者　弓袋　中間　弓うつぼ（鞭をさす）
馬上　厩者　笠持
打刀持小者　小者　中間　中間（太刀を持）　中間

一御供衆の供立右の分。又御參內の御供にハ。侍一人もめしつれず。中間小者までめしつれ申也。

一公方樣遠路へ御成の時ハ。何も又違可申也。

一御參內ハ御供衆も分別古實共これある事也。

公家衆供の次第事。

白丁　白丁　白丁　白丁　白丁
白丁　白丁　白丁　白丁　白丁
隨身　隨身
輿
隨身　隨身
布衣　布衣（侍ゑぼし上下にて五十人百人（一本三十人）にても）

一隨身ハかぶりしやうぞくにて尻籠をおい。弓を持也。

一布衣ハ立ゑぼしにてかりぎぬさしぬきなり。

一太刀ハ布衣の衆可持之也。

一束帯の時ハしとづつを可被持也。

一隨身ハ沓をはき。布衣ハをぶとをはくべき也。

御供古實

一御供の時下馬候事。さきうち二三騎おり候て。やがて可乘候へば。其まゝ後の衆ハおり候はね共不苦候。又おり候ても可然候。おり候へバ御こしなどにをくれ候て おり不申候事可然候。但さき二三騎下馬候て 久候へば。下馬候て御輿の御近所へ參候也。是は細路などにて廿騎卅騎のときの覺悟たるべし。

一御こしの左右の事。御こしの左あがり候。御走衆も久參勤候人。御こしの左の方ながえのきは被參候。旅名所里々を被尋ため也。

一御車の時も同前。是をバ左の角ぎはあがり候。其次に先あがり候て。次第に中さがり候なり。

一御小者も御こしの左あがり候。御じやうり持候ハ御小者の内にても久被召仕候者。ちと年寄たる者持しと也。

一ゐぼし素襖の時長具足ハ指て不被持候共(者歟)にて候。弓うつぼつけさせらるべし。御供の時も弓うつぼハ被付候て可然候。

一御こしの時御供衆覺悟之事。雨もふり路次もあしく候へば。たてむしろを引出して。たてられ候て。かぎに御かけあるべし。然共前のすだれをおろされ候はでハわるく候。是ハ向ひ候風に雨つよく入候ての事にて候。たてむしろは此時の用計に候。

一御こしにゆたんの事。惣別不及見候。女中は雨ふり候時は。必々御かけあるべし。

一御供衆走衆きやはん股はゞきの事可被用候時分之事。十月五日の御成より三月三日まで可被用候。又雨ふり候時ハ。御小者はきやはんをとり候得共。もゝはゞきハとり候はず候。御供衆走衆ハ。もゝはゞききやはんをもとられ候。年寄たる人などにて御座候はずバめされ候はず。共にて候御小者ハ。さりとて

ハ仕候ハでの事にて候。是も十月五日より明年の三月三日までの事也。

一弓うつぼの事。御供之時付候事ハ。鞍馬寺高雄などへハ御付あるべし。此外八幡御社參。又洛中を過候へバ。弓うつぼ皆御付候なり。

一つゞら切付の事。何にても候へ。紋を書て可被用事候。つゞら切付ハ。必々大かたびらの時ハ。用候ハで叶候まじき事也。然ばおり尻がひにて有べし。又遠江尻がい御用候方ハ略儀候。

一遁世者道具を持せ候事。惣じて遁世者の上ハ。何も無用之儀に候へども。打刀計可持候。足の付たる太刀など持せ候事ハ有まじき事候。我々見及候てハ不持候つる。同朋衆も小者ハ馬の先に走かし候。餘の御供衆の樣ニハ有間敷候。

一笠袋之事。近年あさぎを人の御内仁理運に仕候事。更其心得なき事ニ候。其故ハ。公方樣の御笠袋ハ。內々又きつと御座なき御時ハ淺黃の御笠袋にて候。御はれの御時は武家も白にて候。又人の御內仁も式正直垂の時ハ。袋に入候て被持候ハヾ可然候。只ゑぼしすはうの時は袋に入候ハずして。只持候が可然候。あさぎも白も御物之事候間。何も斟酌に候。暮々人の御內仁ハ。ゑぼしすはうのとき。笠をばたゞ被持候が可然候。大名など御免の衆ハ。直垂の時ハ白袋たるべし。當時人の內衆淺黃の笠袋各用候事候。隨時事候間。不及是非無念事候。

一御供之時。御劒之御役人ハ。御こしのやがて御後たるべし。御こしと御太刀持の馬の間ハ半町程可然候。半町ほどの中程に御太刀持の小者をはしらかされ候事可然候。夜に入候てハ。御太刀之役人。御こしの少きはに馬を打寄

られ候て可レ然候。左も候ハヾ餘の御供衆も同馬を打よせられべし。

一御供の時下馬の事。御太刀の役人。下馬の在所を見合候ており候へば。殘は五騎も十騎も同樣におり候なり。少し馬をあゆみよせて可レ下馬。さりながらさのみ後にをくれ候方ハ。先の御太刀の役人下馬候つる所近く。馬を打寄候てをり候てもよく候。是ハさき衆貳騎三騎おりたるを見候而も更不レ苦候。扨下馬の在所を過候て。いまだ御太刀之役人馬に乘候はぬさきに。自然あやまりて一人貳人乘馬候はんずる事不レ可レ然候。御太刀之役人乘馬候以後。殘の衆ハしづ〳〵と見合候て可レ有二乘馬一事也。

一下馬の所にてやがて沓をぬぎ可レ申候。又弓うつぼをもとり候ハヾ。ゆがけをもとり可レ申候。下馬過候ハヾ。御太刀の役人の見合候て。其ごとくこしらへ候て御供可レ申候。

一八幡などへ御參詣の御時ハ。御劔の役人は。弓うつぼを付られ候ハず候。其ハ御太刀を右にはかれ候間。うつぼをば雜色にても庭者にても付候なり。只ちかき所にてハ。御劔は右の手に可レ被レ持候。又はかれ候事も可レ有レ之。

一公方樣の御小者ハ。六人に相定候。六人より外は有まじく候間。御法にてハ候ハねども。小者五人より外ハ不レ可レ然候。只貳人三人の間可レ然候。

一御こしよせの時左右の事。御こしの左あがり候。或人申候ハ。妻戶の上がさねの方あがり候由申。方々いかゞと尋申候へバ。其ハ何共不二存知一候由。只こしの左こそあがり候へと被レ仰候へつるなり。

一長具足とハ何を申候やらんと尋申候へバ。長具足とハ鑓。長刀。かまにて候。是をバゐぼしすはうの時ハ。さのみ好候て持たせられ候は

ん事無益に候。然共ちと用心の時ハさも候はんか。是は常住の事にて候。但ゑぼしすはうはれの時。御供にハ持候はんずる事無用にて候。太刀もさのみ大なる太刀はこのみ候はず候。能程にも候ハヾ。大なる太刀など斟酌にて可㆑然候。大太刀も長具足の內にて候へ共被㆑持候方も候。惣別ハ無用ニ候。

一笠持之出立樣の事。いつもの人夫までにて候。其より外に別の出立やう（イ仕）は有まじく候。

一赤うるしの鞍に紋を付候て。御供御はれの時乘事ハゆめ〳〵有まじき事ニ候。自然くらほねなど餘り〳〵可㆑然候間。ちと責候て。猶かため候てなど見候はんずると存。くらほねなどを赤漆にして。內々庭乘などの時可㆑用候か。はれの時ハゆめ〳〵不㆑可㆑有㆑之。

一金作の刀の事。惣別御禁制にて候。然どもいか程の分ざいに作たるを金作と申候哉。更にもともとより存候はず候。但おりかね。くりかた。つか口計金にては不㆑苦候。如㆑此作たるハ色繪にて候間更不㆑苦候。若衆などはこじり。柄頭。おびかね。くりかた。めぬき。かうがい。黄に候はん哉。是も無益の由候。人の小者などハ。金刀も不㆑苦候か。御沙汰にも及候はぬ事に候。更其沙汰有まじく候。

一ゑぼしがけの事。くみ本にて候。馬尾に仕候事は。近年の事にて候。是ハ御的などの時可㆑用候。常にハくみ本儀にて候由申候なり。

一刀の柄卷候事ハ。御はれの時も又常にも有まじき事に候。卷候事ハ近代の事に候。

一常々御供の時。持せ候はんずる太刀のぶんせいの事ハ。小太刀一。中半太刀一。打刀一。以上三可㆑然候。惣別太刀打刀計可㆑然候。乍㆑去めしつかひ候事も候ハヾ用心ニ一振用意候。又時宜により半太刀ハ不㆑持候共可㆑然候。此時も

弓うつぼハ可レ被レ付候事可レ然候。
一召連候はんずる中間に弓うつぼ付させ候はんずる時ハ。しんとう鞭をも如レ常上ニさゝせべく候。又しんとうをばさし候ず共。むちをばさゝせられ候べし。
一御供のとき。はかまのすそを沓に入候かのよしを尋申て候得バ。内の方をそとおし入たるも能候か。外の方を入候はぬ事にて候。
一裏打のときもすそをば沓へ入候まじく候。直垂のすそのくゝりをバさのみしめたるハ不レ可レ然候。くゝりをば一寸四五分程しめたるハ可レ然候。
一裏打之時可レ被レ持太刀は黒太刀たるべし。同持候中間ハ。主人の左の身どをりニねるべし。其外召仕候中間ハ。何も持まじく候。自然馬の後に別の太刀をも可レ被レ持候歟。是馬上の時の事也。

一大かたびらにて出仕之時ハ。中間先へ左右につがい候て。大名ハ十人可ニ召仕一候。御内仁ハ御供の時六人あかき直垂にてねり候。此時も太刀ハ黒作にて候。一振可レ被レ持候。六人の中間の内壹人持べし。
一大かたびらの時さし候はんずる刀ハ鞘巻にて候。中間も同前ニ候。然共さやまきなくバ。中間ハ例式の刀不レ苦候歟。同ハさやまき可レ然候。主人はさやまきならでハ叶候間敷候。
一御成の御供の時は御座敷の次の方ニ御供衆も候也。御相伴衆ハ三管領より外の方々ハ。御参次第にて候。然ども其中にも可レ依ニ人躰一候歟。又御供衆の中にも。人により一かど引のきて、惣次の御供衆ゟも。別御なをり候方も有べし。
一くわせんの鞍覆の事。人により候て可レ被レ用候歟。別紙に有レ之。
一御所へ諸大名の内仁被ニ召出一候時ハ。於ニ庭上一

被御覽候。御緣へ被召上候事ハ一段之事ニ候。近代承不及候。必々被御覽候程の時ハ。御太刀御馬にて御禮可被申上候。御盃を被下候程の事ニ候ハヾ。御緣へ可被召上候。然如時ハたとへ以前御禮申上候共。又御盃の御禮を可申上候。於　內裏樣昇殿御免之儀も候時ハ。　公方樣にても御緣迄被召上候事も可有之歟。大名の內者を被召寄。御緣にて物を承り候事も可有之。先庭上に候て申次を相待候所に。申次罷出候て御緣の上へ被召上候共。堅斟酌可申。然共被仰出候ば可罷上候。其時之申次の被申旨に可任也。

一御供之時馬上にて返しもゝだちの事。嵯峨鞍馬高雄抔へは御とりあるべし。此時ハ沓をはき候ても可然候。足ながも不苦候。返々洛中などにてハ御とり候まじく候。

一神前抔にて御こしのながえの前計たてられ候時。御供衆ハ皆下馬あるべし。又主人於路次人と行あはれ候て。御こしをたてられ候ハバ。御供衆も其人にあひ候て下馬有べし。

一時儀により候て。下馬の所にて沓をぬぎ候はぬ事も可在之。御急用抔の時ハ。左計も可有か。是ハ法の外の事なり。急ぎ候時ハ苦からず候。惣別ハぬぐべき事にて候。ぬぎ候はぬことハ自然の事候。

一公方樣御こしより御おりの時ハ。時宜によりてこなた衆も御草履をも參候也。又御小者參候事も候。こなた衆參候時は御小者の持候をとりて參候なり。御小者參候ても又こなた衆參候ても不苦候。時によるべし。然ども御小者參候事可然候。こなた衆ハ只無益の事ニ候。ケ樣の事は時儀によるべし。

一から笠之事。ほねを黑漆たるハ中間抔はさし候まじく候。中間抔ハ只ほねをそとぬりたる

をさすべきか。是も何共法意ハ有まじく候哉。不ニ存知一。

一常の御供の時。指而遠く候はずハ。中間小者返しもゝだちはとり候間敷候。乍レ去中間ハ不レ苦候。

一つゞら切付に繪を書候はぬをバ。晴の時ハ用候事を不レ及レ見候間不レ可レ然候。繪を可レ書事本儀也。

一御前など又ハ晴の時刀ニ火打袋さげ候事。若方々ハ有間敷事ニ候。四拾以後さげ申候由候。四拾以後ハ御前へもさげ申候。但御給ニ候得バわかき人々も不レ苦候。年寄候とも晴のときハ斟酌可レ然候。

一御門役辻堅御こしぞへなどに御參候はん時。つば刀御持候はんずるよりも小太刀可レ然候。指て不レ苦候へども。れうじに相見候。只小太刀被レ持候事可レ然候。

一御供の時馬毛之事何も不レ苦候。尺ニたり候はぬ馬ハ見にくき間。めし候まじく候。

一御わたまし抔に進上有べき馬ハ。能々娃は撰候て可レ有ニ進上一候。火娃抔ハ不レ可レ然候。其餘ハ何も不レ苦候。何も新造の祝言にハ其心得可レ有。同文言等ニ用捨すべし。

一青貝の鞍の事。若き人々ハめし候まじく候。年寄ハくるしからず候。重物にて候間。若衆は如何にて候。

一大かたびら裏打の時墨笠の事。大名も御さゝせ候間敷候間。墨笠をも被レ持まじく候歟。昔な裏打大かたびらの時ハ。すみがさ御さゝせ候まじく候。

一さやまきにハ引目さげをたるべし。

一つゞら切付の時ハ。しほ手をくけ候はん皮ハ引目皮たるべし。とつつけのをハたくぼく可レ然候。くけ目にふせ候。みなとをも仕候なり。

一御前へ打かけゑぼしの事。努々有まじく候。但御急事などの時ハ不ㇾ苦候歟。
一足なかの禮の事。一かうにぬぎ候まじく候。御前の白砂へもみな〳〵めされ候物にて候。足なかハいづくまでもめし候べし。
一三管領の御門前ハ下馬仕候。又日野殿又御門跡の御前を下馬候をバ不ㇾ及ㇾ見候。但人により候て下馬候はんをば不ㇾ存知ㇾ候。
一無紋の小袖の事。をり色の事。たゞ無紋に染たるをもめし候まじく候。無紋の小袖ハ賞翫之事候。法躰ハ何たるをもめし候はんずれ共。無紋の織色ハ御禁制にて候間。召候まじく候。
一白小袖ハたゞの時ハめし候まじく候。其上公家の御衣（衆イ）も三位より後直垂の時もめし候。殿上人ハ装束の下に白練などめし候。又殿上人にて御座候へ共。官によりて白小袖をもめし候由候。武家にも式装のときハ。大かたびらの下ハ白小袖めし候也。裏打の時織物召候まじく候。
一白綾の事。殊の外なる花飾にて。　公方様より御給の方々ハ御着用候。きつと有かたへ被ㇾ進候。只の人き候はんずる事。努々不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。白あやハ　公方様よりも。一段之御事ならでハ被ㇾ下候まじく候。公家にハ中納言よりは。公方様被ㇾ下候はねどもめされ候。
一をり物の事御人躰によるべし。御女房衆にも中﨟衆ハ小がうしをバめされず候。過職にて候。自然中﨟衆の御中にも。　上意に被ㇾ相叶ㇾ候御かたへハ。御ゆるしにてめされ候。をり物紅がうしにて候はで。筋すだれををりたる織物をバ。中﨟衆もめし候。小がうしのをり物めし候はんずる方は人によるべし。男衆織物着仕候ハんずる事有まじき事也。但御服をバ可ㇾ有ㇾ着用ㇾ候。又被ㇾ下候織物のごとくにをりつ

ぎ候て着用中事不レ可レ然候。當春被レ下候を來春までも其主の嗜にて着用の事はあるべし。公方樣より織物御拜領候事ハ。御相伴衆又御供衆中にも。人躰により御拜領候なり。其外ハ別而上意に相叶候輩に被レ下候也。

一唐織物之事。一段御賞翫之儀ニ候。尋常の人のめし候はんずる事にてハ候はず候。からをり物をおとこ衆の着用の事ハ三管領へ御成の時御拜領之外ハ無レ之候。然共又一段の後に被レ下候事も可レ在レ之。

一すきすはうの事ハ。六月中の物にて候。五月よりめし候人も候歟。略義ニ候。七月迄めし候事も略儀ニ候。惣じてすきすはうハりやくぎにて候。すきすはうを後布にて致候。

一すはうはかまの紋を一ツにして。地の色を上下の色をかへ候て召候方も候。大に略儀にて候。自然は細美などめし候事も候歟。何も畧義ニ候。若幼方杯ハなをもくるしからず候歟。更に有間敷事ニ候。

一公方樣御直垂ハ御としの若く御座候時ハ色をこくめされ候。御年よられ候次第にうすくめされ候なり。

一一重すゞしの事ハ。一段賞翫の事ニて候。

一もしのすはうの事。殿中へハめし候まじく候。かた衣の事も同前にて候。射手すはうには不レ苦候。

一かた身がはりのあはせの事。十五六歳まではハ用候。其外ハ斟酌あるべし。女房衆老ふけても用候。

一紅筋の事。男ハ十四五歳迄用ひ。又女中ハ四十五十にても。人によりて御用ひ候。つませの事ハわかき間計可レ有二着用一候。女房衆年ふけても用候。

一かたみがはりの事。かた衣袴の事。十四五迄可

有㆓着用㆒候。

一小袖又すはう引の事。自他御引候て聽てめし候事定たる法儀にて候。

一小袖引の時。たがひにひかれ候てめし候ハヾ。すはう又ハかた衣袴ハめされ候ハで。同朋又ハ田樂猿樂などしこう候ハヾ被㆑遣候事可㆑然候。宴御酒なかばの事たるべきに。たゝれ候てめされ候へば。なりあしく候也。

一あはせの事。何も不㆑苦候。こうばい。ぬきじろ。ねりぬきなどは。男ハ十四五まで可㆑有㆓着用㆒。白小袖は斟酌候。

一晴の時えりしぼりたる袷可㆑然候。但大かたびらの時は可㆓相替㆒候なり。

一御能などの時。小袖ぬぎの事。時分ハ難㆑定候。乍㆑去御能過候て御酒之時可㆑然候。夫も又座敷のやうにも寄べし。ふと一人御ぬぎ候へバ。其にしたがひみな〳〵御ぬぎ候間。宴あるまじく候。先其時のきやく人より御ぬぎ候事可㆑然候。たゝみ候はで何となく左に持。右にて上をかゝへ候て遣事可㆑然候。別の小袖を着用候事ハあるまじく候。小袖。すはう。かた衣。同前たるべし。然る間炎天の時分。すはうぬぎ可㆑然由申ならはし候。又主君など御小袖以下ぬがれ候共。たゝみ候はで何となく可㆑被㆑遣候也。

一裏打のこしのとめやうの事。只いつものごとくにおさめ候。公家の御かたにハ。具結たる計にて御をき候。武家にはをし丸めてはさみ候。うら打も大かたびらも同事也。

一同時打刀を小者に持候事不㆑苦候。つば刀の事色繪たるも不㆑苦候。太刀ハ黑太刀たるべし。黑作と申はつばもぬりつば。金具はしやくどうにて候。又ぬりかなぐにても。鞘もぬりさや。柄は常のごとく鮫にて候。おびとりはし

やうぶ皮をたゝみ候て仕候。糸にても皮にても巻候まじく候。是を黒太刀と云なり。

一ひやうもんの事。すはう袴染色何にても候へ。三色にて候得バ。ひやうもんにて候。あさぎ。梅。かりやすなど此三色を一ぐの内に染たるをひやうもんと可レ申候。何も別々の色を三色いろどりたるをひやうもんと可レ申也。ちとわか衆ハ不レ苦候。又ハ人の小者など不レ苦候。又ハ同朋などの事。是も沙汰に不レ及事候。

一はなち十徳の事。下に袴をき候て。上に十徳をはなちき候得バ。放ち十徳にてハ候はず。中帯計にて十徳のおびもし候はず候ハ。はなち十徳たるべし。

一袷之事。たゞぎぬ可レ然候。近年織色の袷えり計しぼりてめし候方も候。織色の袷は昔ハ御禁制ニて候間。當代御めし候。暮々此程と成候て。えりばかりしぼり候て着用候事不レ可レ然候。きぬのも只白く淺黄抔可レ然と申習し候也。

一唐織物めし候はんずる人の位ハ。三管領の御陸。又ハ日野殿三條殿の女中抔の御事たるべし。是も御免と被二仰出一候てめされ候。

一嶋織物之事。人前へハ不レ可レ然候。又しゆすどんす抔も御禁制にて候。

一かたびらの事。尋申候て候得ば何も不レ苦候。染色は梅淺黄抔に染たるは不レ苦候。或方の出仕之時唐布の帷子召候へつるを。是ハ唐物にて候間如何之由申候へつる。雖レ然いまだかたびらの御法はむかしより御座候はぬ間。何を召候ても不レ苦候。又白かたびらこしじろ抔。わかき人可レ然候。又若衆抔は紅の入たるも可レ有二着用一候。くるしからず候。

一素襖の菊とぢの事。すはうのぬひ目を裏よりすくひて付候方も候。又糸にても付候。又そく

ゐにても當代付候。皮の色は何も不レ苦候。同は黑梅皮。又丹波目結可レ然候。』むらさきをも用候。

一すはうの下ハちゞめたるが本渡にて候。

一御晴の時。えりしぼりたる袷更に不レ苦候。

一直垂の下に召候はん小袖ハ。織筋其外染小袖不レ苦候。をり物は努々有まじき事にて候。

一すはう袴にて被レ召仕レ候時。そともゝだちを取候人御入候つる。是ハ大にあるまじき事候。もゝだち取候事。緩怠至極候。

一かけ萠黄。梅染。むかしより專召候。近年すたり候。式々の御祝の時もくるしからず候。

一二えりに小袖をめし候はん事。さして不レ苦候。略義にてハ候。乍レ去只一ゑり可レ然候。あはせハゑりの數不レ入。

一北絹の事尋申て候得バ。惣別唐物御禁制の事候間。ほつけんも召候まじく候。然共當代をしまぎらかし候て召候方候。是ハ紋を付て染たる上の事にて候。式々の時。又御前抔へハ召候まじく候。御祝の時も同前。ほつけんつむぎ御服參候。

一丸すゞしの事尋申候て候へバ。皆々めし候。紋を付。又ハ大身がはりに染たるを大名の內人など召候事も候。是ハをさへてめし候。惣別ハ無益之事ニ候。

一すゞしに裏を付ずしてかたびらの樣にして召候事尋申て候得バ。是も人により候てめし候。只の人はめし候まじく候。但ひとへすゞしは。唯の人もめし候事も可レ有レ之か。丸すゞしハ可レ依二人躰一候。一段の賞翫之義ニ候。

一つむぎの事。紋を付候て染たるをバ御前へも着用可レ申候。白つむぎハ斟酌ニ候。但出家不レ苦候か。

一常に人々めされ候おびもぶんざいに寄べし。

さのみにひろきハ斟酌に候。女房衆も御禁制にて候。人により候てひろさのぶんざいもあるべき事候也。

一丹後つむぎの事。しろく候を出仕ニ召候人の候。是更いはれざるよし申事ニ候。

一あせのごひの事。只白く候が可レ然候。年寄などは青く染て持候方も候。只白くなんもなく候て可レ然候。

一紫裏の事。急度御禁制とハ候はず候。乍レ去も一段の物にて候間。斟酌可レ然候。誰々も付候はん事は。斟酌候て可レ然候。

一御門に石のなき事ハ御車の時しき居をのけらるべきためにて候間如レ此候。

一御成の時は大門のそとのはしらのきはまで其亭主ハ罷出畏可レ申なり。門の左右の事は何も御城の路次によるべし。時宜を御らんじ合べく候。

一御成之時進上候物御進上候様の事。先しん殿にて御三盃参候時。一族御入候御方ハ。御弓征矢持候て。御座敷に被レ置候。扨鞍置馬進上之。是も一族ひかれ候て被レ懸御目候。御盃亭主へ御給候。三目の御盃きこしめし候時。白太刀を御進上候也。其後に御會所へ御成候て御さかな参候。初獻に何にても候へ御進上候。此後に獻々隔にも参候。還御など早く御座候はん様ニ候へバ。獻々にも参候。其時の時宜によるべし。

一大名へ大名御出の時猿樂抔させられ候時。事により候て御出の大名より女中などへ御小袖を大夫に被レ遣候へと被レ仰候事も候。一重被レ遣たる事も候。一重にて候へバ廣蓋へすへられず共可レ被レ遣候。三重にても候へば廣蓋にすへられべし。又すへ候はず候共不レ苦候。是ハ大名抔の大名へ御出候へ共。一どうか様

に被㆑御供事ハ候はず候。きつとはなき事也。
自然の時の覺悟たるべし。
一すはう引の事。やがて其座敷にて袴をも御引
あるべし。兩方共にめしかへ候べく候。但小ず
はうにはかまなどの時ハすはう計御ひき候
べく候。小ばかま共にもくるしからず候。
一餘所より兩使の時ハ。奏者も兩人して可㆑開
候。奏者一人して可㆑聞事ハ略儀たるべし。
一刀引之事。兩方引候て後。自然其人の方へ指
て罷出候ても可㆑然候。又秘藏の躰にてさゝず
候も不㆑苦候なり。
一正月朔日に大名御出仕之時。御太刀御進上御
持參也。御太刀御進上候事ハ三管領計なり。其
外ハ正月十五日に山名殿御進上候なり。
一貴人の懸㆓御目㆒候時ハ。太刀目錄をバ奏者に
可㆑渡候。其時奏者御持參候へかしと一禮候
て。其時懸㆓御目㆒候人。御取合ニ預候へと可㆑被
㆑申。扨奏者彼太刀目錄請取候て。貴人へ申入
候て扨懸㆓御目㆒候人を。奏者罷出候て。如㆑常申
入候也。但不弁なる人をば。奏者時を見合候て
可㆓相計㆒。是ハ惣別の心得にて候。又直ニ進上
候事も。人躰によりて可㆑有㆑之。就㆑之覺悟又口
傳共可㆑在㆑之事也。
一御燒香の時。香合をバ同朋衆持候て參候なり。
公方樣にて如㆑此なり。
一御前へ鷺持參候事。こをけのさまの方を御前
へむけ可㆑申候。同鷺の丸輪の方をさまの方へ
なして可㆑入㆑之。同籠覆あるべし。扨於㆓御前㆒
懸㆓御目㆒候時ハ。そとこをけのふたを取て置。
扨鷺をすへあげ候て。扨左の手にてこをけの
ふたをあをのけて。こをけの上に置て丸輪を
御前へ向候べく候。こそこのさし木ハ板目
にさし候べく候。鷺をこをけの上に置候ハヾ
そと籠覆を取候べく候。扨こおほいをばをし

たゝみて。そばに置可ㇾ申候。

一奏者に渡候事も。御前にてのごとくにこをけより取出候て。蓋の上に置。丸輪を奏者の方へ向候て。おほいをとりて。鷲を奏者に見せ候て。こをけへ入候て。蓋をして。ををむすび候て渡し申也。其外指て式の事はなきが。色々さまざま申事も候。然ども其外於ニ　御前ニハ。別の仕合無用にて候。

一貴人の御盃候ハヾ。臺ながら頂戴申事も候はん事ニて候。

一御手懸の事。式の御肴三こんあがり候時。おなじ様に御手かけをとられ候方も候。又其儘をかれ候てきこしめし候。御肴參候時。其かへりに被ㇾ取候方も候。又御手かけをしんでんと御會所とにて貳度に被ㇾ參候方も候也。

一御前へ魚板を持參候時。包丁仕候人の左の方あがり候哉。板に置候切物鳥にて候得バ鳥の羽がいの左の方にて候。何も其心得にてあるべく候。然ども就ニ此儀ニ口傳有ㇾ之藏(中略)甲在ㇾ之。

一御肴の時。　御前すへかはらけ被ㇾ置候。其御盃に御したを被ㇾ入候。扨御した十分に成候へバ。御供衆の内一人誰にも罷出候てたべ候也。たべたるすへ盃を其まゝ本の如く　御前にをき候也。是は惣別しらざる方にはこなた衆給候て。其土器を如ㇾ本　御前に置候はんずる事ハおかしき事に可ㇾ被ㇾ申候はんずれ共。むかしより如ㇾ此仕候なり。暮々　御前のすへさか月よき程に成候ハヾ。御供衆の方一人罷出候てたべ可ㇾ申候。　御前よりたべ候へと被仰出ㇾ候はず共。只罷出候てたべ候までにて候。又　御前へ罷出候時。それ給候へと被ㇾ仰出ㇾ事も在ㇾ之。頂戴仕候てたべ申べき也。是を公家方には。左の手を付てきこしめし候と被ㇾ仰候。然ども公方様にてハさやうにハ候はす

候。前ニ如レ申也。

一　式の御肴すへ申事如レ此なり。

御前　二　三

八目のすへ様如レ是候。又御相伴衆へハ大畧五目まで參候。

三　六　又八目の事ハ近代不レ參候。

五

御前　一　四　誓眞調本。

二　七　〔七ヲ六、六ヲ七歟〕七ツ六ツ七と候。

八　三三も此分候由候。

一御膳すへ申事如レ是〔左歟〕にて候。惣別御膳のすへやう。二の御ぜん方へすへ申候が本にて候由申方候。乍レ去近年は左樣にすへられ候をば不レ及レ見候。式三獻之事は二三ながら右へすへ申候也。此外別にすへ候事も可レ在レ之候。

右爲ニ覺悟一註置所也。

伊勢備中入道〔貞數ノ父也〕〔貞藤〕五十一歳

親元日々記文明十四年
文明十四年七月日　常喜在判

此百ヶ條之事。伊勢備中入道常喜號瑞笑軒。爲ニ後代子孫一殿中之次第以下註訖。仍於ニ不審之儀一て。貞親ニ相尋記錄之所也。聊不レ可レ有ニ他見一候也。

紙數十五丁數十五くだり有レ之。

百十ヶ條在之。　常眞在判

右此本因幡入道處之寫置者也。

天正十一年十二月十三日　貞安

右供立日記以伊勢貞春本挍合了

走衆故實

一走衆の故實仕來る儀なければ。委しくハ存候はねども。先申傳侍るハ。烏帽子かけハ心のまゝ也。上下にては。引をさし。太刀をはき。かへしもゝだちをとりて參。日くれて御ちやうちんまいり候へバ。金鞭をとり手をさげて參候也。狼藉人の成敗ハ時によるべし。衣裝ハ老若ともにうすかろく出立たるがよし。あはせの下にしろきかたびらを重きたるがよく候由候。次第ハ闔取にて候。敷皮笠を用意すべし。走笠とて笠のこしらへやうあり。

一御參內の時も。如レ常こしらへ參。御唐門の上下に御立石あり。そこにて御こし立て御ひろひなり。走衆もつくばひて。もゝだちをおろし。太刀を左にさげて參。おくへ御成ありてハ。御車寄の內に御供衆も雨につがひて祗候。同朋も其次に祗候。走衆これも御こしのさきに參りたる如くにつがひへ祗候。各敷皮を敷。太刀を左の膝の上に置。足半をバぬぎて。敷皮の下に其まゝはくやうに置。御供衆同朋も同前。但小太刀をバ御持なく小打刀也。同朋も同敷皮をバ如レ常白毛を前へなして敷。雨降時ハ打板とて板を敷皮程にこしらへ。さんを打て皮より下にしき。自身笠をさしてもゐる。又御唐門の下へも行てゐる也。自然御酒あれば。公家衆ハ上に御祗候。各ハ下にて拜領。先御供衆各走衆へも禮儀ありて被レ參。頂戴有て公家衆きこしめし。走衆にさゝれて。各頂戴ありて後。同朋被レ出呑て盃を取也。さて還御時未あかければ。御立石まではもゝだちをもとらず。さげ太刀にて參。そこにて御こしにめす間に。もゝだちをも取。太刀をもはく。又はや還御の折節より御ちやうちん參候程になり候へバ。敷皮の上にて股立をも取。太刀をもはきて待

申也。

一御寺御成の事。御供衆下馬在所にて候へバ。走衆もゝだちをおろし。さげ太刀にて參候。仍小川の御所（義尚）伊勢守亭に御座候時。相國寺へ御成候時ハ。御間ちかきによりて。御供衆乘馬なし。仍走衆始よりもゝだちをもとらず。さげ太刀にて被參候。但雨ふりて下しるくハ。もゝだちをばとらるべし。

一拾月五日より三月三日まではきやはんもゝはゞきをする。御きやうより以前ハせず。たとひする時なれども。御道に川あり。雨ふりてつよくしるければ。きやはんもゝはゞきをとる也。きやはん色多分こんのしゆす也。但茶の色にても着用の例有之。もゝはゞき色不定。

一慈照院（義政）殿様御代には。走衆男大方同程なるをめしつれられ。笠なども一ッを本としてそろへさせられ。御輿のさき。左の衆ハ左にさし。右の衆ハ右にさゝせられつるとて候。惣別走衆のこと。公事役の様にむかしハなかりき。鹿苑院（義満）殿様。勝定院（義持）殿様御時ハ。畠山將監殿など祗候後にハ。御さき打に被參候つるにて候。今川。關口殿なども被參候つるにて候。伊勢黨被參例無やうに沙汰候。近頃おかしき事數多候。伊勢新左衛門殿も被參候。普廣院（義教）殿様の於赤松亭御生害の時も。伊勢平三左衛門と申せし人被參候也。後には下野守になられ候。遠山市殿などハ。其時討死候し。平三ハさも候はでしばらく存命候て。法名をちくかんと申。八十計までけなげに候て。普廣院殿様御生害の時の様躰ハ。りこうぶりて物語候由。親にて候者語申候つる。常德院（義尚）殿様御代にハ。伊勢彈正殿も走に祗候候よし。皆々物語候。

一走衆出仕ハ正月ハ朔日に祗候候。歳暮ハ大晦日にて候。

一走衆別に御番あり。一日に兩人にて候よし候。これも近年無人數候。又ハ定たる走衆然々と無ㇾ之間番ハなし。

一はびきをバうるしにてぬるべし。つかハ刀のつかなどのごとくこしらへ。まきて其上を杉原を折てつゝみて。もとゆひにて三所五所ゆふ。きつばにさして面にむすびめの有やうにゆふべし。つばの有もあり。心にまかすべし。

一御旅などにて御てうづ參候時ハ。走衆かけ申也。故實多し。

一御こしかきのかはる時。走衆つくばひ。又手をそへ候事無ㇾ之。御つのもとの人ハ。兩方ながら御こしの御物見のとほり程に參るべし。

一ゑぼしかけをば。たとひせずとも一ツもつべし。

一殿中御能の時ハ。御前の通り舞臺のあひだの御庭に六人つがひて祗候。樣躰ハ敷皮をしきてゐる也。

一衣裝事。惣別四月一日よりハ給を着。五月五日よりハ帷也。八朔も必帷也。八月中ハ帷也。九月朔日より給を着。九日より小袖を用ㇾ之。惣別其時分の衣裝よりもうすくハ出立物也。おつきハ尾籠也。殊に走に參候はん時ハ。尙以其心得ふかしき有べき事也。

一典厩右京兆へ御成の時。御通りにいつの事をば忘候。海老名備中守殿高助。物語候ハ。高助罷向候て。御走衆御通りに御參候へ之由被ㇾ申。然に上池院參候間。各ハ參間敷候由。親にて候者國直。申候て。皆々其度にハ被ㇾ參候はす候由。憶に海老備物語候。近比つき出たる返事仕候つる由被ㇾ申。被ㇾ笑候事候。

一小袖脫など御成の時あればゞ。何事も御供衆のごとくせられ候つるとて候。

一御供衆中として一獻など申沙汰候時ハ。必々

走衆へも被申述。一味仕候て。令調候とて候。

近年走衆も無刀。御供衆も左様の事無之候。

一後藤加賀入道宗幡の物語候し。太刀をわつそくにかけたると申ハ。まぼりかけたるごとくに。右の肩より左の脇の下へかけたるを申。太刀に帶取をからめたるをいふ事。ひがごと也。

一かへしもゝだちの取様。あはせの時もかたびらを下にきて。能すそより卷あげてとるべし。はかまもよくたゝみあげたるがよし。

一かさをバ右にさすべし。左の手にてハ太刀のつかをさゝへ候やうにしたるがよく候。

一御傘に參事。昔ハ御參宮などの時。御宮めぐりなどの時ならでハ參候はず候。近年定たる如く參候。是も御小者の役にてありげに候。上の御左のかたへまはり。右の手を上へなし。左の手を下になして。ゆるがぬやうに參るべし。風など吹候時ハ。御ゐぼしにあたらぬやうに殊氣遣ふがしぎなるべし。

一宗幡物語に。はひきハ隱劔にて候程にはかまの下より上へさす事も候由惜に申候つる。乍去不審のよし候。

一同說。走衆ハ六人よりおほく被參候事ハ不承及候。十八人御用意候つれども。うちかへて六人より外ハ被參候はず候。三上殿先祖にハ。腹わたを走切て被死候人之由候。達者ならでハならぬわざにて候由故人も被申由候。

一同說。きやはんもゝはゞきハ北野御經御聽聞より花頂の花御覽までせられ候也。又飯川能登殿ハ。三月二日三寶院殿へ御成迄せられ候。三月三日よりせられ候はず候よし候。

一天文(後奈良)五年十一月廿八日。若君(義輝)様始て御うぶすな參。還御候て。各太刀參る。御供衆被參候て。沼田殿進上候。然に春阿彌(是も今日御供也。)袴の裳をひかへ候へ共。其まゝ參候。其頃本郷三郎殿可參

にて被二進出一候處。春阿彌早被レ出候。然ば進上す間敷候由走衆申レ之。大輿など既沼三進上候は。御祝儀事候間。先各御進上候て可レ然由種種被レ申進上候也。其時人數飯川能登殿。沼田三郎左衛門殿。安威兵部少輔殿。小林民部少輔殿。本郷三郎殿。下津屋與三郎殿也。安東平次郎殿。其様躰を後に聞。近頃走衆越度也。我等致二祗候一候ハバ。進上仕間敷候。其故ハ當御代始にも加様之儀候つる。其時は各無二進上一候つる。彦部伊豆なども其時ハ祗候仕候つる様躰共惜物語候。伊勢加賀殿申次にて。吉阿彌不レ被レ參候。後に吉阿彌を殊外しかられ候つる旨被レ申候。然バ以後ハ走衆各進上なく候て相果候よし。具ニ被レ申つる事候。

一御供衆同朋風情に自然小袖など脱で被レ遣候時ハ。走衆も同ごとくぬぎてやられ候つるよし宗幡物語候。當時ハなげかへし候はんとおかしく候由被レ申候。此後藤宗幡ハ。故佐渡守殿。藤民部殿などによくたんてんしたる人也。此仁物語也。

一沼田殿光兼。物語候しハ。故上野殿など被レ申候ハ。路次にてえぼしかけをかくるやう。まねきにそとかけ。おとがひへかくる時。つくばふやうにしてかくる也。立ながらかくる事ハ猥籍也。又おくれぬやうにはからふべし。

一走衆ハくたびれたる時ハ。そと土につきて休べし。御輿かきのかはる時の事也。然バゑぼしにあたらぬ程の長さにこしらゆる。柄のさきに木をもつのをも又金をも入ると也。

一飯川能州御物語候し。年寄たる人は。刄引さゝず共不レ苦と云々。

一走衆十八人定たる時ハ。參所の事くるりくとまはりて。度々に被レ參けると也。近年ハ人數不レ定間。不レ及二是非一也。皆々物語候。

一禁中にての事。御酒たべ候時ハ。太刀ハ敷皮の上に置。
一御こしかきの三郎右衞門申候。御供衆も走衆も。今御車寄よりかへしもゝだちを御取候。不審候。先御代以來當御代始までも終に見及候はず候。夜に入候へバ。御車寄より御取候由申候つる。
一勢州貞陸。被申候とて候。北野東山などへの御成にハ。御供衆も走衆も。雨降などとて。猿樂などのやうに。上下きかへ。自分にもたせられ候はず候。ぬれ候へバ其まゝ其分にてゐられ候由。惱於殿中被申候て候。其次伊勢加賀殿。上下をも二度まではりてきよと申傳之由候とて候。
一惠林院義稙殿様御代。有馬の湯へ被入候時。右京兆高國。往古より加様の御用心の時。又遠路などにて候へバ。管領より廿人。走衆被參候つる由候。御輿をもひかせ候はん間。被參候はん由被申候。又走衆へも様躰被尋候。其御事ニ候。洛中ハ參候はず候。御小者より前に廿人。其も東寺より參候由被申候處。高國は左様にハ不承及候。御小者の跡。走衆のさきたるべく候由被申入。惠林院殿様所詮六借被思召。御用心も入候はず候。又御輿をもひき候事も候はず候。爲其御輿かき多くめしつれられ候由候て。京兆衆はめしつれられ候はず候。走衆廿人かたぎぬはんばかまにて小太刀をはかれ候。その時分物忩事ありし程に。はんばかまにて候つる由候。高國どの被申事。飯川能登守殿などにて。其時の様躰惱に被物語候。此時上野出羽殿千秋殿なども。御走候つる由被申候。
一當御代八幡御社參之時。右京兆分注より十八人。自典厩二人。已上廿人參。其時ハ先規にも

不ニ立入一。公方様御幼少の事にて。諸事御異見被ニ申候時分の儀候而。押付候て走衆の前へ被レ参候。様躰故實以下私さま候はんとて。波々伯部兵庫所へ皈能をよび候て尋申。雨ふり候てきやはんをとり候へバ。もゝはゞきをもとり候哉と申。中々の事共分候。其證據には。天氣不定に候へバもゝはゞきをバ仕候て罷出。仍すはう着ながら取候やうのこしらへやうあり。うしろのたてあげをみじかく仕候へバ。くりこして足ぬかれ候物に候。足をぬき候てそのまゝ置候べし。たてあげながく候へバ。其まゝはぬかれぬ物にて候由申来候。然バもゝはゞきをも取候證據分明候哉。大舘與州常興。右京兆衆はもゝはゞきを仕候由不審存候。其事少々相尋候衆衆は。藤民部後藤佐渡守などに相尋候分申傳候由返事候へバ。殘りの衆も與州意見候て皆とらせられ候つるとて候。皈能物語也。

一右京兆其外いづくにても御成候時。彼亭にてハ。やがて返しもゝだちをとき。太刀を取各居べき所へ行。太刀を下に置。はびきをも抜て下に置。いにしへハ御供衆と同座候つれどゝ。今は左様になし。べち〳〵也。御参内御寺御成にハ。御庭に祗候申候間。はびきは不抜。

一走衆御笠之事。右如申候近年儀也。御異躰時は御小者参候。御参宮などの御時。御装束にて。御宮めぐりの時は。走衆被参候由ニ候。惠林院殿様。河州しやうかくじ御動座の時雨ふり候て。各御笠指可申由被仰出候。各存分候つれ共。御門出之事ニ候間。無左右被参候て。八幡にて如此子細被申入候。被聞召分。如先々たるべき旨。被仰出候つる由。今の小坂殿親父など慥物語之由候。皈川能登殿[illegible]も御物語候。

一自然直奏申時。走衆申次樣躰。申狀を御小者に渡す。御小者請取て御輿ぎはの走衆に渡すを請取。則申入候仁躰をバ繩をかけさせ。かいがうへ渡候由候。其故に必走衆手繩をもたせ候事故實候。惠林院殿樣御代。飯川能登守順職。親父の時直奏候事あり。請取て披露可申樣躰ありしかバ。還御ありて可聞召由被仰間。其まま懷中して。彼者をバ右に如申かいがうへ渡。還御ありて以奉行可申入旨申上候處。最前之以筋目披露可申由被仰出。被聞召てかいがうに被仰付。御糺明候ハん由御返事候つるとて候。彼者からめ候子細ハ。自然無咎者をうつたへ申事もやとの事也。

一御參宮など候て。御手水走衆かけ申。故實有之。

一笠さす事。雨ふり候へバ。御輿ぎはの人に被仰出候事も有。又各さし候へと可申かと伺申時もあり。さてさし候を見て。御供衆もさゝれ候つるとて候。

一普廣院殿樣御生害の時。走衆市。遠山。鹽冶。伊勢平左衞門。小田圖書也。山本。市。遠山殿ハ討死候。落書。

討死の名を遠山にあけぬれは弓矢の道は市の三郎

其外誰にても討死の人ハなし。大內殿手を被負候つるとて候。其後死去也。陶名譽を申候由申傳候。

一猿人物語候し。畠山上野入道殿桂元。の養父也萩殿と申走衆あり。於殿中かうかい候つる。上野殿今皆先祖の將監殿を走衆にて候つると被申候。一向そばつらにて候。御用心のためめしつれられ候由ニ候。萩殿走衆ハ六人と被定。自然六人の外に將監殿御參候はゞ不及是非候。將監殿ともに六人にて候つる由申傳候。但走衆を五人めしつれられ候つる事

も候哉と相尋。いや〳〵御走衆ハ六人にかぎり候由承及候由にてつれられつるとて候。今川關口殿も其時分走衆に祗候候つる由申傳候よし。藤民部殿。後藤佐渡殿など被レ申つるとて候。順職物語也。

一殿中御能の時。庭上祗候事。六人舞臺の兩の柱の通りに三人づつむかひ逢てゐ候。雨ふり候へバ笠をもさす。三條御所にてハ。任二先例一御様に被レ置候事も候つる。笠うち板など召遣候者持て出候を舞臺の後程へ出迎。取てさゝれて能候はん由候。

一馬をもひかせ候。うつぼをもつけさせ。弓をももたせ候。御馬のあとにめしぐすべし。笠をバ淺黃のふくろに入もたせ候也。

一御力者ハ三寶院殿より參候。

一殿中御能の時之事。無二御出一前ハ。御庭へハ不二罷出一候。乍レ去見物衆など御前の御通り居ふたぎ。又ハ立はだかり。其外狼藉なる者をバ。太刀を持て罷出成敗仕候なり。さて御出之時分六人ながら罷出。庭上に敷皮を敷。太刀を左の膝の上に置。御出の時かうべを地に付。しばらく有て靜に顏を上祗候。つがいて居様右に註申。出入事。いにしへハ御前と舞臺との間を通りき。然に慈照院殿様御代は諸事一段あらためられ候て。御庭へ罷出候も。兩方同時に六人ながら居候やうにと被二仰付一候。舞臺の後よりまはりて一度に居る也。まはり様。御右の方の衆ハ。がくやとはしがかりの間ひくき所を越。舞臺の後を通る也。無二御出一前人成敗の時ハ。御前と舞臺との間を通りて不レ苦候。御能果て還御之後も同前候。俄雨降候へバ。笠と打板とを小者持て罷向。右之衆ハ舞臺の後迄持て來候を。太刀持ながら出向。則かへしもゝだちを取。笠打板を請取て。笠なげきして出。本の座へ歸

り。左に笠と太刀とを持。右の手にて敷皮を取のけ打板を敷。其上に敷皮を敷。本のごとく居なをりて祗候。加樣之時。立砂ハくづされ候也。見皮候はず候。山に候田樂はいくたりもまいれ。日吉など舞臺に向て。御えんのきはに祗候。又雨晴候へバ。笠を持罷立。もとの請取たる所にて遣之。しるければ打板ハ敷。つよくふり候へバ御えんの上にをかれ候。以上其御例三條御所（惠林院殿御代。）にてハ。えんに祗候仕候由各被申候

一御えんの御通りの事。昔より一大事之由各被申來候。殿中御能時走衆參程ハ。御供衆之内誰にても後に各候人御庭へおりてさゝれ候。ふく禮をして太刀はびきをもぬきて敷皮に置。殘りの衆に禮をして。御えんへそと手をかけてあがり。のみて又御椽へ手をかけておりて。殘りの人にさし候也。大略走衆ハ左右をかけ候やうにさし候。此時は舞臺の後へハまはらず直に參候。御えんのとをりにては候はで。常のごとく御座敷にてならバ。舞臺の間をば通まじく候。後へまはり候べし。此時は太刀はびきハをかず。はびきハさし。太刀をバ持て御次の御座敷に何れをも置べし。さし候時ハ座へなをりさすべし。此時ハ扇つかふ事ハなし。道具おほく候。又ハ忘てつかひ度事も候まゝ略したるがよく候由に候。

一御供衆かちにて打こみに被參候時も。昔ハ走衆の供衆の跡にて候つると存候。近年ハ左樣に候はず候。これも御こしかきの（[illegible]）三郎右衛門も左樣に申候事候。越中にて嶋御所樣吉見殿へ御成候。其時もうちこみにてかちにて候つる衆申分にて候つる由憾申候。自殿中被亭へハ十町餘候つる。御供衆かちにて候まゝ。走衆もかへしもゝだちをとらず。さげ太刀にて候

つる由候。伊勢備中守殿なども御覺候はん由。
飯川能州被レ申候。
一今川關口修理進殿。走に祗候ありし時。御門にて御小者千若に逢て。御成ハ何時ぞととはれけれバ。御參りありたらバ御しり候はん由返答申。立歸て金鞭を取。打擲せられけり。彼千若御目をかけられける者也。仍御成前と申迷惑候由訴訟申處。あれらに對して緩怠を申たるにをきてハ。さもなくてハ(本ノマヽ)まの起めのごとくなる間。緩怠ならバ成敗いたし候はんハと被レ仰候まゝ。重ても不レ申上レ候つると也。
一長こゆひのゑぼしにて走に參勤例事。慈照院殿樣御代にも。藤民部殿十六歳にて被レ召加レ候て。長こゆひにて久敷祗候。父子ならべて細細此仁被レ參候由ニ候。老者の功者などは。必御輿ぎはに參。其故ハ方々在所已下案内者たる間。自然御尋之儀可レ申ため也。然者故實にハ平世在々所々など尋存知候て罷候はん事歟。
藤民部殿。後藤佐渡殿など父子ならべて參勤の時。親ハ御輿際なれバ。其さき子を被レ參候。自然成敗人などの事可レ申ため也。先成敗ハ若輩の役也。御さきの衆心がくべき事也。
一きやはんもゝはゞきの事。きやはんハしゆすにかぎり候。色黒又茶ねずみ色などにてもこしらへ。藤民部殿。後藤佐渡殿など着用候由ニ候。もゝはゞきハどんすあや以下。又こうばいぐち葉已下のおり色。但紅梅ハ御小者拵い樣なるとて被レ嫌候。乍レ去若衆などハ。さも候てよく候はんや。
一御供衆かちにて被レ參候時も走衆のとも衆の跡にて候つる由候。今はさやうにハなし。今案是は尤候。舊例あやまりたるならバ。今もあらため候はでハにて候也。
一さげ太刀などにて參り候程ハ近き所へはさげ

をからむ事なし。但今ハさげ太刀ほどの在所へもかへしもゝだち御取候間。相連候はん歟。前に如ㇾ申。御供衆乘馬なければ。かへしもゝだちをも不ㇾ取。さげ太刀にて候つる由に候。

相川左馬助殿物語ニ候。惠林院殿様躰被ㇾ仰聞候由ニ候。

一御成平僧をバつくばはする。尊宿ハさは申など被ㇾ仰出候由ニ候。

一そらさやの法花堂に御座候時分。柳の寺へ御方違在ㇾ之。大雨降人なく候て。相川古イとイ・今一人以上兩人祗候時。道すべり無ㇾ正躰候。夜陰事候間。御輿のながえに手をかけ候へバ。さはな仕候ぞ。御輿かき候はん由被ㇾ仰出てよせられ候はず。殊に御輿かきもたゞ兩人して參候。今一人候つるハたいまつを持候。無人候へども。如ㇾ此被ㇾ仰出候つる由に候。

一御成在所にて御供衆走衆座敷替事。普廣院殿様御代鎌田殿故也。大御酒ありて。還御をも不ㇾ知。御えんにあふのきてねられ候。ひげを公方様らつそくを被ㇾ取やかせられ候つる。其より一大事の役者にて候に。かやうに候てハ曲事ニ候由ニ候。又御供衆などまじりてゐ候へバ。たべ候はで不ㇾ叶面々も候はん由候て。後藤佐渡守殿しいだされ候て。走衆ハ一所ニ候て御酒をも多くたべ候まじき由候てより此分候也。相川殿。沼田殿光兼。物語候し。其後ハ走衆兩人計づつ御供衆の座敷へ行て能など見られ候事候

一花御所より相國守へ御成にハ。石橋へまいられ候て御成候つれ共。終に走衆かへしもゝだちとられ候はず候つる由申傳候由に候。

一今川關口殿。御能の時。御小者狼藉あり候て。たゝきころされ候由ニ候。

一相古と申ハ。飯川近江殿ハきやはんをバとれ共。もゝはゞきハする由被ㇾ申しと也。惠林院殿

湯山へ被ㇾ入候時ハ各もゝはゞきをせられ候由被ㇾ申候。

一同御代。法花衆につくばひ候て。のり居て狼藉なる躰にてゐ候者。御輿過候て今の者をバ。あていてと被ㇾ仰候つるとて候。

一相川下野守殿物語候しハ。慈照院殿御代いづくへやらん御遊山の時。御走に後藤佐渡守殿參勤候所。御茶可ㇾ參由仰候間。後藤殿持て被ㇾ參候所を御供衆出て可㆓取次申㆒由在ㇾ之。然に御茶を捨て御天目計被ㇾ渡候。持て參間敷身にてもなし。又御供衆へ御手長すべき身にもあらず候由被ㇾ申候つるとて候。

飯能順職へ尋條々。

一走衆に番を被㆓仰付㆒候時ハ。面の番月行事。其外さぎつちやうせん。七夕の花ふせひまでも請役を不ㇾ仕候。然を走衆番も不ㇾ仕候。乍ㇾ去月行事などもおもてのをバ不ㇾ仕候所。此四五年以前候哉。不ㇾ謂事にておもての月行事をさへ仕候に候へバ。花の事も同前候。此子細以ㇾ面可ㇾ申。前々ハ不ㇾ仕候事ニ候。

一御成の座敷にて御供衆列座事。如ㇾ仰普廣院殿樣御代不覺なる事候つる。雖ㇾ然其御代ハ列座共不ㇾ定候。虫損入候つるか相定候事ハ慈照院殿樣御代と申事にて候。其段を書分候はぬ事越度にて候。御不審尤候。

一赤松所へ御成候時。御供人數鹽冶五郎左衞門殿。山本殿。小田圖書助殿。伊勢平三殿。市三郎殿。遠山次郎殿如ㇾ此と存候。以前も申候つるが。遠山殿市殿ハ其時討死候也。

一かなふちの事。はびきも宿老ハさし候はね共。不ㇾ苦樣ニ申候。殊御輿ぎはの衆ハ。大方はさし候はぬ樣ニ被ㇾ申候。何も同前に候歟。

一御參內時御車寄祗候事。走衆も御車寄にはづれ候衆は。雨降候へハ傘をさし。つよく水たま

り候へバ打板を敷也。しかぬ衆へ禮儀ハ更無之候。

一きやはんもゝはゞきハ仕候時分にて候へバ。何をも仕候て。殿中へ祗候候て自然取候へバ。申合候て取候。先仕候て參候事ニ候。

一正月十日御參內。還御候て。御供衆走衆御出奉行兩人御太刀參候也。御二ヶ所參。

一惠林院殿樣周防より御上洛之御門出候時。田村淸親俗躰にて走に參勤。御末の進上谷ゝ交て參。御末の衆詰候ニ混亂不及覺悟候由雖被申。不能承引。然には引を持て打擲せられ候。當座被絕入。仍御門出候時。曲事候由被仰出。然ば腹一ツ仕由申て祗候。大内種々被申。さりとてハ尤理候。雖然御門出之時仕たる事曲事候。可被成御免由被申　御許容也。其後清親。さりとてハ非曲事儀を如此被仰出候ハ無曲次第候。よくこそ仕たると可被仰出事。所詮可停止奉公由候て。其時法躰に罷成候と也。

一惠林院殿。慈照院殿御代。勢州貞宗。藤民部殿とに被成御尋事有之。洛中にては雨降候共。御輿に油單かゝらず候由貞宗被申。藤民部殿洛中にてもかゝる由被申。相論不休。然に貞宗申分たるべき由被仰出候。貞宗ハかやうの儀。藤民部慥ニ覺申樣申候條。私之不覺候歟。藤民部申樣可被賞之由被申處。たとひ藤民部如申たり共。殿中法度はづれ候間。伊勢守可爲曲事由被仰出云々。然に貞宗。藤民部に談合ありしと也。仍かゝりて可然之由被申候云々。

一永祿參（正親町）二月六日（壬子）午刻御參內（義輝）有之。一番御物（ゆたん赤段子ニ桐ノ丸を縫、）二人して舁。公人の（正子男。）上下にて付候也。次御直簾同朋万阿彌馬上すわう白袴。次御物奉行松田丹後守。松田主計允。何も

烏帽子上下馬上也。次觸口四人。一人はびきを持。次御輿昇一人。次御小者六人。次走衆六人。安東藏人安職。進士彌十郎殿。沼田上野介光兼。大草三郎左衛門公廣。安威兵部少輔。小林民部少輔藤宗。御ぬり輿赤き水干立烏帽子也。御輿のきはに公人烏帽子上下二三人。次走衆の供衆。次御供衆。細川典厩スキ素襖。土佐輝氏。上民信孝。三筑義長。松永彈正久秀。伊兵貞良。勢州貞孝也。同朋春阿。後ニ御太刀箱持之。各闕文持うつぼ付させらるゝ也。於二御車寄一御酒如二例年一。御供衆。走衆。同朋衆。藤三位殿。各闕文被レ中に付有レ之。御供衆半分。走衆半分。兩闕文てよばるゝ。同座勿論也云々。御唐門已下御門後ハ。自造作被二仰付一候。今日雨降。御輿昇にハ。代之者傘を指懸候由ニ候。昔ハすげ笠を着候と云衆有レ之。如何。御物のゆたんハ其のまゝ雨にぬれ候つる。

右走衆故實以伊勢貞春藏本挍正了

群書類從卷第四百十一

武家部十二

大內問答

一公家門跡并三職の御衆諸大名以下御參會の事。近代依レ無三在京一万端遠國の仕合輕賤法外之間被レ得二尊意一條々事。

堂上の御事。高下有レ之儀候。公家の御事を打任て公家とは申間敷候歟。堂上と申儀可レ然候歟。攝家と申ハ近九二一鷹司殿。是を攝家と申候。攝政。關白。執柄。此三ハ何も同御事ニ候。此御衆渡御ハさうなう有まじき事に候。若自然被二申入一義在レ之バ。門外へ被レ出向一申請し可レ被レ申。いかにもゐんぎんの御扱たるべし。御歸路にも門外迄被レ送申一可レ然候。門跡の御事も可レ爲二同前一候。但門跡にも三門跡と申ハ。靑蓮院殿。梶井殿。妙法院殿。此御衆は別而御賞翫の御事候。此外は少かろし。又淸花と申ハ攝家よりかろし。淸花の御衆は庭上へ被二出向一申請し可レ被レ申。御歸路にも庭上迄ふか〳〵と可レ被レ送申一。又公卿と申は。三公九卿の義ニ而候。是則大中納言。參議を申候。月卿と申も公卿と申も同事ニ而候。此御衆へハ御緣にて貳度。庭上にて一度御禮あるべし。但其內にも又差別あるべし。又雲客とは殿上人を申候。殿上人とは四位より六位までを申候。專中少將。侍從を申候。此御衆は前よりハあさし。然共堂上

へ被二對申一てハ。御ゐんぎん可レ然候。攝家淸花をば家門と申候。其外の御衆をバ本所と申也。

一攝家淸花并御門跡など俄に御成被レ成時の儀如何事。

兼て被二申入一候者不レ及二是非一。俄に渡御候時ハ。奏者故實にて。他行のよし申入可レ然か。扨頓而參上候て御禮可レ被レ申候か。同時御歸路に奏者罷出。御禮など申上る事。努々不レ可レ有レ之。還御にははるかに御座あり。過たる時罷出。供奉の人へ御禮可レ申か。少もをくり申躰不レ可レ有レ之。門跡も大概同前。

一三職の御衆御出の時ハ何方まで出向可レ被レ申候哉。また御歸の時如何の事。

三職の御衆御出の時ハ。御緣。又ハ庭上迄も可レ被二出向一候也。去文明二年（後土御門）の比。勝元朝臣當職にて御座候時。赤松殿へ御出を見申つるが。庭上へ出向はれ候ひし。其後又文明十九年頃。政元。一色義春へ御出の時も同前に候つる。此時も政元當職にて御座候つる間。當にハ可二相替一候か。又俄に御出候時ハ。奏者故實にて。先御座敷へ申入。其後御出も可レ然候か。何も又從二時義一可レ被二相計一候哉。同御歸りの時ハ。御緣にて一度。庭上にて二度。以上三度の御禮たるべし。但塀中門までも可レ被二送申一歟。

一諸大名の衆御出之時樣躰如何之事。

諸大名御出之事ハ。三職へ被二對申一ての御扱よりハ。淺く御座候半まゝ。それを以て可レ有二分別一候。御歸にハ緣まで一度。庭上ニ而一度。以上二度の御禮たるべきか。

一自然として攝家淸花其外の御公家御出候時ハ。武家衆も參會候には。御肴御盃など參りやうの事。同殿中にてハ如何御座候哉の事。

右に申候ごとく。攝家淸花御出の事ハ稀成事にて候。於殿中も公方樣攝家門跡大臣へハ四方。大中納言ハ三方如此。御相伴の時ハ。武家の御相伴衆は無御座候。御配膳も役送と申て。殿上人御みやづかひ候。又攝家門跡ハ無御參賀。武家の御相伴衆までの時ハ。公方樣御四方。大中納言ハ三方。武家の御相伴衆は。平おしきニ而候。

一攝家淸花門跡其外御公家衆御參會の樣躰の事。

堂上御參會の事ハ。悉に不覺悟候。歌鞠の御會に致祗候。細々見及申分ハ。攝家淸花門跡大臣迄ハ四方。大中納言殿上人は三方。官務外記。醫藥陰陽。賀茂衆。武家の面々は足付。攝家門跡へは殿上人御みやづかひ候。大中納言以下へハ諸大夫御侍も御宮仕候。其外の衆へハ御侍計御宮仕候也。御酌同前。

淸花へハ殿上人諸大夫御宮仕候や。失念申候。又日野殿(晴光)。三條殿。西殿などハ内大臣ニ而候へども。殿上人ハ無御宮仕候。諸大夫御侍ニ而候つるが。猶堂上へ可被申候。此方の覺悟たしかならず候也。

一攝家淸花の外。御公家衆と三職の御衆。又御相伴の諸大名の御供衆御參會の事。

此御衆御參會の事めづらしからず候。於私宅も。數度歌鞠御會に御渡候面々の御供衆にハ。甲斐千菊。朝倉彈正左衞門。安富又三郎。秋庭修理。遊佐次郎左衞門尉。神尾右衞門尉。垣屋越前守。石川佐渡守。多賀豐後守。小鴨安藝守。浦上美作守。齋藤帶刀左衞門。堂上御衆ニ者。飛鳥井殿。冷泉殿。藤中納言殿御參會の時。三方ニ而御肴參候を殊外御斟酌ニ而。各のごとく足付にて參候。また不及扱前より足つけにて參り候ひし事も

勿論たび〳〵有之。面々の供衆同前。其外座頭猿樂田樂已下の遊人も同前の事。替義なし。又盃すはり候臺も同前たるべし。

一攝家淸花御座候時。御前の御酌いか樣の人躰可仕候哉。

御酌の義。於御前ハ大形相定候。殿中ニ而ハ大上﨟。小上﨟の外は。別の女中衆ハ無御座候。男衆には堂上の御事は不及申候。御相伴の面々御供衆の內。少々御紋着用衆の外ハ。我等自然勤役仕候。攝家ニ而者殿上人。淸花にてハ諸大夫御取候。ことの次而に申候。文明の頃後成恩寺殿（一條殿兼良事也。）御伊勢物語の御講釋の時。諸大名も御參候て度々一獻候し時。杉原伊賀守賢盛に御酌とらせられしに。被仰候つるハ。將軍家（義政）准后とならせ給ひ候間。近臣の面々ハ殿上人の位たるべき間。御酌可仕のよし被仰を我等致伺公儀ニ承候。就御酌樣躰其在之事ニ而候。

一貴人御出の刻御太刀以下御引出物等持せられ候は樣躰如何可仕候哉之事。

御引出物御太刀以下の事。御供の人躰。こなたの奏者へ被渡候者請取候而御見參候時可有披露。其時手を被添。御會釋候て可然候。又引出物の樣にもより又物によるべし。御禮の淺深は時義難定候。何篇にもふかぶかと御禮候て可然候歟。

一各御着座の事如何樣の御人躰御挨拶候て可然候哉の事。

堂上出座候ハゞ。一方になをし申され。一方ニハ三職の御衆たるべきか。其外の事ハ御位次第の義候間。兼而は難申定。御相伴ニ被參候衆の內。宿老分別の輩に挨拶させられ候而可然候。自然不案內の衆ふと座牌

の躰あしく得候バ。當座の無興にも成。亭主の越度の様ニ候まゝ。誰々にも兼て内談に被ㇾ任候得ば可ㇾ然のよし。前々より申習はし申事ニ而候。

一御着座候バ則御盃可ㇾ参歟。又御肴参次第の事。

御着座候バ。頓而御盃も參。同御肴可ㇾ被ㇾ參候。御肴の次第の事ハ。雜掌がたの覺悟にて候間。此方ニ者不ㇾ存義ながら。尋承り候まゝ。先及ㇾ見候分ハ。初獻にざうに。二獻すい物。三獻同前。四獻目の御肴參て。扨湯漬參。御菓子參。扨御休足候而。頓て又如ㇾ先御着座候時。四獻目の御肴（さうめんか）參。（引物有。）御銚子參。扨五獻目の御肴參り。銚子參候時。様躰を見はからひ。御能はじめさせ申候。又前にしるすごとくに。ざうに參。其後二獻目を參。三獻目に御能させられ候つる事もたびく有ㇾ之。又御ゆづけの以後御休息に不ㇾ及御能させられ候事も候つる。定法は無ㇾ之候か。御休息候て右に注候ごとく候事。猶々可ㇾ然候よし沙汰申候也。

一御盃は四方か三方か又ハ・か（小歟）くか何にすへ可ㇾ申哉事。

前に申ごとく。御參會の衆による事ニ而候間。兼而申定がたく候。

一御能ハいかやうの身躰罷出はじめさせ可ㇾ申候哉。同舞臺以下様躰の事。

於二殿中一ハ此方勤役仕候。畠山殿ニ而ハ遊佐四郎左衛門尉。京極殿ニ而者多賀豊後守。赤松殿ニ而ハ浦上美作守役仕候間。御分別候而可ㇾ被二仰付一候。様躰の事無二異儀一候時分見合。そと伺申。御次の間の縁より罷おり。庭上ニ而卒度御前のかたをみて手をつき。舞臺の柱のきはより罷あがり。はしがかり

を通り。がく屋の內へ入事も有之。又まくのきはにて申きかする事も有之。扨罷歸りざまには。はしがかりの柱の邊にて手をつき。舞臺より庭上へおり。前庭上にて手をつきたる所邊ニ而。如前御禮を申。手をつきて御緣へあがり申候。異義仕合ハ無之候へども。群集の中ニ而獨役に而候まゝ。もとも とよりむづかしき樣に申ならはし候。素襖のひもを治候が可然候。

一舞臺のはしがかりにハやねをバ不仕候哉の事。

やねの事常にハ不仕候。又やねをふきたる事も候よし申候。文安の頃。畠山左衞門督入道持國へ御成の時。俄ニ番目の御能より大夕立ニ而御座敷にて二三番させられ。公私御無興のよし申傳へ候し。又永享の比。左兵衞佐義淳へ御成の時ハ。兼而はしがかりにやねハなく候。用意して被置しに。御能半に大雨ふり候ひしに。則やねを組仕たて候て。御能無相違ありし由。常に瑞笑物語仕候つる。

一御能の時走衆庭上に祗候のよし候。同田樂も伺候仕のよし承及候。其樣躰いかゞ候事。

走衆庭上に三人宛兩方に六人祗候候。出やうハはびきをさし。太刀に敷皮を持添候。いまだ表へ御出御座候はねバ。舞臺の前を罷通。兩方へ祗候候。御出以後ニ而御座候得ば。兩方一度ニ參合候樣にと慈照院殿(義政)樣被仰出候。以來ハ一方ハ舞臺の後を通り。兩方同時に祗候候て。御庭の成敗被申付候。又すわうぬぎなど御座候得者。庭上ニ而も少かた〳〵へより。すわうぬがれ候を。座の者など罷下。かいしやく仕候。かた〳〵三人のをバ。猿樂一人して取あがり。また一方の

三人のもの。猿樂一人して取りてまかり登候。同田樂も兩三人も致祗候候。もと〳〵より此分ニ候。

一　二　三　四

篝火　舞臺　篝火
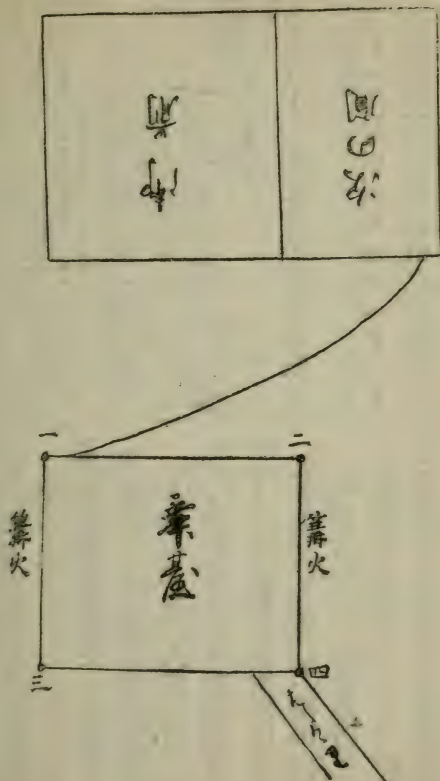
一御能の時舞臺の燈臺ハいかやうの人躰可ニ持參一候哉の事。
於ニ殿中一ハ御供衆の役にて候。參候次第ハ一二三四と次第候。またしんを取候事ハ。御前の方より取申候。しんとり候事ハ。臺ながら取事本義にて候。らふそくを取おろしてとる事ハ不レ可レ然候。但さやうニも成候はで不レ叶様にも候ハヾ不レ及レ力候。惣別大事の物にて候。火など散候はぬやうに取べし。はさみニ而取候事可レ然候。こゝろを添候はねバ。仕合あしく候。庭もせばく候へば。御前のかた二所にも可レ然候。かやうの役仕候事ハ。さがりたる役ニ而者無レ之候。

一同時かゞりをバ。いかやうの者に申付候哉の事。
殿中ニ而も又私々にても。庭の者に申付候へバ。篝火の臺以下用意候て燒申候。又塀中門又門かゞりの事ハ。門役より燒申候。

一同時に御座敷に御簾かゝり申候哉。又まき申候やの事。
殿中の御能の時ハかゝり申候。燈臺參り候てより伺申。御簾あげ申候。あげやうの事ハ。内へまき候て。ふさかけに掛申候。鈎さきは外へ成候。兩人の役ニ而候。又各々の御參會にすだれかけられ候事をバ見及申さず候。

一舞臺に鳥目つまれ候時分幷持て罷出る人躰の事。
つまれ候時分の事ハ。能はて候てうたひ申候時。頓而可レ然候。つみ申有所の事ハ。持て罷出候かたの舞臺のはしにつまれ候。何も正面のわざ有るべし。五千疋宛左右に積候と申事も候得共。只一所に可レ然候。五百疋づつからげて。兩手にかゝへて被レ持候。千

疋づつもたれ候。殿中ニ而ハ。我等同名又ハ御供衆之內わかき人なども被持候。諸家へ御成候時ハ。亭主の一家又祗候の衆被持候。それに隨而諸大名にても隨分の衆被持候。さがりたる役の樣に諸人被存候へ共。むかしより此分ニ候。鳥目をば積候はで。萬疋の折紙被遣候事勿論ニ而候。被積候事ハ稀の事に候。

一乞能をバ誰人ニ而申され候哉の事。

於殿中ハ。初番に此方庭上へおり候て。今一番と申つるのち〳〵ニハ。御相伴の堂上又御相伴の面々なども。御乞被成候。又御供衆なども申され候。慈照院殿樣ハ度々直ニも被仰出候。必乞能ハ御座候事にて候。人によりて御緣より申されし事も候。

一御能の時大夫御座鋪へも被召上候哉の事。

殿中ニ而も大夫上へまかり上り候へとの事每々御座候。慈照院殿樣直ニも被仰出候。また誰々ニ申候へと被仰出候時ハ。御座敷より被仰事候。御乞能の時も此分ニ候。堂上又御相伴の大名迄ハ此分。御供衆も同前。但御供衆人により罷下候て申たるが猶時義可然。又今度ハいかやうの能仕候へと仰候時ハ。御供衆まかり下て誰々にも申聞せ候。堂上又ハ大名などして仰候事ハ不及見候。是を以分別あるべく候。

一同時に猿樂に折紙被遣候ハヾ何時ニ可遣候哉の事。

御能果候てうたひ申時。必大夫に爲舞候。其時被遣候。殿中にてハ此分ニ候。被遣候へバ。大夫ふかくいたゞき懷中仕候。又私々にてハ。大夫ほかに座の者の內。誰々にと申ても遣事候。時分ハ不定候。

一御客人より猿樂ニ折紙被遣候事も候哉。然者

誰人に遣哉の事。

客人より折紙被レ遣候事每々有レ之候義ニ候。客人の供衆可レ被レ遣事も有レ之候。又亭主がたの人に被レ渡て被レ遣候事も有レ之。其時ハ誰々より被レ遣のよし。亭主被レ聞候樣ニ猿樂ニ申聞する故實ニ而候。於二殿中一は此方勤役ニ而候。一獻中沙汰の人躰より被レ遣のよし申聞せ候。

一御能に付て色々故實共御座候よしに候。いかやうの義候哉の事。

別ニ故實と申義ハ不覺悟ニ候。乍レ去諸人見物申義候間。每事ニ付候而無二越度一樣ニ各心懸候由。古より申習はし候。うたひなどの禁句以下の事は。猿樂其ふん別いたすべく候。其外めしつかはれ候衆。言葉の禁句等候へバ。主人の越度の樣ニ前々も其沙汰共候し。庭にかゞりを燒候時分よりやねへ人を上られ候。是ハ火の用心ニ而候。殿中ニ而は。檜皮師と大工に申付やねへあげ申候。

一辻固幷門役など申付哉の事。

御成などには可二相易一候間。辻固ハ不レ被レ置候か。塀中門には見物衆を可レ被レ撰候間。棒持をも可レ被レ置候哉。

一御能見物衆いかやうの人をバ。入可レ申候哉の事。

殿中ニ而ハ。きぬかづきの外ハ。御庭へ入不レ申候。於二自餘一は。出家衆。裹頭の衆など被レ入候。庭もせばく候へば。男衆などハ無用ニ候歟。但見物衆のなきもいかゞにて候まま。可レ被二相計一候。

一御能數ハ猿樂次第ニ候か又從二此方一被二申付一候哉の事。

能數ハ先七番可レ然候。何々を仕候へと被二仰付一事も有レ之候。又猿樂次第と被レ仰事も

有レ之候。殿中ニ而能組の書立を此方へ出し候を內々備二上覽一候へバ。何々仕候へと被二仰出一事も御座候。多分先七番させられ候。其以後ハ能の事ハ御氣色次第ニ而候。何に能數をバ半に仕候。但調の時をかれ候事も在レ之。

一御庭奉行樂屋奉行とて御座候哉の事。

殿中には樂屋奉行とて。急度相定事ハ無レ之候。樂屋を被二申付一事ハ。御作事奉行の役ニ而候。自然樂屋へ何をも被レ下事も候へバ。同朋衆被二申付一候。御庭奉行とても無レ之候。見物仕候者などに申付事候へバ。庭上に祗候の走衆被二申付一候。是ハ殿中の義。惣別ハそれ色ふしに奉行被レ付事ハ。勿論の義ニ候。御成などの時も同前ニ候。不レ入事ながら諸奉行しるしたるものうつし進候。

一御湯漬參り候而ハ御湯頓而參候哉。同御湯漬のうへに御銚子不レ參哉の事。

御湯漬は二の御膳參候て頓而御湯參候て可レ然候。御銚子ハ不レ參候。御ゆづけハ獻之數ニハ不レ入候間。御銚子は不レ參候。自然として御銚子まいりたる事も候か。式々の時ハ不レ參候。御湯參りてあがり候。

一すへ土器と申て參候哉。是ハ何時入申候哉の事。

すへかはらけの事。急度したる參會ニハ必出候。初獻の肴すはり候て頓而出候。三ど入をかさねて兩方へ持て出。さかなすはり候。右の脇の疊の上に一つゝ被レ置候。是ハ酒の下を捨候はん爲也と申候。去ながらそのかはらけにハ。酒をすつる事ハ無レ之候。殿中ニ而も同前。古ハ　公方樣御した土器に一ぱいに成候へバ。御供衆の內隨分の仁御頂戴候。近年ハ其沙汰ニ不レ及。無念ニ候由申

事に候。初獻の肴あがり候時すべて上候。
一御折ハいづれの時に可ㇾ參候哉の事
御折は五六獻目より參候。但獻數も參候はん時ハはやくも參候。時義によるべし。二合參候時ハ上座ニ竝て參候。精進といをと參り候。精進を上に可ㇾ被ㇾ置候。又一合も參候事勿論の義ニ候。後々は前に參たるに被ㇾ取替ㇾ候。貴人に御盃參候度ごとに御折ハ可ㇾ被ㇾ參候。亭主の前へ盃參候時ハいかゞにて候。其も又事によるべし。
一御食籠。押物。供饗の物も參候哉の事。
式々の御參會に左樣の物は不ㇾ參候。自然亂酒に成候而左も候半か。食籠ハ殿中へハ參らず候。
一御盃の臺ハ。何獻目に可ㇾ參候哉の事。
七獻目ばかりにも可ㇾ參候か。但是も獻數にもよるべく候。餘にはやくハ參候はぬ事ニ而候。
一同さいしきと木地と參候前後の事。
さいしきの臺一番に參候。いかに珍敷候共木地は後々たるべく候。臺の餘大なるも初ハ不ㇾ參候。殿中年の始の一獻始にも。右京兆進上の橘の臺一番に參候。後々はいかやうのも參候。
一御相番衆御用被ㇾ叶候て被ㇾ爲ㇾ立候時御肴參候ハゞ。いかゞ可ㇾ在ㇾ之候哉の事。
御肴參候ハゞ前のに取替られ。すへて可ㇾ被ㇾ置候。殿中にても此分ニ候。
一御參會の刻傾城白拍子など推參候ハゞいかが可ㇾ仕候哉の事。
傾城白拍子嫚之事。何共無ㇾ分別ㇾ事に候。殿中などへは推參不ㇾ申候間樣躰不ㇾ存候。白拍子自然御陣などへハ參候か不ㇾ覺ㇾ申候。同遊人にて候へ共。加賀女ハ自然殿中へも

參候事に候。

一御酒牛に引出物被ㇾ進時ハ何樣の物たるべき哉の事。

御酒牛に引出物の事。殿中にてハ一獻中沙汰よりも獻々にも進上候。またこんはさめにも進上候。又一兩度も進上候。常に御參會の時は。客人貴人にて候へば。從ニ亭主ニ被ㇾ遣。又亭主貴人ニ而候へバ。從ニ客人ニも被ㇾ進候。然ば五獻七獻目などに御酌ニ而御酒被ㇾ參候時。二目を被ㇾ參時可ㇾ然候。一番にハ必太刀たるべく候か。馬太刀なども可ㇾ然候。か樣の時ハ目錄添候はで。太刀を被ㇾ進時。馬をと詞にて被ㇾ仰事可ㇾ然候。又目錄添候事も候。太刀より前ニハいかやうの物ニ而も不ㇾ被ㇾ進候。

一客人よりも返禮として太刀以下可ㇾ被ㇾ進樣躰の事。

返禮の事必々在ㇾ之義定法ニ而候。是も酌にて御酒を被ㇾ申時たるべし。前の酌を其まゝ被ㇾ取候而被ㇾ參事も在ㇾ之。又以後の獻の盃を被ㇾ參。御酌ニ而被ㇾ初候時ニ而も返禮あるべし。是も太刀馬ニ而候者。太刀被ㇾ進候時。馬をと詞ニ而被ㇾ仰。翌日にも引可ㇾ被ㇾ進候。又めされたる馬可ㇾ然候者。其理を被ㇾ仰。鞍をばおろし。乘轡ニ而も又あらひ轡に而も引て可ㇾ被ㇾ渡候。髮をまき候ハヾ。すきたてゝ可ㇾ被ㇾ進。髮まきながらは不ㇾ可ㇾ被ㇾ進候。

一引出物に具足并鞍鐙同繪以下唐物等可ㇾ被ㇾ進候かの事。

具足の事尤可ㇾ然候。御成之時も式御引出物の內。御鐙にても。常にも可ㇾ被ㇾ進事勿論ニ而候。鞍鐙の義是も同前。ゑさん物其外から物等尤ニ候。同時に從ニ客人ニから物等於ニ當

座ニ可レ被レ進候義ハいかゞ。御出之刻左様のから物等をバ御宮下として。以ニ目録ニ可レ被レ進候。

一豹虎の皮於ニ御座敷ニも可レ被レ進候かの事。
豹虎の皮座敷ニ而爲レ被レ進事ハ見及不レ申候。左も可レ在か。無ニ分別ニ候。

一打刀并長具足可レ被レ進哉事。
打刀の事。一かどの様に候へども。一番ニハ不レ可レ然候。先太刀を被レ參候て。のち〳〵可レ然候歟。打刀をバつば刀とも申候へば。打刀御出候ハヾ。太刀を被レ添候半事本義ニ而候。打刀計ハ略儀ニ候。殿中も同前。但御引出物にあらず。唯打刀計進上の事ハ勿論ニ而候。次長具足の事ハ。何々を長具足と可レ申哉のよし先々より不審申義候。長太刀。野太刀。小鑓の事か。先年山名左衛門督殿へ土岐美濃守殿より酒牛に長具足被レ進候ニ。出様の事祖父貞親に被ニ相尋ニ時。何共無覺悟ニ而候由返事申候。乍レ去先座敷の傍に便よからん所に立置。案内申され候て可レ然候か。碇と仕たる法様ハ不レ存候。又見及ばぬ由申たる旨しるし置候。以レ之可レ在ニ分別ニ候。

一從ニ客人ニさゝれ候御腰物被レ進候ハヾ亭主よりも頓而指れ候腰物可レ被レ進かの事。
さゝれ候御腰物被レ參候ハヾ。此方よりさゝれ候腰物被レ遣候事は定法にて候。乍レ去其家の重代又は事により麁相なる刀などにて候へば。別の刀を可レ被レ遣候か。かやうの御參會ニハ。兼々共御心掛候て可レ然候。可レ被ニ召遣ニ腰刀をさゝれ候事故實にて候。

一同時に脇指をも被レ進事候哉の事。
脇さしの事ハ隠劔と申て人に見せざる様に自然さゝれ候が。殿中などへハ努々御さしなき事にて候間。わきざしの沙汰何共無

覺悟候。又不レ及レ見候まゝ兎角ハ難レ申候。

一太刀かたな銘によりて引出物に成申さず候哉。同中心きりたる刀又無銘の太刀かたないかゞの事。

銘によりて。御物ニハ不レ成候。銘々の進物ニハ不レ及ニ其沙汰ー候か。無銘の事。式々の進物には不レ成候。常には不レ苦候。其時ハ目錄ニも持と付候。又中心切たるも同前。式々の引出物には不レ可レ然候。

一馬も毛によりて引出物に用捨の義候哉の事。

常には馬の毛によりて嫌義無レ之。ぶちをば用捨候。またよめ入の祝義ニ猿毛。移徙に火性の馬などハ可レ有ニ用捨ー。又神社參詣の時。其社に付て神馬の毛定たる事在レ之義候。其毛をば可レ在ニ斟酌ー候。

一おの／＼御參會の時其亭主の從ニ女中ー猿樂に小袖爲レ被レ遣由承及候。左も御座候哉の事。

從ニ女中ー小袖被レ遣事。打任て定法ハ無レ之候か。但先年於ニ畠山左衛門佐殿ー各參會の時。一色左京大夫殿より女中方へ大夫に小袖被レ遣候へと被レ仰し時。唯可レ被レ遣候か。又廣蓋に入可レ被レ遣かのよし老父に内々談合の間。小袖數多候ハヾ廣蓋に可レ被レ入か。二三などニ而候バ。唯可レ被レ遣かのよし候へバ。小袖五ツ廣ぶたに入て被レ遣由物語申つる。定たる義ニハ候はねども。事によりて可レ被レ遣事も候。

一同時に猿樂の事座頭田樂桂まひ舞などにも折紙遣候哉の事。

猿樂の外。遊人共に折紙可レ被レ遣事。勿論の義に候。右に申ごとくに候。誰々より被レ遣候よし申聞候而遣義に候。於ニ殿中ーも此分ニ候。但殿中へ舞まひハ參事無レ之候。桂ハ殿中へも參候。先年殿中御能の時此沙汰候

て。翌日に一獻中沙汰のかたへ參候時被遣可然候由被定候つる。

一當日に樂屋へ何にても被遣候哉の事。

殿中ニ而も樂屋へ折樽など被下候。同朋役ニ而候。又樂屋料の事も勿論被遣候。員數ハ不定事候。

一獻數ハ定候哉事。半の月ハ半に參。調の月ハ調に參候由いかゞ。

殿中ニ而ハ七獻。九獻。十一獻。其外ハ御機嫌次第に參候。拾七獻參たる事も數座御座候。調半の月の沙汰何共承らず候。何も大概半に參候つると存候。

一御能の時小袖ぬぎの事。同殿中ニ而の樣躰の事。

小袖ぬぎの事於殿中ハ御服を被下事ニ而候。當座にぬがせられ候て被下候事も在之。また別の御服を被下事も在之。當座にぬがせられ候得者。伊勢守致伺公。左の手に持て罷出て。大夫に遣候へバ。深くいたゞき申。素袍の上にうちかけて。くれはのきりを舞申候つる。扨ぬぎて左のかたにかけて。御酒盛果まふす迄ニ御座候。舞申時はかたにかけながらまひ申候。御服出候へバ。御相伴の堂上。大名衆。御供衆。申次。其外御通に參候程の衆ハ。かげにて小袖をぬぎ候而。舞臺へ壹人宛持て出て置候を座の者取り樂屋へまかり候。又私ざまにても亭主ぬがれ候へバ各もぬぎ候。客人よりハぬがざるよし申候へ共時宜によるべし。一度に二ッぬがれ候事もつねの事ニ而候。大夫壹人にも被遣候。又座の者誰にと心ざしても被遣候。又亭主ハぬぎ申候。をの〳〵ハ御ぬぎ候まじきよし申され。一人ぬがれたる事も細々也。老父所ニ而も常に其分ニ而候つる。御

陰より被下候御服をば如常御廣蓋に被入候。

一素袍ぬぎの事。同殿中ニ而の御樣躰の事。

素袍の事殿中ニ而も御座候。御ひたゝれを被出候へば。各々もぬがれ候。前のごとく舞臺へ持て出をかれ候。翌日に大夫其外座の者持て參候。御ひたゝれの事ハ不及申。諸大名などハ。烏目を添て被遣候。素袍肩衣などをぬぎてなげやられ候事ハあるまじく候。素袍ぬぎ候て別のを着用候事ハ。御前にても無之候。然間夏のすはうぬぎは可然よし候。於殿中ハ。御能半にハ何をも不被下候。左候へば大夫面をはづして頂戴申候て仕合あしく候。又大夫も大事と申まゝ。御能過て被遣候。

一ぶたいニ而太刀を猿樂に被遣事。又花など被遣事も御座候哉。同扇同前の事。

猿樂に太刀花扇被遣事左も可在之か。乍去於殿中ハ不及見候。自然被遣候ハゞ。舞臺の正面よりハいかゞにて候。脇よりあげべく候か。遣事も不及見候。勸進能などの時ハ。座の者をよび候て被遣可然候か。又扇の事ハ出家兒喝食などより可被遣候か。法を不存候。

一金作の刀ハ御禁制ニ而御座候哉。何と作申たるをこがね作と申候哉の事。いかやうに拵候刀をさして被申候哉の事。

金作の腰刀ハ御禁制の事ニ而候。乍去いか程に作たるをこがね作と可申哉ともともとよりも不審申候に。折かね。くりかた。柄口など色繪たるを金作と申候。こじり。柄頭。目貫。かうがい・小刀柄。金ニ而仕たるは一段のこがね作たるべし。うちさめ。のし付。又かなかい金ニ而拵たるハ中々沙汰に

不ㇾ及。いにしへハさやうの刀ハ房小者など
さし申つる。

一御物作と申候はいかやうに仕候哉の事。
公方様御腰物ハ。さやぬりおとし。つかが
は。こしもとがね。こじり。柄頭同前。それを
黒ぬられ候。のみ入。柄口はゞき金。御めぬ
きハ丸の内につぶぎりやき付。御かうがい
赤銅。みゝやき付。又ひの左右に御目貫のご
とく成桐をやき付候。きり八ッ有。御笄のさ
きを二三寸置て金ニ而そぎつぎにつがれ
候。御小刀小柄金ニ而貫有。又つかさやなし
地。かなご赤銅。めぬきかうがいまへのごと
し。いくつも御座候へ。大略同前候。御さげを
ハちやの絲又ハくれなゐとちやニ而一寸
まだらに。又亀の甲などをりませ御座候つ
る。唐紅計の御下緒などをば見不ㇾ申候つ
る。又刀の柄まく事は陣中の外にはなく候。

御打刀の事。赤銅装束。つばふくりん金。柄
頭こじりくりがた燒付。御目貫右のこどし。
御下緒前のごとし。半下緒にて御座候。まき
絲ちや。紺。淺黃いくつも此分ニ而御座候つ
る。御劔ハいづれもさや袋に入。赤うるし黒
うるしも御座候つる。柄琴の絲金子ぬり金
子目貫前のごとし。はゞき金つばふくりん
ハ無ニ御座一候。まき糸は打刀のごとし。帶と
りは淺黃ぬの也。足の間ハかんたういくふ
りも此作也。御物と申と進物と申に差別あ
る事也。

一觀世大夫と田樂の次第ハ如何候哉の事。
まへ〳〵より觀世大夫ハ田樂よりうへを
仕候。然に近日上意の趣ハ御當家の御事ハ。
等持院（尊氏）殿様より始申也。然者田樂ハ増阿彌。
觀世是阿彌被ニ召出一間。觀世より田樂ハ前
たる故に。田樂可ニ進申一候旨被ニ仰候。右京兆

我等言上之趣ハ。年久義ハ不ㇾ致ㇾ存候。普廣院殿樣東山殿樣以來ハ。觀世進申旨雖ㇾ申上候ㇾ無ㇾ裁許ㇾ田樂を被ㇾ召出ㇾ候。定而觀世も先規の次第追而可ㇾ申上ㇾか。次第ハ此分候。

乍ㇾ斟酌記進候也。

永正六年九月三日　貞在判

龍崎中務丞殿

飯田大炊助殿

此一卷筆者。貞久法名道照。調進也。然に彼中書令ㇾ所望ㇾ數年所望處。豐後大友修理大夫殿義鑑。內衆臼杵四郞左衛門尉在京之刻。難ㇾ去懇望之間遣ㇾ之訖。俄寫置候條。定可ㇾ在ㇾ誤者歟。

貞助

奉公覺悟之事

一主人御座近き所にて高雜だん。高鼻。戶のあけたて。足をと高きハびろうの事也。又しこうの時手を袖へぬき入。はうばいと雜だんさゝやき。又ハ扇をつかひ。をしまかせてあせのごふ事。又おかしき事ありとも聲をたて笑事。又主人の御顏をつく〴〵まもり申事等ゆめ〳〵不ㇾ可ㇾ有ㇾ之也。

一古人申候しハ。主人の御機にあひ申さんとするハあしく候。左候得者。いかなるふしぎをも申出。まへきろめきとてのやう有べからず。殊にハ聊爾出來候。たゞ御意にしたがつて其儀を無ㇾ油斷ㇾ違申さじと奉公いたすべきと也。わかき人年寄をゝしのけ御前へさし出候事見にくゝ。且ハらうぜきに候。われより下で成とも。年老たる人をばうやまひたるが見よく候。殿中にても此分に候。但役はれの時ハ。い

かにも其家のほどを申たつべき也。

一主人貴人へ物を申時ハ。わが顔をそばへふりて。いきをかけ申候はぬやうに可仕之。又かみにも着衣にも折々沈をたかれ可然候。又強く匂ひ候事も尾籠に候。又たき物をばしんしやく有べきと也。老若ともにくわつかう丁子をバ四季共にもちいらるべき也。又女中近き所をば早たつべき也。又人の子細有べき事を見申候ハヾ。なにとなくしりぞき可然と也。

一第一りこんだて不可然候也。又建武の十七ケ條にもきんじうをえらばるべきといへり。其器用ハ一向に定べからず。一ニ正直れんちよくにして極信なる人。二ニ奉公の忠をいたしわたくしをかへりみざる人。三ニ弓馬の道をたしなむ人。四ニ和漢の才藝心がくる人。四科是也。又惡には猛惡欲心の人。二ニ無奉公にして人のしなをいふ事。三ニ武藝につたなく且ハ臆病の人。四ニ虚言を以興を催すといへども其實ならぬ間たゞ狂言綺語たるたぐひの事。大にきらふ事也。

一惣じて人ハ身の程よりも過分にふる舞事不可然。又上に下まさるべき事。終にハ斷絕の基也。

一なににても一色に上手たらん人をバ上下共以可有賞翫也。又度毎にすぐれたる事不可有之。只わろき事のすくなきを上手と云べき也。

一御かうしの出入きらはるゝ事に候。又殿中に四方しとみの御殿候。是ハ正月わうばんに是にて御祝此時ニ候。定てみかうしの間より出入候半不叶候。主殿みかうしの出入。奉公の衆無之事に候也。

一殿中わうばんに殿上人御前の御宮仕候也。

一三こんめの御盃申沙汰之仁頂戴。殿中定れる

儀なり。わたくしも是に應ずべきにて。時宜ニよるべき也。

一主人貴人わたくしのさかづきめし上らるゝ事あらば御てうしをあらたむべし。是又時宜ニよるべき也。

一妻戸の出入も常に無レ之儀候。此前にたてすあるべし。殿中ハ中に及ばず。わたくし御成にも。其亭妻戸在レ之者。其沓ぬぎより間半ほどのけて。雨おちのかゝらぬ程に立すな可レ在レ之。妻戸の柱の通也。的の數つかより少大ニ候て。河原者作レ之なり。是こしよせの妻戸たるべき也。

一私にてこしよせの時。こしぞひのさむらい雨人えんへあがりてこしをよせ候。御成にハ御はしり衆は手をかけられず候て。御こしかきばかりあつかひ申候也。其時御劔の御やく妻戸左之方の御えんに祗候也。

一諸やくの事。公家には沓を賞翫たるよし候。武家ハ太刀をもつ事賞翫也。公方にハ御供衆馬上にはかれ候。大名ハ中間もち下馬候て。かちの時は侍右にもち候也。

一御へい参する事。神前にて神主の手より立ながら請取。左之方をあげて右をさげてもち。御前にて畏御幣を取なをし。我右を高くもち上の方をとらせ申べし。御左の方へ紙のなびくやうにさのみ御ひたいにあて申候はぬやうにいたゞかせ申べし。又大略御手にうけ御取候て御いたゞき候事本儀也。御若候時ハ此方よりいたゞかせ申候て可レ然也。御やう躰による事也。

一社頭にて敷皮をしくにハ。くびかみを前へなして敷候。常は白毛之方前へ成候やうに敷候。本の敷がはハ鹿の皮也。又ぐん陣にてくらおほひも本の敷皮をする也。

一具足進上之事。からびつのふたにすへ。甲をバわたがみにからみ付て。兩人してかく也。左いむけの方ハちと下でにすぢかへてかく也。然者右のかたさきをかく心なり。兄弟してかくべくバ。さきの方弟かくべし。少さがりたり。あとの方兄たるべし。さきの方をかく人ハ。やがてたちのき。左の方かきたる人ゐのこりて。からびつのふたをしなをし。いむけの方を御めにかくべし。但是も少すぢかへて。いむけのかむりのいたのへんを御前へなしてをくべき也。又しん上の仁躰御禮申上候。御太刀持參有べし。其後もとのごとく。兩人してかきて入べし。口傳在之也。

一御太刀折紙披露之事。おりがみ左。太刀右にもちて出し。もし申事候ハヾ。太刀折紙をバ右の方にをき。意趣を申入。さて折紙をそとひろげて。御めにかけて。扨主人御左の方に折紙の上に太刀少つばをおりがみにかけて。又左之ゆびをかぶと金の下へかけてをき申候。又使者御對面候ハヾ。其まゝをき候て罷出。かくと申見參候時。今の太刀折紙をば別人取可申也。

一ゑさんきんらん以下披露の事。たいにすはるべし。先よこに長くもちて出申。扨をしなをし。たつにをきて可申入也。

一御かよふの事。昔は目よりたかく持たると也。たゞわがいきのかゝらぬほどにもちたるがよきと也。但いさゝか貴人と末座とは心え有べし。正面は右へひらき可歸。左右れつ座の事。左座ハ左へ。右座は右へひらくなり。但御座敷つまり候ハヾ。御座敷のやうにしたがふべき也。

一御しやくの事。ゑぼしすはうの時ハ先ひもがはを小袖とすはうとの間へをし入べし。扇をぬき汗のごひ鼻紙をば能出ぬやうに押入候

て可持。御銚子先あがり候。兩手にて可持。座中に提御肴きこしめし候て參候て。右のひざをたて左のひざをつき。きびすを尻にあてゝ敷べし。久けれバひざをも立かへ不苦。口傳有。長柄の取様みじかく取たるハ見にくし。ながきは又尾籠に見え候。長柄の中程のかづらの上に大指をかけて。左は折目に小指を懸て可持。扱盃を取事。銚子を下に置。諸手にて盃を取て左にもつ事尤候。但片手にて盃を取事常の儀候。扱後へのき候て亭主のはうを一めみ。扱客人の方を見て客へ持て參せ候得ハ。上も禮義し持てかよひ候。其後客に參候。又さしてもなき客たらバ。亭主初られ候事す候。相手に寄べし。さのみきほひたるも惡候。又をよび様も如何。銚子の口盃に不可付。入て少くつろげ候可心有。古實在之。又貴人下様へ酌にて給候時ハ。銚子の長えを取のべ。たゝみに付ても又ハ内衆にハ。人により片手にても御入候。御てうしをいさゝかも片手にもつ事有べからず。よりくつろぎたひ〴〵に其あつかひ肝要也。又御ひさげの事一段分別有べし。御しやくのふるまひも御くはへ可然方にひかへ候得ば。御しやくのひらきよく候也。是又御座敷のやうにしたがふべき也。くはへられ候時。御てうし下にをくべからず。貴人は下に御置候也。てうしのかしらをさげて。三寸ばかりもたたみに付候はぬ程に持てくはへ候也。

一さいこしの事。公方にてもきらはれ候。御くはへよりかた手をさいにかけてくはへ申候。又主人御酌の時さいこしならば。そとさいへ手をかけて。やがてひさげに手をそへて加へ申べし。其時ハいかにも身をしづめてくはへ可申也。

一御とをりの御しやくの事。參る人の前々にて

くはへ候はんハ悪候。てうしに酒なく候ハヾ。参る人の間にてくはへ候て可ㇾ然候。又三も五もたまはる人には。其前にてくはへ候はでハ。くつろぎなく候也。

一だいの盃の事。勿論草花以下色々作り候て盃すはり候。常のごとく出候を御しやくの人銚子を持て出。だいの大なるをバてうしを下にをき。だいばかりを持てまいるべき也。御前へもちて参候。御禮しきだい候ハヽ。其如くもちて参。御参候て前にをき。さててうしを取て。其時だいを人の御前に一もんじにハをき候はで。少まへを明てすぢかへて置。御うけ候人も御まいりよく御酌もよく候也。

一同御まいり候事。先さかづきのをき所をよく見候て。いかにもうい／＼敷やうにとり上御まいり候。さてをき候時も。まへのをき所にしづかにをくべし。いたゞき候てをくべし。さかづきを下輩もだいにをく也。但下より上へをき候やうに可ㇾ在ㇾ之候也。

一三ほし五ほしのさかづきの次第ことなる事なし。是もめい／＼にいたゞくべき也。

〔舊本圖在此間今隨便宜移置〕

一貴人の御盃あまりにちやう上へあげても如何。凡いたゞくべきほどらいハ定事候けりや。うやがておろしたべ候と。いさゝか謙ていただきほどの候と。しつけと申ハかやうの事也。扨口をそへて給候。大方の貴人の御盃をば口そへ候事有べからず。兒かつき師匠等の事ハ別義也。

一人に肴をとりて進候事ハ。うちまかせてハ不ㇾ可ㇾ有ㇾ之候。盃をさし候人次第に参すべし。但貴人めし上られ候ハヾ。若輩として御肴進上候事ハ斟酌有べしと也。

一式三こんの肴ハ。御すはり候左へならべてす
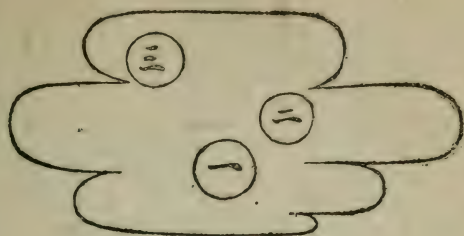
前

如此次第にハまいり候。盃大小も在之事候。小よりのみ候間。をきやうも其ごとくたるべく候へ共。無案内之者無其義バ。小のさかづきよりのみ候て無異儀候也。

前
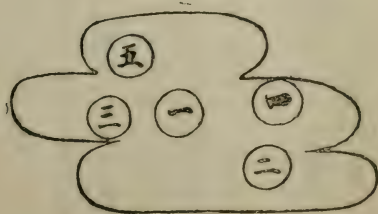
へ申候。
御酌の事。三のさかづきのしやく也。三々九度

御ひさげハ出候てくはへ候はず候。くはへられ候流も在之也。

三

常喜本二三なから右へすへられ候

三と入

これも鯉也
是をわたいりともあつものともいふ也

二

しほ

す

大ちう

こいのうち
みといふ也

一

くらげ

しやうが
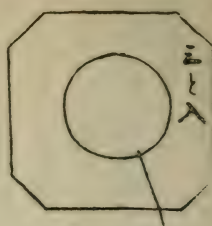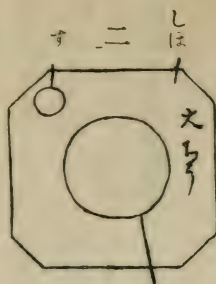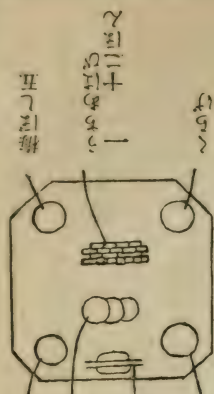
はし
みゝかはらけ
本前
三のさかづき

しほ

はうちやうと申ハ。此こしらへやうにきはまり候也。又あけ申候時ハ三よりあぐる也。又うはださはだのひれと申候は。杉さしの上にあるひれの事也。男女に此ひれのなきやうかはる也。
うちあわびを引わたしと云なり。
間は十三。けづりかけ長サ七寸五分。ほそき方をのけ候。細方左へ成べし。

一御成申沙汰之時。かならず主殿にて式三獻まいる。御座敷兼て御弓。征矢。御よろい。御左の方ニをかれ候。又御右の方にをき鳥とてきじの鳥一つがひ臺にすへて候。鯉一。是も臺にすへてをかれ候。又へいし一對口をてふ花がたにつゝみて被置候也。式三こんハ御一前。又御父子御座候ハヾ御二前ばかりまいる也。亭主其時御太刀御馬進上。御くらをく。亭主の家子等御馬を引御目にかけ申候。うらうちたるべし。口傳有之也。御馬を立ながら御覽候て。えん通りに會所へ御成にて。會所にてざうにまいり候。ざうに五種のけづり物くみ候。又亭

主初こんに御太刀御こしの物等進上候て。其次てんじんのまいり候事も候。又御さかな三こんまいり候也。

一よこんめ御湯づけまいる。惣別御ゆづけは獻にハ入候はぬ事に候得共。近年ハ御酒まいり候やうに候。もとは御ゆづけに御酒ハまいり候はず候。御湯まいり候てあがり候て。御くわしまいり候て。又御さかづきまいり候。御肴のすひ物にても。かんの類にてもまいり候て。御てうし參候て。其時能候ハゞはじめさせられ候也。

一御能初よの事。御前の次の間より庭上へ御おり候て舞臺へあがり。まく屋へ御入候て御能初まいらせと在之を。大ゆふおきなのしたてにて出むかひ申。畏と申候也。

〔舊本圖有此間今隨便宜移置〕

一てうしをわたし候事。貴人へはてうしのかしらを右にて取。長柄のきはを左にてかゝへ。身をしづめわたし可申。又兩の手にててうしのはらをかゝへてもわたし可申。此時ハ銚子あらためもちて參候時如此。御座敷にて其まゝわたし申候時ハ。かた手にてかしらを持可參也。又傍輩へもかしらを持。長柄のつまかくしの下をかゝへてわたすべし。口傳あり。

一同貴人よりうけ取申ハ。さし御出しを兩の手にてはらをかゝへうけとり可申也。てうしの下を壺下ともいふ。

一さるがくに御ふく被下候事。御のうの時ハぶたいへもちて出候。いくつも候へ。廣ぶたに入。一づつ二に折てかさね候。御袖を兩へおりかへし。上かへのかたへ二ッにおりて重候。ひろぶた共にもちて出候て。廣ぶたをわきにをき。御ふくを一度に取出しかさねながら遣候。御下かへを上になし候事こじつ也。子細有事

伊勢守仕付様躰。
凡舞臺もやう如レ此。御えんおりさま。又舞臺へ上りさまも。そとつくばひ御上候也。足のすなたかく御えんぶたいにておとす事らうぜき也。
まくの内へ御入候時ハ。ちとまくあげ候。半分あげさせ御入候事こじつにて候。
又御こひ能も。初番ハ庭上へ御おり候て今一番と御こひ候也。後には御えんより御こひ候也
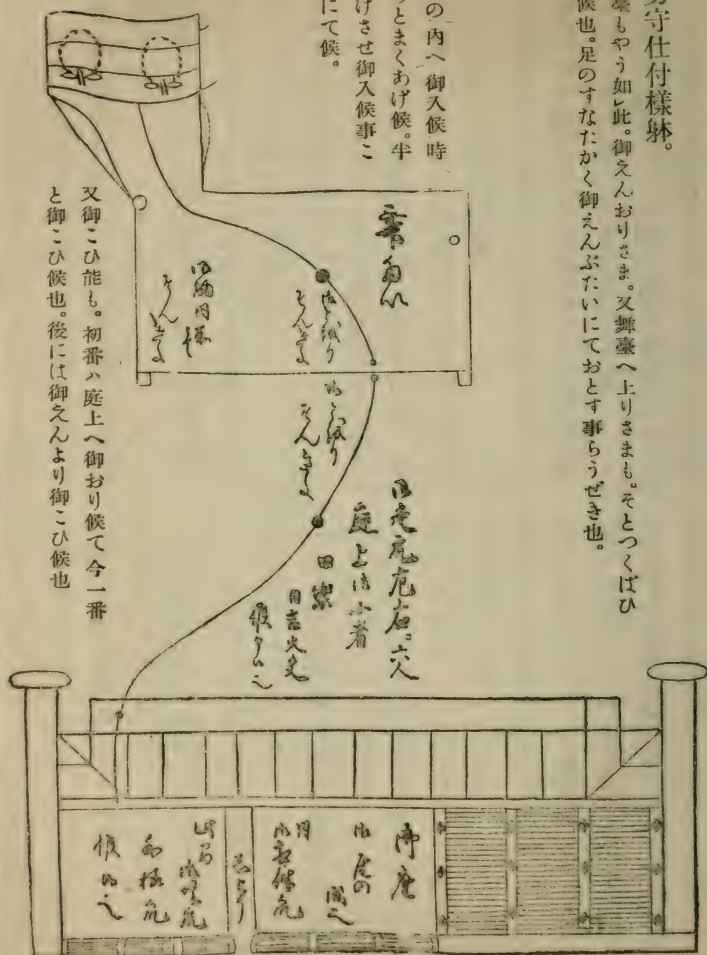
也。又侍に被遣候は。廣ぶたに入其まゝ遣候を下へ手を入頂戴候也。御ふくに御わたのそふ事無之。御あはせの時ハ勿論。御あはせ計被遣なり。

一御膳之事。八のぜん公方さま一御まへ御參候事候。此時も御しやうばんは三まで也。さいの候はぬハ膳とは云まじき也。

〔舊本圖在此間今隨便宜移置〕

一すへかはらけハ酒のした入也。又はうの物とは是もした入也。但本式の時ハ。はうの物ハ不出もの也。又女中方一こんにハはうのもの出候。けつかうなるも在之也。

一公方様御した入の御かはらけに。御した一ぱい入申候をバ。御供衆の内御たまはり候て。御前にて御のみ候。是一段きぼの事候也。

一三峯尖の事。殿中にても御一獻に參候。しかれ共まれ成義候。一段ほんそうの一獻に出候事候。先四季土用之色を其時の季どもに初中後三季の色をもる也。春ハ青。夏は赤。秋は白。冬は黑。土用は黄也。もり物はしやうじたるべし。折こしらへ候。しなの入道作之也。

〔舊本圖在此間今隨便宜移置〕

くひやう色々口傳在之。あけざまに三の上をはしにてそとくひてあけ候事故實也。是もかんの類たるべきと也。

一かんの名の事。驢腸羹。白魚羮。雲鱣かん。ちくやうかん。べつかん。やうかん。さたうやうかん。うんけつかん。水蟾羮。けんひんかん。此外有べし。饅頭ハかんともてんじんとも定がたきと云々。

一鷹之鳥くひやう。先たかの鳥とハきじ也。勿論やきとりたるべし。木具のおしきにかいしき色々。秋冬春にかはる事も在之。但南天のはは四季に用る也。鳥をバさくといふ也。はやもりやうにて鷹の鳥と知事あり。先かひ口を一
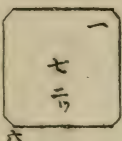
すへ可レ申やうの事。

御汁二ツ　三ツ

御ゆづけ　御前

御汁二ツ　五ツ

三　三ツ

一　七ツ

二　五ツ

六　二　三ツ　七

五　一　三ツ

四　二ツ　三ツ

七　一　三ツ　六

八　一　二ツ

御さい

本ニ七ツ

二ニ五ツ汁二ツ

三ニ五ツ（マヽ）同二ツ

四ニ三ツ同一ツ

五ニ三ツ同一ツ（ミツイ）

六ニ三ツ（ミツイ）同一ツ（マヽ）

七ニ三ツ（マヽ）同一ツ

八ニ三ツ（マヽ）同一ツ

此時ハ引物ハ無レ之。

三　一　二

五　四

本ハ七

是も三まで

三ツ汁二。

五四三ツ

汁一ッ。

此時ハ引物

有レ之。

あけ候時末

よりあけ申

也。

同名備中入道常喜。御膳七ッ六六ッ七ニすへられ候。

折敷足うちかはらけ五度入たるべし。

黒　過去
青　現在
赤　未来

ぬきぐるみ也。

前
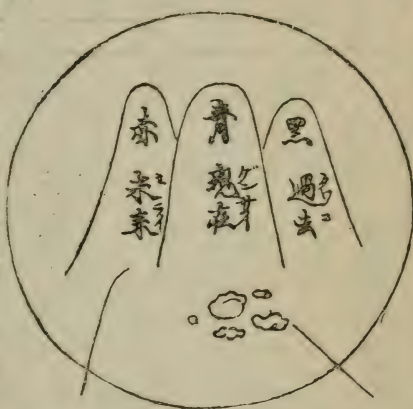
五どいりのかはらけ也。

すべてひやじるをわきよりかくべし。ぬきぐるみすひ口也。

きれにても上にをく也。又ハ當時たかの鳥と功者申候がよきと也。さてはしを取おしきをとり上ていたゞき。はし持ながらつまみてくふべし。先臺共にいたゞきて。又つまみたるをバいたゞき候はずともくふべき也。過分の心得有べし。老者などは聲を出て感ずる也。又若き人ハ先ほねをかり〳〵とくふたるが可レ然と也。二三も後ハはしにて下にもをきくふべきと也。やうだいによるべし。主人貴人の御鷹之鳥又御前等之事ハ。一段うやまひ可レ申也。

一同鶴雁鴨青鷺之事ハ。すひ物にこしらへ可レ出なり。是はかはらけを取上いたゞくべし。はしにてくふべし。先汁をすふ事ハ如何。後にハすふべき也。

一同小鷹ハうづら鴫ひばり等たるべし。是もやき候て可レ出候。きじと同前也。右之鳥共鷹之なに〳〵と書札にも可レ調レ之也。

一はれの時。はだにかたびらを着する事略儀なり。然間。かたびらにえりにおり色にぬひ付て用事。公方にても御やく等の懇仁躰如レ此。御はしり衆なども あせこき衆など あはせ身にまとひ。又ハ用心のためこじつたる事也。たゞえりばかりなり。然者かたびらはれにたゝざる事聞候歟。又袷の下に帷不レ苦候也。

一装束之事。わかき人。年よりくすみたるはくるしからず候。わか〳〵しきハ。且ハらうせきのよし候。又大名の内衆などはかはる事在レ之候に。としたけてはたこうばいなどちやくすること。ふせうの身躰にてハ努々不レ可レ然。とうとうみあかね年よりて着する物也。

一同三月中うす小袖たるべし。此時あはせをしたにちやくすることくるしからず。たゞし式しやうの時は時節可レ定歟。四月一日より袷たるべし。そうべつおりいろのこと。むかしはえりをしぼにして着候事ふせうの上。如レ此うす紫の色公家の御方ならでハ不レ被レ着候。五月四日まであはせ。五日よりかたびらたるべし。又女中衆ハ五月五日もねりぬきを被レ着候。こしまき此時よりすしうらなり。(すゞし歟)尚以女中衆ハ六月一日より七月中かたびら也。八月一日よりねりぬきを被レ着候。男衆もむかしハ八月一日より袷を着し候ことにて候。今ハ九月一日よりあはせを着し。九月九日より小袖を着候。此時そめ付の小袖たるべき事本義也。又十月いの子にハむらさきの小袖たるべし。男女ともに如レ此。又こうばいの事。宮づかひの女房衆は公武共に廿五歳の五月五日午の時まで

可₂被₁着と也。おとこは十五歲までと也。但成人のやうによるべし。たけ等くまみ候ハヾ掛酌有べし。

一むらさきうらしんしやく有べしと也。

一ほつけんつむぎの事。もんつけざるハ上へも參候也。

一無もんの事。小袖らうぜき也。あかねは別儀也。

一加賀梅染の事。もん付たるハ內向へも被₂着候₁也。

一をりものゝ小袖御免なくして大名のほかハ奉公之衆御きんせいにて候。御ふく拜領之事ハ別儀也。御ふく拜領候ては久着候事きぼにて候也。

一嶋をり物の事。地下人の裝束たるべしとなり。

一かけもえぎの事。もえぎをくろみ過てそめたるなり。もんひたと付候。老者など似合候。をし出て被₂着候₁也。

一男の夏のはれは白かたびら也。若衆ハ別儀也。

一ひやうもんといふは。三色にゑとりたるをいふ也。二色はくるしからず候也。むかしは御きんぜい也。

一武家のひたゝれはうら打たるべし。公家ハ一重ひたゝれ也。

一大かたびらとは武家御祝儀に御やくの仁躰被₂着候。白き一重ひたゝれに。又下にのりを一段こはくこしらへ。ぬのたるべし。是をかさねてちやく候也。是菊とぢもひもいづれからよりたるべし。

一ゑぼしがけの事。馬の尾をする事えりて用候。夏又ハ用事可₂在₁之也。又大かたびらの時ゑぼしがけ。一寸まだらに白黑うちませて被₂用₁候事在₁之也。

一すはうはかまゑちご布の事。六月七月兩月ま

で也。四季ともにゑちご被ㇾ用候事　。御免なくしては不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。又大名は別義也。うすすはうとハゑちご布なり。
一ゑぼしすはうの時。つか卷たる刀ハ略儀なり。
一刀を人の見候はんと候ハヾ。小刀をぬきて置見すべし。我さしたる刀の事也。
一進物になる名物の事先ハ。　神息。　眞守。
正恒。　友成。　吉光。　正宗。　國吉。
久國。　行平。　宗近。　信房。　有國。
包平。　國綱。　則國。　國友。　國次。
菊一文字。　此等也。
右名御の事御成申沙汰には。此内太刀刀に二三種も參候はでハ不ㇾ叶也。
一主人貴人之御相伴にしこう候ハヾ。あまりに打まかせて可ㇾ座事如何。然とてつくばうべき事も如何。上座の方の　ひざを　少うけて可ㇾ座也。たゞ中時ハ　ひざをな　をしくふべし。時宜によるべきなり。惣別われよりの上座を見合。其次第にはしを取くひそむべし。二度めより無二其儀一。又はしをく時も　我上座を　見合可ㇾ置也。
一ゆづけハかうの物よりくひそむべき也。
一めしは中もりよりくひそむべき也。但物によるべき也。
一このわたハ桶を取あげてはしにてくふべし。是も一番よりハ如何。半に一兩度もくふべき也。わかき衆ハしんしやく有べき也。
一かまぼこ刀め付たるハはしにてくふべし。其まゝにて候ハヾ。取あげてくふべき也。中よりかふるべし。
一貴人御さかな被ㇾ下候ハヾ。左の手にてうけ。但右の方より被ㇾ下候ハヾ。右にてうけとり申。ふか〴〵といたゞき少しざりてたぶべし。其時たべられにくき物にて候ハヾ。たぶるや

うにして口のそばにて右へ取て懷中可ㇾ仕候。又被ㇾ下候をいかにも謹てうけ取申。一しざりして御はし御をき候て御本座へ御なをり候て。其にてふかぐ\とい たゞきたべ候事も在ㇾ之。いづれも時宜によりて はたらくべきなり。

一貴人主人の馬上へ物を申ハ。御左之方へ馬の後よりまはりて可ㇾ申入。もし御左の方つまり候ハヾ。何方よりも可ㇾ申。但急事たらば如ㇾ此御右よりも可ㇾ申入ㇾなり。尙以御左つまり候時之事也。

一書狀を披露申候ハヾ。左之手にもちて申事候ハヾ子細を申入。さて狀を可ㇾ參。下にをきてまいらすべき也。よめと被ㇾ仰候ハヾ。御覽候こどく置て可ㇾ讀也。

一鞍しん上の事。くらぼねは兩のゐぎを兩にてもち。前輪の方を貴人の御前へなし。御前にをきて。さて右にてしづわのおりめの方へ手をかけ。左はゐぎをかゝへてをしなをし。のり方の手がたのかたを御前へ御目にかくる也。とりて立申候時は。もとのごとくをしなをして。兩のゐ木をもちて罷立也。

一鐙の事。兩のしたさきを兩の手にてひつそろへてもち御前にをき。左の手をはとむねへやり。右は兩のしたさきをかゝへてをしなをし。のり方を少すぢかへて御めにかくるなり。又とり候時ハもとのごとくなをして。又したさきをもちてかくる也。

一くらとあぶみと一度にもちて參候時ハ。くらハ右にてしづわより手を入。かいなにのせて持。あぶみハかこを兩をひつさげて。ゆびにかけもちてあぶみをわきにをき。くらを右之如くのり方を御前へなしてをくなり。さて又鐙を右のごとく兩にてしたさきをもちて。是又

鐙を御前へをくべし。口傳在之也。渡も同前。
一御沓左よりはかせ申。御ぬぎとも左より也。
一御ゆがけハ右より參候。かさねてをき申候も。右を上へかさね申候也。右より御さし候也。
一むちハ先とつゝかを右の人さしゆびにてとつゝかのををもちそへ。とつゝかをさきへなして。御前にてとつゝかを左へもち。むちのなか程を右にもちて。御うけ取候時。左をとりさげ參べき也。
一むちをたてゝをく時もとつかを上へなしてをくべき也。
一御あぶみをさゆる事。左ハかこの上。力がはを左にて内より取。右にてあぶみのやなひばををさへ。足を左を少ふみ出てこしをかゞめをさへ申べし。さて御はかまのひだをも御くらしたへをし入。御えもんをもなをし可申也。
一こしと馬上の事。たとひこしののりてハさしてもなきともがらなり共。馬をふかぐ〵とうちのけてこしをとをすべし。勿論さもとしたる仁にて候ハヾ。下馬候て可然候也。
一せむる馬ハよき程は下馬にをよばず。但仁躰によるべき也。
一せむる馬にハあしだをはき候共ぬきて可然となり。
一いかにおだしき馬なりとも。うしろをとをる時ハきづかひをしてとをるべきと也。
一あたら敷馬とハいふまじ。めづらしき馬といふべきと也。
一幕之事。口傳あまた可在之。出入之事每篇之義なり。先いさゝかも内へまくり入事不可有之。出入之時すそをそとへそとまくり出して。たゝみあげ出入べし。常ハはると云べし。敵を見かけてハうつと云べし。船中にてハはしらかすと云べし。法事又は樂人ハひくと

云べき也。
一あしなかに禮義なく候也。
一馬上にて傘左にてさすべし。目通りにえを持べき也。
一弓ハかさの内に持添也。
一むちハ右。むちさき左の方こしに二ふせばかり見ゆる程にさし候へば。うしろろくに見ゆる也。
一弓袋ハ一二といふべき也。
一をと木とはいふまじ。手をとよき弓と云べしと也。
一馬を御目にかけ口を取とも。返しもゝだちハ取まじ。小もゝだちを可ㇾ取也。但しろき道ハかはるべし。
一馬はのりおりと云べし。おりのりとハ云まじき也。
一ゆがけ一具。むち一筋。手綱腹帶一具。鞦一掛。うつぼ一。鐙一懸。鞍一口。幕一帖。
一うつぼのみとハ云まじ。うつぼにさす矢たるべし。是も征矢同前也。そやをつとりのふしをしそろへたる也。うつぼのハすげぶしをそろへたる也。
一沓一足といふ也。
一くらを置と云べし。しくとハ云まじき也。
一切付も一口と云べき也。
一鞍覆ハ一と云べき也。あふりハ一懸と云也。
一行縢皮は一具と云也。たゞ行縢也。むかばき也。
一甲を見せ申ハ。左の手にのせをくもいさゝかも下へさがり候はぬやうにたぐりて。少左のくはがたの方を御目にかくる也。又左へ可ㇾ寵立也。
一湯かたびらを。ゆかたとハ云まじき也。
一鞠一足とハ云まじ。一と可ㇾ在ㇾ之也。
一御とをりとハ。一段貴人の御前の事也。常は召出也。

武家部十三

今川大双帋

一弓法之次第之事。抑弓之起ハ七德五形を表す也。先七德ハ仁義禮智信忠孝此七ツ也。又五形とハ木火土金水の五ッ也。是に依弓を七尺五寸に被定る也。日本にて弓を作り始る事は。人皇十五代めの神功后宮と申奉る女帝にてましましける。異國退治の御時黒き兩頭之虵を見給ひて。たらし木にて作り給ふと云。此ゆへに弓を御多羅枝と云也。但三國に渡て。是におほくの口傳在之也。

一弓を張べき次第の事。先かけたる弓を取りおとし候か。又立置弓を貴人張候へとあらバ。かげにて張候て出事也。只是にて張候へと抑あらバ前にても張べし。又張べきかげなどもなくバ。本より前にても張べし。貴人の方を後になすべからず。縦貴人を後になすとも北に向て張べからず。弓を張にハ右の膝をつき。左の膝を立。すほうの袖にてほこりをのごひ張べし。縦ほこりなし共のごふべし。さて立あがり。柱に弓を押當てやすめ絃をはづし。貴人の弓ならバやすめ絃をくわへべし。平人の弓ならバ絃かぶらをくはゆ。絃を三より〔よりイ〕・二よりもどして張候て。其まゝ本筈を疊に押付て。右の手を上へはこび。左の手をも上へはこび。右の

足をも前へはこび。左の足をも前へはこびて。其まゝつくばい弓をおしなをし。左の膝をたて。右の膝をつきて。弓をみて取直し出すべし。さうじて弓を張には七八ばかりの少人の弓なりとも。五人張三人張と心得て大事におもひて張べし。人前にて弓を張に。をし返し又はおれたるハ恥なるべし。如此しつして張候へバ。おれても苦しからず。弓のとが成べし。やすやすと張てそこなひたるハ。以外の恥と心得べき也。

一弓を貴人に出様。右の手ニ而挊革の下を取。左の手にて本活の下を取。右の膝を立て。左の膝をつきて。たゝみに付て可出也。

一貴人たる方の請取次第。左の膝を少直し。左の手にて挊を取。右の手をばそばへそばへそとよ□。

一同輩の人に弓を渡すべき事。右の手ニてハ挊の上を取。左の手にて本活を取可出也。膝の立引如前。

一同輩の人ヶ様に出すを左の手にて挊を取。右の手ニては本活の上を取べき也。請取人は左の膝を可立し。

一我よりも下の者に弓を渡す次第。右の手ニ而中程をとり。左の手にてハ挊より少下にそへ取也。

一ひくわん以下に弓を出すには。右の手にて弓の中程を執。其まゝ片手にて指出也。是ハ沙汰のほかなり。

一外にて貴人に弓を出すハ。つくばひたかくさしあげ出也。様躰如前。下に御座候ハ。手をさげて可出也。れいしきの人ならバ腰をかゞめて出すべし。

一矢を人に出様之事。左の手にてハ。射付の節を取。左の膝を立。右の膝をつきて渡すべし。是

はおつ執のふしを可被取也。
一矢を人に渡請取様。手の上下ハ弓のごとし。
一ゆがけさしながら禮する事有べからず。ゆがけを執て禮をすべし。もし取べき隙なくバ。手覆を返して禮をすべき也。
一ゆがけをバ右よりさし。左より取也。惣じてゆがけをバ人の前にてハさゝず。かげにて隠してさすべし。
一野陣にて御酒有てめし出し候者。甲をぬぎ人にあづけ。ゆがけを取参てのむ也。ゆがけ取べき隙なくバ。手覆を返して参のむべし。又甲もたせべきものなくバ。高ひもにかけて参るべし。
一弓を人に出すハ。搾のほどを大はう一かさねにまきて。水引にてゆひて。はらざる弓も前の如。外竹は下人たるべし。
一我射ならしたる弓。なを人に所望せられて出ハ。絃をも取。又搾革をも取。まきたる緒のみえざるやうによく〳〵のごひて。大はう一かさねに巻て。水引にてゆひてつか〔はずイ〕はすべし。努努其まゝつかふべからず。
一ぬり弓に白絃をかけべからず。ことに馬上にて不可〔塗〕持。いはれ有事也。
一白木にぬり絃かけべからず。子細有事也。
一白木にぬり絃をかけて的射べからず。ぬり絃にてもくるしからざるハ。絃かぶらを白き紙にて巻て射べし。
一鷹の羽にてはぎたる矢にて常に的射べからず。子細あり〔口傳イ〕。
一矢に不付羽の事。鳶。ふくろふ。さぎの羽を付べからず。
一ゆがけをバ一具ゆがけとハいはず。かたがたゆがけともいはず。もろゆがけと云べし。右ゆがけ。左のゆがけともいふ〔なりイ〕。

一馬上の時。かちだちのその弓を持はしる様。巻をつく木弓を持候とも。絃を上へして左の肩にかたげ。右の手にて本はずのもとへ手をまはして。とりはしるべし。主人馬よりおり給ハバ。左の手にてひつさげ。撵より少上を取持て行べし。又馬に乗給ハヾ。本のごとくかたげべし。馬よりおり立どまり。人にものをいひ給ふ事あらバ。弓を立て持つくばふべし。

一馬上の人も馬よりをりてハ。弓を撵より少上を。絃を下へしてひつさげて持てねまるべし。

一弓そやまいらするやう。弓をバ主人の左に立て。矢をば右に立て可置。亦一所に主人の左に立て置事も有。

一主人の矢とあらば。御てうど持て参候と申付べし。御矢持て参候などと努々云まじき事也。

一主人の弓をバ御たらしと云也。

一かちだちほむるとて。たれ〳〵ハよき弓にて候などと申事非興の至なり。よきかちだち渡るなどとほむる事也。よき弓と申は。たゞ弓のきずもなく。はりがほもよく。音もうち。ちからもよきをこそ。よき弓とハほめ候へ。かちだちをよき弓とハ申べからず。

一雑談に神動をいる。角木を射るなどと談るハ耻成べし。何もをも中物を射ると談るべし。四半共九半共立物共可談也。

一野山にて小牛又は犬などを引目を以て馬をかけまはして射る事あり。是をばおんだし物を射るなどと談るべし。

一野原にて物を射るをバ。目當の物を射るなどとかたるべし。

一弓の撵をまき様。数は七九十一也。外竹のもとより巻はじめ。前竹の内かどにてとめべし。

一絃をバ一筋二筋と云べし。一ちやう二ちやうとはいはず。一ちやうとは七筋也。然る間一筋

二筋といふなり。
一人の的矢を執出して見する時。取て見るに。其ぬしかけて御覧候へと申され候共。ゆめ／＼そつじにかけ合て見べからず。其ゆへは若筈もかけ候ては耻たるべし。たゞとあらバ。筈をぬらしてかけ合て見べし。筈ぬけかくる事あり。
一馬上へ引目進らする様。弓に引目を取副て右の肩にかづき。馬の後よりまはりて執直し。左にて撵の下を引目に執べし。右にて本はずを取て其まゝ御取候やうにさしあげべし。
一矢の羽の事。上ハやり羽。前ハゆすり羽。今一ツハとかけと云也。矢の羽の長さハ四寸也。的矢の羽だけは六寸也。
一ふしかげ執たる矢を取て見るに。節陰の上努努執べからず。
一送り迎などに 出る時の 弓の張やう前ニしるすがごとし。張候てそとす引をして。定ニて弦音一度。定より上にて一度。下にて一度。以上三度する也。
一弓のにぎり皮を人に所望せられて出すに。ひろくながくたちてつかはすべし。こなたにてあてがひたるハあしき也。そなたにて御たら候へと申てつかはすべし。
一神動など人の所望あらバ斟酌すべし。そつじに出すまじき也。堅々所望あらば。さんざんに候へども言葉をつかひ候て可出何の矢を出す共如斯。
一弓を持て馬に乗て鷹にあふたる時は。鷹の右へ馬を打出て。右へおりて弓杖をつきており。弓を左に取うつし。同弓を立て。右の手をつきて禮をすべし。
一弓杖をつきて馬に乗べき事。手綱を弓に取副。弓と馬と我が身を三ツ鐵輪に立て。さて左手

綱を同左の手にて前に執副候て乗べし。さて弓を手綱に取そへながら。馬のかしらの上をまはして。左の手綱に執〔とりイ〕からみ持べし。

一弓を持て貴人に禮之次第。主人の馬に打むかひて。左の方へ少引まはして。我が右にして禮をすべし。惣じて貴人にかぎらず禮をする時は。弓をかいこめて禮をすべし。れいしき物など申時も右に持てす〔申イ〕べし。

一弓を持てこしに立より物を申様。むかふにより申時は。こしの右へよりて。右の長柄に右の手を付て。弓を常のごとくに左の手に持て。左の脇に置て申べし。後より寄〔候イ〕らば。こしの左の方へよりて。同左の長柄に左の手を付て申べし。弓を持様左右同前。馬よりおりてこしの供をすべき事。左の長柄の〔わイ〕さきに弓を右に持ても行也。こしを立らるゝ〔イ无〕御時は。弓を立ても又ハ左の脇に置てもつくばふべし。

一ずいひやう軍陣の弓をば。下地を黒ぬりにして。千だん巻をして。其上にしげ藤をつかふべし。

一藤の寸法は。二寸間にて五分。矢摺は五寸。末活ハ長く。本活ハみじかく。何れも赤かるべし。

一弓の鳥打といふ始りの事。仁王三十九代めの天智天皇の御時。まるんのもの鳥にけげんする。弓の上活にて打ころすによりて。此いはれに鳥打と云也。鳥打といふハ。上活一尺二三寸之内也。

一矢は三儀〔オイ〕二儀を表する也。三儀〔オイ〕とハ天地人なり。二儀ハ陰陽也。因茲三尺二寸に用也。

一主人に矢を出す事。根の方をひつそろへて持。羽の方を主人の方へして。左の膝をつきまいらせ候也。

一矢づかならびにほこの事。惣じてわれ〳〵手

にて。矢づかハ十二束本也。又人によりて十四
束も十五束もあり。但十三束とハ。平世いはざ
る也。扨弓ハ我々が指にて七尺五寸也。
一的之時弓をおとしたるを取様之事。若足本に
落ば〔絃前イ〕則其まゝ取べし。但絃前へなり候ハヾか
た手にてあげて執べし。若足もうごかさばお
さめたる袖を引かけ。後足をうごかしかしこ
まりて執べし。又遠くへ落るハ。じきに〔しイ〕肩を入
て。足を引ずして執て。如〔イ无〕前なをりて立也。何
れも絃前になり候ハヾ片手にて可執也。
一笠をさして弓を馬上にて持事。れいしきの如
く。鞍の弓手の方の下手に笠をさし入て。小指
藥指の二ッに弓の絃をかけて。弓ハ笠より内
へする。絃は上になるやうに脇にはさむ也。
一御供之時弓を持禮法之次第之事。左の肩にか
たげ弦を外へする也。さて主人に人のあひ下
馬有バ。左の手にて弓をにぎり絃を上へして。
うら活をさげて横たへて持也。又久敷路次な
どにて人にあい滞留有時は。左の手に弓を持、
本活を地に付て。絃を上へして可持。又主人
に物を申上る時は。左の手にて持たる弓を右
に渡して。右の膝の上へ横たへてもつなり。さ
てかしこまつてあれば。つるハ外へなるべし。
一矢の様躰。五節をかた取候。地水火風空。木火
土金水を顯也。筈の名所は。かこひ。絃持。ぬた。
こしまき。内をバゑりと云也。惣じて矢餘多の
習有也。
一矢の卷目の寸法事。ねた卷五分。沓卷六分。本
卷六分。上卷三分。ケラクビ三分。卷目黒ぬり
の時ハ。のごひ篦。ふしかげたるべし。赤漆の
時ハ白篦なるべし。
一張弓を主人馬上へ進上申樣。右の手にて鳥打
より下を持て。左の手にて撓の下を持て。絃を
外へしてよこたへて。主人の右の脇と膝の上

の方へ進上申也。常に座敷にてもかしこまり膝をつきて。是も以前のごとく進上申也。

一上指をさす次第之事。神動を三ッさすが本也。さて二ッ指は過(遥断イ)しよし也。又一ッ指事ハなきこと成に依。鞭を上指に指そゆる時は。鞭をバ奥にさし。矢をバくちに指也。二宮流にて矢を奥に鞭を口に指也。何もなんずべからず。矢數てうにさゝバ。鞭を一筋指そゆる也。若又矢數半ならば。べちに指べき也。うは指。三ッ指には早矢(甲イ)乙矢甲(矢イ)と指すなり。又二ッならバ。早矢(甲イ)乙矢と可ㇾ指也。自然雨など不慮にふり出バ。卷の内へ矢の筈をかまどの方へして入也。上指神動なくバ。當世ハ角木成とも指也。騎馬の時は。弓うつぼ也。さてうつぼの實は。七九十一也。然るに指樣の口傳ハ。初春より七月の中旬迄ハ。鷹俣一ッもあれ二ッもあれ。上にさすべき也。それより十二月迄はけんさき。とがり矢。丸根などを上に可ㇾ指也。又此外にハ遠矢二ッ。神動一ッ入ル也。又用心之時ハ。きほうをも可ㇾ指。惣じては。身に付方あがり也。

一征矢又とがり矢などを我持たる時。貴人御覽ぜんと仰あらバ。矢の筈の方を出すべし。矢實方を出す事なし。

一三ッ神動之事。早矢(甲イ)二ッ。乙矢一ッ。三ッ神動と申也。以上三ッ也。

一一手ある神動をかたく(かた〳〵イ)人に出す事。早矢(甲イ)を出すべき也。

一木ほうの羽。長サハ四寸五分也。同木ほうの羽を人に出すには。雞(雉羽イ)はを可ㇾ出也。

一軍陣にて。弓のおれたるにて吉凶をしる事。搼より上のおれたるハ吉事也。搼より下のおれたるはあしきことなるべし。

一はづし弓。白木をば前竹を下にして。後竹を上にして。本活の方をまいらせべき也。

一同輩には末活の左になる様に出すべし。左様に出せば。上活は我が左に成べし。又馬けはしくば。後より絃きれ。弓出す様に可レ出也。

一夜引目之事。夜引目射るニハ。ぬるでの木の三方へ枝のさしたるを取て。しでを付て持て參には腰に指て。畏にハ弓とつるの間に指べし。又手にも持也。弓の庭の間先七杖にて射て。三杖よせて又射べし。射方ハきゝ神へ向べし。

一御產の蟇目射るには。白き大口ひたゝれにて射べし。白べりのたゝみ一疊出すべし。それにむかばきをかけて射べし。弓の庭の間七杖半にすべし。射る數は女子には一手射べし。男にハ三かいな可レ射。先一手射て待て。御座所より左右あるべし。扨男子ならバかさねて一かいなハ射べし。以上三かいな也。射る方ハ玉女の方也。蟇目の羽は鶴の本白を付べし。

一引目をしらべるにハ。ひぼをもとかず。はだぬがず。弓返しせずして射べき也。

一弓など取おとしたる時は。遠くに落たらば。かいなを入て取べし。近く落たらば。其まゝ可レ執。絃我が前になりたらバ。下より手を入執べし。又絃外へむかハゞ其まゝ取べし。

一絃きれたるには。近くならバとりてしざるべし。遠くならバ其まゝかしこまるべし。其時張かへの弓を持て肩を入べし。後より末活にて袖に當る時。心得て袖をあぐるに。其まゝ入て。本の弓を執てしざる也。其時前弓の人はつがいたる矢をはづして肩を入べし。後弓ハつがいたる矢をはなして肩を入て禮をする也。

一四半とハ。小折敷を四ッに切ル也。九半とハ九ッに切也。はさむくしハ。切上四寸也。

一箙に矢さす數九ッならば。鳫また一ッ。的矢一手。丸根四ッ。とがり矢一ッ。柳ば一ッ。かぶら矢一ッ指べきなり。されば矢かず九ッ指べき

事ハ。大國に日の十出たりしを。げいといふ者有けるが。此日を射て落したりしが。九ッは鳥也。一の矢正に日輪に當けるによつて。其おそれをなし九指也。げいが流也。

一馬上(にイ)て矢の實をぬきて持事。其時は征矢の實のかたを弓のうら活の方へして可持。

一征矢又ハとがり矢などを我が持たる時。人の御覽ぜんとあらバ。矢の實の方を出す事努々あるべからず。

一弓とゑびらを人の方へ一度に出すには。先弓を出し。其後ゑびらを可出也。

一弓袋の菊とぢ二ッ可付也。三ッ折におりて一ッ付。又中に一ッ付る事も有。

一袋に入たる弓を所望して見候ハヾ。又袋に入てかへすべし。

一弓を持鷹すへたる人にあふ時は。弓を右の方へ執うつすべし。

一主人に弓を御目にかくるにハ。拵の下を右の手に執。本を左の手に持。主人の左の膝の上へまいらするなり。絃を外へして。弓の本を前にして進らする也。

一弦弓を馬上へ進らせ候處。此弓ハ氣にあはず。別の弓をと仰あらバ。持て參時。主人前に持たる弓を右の弓杖をつくごとくにして御座候得バ。又馬手のかたより馬のかみ中の少下より弓の本をさきにして進らせて。前の弓を取て歸る也。若又主人ケ様之様躰をしり給はずば。主人の後へまはり。弓手の方より指寄て。是も絃を外へして。弓を我が左の手に持あげて。前に主人の持給ふ弓とおしならべて持あぐる。さて其後主人前の弓をはなさるゝとき。やがて執てしざる也。

一弓を御目にかくるには。はづし弓をバ主人の右の方へ。はり弓をバ左と心得べし。御請取あ

りて其まゝ御張候やうに進上申也。張弓をバ左の膝の上へ進る也。

鷹之式躰之事。

一鷹居て貴人に見せ申事。座敷にてうちをもつかせたるは。ずへ手の耻なるべし。さやうにすれば。半時の内にうちをつくべし。ゑんにてかやうに致候へバ。座敷にてつきたるともくるしからず。さてゑんにて鞭をぬき。尾などをかきつくろひ候て。いかにも鷹をしんにおもひて。座上に直り。左の膝を立。右の膝を敷て。鞭にては羽をかきつくろひ。足緒を引しめ。鷹の面を見せ申さで身よりを御目にかけ。其後たなさきを見せ申さでうしろを見せ申。むちにて尾おしあげて。御目にかけべし。

一鷹を人に渡スには。先鞭を出し。其後鷹を右へ居ル。口にてゆがけの緒をくいとき。ゆがけを執。鷹を本のごとく居て。さてゑ袋を出し。其後鷹を渡す也。貴賤の人ならバうは手を渡す。下輩の人ならば下手を渡す也。馬のごとくなるべし。さて渡して。左へ身をひらき候てしざる也。請取ては右にひらく也。若又請取人ゆがけをさして出候ハヾ。ゆがけとくにおよばず。ふち餌袋を渡し。其後鷹を渡すなり。

一鷹を請取ハ。居手の右の脇へそろりとこきより請取居上也。上手下手の禮あるべし。渡す時も。とばへぬやうにすべし。

一繋たる鷹架のもとへ他人さうなくすべからず。

一ひるやみたる鷹を繋事。かげに架をゆふとも。木の本を鷹の右になすやうにゆふ也。さて鷹を繋にはみふしつなぎて。扨其わなへわなの(つりなど)なき方を。大緒を其わなへ引入て。大緒さきをとめずして置也。旅にてひるやみ鷹繋といふ

口傳これあり。可秘々々。
一鷹の鳥を物にすへて人に出ス事。鳥の後の方を下へして。胸を上へ。かしらの方を出ス也。御樽などの上に置同前也。次に鷹の鳥山を請取人の方へ出事。山緒を右の手に取持て。渡す人前にて下に置。山緒の方を後にして。首方を出也。
一餌袋を人の方へ出す事。春夏ハ鳥頭を渡し。秋冬ハ兎頭を渡す。春夏ハ兎頭を我が取也。秋冬は鳥かしらを我が取る也。
一小鷹の餌袋は何時も鳥首を出ス也。
一鳥を餌袋にさす事。鳥の後の方を我が身に付候やうに心得て指也。
一鳥を餌袋にさして鷹師の方に出すには。鷹師の付られ候様出也。
一主人の御鷹と我が鷹を繋べき次第之事。我鷹をバ鷹の右の方に大緒さきをとめべし。主人の御鷹をば左の方に大緒さきをとめべし。大事の儀なり。
一鷹の大緒の寸弓の絃を二ッに切たるゆへに。其長さ三尺三寸五分也。
一鷹架に繋たる所を通る事。鷹の前にて手をつきて通るべし。たゞは努々通るべからず。内に繋たるも同前。後を通る事有べからず。
一新鷹又は鳥屋出したるなどをば。大緒さきを指にまとひて出し。又餌袋にもおほくの習あり。よく／＼知りたらん人に尋あきらめて。その躾あるべし。
一人に鷹を渡すべきとおもふところに。たゞ架に御繋候へと申候ハゞ。其まゝ架につなぐべし。大鷹ハ七くさり。せうハ五ッくさり。小鷹ハ三くさり。□〔荒にイ〕ハゆがけをゆひ付て。身よりの架のはしにかけて置なり。
一架に繋て置鷹を寄て見候様。先鷹のかほをみ

て。其後鷹のみよりをみて。扨たなさきを見て。後せば〔をはイ〕たなさきよりみこしにみべし。先よりて架のそで〔にイ〕につくばい。手をついて立て見る也。

一餌袋に鳥を指すやう。男鳥をバ尾の面を前へ指す事なし。尾のうらを面へ指也。めんどりをバうつむけて尾の面を見るやうに指す也。

一鷹の鳥をとしば〔ことしイ〕に付て出す事有。としば〔ごとイ〕の木ハ松の枝又ハ梅の枝たるべし。餘の木に付べからず。

一鷹をみせんとて客人などもとめられ候はゞ。如何なるいやしきかせものに居させられ候共。ゑんなどに置べからず。座敷へしやうじ置べし。居ても斟酌すべからず。

一鷹の鳥をバきるとハいはず。さくと云也。

一野山にて鷹の鳥を物に居て出事。うほ〔まなイ〕板有とも板の上に折敷を一枚置て。其上に鳥を置て出也。折敷も板もなくバ。たゞも苦しからず。

一谷越河越に山など鷹をつかふ事有。見懸たらば遠しといふ共下馬すべし。鷹師の方に禮をいたさんも。程遠くて聲届かずバ。杖をあげて禮を見せべし。

一鷹犬を請取やう。やり綱〔綱イ〕の末を右の手にて一からみからみて。左の手にて繩の中程を取て引也。請取時は犬の名をとふて請取也。惣じて名をとはずして請取べからずなり。

一鷹を請取事。弟鷹にて候ハゞ。おき繩を用意して持べし。小鷹ならバ。へ緒を用意して持べし。鷹を請取てハ。左の袖よりへ緒にてもおき繩にても引とをして。大緒のさきにさすべし是は。馬などころばしたらん時。鷹をまはせまじき用心なり。我より上の人の居たる鷹を請取事。大緒のさきを右の手の下より取て。其後鷹を請取べし。我よりも下輩の人居たらバ。右

の手の上より大緒のさきを取べし。我も大緒のさきを右の手に一からみからみて。扨鷹をバ居べき也。又我より上の人にハ。大緒のさきを我が身に引そへて。鷹を先さし出して進らする也。我よりも下輩の人にハ。先大緒のさきをさし出すべき也。同輩の人にも如斯。

一同架に弟鷹と兄鷹と二ツ繋事。弟鷹をバ木の本に。兄鷹をば木のうらの方に繋べく〔シイ〕。先弟鷹を繋。其後兄鷹を繋べし。扨居る時は。先兄鷹を居て。其後弟鷹を居べし。

一鳥屋とあかげを人にみする事。先あかげをみせて。其後鳥屋をみする也。大鷹も兄鷹もあらバ。先せうを見する也。

一田鳥山鳥に縄をかくる事。田鳥にはわら縄〔糸イ〕を。山鳥には藤をかくる也。かへるまたにむすべし。

一鷹の鳥を持て出ること。左へ頭をなして。右の手のひらに置やうになして。右の手を上よりかけて持て出。御前にてたゝみの上に置て。さておしまはして。とりかいの方を貴人の方へなして押よせて置也。扨又御目にかけ候に右を見せ申也。水鳥も山鳥も市にて買候鳥もおなじ事也。

太刀等に付て式躰之事。

一御供之時。主人の人に出さるゝ太刀を持にハ。主人取よきやうに右へまはりて。つかの方を進上申なり。

一貴人高人などの人に太刀を出さるゝに。奏者して下さるゝハ。事の外のしやうぐわん也。又太刀を請取。直に持て参り。御禮申上ハれいしき也。又奏者して申上るハいたつての御禮也。又太刀をそう〔奏〕じやして下さるゝハいたつての賞翫なり。其時は太刀を持て前へ参り。つかの方をいたゞいて御禮を申上也。太刀を宿へ

もたせて下され候事も有。何も人によりてさまざま也云々。

一太刀を主人に披露申す次第の事。若折紙あれバ。太刀にそへて主人の左の脇に御はき候やうに置也。惣じて太刀折紙は八文字成に渡すべし。若風吹時は太刀に敷なり。

一若門外にて太刀を渡さバ下に置ずして。折帋有バ太刀の上に置て渡すべし。また太刀を立ながらも渡すなり。

一猿樂に主人太刀を下され候ば。右の手にて太刀のつかを取。下に置ずして片手にて出すなり。又足合を持て渡すもあり。

一［長イ］太刀を貴人又ハ主人などに持て參時。みねの方を主人の方にして。左の手につかを持。主人の右の方に置。是もやがて御取あるやうにみせ申也。

一御腰物を貴人主人へ持參するやう。左にて下緒を取て。刀の柄をなにとなきやうにさげ緒にて卷き。常に太刀など進らするごとくに主人の左の方に置也。

一主人の御太刀打刀をバ右にあし合［足カ］を持て出て。むねの方を渡申也。御つかを我が右の方へして渡し申也。

一主人貴人などへ御腰物を作りて進上申樣。大りやく金作りにして上をぬるもの也。扱目貫の上をかみよりにてゆふべし。ゆめ〱つかをバ卷ず也。扱盃にても又は物のふたにてもすゆるなり。さて居やうハ。つかを渡す人の左へして刄の方を人の方へせずして。よこざまに置也。又前々用意もせずして。俄事にハ其あつかいなきも苦しからず。

一他所他家へ御使に參候時は。若太刀有バ事の子細をよく〱申上て。後に進上可申也。若又同道衆有バ參る時次第に參りて。歸る時ハ

下座より立ものなり。

一刀を主人に進候にハ。左の手にてさげ緒を取。刀のつかを何となきやうに卷き。常に太刀進上申ごとくに主人の左の方に置也。

一奏者の時太刀を請取にハ。片手にて足の間を可取也。

一主人の給へる太刀をバ。兩の足を執ていたゞいて。取なをして左へ持て歸る也。

一太刀折紙を披露之事。右の手にて足の間を取てひつさげ。主人の御前に參りて。片膝をつきて。左の手にてかぶと金をさか手に取て。主人の左の方二三尺計のけて置て。折帋をバ廣げて。御目にかけて下に置なり。

一刀を人に出すにハ。太刀の樣に出すことも有。又つかの方をも出べし。つかの方を出すにハ。かうがいを上にして。下緒を刄の方にからみて出すべし。

一貴人に太刀を出やうの事。直に努々渡すべからず。奏者して渡べし。若奏者なくバ。誰人にても座敷に祗候の人に目をつかいて渡べし。若又直に請取候ハヾ。足あいを右の手にて執て。かぶと金の下に手をかけ。右の手をなをして足合の下へ入れ。はかるゝ樣にたゝみに付てさし出すべし。とらるゝ人は右の手にて足合を取。太刀より下へ手をはなす也。片手ニ而可執なり。

一小刀を貴人に出すやう。努々刀をつかむべからず。つかの方を出すべし。

一中間に主人太刀渡事。常のごとく持にあらず。右の手ニ而太刀の足合を取。左の手にて二ツの足よりうちを執て立乍渡也。然間中間右の手にてつゐを取て其まゝ肩に打かけ持也。

一太刀を人に出す樣。常に太刀持樣に右の手に太刀を持てあゆみ出で。出すべき人に向ひて

つかをちとたゝみにつくるやうにして。左の膝をつきて太刀を取なをし。客人太刀をはき給ふ様にすぢかへて左に置て。手をつきて禮をして歸るべきなり。

一御供をきんじこしの内に太刀を立事。こしの左より參りて。主人はかせ給ふべきやうにして立るなり。又二度めに立る太刀をば。右より參りてつかの方を入る也。

一弓と太刀とを人に出す事。先弓を出し。其後太刀を出す也。

一人の刀を所望して見る事。居たる前にて拔て。能々見て。やがてさしかうがい小刀見て。扱かへす也。

一刀をさゝぬ所ハ。鞠の庭。風呂。貴人の御近所也。

一芝居などにて御太刀持ながらめし出しのむ事有バ。太刀を持たるまゝ參りて。右の膝の上にのせて盃を執のむべし。のみてハ右へ歸るべし。努々太刀を人に預けべからず。右條可秘可秘

躾式法の事。

一御供之出立ハ。ゑぼし。すはう。はかまなり。但ゑぼし着ざる時ハ。髮をちやせんにゆふ也。又こし當をして。下緒をとめ。もゝだちを取て。きやはんをするなり。

一よめ執之時の火會せをバ。平地門の脇にて。二人の役者。ちやうちんより取出して。たかいに三度執ちがへてとぼす也。扱らつそくハ白かるべし。

一御供の時小者に敷皮をかけさする次第。左のうでに切目を前にして。すはまを左へして。大ゆびにまとひてかくる也。革を二ッに疊に折也。さてしかせ申時は。横にも竪にも主人の好によるべき也。扱又横に敷候時は。すはまを左へ敷也。若又同道の人有ば。すその方に客人を

なをすべし。

一主君の御使を申時ハ。よく〳〵心をしづめて仰を聞べし。扨なまぎき成る事をバ。押かへして不審を申物也。又奏者として我が主人の名乗くわん名などを申上たるに。縱御對面有とも。主人の名をバ申べからず。又人に物を申候時は。片膝を少たて。人の顔に息のかゝらぬやうに出合て。少かたむきて物を云物也。就中夏などハふわ〳〵として人前に出合事有べからず。

一主君の御使に家へ行て。相構て主人の官にても又名乘にても。努々正印などとハいはぬ物也。又大人大名又ハ主君の一族。殊更賞翫の御方へ参りてハ直に物を申さぬなり。奏者を持て申上物也。但又直に御尋有時は申上〔候イ〕ても不苦也。扨又歸る時も貴人を先だて申て。其後歸ると也云々。

一御座敷或は路しにても。人に合て歸る樣は。只其人さはらん樣にちがへて歸る物也。扨座敷にても其座の樣によりて歸る也。今川流又は二宮流に左右の歸り樣有。又出陣之時には。右へかへる也。左へ歸るべからず。

一か〔かよひイ〕用之時扇をさしてする也。置もよし又めし出しなどの時は扇を置也。又加用之時之御膳ハ。目とたいやうに持て。膳の下より座敷を見又足もとを見る也。又肴をバ膳の上より見る也。

一定光寺殿仰れしハ。奉公人の眞實〔宿直〕主人の用にたゝんとおもふ者ハ。相構々とのい歸り。又宵などに無人數の時。殘りとまりて能なりと被仰なり。

一會などの時主人へ御茶を持て參にハ。道ふさがりてしとみの間計あきて。其より通れと主人仰あらバ。しとみの間の下にてかしこまり

て。しとみの上を何となきやうに一目見て。御茶を持てする〳〵と参るべし。是しりたらん人をよき躾と可ㇾ申也。
一伊勢の御はらい箱披露する時。主人御請取給ひて。口をあくるまねをして御載有事也。
一主人貴人杯の御てうづつかい候て手のごひのなき時ハ。左のすわうの袖を参らする也。
一〔虎〕かの皮を御目にかくる事。二ッに折たるを白毛を上にして左に持べし。折めを右になして御目にかけべし。陳にてハくしがみを上にして御目にかけべし。
一敷革敷事。白毛を右にすべし。陳ニ而ハくしがみを左にする也。
一正月のてうずだらいにハうら白を本を右へ成様に置て。其上にゆづり葉を本を前にして三葉も一葉も三所に置て。其上に青目の石を三金輪に置也。水をこぼす時は。心得て手をかへてこぼすべし。手巾を開扇又ハ扇にも置べし。同楊枝をも置なり。
一御とのいの時は。ねぬを本とすべし。枕などを所持するハいふにかいなし。惣じて人の寝いるはくせになるなり。夜る八ッ打時だにも目をさましならへば必其時さむる也。嗜むべし。此時分人ことにねいる間無用心也。
一主人の前にいざる人の御前のか用を。田舎人〔マヽ〕い出てさけてか用をせぬ事有。是ハひけうの儀なり。假主人又ハ上座の人のか用をバせず共。座せざる人のか用をば細々すべし。主人の前のか用をバ上下共同じ如に心得べき也。
一か用の時物持ながらもの云事不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。
一人のさゝやき事など云をきかんとすべからず。
一武家の人ハさのみかうばしきはびろう也。又

くさきもひけふ也。しづみにほひにうす〳〵とするハよき也。相構々々口のにほひ心得べき也。

一けいせいしらびやうしなどに付けて心得の事。傾城のそばにさうなく居ず。人を隔ててまた少も間をのきて居べき也。けいせいの盃をば人にゆづりのませべし。若傾城男などあらんをさしこしてのむはわろき也。又さゝやき事すべからず。若物ぬぎあらば。ぬぎて後聽て歸るべし。長居は惡敷なり。

一何事も式躰は二度三度まではよし。あまりにするハ人をおこつくに似てわろし。

一奏公人或ハ役人などハ相構て事有顔に。情けはしき躰あるまじく候也。尾籠無禮の事也。

一奉公人の心得べき事。朝の出仕に相構て餅を一ツも二ツも喰べし。大少便とゞこほる物也。僧俗共に大小便しげきハあさましき也。假隙なくして一日程物を喰ねどもこたへらるゝもの也。

一主人の御前にてたゝみを敷事。たゝみ一疊を二人して兩方のはしを執て。たゝみのうらを主人に見せ申さぬやうにして敷べし。又御成之時御座を立候事も二人しての役也。其時も主人にうらを見せ申さぬ事なり。

一くすしに逢て。脉をとらする時は。刀扇をそばに置て脉をとらする也。

一碁盤のすみの事。大內の御物ハ立目一寸ヅッ。横目八分。あつさ四寸五分。足三寸五分也。

一平人の碁盤ハ。立目八分。横め七分。あつさ四寸五分。あし二寸五分。惣じて高サハ七寸也。

一主人硯紙持て參れと有バ。料帋をバ硯の下に持て參りて。たゝみ一疊計へだてゝ。箱をあけて。墨をよく〳〵すりて。御そばへおしよせ候なり。

一香盃に香爐。香箸。香包など置やう有。香爐を中に。右に香包。左に香箸。盃長くバ立ざまに置べし。

一人前にて香をたき香爐をまはす事。請取鼻にさし付てかぐ事なし。ちともよふさまにて次の人に渡ス也。よき共又悪ともいふべからず。殊にふところへ入とむる事。努々あるべからず。若少人などには人執て袖へ入ル事有。それをも斟酌すべし。堅々申されバ。袖の下へ入。やがて取出返べし。

一主人の伴又は迎など或ハ辻がためなどに。大ひつしきを敷て居樣有。こしに付たらバそのまゝ執て横に敷て。緒の方を右へなして毛の方をしくかたへ。緒のときたる方を五六寸折返して敷也。

一式の引物之次第。初こんに弓。征矢。二こん目に鞍。鐙〔日イ〕。三こん・ハ太刀。四こんめハ小袖。五獻めハ馬也。次第此ごとし。其後ハ何をも參らせべく候者也。

一鵜をつなぎたる所を通る事。努々前を不可通。後を通べし。

一主人の袋を持事。袋の緒をとらへなどして。さげて持事なし。左の手の上に置て中に持也。

一扇に物を置て持て參る事。何成共扇の上に物を置にハ。扇の裏にハおかぬ也。何時も面に置べし。扇のかなめの方を主人の方へして。押なをして置也。努々たゞの所にをかず。縁の上に置也。

一ひさげにても又ハはんざうにてもなき時ハ。貴人に御てうづ參らせ候事。常に銚子など取樣にハかけぬ物也。左の手をさきにして。ひさくをさか手のやうに執て參らせ候也。同御手巾なくば。左のすはうの袖をさし出し。のごはせ申也。又手を内へ引入てのごはせ申事なし。

手を入ずして其まゝのごはせ申也。
一主人に圓座をしかせ申事。後前あるべし。わのごとくしてとめたる所前也。是を主人の御前へ敷也。
一金を參らする事。うすやうに包也。うすやうハ時にしたがいて。色ふしたるべし。四季によりて包むべし。紙に包事もあり。時によるべし。〔あらイ〕めし金を折敷又ハやない箱にをかるゝ也。是は持て參も別の義なし。置て歸るも同前也。
一毛皮を參らする事。毛を上へなして兩方のはしを中へ折て扨三ッに折る。鹿の皮の時は白毛を上になす。又其上に或志〔眞羽イ〕羽風情など置て出す事も有。又白骨の鞍などに羽をそへ出す事も有。其時は鞍を役人の方へ向て。羽をバ横ざまに羽くきの方を尊主の御前にむけて置也。扇子などの上に羽を尋時も。かな目を貴人の方へ向て。羽をば横ざまに置て。貴人の左の方に可レ置也。
一しやうじにかくる敷皮は。前〔白毛をイ〕へむけて。くしがみを後へなす也。佛詣などの敷革ハ。くしがみを前にしてかくる也。
一娶取のせうめい〔松明〕の役の事。庭上に役人左右にかしこまる。左の役人は。右の手と右の膝をつきて。左の手にたい松を持つ。右の役人ハ。左の手と左の膝をつきて。右の手にたい松を持。扨事すぎ候て後。兩方のせうめいを其庭にて一ッに取合てしもべにとらする也。此儀式も〔らるゝイ〕ちゐざるも有。家にしつけられたるやうにせらるべき也。
一御年男きんずる事。元三にいかにも早天に出しをして。先御やうじ二ッ奉りてよし。長さハ六寸たるべし。是を一ヅッかんな〔かイ〕・けに置てしんずべき也。其後しやうじなどを明て。御座敷をきよめべき也。すみをも置べし。御てうづも

御年男の役也。若水をいつもの御手水のかんにわかして參らせべき也。はんぞうたらいの中にゆづり葉を置べし。しだを下にゆづりはを上に。扱あをめなる石のちいさきを三ッ金輪に置べし。十五日迄ハ何事も御ゆわひ事ハ御年男の役也。節分の夜の鬼の大豆をも御年男きんずる也。

一御茶を持て參にハ。片手をつきて片手に參らする也。兩方の手ニ而ハ參らせべからず。人前にて茶のむには臺ながらのむ也。臺置てのむ事なし。但樣躰によつて臺を置てのむ事も有。

一おし板に香爐にて又しよくだいにても。足三つあるものを置にハ。足を座敷にむけて置べし。足かならず兩方のすみへむくべきなり。それも裏表ある物ならバ。能く見つくろひて足を座敷に向て可置也。

一座中にらつそくをとぼす事。しよく臺の足を貴人に向て置也。

一びわを持て參事。我が引べきやうに持て。御前に膝をつきて。らくたひの皮の所をたゝみに立てとりなをして。主人引べきやうに御前に置べきなり。

一琴を持て參る事。右の手にてりうかくをかゝえ。左にて腹中をかゝへ。何にてもかどに物のあたらぬやうに。するをみじかく左の方を〔ゆりこして持てまいるなりりうかくのイ〕たたみに付て執直して。主人のひかせ給ふべきやうに御前に置なり。

一しやうの笛を持て參るにハ。右の手にてせみの下を持て。左の手そへてまいらせべし。又貴人ハ右の手にて請取給ふ也。かやうの事なれども口傳なくしては〔よくかたイ〕愈うたがいせらるゝ物也。

一楊枝之事。二本合てけづるべし。腹と腹を合せてかどをけづらぬもの也。かむ所をば一方計

そぐ也。されども男の楊枝は腹をほそく。女房の楊枝は腹をふとくけづる儀也。是ハ正月元三の楊枝也。平生ハ別に有。

一扇を人に出す事。我がつかふ様に持て參り。さて出す人の前にて扇を取直し。請取人のつかふやうに出す也。

一びわを出す事。先我が引やうに持て。扱出時は取直して出也。さりながら目あき目くらによりてかはるべし。目あきにはすみある方をまはして。又目くらにハ我が前へすみの方をまはして。若一二の間程を出事あらバ。右にてひつさげ。出す所にて兩方の手をそへ出す也。

一主人の御袋を持事。中間小者りきしやにかはるべし。小者ハ袋の頭を取べし。力者ハ緒を執て下をかゝへて可レ持也。

一鷹を人に渡す事。是ハ丸〔サイ〕やすめを我が方へして。高〔鷹イ〕かやすめを出す也。

一主人に笛をしんずる事。我吹やうに持て取直して兩方の手をそへて出す事也。

一主人と碁双六參る事。主人にハ白石にてうたせべし。其故ハ夜るなど參にハ。我が石にまぎるゝゆへ也。

一上敷を敷事。敷て莚の上を手を持て二三度なでべき儀也。なでぬは大にいむ也。

一扇を手に持て出家などに禮すべからず。こしにさして手ばかりあげて禮をすべき也。

一ねんじゆをばかんぎんすぎてはまきてふところに入べし。尊主の御まへをのぞくべし。

一御座敷に炭をおこす事。努々炭を其まゝくづし入る事可レ不レ有。炭取より手にてつかみ置べし。くづし入るゝ事ハ。彼〔凶事ナ云フイ〕一段之時くづし入るゝ也。座しきに置時は。いかにも山之如高くつみあげて置也。又口にてふかぬ事也。火箸をバ灰の中に可レ置也。

一ざうりの緒立る事。はなつゝむかみをそとへまくべからず。内へまく也。彼一段の時外へ巻也。いかやうにもそつじに請取事有べからず。又裏へ出ス緒のさきを切也。彼一段の時ハきらぬ也。なし共切るまねをする也。

一足駄の緒を立る事。くさびをねぢ。緒の内と外との内に打也。外にハ一段之時也。

一始て呼人之事。是ハ佛事などのつゐでに呼べからず。先祝言の儀を以奔走とする故也。始て來る時。佛事などあらバ。さのみとむべからず。いやとおもふ人も有。能々心を引見てとむべし。

一人來て主人を尋る事有。れうじに出て。主人ハ内居たるなどといはぬ事也。其故ハいか成心中にてか有らん。悪き事の出來もやせん。愚身ハ只今よそより參候とて。さらぬやうにて子細をとふべき也。

一膝をすゆる事。指をふかく入て膝をすゆる時ハ。左右へ手をひらけば。軈て手やすき也。左へ歸る也。

一門送之事。先座敷にて一禮有て。縁にて一禮。庭に一禮。上中下に人によりてヶ様に禮可有也。

一人のたる錢持て參事。客來直に持參有バ主人請取べし。但人は以下によるべし。供の人持て出ば内の人出て請取べし。但上下によるべし。

一禮などにおそく行て。いままで遲く參候さぞ物しらぬやうに思食候やといふべからず。ただ無沙汰といふべし。我と物しりたる様に聞[え]てわろし。

一はしのけづり様の事。箸の本末と云事は。ほそきはうら。ふときは本也。箸の本をバ三刀なり。裏をバ一刀也。されバふとき方にてくふ也。すゆる時はふとき方を汁の方へすゆる也。引返

してふとき方にてくふ也。努々ほそき方にて喰べからず。箸の本末とハ是也。箸のさきをはやくみて喰也。其故ハ箸をしるにひてゝみる也。

一繪さんかくる事。是ハいかにもしたまで手をそへてさげべし。是ハしつけ也。客來老者ならばわかき繪をかけべし。若客人ならバ老たる繪をかけべし。繪と客人とかけちがゆる。殊に相剋相生をかけべし。又繪をかくる時。風たいをうごかさぬは不吉也。風たいは繪のたましい也。

一楊枝けづる事。かりやうじハ早々に當座迄なり。いかにもあら／＼とけづる也。亦四節の楊枝は。春ハかむ所をほそく。木々のもえ出たるをまね。夏ハ腹をふとく。秋は上下等分うらをちとふとくけづるべし。冬ハかむ所より大かた細く。楊子裏表をバかむ所を。一方をバ長く。一方をばみじかくそぐべし。長き方ハ面。みじきかたハ裏也。ちごの方へ始て參らするをバ裏のかどを取。女房には面のかどを取也。祝言の時は三方のかどをそぐ。めしうどの楊枝又ハ陳の楊枝ハ四方のかどをとらざる也。可ㇾ秘也。

一いやしき身にて尊主に禮をすべからず。參會の心也。又中間或は同宿などきんずる身にて。腰をかゞめ禮すべからず。若我一人ならバ。物もいはずもく禮計すべし。

一尊主の前のか用之事。是ハ始おはりまで一人也。いかにもいしやうをあらため。ふくめんをすべし。

一坪見物之事。春ハ山より見下ていそにておはるなり。夏ハ中より見て山にてとまる。秋は立石より見て水分石におはる。冬は岩間より見てすなにおはる。又四本懸をバ。春ハ櫻。夏ハ柳。秋は紅葉。冬ハ松。ケ様に心有て見る也。出

家ハ三尊石を本とす。俗は水分石を本とす。若やうがう石に香爐を置バ。れうじに見物すべからず。

一亡靈吊の花の事。是ハ立タル花のさきをそと切也。又少人の吊にはつぼみたるを初也。老人の吊にハ開たるを切也。但よく〳〵思慮あるべし。惣しりがほに指出てすべからず。

一人のもとへよび奔走せられてはや外にて活計を申候と云事。大なる無禮也。是等ハよくよく心得べき事也。

一ふえを人の方へ出すにハ。ゆたんかけたる緒をバとくべからず。右の手にて右の方へ出也。尺八左へ出す也。

一つけ太鞁持て參る事。雨のばちをしめ緒にさして持て參り。御前にて抜て。さてしめて持てをとめべし。れうじに持て參べからず。持やうハ。雨手にて雨の膝を。右を片敷。左を立て。少かたむけてうたせ申べし。膝にあたらぬやうに持べし。

一人前にて文見る事。いそぎならバ。膝をそばめ立て御禮を申べし。いそぎなら[ず]ば座を立てみべし。若又皆の方への文ならバ。上座の人に參する也。

一主人に文を披露申には。懐に入。はしを少出しかけ。樣躰をのべて後。さて文を出すべし。又手に持ても。理をいひのべて。文を左の方へ出すべし。

一兒に路しにて會御禮之事。出家ハ大事也。惣じて申の刻未の刻ならバ。何かた迄も御供申べしと披露する也。其以前ハくるしからず。少御供申也。又ちごもし目をうしろへなして御とをりあらば。兒の右へよけべし。又目にむかいたらバ。左へよけべき也。

一風呂にて兒のあつかいの事。是ハ餘人は不

入同宿二人計入也。先いる時は二人の同宿風呂の口の雨所に居べし。扨風呂にてハ。後前に居べからず。雨の脇に居てあかをかく也。扨出る時は跡先に同宿出る也。中に兒を出す也。惣じて様躰したりとも。兒のこうけん斟酌すべし。

一あんどんを押板にても又ハ床にても置事。ともし火を面に置也。後へなして置事有べからず。無祝言也。亡靈手向時は後へする也。是を能々心得べし。

一貴人之御前に硯を持て參る事。先かげにて墨を摺て。さいせんのごとくふたをして。紙を箱の下にそへて。貴人のむかひに置て。扨硯を左に置て〔しきイ〕然るべし。但風吹バ箱の蓋の下に半分計見ゆる程に置也。用過候ハヾ蓋をして歸るべし。持參候時は硯の前を貴人の方へなして參らする也。扨又硯を右に持紙を左に持て參て。ならべて帋と硯を置事もある也。

一文臺に硯紙を置事。文臺の下にかみ。紙の上に硯を置べし。縦文臺の上に置共。かみを敷。硯を上に置べし。

陳具に付て式法之事。

一鎧腹巻などを貴人に進する事。先からふとのふた明て。ふたの上にどう甲を置べし。持て出るにハ。さきハさがり跡ハあがる也。兄弟して役せバ。弟ハ先。兄ハ跡なるべし。

一旗竿の節をかぞふる事。甲より始て〔イ无〕。甲乙とかぞへて。かうのふしにてつくすべし。小旗棹も同前。

一軍陳の時旗棹の折たるにて吉凶を見る事。持たるより上のおれたるハ吉事。持たるより下〔のおれたるイ〕ハ凶事也。

一御旗のちをバみそきぬと云也。

一軍陳へ出給ふ時女にうしろみせぬ事也。

一鍬形のいはれの事。分捕などしてハ。大將の御前に參りて御感をかふむりて打出る時左の鍬形を折かくる也。是ハ數取の心也。

一頸を捕てハ。からげて左のもつ付に付べし。惣じて物付と云也。

一頸をほかいに入事。てうてきの頸又御一家の頸ならでハ。ほかいに入まじき也。

一頸を御目に懸る事。左の手にて本どりを執。右にて臺を取て。左の膝をつきて。右の足をふみながめて。右の手をのべ。首をねぢまはして。實檢させ申也。わが身をそばめべし。大將に頸をぢきに見せ申さぬ事也。又頸取たる人の名字を申上て。其後頸をみしりたらバ。頸の名字を申べし。但我が取たる[を]。我御目に懸るにハ名乘を申也。然れ共大將の御一家。我よりも目高き頸ならバ。先頸の名字を申て。其後わが名字を名のる也。又臺にすゆる事位による也。てうてき又ハ御一家ならバ。くぎやうにすべし。常ハひら折敷也。居物なくバはながみに居べし。夏頸のしるたるをバ。ぬるでのはを敷べし。

一御出陣の時御ぐそくからふとを出す事。妻戸より出べし。同御旗も同前也。

一六具と云バ。指懸。鞭。箙。母衣。小旗。扇。是を六具と云也。

一いつ裝束と云ハ。籠手。はいたて。甲。はちまき。すね當是也。

一小じるしの有所を通る事。春夏ハ左になして通る也。秋冬ハ右になして通る也。

一幕打たる所へ入樣之事。兩手にて幕をつくばいながら折あげて入べし。又出る時は左の手をつきて右にてあげて可出也。努々家の紋の有所を出入事有べからず。紋のなき所をうちあげべし。秘すべし〳〵。

一幕にてかりそめも手などのごふ事なし。幕に

かりそめにもかくる物とてハ。母衣に旗。大將の御弓計也。

一幕の名所。幕はこわふと云物いき出て幕と成る也。然る間のを五色にする也。大幕といふハ乳のかず八十一つく也。今ハ半幕也。小幕とハ内幕也。五　四　三　二　一　幕の名所也。

一幕をたゝみて鎧甲の上に置時ハ。たゝみて三つに折。手繩にて十文字にゆふべし。鎧びつにゆたん有べし。其上に置べし。惣じて鎧甲の上に置物ハ。はた。まく。征矢。是三ツより外ハおかず。

一頸を見て後にすてべき方の事。北へすてべし。其故は北と云字をにぐるとよむによりて也。東へすてべからず。

一人の具足見る事。先左の袖を見て。前をみ。右の袖をみ。扨おし付を見。又前をみて。近比かた物と計ほめべし。こと〴〵敷ほむれば。其内に惡しき言葉も有。又手にてゆめ〳〵いらふべからず。

一我が具足を人に見せ申事。一番に右。其次に前を見せ申也。御所望により。左をも御目にかけべし。立ながら見せ申也。

衣類ニ付て式法の事。

一主人に小袖御目に懸る様。先右の袖を見せ申。其後面を見せ申也。御所望によりて。左をば御目に懸る也。立ながら見せ申也。

一小袖請取て退るには中に手を副てしざる也。

一きる物とあぶみと太刀を人の方へ一度に渡す次第。先小袖の上に鐙を置て出して。其後太刀を出すなり。

一小袖を參らする様。下がさねに引かさねて。兩の袖を一所に取て。小袖を中より二ツに折て。袖を上へ折かへして。ひろぶたに置て。下にかみを置也。ゑりを主人にむけて。右の方におく

也。
一まひ舞猿樂の類に貴人すはふはかま等を下さるゝをバ。袴を下にすはふを上に。或は扇子に居ても。又ハたゞ持て出て渡す也。請取左の肩にかけてまかり立也。又小袖も同前也。扨小袖に扇をそへて下されば。扇を小袖の上に置て。左の方に置也。又太刀あらバ。ならべて置き退る也。扨小袖のたゝみやうハ四ッに折也。
一主人御すはうなどをぬがるゝ時持事。左の手ニて折懸て持也。左を上にする也。
一小袖をおほく出す事。一重二重三重までは只持て參る也。五重とも有バひろぶたに置也。三重の時もあつ綿にて持にくゝバ。廣蓋に置て出すべし。貴人客人の前に小袖の大くびを前にむけて。尊主の前に少度すぢかへて置也。
一小袖をだん紙にそへて參らする事。だん紙一束の上に小袖を四ッに折てよよざまに打懸て置也。ほそ物を前へむけて置也。四ッに折とハ。二折にして又中よりおれば四になる也。袖を中へ折籠て。扇などの上に小袖を置も如此也。
一あそび者に小袖を出す事。是ハ式躰すべからず。立ながら出すべき也。すはう袴同前。またしやくに立たる人。肩衣ぬぎあるともぬぐべからず。過てぬぐべし。
一小袖扇太刀を一度に人に渡す事。一番に小袖。二番に扇。三番に太刀と心得べき也。
一ゆあぶる時ゆかたびらを出す事。是ハいかにも打振て出す也。ふるわぬ時ハ一大事の時に限る也。ふるひてきせ申也。
一御こし又ハ座敷などに見せ絹をかくる事。きる物の面の方を簾へ付べし。袖の裏を面へ出すべし。又つまを出すべき也。
一主人にすわうはかまきせ申には。惣じてえも

んに參る人。二人前後に居て着せ申也。左の袖を先入させ申。さて足をも左を入させ申なり。

馬に付て式法之事。

一抑馬を乘先へ飛する事。天下安穩ひぎやう自在と出す也。されバ我朝に仁王より此方三國相傳して弓馬の秘事也。因ゞ茲ひぎやう自在のりんぼうとも名づく。しゆみ國王より以來。淨ぼん大王。しつ達太子。たうどにてハ周のぼく（穆）王。白樂天。我朝にてハ聖德太子。鹿嶋大明神。八幡太郎義家。天馬をとく道して乘給ふと云云。今のわうそん是を傳へ。弓馬の二ツも鳥の左右のつばさのごとし。天下の重寶家のたからとして以て。公家武家樣とて當流にもてあそぶ秘じゆつ也。天魔鬼神も退ておそれをなす也。馬に乘らん人は大般若の文を唱べし。佛法白馬のいわれ也。能々馬をしんずべし。忝も馬はさい天のとひやうの明神生給ふと云々。

一御供の時馬を打程之事。間一町或は半てふばかりなり。又河或ハ橋などにてハ。常に能々きづかひ肝要也。相搆てかりそめにも人にけあげかけべからず〳〵。

一我も人も騎馬之時。路しなどにてハ行合事。互に馬の左の方を合て禮をする也。かちにても此心得あるべし。但路しなどせばきにハそのあつかひなしと云々。

一沓をはき馬に乘には左を先にはき。又ぬぐ時は右を先ぬぐべき也。又むかばきも同前。

一神の御前にて下馬の事。若馬にくせあり。またハ主人の御供などにて隙なくバ。左の沓はづして懸に禮をすべし。又沓はかずんバ。鐙をはづして禮をするなり。

一大人大名などハ。路しにて參會候時は。下馬仕候て。或は小家或は木かげ。つゐ地などのかげにかくるゝ時。若見合て下馬あらバ。其時足ば

やに走出で。御供の衆に對して。ふかぶかと御禮を申也。努々直に御禮申事有べからず。

一都歸たとへバ出陣の時其外へ出る時馬に乘べき次第。東へ馬を引むけて乘べし。何ものやうに乘て。左右の手に手綱を輪にして。左に三度まわすべし。但出陣之時は口をひかず。まわし乘也。

一馬に乘主人の馬に打向て禮可レ申事。馬を打寄せて主人を我が右の方になし。馬を横に立。禮をして。少馬を乘出し。左の方へまはし乘に出す也。

一馬に乘て主人に打向て物を申事。主人の右の方へよりて。我が左になして。打ならべて物を申べし。但向より打向てハ。馬を横に立て。左の方になして申べし。又主人の左へ寄ても我が左に可レ置也。

一鐙をおさへ申次第。主人ならバ。鐙の水金のもとを右の手ニ而取。左の手ニ而鐙の沓こみを内の方より執て。腰をすへて。つよくおさへべし。傍輩其外の人をバ右にて力革を取。左にてむながひを執ておさへべし。

一馬上の人に鞭渡次第。鞭を右に持かたぬ〔むイ〕るやうにして。左の方の七寸を左の手ニ而取り。天〔大イ〕松原のとをりをさしこし渡す也。

一鞭請取べき次第。右を上手に出し執て。柚をこしてさすなり。

一又鞭を請取次第。右膝を立。左の膝をつきて。同右を上手にして請取。左の手をつくべし。請取てハ左右へのくべし。

一馬御目に掛る事。馬を引立てむかふに立。兩方に輪をして。しざらせてえだをそろへ。我が右の足を馬の右の方につかいて。左の足をふみ揃へ。さて主人の見る也。御覽候時。馬の右を御めにかけべし。其後うしろをまはし御目に

かけ。さて御所望によりて左をみせ申也。又始のごとくむかふに立。えだをそろへて立べし。はだせ馬ならバ。乗てをのせて左より手綱を渡し。右の手綱を渡べし。又鞍置馬ならバ。手綱をかけて。鐙おさゆる者なくバ。左に持たるひつ手をはなし。左の引手を左にて取。右にて鐙をおさへのせべし。又馬の左のむながいを取て。おしつめてのせべし。

一馬に乗て鷹に逢ての次第。鷹の向へひかへて禮をすべし。是者鷹師も馬に乗たる時のことも也。弓を持ても同前。鷹師かちニ而有バ。馬よりおりて一禮すべし。縦居てハいか様の者成共下るべし。

一主人の鞍鐙に乗べき事。いつものごとく馬の右へ寄て。我右にて七寸を取て。つくばいて左の手を鐙に付。いたゞひて乗るべし。同輩より上ならバ。右にてハ何ものごとく手綱をおもがいに執そへて。左を鐙に付。鞍をかゝへて可乗。

一馬渡すべき次第。引立。右の手に持たる輪を取こぼし。腰をすへて渡すべし。のくべき様ハ。馬後より右の方へよりて。左へまはりてつくばふ也。

一馬を請取べき様。右之手を出して渡しての右の手に持たる手綱を取。左の手を出して左に持たるひつてを輪ながら取べし。其後右にて引手を取り。しざらかして。左へ馬をつきまわして。本のごとくに引立置べし。足ぶみハ。右の足を出す時は右の手を出べし。左の手を出す時は左の足をふみ出すべし。右の手にて輪を執時は右の足をつかふべし。

一鞍鐙を御目にかけべき次第。前輪を貴人の方へむけて左のうでに掛。御目に可掛し。鐙をバ右ニ而水金の本を一度に執て。鞍と鐙と一

度に持て御目に可レ掛。鐙をハ鳩胸を主人の方へすべし。

一鐙の名所の事。水尾金の下をバかくといふなり。沓ごみのまハりをバやないは。むかふをバ鳩胸と云也。

一しらざる馬を鞍鐙わるきにて乗べからず。たとへバ等閑なきあいだ成とも思慮肝要也。又人に我が馬をのする時斟酌あらバ。しゐてのらせべからず。

一鞍置馬御目に懸る事。馬を引立て。はだ背馬のごとく。足ぶみをして。主人の方を見てひかゆる也。主人御覧じ候はんとあらバ。赤(ハダカ)馬の如くに御目可レ掛。

一軍陳にて馬御目にかけべき次第。引立る時しざらせぬもの也。足をそろゆる事も有べからず。足をそろゆるハ。前へ引出してそろゆる物也。努々しざらせて。そろゆる事不レ可レ有。

一軍陳にて馬乗べき次第。努々しざり口に乗べからず。乗様ハ何も同前なり。

一鞭さすべき事。馬を引立る時。馬の左に祗候あらバ。鞭の取束を右にて取。馬の後をまわり。同後にて左の手をつきて。馬の右の方へよりて。膝をつきて。鞭をさして。右の手をつきて乗るべし。乗やうは同前。

一鞭なき所にて何にても鞭と所望の時は。竹にても木にても折テ出すべし。努々刀目つけべからず。

一沓をはきて人に逢て。両方をぬぐ隙なくバ。左の沓計をふみぬぎて禮をすべし。かやうにすれバ。両方ぬぎたると同前也。

一はだ背馬乗るべき次第の事。鞍置馬同前也。右にて同右のおもがいを取り。左にてハくび中をおさへ。右の手をはなし。左の手の上をこして。わらハ執りの髪を取り。左の手を放して。

おさへの本をおさへ乗るべし。手綱を左より請とるべし。是を一手二手と云也。

一馬に乗て。弓を持馬のり又ハこしにあひ候時は。左の方へのきて通るべし。かならず我が弓手の方へ可ㇾ成。主人ならバ。わが右の方へすべし。

一騎馬を打ておりてともの時の次第。弓をかた手て馬にてもこしにても。主人の左のさきにあゆむべし。但右も苦しからず。貴人の跡も歩むべし。

一主人に乗り沓めさすべき事。沓のたをいを左にて取。沓のはなをさきへして持て參り。めさする時。執りまわして。左のたをハひろげて召せ。其後右の手にてハ。沓のかゝとをおさへべし。ぬがせ申時も手の付所同前也。後よりぬがせ申時は。沓のきびすの方を右の手にて執り。左の手にてハくつの中程を取りぬがせ申べし。我がはく時も左よりはき。右よりぬぐ也。

一こしに逢ての禮の事。簾をあげられずバ禮もすべからず。簾をあげ候ハゞ馬よりおり一禮すべし。主人ならバいそぎ下るべし。女房のこしには禮なし。但目高き人としりたらバ下馬すべし。

一鞭の寸之事。二尺五寸。二尺六寸。二尺七寸。二尺八寸五分。二尺七寸五分。ふとさハ木なり。取束　六寸なり。執束のなりハ口傳。下地をしてその上を革にてくけべし。緒のとめ事ハ。執つかのくけどめへとゞくほどにむすぶべし。むすびやうあり。口傳有。是ハせめ鞭也。

一藤の鞭は二尺七寸五分。執束は六七に藤をつかふべし。緒のとめやう有ㇾ口傳。是ハ上の鞭也。中のふちは二尺七寸。藤をつかふなり。口傳。執束同前也。

一鞭の事。三尺三寸、三尺五寸。三尺六寸。三尺七

寸。三尺八寸。とつ束うでぬきハ何も同前なり。六尺五寸にする事も有。竹の鞭は節をかすへて寸にする事有。

一手綱の尺染の事。將軍家の手綱。腹帶の寸之事。八尺。色ハ紫也。かたハすぢにほいにほわせて付べし。引手ぎハ、一尺三寸。かたを付て染べし。腹帶ハ九尺にすべし。染やう手綱同前也。赤根にも染べし。紫に染。又引手ぎわを紫に染る事も有。柿にも染べし。何れも賞翫也。梅にしぼるもあり。

一犬射物の手綱の寸。六尺七寸也。染やうハ其賞翫によるべし。腹帶ハ一丈二尺也。二重腹帶にする也。二重腹帶ハ三ひろ一尺なり。

一大名家の手綱の寸。九尺三寸。腹帶同前也。但二重腹帶ならバ一丈二尺なり。染やうハひやう文にすべし。但柿にも染る也。梅にもしぼる也。かやうに候へども。赤根むらさきハ乘べからず。引手ぎわハ一尺三寸也。筋をひやうもんにすべし。淺黄にも染也。

一馬刀の二尺八寸にけづりやうハ口傳に有。先は馬の舌さきをまねべし。又三尺三寸にもすべし。けづりやうハ何れも同前也。

一馬櫛の寸ハ。數の事は。數ハ十三。長サハ二寸五分。柄の長サ五寸に作るべし。なりハ色々なるべし。但は數ハ七も九もすべし。

一藥筒の寸。節より上五寸。けづりやうハ口傳あり。竹のふとさ五寸。ふしより六寸五分也。

一爪打つちの事。長サ二寸五分也。柄の長サ七寸五分也。六寸五分にもする。

一爪打刀。長サハ七寸五分也。是ハは廣なり。又うらをこしらゆる刀ハ四寸五分也。是は幅せばし。長サむき／＼也。但六寸五分。是うらすきのつか也。長サはゞの廣さ六寸五分也。

一かばさみの長さハ八寸也。毛取かばさみの長

さは五寸也。
一湯洗柄杓の長サハ八尺也。
一請柄杓の柄の長さハ八尺五寸也。是ハきぬかけの通りに可レ置。
一きぬの長さ五尺。但四尺五寸。四尺三寸にもすべし。如レ斯定れども。馬のたけによるべし。尾上にかゝるをば折返して衣の中へ屆ほどにすべし。賞翫の染様は石だゝみ。色はもよき也。但染様ハ其外色々たるべし。
一馬舟の長サ三尺也。馬の右にふせて可レ置。
一馬刀は草ふせぎのとをりにかけて置べし。
一路次にて輿にあふ禮の事。然に男の乘るこしならバ。左のかたへ打よけて禮をする也。若又のり馬の時は。人によりて下馬し。又沓をもぬぎて禮をする也。さて出家女人などのこしには。右へうちよけて。是ハかならず下馬して禮をする也。其外ハこしの乘ても人によりて。輿を立て禮をする也。又輿の騎馬あれバ。其人下馬して禮するも有。是互の位による事也。能々儀をきゝ。位を見合て。式躰かんやう也。但我よりくらゐさがりたりとも。禮の過たるハしかるべし。無禮ハ是さいなんの起なりと云々。
一貴人に鐙御目懸る事。引そろへてしたさきを持。左の方に御ふみあるごとくをくなり。
一貴人にしら骨の鞍を御目に懸る事。左のかいなにかけ。前輪を我前方へなして。主人の左の脇にめすごとく置也。又ぬり鞍をば兩方の時に。前輪を左の手に持て。後輪を右に持て出て。是もめし候如置也。
一路次などにて主人の御馬に乘候へと仰あらバ。沓をぬぎて乘るべし。又主人の馬に庭のりさせられ候事あらバ。立寄て鐙に手をかけ。なにとなきやうにすわうの袖にて鐙をそとなで候やうにして乘也。主人の御前にてのしつ

け也。
一別當乗てにむかいて一の馬屋の馬にて候とも、中候ハヾ。御前の手綱を乗べし。御前の手綱の様ハ。うづらまはしの手綱の事也。一の厩とハ。二間もあれ三間もあれ。其馬やのつと入口の厩の事也。努々人にかたる事あるべからず。一厩と云秘事也。
一主人の御馬に我が鞍置て乗る事有バ。鐙に手をかくる事努々あるべからず。無仕付なり。
一主人の御前にて馬を引立てのり候へとあらば。馬の左にてあらバ。尾の方をまわりて乗べし。但馬の跡つまり又ほりなど有てとをる所なくバ。馬の首の方より寄て乗る事も有。乗様有口傳。先おゆみよりてひかへたる人の左の手綱。同馬の右の方の水付手綱の輪より上。乗るべき人の右の手を先出して。ひかへたる人の左の方の馬の水付を執て。さて我が左の手にて馬の左の水付より下の手綱を執て。さて主人に向てひかへたる馬を少手綱を馬の首にゆらりと打掛て。馬の左おもがい小ひぼ。むながい下あたりを右の手にて手綱を執てそろへて。さてしゆみのかみをおさへて。左の手にて鐙を少引出し足をかけ。さて左の手にて馬の左の方のばせう毛をしりがいのしほでのねをに取そへてのり。さて手綱をとりなをして。馬を本のごとく主人のかたへ首をよくなをして。三度口を引て打出して。左へまハしのるべし。ケ様のおもむき仕付をもしらずして。かしらの方より寄て乗る事あるべからず。
一貴人の御前にて馬尺さす様の事。馬の左より寄て。しゆみのかみの上よりかうがいを渡してさす也。努々しゆみの髮をわけてさす事不可有。

一馬引棹之事。六尺二寸に切り。二寸おきて穴をもみて緒を付べし。緒の長さ一尺二寸につけべし。緒付る方を丸めべし。

一よこ手一尺の鞭の事。有口傳。執つか以上三寸也。

一馬はたをバ前を左に持て後を右に持也。是もめし候やうに置也。両方へおしひろげて置也。

一馬上にて御供之時は。先へ馬を打候へと仰せあらバ。主人の左を通るべし。とをる時ハ沓にても足なかにても主人の方をはづして通るべし。若左の方つまりてあらバ。右をも通るべき也。其時は弓を持てあらば持やうあるべし。弓をうつむけて末活を馬のほうみの本へ入て。其方の沓を執て打通る也。

一主人に鞍置馬を進るには。主人のちかくへ引て参らする也。

一わうばんの馬をばつねのごとく引て参りて。そばにて口をおしなをして。其まゝまはしているゝ也。

一馬引やうの事。身をおしみて〔手を出してみてイ〕引も有。身〔イ无〕に引かけて引も有。何れ〔しイ〕もよく後を御目に掛候にハ。馬の跡を主人の方へ二三度押しざらかして見せ申也。足を執りおとして〔なをしイ〕ハ見せ申さぬなり。

一むすび馬をほどく事。むすぶとハ引て参候時尻を引手の右へしざるをむすぶと云なり。それをほどくにハ。左〔右イ〕の手をはなし。左の足をひらき。かやうにすれバ。我ハ主人にハ後むくなり。さて本のごとくなをして引也。其時とねりのもとより請取ごとくなるべし。

一旅にて宿主に御引出物馬を下さる事。厩につなぎ候まゝ出すべし。努々轡などはめて渡す事なし。

一貴人に鞍見せ申様。左の手にて後より手を入

て持て参り。御前へ前輪をむけてみせ申也。其後左右を見せ申。さて後をみせ申也。

一鞍を進上様。前輪より手を入て持て参り。貴人の左の方に置なり。

一鐙御目に掛候様。鷹首を引さげ。はと胸を我が前にして。舌さきを貴人にむけて持て参り。御前に其まゝをきて見せ申也。

一轡を人に見参に入様。左右の引手をひつさげ。はみを人にむけて見せ申也。

一轡の名所の事。はみ。ほうみ。立聞。鏡。引手。又水付とも云。わちがひ。つぼつき。おもがいハ御はれ。又は軍陣などにて乗まじき也。

一鞍置馬引立たる時しぐれ村雨などふる時ハ。鞍覆などなければ。大ひつしきを鞍覆にする也。緒の付たる方を左へなしてかけべき也。

一貴瓶の人の馬を渡すを請取様。左右ながら下手にわたさるゝ方の右へより腰をかゞめて請取なり。

一貴人に馬を引出し御目に掛候様ハ。厩より引出す事ハ厩の者のわざ也。別當請取て引手にわたす。引手請取て手綱のまがりを左に取り。立向ておしゝざらかして。さて右の手に取たるまがりをバすて。身を開き馬の右へ立よりて。左の手をのべて。手綱さきを右にて足をひらき。貴人の方を一目見て。其後馬をおしまはして。左を御目に掛べし。其後うしろを御目に掛て。さて本のごとく引入べし。

一馬を御目に懸候時努々かみまきながら御目にかけべからず。かみをぬきて御目にかけべし。鞍置馬を御目に掛候にもかみをぬくべし。

一軍陣にて馬を見せ申には。前のごとく見せ申て。左を御目にかけ右を見せ申。其後面を御目にかけ申也。ゆめ〳〵おつさまを御目に掛申さぬ也。

一厩に置たる馬御覧あれと人申され候ハヾ。立より見物するやう。先馬の左を見て扨右を見べき也。次第は左右面と心得べし。
一くつむかばきを人に出すやう。むかばきをかさね。沓を上に置て出す也。沓ハきびすの方を人に向て。沓先を我かたへする也。
一むかばきのいまだぬはざる皮を出すにハ。毛の方を上にして。二枚を引かさねて。中より二つに折て出す也。
一主人と騎馬之間。凡的場だけと心得べし。さりながら近きもわろし。又遠きもわろし。よき比に見合打べし。
一主人庭のり被レ成候ハヾ。各々庭へ罷出候而つくばふべし。いかにもつばさみを高く執てめし候。馬に各々心をかけてきづかい有べし。これは自然馬もあまり。或は馬はなれたる用所の心持也。

一用あり共庭乗する所を通るべからず。無躾也。たしなむべし。
一厩に立たる馬にても又引出したる馬也共。主人の馬をしかるとて。努々ざう言申べからず。無しけつの第一也。
一主人に沓をはかせ申事しやうぐわんの役也。平人にすべからず。右よりはかせ申。ぬがせ申時左よりなり。
一主人の馬よりおりてひかへ給ふ馬を請取事。主人の後へより馬と主人との間へさしよりて。下にさがりたる手綱に取付也。其後主人馬をはなち給ふ時。手綱を取なをして引なり。前より寄事も同前也。
一乗鞍白木なるをバ白木とはいはず。白骨と云也。
一馬をなではたけ。或は湯洗。又ふしおき以下ハ侍の役也。下職に心得ては耻たるべし。

一鐙の力革かくる所をバみどふがねと云也。是はわろし。さすがと云はよし。又馬頭をかくと云也。

一御前にて馬御目に懸る事。先御前へ引て参て。縁よりあまり近からず。又遠くなき程にはからへて。そばに引立て参り。引立てのちおもてに立。諸口に引へ。二足三足しざらかし。さて本のごとくに立なをして。御前の方をきつと見て。其後なをして馬の右を見せ申。其時は諸口ニ而引て。前のごとくに御前をきつと見て。馬を跡へおしなをして馬の左を見せ申也。扨御前を見申て本のごとくにおしなをして。面に立てちとしざらかして。初めのやうにそばに立て。御前を見申て。其後御馬をおし出して引て入る也。是ハ三方み申也。たいがい今時分ハかやうに御用候也。

一馬の鞍覆する様。革は夏毛。秋も春も。又ハ豹虎の革にてもあるべし。熊の革ハ位ある人ならでハすまじき也。くらいなくしてハしんしやくあるべし。かくるやうハ何れも白毛をみする也。力革にゆひつけてむながひを引まわしてすべき事也。

一主人御馬の上にて御茶きこしめす事。是はきこしめす間。馬の口を執て待べし。第一の躾なり。

一馬はたけの木。二尺五寸なり。

一馬ゆひなはの事。ゆひ縄と云ハ六尺五寸。駒ゆひ縄と云ハ八尺五寸。馬ゆひと云ハ二尺三尺五寸也。

一神馬引事。是ハ七五三をつくる也。ゆがみ尾みみの間に可付也。耳のしめハ七いた。ゆがみハ五いた。尾は三いた。以上七五三と書たるをしりくめとよむなり。日本記にハ有。さて御前へ引立て。轡をさしあげて。神人のかたへ渡

す。神人請取鳥居へ引出し。馬を正面に前のごとく引立て。七五三を執て三返五返七返に三ケ度乗也。右馬に付ての式法たいがい如ㇾ斯。

一輿の御伴の次第、一番に引馬。二番に弓とり。三番に太刀はき。四番に坊。五番に小者也。惣じてこしにてもたゞにても。主人の身ちかきは賞翫ト云々。

一御こしよする事。妻戸の左を賞翫するハ常の儀也。さてよめとりの御こしは。のりたる人の右を賞翫するなり。右と云ハ乗手のためにハ左也。然るに大方輿をよするにハ。役人とのばら両方にねり寄て。左右に膝まづきて。妻戸を押ひらきて。さて御輿の中へ目を見入ずして。長柄を執て。其時力者綱をはづしてまいる也。又長柄に執付とき。力者さしよる也。さて両方のとびらを押よせて。しざりてかしこまる也。のり給ひて後うしろ妻戸をほと／＼とたゝき給ふ時。則左右の役人妻戸を開て長柄を取。然者〔候イ〕りき者心得て御こしを引出す也。其後左右の長柄を力者に請取せて。手を付て。片手にて妻戸を押とづる也。さて妻戸のちやう木のある方を上手と云也。御こしをよするをバいさするといふ也。

一御こしよするにハ。女には右があがり。男にハ左が上りなり。輿をよする時。殿原ハつな〔繋イ〕の上べあがりて。つゝしんでかしこまる也。其後中間御こしをさしよする也。其時左の手をこしの長柄に打掛て。右の手にてこしの長柄をかかへてよするなり。妻戸をたつる時は。下まへの方より押とづる也。さて又こしの縄も右にとめて又左にとむる也。是もとめやう男女によると云一儀有。

一御輿の供の禁制之事。先むかばき。ふか沓。あほり。紺しりがい。白木の弓。足つさ〔きイ〕すべから

ず。御こし又は御馬にても自然路じなどにて滞留有ば。御供の人は下馬してかしこまる也。又御輿は大方太刀はきながらよる也。

一御輿の内に主人の太刀を立て置事。太刀をバ御腰物とならべて左の方に立て置也。又打刀をバ右に立てをく也。太刀を立て置に。努々御こしの内へ入る事なし。左の脇に畏てつかを左の手に持て。右に足合を持て立る也。さて主人の御腰物を御さし候時は。御太刀をたてぬ前に御こしの物を一目見て立る也。

一むこ取よめ執之時の折がみハ引合也。さてうけさする時は。二枚有紙を一枚執て出す也。さて主人輿前に御局の行也。此時御臺の御こし主にても又は親類にても手をかける也。

一御輿の内には太刀をまいらする事。右の方より常のやうにまいらすべし。左からもまいらする也。それは其まゝ立て置給ふやうにまいらすべし。長柄の内へ入る事。努々あるべからず。

一輿に會たる時よけべき事。男ハ左。女の輿には右たるべし。

一輿の前に御はしりに〔のイ〕太刀をはきてはしる様の事。中をあけて左右に立。ひとへにはしる也。次第にさきハさがり。御こしのきはハ賞翫なり。尚々左賞翫也。

一こしを見かけ馬の上の人下馬有バ。輿の右に立たる人出て禮有べし。馬よりおりたる人しやうぐわんの人ならバ。はやく輿を立て一禮あるべし。男ならバ我出て一禮有べし。女房こしに乘てハ。下簾の脇よりも。衣のつまを出すべし。かやうの事ハ輿ぞへの人可申也。

一輿の内へ物を申べき事。長柄の外より申べし。長柄の内へ参るべからず。男の輿ならバ。右の方の長柄の脇へよるべし。女房ならバ左の長

柄の脇へよるべし。

一よめ入之時迎の人に輿渡す事。輿を立て。さて互に一禮申て先右の方の長柄を請取せて。轆て左をとらすべし。こしの後よりまわりて請取べき也。

一鷹に逢て下馬の事。鷹師の右へ打よけて下馬すべし。鞭をぬきて持べき也。さて鷹師をやりすごして馬に乘べし。下馬したり共鞭をぬかずバ乘打同前也。

一鷹犬にあふて下馬の事。鈴を付たる犬ならバ下馬すべし。鈴付ぬ犬には鞭をぬきて通る也。

酒に付て式法の事。

一めし出しの時は。主人誰參れと有時。あながち傍輩に對して式躰有べからず。さて又常の時ハ參るに次第有べし。然バ參候時ハ。扇はな紙を置て。主人に左を御目にかけるやうに出べし。さて罷立時は盃をとらざる前に主人の方を一目見るなり。さて酒をうくる時。少しざりて少もめをあげずのみ。一目見て罷歸る也。盞をばあげざる也。又酒をすてず。(なりイ)又すわうにて參る時ハ。ひぼをなをして出る。

一しうげんの時は御とをりとてちいさき土器をあまたつみて御前に置也。或ハ七度入或ハ五度入にても酒をバうけ候て。卒度口をあてゝをかるゝを。今いちいさきかわらけにつぎ渡して。めしいださるゝ人に下さるゝ也。此時は土器を持て立也。さて主人の御盃をバしやく取銚子の上に置て出るなり。

一主人のすへに(イ无)盞を執る事。右の膝をつきて左を立て。左の方の指を二つつきてさしおよびて。右の手にてはうの物を取。少のみてしざる也。若召出しのめとあらバ。其時は少しざつて其まゝのむべし。又ほうの物を持て參てハ。主人の左に可置也。

一梅の盃をのむ様。左の方よりのみ初めて。下を中なる盞に入て。其盞を本の所に置て。皆順にのむべし。さて後ハ中成を呑む也。みつ星も左より呑なり。

一主人貴人などの御前にて中のみをせよと仰候時は。罷出て片膝を立て出て。いたゞかずして。左の下をつきて。右の手にて盃を執て呑てしざる也。相撲て少も下をせざる物也。

一わたましの時。祝言の初獻は。出仕の人々も又役人以下も赤き衣をきず。たゝみも白べり也。らつそく盃等までも白きを本とする也。

一客人樽を持て來るに。亭主初獻を是ハ客人御もたせとて。先亭主酒を呑べからず。何時も客仁へ盃を始めさす也。賞翫也。されども又たぶん亭主がはじむるなりと云々。

一せんぢやうへの酌の事。てう〳〵二度して扱つぐべし。大將に大指のさきをむけべからず。

酌取人もか用の人もしざる事を嫌也。

一御した入を給る事。右にて取たゝみ一でうしざり。左の手をにぎりて。大指計つきて片膝を付き。片手にて呑べし。扱持てしざるに皆のめと仰あらバ。諸膝をつきてもろ手にてのむべし。

一酌又ハか用之時。扇鼻帋をかたはらに置てすべき也。

一主人の御前にてめし出しの酒給るにハ。あながち人より前に呑べきと思ふべからず。或ハ主人のめしにしたがひ。又ハ人のはからいによりて出て可レ呑し。貴人などハいかやうの人の後に呑もくるしからず候か。たゞ主人の前にて一けんの有をせんと存候間。後に呑もさきに呑も同事也。

一ほうの物と云ハ土器が本也。又はうの物とあらバ。主人の左に置べし。ぬり物ははうの物のきやく也。

一出陣の時酌執事。御酒參らするには。左の膝をつきて參らする也。膝をばなをすとも。足をバ後へひかぬ事也。又御肴のかうのもの一きれ也。

一出陣の門出の時酌の事。常ハ長柄のほしをおさゆる事無し。此時は右の大指にてほしをおさへべし。左の膝を立て右の膝を片敷て。三三九度を進ずべし。加杓は有べからず〔候イ〕扨貴人の左の脇へ寄てかしこまる也。御立にて後罷立也。

一人の所に行に盞を出す事有。盞の出たるを見て歸るべからず。物をしらずと同前也。盞出〔衍カ〕見候ハヾ一獻のみ候て歸るべし。然らずバ盞の出ざる前に立べし。又一獻吞候ハヾ三獻吞べし。二獻吞ざる事也。二獻は頸じつけんの時吞也。其故に一獻三獻と云也。

一めし出しに出て盞をいたゞくべからず。さりながら貴人〔の〕盞ならば。いたゞくべし。何時も左へ歸るべし。下少もこぼさぬ也。

一はうの物持て參てハ主人の左に置也。御肴をすへ候時も御ぜんをおしあげてをく也。

一めし出しの時は主人を三度見申事也。盞をとらざる前に一度。酒うけたる時少しざ〔衍カ〕りて一度に見申て酒を吞也。吞あけて一度み申てしざる也。然バ合三度也。

一御酌をきんずる事。酌を執て皆々御式躰候時。盞をしかと置て。手をはなしてしざる事。當世はおきもさだめず。手に持事わろし。然バ下に置て御式躰有方へ幾度も持て行。持て歸る也。式躰のある間ハ如斯すべきなり。能々心得べき也。

一めし出しの酌之事。大勢出て吞時も。人おそく出て間ひさしく有バ。幾度も主人の御方へむかひてかしこまるべし。酌むすぶといふ事き

らふ事也。いくたびも弓手へ返し申すべく候。但それも座しきの様によるべし。又前後と云事すべからず。縦バ御盞と主人の間をとをる事ゆめ〳〵有べからず。しやくにかぎらず物ごとに前渡りする事。返々もひけふの事也。
一めし出し呑事。誰參候へとあらバ。急ぎまいりて呑べし。主人又ハ賞翫の人の御盞にてあらバ。いたゞいて酒をうけて主人にさしむかひて呑べし。かた〳〵へむきて呑事いはれなし。殊更下をすつる事有べからず。〔すきとイ〕きとのむべき也。ひぼをすわうと小袖の間へおし入て呑べし。我と同輩の盞ならバ。いたゞく事努々あるべからず。若其中に主人の一族又ハ賞ぐはんの客人などの盃をしらずして。たゞ呑てしざる事はびろふ也。盞の賞翫すべきをバ。酌取り心得て。盞を銚子の上に置也。其時呑べき人心得て戴なり。又下戸にて酒をのまざるに。大なる盞にたふ〳〵と入られて。呑れぬとてすてんとするに。よき座敷にたゝみのすきまもなくバ。持て立敷居をこゆれバ。其盞をバ用べからず。され共のみ入えぬ事有バ只置てしざる也。酌取り心得て酒を盞につぎて待也。努々其酒した殘りたるに有べからず。又めし出しハさきに呑も後にのみたるも同事也。然間誰にても近くにある人さしより〳〵呑てしざる也。遠く祗候する人の目にも見えざる人を待つなどして。おもひざしする事有べからず。但主人それにさせと御意あらバ。待てもおもひざしすべし。召出しを給りて弓手へ歸るべし。
一盞持て參る事。主人と同輩の方ならバ。兩方の眞中に置て弓手へ歸るべし。客人賞翫の方にてあらバ。客人のそばに置て歸る也。初獻の盞をバ誰にても客人の位によりて。主人の一家一族家子持て出べし。一獻めの盞をバ初獻の

酌とり持て出べし。三獻めの盞をば二獻めの酌とり持て參るべし。酌もか用も賞翫の客人ならバ人によりてすべし。人數ならぬ身にてそこつに加用酌の事斟酌すべし。

一酌に上かい下かいと云事。右の手を先へ左を跡にして銚子の柄を執べし。左の大指を右の手の下に成やうに取べし。上へなる樣にとれバ。さか手に見えてわろし。心得べし。銚子のぎぼうしに大指を懸るハわろし。ぎぼうしのきわ。せめの有まはりをバ。上手にて取べし。

一客人酌などめさるゝ事有バ。つぎ酒の提をも其供の人に渡べし。又よ所へ主人の供に行て。其座につらなりて。主人酌めさるゝ事あらバ。提を所望して持て畏べし。主人の酌など御取りあるをよそに見ること有べからず。是は人のひくわんの身にかぎらず。兄酌をとらば。弟提を取て。其躾をふるまふべきなり。

一鷹をすへて酒をのむ事。盞を片手にていだして下にをきぬるを。其時酌取る人盞に左の手を副て酒を入て。扨銚子を置。兩方の手を以て盞を取。鷹師へ可出也。

一銚子のつかぬ方の口の事。是ハたゞの人にハもらぬ事也。めしうどに酒下さるゝ時。逆に一方の口よりのます也。その時の酌ハ左の手を銚子の口の方へよせ。右の手をバ柄の上に置也。

一兒女房男の酒うくる事。兒女房ハ下へさげべし。男ハ盞をあげべし。是ハ酌取ハ盞さぐるにおしてもらぬ事也。出家も侍もおしてもる事。ひけふぶしつけ也。

一あふむ返しの盞の事。是ハ七返まではすべし。八返ハせず。但れうじに指べからず。惣じて我がぬしにあらずんバ斟酌すべき也。

一酒などのむ所へ人のおほく來る事。はしを持

膳をおさへ。まつ事あるべからず。いかほど人來るとも。御めん有れと言葉をつかひ呑べし。

一盞を出すに我が前に來るに。言葉を出してつつしんであれへと云べし。來らぬ前にあれへと云事ハいなか人なり。我がまへに盞を置き候て後あれへと云べし。

一見三人も五人も寄會て御座候時の躾之事。酌盞大事也。さやうの寄會の時ハ。盞を各々の前に參らする也。酌とりも同前。酒を申時も前後あるべからず。

一坪見物之時は。盞をやうがう石に可レ置なり。盃を出す共故ハ。坪にこす肴なし。さて銚子をバ盞のまへにおゐて。松の葉にてもあれ。銚子の柄に置也。置バ酌とりに成なり。惣じて坪の中に酌取出ぬなり。呑人さしより〳〵呑なり。盃と銚子をバ本のごとくに置也。是ハ一方庭のしつけ也。若四方庭ならバ。坪の中に座をする也。四方のまわりに祗候する也。たてきかづきてうしハ〔端イ〕始のごとし。又坪見物之時。人數あまた引つれ行べからず。殊に太刀長刀長具足持べからず。

一見御酌めさるゝ時の事。是ハ先酒をうけて置て銚子をこふべし。され共見物人のために御渡しなくば先呑べし。其後盃を置て銚子をこふべし。但呑べき人あまた有バ。さのみこふまじき也。心得べきなり。

一鞠の懸りの内にて酒をきこしめす事。か用する人ハ懸りの脇より入る也。又酌取ハ軒向より可レ入也。

一祝言の時のつぎ酒の事。内の方へ一度。外の方へ一度。さて又内の方へ一度。以上三度つぐ也。

一芝居などにて御太刀持ながらめし出し呑事あらバ。太刀を持たるまゝ參りて。右の膝の上

にのせて置。盃を取呑べし。右へ歸るべし。努努太刀を人に預けべからず。

鞠之式法の事。

一鞠棹の寸之事。長さは一丈五尺。上下の節一寸置て切べし。難波方ハ節を置也。二條方ハ節を置ぬ也。棹を置も。難波方ハ家の上へ横ざまに置也。二條方ハ上なげしに立そへて置也。

一鞠の懸をはく事。軒より始てしざりばきにはくべし。足跡つきたるハいかにも今はきたりともふる庭と云也。新庭古庭とハ此事也。

一夏鞠に參るニハ。あたら敷帷子を腰よりとりて水に入て。しかとしぼりて着し給ふ也。あせを上へ出さぬ秘事也。

一鞠はさみの高さ一寸八分也。

一鞠の懸りをはく箒の事。はぎにてゆひ付て。一丈成べし。

一懸りに水を打事。軒下より始て打也。すこしも木にかけぬ事也。

一鞠のかた打目をぬふ事。針かず七五にぬふ也。

一鞠の懸りを通り座しきへ入様。懸りの內努々とをるべからず。木の外をまはるべき也。

一鞠見物するには。庭へおりてとを〳〵としかと居て見物すべし。家などにて見物する事なし。若座敷の內にて見物するとも。ゑんに居べからず。

一鞠の庭へ茶などのか用するには。鞠のおち候〔ロイ〕を見て參らする也。庭中へ入事あるまじき也。

一鞠の蹴にて用ありともかくのごとし。又蹴ても近くへよりて呑べし。

一鞠の時主人に沓はかせ申事。右よりはかせ申べき也。緒をバわれとゆひ給ふべき也。

一鞠を懸りにほす事。春は櫻。夏は柳。秋は紅葉。冬ハ松にかけべし。向時も一の枝にかけべし。

一其日蹴まじき鞠ならバ。緒を一つむすびてか

けべし。四季ともに松にかけてハ難あるまじき也。一の枝とハ下の一の草かけ也。

一鞠を蹴に三足式躰の事。一番に軒のむかひ。二番に軒の下。三番に松の左り。又櫻の木につけるよふあり。座の方へつけべき也。

一鞠の庭はくべき次第之事。是ハ大なるならひ有。木の間を七はヽきづつ。懸りの内へはくべき也。四本共に四七廿八也。是ハ廿八宿をかたどる也。中へはき入て出る時は。後様にしざりながら箒をあてヽしざるべし。座敷ハ別也。

一まり音を聞バ早々草履をぬぐべし。惣じてはつるまで見ずバ。一向に見まじき也。

一鞠をあそばす内に。酒にても或は素麪ゆづけにても有をバ。足がためと云也。

一鞠の庭をはくべき事。春ハ櫻より柳へはき。さて楓へはき。さて松へはき。中へはき付べし。足跡のつかぬやうにはくべし。是はしうげんのはき様也。四海波をはきおさめたる心得也。

右之條々千金莫傳。

食物之式法の事。

一鷹の鳥を主人に御目に懸る事。由緒をとらずして。両の手にてかヽへて。左の方の取飼をちと御覧ずるやうに御目に懸る也。若他家の人。主人の一族。又貴人尊人ならバ。いまのごとく御目懸るごとく渡し参らする也。又人によりて横にして取飼見せて渡すも有。よく〳〵人の位を見計りかんようなり。

一まな板を持て出るには。二人して持て出る也。座敷に入る時は。同様にあゆみて置也。跡があがる也。同取てしざるにハ一方をバ切て持て。前のごとく取てしざるべし。

一まな箸の寸一尺に切るべし。手がけを四寸に切也。さきハ八分也。一尺貳寸にも切る也。

一燒串の寸の事。節より上をバ六寸。下をバ五寸

にする也。惣じて一尺一寸也。けづる刀のかず十一刀なり。さきを丸くひらくすべし。竹の皮を付る事ひけふ也。

一鳥の焼串ハかはるべし。さきをけんさきにすべし。本よりけづるもの也。

一客人のしやうばん仕候へと仰あらバ。座敷にて肴のすわりてくふ時ハ。すひものなどの汁をすふ事あるべからず。二はし三箸くふて後汁をすふべし。

一人前にて飯くふ様之事。人より後にくひ初め。箸をば人よりさきに置也。ひや汁をうくる時は。箸持たる手にて左のすわうの袖をかい取て請べし。汁のさいじん引人の前に來る時。先すふて出す事ひけふなり。又何とうまきニ汁ひや汁也共。かけてくふべからず。大汁請〔かけイ〕べし。もしひや汁などハくるしからず。又汁の中なる魚鳥の骨を折敷のすみへ取出す事ひけふ第一也。

一こは飯などくふ様。縦箸すわりたり共に。箸にてくふべからず。箸にてすくひて。左の手の上に移して。手にてくふべし。さりながら汁候ハバ箸にてくふべし。

一鷹の鳥喰様。努々箸にて挟喰べからず。手にて喰べし。若又汁に也候ハヾ。たゞはさみ手にて一箸くふべし。其後はすひたるべし。

一かゆのさいじん〔再進〕引事。若粥に汁かけ候人あらバ。其人にさいしんを引べからず。是ハはやくふまじきとおもふ時。汁をかくる也。

一御座敷のざつしやうの事。御湯殿への具足白べりのたゝみ。白紙の屛風を立べし。以下の事ハ皆人の家々にしつけられたる也。御誕生の後三日のうぶたて。七日のうぶたて是不同の儀也。但當流にハ三日五日是をもちゆる間。さて五日とりなぞらへたまひし也。是ハこじつ

也。
一むことりよめ取の雜しやうの事。肴にも御めしの具足にもあゆのうをすべからず候。其故ハ一年うをなるがゆへなり。
一始ての家のざつしやうに。肴にも燒物すべからず。か用にも赤き衣裝きべからず。花にも赤もの立べからず。
一しきの御飯などまいる事。すゑの御飯をきこしめす也。それも主人の右のかたにちかき物を參らする也といへり。これは御手むきなる故と云々。御こづけをすゑに參らせ置も御手がけのため也。
一鯉のかしらなどをわた煎の上にもる事ハ內々の時の事也。若骨ハかいじきのみと云て下にもる也わたを御前によせてもるべし。子をバあながちもちゐざる也。
一女房の三獻の事。鯉のわた煎にはうをの左のひれを上に盛る也。おもむきのひれとがうする也。其次の女房にハとむきのひれを上にもる也。外むきと云ハうをの右ひれ也。おもむきと云ハ左のひれ也。きこしめす時むかひ給ハおもむきと云也。なますをばうすみをまはしもり候て。うなもとのみを上にもる也。是ハ男にハ斯のごとし。女房には鱠のおはりにのしあはびちゞめて盛也。若ハ又けづりてもまはし盛にする也。かやうの儀はたゞ常に式三獻と云ごとくにする也。別に子細あるべからず候。
一れうりする人心得べき事。魚鳥ハあぢはいよき所を主人にも又上座の人にも參らすべし。鳥の燒物ハ別足のみを前盛にして。ひたたれの身をバうしろに盛なり。べつそくはあぢはいのよき間。先まいらせべき爲也。秘事。いかのみも雪まろばしの骨とて。羽節の骨を上に

盛也。是もあぢはいよき所を參らせべきため也。鷹を取飼時。山わすれの筋をかふと云も。此羽ぶしの筋のあぢはいのよき間。山にわけ行べき心をわすれてなづくゆへ也。又白鳥鴈なども。別そくの身とわたハ。あぢはいのよきが故に上方には參らすると云也。鯛の汁も首の身をバ上方にまいらするゆへハ。目とくちとの間。べつしてあぢはいのよきが故也。

一しきの御肴にはじかみ。梅干。鹽などをすへ〔陶〕〔器〕きに入てまいらする事ハ。自然物をきこしめす時。むせ給ふ事有。酒にも飯にもむするハ大事也。梅干をみれば口の内につの〔ほイ〕出來て物にむせぬ也。鹽も箸の前に付て少なむれば物にむせぬ也。又はじかみハ物のあぢはいをよくする物也。きこしめす時あぢはいわろき時ハ。入てきこしめせバよきとの心也。又鹽もきこしめす物に不足ならバ。入てきこしめせとの義也。

一しきの御飯之事。是ハむねとの大〔イ〕しんの〔壱〕御もてなしと云事有。其時すべき事なり。それを只の祝言之時。りやく儀に少もる也。二本立三本立といふも飯を二樣に參らするを云也。一番に本飯也。是ハくろ物として。こはき飯を盛て紙をたゝみて帶にする也。其帶をバ〔にイ〕片結びにして。主人の御前の方を結めをする也。それに御具足を十二盛也。次にハ二本立。是もこはき飯を常のごとくに盛て。御具足をバ色々に盛也。此外に御こづけとてかきわけて。其上に汁をかけて參らする也。御飯にハ三本ながら御しるのお〔はイ〕いぜんもあれども。汁に付てまいるにハ。こづけの御めしに何れの汁にてもきこしめし度をとりてきこしめすべし。三木立ハ姫の飯に計御手をかくる也。こは御物くろ御物と云ハ。はうをバ只まいらせ置までの事也。

今時分ハかやうの御物をきこしめすやう。しりたる人すくなきゆへか。ひめの御物といふハ常の飯の事也。何様にも飯よりの方によりたる具足を飯の上より箸をこしてはさみて喰べからず。右の方なる具足と前のぐそくをまいるべき也。こづけの上にかけて參らする御汁ハ。ひしほいり等也。さてハたヽみの汁也。たヽみの汁とハ。色々のうちな等也。

一まな板の長さ之事。二尺九寸。廣さ一尺八寸也。あつさ三寸。足二寸二分。又まな箸九寸二分といへり。又一尺二寸にも色々たるべし。

一物をくひて箸をバ折敷に置て酒をものむべし。汁碗の上に箸を置事努々あるべからず。右に折敷に置[べ]し。

一さんばの事。惣じてさんばハ取〔事イ〕・はうなれ共。まづれうじに執べからず。惣じてハはうれいの手向とたぶんおもふ也。しばらく思あんあるべし。祝言のざつしやうには取べからず。

一美のさんばの事。惣じてさんばのかんは下にあり。上なるをバさんばにとらぬ事也。さんばのをき所。ちやつの中也。さいのかずほどかんハあるべき物也。一番にすいとん。二番に羹。三番に饅頭。四番めんす。此中ハ一番ハかんの内に不入。つぎより本とす。めんすのさきにかんハいくつもあるべき也。

一かんにすさひくひ合する事。籠かんにハ里の物大根などをすべし。其ゆへハべつの字をバかめとよむ。かめは海河の物也。海岡とくひ合する也。やうかんなどにハ。海草をくひ合する也。是ハ山海と喰也。ちやうかんハ鱸の腹わたをまねたり。是ハ山里のものをすさいにくふべきなり。

一しやきんと云かんハこがねをつヽむ様也。橘の如し。是ハ包めをくいきつてくふべき也。

一たうの事。先一番に出すべし。銀の皿を以て呑也。先粉を入て通れバ。後に湯を引也。あらくのめばむする也。後にハ紙にてきんずる也。是を引にハせをかゞめて引べからず。立ながら引なり。但上一人にハこしをかゞめべし。

一人前に而めんす喰事。餅をバせをたをめてかがまりて喰べし。又めんすをバせをすぐにして。そつて喰也。

一人前に而さい喰事。さいをバ山海野里と如斯次第をして喰也。但時の賞翫を次第して先喰べし。

一箸を持て汁をすふこと。饅頭に限りたる事也。まん頭はまんと云物のかうべをまねたりといへり。其後母の血をかた取てちもちいといふなり。かならず〳〵おしわつて三分一喰なり。箸にておし入て。あんをこぼさずくふ也。

一出家の庖丁の事。兒の前にていたす也。是ハ念珠を手にかけて。衣けさ萬おしそろへて切る也。何にてもあれ。腹をむかひへして切也。但是ハよそのちご計にあるべし。細々は叶べからず。

一はうばんと云ハ。三ぼうぜんをまねたり。是は飯を半分に盛也。さて又さいハいくつも又こもいくつもして。重てかさをしてかき分てくふ也。

一飯をくふやう。先左を一箸。右を一箸。向を一箸。三箸を一口に入て喰也。是ハ門出に喰也。我が所にて向左右と喰也。

一うをの燒串けづる事。上三寸。下四寸。これは一流也。たぶんハ上七寸。下五寸也。

一點心之時のむしむぎのきざみ物の事。其内に青き物あるべし。それハからしの葉也。是ハわんの中へはさみ入て喰事おかしき事也。むぎの油をとらんが爲也。入てやがてはさみ出し。

前の所に置て喰也。
一肴のすひ物をハ汁を吸て。さてミをバはさみて喰也。
一貴人ハ御前にて飯の鬼をする事。かさを取て御めしの上をバとらず。左の方のそばを執べし。
一客人の時罷出て相伴仕候へとあらバ。座へ出て膝を立る事あるべからず。又肴の時は膝を立べき也。

歌道之事。

一當座にて歌有時。我歌よみ出さぬ事あらバ。だいの趣におひ似たる古歌を書て。さてそばに書べき様有。昔の名人もかくこそ候しかと書て。おつて此子細を申べしと云べき也。餘所よりたんじやくなどを下されば。一向に返歌なければ。ものしらずと思ふなれバ。古歌にてもあれ書てつかはすべし。
一たんじやくの寸の事。今時分の長さハ一尺二寸也。廣さ一寸二分。是ハ定家の流也。
一家隆にハ一尺三寸。ひろさ一寸三分也。惣じてふはの關屋の板びさしの板のひろさ程也。是ハ一寸八分也と云々。
一たんじやくとづる様の事。上の切目よりたんじやくの廣さほどにとづる也。縦題をかきたる上也共とづべし。
一坪に歌をよむにハ。たんじやくをバ三尊石の前に置也。
一亡靈の吊の時歌の事。是ハ皆よみおはりて請取。文臺ををき。上にたんじやくを置なり。文臺のまへ後二人祗候する也。一人はよみて。一人ハたんじやくをあつかふ也。先歌を出す時ハ。よむ人のかたへたんじやくをむけて。吊の歌の題を披ろうして。さて其人の名をよむ也。三度迄は題をよみ。其後ハよむ人の名計をよ

みて歌をよむべき也。

一躾ハ別なし。じんじやうに見よくするをよきしつけと云なり。

右之條〻可秘々々。

右今川大双紙以瀬名貞雄本挍合

以續群書類從所收京極大双紙挍訂畢

武家部十四

宗五大艸紙

人の召仕れ候仁心得らるべき事。

一主人の御座ちかき所にて高雑談又高はなをひ。戸のあけたてあらく。あし音高きハ尾籠の事なり。又御前に祗候之時。膝をくみ。ぬき入手すべからず。又いかにおかしきことありとも聲をたてゝ笑ふべからず。扇つかふべからず。あせをのごひ。鼻をかむべからず。但なんぎならば。そとかげへむかひて。鼻をかみ。汗をものごふべし。又かちにて御供の時。御跡にて傍輩衆物語をし。手を取組などすべからず。又齒をくろめたる人のかねを付ぬハ狼藉なり。うちかけ烏帽子。打かけすはう同前。かたぎぬ同じ。惣而貴人の御前にても此分たるべし。

一若き人可被心得事。朝には早くおきて。鬢をかき髪をゆひて。親の前へ出べし。さて主人の所へ可致出仕。退出の時も。親の前へ出て時宜語るべし。但殿中へハ奉公の人も。いにしへハ御番の時。又御用なくてハ無出仕。今ハそのさた候はず。

一故人の申候しハ。主人の御氣にあひ候はんとするはわろし。さ候へバいかなる不思義をも申。又卒爾なる事を被仰をも同心申。又前きらめきなる事をも申候へバ。人もにくみ。聊爾

も出來候。只主人の御意にしたがひ申。被仰事をちがへじと奉公いたすべきにて候。又若き人年寄をそしのけ。主人の前などへ差出候事見にくゝ候。我より下手の人なりとも。年寄たる仁を敬ひたるが見よく候。殿中にても此分ニ候。但晴役の時ハいかにも我家の程を申たつべし。

一主人又敬候人に物を申候時ハ。ちと我かほをそばへふりて。我息のあたらぬやうに可被心得候。又若き人ハ髮ニも小袖にも折々沈をたかれて可然候。但つよく匂ひ候は尾籠候。又男ハ薫物を不用候。老若ともに藿香丁子を四季共ニ用ひ候がよく候。それもことゞゝ敷匂ひ候ハ。わろく候。又若人ハ汗巾をたしなみて持べしと故人申され候し。惣じて老たるも若きも身持をたしなまるべき事尤しかるべく候。

一御主の御機げんもしらず。物を披露ハ不可然候。能々時宜をうかゞひて。何事をも可申入事也。又女中近き所に何心なく祗候ハ無勿躰候。おなじく主人の人に物を被仰候時。心なく御前近く候事あるまじく候。そうべつ人の物を申候はんずる所をもなにとなきやうにてたちのくべし。耳だてして聞べからざる事也。

一奉公し候人さのみ利根なるも不可然。左候へバ卒爾なる事も候。或文にも血氣勇者仁義勇者といへり。仁義の勇者をばいかにもほめ。血氣の强力の勇者をばきらふ事ニ候。利根なる人ハかならず入すぎたる事有といへり。

一建武十七ヶ條にも。近習の人を可撰といへり。其器用といふハ。一具に定まらず。孔子の門弟には四科を立侍り。高祖の功臣にハ三傑の不同あるが如し。いかさまにも。一ニ正直廉

潔にして極信なる人。二ニ奉公の忠を致し私をかへりみざる人。三ニハ弓馬の道に達して心いさみある人。四ニ和漢の才藝あらん人をよしとすべし。わろきには。一ニ胡亂猛惡にして欲心にふける人。二ニ不奉公にして人の科をいふ事を好む人。三ニ武藝につたなくして臆病の人。四ニ狂言綺語を以て人に笑はるゝをめんぼくにするたぐひといへり。

一惣じて人は身のほどよりも過分にふるまふ事不可然。末重き物ハかならず折るといへり。根よりも枝葉のかちたるハ終にわろきと申也。かまへて上に下のまさる事あるべからず。上をかろしめおのれを先とするたぐひ尤しかるべからず。

一なにゝても一色物の上手たらん人を上下をいはず賞翫すべき事也。公方奉公の人も晴の役をつとめたる人を賞翫也。又物ごとに上手といふ人も毎度にすぐれたる事ハなく候。惡ことのすくなくよき事のおほきを上手と申なり。但上手のしわざにさのみ無下なる事はあるまじく候。

一みかうしの間出入の事。大かた法の樣にきらひ候。但公方樣御主殿ハ四方ながらしとみにて御座候。此御殿にて正月椀飯以下の御祝も御座候也。應仁の亂より後土御門院御座候つる間終に見申候はず候。此御殿にて御祝の時ハ定てみかうしの間より出入あるべく候。又常に死人をみかうしの間より出候時。みかうしの上をばおろし下ばかり取候間。かりそめにも下ばかりをばとらぬ事ニ候。又みかうしの間出入きらふ事なにゆへとも承り候はず。

一公方樣にて椀飯の時ハ殿上人一人御參候て將軍家へ御みやづかひ候。三獻めの御盃ハ其日申沙汰の人御給候。又此時の御酌のとられ

候樣。今の御供衆御覺悟難有よし。常に金仙寺侘事候し。又御主殿をば御所侍と御承仕と悉皆調申候。椀飯の時の御疊の敷やうなどの口傳。相傳の人もなく候間絶候はんよし。直見と申て古き御所侍の一人殘候しが侘事致し候し。

一妻戸の出入之事。何共沙汰承り候はず候。但常には無出入候か。正月其外きとしたる時は。必妻戸の間より出入候。左樣の時は立すなを兩方に置候。沓ぬぎより間半計さきなり。あまだれのかゝらぬ程なるべし。妻戸兩の柱のとをりなるべし。大さは其家の位により大小あり。的の時の敷づかより大に候。河原者委可知。

一輿寄の妻戸のうはがさね下がさね。こしのよる時さた候はず候。たゞ武家にはこしの左をあがりと心得候。公方樣御劔の役人も御妻戸の左に祗候也。又私ざまにては輿ぞへの役人兩人あり。妻戸のうはき打たる方輿の左あがり。右はしたで。女房衆はめして後。こしをそと御たゝき候。其時えんより兩人かきおろし候へば。こしかき請取候。公方樣には。御こしかき計あつかひ申候。

一諸役の事。公家には沓賞翫。武家には太刀を賞翫申候。

一車にめす時は。車屛風などにて女房衆めす時立候。宜存候はず候。

御幣まいらするやう。

一御拜の時御へいまいらせ候やう。社頭などにて神主の手より取立請取候。左の方をあげ。右を下て持て參候。御前にてかしこまり御幣を取なをし。我右を高く持て。上方をとらせ申べし。御左の方へ幣紙のなびくやうに請取せ申べき也。御拜過て給時は。ちうにて又取なをして。もとのごとく左をあげて可持也。

琵琶琴箏など人に參らする樣。

一琵琶を人にまいらするには。人のひく時のやうにいだきて。首を左の手でたてに握て。右の手を撥面の上をこして。いその方をかゝへて。たいの方をたゝみたてゝおしまはして。びわをあをのけて。海老尾の方を左になる樣に可渡。又琴をば左の手をバ腹の中程の下に置て。右の手にてりうかくのもとをかゝへて。柏かたを前へなして持て。をきざまにハひかせ給樣にまいらすべし。又しやうをばせめの所を取。指を竹のあひへ入て。さきを我方へ向て。筒の方を差出べし。

晴の時の事。

一かならずかいぞへをつれらるべし。役々あるべし。敷皮の役は上役なり。

みすかくる事。

一かぎもこまるもうちに有べし。內へ卷てかくべし。又かぎなければ。杉原を四に折てたゝみて。おなじ程さまへ引出して。それにてあげてゆふべし。神社の前のみすハ。かぎもこ丸も外にあるべし。

色々の事。

一圍碁ハ百目宛を春夏秋冬にあつる物也。さて貴人と碁を參らん時ハ。盤の上に二ツ候ごけを御好みにまかせて御取候時。殘たるを可給。こなたより參らせば白を進すべし。將棊を參らせバ。馬の入たる箱の蓋をあけて。馬をうつして。貴人を見合て馬を立べし。中將棊も小將棊も同前。又すぐろくをまいらバ。これも袋を取て石をうつして。筒をも貴人へまいらすべし。又貴人の石をさのみかへる事もさいをこふ事も尾籠なり。さやうの事ハ時により樣によるべし。分別有べし。

一小袖を人に參らする事。袷をかさぬる事も候。

又小袖ばかりをも出候。數ハ不定。十廿又五三十などもつかはし候。二ハ不及見候。あはせのかさなりたるハ。二にてハ有まじく候。小袖ばかりの事にて候。練貫は一重とて二なり。公方様へも進上候。分別あるべし。小袖を人に渡し候様小袖を二に折て。おほくハ重ねあぐべし。右のえりを上へなし。えりのさきを請取人の右へなるやうにちとすじかへて出べし。請取人取直して持也。手にもすへ廣ぶたにも入て可出。手にすゆる時は左の手にすへ。右の手にて上をかゝへて。渡しざまに兩の手にすへて可渡之。又主人へ參らせ候時ハ。右のえりを御前へ向てちとすぢかへて主人の左の方に置べし。御成などの時公方様へ進上此分にて候。又毎年正月松ばやしの時。御臺様より觀世大夫にごふく唐織物以下十被下候。御給ハかさならず勢州取次申され候。御廣蓋にすはり候。大夫御廣ぶた共に取て載て罷出候。又御ふくばかりを給りて載ても退出致し候し。御ふく計を給たるがよきよしさた候。又公方様へ御小袖進上。又被下候など申ハねりぬきの事也。又一重進上被下とも申候。十重にても十五重又廿重又一重二重三重なども進上候。御服にて進上と申は常の小袖の事也。

一人の内衆。辻固門役之時ハ。小太刀をもたれ候がよく候。打刀ハ惡しく候。又をの付たる敷皮を可被用。しき様我こしに付たる様に布の方を面にして可敷。緒の付たる方を五寸ばかり折かへして。後になして可敷。常に五寸ばかりをきてをしとをす所あり。腰にも可付。しきの敷皮にてハあるべからず。又神佛の前にてハくびがみを前へなし。又たゞの所には後になして可敷。

一貴人の前へまな板持參之事。庖丁仁の左の方

をかきて出る人はうは手也。公方様正月二日細川殿へ御成はじめに進士白鳥をきり申候。其時のまな板を伊勢名字兩人參り候て持參申候。應仁の亂前迄ハ親にて候者。下總守貞牧。備後守貞熙。其時七郎衞門。兩人御供衆の外役につきて參り候。大口ひたゝれ着候。進士同前。亂以後さやうの儀なし。

一庖丁仁覺悟兩様ニ申候。板ゆるぎ候へバ。よくをし直す共云。又包丁仁ハいろふまじき事なり。見物衆板の足などにものをかふべしとも云。包丁仁ハ必えぼしがけをすべし。公方様には。進士大草兩流を御用候。流々あまたある事にて候間。一ぺんに不レ可レ有。舟中にてハ魚を常のごとくにはをくべからず。魚をかへす事をせず。其儘きる様にをくべし。又大草流にはまなばしのさきをバかけず。くぎのやう成かねを箸の先に入られ候なり。又刀を取かへて切べからずと申候。又白鳥などの鹽鳥ハ。能つがひを引くつろぐべし。

一主人に御手水まいらせ候事。先はんざうに水を入て。たらいの中に置。其上に御手のごひを疊て置べし。其御手拭を取て肩に打かけて。御手水をかけ申べし。かけはてゝ肩をよせ候へバ。其御手拭を取て御手を御のごひ候。公方様御手水ハ女中上臈の御役なり。御成抔の所にてハ。御供衆の内御一家の人かけ申され候也。様躰同前。

一蠟燭のさき取事。ぬきて取ハわろし。其儘可レ取。乍レ去やうによるべし。公方様にて猿樂の時舞臺にとぼされ候有明の先をば御供衆の内に若衆御とり候。それも立ながら先を御とり候。先ながれたるらうを御取候て。さきを入候物に入られ候て挾さきを御取候。兩の手にてはさみ御切候。常の先とるやうにはなし。し

るしがたし。又御前にとぼされ候氷の臺のしむをもさしながら御取候。さきとりハだいに候へども。こなたより先とり。さき入候物をも御持參候て御取候。又さき取故實にはあさあさと取たるがよく候。ふかく取候へバ。ふときゆる事も候。又賞翫の方へ燭臺の足一むけて置と云。又わたましの時は。公私共に蠟燭ハ朱をかけず候。又衣裝も男女共にしろし。

一足袋の事。殿中へハ御免候はでハ。えはき候はず候。御免の時ハ必御足袋を一足被下候。又入道同朋ハ御免之沙汰なくはき候。八の内衆も主人の御免候へバはかれ候。いか樣無紋の皮。ふすべ皮をば不可用。出陣之時ハふすべ皮たるべし。

奏者の事。

一公方にてハ申次と申。私にてハ奏者と申候。殿中にてハ攝家門跡をば殿上人申御次候。但指合候へバ武家も申次候。長老をば蔭凉申つがれ候。是も差合候へば申次申候。公方樣正月出仕之次第。人により又進物により。さま〴〵の故實口傳候へ共註に及ばず。先進物の置やう。御對面所のうち。すゑの御さいのきはに。御左の方にをくべし。御太刀折紙なれば。折紙の折めの方を御前へなして。其上に御太刀の足間をちとすじかへて。みねの方を御前へなして可置。私ざまにても同前。御具足ハ兩人してかきて出べし。具足の左をかきてさきへ出る人ハ下手也。右をかきて跡に出るハ上手也。左かきたる人ハやがて退出。右をかきたる人そと御具足の入たるふたに手をかけてをしなをして可能出。細川殿御家ばかり一人して御持參。具足をバから櫃のふたにすへ。其上に御冑ををかるべし。私にても同前。又金襴繻子段子繪。左樣の長き物のたぐひ。盆にすは

り候。長き方を御前へなし候。又香合。香爐。つぼ。花瓶などを引合杉原にすへ候。紙の切口の方を御前へなすべし。又香合。つぼ。袋を取て別に取次人に可レ渡。但略義之時ハ紙にもつつみ。袋にも入候。私ざまにての事なり。いづれも盃にすはるべし。但だんしの上にもをかれ候。又扇ハ一包又一本五本なども檀紙杉原にて包みてもすへ候。又一包と申て進上ハ十本の事にて候。いかにもうつくしくた〔た脫歟〕みたるうすやうのかさねたるにてつゝみ。金銀の水引にてからげ候。れうしの切口の方へながく置て。かなめの方を御前へなすべし。つゝまぬ扇を人にまいらせ候も。かなめの方を人にまいらする也。又羽を人に出す事。いく尻なりともつゝみて。くきの方を人に出すべし。

一奏者する事。先よそより禮に被レ出候人より太刀折帋を被レ渡候を請取て主人へ可レ申候。對面候へバ太刀折紙を前に申候ごとく置べし。さて禮に御出候人にこう〔な歟〕たへと申候へバ被レ出候。是ハ太刀折紙を奏者請取たる時の事也。又たれがし殿と申て對面候時ハ禮者太刀折紙を持參候。置樣同前。又貴人ハ我とは太刀折紙を持て御出候はず候。供の仁奏者に渡し候也。奏者太刀折紙を請取て置候て後禮者に申候へバ被レ出候。又あまりさかりたる仁ニ太刀を奏者に渡し候前のごとし。酒など被レ參候へバ。奏者太刀折紙をとりて後盃出候。只對面計なれバ。禮者被レ歸て後太刀をとり候。

一太刀折紙を人に渡候樣。使にこえ候て奏者に先可レ申事を申。其間ハ太刀をバ右の手に柄を前へなし帶取を右の方にして ひざの上に持べし。又さして申事なければ。太刀の石つきをつきても申也。さて折紙をば左の手に折たる方を先へなして可レ持渡時ハ兩の手にて折紙

をひろげて奏者に見せて可ㇾ渡。わたし樣折紙を下。太刀を上に足間の所を折帋の上に置て可ㇾ渡。請取やう。左の手にて折紙を取。右の手にて可ㇾ受取。太刀の下へ手を入て可ㇾ取。足間とるべし。又若渡候人折紙をひろげて見せずバ。請取て使の前にて折紙を取直しひろげて見べし。又太刀ばかりなれバ。左の手をつかにそへて可ㇾ渡。猶口傳故實おほし。又下に太刀を置ては不ㇾ渡。中にて可ㇾ渡之。

一うやまひ候人に太刀を參樣。太刀持たる右の手を取直し。太刀の帶取よりさき。太刀の下へ手のひらをなをし。左の手をつかにそへて參らすべし。又それほどなければ。右の手をば前に持たるまゝにて。左の手をつかにそへて出候也。又等輩の人にハ右の手計にて出すべし。

三だんに心得あるべし。

一もの披露の事。表向にては。馬太刀などの折紙ハひろげて見せ申さず候。公方樣にても此分候。內々にてはひろげて懸ニ御目ㇾ候。御折樽美物などの折紙ハ表にてもひろげて懸ニ御目ㇾ候。又せいぼに諸家より公方樣へ進上の美物の目錄をバ。取揃て一度に極月の晦日に御對面のついでに六七十も候へことごとく披て懸ニ御目ㇾ候。惣て折樽美物以下御目にかくる事はなく候。私樣同前。但公方樣にてハ。八月朔日參候初鴈ハ。中次表にて懸ニ御目ㇾ候。又二月朔日畠山殿より御進上候白鳥一。熨斗蚫千本。天野五荷。此時ハ美物二色おもてにて懸ニ御目ㇾ候。又相阿彌進上の御扇。正月四日御對面之時御目にかけ候。能阿彌の時より如ㇾ此。又極月晦日畠山殿より御進上の馬のはな皮十間懸ニ御目ㇾ候。それハ彼御名字衆御めに御かけ候。御同苗の人御入候ハねバ。中次御めにかけ候。

公方様御對面之事。同私様のやう。

一公方様には公家法中に西の衆東の衆など申て御對面のやう候へども不レ及レ記。又攝家門跡禪家の長老をバ御送候。又人の内衆猿樂田樂庭上にて御めにかゝり候。又人の内衆進物などをば。申次請取て御座敷に常のごとく置候。私ざまにても客人に對面の事。一段賞翫の人をば先座敷へ呼入申候て後亭主被レ出候。大かたの人には。先亭主座敷に候て。人によりて座敷を立て。えんまでも出てしやうじ入候。又座敷の内にても座を立て色躰をいたし候事も候。又一段敬候人にハ。庭迄も出候てしやうじ候ことも候。常にハ少我よりあがりたる人にも。先亭主被レ出候て客人を呼入候。又客人亭主よりうはての人なれば。座敷中へふかぶかと被レ出候而。太刀などをもつかはし御禮等舊の人ハ常に座敷のするにて太刀をも出し禮を申され候。

一人を送り候事。賞翫の方をば次の座鋪にて一送り。縁にて一送り。庭にて一送り。是第一也。猶も敬ひ候へバ。門外までも被レ出候。其次ハ座敷にて一送り。えんにて一送り。是第二也。又次の座敷まで出て一送り。是第三也。又同座敷にても人によりて一送り候。又一送りも候はぬ方も候。我等づれ三職其外御相伴衆へ禮に罷出候時ハ一送りもなく候。御供衆へハ一送り候。又赤松殿。大内殿。京極殿へ禮に出候つるには一送り。但此三人も人により送られ候はず候。土岐殿。六角殿同前。又御使の時ハ三職其外御相伴衆ハ御送り候。又事により候て。御使の時太刀其外小袖など給候事候。其時は三職も給候へ。いただき候はず候。私に出候時給り候をばいづれもいただき候。されば正月朔日三職へ禮に參候へバ。太刀金を給候い

たゞき候。

一三職へ禮に參候へバ。使を給り候。必使の所迄禮に人を可ㇾ遣候。其外の御相伴衆へハ。人により候て使までハ有まじく候。様によるべし。

使節可二心得一事。

一今川貞世書れたる大双紙と云ものに。よ所へ遣候使節の可二心得一事。詞たしかにてうしをも聞しり。可ㇾ然仁を可ㇾ用なり。先よく〳〵主人の仰を心をしづめて承りて。一事も不審の儀をば返して尋申。心得すまして可ㇾ勤。主人の詞を申おとさじと口移しに申よりも。義と理と心根とたがひ候ハねバ。詞ハ替てもくるしからず。先人して申て。對面あらば中座へ出て。かたひざを立て畏て可ㇾ申候。返事など久しけれバ。夫ハ居なをりても承り候。是も不審あらば返して尋申て。義理を慥に可二心得一うか〳〵と人のかほまもり。又座鋪見めぐる事不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。又狀あらば文箱より取出して。うはがきをうへになして。名乘の方を人にまいらすべし。封付たらバ箱ながらまいらすべし。又小者中間ハ封不ㇾ付共箱共に出べし。

一餘所よりの使兩人ならバ。必こなたにも兩人して可ㇾ承候。但一人して聞事も候。又兩人の内いひ口ハ前よりさだまるべし。當座にあなたこなたと有べからず。一人ハ申おとす所を可ㇾ申也。又　公方様より諸家へ被二仰出一候事。きとしたる事には。奉行兩人に伊勢名字壹人そへられ候。猶かど有ことには伊勢守そへられ候。其時も申候ハ奉行人なり。常ハ奉行兩人又三人の事もあり。

公私御かよひの事。

一配膳の様。古は飯點心肴以下をも目より上に持たる由申候へ共。それも餘りにこと〳〵敷候。又足本も見え候間敷候。只我息のかゝらぬ

裎に指出して持たるがよく候。但下樣へハ少ひきく候てもくるしからず候。先扇をぬきて置。はな紙をばよくをし入べし。袴のもゝだちをばおろすべし。足の見ゆるハ尾籠也。昔ハ何にても貴人のはさみ御落し候物をば。通ひの人とりてくひたるよし申候。今ハさはなく候。只とりて出べし。

一貴人の御膳持てハ。自餘の貴人の御前を通ひ候共。禮は有間敷候。次樣の人の膳を持たらば。そと腰をかゞめて可通。手明たらバ必貴人の前にてハ可有禮。貴人の方の手をつくべし。人のしつけハかどのなきを吉と申候也。

一膳をあげ候事。公家方には末よりあげさせられ候とて候。さも候か。 公方樣の御膳ハ末よりあがり候。又武家には本膳よりあげ候。末々の衆ハ。貴人の前にてハ二三膳のしるさいを本膳に取すへて。そのうへにおしきを重候へバ一度にあげ候。わろく重ね候へバくづれ候。膳あげ候人も心得らるべし。又給仕の人前へ來り候時。膳を持上て渡し候が禮にて候。其まま配膳の人にとらせ候はらうぜきに候。又のさけにも見え候。あげ候人も取にくゝ候。又貴人ハ膳をもかさねず。手をもそへられず候。又すゑ〴〵の人ハすはり候時手をそへ候。貴人ハ其まゝをかれ候。又すゑ〴〵の人ハ膳をかさねて我と持て立たるが能候。又肴のすはり候時。貴人ハ其儘被置候。末々の人ハ配膳の人肴を前へ持て來候時。前の肴を持上て。今のさかなをすへさせて。さて前の肴を配膳の人に渡べし。

一御茶まいらする事。右の手にて臺を持。左の手にて建盞と臺とをかゝへて。ちと差出して可持之。まいらせざまには兩の手にて臺を持てまいらすべし。聞し召て後ハ兩の手に臺はか

り持と申候へ共。たゞ前のごとく持たるがあぶなくも候ハでよく候。

一初獻の御盃持て出候人。さのみ若輩の人にてハ有間敷候。　公方様にても御供衆の中にも隨分の御方御持參候。　公方様攝家門跡大臣家までハ四方にすはり候。大かたの公家衆ハ三方にすはり候。武家ハ角の折敷にする候。大臣ならぬ公家武家へ御出の時も此分に候し。

一盃持て出候やう。ちと高くさし出して持たるが見よく候由申候し。

一公方様にてハ。初獻の御ひさげの人二獻めの御酌を御取候。次第に如↘此候。乍↘去定たる御法にてなき由故勢州申され候し。又大内方にて見及候しに。初獻の酌の人二獻めの盃を持て出候し。さも候べきか。

一配膳酌已下惣じて貴人の前にてハ。右へまはり候を本式と申事候へ共。座敷のやうによりて左へもまはるべし。貴人の方へ後のむかはぬやうにと心得べし。猶口傳有。

一一獻の時御酌の事。初獻三獻めを賞翫と申。三獻めは必亭主などもとらるべきか。又年始に將軍家御參内の時。三獻めの御酌ハ。武家の御所様御さた候とて候。又今川貞世かゝれたる大双紙に御酌の人かならずゑぼし懸をすべしとあり。當時見及ばず候。御酌ならず共。はれの御役仕候時ハ。ゑぼし懸を可↘仕事也。椀飯などの時御酌左様候也。又烏帽子懸ハ。馬尾にてうちたるを本共申候。又糸にて打たるを本共云。故勢州申されしハ。糸を本と候し。其故は。ゑぼしには小ゆひなき物也。てうづがけをする也。其てうづがけを烏帽子にうちかけたるを今ハこゆひと申也。さある時ハ糸本たるべし。今もはれの時ハ烏帽子にこゆひハなくしててうづがけをする也。てうづがけハ。

一寸まだらに白くと黒くとうつ也。さげ緒の如く也。但下緒よりほそくうすかるべし。

一文明の比ハ後成恩寺殿一條殿。伊勢物語御講釋之時。度々一獻有し比。杉原伊賀守賢盛。御酌を被取候し時仰られけるハ。將軍家には准后にならせ給ひ候間。近臣の面々ハ殿上人の位成べしとて御酌を御免候つるを我等若輩の時同御座敷に祗候致し承候つる。但年久敷成候間覺へちがへ候哉。本有間敷候。又　公方樣御酌ハ。女中にも大上﨟小上﨟より外ハ御取なく候。男衆にハ公家衆御相伴衆御一家之外ハ伊勢守取被申候。諸家へ御成之時ハ。御相伴衆ならぬ人も亭主とられ候か。攝家にも女房殿上人より外ハ御取候はず候。清花には殿上人も諸大夫も御酌を御取候。

一酌取やう。先ひもを能おさむべし。すはうと小袖との間へ可入。扇をぬきてをき。鼻紙あせのごひをば出ぬやうにをし入べし。さて銚子を諸手にちと先上りに持て可出。かた手にて不可持。先座敷の末に可畏。かしこまり樣ハ。右のひざを立。左のひざをつきてきびすを尻にあてて敷べし。久ければひざをたてかへ候。又もろひざをつきても畏候。ながえの取やうみじかく取たるハ見にくし。ながきハ又尾籠に見え候。ながえの中程のかづらの上に右の手の大指をかけ。左手を折めにかけて持たるが見よく候由申候。又或説に祝の時ながえのほしを取かくさずと云いかゞ。

一亭主の方を一目見て。さて又客人の方を一目見て。客人の方へ盃を持て參べし。

一盃に酒を入候樣。盃持たる人にさのみきほひかゝりたるも惡候。又をよびざまに入候もわろし。能程にはからはるべし。盃の上をたかく入候事不可然候。殊にいたみ入候人などに

は心得て入らるべし。をさへて入るハ尾籠なり。盃持たる人もさのみあげひきハせらるまじく候。又銚子の口を盃に不レ可レ付。酒を盃に入てはちとしざりて可レ畏候。又貴人の御持候盃に酒を入候時ハ。酌の人ちと我身をしづむる心にて。銚子のさきをあげて入候心有べし。是敬義也。乍レ去ことゞゝ敷人の目にたつやうにハ不レ可レ有候。又亂酒に成りてつまりたる人などには。うへを心えて可レ被レ入。左様の心得なき人ハ。いにしへより故實なき人と申候也。又酒の下をすて候事ハ返々不レ可レ然。殊に貴人の御前にてハらうぜきしごくの事也。又貴人下様へ御酌の時。銚子の柄をながく取て御入候也。人によりてかたてにてもいれられ候。

一式三獻常の三の御盃の時も御銚子ハかた口なるべし。　公方様には正月五ヶ日其外節朔にはかた口の御銚子白。御酒も白酒なり。又私様にてかた口の銚子なければ。かたゝゝの口をつゝむ也。出陣の時其外祝言にもかた口の銚子を可レ用。酒を入候やう。盃に銚子の口を二度そゝとあて。三度めに入る也。盃三ながら此分。三々九度と云心也。人によりてたゞの時も如レ此入らるゝ也。夫ハさも候まじく候。又くはへハ有べからず。

一御酌の人盃色躰(代イ)之時。盃をばちと高く。銚子をば少ひきく引入て持べし。

一貴人の御盃下ざまへ給候時。ついかさねながら給候人の前へ御酌持て行候て。御盃を取て給候人に渡し候。是ハ少賞翫の心にて候。又こなたより御盃を取て御銚子にすへて給候人の前へ御酌持て行て銚子を指出候へバ。のみ候人御盃をとりてのまれ候。又人により御酌御盃をとりてのむ人に渡候事も有レ之。かやうの故實ちゝといくらもあるべし。又よの人の

みたる盃をバ銚子の上にハすへ候はで。左の手に持て。今又のみ候人に可渡。又下ざまの盃なりともうへへめし上られ候ハヾ。前にすはりたる物にすへ候べし。等輩の人も我のみたる盃をバたゝみに可置之。御酌とりて前にすはりたる物にすへらるべし。

一またはり酌の事。殊なる事なし。人に盃をさして酌を取べし。

一銚子を人に渡候事。貴人へハ銚子を取なをし。ながえの方をさし出し。惣の我身をちとしづむるやうにして。銚子をちとさしあぐる様に心得て。酒の入たる方を右の手に取。ながえを左の手のひらにすへてまいらすべし。おなじ様の人ならば。是も銚子を取なをし右の手にて酒の入たる方を持。左の手にてながえを持ても可渡。人の寄やうによりて。左からならバ。是も右の手にて酒の入たる方を取。左の手にてながえを取て左の脇へ渡す也。右からならば。左の手にて酒の入たる方をとり。右の手にてながえを取て右の脇へ可渡。又酒の入たる方を両の手に持て。ながえをも渡也。何も銚子を下に置べからず。下様へハ何となく渡候也。

一酒をくはへ候事。貴人の御前計たるべし。さのみ末々までくはへ候まじく候歟。

一提を持くはへを仕事。提を右の手にてつるを取。左の手にてひさげのはたをそとかゝへて。右のひざを立。左のひざをつきて可畏。ひつさげても持。又事により時宜によりてたゝみにも置べし。酒を入候事。おほくハ不可入候。但銚子に酒なくバ可被入。銚子に提の口をあつべからず。さい越しにならば。さいのうちへ手を入。つきてくはへべし。又御酌の人さいのそとへ銚子を出て。是もさいの外に手を付てく

はふべし。惣じてハ座敷の中程へ出合候てくはへ候。但御酌貴人なれば。ふか〳〵と參りてくはへ候。又くはへ貴人にて候へバ。御酌ふかぶかと御出候てくはへられ候が能候。又くはへ候やう。右の手にてハつるを取。左の手にて提のはたをそとかゝへてくはへ候。立候事ハ御酌の人立候て後に立たるが能候。おなじ樣に立たるハわろく候事。又永正十八年(貞遠)四月比(大内義興)かりそめに上洛の時。色々の事。故勢州へ尋申候時。くはへの事。常には銚子のわたりの左へくはへ候。慈照院殿被仰候しハ。左へくはへ候て。其酒を入きらで。わたりの上をこし。右へ可入よしたしかに被仰候つるよし物語候し。

一他家へ出候てハ。我方樣の人酌に立候ハヾ。縱我より下手の人成共。必提を可取。いはんや上樣等輩の人ならバ提を取べし。

大酒の時の事。同殿中一獻の事。

一公私共に召出に參候人の身躰。酒ののみやう以下にこ〳〵(やかい)となきハ惡よし金仙寺(貞宗)いつも被申候て若き人には稽古させられ候し。召出に參候時は。扇をぬきてをき。ひもをばすはうと小袖とのあひへをし入。袴のもゝだちをおろして可出。歩やう。少さしうつぶきて。小足にちと足ばやに候て。御酌の少こなたにて畏て。そと上の御氣色をうかゞふ心にてはひよりたるが能候。大またげにそり候て歩。御酌のきはにて畏候ハ尾籠に見え候。せいの高き人は。さしうつぶき候とハ存候へども。腰も高く尾籠げに見え候。猶其心得あるべし。又せいのひきゝ人は。さほどさしうつぶき候はねども。尾籠にみえ候はぬ物にて候由。殿中にて諸人の身躰を見候にかやうに候つる由ふるき人々物語候し。扨酒をうけ候事。さしうつぶきて請。すきとのみて罷立べし。又盃をあげひき

などし。又そとのみて数をうけなどする事有べからず。すきとのみて可ㇾ罷立。猶とあらバ又うけてのむべし。したをすつべからず。のみやう。そり返りてのむハ尾籠也。さのみうつぶきたるハわろし。能程にはからふべし。又下戸ハ盃を取ざまに御酌のかほをそと見べし。是ハ下戸と云心也と酌心得らるべし。但酌心得なくて入られたらば。力なくすきと呑べし。如ㇾ此事をもふるき人々ハ互に法意の如くに申ならひ候し。又めし出しに参候て。貴人の方を一目よりほかハ見べからず候。又物など被ㇾ仰候ハヾ。盃を下におきて御返事可ㇾ申。肴を被ㇾ下候ハヾ。盃を置て給べし。就ㇾ之御前におゐて頂戴仕候と又いたゞき不ㇾ申との次第ども有ㇾ之。能々分別あるべし。又罷出ざまに座敷ひろく候ハヾ。末座にてやうによりそと畏て可ㇾ出。猶種々故實どもあるべし。

一御通りに出候事。大方ハ次第定るべく候。亂酒になりてハ。末々には人のさし圖次第に早々可ㇾ罷出。殊に貴人の御酌などの時ハ。色躰（代イ）候てちゝ候てまたせ申され候事狼藉のよしさた候し。

一盃の臺にすはりたる盃の事。貴人の御盃ならば。いくつもあれ。一ヅゝいたゞきてのむべし。臺ともにいたゞくと申人候へ共。それはわろきよし金仙寺の給ひ候ひし。又呑たる盃をバ臺に可ㇾ置。是も下に置候を御酌取て臺に御置候と申人候へ共。たゞうへに可ㇾ置と候つる。但し貴人の御前にて。すゑ〴〵の人ハ下に置てもやうによりて能候べし。公方様にても細細たべ候つる。其時は臺の上に盃を置申候し。

一三ぼし五ぼしののみやう如ㇾ此といふ。但金仙寺にも故勢州にも尋候はず候。

一私々にて亂舞に成て。自然人の妻などの酌の

前
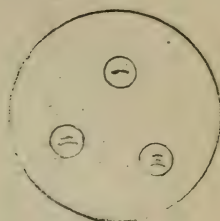
書付のごとくのむべし。
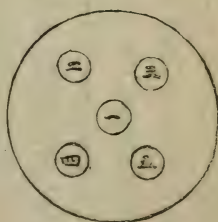
時ハ。早々のみて立退べし。貴人の御酌の時も同前。

一貴人の御盃給候事。一段の貴人主人又主人の御息一門などハ。いたゞきて口にあてゝ呑べし。又佛法の師匠同前。其外ハ敬候人成共。ふかく戴きたるばかりにて。口にはあつべからず。猶心得口傳故實あるべし。

一貴人の前にて肴などすはりて盃をのみ候時ハ。肴を下座へのけ。座を出て呑べし。下座に

同前。

らいなくバ。上座へのけてもくるしからず。又それ程敬人ならねバ。肴をばのけてひざを立てのむべし。又肴をものけずしてひざを立てものむべし。又座をくみながら呑なり。尤人によるべし。又盃さす人ひざを立候。さゝれ候ハバ。呑人もひざを立て色躰(代)して可レ呑。故實多く候。又貴人主人のまへならば。親兄の盃成共いたゞくべからず。但し可レ依ニ時宜。

一我呑たる盃を貴人召上られ候事有べし。其時

はいかにも下をすてゝいたゞきはせで。そと御酌の方へ可レ出。中々是非をば申さず。有まじく候といふこゝろなり。又貴人ながらそれ程もなければ。能したをすてゝふかくいたゞきて。盃を御酌に可レ渡。かやうのしつけもことごと敷めに立ハわろし。

一貴人へ折土器の物に有肴取てまいらする事。敬人には人によりて斟酌有べし。又若き人などは何とやらん似合候はず候。ちと年もふけ故實がましき人可レ然候。人のくひよささう成物をまいらすべし。何れも大なる物よろしからず。又貴人へまいらせやう。肴をはさみたる右の手に左の手をそとそへて。我惣の身をちとしづむるやうの心にてまいらすべし。又折土器の物などをあなたこなたへ持てありくハわろし。又末座へ出たる物を貴人の御前へ又まいらするハしかるべからず。

一肴を人の給候事。貴人の給候をば左の手を上右の手を下に重て諸手にて我身をちとしづめて。手のくぼに受てふかくいたゞきてくふべし。懐中し候を賞翫と申人候へ共。それハわろしと金仙寺の給ひ候し。大なる物などはくひきりて殘をふところへ入候。又等輩の人の給候をバかた手にて手のひらに請て戴てくふべし。大なる物のしかもぬれたるなどハくひきりて。殘を何となくうしろに可レ置。片手にてつまみて取候事ハ尾籠なり。但我より下ざまの人なればくるしからず。つまみて取ほどの人なればくるしからず。つまみてとるほどの人の給候共いたゞくべし。但戴きやうに淺深あるべきのよし金仙寺ハ宣ひし。

一大勢候とて座敷へ盃二銚子二えだ出る事畧義也。但常に有事也くるしからず。急ぎ候時などはさもあるべし。亂酒の時ハせことて盃い

くつも出し候。てうしなどもいくえだも出候。常の事也。

一十度のみとは。縦バ十人丸く居て。盃を十中に置て。先壹人盃とてうしを取てはじめさせ申し。さて次の人にさして。其人にてうしを可渡。扨又次の人のみて前のごとくすべし。まはり酌也。盃を請取てから銚子を人に渡し候迄。物をもいはず肴をもくはず口をものごふべからず。若さやうの事あれば。とがおとしをのませらるゝ也。盃ハ人の器用によりて三ど入白土器などにても侍る也。あひの物などにてハ見をよび候はず候つる。とがおとしの盃ハ。あひの物五ど入などにて候し。又十度のみの盃には酒の入候程墨を付候。

一鶯呑とは兩人出て十はいとくのみたるを勝と申候。盃不定候。

一一露とは酒をすきとのみてしたをすて候に一露落たるを申候。二露とも落てハ無曲候。又露の落候はぬも無曲候。又一文字と申ハ。是もしたにて一文字を引候に下おほく候へバならず候。又した候はねば又一文字ひかれず候。此二の呑やう大事。山桃呑とは盃のうちに山桃を入てはてざまにかみわる也。

一大酒の時。小袖引。ずはう引。刀引。常の事也。小袖もすはうも當座にきかへ候。刀もさしかへ候。さだまりたる法有べからず。

一刀を人に出候事。指たる刀をぬきて下緒を柄にかけて柄の方を人に出すべし。人のかへを給候はねば。座敷を立て。内のもの刀をとりて指べし。もとよりかへを給候へば。それを當座にさす也。又人の刀を給はり候時ハ。我刀をぬきて置。給りたる刀をさし候かへに我刀をまいらする事も候。又貴人などへやがて刀をまいらせ候は。たいざのやうに候へバ。後日に

御禮申事も候。但時宜によるべし。不定。公方樣へ一獻の時刀進上は御前にてちと脇へよりて刀をぬきて。そと側に祗候の人に申て進上申すべし。

一打刀を人に出事。持たる太刀不足とて打刀を一番に出し候事不レ可レ然。先わろく候共。太刀を出候て後又子細を申て打刀を可レ出。但當時左樣にも候はで一番に打刀を被レ出事のみにて候。打刀をつば刀ともいふ。

一打刀を人に出候に。わろく候共太刀をそへらるべき事本式と申候。乍レ去打刀計出候事常の事也。公方樣へ進上同前。一獻の時の事也。

一大酒の時。具足。鞍。鐙。射手具足。弓箭。太刀。刀。唐物。馬以下を出給候事常の事也。其時の樣によるべし。時宜さだまるべからず。又大内殿土岐殿より御酒の内に長具足を出候樣を金仙寺へ尋られ候つる。長具足とは長太刀。野太刀。小鑓ふせいの物也。出候樣何とも無二覺悟一之由返事候つる。乍レ去座敷などの可レ然便宜よからん所に立てゝはし可レ被レ置かと候し。まことに見及候はず候。

一同時猿樂田樂其外遊者に折紙遣候事。亭主よりなれば無二是非一候。客人より被レ遣候をば。誰がし殿よりと亭主のきかれ候やうに可レ申。是故實也。公方樣にて御折帋被レ下候バ。御能はてゝうたひ申候時。かならず大夫に被レ舞候て後。勢州の役にて被レ遣候。大夫御折紙を深く戴き懷中致し候。私ざまにても同前。又私にて要脚を持て出候て遣候事も候。それは五百疋三百疋百疋などの時の事也。千疋とも候へば折紙に書て遣候。但し千疋より内をも折紙に書候事。又大夫に千疋惣座へ千疋など。折紙二被レ遣候事も候し。大夫に五百疋。役人により三百疋二百疋などかはりて。金仙寺などに

て被遣候事も候し。又諸大名へ御成の時ハ萬疋被遣候。其時舞臺の兩に五千疋宛つまれ候。五百疋づつ兩の手に引さぐるやうにこしらへて。大名の内衆器用もよく。隨分の仁十人持て被出候。又折帋にて被出候事も候歟。此度承候へば。嶋の公方様義稙畠山式部少輔所へ御成の時。御供衆の末々の人。同名の衆持て出られ候。舞臺の兩に五千疋づつつまれ候由承候。不審に存候。同名備中入道瑞笑。たしかに大名内衆隨分の仁持て被出置出つまれイ候を座の者樂屋へはこび候由記し置れ候。

一殿中にてしげき能の時ハ。觀世に三千疋づつ被下候由候。又被下候はぬ時も候し。又正月松ばやしの時ハしゆらいに万疋當日万疋被下候し。御臺様よりハ御服十被下候。前にしるし候如し。きとしたる時万疋被下候。

一慈照院殿御時觀世窮困之由聞召されて大名衆に扶助有べき由被仰候時。畠山殿徳本。にて能をさせられて候て千貫被遣候。庭面の座敷に千貫つまれ候て。戸をたてゝをかれ。能はてて折紙をつかはされ。さて戸をあけられたる由うさぎ兎大夫物語致し候し。いらぬ事ながらしるし候。

一慈照院殿御代寛正五年四月たゞす河原にて勸進猿樂させられ候。觀世。大夫又三郎。三十六。父音阿彌。六十七。勸進聖法印善成。九十八。號青松院。御棧敷之様別紙に注す。初日五日。御棧敷之一獻。細川右京兆。于時管領。勝元朝臣。還御にハすぐに彼亭へ御成。觀世大夫以下本役人計祗候候。亭主より万疋被遣。御服織物。被下。御相伴衆。御供衆。其外内衆小袖をぬがるる。御服のけて小袖八十二やらん。二日め中一日をかる。七日。御棧敷の一獻。畠山殿。政長朝臣。還御の時細川殿の亭をよりて被申入。猿樂祗候同前。亭主より万疋被遣。御服以下前のご

とく。小袖數九十。三日め。中二日置て十日。御桟敷の一獻。治部大輔殿義廉。申沙汰。還御にすぐに彼亭へ御成。亭主より万疋被遣候。時宜兩日のごとし。御服のけて小袖數六十五。いらぬ事ながら。かやうの事おぼえたる人候まじければ。うつしとゞめ候也。

一殿中にての御さかもりの事。能御座候へバ。能はてゝ公方樣直にうたへと被仰候。又御相伴衆御供衆の申され候事も候。さ候へば舞臺に候座の者てうしをさげて祝言のうたひを申候。さ候へば。やがて大夫罷出候て舞臺の中程へ出候てうたひ申候。本役人計祗候。後には御えんと舞臺との間のしらすに致祗候候やうにより候て。大夫など御縁へめされ候事も候し。時宜により。御相伴衆。公家衆。御供衆。申次衆。猿樂などまで順の舞などさせられ候事候つる。又うたへと被仰候へばうたひ申候。とりかけてはうたひ申候はず候やうに覺候。大つゞみ小つゞみ打候。笛時々そと吹候し。大こは入りはなど舞候時。うたひによりて打候。一聲舞などはやす事は。努々なく候。

一殿中にて能させられ候時は。必近江猿樂兩人。田樂二三人。御前の通の御えんの下のしらすに敷皮を敷て祗候致候而能をほめ申候。正月松ばやしの時は。各一重被下候。又能いまー番などは。公方樣直に被仰候事も候。又公家御相伴衆など被申候事も候つる。御供衆伊勢守なども同前。古しへは御縁より下へおりて。御供衆など申されたるとて候。近來はさも候はず候。

一同時小袖ぬぎの事。御服被下候へバ必大夫いたゞきてすはうの上に打かけてきて。くれはのきりを舞候て。さてぬぎ候て。左のかたにうちかけて御さかもりはつる迄候。又舞申候時

もかたにかけながら舞候。御服出候へバ公家大名。御供衆申次其外御通りに出たるほどの衆。かげにて小袖をぬぎ舞臺へ一人宛持て出候ておき候を座の者取候て樂屋へ罷候。又わたくしざまにても。亭主のぬがれ候へば各ぬぎ候。客人よりはぬがぬ由申候。一度に二ぬぎ候事も常の事にて候。大夫一人にも各〻かはし候。又座の者などにも心ざし候てもぬぎ候。金仙寺にてしげく小袖ぬぎの候ひし時。我がぬぎ候おの〳〵はぬぎ候まじきなど申され候て。一人ぬがれたる事も候。

一すはうぬぎの事。是も殿中にては御ひたゝれ出候へば。皆ぬぎ候。前のごとく舞臺へ持て出候てをき候。翌日大夫其外座の者持て廻候。御ひたゝれの事ハ申にをよばず。めん〳〵などハ要脚に上下をそへ被遣候。私にても同前。すはうかたぎぬなどぬぎてなげ候事あるまじく候。

一能半に何にてもつかはされまじく候。さ候へば。大夫めんをはづして戴き候間。しあはせ大事と申候。大酒の時うたひ候事も候。猿樂も大夫のうたひ出し候に付てうたひ候。大夫候はねバ座の者も次第候て。一人とうを取うたひ候。しらぶとも一人とうをとりてうたひ出候につけてうたふべきにて候。あなたこなたよりうたひたきまゝには候まじく候。又うたひを取かけてハうたひ候はぬ物にて候。左様に候へば物忩にて不可然候。つゞみ大鼓などもあれこれ打たきまゝにうたず。笛も同前。又當世舞一せい。はや大鼓などとて酒もりの内にきこへ候故。有まじき事にて候。左様の事ハ稽古の時あるべく候。今ハ都邊にも昔に替りたるよし申候。惣じて故人の申され候しハ。大和ぶしをバ奉公衆などのうたひ候をば。切も

かりのうちなどと申てわらひたるとて候。或さうか又加賀ぶし。あふみ田樂ぶしにて候しとて候。加賀ぶしなどは今ハ聞たる人もまれに候べし。酒も小盃にていかにもしづかに候しよし申候。

一殿中一獻の時。御緣にて御通り二三度御座候つる。勢州御酌にて公家衆御相伴衆御供衆。二度目藤中納言殿。但不定。前の人衆。御部屋衆申次。其時御走衆被ㇾ出候事も候し。是ハ被ㇾ出候。はぬ時も候し。三度目の御酌。御供衆の内。前の人衆。御めをかけられ候奉行人一兩人。同朋衆イ 是も不定。上樣の御供衆。是も不定。奉行の前。又被ㇾ懸ニ御目ニ候遁世者被ニ召出ニ候事も候し。中次ハ兩度出候事も候し。必一度ハ罷出候。又時により御てうしべちに出候て。猿樂共御前にて御酒被ㇾ下事も候し。

公方樣諸家へ御成の事。

一公方樣諸家へ御成の事。先亭主門外に祇候の在所。大門の柱よりのきて御畏候。御成有方なるべし。左右不定。御こしにむかはるべし。又やうによりて門の柱よりはるかにのきても御かしこまり候。

一式の御成の時ハ先公卿の間へ御成候御座をしかるべし。但御座の上には御座なし。それにて式三獻參。御手懸同前。をき鳥。をき鯉。瓶子も一具たつべし。くちをつゝむべし。祝言の時ハてふ花形にはつゝまず。ひしにつゝむといふ。猶可ㇾ尋。其時進物御太刀。白金。御馬。鞍置。裝束鞍。御前へ被ㇾ引候。御鎧。御弓。征矢。御家によりて一色づつ。役人定りて御前へ持參候。いづれも役人ハ大口ひたゝれ。但こすはうの事も有歟。又御家によりて御鎧。御弓。征矢。前より御座敷にをかれ候方も候。三獻めの御盃ハ亭主拜領。其時御太刀。白金。又進上。式の御成の時宜たしかならず。常の御成の時ハすぐにしゆでんへ御

成候御座をしかる。是も御座のうへには御座なし。
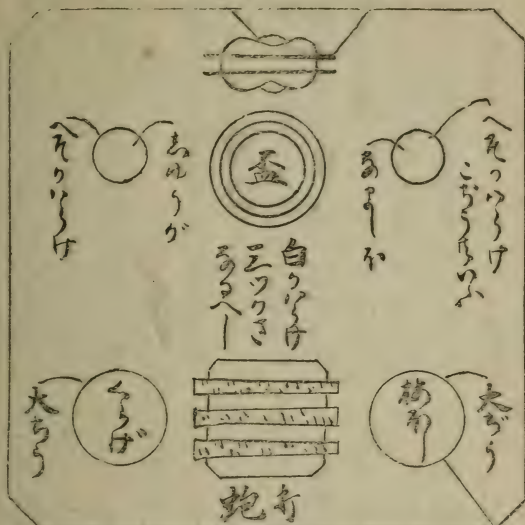
一式三献のこしらへやう。おなじくあがりやう三よりあがり候。其時御手懸もあがり候。又式

梅ぼし数五ツ又ハ七ツ。梅ぼしの大小によるべし。かいしきハ紙なるべし。

一　箸

御前

みゝかはらけはしのだいといふ

盃

白かはらけ三ツつきあるへし

打蚫

打あはび尾のかたを左へなすべし。けづりかくべし。此うちあはびを引わたしと云。数三本又ハ五本。重てけづりかけ申候。二本もあり。略儀なり。けづりかけの数。十二月のかずなり。閏月ある時ハ十三けづりかくべし。ほそきかたをのけて七寸五分ばかりづつの長サなるべし。あとさき一寸ばかりづつ残してけづりかくべし。からあはびのやう。女房のまへハかはるべし。惣じてもやうかはるべきなり。

二　御前
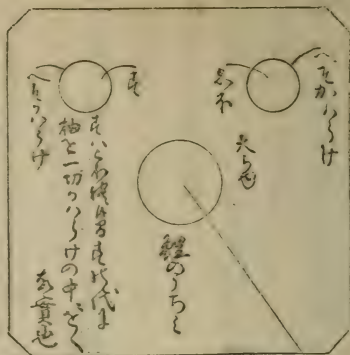
三　御前

是をすんずるともつちずりのみともいふ。うなもとといふハ一の刀のつぎ也。うすみの上に刀め六ツあつべし。五ツとも云。壹寸四方に切べし。上にうなもとをうす〳〵と三ツをくべし。上ハ五七の位によりて置べし。六ツ共いふ流もある事なれバ。一へんに心得べからず。鯉なるべし。

ほね頭を煮てとり。上に杉さしのひれを可置。祝の時ハ尾を敷べし。其外ハういたさいたのひれを置べし。ういたさいたとハ杉さしのひれより上にある左右のひれをいふ也。又云。さしみも鯉也。鯉の庖丁と云ハ。此式三獻の用也。常式の鯉を切事所詮なきことか。

三獻の調樣流々あることにて候。かはるべき歟。

一御手懸のこしらへやう。先かうたて。大かた折のこしらへ樣也。中にてうつのこを入る也。須彌猶口傳有といふ。五種のけづり物をつむ。あかいろハかつほ。黑色ハいりこ。白色ハはむを用。あかいろハかをかたどる也。白色ハはむを用。靑色ハさめ。きなるハするめなり。これらをこまかにけづるべし。男女のこしらへやうかはるべし。

一常の三の盃の樣。　公方樣にて朔日節句其外御祝の時かくのごとし。

〔舊本圖在此間今隨便宜移置〕

一式三獻の時。かた口の銚子可ㇾ取。白酒也。くはへなし。常の三の盃同前。

一式三獻あがり候て。式の御成之時ハ主殿へ御成候。御座をしかれ候。御盃參。三度入。初獻あ

御前

白かはらけ三つ重なるべし

かくの折敷。

同あはびのたけ折敷のほどなるべし。

御前

白かはらけ三ッ　うきへ

うくのおかず　うちみ　敷五
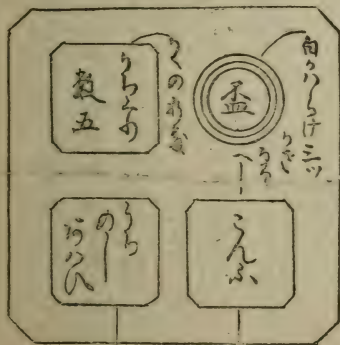
角の折敷。かちぐりすはる事もあり。數五。

同。あはび折敷のたけに切べし。數五本。

つ物鯛如ㇾ常。うしほ煎。あひの物に入。くみ付。上に五種。下に五種ハ。龜のかふにしばりをして。青黄赤白黒と順につむ也。黒きを頂上にをくなり。鳥ハべつそくにきそくをさす。常の鳥のきそくなり。もゝのみに刀めをあつる。大かくに可ㇾ入。折敷なり。二獻御盃同。御さかな。あつもの鯉つねのごとくとゝのへて。あひものにいるべし。くみつけ。うへにくらげつねのごとし。大ちうにいるべし。したに海老のふなもり。三獻御盃。あひのもの。あつ物。鴈如ㇾ常調てあひの物に入。組付。時の珍物をとり合て可ㇾ組付。耳かはらけに鹽可ㇾ入。なまじほ。何にも是あり。三獻の後人々參る。時によりて御ゆづけも參候。其後の御肴ハ精進。魚物てんじん。打かへにまいるべし。

一公方樣にての一獻に。五ど入御盃に參候事ハ見及候はず候。御盃の臺などにはすはり候。又初獻の御さかづきを御供衆のうち隨分の御かた御持參候。

一一獻の時折土器物出候事。五六獻めよく候。乍ㇾ去三四獻めに出候而も能候べし。時宜によるべし。又土器の物きとしたる時ハ。古は出候はず。近年御前などへも參候。又盃の臺ハ七八獻めに出たるが可ㇾ然由に候つる。但其もやうにより六七獻めにも出べし。又臺は一ツ二ツ出し候つる。しいて三も出つるが。近比はいくつも出候。さゝ候やらん。

一毎年節分に伊勢守宿所へ御成候。其時ハ五迄參候。又此時にかぎり候て。同名の衆御供致し候はぬも。少々御相伴衆の御配膳を申候。又同時御成ニくご過て。そと御しづまり候時。同名備後守方に定りて障子の際へそと參候て。鷄のうたふまねを三聲仕。雀の鳴まねを仕候へバ。御ひるならせ給候て還御成候。さだまりた
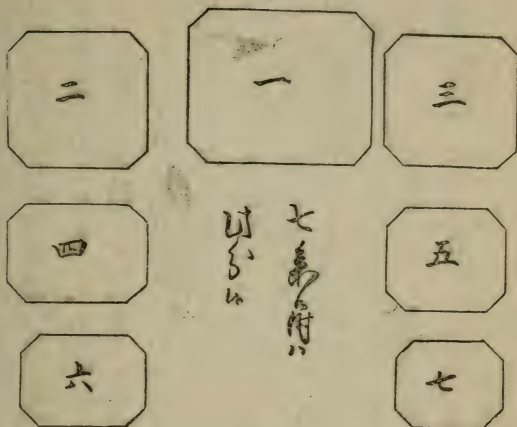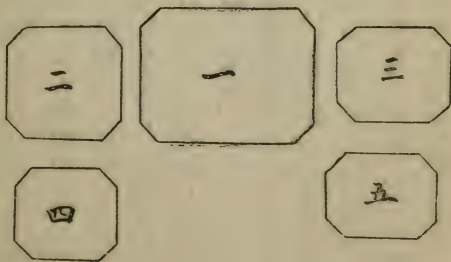
私ざまにてハ。引物も此分ニすへ候。
公方様へ引物とてハ參候はず候。
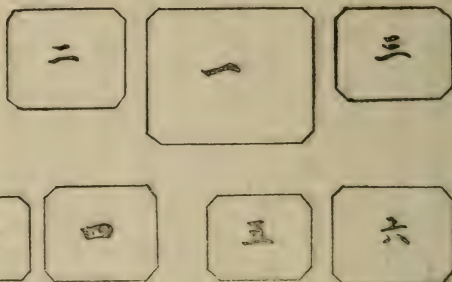
公方様へ八まで參候つる時。かやうにすはりたるよし。同名備中入道常喜注置れ候間此分候。但近年八まで參事ハなく候。七にさだまり候。參りやう御膳のすはりやう。前の繪圖のごとくにさだまりたる由故勢州のたまひ候つる。

る事にて候。

一公方様へ七まで参候時も。御相伴衆へ三まで参候。又五公方様へ参候時も三まで候。

一御膳の参様度々に違候へ共。此分に定り候由故勢州申され候。

一先年金仙寺貞宗朝臣。常の御成。亭御成の時。御肴参たる次第大方注候。初献。ぞうに。一献。まんぢう。又二献めに吸物参候而。三献點心の参候事も候。三献。すひ物。三献過候てくご参候。本膳に御まはり七。くごすはる。二の膳に御まはり五。御汁二ッ。又三に御まはり三ッ。御汁二ッ。四の膳。四ノ御膳を。公方にハ奥の御膳と申候。御まはり三。御汁二ッ。五に御まはり三ッ。御汁一ッ。六同。七同。同又五の膳まで参り候時も御汁御まはりの數同前。くご御ゆづけ共に御かはらけ。

一御菓子のこと七種ふち高にすはるべし。それを又御四方にすへて参候。瓜などの時ハ。御茶わんに入てそひても参候。御相伴衆の御菓子も七種ふち高にすはり候。又公方様にての内内の御菓子にハ。いりこ。まる蚫。はむなども参候。其時ハ御箸すはり候歟。又御やうじのさきハ左なるべし。

一御菓子あがり候て。公方様御立候て御休息候。扨御出候て御盃参候。勢州御縁よりおりて。樂屋の際へ罷向罷出よと被申候へば。猿樂罷出候。四献。むしむぎ。又三献に御點心出候ハゞ。すひ物なるべし。五献。すひ物。六献。さとうやうかん。七献。八献。九献。十献。各すひ物。大方此分にて候し。私ざまにては。必初献にざうに。一献にすひ物。三献ニ點心にて候つる。今ハ二献に點心出候とて候。

一すへかはらけの事。きとしたる時ハ必可レ出候。初献の肴すはり候てやがて出候。私ざまにてハ三ど入をかさねて両方へ持て出候て。肴の右の方の疊に一ヅツをき候。是ハ酒のしたをすて候はんずるため也。さりながら其かはらけにしたすて候人ハなく候。　公方様にて

も同前。いにしへハ　公方様の御した土器一ぱいに成候へば。御供衆の内に隨分の仁御出候て御まいり候よし申傳へ候。但近年見申候ハず候。私にてすへ盃をば後までをくべきよし故人は申され候つる。今ハ初獻の肴のあがり候時すへてあげられ候。

一はうの物の事。きとしたる時ハ出候はず候。内内の時のき候歟。殿中にても同前。女中へハ參たるやうにおぼえ候。故勢州へ尋候も此分の給ひ候し。

一御成の時進物の事。式の時ハ。公卿之間にて參候物ハ定り候。前にしるし候。主殿にてハ亭主のきこん次第にて候。獻はさめにも進上候。又二獻三獻あひををきても進上候。又初獻。五獻。七獻め。三度も進上候人も候。進物の色。きんらん。繻子。段子。さや繪。沈のほだ。香爐つぼ。花瓶。其外唐物盆にすはり候。又だんしにもすはり候。つぼかうばこハ袋を可ㇾ取候。後に請取人に袋を可ㇾ渡候。又御小袖三重五重十重進上。御小袖とハ。ねりぬきの事なり。又御服と申ハ常の小袖の事なり。是も進上ハ數同前。御あはせはかさなりたるやらん。たしかに覺え候はず候。又たち。打がたな。ぐそく。これハ腹卷なり。是ハ兩人してからびつのふたをかきて參候。其外の進物ハ御座の左の方にならべて可ㇾ被ㇾ置候。御物に成り候太刀の銘。神息。天國。眞守。宗近。正恒。信房。行平。紀新大夫。友成。三池傳太。久國。國吉。有國。吉光。藤四郎。國綱。正宗。貞宗。國俊。包平。則國。安國。國友。菊十六葉あるべし。國次なども成候歟。此外も可ㇾ有候。太刀覺たる分注し候。但たしかならず候。

人の相伴する事。

一人の相伴の事。貴人の前にてめし。又何にても相伴あらバ。物のすはるまでハひざを立て可

レ有。膳すはり候ハヾひざをくむべし。但座敷せばく候て貴人とひざぐみのやうならば。ひざを立てもくふべし。時宜によるべし。飯又肴取おろして疊にをく不レ可レ然。先箸を取ながら。飯ならば汁をかけ湯をのみ箸ををくまで貴人を見合。貴人より先にてあるべからず。箸を取をく事も同前。又中酒もかくさんの時ハ。上衆次第にうけてをかれ候て。人數皆うけて後。貴人より盃を御取候を見て各ものみ候。うけ候て人を見あはせ候はで。心まかせにのむ狼藉なる事也。內々にてハさも有べし。又盃出候時ハさし次第に呑候間無二是非一候。其時長持すべからず。又盃を人のさし候時。さす人ひざをたてられ候ハヾ。色代してこなたにもひざを立て呑べし。又さす人の前へ持て行事も候。是ハ敬心也。かやうの故實いくらも有事にて。貴人の外人前にてハ心のまゝには有べからず。かくさんの時人によりひやしるわんにうけ。又わんなどにてのみ候。其時ハ汁をあけ候てのみ候しわんを盃に引候事ハ京邊にて及レ見候はず候つる。但惡覺候哉。當時わんをひかれ候こと。へんどうにてよく候。一人前にて飯くひ候やう。さまぐ\申候由候へ共。前に申ごとく。貴人を見合てくひ候べし。故實と申ハ。若人など前さらのさんせうをくひ。又燒物などのむしりにくきをむしりかね。手遠なる汁菜を取候とて。物をこぼしなど候事見にくゝ候。只手便なる物をくふべし。又にしの汁を吸。このわたをすゝりなどし候事分別あるべし。年寄たる人ハ鷹のかはいり。くぐゐ。くじらなどの珍物の引物などに候をば取て。大汁の上に置てもくひたる能候。若人ハ不レ可レ然候。武家にてハ必飯わんに汁をかけ候。飯をば本膳又二膳にても候へ。折敷へ分候

べし。こわんに分候事なく候。出家は必ひやしるわんにつけて御參候。出家も在家も內々にてハ何としても不ㇾ苦候。

一さいしんをうけ候事。飯點心にても候へ。配膳の人を賞翫し候へバ。かたひざを立請取候て其膝をくみ候。常にひざをくみながら請候。飯などのさいしんハさのみしげくハ出候はず候。湯づけハ少しげく出候。又さいしん鉢を座敷にをく事ハもとはなく候。まいらせ候てかげへ取候て。又なをし候て出候。貴人の御前へハ別に參候。當時さいしん鉢を座敷にをかれ候。故勢州へ不審致候へば。其事にて候當時如此候との給ひ候し。

一相伴の人により膳の持事。殿中にてハ　公方樣。攝家。大臣。門跡皆御四方。公卿ハ三方。攝家大臣門跡の御相伴の時ハ。武家の御相伴衆ハなし。御配膳も役奏とて殿上人御みやづかひ候。武家の御相伴の時ハ。公方樣御前四方。公家大中納言三方。武家ハ足付。御配膳御供衆。又長老の御相伴時は。公方樣にも御とぎは。ぬり折敷御わんにて候。長老同前。御配膳喝食寺へ御成の時の事也。二ノ膳より外ハ不ㇾ參候。御給仕喝食衆性によるべし。又近衞殿。一條殿。德大寺殿。花山院殿。轉法輪殿などへ哥鞠の御會に祗候致し候時見及申候つるハ。攝家。門跡。大臣御四方。其外大中納言殿上人ハ三方。其外官務。外記。典藥。陰陽師。加茂衆。武家。足付御配膳。攝家。門跡。大臣御前ハ殿上人。大中納言以下ハ諸大夫。御侍もまいられ候。官務以下御侍計御酌同前。又淸花の御前へハ殿上人諸大夫も御みやづかひ候。又日野殿。三條殿。同西殿などは內大臣に御成候へども。殿上人は御みやづかひ候はず候。諸大夫侍みやづかはれ候。又冷泉殿。甘露寺殿。飛鳥井殿。高倉殿。御會に大

臣御出候へバ前のごとし。又善法寺殿被ㇾ出候時は。殿上人のごとく三方にて候間。飯湯づけともにかはらけ。內々にて又かはり候。武家へ參會之事。細川殿。畠山殿。山名殿。一色殿。赤松殿。大內殿。右馬頭殿。土岐殿。武田殿。金仙寺。大名の內衆には上原豐前。波々伯部。多賀豐後。陶。間田。杉。浦上など所にて見及候つる。各參會所へ公家衆飛鳥井殿。藤中納言殿御出候事候し時。三方にて御膳を調參候へバ。殊外御斟酌にて。各のごとく足付にて御參候つる。又あつかひもなく。こなたより足付に搉候ても參り候し。左樣の時も人の內衆座頭田樂猿樂以下。其外遊物同前候。かはりめなく候。

一溫飩も點心にて候へ共。殿中にても私にても急度したる一獻に見及候はず候。內々の參會にハ常に出候。又一獻の時ハ點心數にハいらぬと申說候。さも候歟。獻數に入たるやうに覺候。猶可ㇾ尋候。

一出家方の作善の時二ノ膳より外ハなく候。あげ候時ハ二ノ膳の汁さいを皆本膳に取すへて。二の折敷を上に重てあげられ候。菓子はふち高にすはり候也。七種五種。長老の前けんさんの上にふち高をすへて被ㇾ出候也。惣へは菓子の臺にすへて持て被ㇾ出候を一づつ御取候。天目も茶を入候て盆にすへて持て出候。是を一ヅツ被ㇾ取候。扨とうびん(湯瓶)に湯を入。口に茶せんをさして持て。湯を天目に入て。そとふりて被ㇾ通候。喝食小僧の役にて候。立ながら茶せんをふられ候。あげ候時も長老の前をば前のごとく取て被ㇾ出候。惣のハ菓子の臺を持て出。前のごとく人々の前へ行候へば。すへられ候を取て出候。天目も盆を持て出候へば。前のごとくをかれ候を取て出候。武家にてとぎの時も同前。俗人も相伴候。配膳も喝食小僧に

まじり俗人も仕候。又菓子盃にくわしをいる事ハ畧義なり。

一點心の事。朝に參候を申候。ひる參をまんかんなど申出候。一獻などの時分何時も參候へ。公方樣などにても御點心と申。朝點心と云事ハきかず候。

一點心の時參樣。是は禪僧作善などの時の事なり。先朝に茶をひかれ候。さて饅頭出候。それにむしむぎを引候へば。饅頭はめしわんに入候。武家にても作善の時同前。まんぢうのくひやう。一取てをしわりて。なからをば殘たるまんぢうの上にをきながらをくふべし。さて殘たるをもくひたくバくふべし。くるしからず候。年寄たる人ハ丸なからもくふべし。又も二もくふべし。又作善の時ハ僧達ハさはの心にて。ちとちぎりて右のさらに取置候。いづれも點心同前に候。むしむぎハあげざまにわんへ入られ候。又いにしへハ椀にまんぢう四人候樣に覺候。三ならべてわん＝入。ひとつ上に置たると覺候。定て覺違にて可ㇾ有候。又饅頭の參時ハ。茶をひかれ候間。さうけいハ不ㇾ出候か。慥に不ㇾ覺候。

前
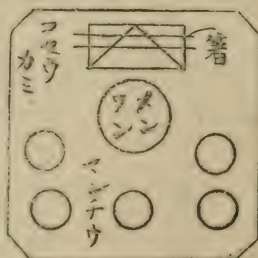
まんぢうのこきり物。二色一色にても不ㇾ苦候。此こを汁へ可ㇾ入。但入候はぬも不ㇾ苦候。若き人などは入候はぬも能候。年寄ハかうのものなどをさいのやうにまんぢうにくひそへ

たるも能候。若人ハゆめ〳〵有べからず。むしむぎのこきり物。右しゐたけ。左あをみ。中六てうすさい。まんぢうのすさい。前むしむぎのすさいさきたるべし。すさいハくはぬがよし。又まんぢうのすさい右。むしむぎのすさい左に竝て置共云。又たうじすさいも。こも。ちやわんのさらに入候と云。むしむぎのこきり物。さんせう左。しやうが右。あんにん中。むぎのすはる時此さらを左へのけてむぎをすへべし。まんぢうのこ。此さらをし左にをくと云説有。猶可ㇾ尋。汁へこを入候程にはし持ながらまんぢうをわり候。左の手なるを置。右の手なるを左へとりてくふべし。こをこぼさぬやうにわるべし。

一饅頭ハめし椀に入てしる椀をふたにし候。ふたのしるわんにて汁を可ㇾ請。さてこを可ㇾ入。若人などハしるをすはぬも能候。こをも不ㇾ入共なり。年寄ハ入て能候。さてむぎのすはり候時。きうじの人盆を持て出てまんぢうをうつし候。其めし椀に麥の汁をうくる也。まんぢうの汁の入たる汁わんをば配膳の人取也。

一饅頭のなき時むしむぎの參樣。出家方にはそへ肴ハなし。さうけいに引かへ候。
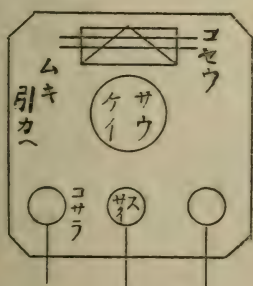
此をきやう前に同じ。

しつしたる時は二色。常ハ一色也。

此置やう同前。むぎのすはる時。此さらを左へ可ㇾ取候。

一一獻の時むしむぎ參樣。そへ肴あるべし。
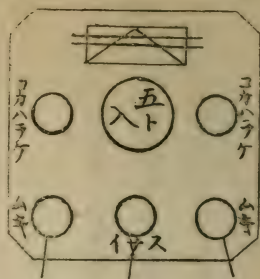
折敷五枚又三枚。賞翫には七かさぬべし。
すさい前に同じ。
おしき同前。

一同むしむぎ。か様にもすはり候歟。
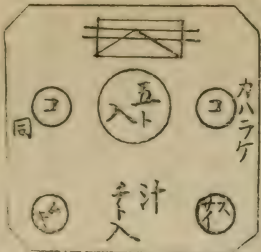
折敷五枚かさぬべし。

一同時ぬるひやむぎ参様。但殿中にてハ見及候はず候。

ぬるひやむぎの時ハ。三枚も五枚もかさぬべし。ひやむぎの時ハ一枚なるべし。

一同時饅頭のすはり様。そへ肴あるべし。くひやう。こを先汁へ入べし。又入候はぬもくるしからず。若人などハ何となく入候はぬが能候。汁をもすひ候はぬも不苦候。年寄ハ何とした

るもくるしからず。先まんぢうを一取てをしわりて。なからをば殘のまんぢうのうへに置てくふべし。又殘をもくひたくバくふべし。丸ながらくふもくるしからず候。年寄などハ二もくひ候。いにしへはまんぢう出候へば。料紙を引たるとて候。是ハ殘をつゝみて懷中せよとの心也。今ハさやうの事なし。今も年寄たる人などは殘をとりて懷へ入られ候。

一さんぼう膳の事たしかならず候。殿中などにてもしげくハ見及候はず候。大方此分か。先四季の山をつくる。一季を殘して三季を作候。過去現在未來。此三を五ど入に三かなわにすへて。御前にてたれみそをかけ候。くひやう雨やうに申候。一には當季を殘して。よの二季くづしてくふべし共云。又三季ながらくづしてくふとも申候。但當季を殘したるが能候とやらん申候。但今思案致候へバ。もと三候つるハ三季ながらくづされ候て。御前よりあがりたるやうにおぼえ候。いかゞ。

春
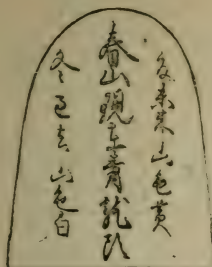
前黄なるべし。此秋をすつる。春現在は。冬は過去にすべし。夏未來。

夏
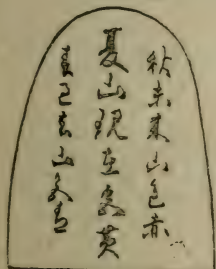
此時ハ冬をすつる。夏ハ現在。秋ハ未來。春ハ過去とすべし。

秋

冬未來山色白
秋現在山色赤
夏過去山色黄
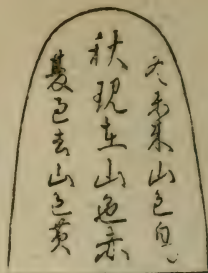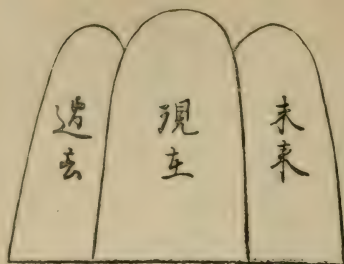
此時ハ春をすつる。秋ハ現在。冬ハ未來。夏ハ過去。

未來　現在　過去

盛やう如此五ど入ニ入・べし。當季を前ニ成やうニもりて汁をかくべし。

冬

春未來山冬色
冬現在山色白
秋過去山色赤
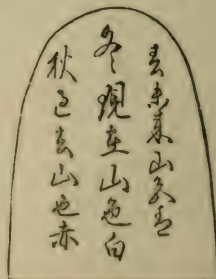
此時夏をすつる。冬ハ現在。春未來。秋ハ過去。

はうはんの事。

春青　夏赤　土用黄　秋白　冬黒

はうはんのこの置やう如此。飯の上に置也。魚物にてもする也。御前にて汁をかけべし。

かんの名の事。

一三寶膳。ろちやうかん。べつかん。うんせんかん。竹やうかん。はくぎよかん。すいせんかん。すい金かん。けんびんかん。さたうやうかん。やうかん。少ちがひうどん。まんぢう。是ハかんとも又點心とも申候か。猶おもひ出候を少々注し候。猶可レ有候。可レ尋。

料理の事。

一かまぼこハなまづ本也。蒲のほをにせたる物なり。

一鱠のさゝら切と申ハ。おのかたよりはじめて。一刀ヅツ切のぼせ。取なをして。頭を立ざまにをしわりてにたるを云。切つゞくる也。

一請入とは鯛のみをこまかにおろして。すり合てゆるめて。折敷にても又只板にてもうつくしく村もなく付候て。板をおほひて十文字にからげ。ゆでてあげて。すいせんのごとく切て。すへみそをかへらかして。しほさかしほを心みて。何にても青みを少入て。其後魚を入てまいらする也。

一鯛のくわんざしと云所ハせびれなり。それをくしにさしてあぶりたる也。

一打海老ハゑびなまながらかはをむきて。まな板の上にてこまかにをしねやして。くずのこをまきて。をしまはしてひろぐれば。うどんのごとくなるをはからひて切て。みそをかへらかして。さと入てまいらする也。これらは今川の貞世のかゝれたる大双帋といふ物にあり。

一鮭のしきのひれと云ハ。せひれの一二三を云といへり。

一卯花なますと云ハ。何魚にてもぬたにてあへて所々にしろくつくりたるををきたるを花のこゝろにをく也。

一はぶしあへと云ハ。雉のはぶしをこまかにたたきて。ずをかへらかして五六度もしたみて。

さて後にわさびを入てまいらする也。

一まな板の寸法の事。長三尺壹寸八分。廣壹尺七寸貳分。あつさ貳寸。足の高貳寸八分入べし。足の付やう切目より內へ壹寸八分入べし。平より內へ八分入て作なり。但りう〳〵多し。かはるべし。一りうのを注侍也。

爼之名所

宴水	式	朝拜
五行		四德

一貴人の前などにかなはすゆる事あらバ。貴賤の方へ足一ツむくべし。

一主人貴人の前にて魚鳥焼事あらば。先炭の火にてもあれ又たゞのおきにても。半分前へ掻出して。おきぎをよくならべて。其上にて焼べし。やきはて丶そのおきのふんを物にすくひて取べし。蛤をやくにははまぐりのとおめを小刀にてきりて其きりめをうへになして。口の方をあつばいの中へふか〳〵と入て。その蛤におきをかけてやく也。今の切口よりあはを四五度ふき出したらバ。やけたると思ひ。かんながけに取上。小刀にて口をあけて參すべし。

一門跡へ御成の時御兒御配膳にて候。きとしたる時ハすいかんをめし候。色は不定。御ぐしを御さげ候て。又もつといを御入候。大かたの時ハちやうけんをめし候。御はいせんの御ち

ご衆。性によるべし。前に書おとし候間しるし候。武家の子にて候へ共。ちごになればちやうけんをき候。公家の御息ハすいかんをめし候。

一鷹の鳥のくひやう。春の鳥にはなんてんの葉をかんながけに敷て焼鳥にして出し。亭主鷹の鳥のよし申されば。箸を手に持ながら手にてふか〳〵と戴き。過分のよし申て。箸持たる方の手にて。はし持ながらゆび二にてつまみてくふべし。其後ハ箸にてくふべし。又引物汁菜などに鷹の鳥をすること有。其時も過分のよし一禮して。はしにてくふべし。

一陽の火陰の火といふ事有。陽の火とは炭のおこりたての火を云也。陰の火とはすみの次第にきえかゝりたるを云也。さるによつて。客人來るを見て火を炭の上に置也。陽の火にあて申べき爲也。是客人を賞翫の心なり。消かゝりたる火にあて申まじきなり。火箸をば客人の方のふちにそへをく也。

一前に書落し候間しるし候。御狀持使の事。文を扇より内に我方になし。名の所を人の方へ向て。文の頭を我左の方へなして。扇の前に我左の方にちと文を扇とすぢかへに成様に持て。先子細を申て後。扇の下よりやがて狀を下のひねりめをさし出して座敷にをくべし。常にハ直に渡す事憚り候。又別而賞翫する人には。狀持て物を申をはりて。持ながら下座へ向て。ちと〔ひざ脫歟〕まづきて。人して渡すべきやうにする時。主人たゞ此方へとあらば。畏て末座に差置て立べし。

一狀を主人へまいらする事。左の手に持て出べし。はかまの通り少高く持べし。右手をつきて左の手にて狀のもとを差出すべし。狀ノもとゝハ名乘かきたる方なり。又軍陣にてハ如常まいらすべからず。狀を立て出すべし。ふすべからず。

衣裝の事。

一人の衣裝ハ惣じてわかき人も年の程よりちとくすみて出立れ候がよく候由申傳候。人の若々敷出立候ハ田舎人のやうに見え候よし候。又としよりたる人のはだこうばい（肌紅梅）などきられ候事。大名の內衆などハさも候。それもえりをしぼりたるにて有べく候。奉公衆着する事しかるべからず候。遠江あかねハ年寄もくるしからず候。但俗人ハかのこゆひたるしかるべし。無紋ハうちまかせてハいかゞ。惣じて無紋の小袖ハ殿中へハ着候はず候。入道ハくるしからず候。しいなつむぎハ入道も俗人もよく候。又犬追物の時はちとわかく出立たるもくるしからず候。乍去それも射手のうへの事なるべし。大かたの人ハめにたゝぬがしかるべく候。

一衣裝のかはり候時節の事。三月中ハあはせにうす小袖。四月朔日よりあはせを着候。織色のあはせならバゑり袖をしぼるべし。色ハ何色もくるしからず候。これハ殿中への事也。私にてハえり袖しぼらぬもくるしからず候。但それもきとしたる時ハいかゞと沙汰候し。又白き絹のあはせ本也。但公方樣めされ候間斟酌あるべしと申候。もと〳〵ハ織色ハなく候つる。きぬを色々に染て着候つる。それハえり袖しぼらず候。五月五日迄ハあはせ。五日より男衆ハかたびら。女中ハ殿中にはすゞしうらのねりぬきをめし候。御腰まきもすゞしうら。六月朔日より七月中かたびらをめし候。八月朔日より又ねりぬきをめし候。御腰まき染付の小袖を各御用候。男衆もいにしへハ八月一日よりあはせを着したるとて候。今は九月朔日よりあはせ。九日より小袖を着し候。又十月亥子には男女ともにむらさきの色の小袖を用候。

是ハ殿中にての事也。但京中大略此分に候。又ぬめの紅梅をバ。内裏御所に御しこうの女中ハ。御年廿一の五月五日の午時までめされ候御法にて候。男ハ十五までえりをしぼりて着候。
一ほつけんつむぎの小袖。紋の付たるハくるしからず。紋の付候はぬハ殿中又きとしたる時ハ俗人ハしかるべからず。出家入道同朋ハくるしからず。又何にてもから物同前。又古ハ同朋衆ハ小袖のりんに何にてもから物をさしたるよし申候。近年ハさも候はず候。惣じて俗人ハゑぼしなどの時殊に無紋の小袖きべからず。但猿楽ハ何をきてもくるしからず候。武家の仁も大かたびらの時ハしろき小袖を着べし。絹なるべし。又白き綾ハ一段賞翫の儀に候。公方様へも人に御服をまいらせられ候にも。一段の御方へならでハまいらせ候はず候。又むらさきのあはせハ御きんせいにてなく候へ共。奉公の人ハ斟酌のやうに候。紫裏の小袖同前。　公方様御服はいづれも紫の御うら付候間。その憚にて候。
一公方様御服と申ハ。織物。色御紋不レ定。白きあや又ハ綾つむぎを地を色々に染。御紋むらさきなどに付候。其外加賀梅染。又しいなつむぎ。遠江あかねなどにて候。御うら前に申如くニ候。おりすぢなど申物ハ慈照院殿御時まてハめされ候はぬ由候。又から織物ハ一段御賞翫の儀に候。　公方様の外。御臺様。日野殿。三條殿。女中管領の御母御免にてめし候。又三職は拝領候てめし候。
一たゞのおり物も拝領候はでハ。殿中へ誰も着候はず候。又女中衆も中﨟ハかうしの織物うちまかせては得めし候はず候。すぢ(筋)み(深)すなどをめし候。御免にてかうしをばめし候きぼにて候。　公方様御服給候を久敷き候をきぼと

申候。私にてゝ主人給候小袖同前。
一嶋織物の事。地下人のきる物にて候。きとした
る人ハ下着にも不レ用候。
一かけもよぎの小袖いにしへハはやり候つる。
今ハすたりて候。梅染の小袖ハ今も各被レ用
候。殊にうつくしく染たるハ。若衆にも能似
合。女房にもよろしく候。
一丸すゞしの事。御服ハ申に及ばず。大上臈小上
臈めし候。中臈ハ召候はず候。誰々もめし候不
レ可レ然候。又ひとへすゞし一段の事にて候。大
かたの人ハめし候まじく候。
一公方樣大上臈の御裳ハ一重にて候。小上臈よ
り下ハうら付候。
一いにしへハ帶六ツわりにて候し。慈照院殿御
代より八わりになされ候。人によるべからず。
一三えりに物を着候事。兒若衆などえりを色え
てうつくしく見せ候はんためにて候。又年寄

はおほくき候はん爲也。たゞ常のごとくきた
るが能候。又そう（僧）がう（綱）くびに物をき候事。同
朋入道年寄くるしからず。若人ハ尾籠也。又大
えりに着候事同前。
一かたびらの事。つじがはな。はくなどハ。女房
兒若衆などハ能候。年たけたる男は尤不レ可
レ然候。たゞ男ハ若も老たるもしろきかたびら
似合候。其外ハ梅ぞめなど能候。せ（背）すりあぶら
布など同前。但たう布のたぐひは。僧喝食にな
をよく候。又小袖の下にこう（紅）地しろのかたび
らを男の着候事ハ。返々見にくゝ候。又紋の付
たる梅染のかたびら同前。無紋などハ子細な
し。しろきかたびらハ能候。但きとしたる時ハ
着候はず候。昔の人はもゝだち取候はん爲に
かたびらにあはせのりんをさしたるなど申
候。あはせハもゝだちとり候爲に。よくも候は
ぬとて候。

一はれの時可ニ心得一事。時によりてかりぎぬ大かたびらうら打こすはう以下も二三日前よりえもんをとりて。又をしをかけて置候へバ。當日にしな〱として能候。又烏帽子をも二三日前より着候てひたいによくためあはせ候べし。びんをば當日の前のよかきすまして。うへを手のごひにてつゝみてね候て。あした又びんをかき候へバ。かみもしなやぎ。かみのうらおもても見えずびんうつしくかゝれ候。又犬笠懸の時はゑぼしかけ少ふとくすべし。よそよりよくかけ見え候。ゑぼしのきぎは袴のけまはし。しやうとくとは申ながら。又ハたしなみにもよるべし。

一ひたゝれ染様。公家のめし候一重ひたゝれハ。くろくもふたへ物もよく候。武家に着候うら打ハ。たゞあさぎに紋を縫め付に付たるが能候由いにしへより申傳候。又彈正判官の官の人ハ。地をおもひ〱に紋にてうこを付られ候。うらこし赤し。餘の官の人はきべからず。常のうらうちハこしせいかう。裏すゞしのきぬ成べし。又こしのとめやう前にて候。常のごとくむすびて。それを取寄て。うしろ腰のさきをひろげて。□の腰をつゝみてうつくしく丸くして。うへより下へ二重ばかりをしかひてとめ候べし。たとへば□如レ此也。又うら打ハひももきくとぢも常のごとくむらさき革小すはうのひもより少ひろかるべし。菊とぢ同じ大なるハわろし。大口ハうしろこしを少さげてきたるが能候。さ候へば大口のはりやういかにもなりうつくしく候。さしはづしは。うへ下ハほそく。中ほどハちとひろく。大口のうら打より出たるが能候。もゝだちのきはにてねりぐりの糸にてとづべし。大口のさしはづしのひろく出たるハわろし。又乘馬の時も座敷に

居候も歩にも少心得すべく候。
一大かたびらの事。一重ひたゝれに下にかたびらの白きをこしより上にのりをこはくしてきかさねてゑもんを取也。衣紋の取やう口傳有。失念候。無曲候。御祝によりて白きひたゝれをかさね。又時によりてはくにて我家の紋の付たるをもかさね候。着やう。先大口をきて。さてかたびらをひたゝれにかさねてきべし。かたびらハこしより下にはのり付べからず。大口の上へさがるべし。其上にひたゝれの下をきるなり。ひもきくとぢともに白きかうひねりなるべし。刀はさやまき。さげを引目さげを。火打袋さぐべからず。又前に申候如く。御晴の時ハ我紋をはくにてをし。又一段の時ハひたゝれを金みがき付にして。我紋をろくしやうにて書べし。夫を大かたびらに重ね候。ゑぼしハこゆひなしてうづがけをすべし。

てうづがけとは。一寸まだらに白く黒く打まぜたるくみのさげ緒より細きをかけにする也。惣じてゑぼしにはこゆひなき物也。此てうづがけを打かけたるを今こゆひと云也。ひがごと也。はき候太刀は白太刀とて柄鞘共に白し。つか銀のうちざめ。いのあしなかをはくべし。又もたせ候太刀ハ。くろ太刀とてさやぬりおとし。つかさめをかけて黒くぬる。かなごしやくどううけ彫けぼりなゝこたるべし。めぬき我家の紋を燒付にすべし。帶取菖蒲革。足間もつかもまかず。是を黑太刀と云。うでぬき入べからず。惣じてきとしたる時太刀打刀にうでぬき入まじく候。もたせ候樣常のごとし。小者中間返しもゝだち取べからず。道のしるからぬ時かへしもゝだち取ハわろし。又大かたびらうら打の時。しゆすのきやはんをすべし。又すみがささすべからず。又大かたびらのと

きハ。つゞら切付にをりしりがいをかけてのるべし。折尻がいとは。ばんどうしりがいと人の中物なり。切付のこしらへやう。馬かたの巻に具にしるすなり。猶色々の事候へ共。いらぬ事なれば略なり。

一すはう袴かたぎぬ小袴などの紋の事。只目にたゝぬが可ﾚ然候。さのみちいさきも又大なるも人によるべし。房小者ハ人の目に立候やうになるが能候。さもと有人ハ只めにたゝぬがよく候。

一すはうはかま上下かはるハ略義也。但十五まではくるしからず。又かうさきひやうもんハ御：んせいなり。是ハ一段の晴の時きせらるべき爲也。奈良御社參の時各かうまきひやうもんのすはうはかまをきせられ候しと也。又糺の河原の勸進猿樂の時觀世座の者共一日ハ一やうにかうまき。又一日は皆ひやうもんをきたるとて候。ひやうもんとハ。縦ば二色にて染たる事にて候。二色を三色四色に染分たるハくるしからず。それハひやうもんにてはなし。只色ゑたるなるべし。又すきすはうとは越後布を染たるを申候。是ハ六月七月兩月各着候。八月朔日よりあつきすはうにて候。當時すきすはう御免の御禮など申入られ候て年中めし候事珍しき由金仙寺宣ひ候し。又もちさゆみハかりそめにも殿中へハ着候はず候。かげにてハ射手すはう鞠などには用候つる。それもきとしたる時ハ斟酌たるべき由候し。

小袴の事。もと／＼はふときかほそきかにてこそ候へ。すぢならでは付候はず候つる。ながきハ足のつぶゝしの邊迄とゞき候にくゝりを入て。犬などの時にくゝりをしめて。其上に行縢をはき候也。當時はなが袴の替りに被ﾚ用候裡にちとながく候て可ﾚ然候。御かよひなど

の時足の見え候ハ尾籠に候。又肩衣にハいにしへハ我紋をかならず付候つる。當時ハ一向かはり候。乍ㇾ去小袴もかたぎぬもめにたゝぬやうに候が能候。

一すはうのひもかはの事。黒梅小紋の付たる紀伊國革可ㇾ然由申候。金仙寺ハ黒梅被ㇾ用候し。むらさき革は打まかせては付候まじき由ふるき人被ㇾ申候し。乍ㇾ去近年あつかひも候はず候。當世見及候は丹波目結。ひきめかはなどをひもに付られ候。さもあるべく候か。又ひもハ一文(ひともんイ)とて昔より定たる事にて候を今ハ殊外ひろく候。不ㇾ可ㇾ然候。又きくとぢはすはうをほころばかさじが爲にて候へ共。今ハそく飯にて付候。きくとぢも大に見え候。

一十德の事。いにしへハくずをしろくても又黒く染ても被ㇾ用候つる。十德の上に帶をし候つる。又奉公の人などは犬追物見物などの時ハすはうはかまの上に十德を着。ゑぼしを持せられて。若よび入られ候へば。十德をぬぎて烏帽子をきて被ㇾ出候よしなど申候。はなち十德ハ御禁制のうち也。

太刀打刀之作やうの事。

一金刀ハ御禁制にて候。乍ㇾ去いか程を金刀と申べきぞと候し。おりがね。くりかた。つか口などばかり金にて候ハくるしからず候。如此作たるハ色ゑたるにて候。こじり。柄頭。めぬき。かうがい。小刀のつか金にて候はんずるが金刀たるべく候か。凡つか打さめ。さやのし付。又金具。めぬき。かうがいまで金なるは中々不ㇾ及沙汰。古ハさやうなる刀をば。さもとある人ハさゝれ候はず候。或ハ小者房などさし候し。からきのさや。かいらぎ。さめざやなどハ若衆ハさゝれ候し。それも殿中にてハ見及申候はず候。をしざめ又あゐざめなどかけたるハ年寄

たる人ハ差れ候し。又　公方樣の御こし物ハ。さやぬりをとし。つかがは。こしもと金。こじり柄がしら同前。それを黑くぬられ候。のみ入。つか口金。はゞき同前。御目貫丸の内につぶ桐やき付。御かうがい　しやくどう。みゝやきつけ。又ひの左右に御めぬきのごとくなる　少桐やき付候。桐八あり。御かうがいを二三寸をきて。金にてそぎつぎにつぐなり。御小刀。つかに金のくわんあり。又つかさやなし地。かなぐしやくどう。御かうがいめぬき前のごとし。又かうやくざやのも御座候し。又普廣院殿富士御覽に御下向候時　さゝれ候し御腰物おりかね師子くりがたに同二疋あり。小じりつか頭にもしゝすはり候。つか　さやかながい。石疊を金と貝にて　被入候。寸も少ながく御ざ候。大概御腰物九寸八寸計にて候歟。いくつも御座候へ。前にしるし候作にて候。御下緒ハ茶の糸又くれなゐと茶の糸にて一寸まだらに龜のかふなど打ませも御座候つる。からくれなゐの御さげをハ見申候はず候。又若人などハなし地いつかけ地の刀もさゝれ候。のし付うらのし付などハ近年人の御さし候。もどハ前に申ごとく小者房などならで　ハさし候はず。

一公方樣。御打刀ハいづれもさや袋に入候。しやくどう裝束。つばふくりん。金つかがしらこじり。又くりかたやき付。御めぬき前のごとく。丸に桐燒つけ。御さげ緒も半さげ緒。打樣まへのごとし。卷糸茶こん淺黃不定。いつもこのぶんに候。

一同御劍ハいづれもさや袋に入。赤うるしも黑きも御座候つる。柄ことの糸。かな具ぬりかなご。御目貫丸の内桐やき付。はゞき金。つばふくりんなし。まき糸。御打刀同前。御帶取淺黃

の布。足間かんたう。いくふりも此作り也。又御ひらざやと申て御裝束のときもたせられ候御劒。一段けつかう成金作にて御座候。しるされ候はず候。惣じていづれの公家も分ざい程ひらざやをバ御ほんぞう候。

一公方樣走衆御成の時はかれ候太刀いにしへハふくりんなく候つる。今ハふくりんの事ハ申にをよばず。大せつはこせつはなどまで金にて作たるをはかれ候不レ可レ然候由金仙寺宣ひ候し。又私樣のはきぞへもさやを錦にてつゝみ。大せつは小せつは。芝引。もゝよせ。石付。甲かね。かはさきかはのもん迄金にて作たる太刀をはかれ候。大名などハさもあるべく候。大かたの仁ハよろしからぬよしさた候し。

一私樣にても打刀をばぶんざい程こしらへ候て持せ候つる。

一刀のつかを絲にても革にても卷事。陣中にての事也。ゑぼし上下の時ハ不レ可レ然候。

一我刀を人の見候はんと申時ハ小刀をぬきて置べし。心づかひ也。主人御覽ぜられ候時ハ小刀共に參すべし。

折紙調候樣の事。

一先折帋のたけの高きハ猥藉也。公方樣へハ常々公家門跡。大名衆ハ備中紙小高檀紙を一重二に折て御用候。御供衆同前。大かたの人ハ小引合杉原など被レ用候。公方樣より禁裏樣へ御進上之目錄は大高檀紙一枚にて候。管領の御母より公方樣へ參候折紙大高檀紙一枚にて候。又細川殿より進上之目錄同前。被御一人にかぎり如レ此。折帋の調樣。攝家より公方樣への御折帋ニハ進上ハ候はで。色計あそばし候て以上と候。清花も此分ニ而候。餘の公家衆も進上ハ候はで。以上之奥に實名をあそばし。そばに上文字を御付候。縱バ如レ此。實名

上。又門跡も進上ハ候はで。以上の奥に何院と計候。是ハ門跡の事候。武家ハ進上とはしにかきて。以上の奥に名乗をかき。名字官途受領をも書候。又土岐殿一人名乗をバかゝで。土岐左京大夫と候。又私にてハ色計書て。以上おくに名乗を書。かたに名字官途など書ハ一段賞翫の義也。又受領にても官途計にても書候。是も賞翫。是ハ賞翫ながら前の程はなく候。又常に等輩ニハ只以上と計書候。色ハいく色も同前。ひろひて可ㇾ書。又人の内衆主人へ參候折紙進上と書候。　公方様へ武家進上の書やう同前。

一折紙に調候物の次第。大内殿より故勢州へ被ㇾ尋候時しるして被ㇾ遣候分。　公方様へハ御太刀一腰。銘。御馬一疋。毛付。印付。万疋。此字成べし。又千疋五千疋。私ざまにてハ御の字あるべからず。又太刀の銘ハ大方太刀のわきに付べし。又書状には用脚の異名を書候。折帋にはたゞ万疋千疋と有べし。又御太刀一腰。銘。御繪一幅。筆付べし数不ㇾ定。御香合一。堆紅以下可ㇾ付。金襴一端。色可ㇾ付。段子。繻子。數不ㇾ定。數多くバ何端とて色々可ㇾ付。此外ちんのほた。から絲。御花瓶胡銅。一。御香合一。御盃にすはる御盃の數不ㇾ定。何にても堆朱堆紅など付べし。　公方様へ進上の外御ノ字有べからず。　公方様へも金襴段子などやうなる物に御ノ字ハ不ㇾ書候。公私共に太刀そひ候ハゞ。一番に太刀を書べし。

一御太刀一腰。銘。御弓征矢。御鎧一領。同甲糸色付べし。御馬一疋。毛付。印付。公方様へ此分。

一御經一部。御香奠万疋。　公方様御佛事の時御香奠の折紙如ㇾ此。私にてハ御ノ字なし。用脚の數人によるべし。

一女中へ進上の折紙調様。万びき又ハ千びきなど有べし。又名乗ハ上ノ字をかなに下をばまなに可ㇾ書。名字官途もかなまなを交べし。私

にて女房衆への折紙此分也。又ぼん。かうばこ。どんす以下もかなに書べし。だんし十帖。引合杉原も十でうとかくべし。おりたる以下の折紙をもまなをまぜてかくべし。

一公方様へ折樽以下進上書やう。御盃臺。絵様可レ付。数不レ定。御折十合。数不レ定。押物五合。数不レ定。御樽十荷。数不レ定。京にてハ柳なれバ柳何荷共書。又御樽。天野何荷共書。是も私へならば御字あるべからず。是も女中へハかなになるべし。

一魚鳥を折紙に調候バ大かた鳥前魚後に書候。又大内殿より金仙寺へ精進と魚とを書ませて進上の時ハ如何と尋られし時返事にさのみ見及候はず候。但精進の物ハ前に候はんずるかと候し。又常に私にて昆布をそへ候事きとしたる時ハ見及候はず候。又常に進上候魚鳥の數の事。是又大内殿より故勢州へ被レ尋候時しるし被レ遣候分。鳥には白鳥。鵠。鳫。鴨。雉。鶴。雲雀。青鷺。五位鷺。鶇。鴫。鶉。四足には兎より外ハ參候はず候。魚には鮒。同鮓。鯉。鮎。同鮓。鯛。鱘。鮭。鱧。鯨。鰤。鯑。鱓。海鹿。鮫。鱒。鱸。鯇。鹽引。鮹。細鯉。來々。海老。擁劍。生海鼠。振海鼠。大蟹。煎海鼠。海月。海鼠腸。海糖。老海鼠。烏賊。筋子。眞鰹。波良々子。細螺。貝蠣。貝鮑。石花蛤。辛螺。榮螺。ばい。熨斗鮑。此外もあるべし。

一太刀と文箱渡之。文箱ハ左。太刀は右に持て。まづ文箱を渡して。後に太刀を渡すべし。

一文と太刀ハ。文を片手にて渡して。扨太刀を渡べきなり。

一段子などの卷物と太刀ハ。壹端貳端ハ文箱の如く渡べきなり。數多くバ兩人の役たるべく候。

一鐙と太刀。大畧鞍に同前。

書札之事。

一消息のはしをひろく奥へ二行ほど置候。是ハ

文書の義也。常の消息のはし狹はげすしき也。三寸六分計置べき也。又狀のおくを折事。一寸八分計折べし。ふかく折ハ狼藉なる事也。

一貴人の御前にて物をかく事。御硯を給て書に墨をしげくする事しかるべからず。一度におほくあるやうにするべし。筆をあれ是取かへて書は狼藉也。書はてゝ御筆を墨にてなをして置べし。すゝぎ淸むる義也。

一內封たて文あて所の事。敬人のかたへハ家人の名字を書て。我名乘の下に上文字を少そばへよせちいさく書べし。人々御中と書程の所へハ上の字書べからず。等輩の少し敬方へハ御宿所と書て。眞中に其人の名字を書。又進之候と書て。其眞中に名字を書ハ等輩の儀也。進覽と書ハ賞翫なり。御宿所と書たる程の事也。大方御宿所ハ武家の宛所也。但屋形といはる程の所へハ書べからず候。人によりてあひはからはるべし。又小路名。御宿所。同公家門跡などへ。御宿所と書事いはれなきか。當時ハ少しかはり候か。

一同あて所次第の事。第一賞翫は家人の名字を書。是を付狀と云。或人々御中。或御宿所。或小路名。又御返報などゝ書て。名字官途をかゝで。我名乘ばかり書たる賞翫也。或面に人々とも。小路名をかゝで。表卷のうらに名乘ばかりを書事あり。是ハ面に書たるよりも賞翫也。

一腰文の時。あて所を封めよりたかく書ハ賞翫なり。下りたるは尾籠也。

一名の書所。上中下の事。月日ハかはるべし。

十月九日
誰がし殿。是ハ賞翫。

十月九日
誰がし殿。是ハ等輩。

十月九日
誰がし殿。是ハさげたる也。

吉川六郎殿 進之候 忠久

中原民部丞殿 進之候 吉久

松本左衛門尉殿 康

正長

是ハ賞翫ノ分也。封めより上から進之候ヲ書。

是ハ等輩ノ分也。但少ハ賞翫也。封めの下より進之候ヲ書。

是ハ打付書也。そば付なし。

返事の時如此。我名乗計書之。表巻に何にても書ぬハ等輩より賞翫。

一殿文字其品あり。殿。賞翫。殿。同。殿。等輩。殿。下様へ是を書なり。此殿を書たるハ。かなにとのと書たるよりハ。少賞翫也。又かなにてとのと書たるハ。かゝざるほどの事也と云々。

謹上等同人ニ書。常の禮也。又謹上と書時ハ。らいし有べし。

書様受領の人ハ如此名字をば裏に書べし。又官途の人ハ。或ハ左衛門尉春成など書て。是も名字はうらに書べし。

一らいしハ謹上の時ハ別たるべし。一枚帋に書べし。進上とかく状。同時ハ禮紙友帋なるべし。進上ハもとより至極の敬。謹上も等輩といへども。謹上と書て人々御中とあれば敬也。惣じて謹上は。ちと敬方へも等輩へも又さがりたる方へも書也。某殿の殿文字。文章の替も

受領の時ハ如レ此苗字を裏に書レ之。賞翫也。常に等輩に者裏書無レ之。
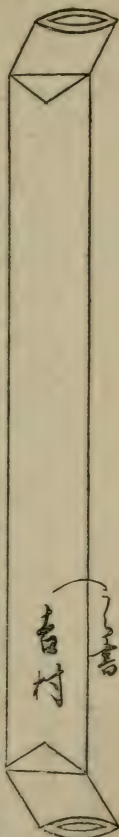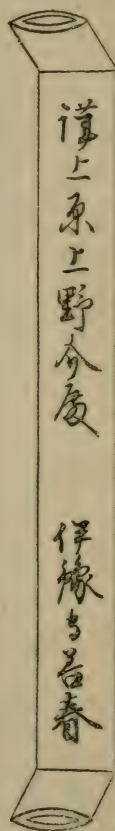
無官の人ハ如レ此氏を書て名乗を書べし。
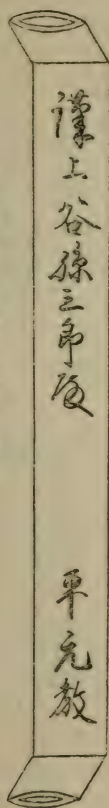
無官の人裏書の事ハ同前。

入道は沙彌常胎など書也。
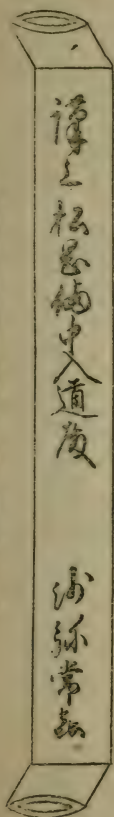
入道の時宛所入道ならバ如レ此なり。

あるべし。謹上と書たる狀の返事ハ謹上と書べし。上と下との程らひありと云り。

一進上ハ主人父師匠等。特に敬人に書之。但主君に進上の字ハ無便と云義あり。其故ハ進上と書つれバ。直に獻狀の義也。すべて主人に不限。敬べき方には其家人の名を書べし。家人と等輩たらば可存等同禮也。賜主君自筆の御書のとき。於其請文可正禮義也。

一奉父許狀。進上人々御中某上。或は進上某殿と書べし。又伯父の方への書札。親の方へと同前たるべし。

一腰文。大かた内封狀にはかはらず。但奥に宛所有べし。一枚に書たる狀の事。面に書留たらば。奥にあて所書べし。裏に書留たらば上書計なるべし。又二枚のうらへ書狀恐惶謹言と日付計書たるはわろし。三行計にて留たるは子細なし。又候と云ばかりなりともあらばとゞむべし云義あり。いかゞと申ならはし候。

一名乘を高く書て判を大きにする事猥藉なり。又狀を草字に書事不可然。殊敬候方へハ。いかにもしんに書べし。常の義也。恐惶をもいかにも墨ぐろに眞字にかくべし。又かたに或ハ小路名。院號以下人の名など付候をばちいさくかくべし。惣じて墨のこきうすき。文字の大小により。賞翫の義有べし。これを秘事と申。文の卷やう大小口傳有べし。（宛所墨うすく。文字少ハ賞翫也。）恐惶などは墨ぐろにたしかに書べし。文卷を大にまくハ然るべからず。又名乘大にかくハびろうなり。

一腰文封ずる事。墨を二引て點を打也。封と云字をさうに書たる躰也。假令バ如此〆。物など包ての封にハ一引べし。一引て點をうつハさげたる心也。〆かくのごとし。又公家方には。封めに我實名を一字あそばす也。

一兩判のとき。表卷には等輩の時は右筆の人位高く共日の下に名をかくべし。一方上衆ならば。表卷には上衆の名を書べし。縦バ奉行と評定衆の時。表卷にハ評定衆の名を書べき也。自餘准レ之。又連判ハ何十人もあれ。奥次第あがり成べし。

一兩人の名を書時。奥ハ前あがり。上卷ハおくあがりなり。縦バ。

上吉川左衛門尉殿
おく。　下戎田彈正忠殿

表卷。　下戎田彈正忠殿
上吉川左衛門尉殿

一人の被官主人の傍輩の方へ書狀を遣候時。文章いかにもゐんぎんに書て。留等ハ此等之趣可レ有二御披露一候恐々謹言と書べし。宛所ハ家司の名。若家司の人をしらずば。人々御中。或ハ居所。或何殿御屋形と書べし。其時ハ恐惶謹言と書べし。さうに草書べからず。同人門跡の坊官の方へ遣候書狀同前。宛所或ハ小路名。しからずバ御坊中。兵部卿殿らうなどとかたに書べし。

一恐々謹言。是ハ敬書様。恐々謹言。是ハ等輩。恐々。是ハ下手。又縦恐惶謹言と書たり共。草ならバ眞の恐々謹言には劣べしと云説あり。草成とも恐惶ハ眞の恐々にはまさるべし。然者恐惶と書位ならば。能々眞にて書べきなり。又如レ此恐々と書たるは尾籠也。下様へハ如レ此狀如件。或謹言など草に書て。名乘ハかゝず。判計する也。表卷には草に名乘を書べし。又恐々。草に書たるは。恐々と書たるたぐひ成べし。宜レ預二御披露一候恐々謹言。又此旨可レ有二御披露一候恐々謹言。又可下令二披露一給上候恐々謹言。又令二披露一給候者所レ仰候恐々謹言なども書候。又同樣に書て恐惶謹言共書也。又宜レ得二御意一候恐々謹言とも恐惶謹言共書。又恐々敬白共。

恐惶謹言共。人によりて書べし。
一日付よりのけて奥に名を書事。さげたる心なり。一行半計をきて可書歟。又さのみよりたるは見にくゝ候し。
一宛所の次第前にもしるし候。家人の名。一人々御中。二小路名。三御宿所。四進覧之候。五高々と進之候と書て。かたに名を書事。六ひきくゑしんと文字を草に書て。名をひきく書たる。七進之候共不書してひたと名計書て我名乘計書事。八是をうちつけ書と云。進覧之候ハ賞翫の義也。但御宿所よりハ劣也。進之候よりハ賞翫也。又名字をバかゝずして。受領にても官途にても書事本儀也。名字かゝざるを緩怠とハ云べからず。又犬追物の日記などにも。子細有事にて候。又消息に名句對句好むべからず。
一宛所の脇に何とも書候事ハ。そばつけ共又は脇つけとも可申儀ニ候。

一消息三枚ならバ一枚づつ可卷候。二枚めは紙の裏の方ニ書なり。三枚めは紙の面に可書。何枚もこれを以て分別あるべし。消息のうらに書留たらば一行折て可卷。面にとゞめたらばおくよりまくべし。
一立紙を上下押ひらむる事ハいやしき也。鯉の口を表して色々と丸めて捻也。又一説に上をば押平めて。下をばおろ／＼と丸むと云々。是ハ上より雨露なんどの中へ入まじき爲に押平め。下ハ中ニ入たる露などを留間敷用なり。おろ／＼と圓むと云々。
一文書のうらに判形を居る事。半程より下へさげて可然。奥端へ寄たる見悪き也。近代如此。但故實共有べし。又合とある文書には。其下にさげて判をする也。
一重而謹言と書ハ禮帋に書言葉なり。
一三職ハたがひに進之候と在之。又人の御心に

より候て進覧共あそばし候か。おなじ御家ながら職御持候はぬ前には。人々御中共調られ候歟。其外の國持衆。御供衆申次以下へハ。打付書にて。公家へは御家により替りめ候べく候。

一馬をよそへ遣候狀に毛付印などの事。常のごとく書べし。あるひはおろしがね。須彌たぐいなどあるをバ別狀に可レ書。先本印を書て同く下印を書べし。太刀なども同前。彥間田鏁須彌たらいなど一段の事をば內狀に可レ載也。又敬方へは雲雀毛。黑毛。靑毛などと毛といふ字を書のすべし。常には黑靑雲雀など書也。

一御書畏頂戴仕候。是ハ主人の方へ御返事の文章也。御書謹而拜見。是ハ主人の御親類中などに相はからひて可レ書レ之。御書委細拜見申候。是は少かはる所有。貴札委細。等輩よりハ賞翫。御狀委細承候。等輩。猶樣々可レ有レ之。

一文を勘する時合點の道別に他說なき也。たゞし皆合點を長く引べからず。三分計よろし。字の上へ引かけたるハ不レ可レ然。名乘ハ人の名乘より右にちと下て書べし。又書狀の袖書ハ三字計下て書べし。

一內々の狀などに足下。座下。床下。上ニ玉と云字を書事も有。玉の字少賞翫也。又机下。硯右。座右。窓下。雨の日など雨窓下。雪の日ハ雪窓下なども書候歟。返事には回琴。回雁。回鱗。回章。回鯉。回魚なども書レ之。いづれも返札也。謹呈。拜呈。拜答。尊答。拜覆。拜復など出家方へも可レ書レ之。又衣鉢閣下。侍衣閣下。呈上など色々書候。武家より何も禪家へ書レ之。おし出して武家本式ニ者。貴報。賞翫。尊報。同。御返報。其次等輩へもか。御報。等輩。御報ハ御返報より賞翫のよし申方候。大内方此分ニ候。安富勘解由左衛門蜷川新右衛門などへく。御返報ハ御報より賞翫の由申候つる。御返事。我より下へおくなり。悲報。同前。猶具に書札方書たる物にあり。

一女房文の書やう。いづれの御かたへらうかのへ

と書敬也まゐる〳〵と書ハそれよりつぎなり。
まゐるとばかり書て。眞中に其名を書ハ我より
下へ成べし。又文の上卷の事。二枚を可レ用。一
まいを折て用事畧義也。捻めに黑を長々と二
筋引べし。遠所への文には。うハ卷のうらに月
日ちいさく可レ書。たて紙の上下をおなじ程に
する也。又文のおく三行おりてうらへおり。
次ニ一行を面へおる也。ことなる禮義有べか
らず。名乘の上ノ字かな。下の字まなに書べ
し。名字又かたまなをまぜて書也。又女房の方
へも敬候には。めしつかはれ候御女房の名を
誰殿と書て申給へと書べし。留所ハ御心得候
て申給へとも。又御心得候て申入られ候べし
とも候て。あなかしこと留侍べし。惣じて女房
衆は賞翫候て書べし。文言ハいかにもすらす
らと男の言葉を書べし。又きしやう文ハ。たゞ
よのつねの詞よく候。又人により候て。古歌の
詞をぬすみ。言葉こはぐ〳〵しからず書つゞけ
候べし。或歌などをもちらし書ニかき。又歌を
詞に書つゞけていづく歌やらんと見えぬや
うにも書べし。料紙は四季によりて。春ハ梅が
さね。夏はあやめみどりのうすやう。秋ハもみ
ぢがさね。冬ハ松がさね。又引合などにふかぶ
かとにほひをしめ候ても可レ用。源氏物語にみ
ちの國がみのえならぬなど侍るハ。當時の引
合の事といへり。又文のふうじやうのかやう
に封じめにすみを付べし。の文字のやうにふ
うじすべし。文の上書の方にすみ付べし。
一首に不レ置二文字一の事。ちまりらさうとろへし
も。又尾に不レ居字の事。ほとこわか呆を佗
ならそろゑ是等なり。必不レ居にはあらず。あ
しく書ぬれば見にくき間。是等を嫌ふなり。あ
ながち堅じもなんじきらはず。歌の五もじに
は書まじきにや。七文字のかしらなんどには

不ㇾ可ㇾ嫌。

一禁裏仙洞様御手跡をば宸筆と申。御しん筆と云ハ誤り也。御の字あるべからず。又宮門跡のをば御筆と可ㇾ申也。平人の手跡をバ眞筆といふ也。是は正本の時如ㇾ此。又ハ手跡共申也。禁裏仙洞様のをば宸翰と申也。

色々の事。

一主（貴イ）人へ筆を參らせ候ハ。ぢくの方を右の手にて差出すべし。又筆のぢくの長さの事。眞の物ハ四寸貳分。行の物は四寸八分。草の物ハ五寸貳分といへり。又筆の異名多き物也。

一筆を久しく置候にハ。水に鹽をちと入て。其水にひたしてほして置バ。むしくひ候はず候。又墨を付て置もよし。

一からすみを置やう。さま〲申候へ共。たゞ四季共にぬり物に入て置。とき〲風はましたるが能候。又朽たる墨の水を取やう。紙をぬらしてつゝみて。あつばいへそと入たるもよし。又しきみの木をけづりて。それにてすりたるもよしと云り。又墨をする時あはの立事有。夫には人の耳のあかを少入てすり候へば。あはたゝぬよしを申候。硯に耳かきを入候も。なかばハ其爲と申。墨の異名同前。

一硯をはすのみのぬけたるからをきりて。其こぐちにてあらひたるがよし。

一人のもとより鷹馬鶯を送りたる使には。必太刀（などイ）を出すべし。使出家ならば別の音物を遣はすべし。

一鶯を貴人の御目にかけ候事。籠桶のさまの方を御前へむけ。左の手にて蓋をあけて。籠桶の上にあをのけて。御前の方へ丸わをなしをくべし。扨そとこおほひを取べし。こざしハこばんのいためにさし候。又奏者に渡候時も。今のごとく取出候て見せて。さて丸輪の方をさゝ

の方へなして。籠桶に入て緒をゆひて渡すべし。

一送り花の事。梅。かいだう。白桃。から桃。又草には水仙花。石竹。仙翁花。しやくやく。姫ゆり。ききやう。女郎花。菊などをも遣はすべし。又藤。山吹。李花。時によりて櫻のかへり花をも遣候。又七夕にハ公方様より禁裏様へ御花瓶に草花を立られて御進上候。丸花にさす花ハいろいろの草花。又たて花の用には時により。はす又水草以下をも可遣候。かきつばた。はなあふひ同前。

一人に名乘の字を出候事。うへの字を出すは少賞翫也。下の字を出す事當の義也。

一火打袋ハ四十以後さぐる。但それも晴の時ハ斟酌あるべし。殊に大なるハわろし。さりながら宿老入道ハくるしからず。

一人の色躰(佳イ)の事。さのみしげきハかへりて狼藉也。三度に過べからず。座敷の居やう貴人よりさがりて居べし。人により疊一二帖。又半帖ばかりなどともいふ。但座敷のやうたるべし。

一若人ハ弓馬鞠又ハ歌道の事。兵法。包丁又ハ當世はやり候大つゞみ。小つゞみ。太こ。笛。尺八。音曲なども。ちとハ稽古候て可然候。うたひはもじのあつかひ。口のうち以下口傳肝要候。四座ともにうたひのふしハ替り候へ共。程ひやうしあひ曲などハ可爲同前。うたひハ觀世大夫。(又三郎ぜうせいといふ。)其後。(三郎ゆうけんといふ。)其兄小四郎。同八郎。此四五人面白由沙汰候し。其外日吉源四郎。(宮わう大夫と云。)又虎菊三郎とてふるき名人候し。田樂に榮(ネイ)阿彌。聲もよく音曲も殊勝のよし申候つる。尺八には文阿彌(本座。)榮阿彌(新座。)など。そうあみなど。後ハたぐひなきよし申候つる。又若人ハ酒もりの時。一さし御舞候も能候。座敷舞をば大事のよし申候。いにしへの名人の事ハ

見候はず候。近世には觀世ぜうせい。同ゆうけん。おぢの彌三郎。大つゞみ大藏大夫。日吉大夫虎千代。是等をおもしろきよし申候つる。しらうとにハ一色匠作。故穐庭備中元重。座敷舞を勝たるよし猿樂衆も申候し。手猿樂はしかるべからざるよし申傳候由故勢州も堅くの給ひ候し。又犬笠懸の仕やうハ。誰も大方ハ御存知候ても能候歟。稽古ハ人によるべし。馬ハ誰も御稽古肝要候。鞍つき人成大かた見能やうにして。人前にて打まはされ候はんずるやうなどは御覺悟も大切候。たゞ馬達者なるまでハ人によるべく候歟。又手習專一候。手もわろく餘りに人の文盲なるハ不レ可レ然。ちとハ學文候て可レ然候。立振舞物いひまでふつゝかならぬやうに心がけらるべき事能候。兵法など心がけられ候へば。萬氣遣無二油斷一候て能候。歌連歌ハ和國の風なれバ思ひすてらるまじく候。碁將棊楊弓以下もしり候はぬハ無下に候。すぐろくハ御しり候はでもくるしからず候か。いづれも人によく御尋候て。げすしからぬやうに御稽古專一候。藝ハ能候へ共。かたきいやしきハわろく候。御たしなみ候べく候。

一あしなかには禮有まじく候。惣じてしきれなどには禮候まじきなり。其故ハ。しきれハ沓代也。沓には禮なき物也と公家衆ハ被レ仰候。但當時ハ禮候べし。

一よめ入の供に猿毛の馬に乘べからず。猿皮うつぼ付させず。うみなしの鞍にのらず。故實也。

一人の女(妻イ)むかへの事。色々申候へ共。家々又ハ人の程らいにもよる事なれば。時宜不定たるべし。先初日より二日まで男女ともに白色を着すべし。三日めには色なをしとて色ある物を着候。三日にあたる日男の方へ女房の方より

引出物候。男方よりハなし。女房達ひちやうなどには引出物あるべし。又こしよせたる役人の女房には。必女中方より引出物有べし。

一人の元服の引出物。弓征矢を遣候に切符の羽の付たる矢を不レ可レ遣候よし申候。其外物いまひする人に祝言の時聲ひゞきわろき物掛酌すべし。又わたましの時。衣裝以下赤色不レ用候。火性の馬つかはすべからず。

からかさの事。

一かさの役人。墨かさハ小者の役。　公方様其外公家門跡。禪僧武家同前。又朱柄のかさハ。公家門跡其外出家ハさゝれ候。武家には大名其外随分の衆ならではさゝれ候はず候。大方の俗人ハさゝるべからず。又雨がさハ　公方様御參内八幡御社參以下きとしたる時ハほういの人さし被レ申候。私にてハ中間さし候。又かさをあつかい候事ハ中間の役ニ而候。人にかすも餘所よりかるも中間取次候べし。又からかさのほねをぬりたるハ。人の內衆ハさすべからず。小者ハくるしからず。

一笠袋のこしらへやう。惣の長さは笠によるべし。上のぬひ殘す分一尺貳寸。裝束革の長サ同前。革の先なけんさきに切べし。ぬひ殘たる所に可レ付。布ハ笠によりて三布又二の半にも有べし。ちとさきほそかるべし。裝束革は菖蒲革。ごめん成べし。重ねやう菖蒲がは上。ごめん下なるべし。革一たけを二に折てあなをあなたこなたへあけてとをすべし鞆の取革のごとし。弓袋の裝束と同前。菖蒲なければ黑革もくるしからず。但略義なり。又下の縫殘す分是も一尺貳寸といへども。それハみじかし。一尺五六寸程にすべし。袋の一方の下を折かへして縫なり。是ハ自然公方家には沓を被レ入。武家にはじやうり足半を可レ入ため也。袋の一のハ下をきり。二のハ上へ折返し

て縫べし。返したる布のはしを一尺計縫あはする也。大かた繪圖にあらはす。縫やうふせぬひなり。右へふすべし。

菖蒲革。先けんさきごめん。けん先縫殘したる布。三のハ三のながらほころばすべし。

こゝもとにてゆふべし。此かは菖蒲革又黒革成べし。此一のハこゝを切べし。

此切たゝ方を袴のすそのことくぬふべし。
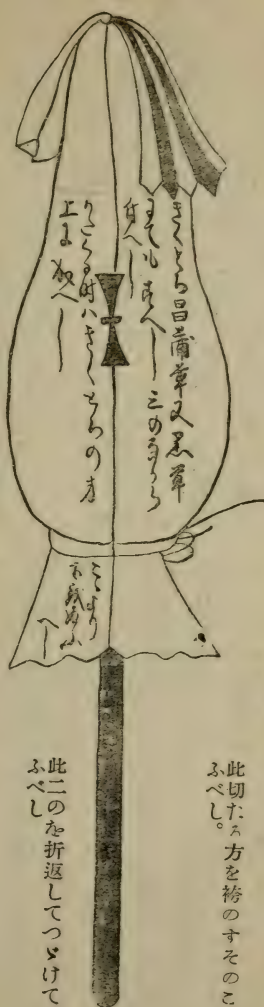
此二のを折返してつゝけて上へぬふべし

爰に裝束革付べし。

折返したるこゝを一尺計縫合せて。こゝに沓又ハじやうりを可入。又此布をながく殘して旅などの時ハ馬のぬかをも入る也。故實也。

公方樣。公家。法中ハ白くこのりを付べし。武家に御晴の時ハ同前。常に淺黃に染て可用。裝束は同じ。猶口傳有。又人の内衆ハ笠を袋に入候はでもたせられたるがよしと故人ハ申され候し。笠持ハ人夫成べし。公方樣のハ人夫十德をきて帯をして持たるやうに覺候。常

にはたゞ人夫持候。馬に乘候時ハくらおほひをかけてもたせ候。又公家など御晴の時ハ人夫にてゑぼしに白きひたゝれを着て候。

公方樣御成の樣躰の事。

一御輿の時御劔御輿に入候。常には走衆六人左右に番て參られ候。次第ハ毎度くじ取にて候。御こしの際左。其次右。其次さきの左。又右。其次中の左又右也。中くぼに候。又御旅などの時ハ。久鋪まいられ候仁。御こしぞへに左右共にまいられ候。其故ハ所々の名をも御尋候はんずる爲也。又ふとして御手水をもかけ被申候。又御車の時ハながえのきはをつのぎはとて賞翫なり。御晴の時はほうい太刀はき。參勤も其分ニ候。是もつの際の左一右二。但つのきは佐々木名字の衆。子細候て古へより參付られ候。御先ハ赤松名字の衆。伊勢名字參候。慈照院殿。常德院殿。大將の御拜賀の時。伊勢名字參勤致し候。つのきは第一。御先。第二中。次第にくぼく候也。

一雨ふり候時御こしにゆたんかけられ候事ハ、公方樣御輿には見及不申候。御旅にて一段雨降風吹候へば懸られ候由候。さ候へバ御供衆も蓑をめし候。御こしにゆたんかけられ候はねば御供衆もかさを御さし候はず。御臺樣の御こしにハいづくにてもゆたんかゝり候。御車の時ハ御ゆたんかゝらぬ程ハ御供衆もかさをも御さし候はず候。

一公方樣御小者。もゝはゞき脚半ハ十月五日內野の御經へ御成より三月三日まで被用候。雨ふり道わろく候へば走衆も御小者も脚半をばとられ候。大名の內衆同前。又大口ひたゝれを着候時ハ。誰も脚半をし候。總じて赤すねの見え候事尾籠なる事にて候。

一同御小者六人宛番におりて走り申候。左候程

に大名衆ハ四五人程迄も過候由故人には被ㇾ申たるとて候。當時大名のこしの先へハ十人あまりも走候。又大方の人ハ小者二三人に房可ㇾ然候し。惣じてハ人のぶげんによりて召つれ候。人數はさだまらず候よし申候。公方様には御中間とてハなく候。房同前。御長刀もたせられ候事候へば。門跡の御力者參候。又御犬笠懸の時御てうづをバ御すゑの仁取申候。御むまやの者ハ御座候。又御はりこしにめされ候間。御門跡の力者御こしに參候。又八幡御社參の時ハ。ほういの人御こしのきはに御劔をかたげて東寺の南大門の前迄まいられ候。そこにて御輿立候。御劔を殿上人御取候て御こしに御入候。又八幡の入口にてほういの人御劔を請取。前のごとくかたげ申され候。又鹿苑院殿野御遊雪野などへ御成の時ハ。走衆又ハ御すゑの衆御劔をかたげられ候て。御馬のきはに參られたる由申傳へ候。

一御輿の前に御馬ひかせられ候事ハ。所により候か。

一御成の在所により弓うつぼ御付候。八幡。鞍馬。高尾。大原野。北野などへハ。御供の人うつぼを付弓を御持候。うはざしのしとう上に鞭を差そへられ候が能候。又常德院殿御時雪野の御遊の御成の時ハ。京中なれどもうつぼを御付候て弓を各御持候つる。其時ハ若人などハ矢數多くさゝれ候ても不ㇾ苦候。矢數多き時ハ丸めてさすべし。其時もむちハ身より也。弓うつぼの時ハうつぼ付弓持ながら庭上に祗候。畏候時ハ弓を横に可ㇾ持。還御の時同前。馬上にて弓を持やう。馬の耳二の間に少弓を右の耳の方へよせて可ㇾ持。ちと弓をすみかけてかろ〲と可ㇾ持也。弓をふり横に持べからず。又下馬あらバ沓をぬぐべし。大事出陣の時

は沓はくべからず。

騎馬の事。

一公方様御馬にて近所へ御成の時ハ。御劔の人馬上にて右の手に御劔を御持候。遠所なればバ御劔を右に御はき候。又御輿の時ハ御劔御こしに入候。又大名衆も輿の時は太刀をこしに被入候。其外ハ馬のきはに中間太刀をかたげて右の方を歩候。かせ者など主の太刀をはき候て馬のそばに走候事ハなく候。下馬候へば人によりて中間かせ者に太刀を渡被持候。

一騎馬の時馬打の次第。先陣一。次に後陣迄二三四五なるべし。　公方様には同朋いち後に參候。後陣いづれも伊勢守にて候。

一道のしるき時ハ返しもゝだちを取べし。沓をはくべし。

一御供の時ふと御輿をたちて下馬あらば。弓杖をつき前の御供衆を見合すべし。又すえ〳〵をうたれ候御供衆ハ。御成の時所近くならバ。馬上にて沓をぬぎ。足半をはかるべし。下馬して沓をぬぎ物をはき候へバ。遲々候て御こしに追付かね申候。古實にて。私にてもその心得あるべし。

一鞍馬。嵯峨。高尾への御成の時ハ。返しもゝだちを取候て沓をはき候。又あしなかを御はき候方も候。

一弓うつぼ付て御供の時。日も暮候ハヾひもをおさめ。自然の事候ハヾをしはだぬぎて。うつぼより矢をかり出し射べき覺悟有べしと故人ハ被申候し。乍去近きほどハさやうの事見及不申候。いかさま暮候ハヾ御劔の役人ハ御こしちかく馬を打よせられ候べし。それにしたがひて殘もその心得なるべし。

一馬打の事。小路のまんなかを馬をゆがめずをどらせず。いかにものりに步すべし。馬をせゝ

りをどらする事故人のいましめたる事也。
公方様御供其外晴の時も。かた手綱にて不レ可レ乗。扇つかふべからず。汗のごふべからず。よ所めすべからず。馬の耳二の間より一丈ばかり先を見たるがかほ持よく見え候。
一馬のさきへ走候小者打刀持たるハ左たるべし。足半持たらバ右。手あきハ中なるべし。左あがり成べし。房は中に小者よりちとさがり走るべし。又弓袋もたせられ候ハヾ。打刀とつがひて右に走べし。又はき物をまいらせ候小者ハ上役也。又小者に鞭をさゝせ候事ハ本式にてなく候。ゆがけをくびにかけ候事同前。晴の時あるべからず。
一弓袋かたげ候やう。前竹を上になすべし。又雑色うつぼを付て弓をかたげ候。前竹をさきになし。外竹をかたにあつべし。握より四五寸下をとり。つるをさきへなしてかたぐべし。うつぼの上に鞭をさすべし。じんどうさす事もあるべし。ゆがけをも持なり。大名ハこしの跡の右。馬上の人も馬の跡の右に可レ走。武家には雑色と申ハ。中間よりハ下。むまやの者よりハあがり也。公家には中間を雑色と被レ仰候。又公方の御雑色と申ハ又別にて候。大かたの人は雑色などゝて。ちう〳〵にはなく候間。馬やの者うつぼを付。弓をかたげ候。うつぼ付候はぬ時ハむち計こしにさすべし。
一御こしの御跡に馬を打事。御劔の人の小者御こしを見合て。半町よりちと近く可レ走。さて小者と馬の間さのみ遠きも近きもわろく候。見合せて能程に打べし。殘の御供衆見合て可レ打私様同前。
一私様のこしの供にじんどうさすべからずといふ。さも可レ有歟。
一御成の時御輿立候へば。前に申ごとくあるべ

し。但御旅などにて御供衆おほき時ハ。すゑの衆下馬候はでもくるしからず共申候。是は不慮に御こし立たる時の事也。定りて御こし立候處にてハ各下馬有べし。又佛神などの御前にてハ。所によりて御こしの前のながへ計立候事も候。

一御供の時長具足持間敷候。惣じて烏帽子の時は不ㇾ可ㇾ然。大名の内衆などハ不ㇾ苦候。但それもいにしへはもたせられ候はずとて候。遠所へハ野太刀。小鑓。弓。うつぼなどハくるしからずとて候。又用心などの御方にさもあるべく候。

一御供又私のありき出仕以下に太刀二振持候事は不ㇾ可ㇾ然。金仙寺故勢州なども。いつも太刀。打刀。長刀より外はもたせ候はざりし。又召遣候はんずる爲にはいくつも持せられ候。又山名方には常に太刀二振被持候つるとて候。

一人によりてこし御免候。三職其外御相伴衆。吉良殿。石橋殿など同前。御免のさたなくめし候。御相伴衆の内にも赤松殿。京極殿。大内殿御免候て被ㇾ乘候。土岐殿。六角殿同前。又細川右馬頭殿。勢州代々御免候。評定衆同前。奉行も式しやうの出仕の時こしにのられ候。又人のぶんざいによりめしつれ候者數さだまるよし申候。

一引馬の事。三職。御相伴衆。吉良殿。石橋殿。土岐ハ殿。六角殿。何もこしの先へ被ㇾ引候。其外の衆こしの跡にひかれ候。又あかきもうせんの鞍おほひハ。公方様の御物の外ハ。大名隨分の衆計いにしへハかけられ候つる。色のかはりたるをもたれもひげ候し。當時御免とていか成人もぶげんだに候へばかけられ候。無覺悟よし金仙寺物語候し。又鞍おほひかくるやう。鞍おほひの内に付たる緒を力革に結付

てうへをばむながいにて引まはすべし。又常の人の鞍おほひにはぱなめしを赤うるしにぬりたるを用たるが能候。

殿中さま〴〵の事。（いらぬ事ながら少々しるし候。）

一公方様御ひたゝれの色。かう。むらさき。くちば以下不レ定候。但正月ハしろきをめされ候。高倉殿より調進候。御所様御年寄られ候へバ。いづれの色もうすくなり候。

一正月五ヶ日大名出仕の時三職計御太刀（金）御進上候。十五日過て取申候。（十五日までは御前に立をき申候。）後に八幡へまいらせられ候。又細川淡路守殿進上の御弓。御笠懸。引目。朔日に主の御持参候て御前に立置れ候。是ハ殿中にめし置れ候。又御代始以下の御祝言の時。諸家より進上候御太刀。御馬。御具足。鳥目以下ことごとく八幡へまいらせられ候。車に積て善法寺へ納候。

一正月椀飯の次第。朔日時の管領。（騎馬五番十騎。）二日六角殿。（騎馬三番六騎。）三日土岐殿。（騎馬同。）七日赤松殿。（騎馬同。）十五日山名殿。（騎馬同。）各装束以下しるすにをよばず。

一公方様へハ九月九日の朝より御かゆ。焼栗九ツこぶ九きれ。（一寸四方。）百日参候。又御ゆるりハ同月晦日よりあき候て。三月晦日にふさぎ申候。惣じて表むきにハ御ゆるりなく候。常の御所に一御入候。御すみハ白すみとて河内（和泉イ）國横山と云所にやくすみにて候。又御對面所にはちうしやくの火鉢をゝかれ候。十月朔日より火鉢をゝかれ候。たて炭なるべし。私ざまにても急度したる時ハ立炭なるべし。又女中に置れ候御火鉢ハ。源氏の繪などに書たるやうに臺にすはりたる御火はち也。其臺ハこくしつにぬりてまきゑかな物あるべし。又炭さしそゆる事ハ手にて置べし。男女おなじ。

一女中方にとぼされ候御燈臺。是も繪にあるご

とく燈臺あぶらつぎするゝ物。內をバ白くぬり。外ハこくしつにぬりてまきゑ候。ふくりんハめつきさし候。立候柱もつかうのごとくゑり入て黑ぬりまきゑあり。かはらけのすはる所。あかがねにてまろくわをしてめつきをさす。三かなわにあしのやう成を。もつかうなり成臺にたてて。其上にかはらけをすへ候。柱の下の臺ももつかうにて。まんぢうなりに候。かき立木ハうすおしきをひろさ二分計にわりて。かはらけの上にをき申候。　公方樣御寢所には御たんけいにともされ候。あぶらつぎあかがね。必下かはらけに水いるべし。御たんけいの臺に油入候手がめとうしゆみ 以下入申候。前のだん何も注がたく候間大かたにて候。

一公方樣御寢所には御座をしかれ候。其上に御蓮敷被申候。御蓮ハへりをり物。裏にすゞしのきぬ付候。而常の蓮御とのへ物御小おぞ二をき被レ申候。御枕常の如し。黑くぬり候也。かまち同前。一方にはばく獏といふ獸を書申候。夏ハうすき御こおぞ一置申され候。御かちやうハ水色。角水引ハ段子。さほこくしつ。かぎしやくどう。七うち候へバ必同朋の役にておろし申候。夏冬共に御部や衆一人ヅツ每夜御そばに祗候。御部屋衆とは御一家の內一段御心安き仁たるべし。ちかくハ細川治部少輔殿。壽文殿と云御喝食。今一人ハ一色兵部少輔殿。此兩人うちかへうちかへに夜每に伺候にて候。女中に御しづまり候事ハ御座なく候。又女中の御かちやうハ二所につられ候。一は水引角ともにあかき段子。水色さほ黑し。かぎめつき。一ハ梅染。水引角黑き繻子。さほ黑し。かぎしやくどう。又つりはじめ申候時ハ。伊勢名字兩人此御役を勤申候。ちかくハ同名肥前守盛种。我等其時下總守貞仍。每日あげおろしハ女中の上臈の御役にて候。お

ろし申時又雨人參りておろし申候。

一正月五ヶ日。公方樣御臺樣へ御こは供御參。八の時分にて候。それを取次申候そう。先大草調進申候。大口ひたゝれにて候。次の御すゑのさいのきはまで彼親類持參候。それを中の御すゑのさいのうちから大草取次申候を同名衆請取候。ちかくハ故伊勢守。于時備中守。伊勢因幡守。我等。時に二郎左衛門。伊勢七郎左衛門。三の御末のさいのきはより女中の中﨟のきぬをめし。袴をめし。袴紅。むねのまもりを御かけ候て御取次候。五ヶ日御小袖の色もさだまり候。大かた注候也。

一內裏仙洞にてハ。公家達我御事を縱バ飛鳥井中納言入道殿俗にて雅康も代てなど御申候。人の事をも甘露寺殿を親長とあれかうなれなど被仰候。親王家。攝家。門跡にても此分ニ候。將軍家にても公家達ハ貞宗朝臣とあれなどと伊勢守事を被仰候し。武家ハ左樣に申事ハなく候。但二階堂殿ハ政行と仕てなど被申候し。それも公家達へ對しての事にて候。又公家には外記。官務。陰陽師其外賀茂衆以下をば皆實名を御よび候し。　公方樣へ申次披露の時も此分候。但賀茂衆を竹內松下など申たる事も候つる。

一常德院殿御代に犬追物さい〳〵御座候つる。花御所七間御厩の前のせばき御庭に繩をひかせられて御稽古候し。內々御人數藤中納言殿。金仙寺。貞宗。同故勢州。貞陸。小笠原民部少輔殿。伊勢因幡守殿。于時左京亮。小笠原刑部少輔殿。于時八郎。某。于時次郎。垪和右京亮。于時與次郎。其後金仙寺。御所にて千疋など御座候つる。其時ハ大名御供衆以下御手組に被參候つる人の內衆にハ。細川殿御內秋庭備中守。元重。奈良備前守。多賀豐後守。高忠。めしくはへられ候し。ぶん後ハ度々けんみなどを仕候つる。弓馬のみやうがめんぼ

くたぐひなき事候。又御千疋の時に布施下野守めしくはへられ申候。又左やうの時の御人數は。大館興州入道殿私記常興の事也。俗名尚氏。の外ハ我等兄弟殘たる外ハなく候。

文明十一年の比御相伴衆御供衆以下の事

一管領。畠山左衞門督殿。政長。　細川九郞殿。政元。
山名左衞門督殿。政豐。　一色左京大夫殿。義春。
細川兵部少輔殿。　赤松兵部少輔殿。政則。

在國衆。

治部大輔殿。義良。　畠山左衞門佐殿。義統。
京極殿。政經。　大內殿。政弘。

御供衆。

細川右馬頭殿。政國。　山名宮內少輔殿。
畠山三郞殿。　大館刑部大輔殿。政信。
武田彥太郞殿。親信　赤松孫次郞殿。元祐
伊勢七郞殿。貞陸。
細川兵部大輔殿。　細川淡路殿。成春。
細川民部少輔殿。政春。畠山又次郞殿。
富樫中務少輔殿。伊豆。赤松次郞殿。
赤松刑部大輔殿。　伊勢守殿貞宗。御番はづれ。

申次。

大館刑部大輔殿。　畠山刑部少輔殿
上野民部大輔殿。　伊勢左京亮。貞誠。
伊勢下總守。貞藪。　伊勢備後守。貞熙。

走衆。

後藤佐渡守殿。　藤民部中務少輔殿。
竹藤左京亮殿。　小串下總守殿。
遠山喜太郞殿。　市新左衞門尉殿。
長下總守殿。　廣戶刑部丞殿。
角田彈正忠殿。

一管領。　畠山左衞門督殿。
所司代。　浦上美作守。則宗。
侍所。　赤松兵部少輔殿。
侍所開闔。　松田豐前守。貞康。

政所。　伊勢守殿。
　政所代。　蜷川新右衛門尉。親元。
　政所開闔。　布施下野守。英基。
　　東山殿へ御移候て御供衆ニ八。
大舘刑部大輔殿。　畠山中務少輔殿。政近。
伊勢守殿。　伊勢因幡守殿。貞誠。
　御部屋衆。
細川治部少輔殿。政信。　一色兵部少輔殿。
　申次。
大舘刑部大輔殿。　畠山中務少輔殿。
伊勢因幡守殿。　伊勢右京亮殿。貞遠。
伊勢上野介殿。貞弘。
　走衆。
後藤佐渡守殿。　藤民部中務少輔殿。
　番衆少々。
　同朋。
吉阿。　調阿。以下少々。

一京御所様には御相伴衆御供衆前のごとし。
　申次。
大舘治部少輔殿。　上野民部大輔殿。
伊勢次郎左衛門。貞頼。改仍宗五。　伊勢肥前守殿。盛種。
伊勢右衛門殿。貞倹。
　走衆。
竹藤殿。　遠山彦太郎殿。
廣戸刑部丞殿。　河内民部大輔殿。
能勢殿。　市新左衛門殿。
角田殿。　小坂殿。
波々伯部次郎左衛門殿。
市近江殿。
一御臺様御供衆。妙善院殿。
大和佐渡守殿。　千秋中務少輔殿。
松田備前守殿。　安原薩摩守殿。
松田六郎左衛門殿。　三上兵庫助殿。
斑和筑前守殿。

一公方様御憑之事。
惣奉行。
勢州。
御はからひ方右筆。　との右筆。
伊勢七郎左衛門。貞熙。　下條殿。
から物奉行。　から物見候事。
千阿。　相阿。
取次の御とんせい人。
吉阿。　調阿。　台阿。　夏阿。
快阿。　越阿。　歳阿。
御所侍。　のふみ。　御ぜうじ。　常松。
御使両人。
伊勢次郎左衛門。　伊勢又七郎。
東山殿御移の後ハ　右筆。
伊勢又七。　伊勢次郎左衛門。
とうぼう衆などもわかり候。
一御臺様の御方。妙善院殿。

御はからひ方右筆。　との右筆。
伊勢因幡守殿。　星野宮内少輔殿。
ちかくハ御はからひの右筆。
大舘與州。
一禁裏様へ御進上の目錄ハ。勢州調被申候。たかだんし一枚にて候。御使ハ傳奏。御返しも御使同前。
一公方様より諸家への御返し目錄候。是ハ所によりて中引合又ハ小引合をも被用候。一枚成べし。前に御返しと書て。御返しの色を可書。御使の在所。公家には近衛殿。一條殿。二條殿。鷹司殿。九條殿。九條に御座候間御ざつしやうへ渡候。其外日野殿。三條殿。門跡には御室。聖護院。青蓮院。實相院。大覺寺。是も遠く御座候間御使渡候。三寶院。武家には斯波殿。細川殿。畠山殿。此外山名殿。一色殿。讃岐殿。畠山左衛門佐殿。赤松殿。大内殿。京極殿。吉良殿。石橋殿。澁河殿。管領御母。何も御使に必音物あ

り。
一御返しの御使の御禮に必武家衆ハ御參候。
一いにしへハ御たのむは三日參て候。七月晦日と八月朔日ニ參て候。又八月三日に御返しの御禮の心に又進上候しとて候。今は朔日の分計參候。さ候間進物かはる事ニ而候。
一十月いのこの時御まいり切とてきんとんのやう成もち參候。それを直に面々其外人によりて御給候。又不參時諸國又御前にてえ給候はぬ人の方へ申次して申出され候。其つゝみ紙にけぢめ候。大名衆其外國大名きつとしたる方へハ。下繪の紙に包まれ候。大方の人へは切はくの紙につゝまれ候。すえ〲ハ引合一がさねにつゝまれ候つゝみやう候。觀世大夫には大名のごとく下繪の紙につゝまれ候。つつみ候事上臈の御使にて候。つゝみ紙のうへを又杉原ひとかさねにて御包候て御出し候。申つぎとりつぎ候てかた〲へまいられ候。

いにしへの人のをしへ申事。

一三職の御門前をば必下馬すべし。但當職の時ハ御門あき候間。其御禮にて候由申人候へ共。あかぬ時も下馬しかるべき由親にて候者ハ申候。
一路次にて馬上ニ而三職に參あひ候ハヾ。下馬してかくれ可申候。若御覧じてこしより御おり候ハヾ。參候て御禮可申候。殘の御相伴衆に大かた同前。但赤松殿。大内殿。京極殿などは。少ハ人により候て禮には被出候はで。内の仁まで使を遣候て禮を被申候方もあるべし。乍去當時も事なればよく分別あるべし。
一三職御禮に參時禮に使を給候ハヾ。其使の所まで人を遣て禮を申べし。殘の御相伴衆同前。但人によるべし。
一帝王の御輿のさきへようのつかさの人やな

ぐひを負左右に供奉せられ候。其時御こしの左の人弓を弓手に持。右の人ハ右に持れ候と。て候。御鷹すへ候事同前。

一伊勢へ御參候を參宮と申候。八幡へハ社參と申候。熊野へハ參詣と申。賀茂下上と申候。北野をバ宮寺と申候。又聖廟とも申候。

古人の申ける事。

一人の本と申侍らんハ聖人をこそ申侍らめ。それハ今の世には有べからず。喩バいにしへ堯舜。夏禹殷湯。文王武王。周公旦。孔子より外ハ有まじく候。聖人とて世にゆるされたる人も侍らず。日本にハ聖德太子大師達などをや申侍べらん。聖人と申程の人ハ。萬にかけたる事なく。天地と心ざしを一にして。日月の德ならべたる程の事なるべし。よのつねは賢人などをぞ能人と申侍らん。それも今ハあるまじくや。賢人などの位に成程の人ハ更に我身と云事を思ふべからず。偏に國の爲民の爲。心をくだきをのれを忘れ。人をはごくむべきなり。又したしき也。道理といふ事一を聊の偏頗もなくおこなひて。世をしづめ人をめぐむなり。君をあがめ親を敬ひ。兄弟の道をたがへず。朋友の禮をみだらず。能をえらびあしきをすて。忠ある者を賞し科ある者をつみすも。其分にたがふまじきなり。名利を好まず財寶をおもくせざるべし。か樣の人こそ賢人とも君子ともいはるべけれ。左やうの人ハ今の世には有がたし。大かた佛神をも心にかけ。國をも民をもたすけ。我身を先とせず。さのみ欲心にふけらず。道理といふ事を先として私のなから[illegible]今の世には能人にて有べきなり。大かた[illegible]の代に至極わろき人中古によき人なり。中古にわろき人と申ハするの世によき人にてあるべしとからの文にも侍るとかや。聖人ハ五

百年に一度出ると云也。

一才學いみじくてからやまとの事をしりたりとも。それによりて心のよき事ハあるまじくなり。縦何もしらぬ人なり共。をのづから道理をしりたるぞ學問したる人とは申べき。いかに才學あり共道理にそむきたらんハ。學問せぬ人とぞの給ひし也。又北條時政より九代たもちたる事もすべて才覺のすぐれたる事ハなかりしにや。貞觀政要御式條など云物計をおぼえてわたくしなくおこなひし程は。すべて世もしづかに國も目出ぞ侍し。わづか成家の内をおさめ侍らん事だにたやすからず。まして日本の事を取沙汰し侍らん。誠に人の器用をもえらばるべきをや。私といふ事だにもさはさはとなければ頗有まじと故人ハ書をき給へり。又人の内にハ諫臣とて常にわろき事をいさめ申人の侍るが。何より目出事にこそ。藥はにがけれどもよく身をたすく。毒はあまけれ共後に病をなす。昔のかしこき帝ハ諫言を聞て其人を拜し給ひしと云也。

一或抄物に。弓箭取人ハ約といふ事の堅く侍るべきとぞうけ給り候し。承久の亂の時。院宣の御請文にて武士約を變せぬよし義時の朝臣もかゝれたりし。から國にも盟と申て。牛の血をのみて起請などのやう契約すると也。今も一揆などとしてハかやうの事侍るにや。大方君子ハ周くして比せずとて。能人ハ黨を立る事有まじき事也。唐國にも國の亂たりし時より牛の血などを呑けるにや。三皇五帝などの代にはさる事もあらじと覺侍る。たゞ上をのみあふぎて私の一揆などはなきこそよき事なれ。小人ハ比すとて。わろき者あつまりて黨を立て。能事をも申破る事ハ。返々あしき事也。盟と申事もたゞ合戰の時のわざにてあれ

ば。今も左様の時ハ一揆もさもありぬべきなり。さしたる事もなき時。私の契約無詮事なるべき也。

一人ハ心の内にたのしみを思ふべき也。其故は井の内のかへるの水をたのしみ宮殿樓閣と思ひ。大鵬と云鳥一羽に千里かけるも斥鷃とて夢計なる鳥の一二寸を飛も。たゞ其時のたのしみハおなじ事と申ハ。萬不足成人も心をなぐさむる事こそたのしみにて侍れと云へり。尤理なり。

一人をしる事大事のよし申侍り。昔より臣をしらせ給へる帝を聖主共かしこき御門共申けるにや。大方臣を見る事君にしかず。子を見る事父にしかずと申侍り。惣じて上として下を御覽せぬ事ハ不可有候。わろきをもしりぞけず能をもさのみ賞せらるゝ事なきにてぞ侍らん。人の善惡ハ世にかくれなき物也。十の目のみる所十の指のさす所なじかはかくれ侍候べき。又孟子といふ人の申たるハ。左右の人能と申をも又惡と申をも不可用。たゞ天下の人おなじ口に云を可用也。

一唐の文にも此國の日記にも。讒言といふ事を淺間敷事と侍る也。唐國にもさしもめでたかりし成王と申御門だにも。周公旦とていみじき聖人の目出おさめ侍しをあしき弟二人讒言し給ひしを。みかどまことゝ思召てしりぞけられき。雨風あらく世中さはがしくて。草木もかれしぼみ。秋の田のみもそんぜしうへ。周公旦成王の父武王の命にかはらんと云願書を物の中よりもとめ出されて。是程忠ある人なりとてやがてめしかへされて。讒言したる弟二人誅せられてこそ。世は目出く侍りしが。源氏大將繼母のそねみにてすまへながされ給ひし時。雨風やまずなどかけるは。此周公旦の

故事を書り。又日出きためしに申延喜ノみかども。時平のおとゞの讒言によりて。北野の御事も侍る也。鎌倉右大將家の御時も。梶原景時讒言によりてあまた人のそんじ侍りしと也。

一或抄物にかける女の身躰の事。大かた若き時は父に從ひ。人と成てハ夫に從ひ。老てハ子に從ふ也。是を三從と申也。源氏の物語などにも。三にしたがふと書り。先女ハいかにも心やはらか成べし。抑此日本國中ハ倭國とて女もおさめ侍るべき國也。天照太神も女躰にてわたらせ給ふうへ。神功皇后と申侍りしハ。八幡大ぼさつの御母にてましますぞかし。新羅高麗百濟國をせめなびかして。此蘆原の國をおさめ給ひき。又昔も推古天皇と申奉りしも女躰にて朝の政をおこなひ給ひし時。聖德太子攝政し給ひし。十七ケ條憲法などさだめさせ給へり。皇極持統元明元正孝謙の五代も女躰にて御位につき。政をおこなひ世をおさめ給へり。もろこしにも如此のためし多し。近くハ鎌倉右大將賴朝卿の北ノ方二位殿政子。と申せしハ。北條四郎時政の女にて二代の將軍の母也。大將薨去の後ハ一向鎌倉を管領し給ひ。いみじく成敗有し也。貞觀政要といふ書十卷をば菅家の爲長の卿といひし人に和字にかゝせて天下の政のたすけとし給ひしとなり。承久の亂の時も此二位殿の仰とて義時朝臣も諸大名に下知し給へりとなり。かくて光明峯寺殿のすゑの御子を鎌倉へ申下。養子にし奉り。將軍の宣旨を申なし給へり。七條の將軍賴經と申せし是なり。此將軍の御代貞永元年に五十一ケ條の式目を定られ侍て。今に至迄武家の鏡となれるにや。されば男女によるべからず。心かる〴〵しからず正直に道理たしかならん人。肝要たるべしと抄物に侍り。

一樵談治要の中に。人の威勢ハ善悪に渡るべし。道理を知れる人をばはぢおそれて誠に歸伏する事あり。又無理非道の人にはとがめられじとて心ならずはゞかる事有。三尺の利劍ハ箱の中を出ざれ共人是をおそれ。いかづちのこゑハ百里の外にきこえてたましひをけすがごとし。又猛虎ハ深山にある時ハ百の獸おのゝきふるふ。麒麟ハ角の上に肉有によりて勢ひあれども人を破らず。聖人は威有てたけからずとの給へり。此故に武の道ハ威勢あるを以て其徳とす。其威勢といふハ近きより遠きにをよぼし。小事より大事も成就す。ちかきを緩にすれば遠き人閒侍ておそるゝ心なし。小事をさし置れば大義彌成事かたし。法令さだむる所理にあたりて。おこなはるゝ事を施行せざるハ。違勅の人と云て一段罪科あるべき也。

一理運の御成敗そむかんずる輩ハ罪科に處せらるべし。代々武將の其例を以て義兵をおこして。朝敵に准じてすみやかに退治の沙汰に及ぶべき事。理のさす所左右にあたはず。しからずバはかり事をとばりの內にめぐらし。いかにも前非を悔承諾申様にうらおもてより可有計畧歟。是又仁の道にあるべし。夫またしからずば。私なき心をもて冥の照覽にまかせて。上裁を用ひず雅意にまかせバ。强敵は必自滅する事有べし。

一富貴の家にいたづらに寶をたくはへ人にほどこさざらんは。思ひ出もなき事なるべし。妻子珍寶及王位とて。死ぬる時ハ我妻も子もたからも位も一ッとして身にそふ事にこそと佛もとき給ふなれ。猿樂。田樂。傾城。白拍子其外座頭などにあたふる事ハ。さらに非分にあらず。但世のそしりをうけ人の恨を負ハ。無理

非道の押領をなすゆへなり。

一名と利との二ハいづれも人の願ふ事なれ共。利ハ一旦の利也。名ハ萬代の名なり。武士一命を捨るも名を思ふ故なり。無理非道の惡名をなにとも思はぬ事ハ。命よりたからは猶おしき物にや侍らん。慈鎮和尚と申人ハ萬の事ハ道りと云二の字にこもりて侍ると申給へり。我領知を人にとられじとすると。人の領知をおさへてとらんとする。その道理はいづ方に有べきぞや。もとより欲界の衆生なれば。欲なき人は有べからず。又迷の凡夫なれば。まよはぬ事はあるまじけれど。是ぶんざいの道理はさすがしり侍るべきに。あやまりをあらためんと思ひよれる事なきぞ。〔こそ脱〕終に我身の不運に侍るなれ。昔晉の世に周處と云人力つよくしてなす事人の爲に能事一もなかりしが。或時人云やう。今年はゆたかなれば。誰々もたのしみもこそすらめと問ければ。三害と云物未のぞかざればたのしむ人有べからずと答。周處その三害は何々と云ければ。一には南山にひたひの白き虎有て人をくらふ。二ニは長橋と云橋の下にみづちといふ物出て人をそこなふ。三ニは汝が振舞をいふと答へければ。周處此よしを聞て則つるぎをぬき持。南山に入て虎を亡し。長橋と云橋の下へおりてみづちを殺し。そのれも俄に學問をして引かへ善人となれるためしあれば。昨日今日迄あやまる事あり共。一念ひるがへせば無量の罪たちまちほろぶる事なるべし。此四段樵談治要に見えたり。此一帖ハ文明の比常徳院殿御所望によりて。後成恩寺攝政殿（一條殿）あそばされし物也。其御使某。（于レ時次郎左衛門貞頼。改レ仍。宗五。）

一或抄物に人の覺悟の事。先身をおさむべき事第一肝要也。身をおさむるとは心をおさむる

也。左候へば則身をおさむるにて候。我かなはぬまでも心にかけ。いかにもたしなみ候が心遣にて候。心の師とは成とも心を師とする事なかれと申ハ。人ごとに初一念にうかぶ事を其まゝふるまひほしいまゝに候へば。善惡の分別なく候。能々心をしづめて道理ひが事を思案あるべき事也。人の教も教訓も才覺も入間敷候。我と道理をわきまへらるべき也。人ごとに我心の引事には道理を付。心にたがふ事をばひが事に思ふならひ也。能々分別あるべし。我心に思ふ事をやめて。人の道理をたつる事。喩ばたまきのはしなきがごとしといへり。所詮初一念をすてゝ。眞實の道理を相互にもとめて。をのづから我とさとりしるべしとなり。雅意にまかせ我心を本とし候はんずる人ハ。縦道理と心得候はん事淺ましき事成べし。か様の事を心得わくべきも。心の師となるにて有べき。

一人ハ大かたたかきもいやしきも。人の爲に辛苦をするならひ也。國を持所領を持人ハ。人民の爲天下のため。心をつくし可存其儀もの也。惣じて身に相當ほどぶんざいにしたがひて。德を諸人にほどこすべきと申す。ほしいままに人をなやまし。身の爲計思ふ事。佛神のにくまれかうぶるべきもの也。

一恩を知ざる人ハ畜獸にもおとりなるべし。用の有時ハいかにたのもし。其事過ぬればありし事にもせぬ事當時のならひなり。口惜しき事ぞと後成恩寺攝政殿あそばされ侍り。

一聖德太子の給はく。五常の語内典には五戒なり。仁ハ自をわすれ他をめぐみ。おやうきをすくひきはまれるを助け。すべて物ごとになさけを先とし。事にふれ心あらん。是を仁といふ。義とは富てをごらず積て能ほどこし。天に

せくゞまり地にぬきあしす。凡衆にまじはりてあらそはず。へりくだるを守りてゆづる。是を義と云。禮は臣ハ君をたつとみ。子ハ親に孝し。弟ハ兄にしたがひ。老たるを敬て上にしてあなどらず。下にしてみだりならず。是をなづけて禮と云。智ハひろくもろ〳〵の文をまなびあまねく萬の藝に達し。ふるきをたづねあたらしきをしる。大かた三たび思ひて是非分明なる。是を智といふ。信ハ心すなをに言葉たゞしく。道にあらざれバ行はず。善にあらざればくみせず。惣じて內外かざらず勤行誠ある。是を信と侍り。

老耄殊文盲事候間。書ちがへ又落字も可有之候。外見努々憚入候。

大永八年正月日　下總入道宗五判 七十四歲

次郎殿

右宗五大草子以伊勢貞春本挍合原本一册也今隨便分爲二册

〔更合爲一册〕

大和田五月
田中敏治
知念武雄　挍

昭和三年十一月十日印刷
昭和三年十一月十五日發行
昭和十四年八月十五日再版發行
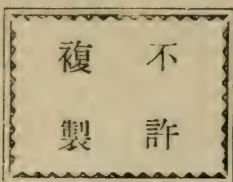
東京市豊島區池袋二丁目一〇〇八
續群書類從完成會代表者
發行者　太田藤四郎

東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九
印刷者　永島喜代次郎

東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九
印刷所　新英社印刷所

東京市豊島區池袋二丁目一〇〇八
發行所　續群書類從完成會
振替東京六二六〇七　電話大塚七一一八

（第二十二輯奥附）